

新宿区地域防災計画

(令和5年度修正)

案

【本 冊】

新宿区防災会議

凡 例

本計画書で使用する用語等は、次によるものとする。

1 機関名等の表記

(1) 区	:新宿区
(2) 区本部	:新宿区災害対策本部
(3) 災対各部	:新宿区災害対策本部を構成する各部
(4) 都	:東京都
(5) 都本部	:東京都災害対策本部
(6) 都〇〇局	:東京都〇〇局
(7) JR 東日本	:東日本旅客鉄道株式会社東京支社
(8) NTT 東日本	:東日本電信電話株式会社
(9) 東京電力	:東京電力パワーグリッド株式会社(東京総支社)
(10) 東京ガスグループ	:東京ガス株式会社、東京ガスネットワーク株式会社
(11) 首都高	:首都高速道路株式会社
(12) 京王	:京王電鉄株式会社
(13) 西武	:西武鉄道株式会社
(14) 小田急	:小田急電鉄株式会社
(15) 東京地下鉄	:東京地下鉄株式会社
(16) 区トラック協会	:一般社団法人東京都トラック協会新宿支部
(17) 医師会	:一般社団法人新宿区医師会
(18) 歯科医師会	:一般社団法人東京都新宿区四谷牛込歯科医師会 一般社団法人東京都新宿区歯科医師会
(19) 薬剤師会	:一般社団法人新宿区薬剤師会
(20) 柔道整復師会	:公益社団法人東京都柔道整復師会新宿支部
(21) 獣医師会	:公益社団法人東京都獣医師会新宿支部
(22) 国道事務所	:国土交通省関東地方整備局東京国道事務所
(23) 日本エレベーター協会	:一般社団法人日本エレベーター協会

2 条例名等の標記

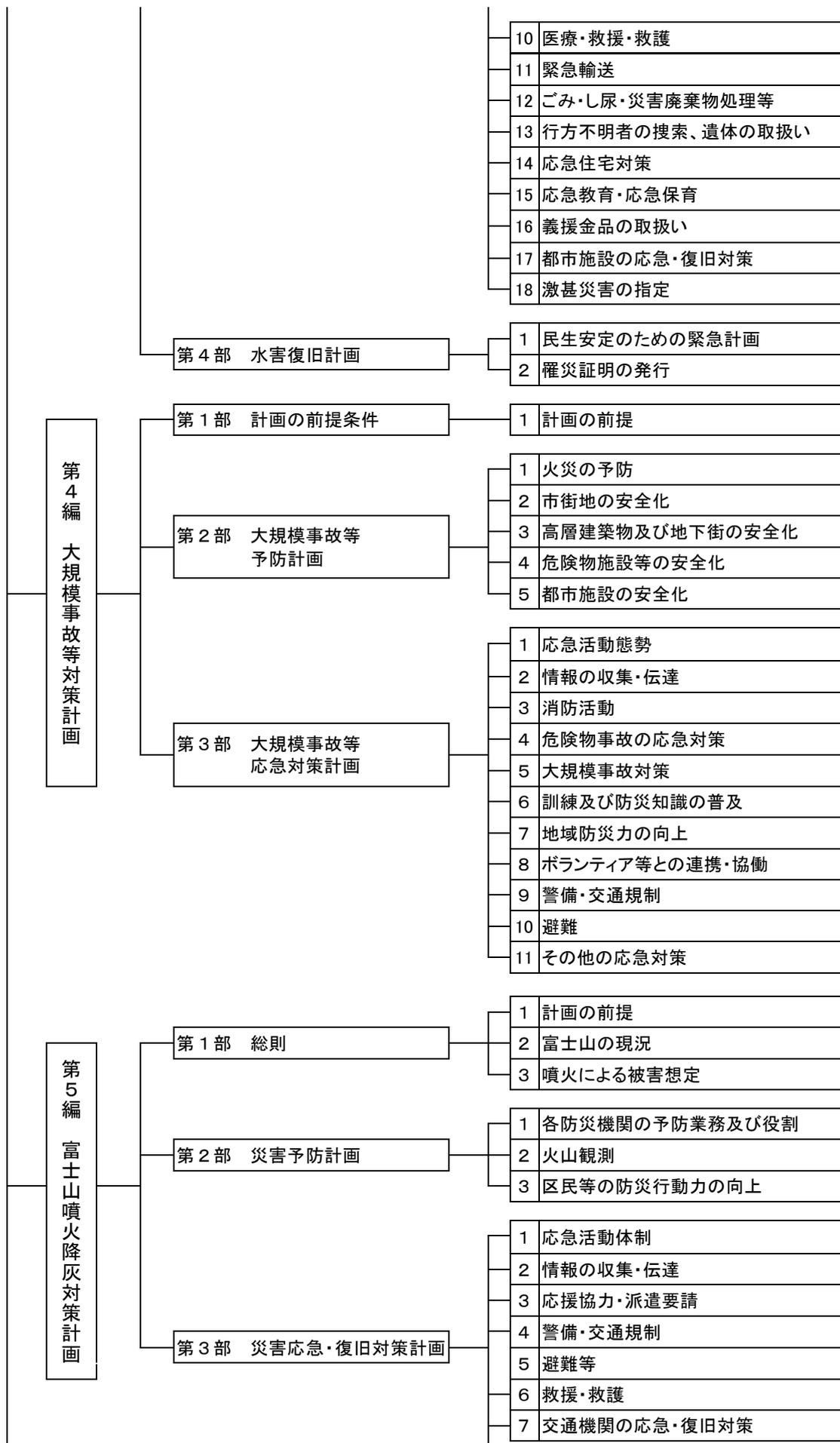
(1) 防災会議条例	:新宿区防災会議条例(昭和39年条例第34号)
(2) 災害対策本部条例	:新宿区災害対策本部条例(昭和39年条例第35号)
(3) 災害対策本部規則	:新宿区災害対策本部条例施行規則(平成8年規則第76号)

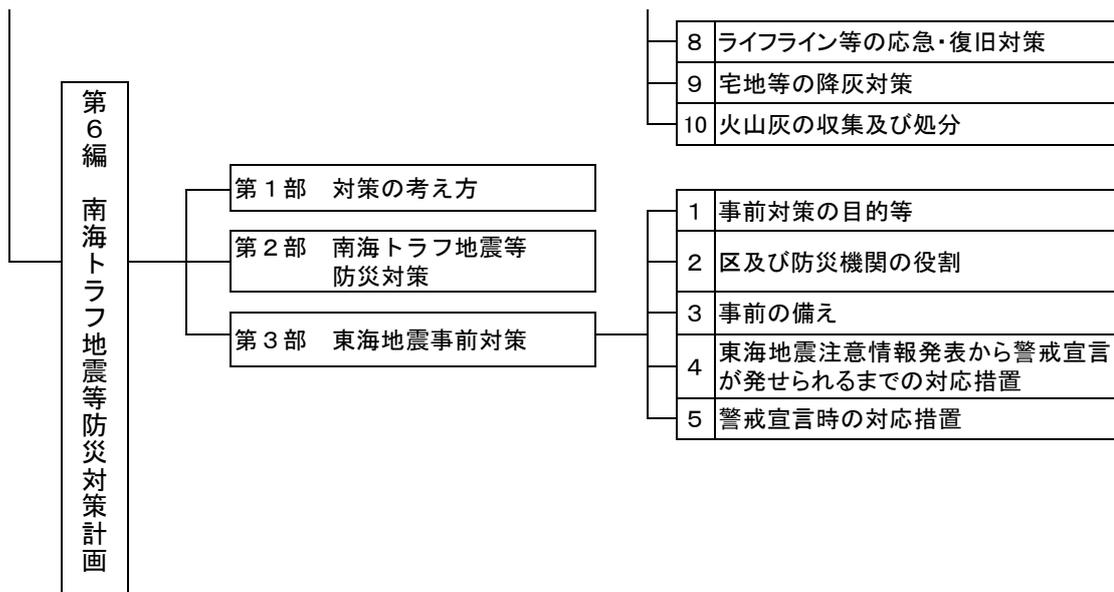
3 特定の用語に含まれる範囲・意味

(1) 防災機関	:本計画の業務大綱に網羅されている、区、都各部局、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体をいう。
(2) 防災関係機関	:計画事業に関係する全ての機関をいう。
(3) 震災	:災害対策基本法第2条第1項に定める地震により生じる被害をいう。
(4) 地震時	:地震による震動の開始から終了までをいう。
(5) 発災時	:地震により生じる初期の災害発生をいう。
(6) 震災時	:地震により生じる被害の開始から終息までをいう。
(7) 水害 (又は水災)	:災害対策基本法第2条第1項に定める暴風、豪雨、洪水等により生じる洪水害、土砂災害及び風害などの被害をいう。
(8) 大規模事故等	:災害対策基本法第2条第1項に定める大規模な火事、爆発及び危険物施設・鉄道事故などによってもたらされる被害の程度から災害とされるものをいう。

新宿区地域防災計画の体系（令和5年度修正）







目 次

第1編 総 則	1
第1章 計画の方針	3
第1節 計画の目的	3
第2節 計画の性格	3
第3節 計画の構成	3
第4節 計画の修正	3
第5節 他の計画との関係	4
第6節 計画の習熟	4
第2章 新宿区の概況	4
第1節 地勢の概要	4
第2節 面積	4
第3節 人口	9
第3章 計画の前提条件	10
第1節 地震被害想定	10
第2節 被害想定結果の概要	14
第3節 地域危険度	14
第4章 令和5年度修正の概要等	16
第1節 計画修正の背景	16
第2節 令和5年度修正の主なポイント	16
第5章 減災目標	17
第1節 都の減災目標	17
第2節 区の減災目標	18
第6章 複合災害への対応	21
第1節 複合災害への対応	21
第2節 複合災害に備え留意すべき事項	21
第2編 震災対策計画	23
第1部 施策ごとの具体的計画	25
第1章 区、区民及び事業者の基本的責務と役割	25
第1節 基本理念及び基本的責務	25
第2節 区及び防災機関の役割	27
第2章 区民と地域の防災力向上	31
第1節 現在の到達状況	31
第2節 課題	33
第3節 対策の方向性	34
第4節 到達目標	36
第5節 具体的な取組（予防対策）	38
1 自助による区民の防災力向上	38
2 防災意識の啓発	39
3 防災訓練の強化	45
4 防災区民組織等の強化	49
5 マンション防災における自助・共助の構築	53
6 ボランティア	55
7 区民・行政・事業所等の連携	58
8 地区防災計画の作成	58
第6節 具体的な取組（応急対策）	59
1 区民等の自主防災活動	59

第3章 安全な都市づくりの実現.....	63
第1節 現在の到達状況	63
第2節 課題.....	64
第3節 対策の方向性.....	65
第4節 到達目標	66
第5節 具体的な取組（予防対策）	67
1 防災都市づくり	67
2 危険物等の安全化.....	81
第6節 具体的な取組（応急対策）	85
1 消火・救助・救急活動	85
2 河川施設等の応急対策による二次災害防止	85
3 危険物等の応急措置による危険防止	87
4 公共施設等の応急・復旧対策	91
第7節 具体的な取組（その他施設の復旧対策）	94
1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復.....	94
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保.....	95
第1節 現在の到達状況	95
第2節 課題.....	96
第3節 対策の方向性.....	97
第4節 到達目標	97
第5節 具体的な取組（予防対策）	99
1 交通施設の安全化.....	99
2 生活関連施設の安全化.....	106
第6節 具体的な取組（応急対策）	111
1 警備・交通規制	111
2 道路・橋りょう・河川	121
3 生活関連施設の応急対策.....	133
第7節 具体的な取組（復旧対策）	139
1 道路・橋りょう	139
2 鉄道施設	139
3 河川施設等	139
4 水道.....	139
5 下水道.....	139
6 電力・ガス・通信等.....	140
第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化.....	143
第1節 現在の到達状況	143
第2節 課題.....	143
第3節 対策の方向性.....	144
第4節 到達目標	144
第5節 具体的な取組（予防対策）	146
1 災害活動体制の整備.....	146
2 事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定.....	147
3 消火・救助・救急活動体制の整備.....	151
4 相互応援協力等	155
5 応急活動拠点の整備	157
第6節 具体的な取組（応急対策）	159
1 区の応急活動態勢.....	159
2 消火・救助・救急活動	167
3 相互応援協力.....	170
4 救出救助機関との連携	178
5 自衛隊への災害派遣要請.....	179
6 他自治体への応援.....	184
第6章 情報通信の確保	185

第1節	現在の到達状況	185
第2節	課題	185
第3節	対策の方向性	186
第4節	到達目標	186
第5節	具体的な取組（予防対策）	187
1	情報機器の整備	187
2	情報連絡体制の整備	189
第6節	具体的な取組（応急対策）	190
1	防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）	190
2	情報の収集・伝達	192
3	広報及び広聴活動	200
第7章	医療救護・保健等対策	207
第1節	現在の到達状況	207
第2節	課題	208
第3節	対策の方向性	209
第4節	到達目標	211
第5節	具体的な取組（予防対策）	212
1	初動医療体制等の整備	212
2	医薬品・医療資器材の確保	216
3	医療施設の基盤整備	217
4	遺体の取扱い	217
第6節	具体的な取組（応急対策）	218
1	救助・救急医療活動	218
2	行方不明者の捜索・遺体の取扱い	227
第7節	具体的な取組（復旧対策）	231
1	防疫体制の確立	231
第8章	帰宅困難者対策	233
第1節	現在の到達状況	233
第2節	課題	235
第3節	対策の方向性	236
第4節	到達目標	237
第5節	具体的な取組（予防対策）	238
1	帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底	238
2	帰宅困難者への情報通信体制整備	244
3	一時滞在施設の確保及び運営の支援	245
4	帰宅支援のための体制整備	247
第6節	具体的な取組（応急対策）	250
1	帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応	250
2	事業所等における帰宅困難者対策	251
3	駅周辺での混乱防止	252
第7節	具体的な取組（復旧対策）	255
1	帰宅ルール等による安全な帰宅の推進	255
2	徒歩帰宅者の支援	256
第9章	避難者対策	257
第1節	現在の到達状況	257
第2節	課題	258
第3節	対策の方向性	258
第4節	到達目標	259
第5節	具体的な取組（予防対策）	260
1	避難体制の整備	260
2	避難場所・避難所等の指定・安全化	262
3	避難所の管理運営体制の整備等	263
4	要配慮者等の安全確保	265

5	車中泊	269
第6節	具体的な取組（応急対策）	270
1	避難場所等の定義	270
2	避難場所等の整備	271
3	避難体制	277
4	警戒区域の設定	279
5	避難場所の運用	280
6	避難所の設置・運営	280
7	車中泊	285
8	ボランティアの受入れ	286
9	犬猫等動物の保護・取扱	286
第10章	物流・備蓄・輸送対策の推進	289
第1節	現在の到達状況	289
第2節	課題	290
第3節	対策の方向性	291
第4節	到達目標	292
第5節	具体的な取組（予防対策）	294
1	飲料水・食料・生活必需品等の確保	294
第6節	具体的な取組（応急対策）	298
1	飲料水・食料等の配給	298
2	緊急輸送	306
第7節	具体的な取組（復旧対策）	308
1	多様なニーズへの対応	308
2	炊き出し	308
3	飲料水の安全確保	308
4	生活用水の確保	308
5	物資の輸送	309
第11章	放射性物質対策	311
第1節	現在の到達状況	311
第2節	課題	311
第3節	対策の方向性	312
第4節	到達目標	312
第5節	具体的な取組（予防対策）	312
1	情報伝達体制の整備	312
2	区民への情報提供	312
第6節	具体的な取組（応急対策）	313
1	区民への情報提供	313
2	放射線等使用施設の応急措置	313
3	核燃料物質輸送車両等の応急対策	313
第7節	具体的な取組（復旧対策）	314
1	保健医療活動	314
2	放射性物質への対応	314
3	風評被害への対応	314
第12章	住民の生活の早期再建	315
第1節	現在の到達状況	315
第2節	課題	316
第3節	対策の方向性	317
第4節	到達目標	318
第5節	具体的な取組（予防対策）	319
1	生活再建のための事前準備	319
2	トイレの確保及びし尿処理	319
3	ごみ処理	320
4	災害廃棄物処理	320

5	災害救助法等	321
第6節	具体的な取組（応急対策）	323
1	被災住宅の応急危険度判定	323
2	被災宅地の応急危険度判定	325
3	住家被害認定調査	327
4	罹災証明書の交付	328
5	義援金の募集・受付	330
6	トイレの確保及びし尿処理	330
7	ごみ処理	332
8	災害廃棄物処理	332
9	応急教育・応急保育	335
10	災害救助法の適用	338
11	激甚災害の指定	339
第7節	具体的な取組（復旧対策）	341
1	応急住宅対策	341
2	被災者の生活再建支援	345
3	事業者等への支援	352
4	災害廃棄物処理の実施	353
5	災害救助法の運用等	353
第2部	災害復興計画	355
第1章	復興の基本的考え方	355
第2章	復興本部	357
第1節	震災復興本部の設置	357
第2節	災害対策本部と震災復興本部の関係	357
第3章	震災復興計画の策定	359
第1節	被害状況の把握	360
第2節	緊急整備事業の実施	360
第3節	新宿区震災復興方針及び新宿区震災復興計画の策定	360
第4節	新宿区都市復興基本方針の策定	360
第5節	震災後の市街地の復興に関する条例	360
第6節	都市復興基本計画の策定	361
第7節	財政・人的資源の確保	361
第8節	生活復興	362
第9節	東京消防庁における復興本部の事務	362
第3編	風水害対策計画	363
第1部	総則	365
第1章	計画の方針	365
第1節	計画の目的	365
第2節	風水害に関する近年の動向	365
第3節	重点項目	366
第2章	東京都における検討	368
第2部	水害予防計画	375
第1章	豪雨対策	375
第1節	河川の整備	375
第2節	雨水流出抑制施設	378
第3節	下水道の整備	379
第4節	区民への洪水情報の提供	381
第5節	水位・雨量観測システム（テレメータ）及び水位警報（サイレン）装置の整備	382

第6節	浸水想定区域の指定及び水深の公表	387
第7節	洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域における避難体制確保	389
第2章	崖・擁壁等の崩壊対策	392
第1節	崖・擁壁の安全化	392
第2節	急傾斜地等の安全化	392
第3章	土砂災害対策	393
第1節	土砂災害防止法	393
第2節	土砂災害警戒区域等の指定	393
第3節	土砂災害の危険性周知	393
第4節	警戒避難体制の整備	393
第5節	擁壁等の安全化促進	395
第4章	都市施設対策	396
第1節	交通施設の安全化	396
第2節	生活関連施設の安全化	398
第5章	防災行動力の向上	400
第1節	自助による区民の防災力の向上	400
第2節	防災意識の啓発	401
第3節	防災訓練の強化	402
第4節	防災区民組織等の強化	403
第5節	要配慮者の安全確保	404
第6節	事業所による自助・共助の強化	404
第7節	救出・救護能力の向上	405
第8節	区民・行政・事業所等の連携	406
第9節	地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進	407
第6章	ボランティア等との連携・協働	407
第3部	水害応急対策計画	408
第1章	応急活動態勢	408
第1節	区の水防態勢	408
第2節	東京都建設局第三建設事務所の水防態勢	413
第3節	消防署の水防態勢	414
第4節	警察署の水防態勢	414
第5節	集中豪雨等への対応	414
第2章	情報の収集・伝達	420
第1節	気象情報等及び通信連絡	420
第2節	区の情報連絡系統	429
第3節	通信施設の利用	430
第4節	被害状況等の調査及び報告	431
第5節	広報及び広聴活動	432
第3章	相互応援協力・派遣要請	433
第4章	災害救助法の適用	433
第5章	水防機関の活動	434
第1節	区の水防活動	434
第2節	東京都建設局第三建設事務所の水防活動	435
第3節	消防機関の水防活動	436
第4節	水防工法	436
第5節	水防設備及び備蓄資材	437
第6章	警備・交通規制	438
第1節	警備	438

第 2 節	道路交通規制	438
第 7 章	避難	439
第 1 節	避難体制の整備、避難情報の一般基準・発令など	439
第 2 節	避難誘導	442
第 3 節	避難所の設置	444
第 4 節	避難所の管理運営	444
第 5 節	要配慮者の安全確保	444
第 6 節	広域避難	445
第 8 章	飲料水・食料・生活必需品等の供給	447
第 9 章	救助・救急対策	448
第 1 節	救助・救急体制	448
第 10 章	医療・救援・救護	448
第 1 節	医療救護対策	448
第 2 節	防疫・保健衛生対策	448
第 3 節	応急給水〔区・水道局〕	449
第 4 節	その他の応急対策	449
第 11 章	緊急輸送	449
第 12 章	ごみ・し尿・災害廃棄物処理等	449
第 13 章	行方不明者の捜索、遺体の取扱い	449
第 14 章	応急住宅対策	450
第 1 節	被災宅地の危険度判定	450
第 2 節	家屋・住家被害状況調査等	450
第 3 節	被災住宅の応急修理	450
第 4 節	応急仮設住宅の供給	450
第 15 章	応急教育・応急保育	450
第 1 節	応急教育・応急保育	450
第 2 節	教材、学用品の支給等	450
第 16 章	義援金品の取扱い	450
第 17 章	都市施設の応急・復旧対策	451
第 1 節	交通施設の対策	451
第 2 節	生活関連施設の対策	455
第 18 章	激甚災害の指定	455
第 4 部	水害復旧計画	456
第 1 章	民生安定のための緊急計画	456
第 2 章	罹災証明の発行	456
第 4 編	大規模事故等対策計画	457
第 1 部	計画の前提条件	459
第 1 章	計画の前提	459
第 2 部	大規模事故等予防計画	460
第 1 章	火災の予防	460
第 2 章	市街地の安全化	462
第 3 章	高層建築物及び地下街の安全化	462

第4章 危険物施設等の安全化	464
第5章 都市施設の安全化	466
第1節 鉄道施設	466
第2節 トンネル（道路）、地下工事	467
第3節 CBRNE災害	472
第3部 大規模事故等応急対策計画	473
第1章 応急活動態勢	473
第1節 区の活動態勢	473
第2章 情報の収集・伝達	473
第1節 区の情報連絡態勢	473
第2節 関係機関の情報連絡態勢	473
第3節 災害警報等の伝達	475
第4節 災害時の広報及び広聴について	475
第3章 消防活動	476
第1節 活動方針	476
第2節 活動態勢	476
第4章 危険物事故の応急対策	477
第1節 石油類等危険物施設の応急対策	477
第2節 火薬類施設の応急対策	477
第3節 高圧ガス施設の応急対策	477
第4節 毒物・劇物施設等の応急対策	478
第5節 放射線施設の応急対策	478
第6節 危険物等輸送車両の応急対策	479
第5章 大規模事故対策	481
第1節 鉄道事故	481
第2節 道路・橋りょう・トンネル事故	482
第3節 ガス事故	482
第4節 航空機事故（市街地）	482
第6章 訓練及び防災知識の普及	483
第7章 地域防災力の向上	483
第8章 ボランティア等との連携・協働	483
第9章 警備・交通規制	483
第10章 避難	483
第11章 その他の応急対策	483
第5編 富士山噴火降灰対策計画	485
第1部 総 則	487
第1章 計画の前提	487
第2章 富士山の現況	488
第3章 噴火による被害想定	491
第1節 被害想定	491
第2節 火山灰による被害	493
第2部 災害予防計画	495
第1章 各防災機関の予防業務及び役割	495

第2章	火山観測	495
第3章	区民等の防災行動力の向上	496
第3部	災害応急・復旧対策計画	497
第1章	応急活動体制	497
第2章	情報の収集・伝達	497
第3章	応援協力・派遣要請	500
第4章	警備・交通規制	500
第5章	避難等	501
第6章	救援・救護	501
第7章	交通機関の応急・復旧対策	501
第8章	ライフライン等の応急・復旧対策	501
第9章	宅地等の降灰対策	501
第10章	火山灰の収集及び処分	502
第6編	南海トラフ地震等防災対策計画	503
第1部	対策の考え方	505
第2部	南海トラフ地震等防災対策	506
第3部	東海地震事前対策	509
第1章	事前対策の目的等	509
第1節	対策の目的	509
第2節	基本的考え方	509
第3節	前提条件	510
第2章	区及び防災機関の役割	510
第3章	事前の備え	511
第1節	区民・事業所等のとるべき措置	511
第2節	広報及び教育	515
第3節	事業所に対する指導	517
第4章	東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置	519
第1節	東海地震注意情報の伝達	519
第2節	活動態勢	520
第3節	混乱防止措置	522
第5章	警戒宣言時の対応措置	524
第1節	活動体制	524
第2節	警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達	527
第3節	消防・危険物対策	529
第4節	警備、交通対策、公共輸送対策	531
第5節	学校・病院・福祉施設等対策	538
第6節	百貨店・劇場・高層ビル・地下街等対策	541
第7節	電気、ガス、上下水道、電話、通信対策	543
第8節	生活物資対策	546
第9節	金融対策	546
第10節	避難対策	547
第11節	救援・救護対策	547

第 1 編 総 則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条に基づき、新宿区防災会議が作成する計画であって、区及び防災機関がその有する全機能を有効に発揮して、区の地域における地震災害、風水害、大規模事故及び富士山噴火降灰等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等の災害対策を実施することにより、区の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

- (1) この計画は、新宿区総合計画で掲げる「新宿の高度防災都市化と安全安心の強化」に向けて、新宿区国土強靱化地域計画における事前防災・減災及び迅速な復旧復興等に資する施策の総合的な推進方針に基づき、区の地域における災害対策を実施するための総合的かつ基本的な計画である。
- (2) この計画は、区及び防災機関の責任を明確にするとともに、区の処理すべき事務又は業務を中心として、防災機関が処理する事務又は業務を包含し、それらを有機的に結合する計画である。
- (3) この計画は、災害救助法（昭和22年法律第118号）に基づき都知事が実施する災害救助事務のうち、同法第30条に基づき都知事から区長に委任された場合の計画、又は都知事が実施する救助事務を補助する場合の計画及び同法適用前の救助に関する計画並びに水防法（昭和24年法律第193号）に基づき区が定める水防計画等防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。

第3節 計画の構成

この計画書は、予想されるすべての災害について、震災対策計画編、風水害対策計画編、大規模事故等対策計画編、富士山噴火降灰対策計画編及び南海トラフ地震等防災対策計画の6編をもって対応する。

第4節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。各防災機関は、関係のある事項について、毎年防災会議が指定する期日までに計画修正案を新宿区防災会議に提出するものとする。ただし、その内容が緊急を要する事項については、その都度、新宿区防災会議に提出するものとする。

第5節 他の計画との関係

この計画は、防災関係機関の作成する防災業務計画又は東京都地域防災計画に矛盾し又は抵触するものであってはならない。

第6節 計画の習熟

区及び防災機関は、この計画の遂行にあたり、それぞれの責務が十分に果たせるよう、平素から、自ら又は他の機関と協力して調査研究、訓練、その他の方法により、この計画の習熟に努めなければならない。

第2章 新宿区の概況

第1節 地勢の概要

1 位置

新宿区は、東京都23区のほぼ中央に位置し、千代田・文京・豊島・中野・渋谷・港の各区にそれぞれ隣接している。

2 地勢

新宿区の地形は台地と低地からなり、豊島台地、淀橋台地、本郷台地、下町低地に分けられる。豊島・淀橋台地は、四谷・牛込・角筈・柏木・大久保・戸塚・落合などの台地からなり、各台地の間に下町低地が入り組んでいる。

台地は、戸山二丁目箱根山あたりの標高44.6mを最高に平均ほぼ30mの高台で、低地で最も低いのは、飯田橋付近の4.2mである。

区内の河川は、神田川と妙正寺川があり、神田川は井の頭池を水源として、中野区及び豊島区との区境沿いに蛇行し、隅田川へと注いでいる。また、妙正寺川は、妙正寺池を水源とし、下落合一丁目高田馬場分水路に入り、高田馬場二丁目高戸橋付近で神田川に合流している。

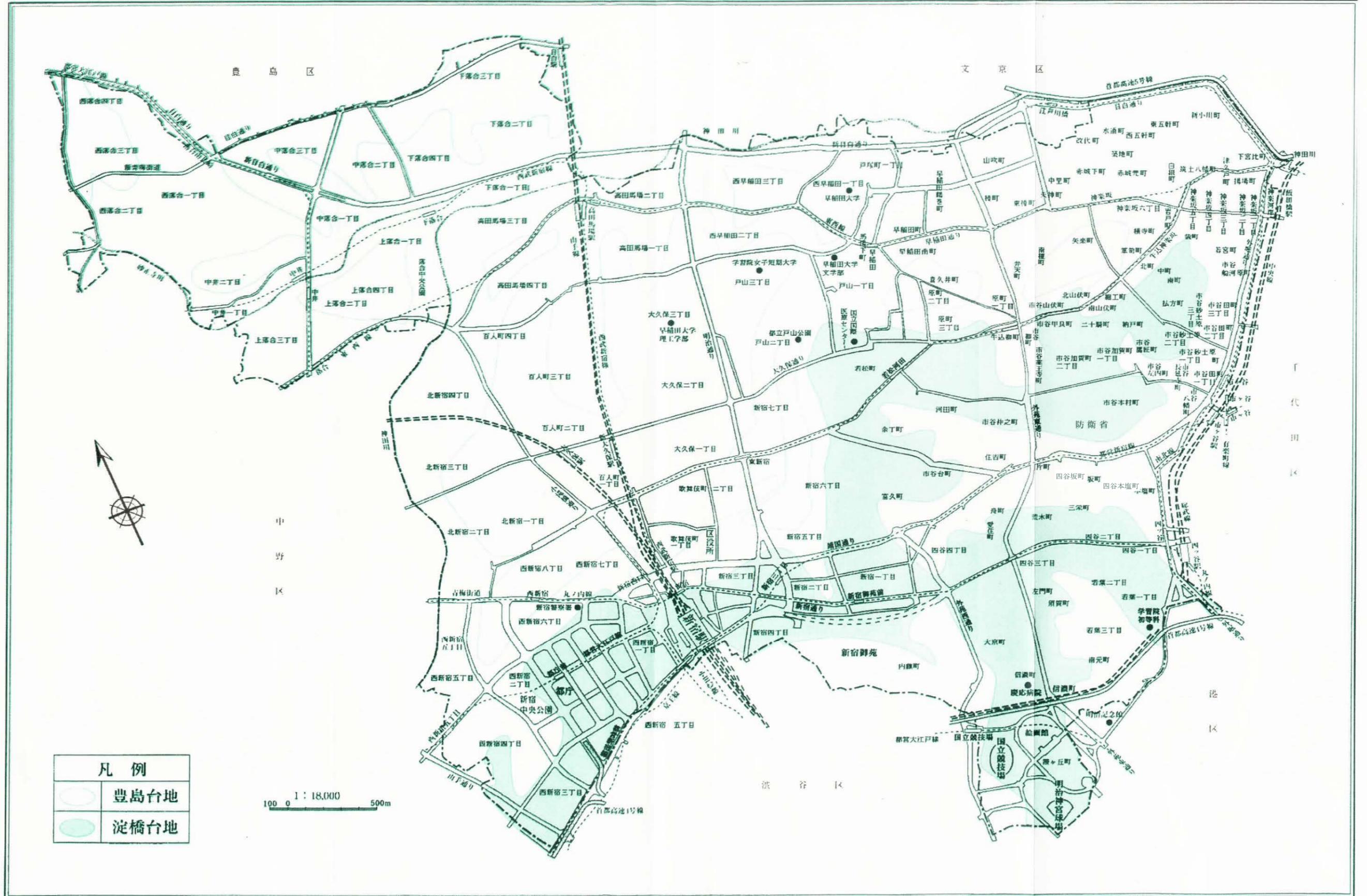
3 地質

新宿区の地質は、豊島・淀橋両台地にあつては地表から関東ローム層、武蔵野砂れき層、東京礫層があり、低地にあつては埋土の下に沖積層、東京層があつて、三浦層群へと広がっている。

第2節 面積

区の面積は、18.22km²、周囲約29.4km、東西約6.5km、南北約6.3kmで23区の面積の約3%を占め13番目の広さである。（東京都の面積は、2,199.93km²、23区の面積は、627.51km²）

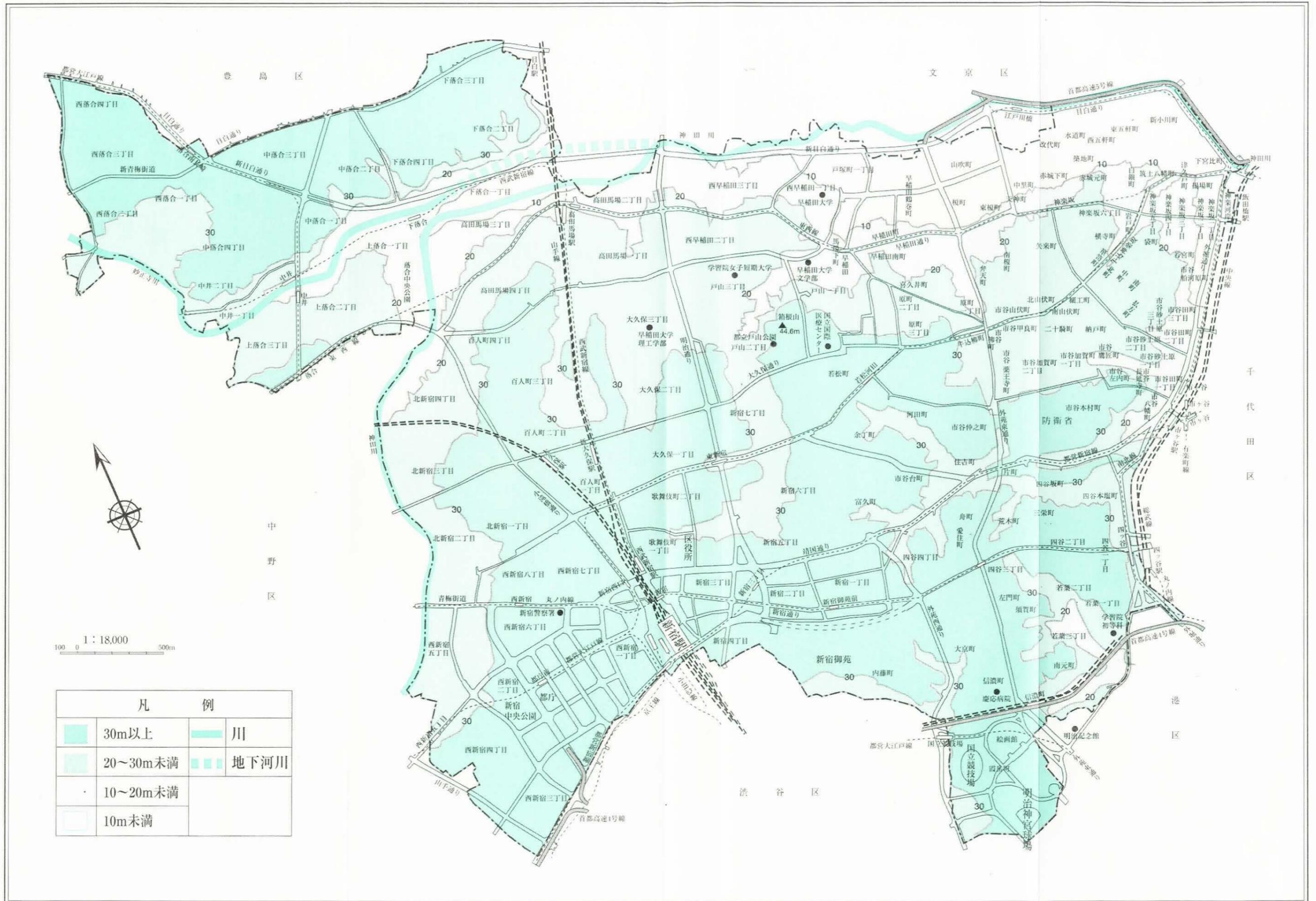
台地状況図



凡例	
	豊島台地
	淀橋台地

1 : 18,000
100 0 500m

等高図



1 : 18,000
100 0 500m

凡		例	
	30m以上		川
	20~30m未満		地下河川
	10~20m未満		
	10m未満		

第3節 人口

令和6年1月1日現在の住民基本台帳人口は、男175,428人、女173,798人、計349,226人で、世帯数は227,339世帯である。このうち65歳以上の人口は、66,853人で全体の19.1%と人口の約2割を占めている。

また、このうち外国人住民は、男22,944人、女20,953人、計43,897人である。

1 人口と世帯（日本人と外国人の合計）

（令和6年1月1日現在 住民基本台帳人口）

	世帯数	人口			管内面積 (ha)	人口密度 (人/ha)
		男	女	計		
四谷特別出張所	26,571	20,203	20,155	40,358	319	127
笹笥町特別出張所	23,336	19,290	20,856	40,146	226	178
榎町特別出張所	23,923	17,713	19,084	36,797	140	263
若松町特別出張所	20,187	15,787	17,406	33,193	157	211
大久保特別出張所	29,808	23,160	20,054	43,214	208	208
戸塚特別出張所	27,542	20,736	19,772	40,508	174	233
落合第一特別出張所	21,744	17,153	17,694	34,847	159	219
落合第二特別出張所	20,017	15,661	15,943	31,604	154	205
柏木特別出張所	21,992	16,559	14,639	31,198	125	250
角筈特別出張所	12,104	9,072	8,156	17,228	134	129
区役所（本庁）	115	94	39	133	26	5
計	227,339	175,428	173,798	349,226	1,822	192

2 昼夜間人口

（令和2年国勢調査）

※夜間人口	※昼間人口	夜間人口と 昼間人口との差	流入人口	流出人口
349,385人	793,528人	444,143人	517,476人	73,333人

※年齢不詳者を含む。

3 国籍別外国人住民

（令和6年1月1日現在 住民基本台帳人口）

NO	国名	人口	NO	国名	人口
1	中国	17,240人	7	米国	1,145人
2	韓国	9,021人	8	フランス	723人
3	ネパール	3,183人	9	フィリピン	658人
4	ベトナム	2,474人		その他	5,249人
5	ミャンマー	2,375人			
6	台湾	1,829人		合計	43,897人

第3章 計画の前提条件

第1節 地震被害想定

東京都防災会議は、平成3年には関東地震の再来を想定した被害想定を、また、平成9年には、兵庫県南部地震を踏まえ、直下地震による被害想定を公表してきた。その後、都の都市構造が大きく変化したことや国が初めて首都直下地震の被害想定を平成17年2月に公表したことなどから、「首都直下地震による東京の被害想定」を作成し、平成18年5月に決定した。さらに、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、震源から遠く離れた東京においても、液状化や大量の帰宅困難者の発生といった被害が生じたことから、平成24年4月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を決定した。その後、住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や高齢化や単身世帯の増加など都内人口構造の変化、南海トラフ巨大地震の発生確率の上昇など、東京を取り巻く環境が変化するなか、客観的なデータや最新の科学的知見に基づき被害想定の見直しを行い、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」を東京都防災会議で決定した。同被害想定は、現在の科学的知見では、客観的に定量化できる事項に限られるため、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相等も参考としつつ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項を定性的な被害シナリオとして新たに示した。また、現状において想定し得る被害量だけではなく、耐震化や初期消火対策等、今後の取組により見込まれる被害縮減の効果等も初めて推計した。区では、都心南部直下地震、もしくは多摩東部直下地震がマグニチュード7.3で発生した場合、震度6弱あるいは6強の揺れによる被害が想定されている。なお、「首都直下地震等による東京の被害想定」で明らかになった南海トラフ巨大地震の被害想定は、島しょ部で最大28mの津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっているものの、区部や多摩地域の最大震度などの想定は、都心南部直下地震や多摩東部直下地震の方が大きい。このため、区では「首都直下地震等による東京の被害想定」を基本として本計画を策定し、震災時の対応や今後対策を検討する上で、次の被害想定を指標とする。

【都心南部直下地震及び多摩東部直下地震による地震動(震度別面積率)】

(東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月))

想定地震	区分	5強以下	6弱	6強	7
都心南部直下地震	東京都	41.7%	34.9%	22.6%	0.8%
	新宿区	0.0%	93.0%	7.0%	0.0%
多摩東部直下地震	東京都	22.9%	48.2%	28.8%	0.0%
	新宿区	0.0%	94.7%	5.3%	0.0%

【想定地震と30年以内の発生確率】

想定地震	30年以内の発生確率
都心南部直下地震	70% (※)
多摩東部直下地震	

※内閣府[2013]によると、フィリピン海プレート内の地震はどここの場所の直下でも発生する可能性があるとして、「30年以内70%」の発生確率は、南関東地域全体について評価されたものであり、想定地震のいずれかが70%の確率で発生することを示すものではない点に注意が必要である。

【新宿区の被害想定〔都心南部直下地震〕】

(東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月))

		都心南部直下地震 M7.3(風速8m/s)						
		東京都			新宿区			
想定シーン		冬・早朝	冬・昼	冬・夕方	冬・早朝	冬・昼	冬・夕方	
建物被害	全壊・焼失棟数(棟)	108,433	119,598	194,431	564	581	615	
	要因別	揺れ・液状化等	82,199	82,199	82,199	530	530	530
		火災	27,410	39,281	118,734	34	51	86
人的被害	死者数(人)	5,879	3,547	6,148	32	28	33	
	要因別	揺れによる建物倒壊	4,916	2,403	3,209	27	17	19
		屋内収容物	275	247	239	4	8	6
		ブロック塀等	6	57	205	0	1	4
		屋外落下物	0	1	5	0	0	0
		急傾斜地崩壊	11	7	8	0	0	0
		火災	671	831	2,482	1	2	3
		死者数に占める要配慮者の割合	65.4%	60.8%	63.7%	28.1%	28.6%	27.3%
	負傷者数(人)	84,667	81,751	93,435	1,092	2,011	1,847	
	要因別	揺れによる建物倒壊	75,612	69,685	69,547	973	1,741	1,479
		屋内収容物	6,579	7,082	6,496	115	257	212
		ブロック塀等	209	1,982	7,057	1	28	135
		屋外落下物	4	80	378	0	2	8
		急傾斜地崩壊	14	9	11	0	0	0
		火災	2,248	2,914	9,947	2	12	13
うち重傷者数(人)	9,974	9,762	13,829	78	166	185		
ライフライン	電力	停電率	9.1%	9.5%	11.9%	3.3%	3.4%	3.5%
	通信	不通回線率	1.2%	1.5%	4.0%	0.2%	0.3%	0.4%
	上水道	断水率	26.4%	26.4%	26.4%	15.8%	15.8%	15.8%
	下水道	被害率	4.0%	4.0%	4.0%	3.2%	3.2%	3.2%
	ガス	供給停止率	24.3%	24.3%	24.3%	0.0%	0.0%	0.0%
社会的影響	避難者数(最大)(人)	2,595,391	2,647,882	2,993,713	40,708	40,815	41,038	
	帰宅困難者数(最大)(人)	—	4,525,949	—	—	359,365	359,365	
	閉じ込めにつながりうるエレベータ台数(台)	21,456	21,574	22,426	922	923	924	
	自力脱出困難者数(人)	35,049	30,903	31,251	293	571	485	
	災害廃棄物(万t)	2,950	2,978	3,164	54	54	54	

- ※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。
- ※2 揺れ・液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。
- ※3 要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。
- ※4 ライフライン被害は、以下のように定量化可能な被害が限定的であり、実際には、さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要である。
 - ・電力被害：配電設備被害による停電率
 - ・通信被害：配電網被害による不通回線率

【新宿区の被害想定〔多摩東部直下地震〕】

(東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月))

		多摩東部直下地震 M7.3(風速8m/s)						
		東京都			新宿区			
想定シーン		冬・早朝	冬・昼	冬・夕方	冬・早朝	冬・昼	冬・夕方	
建物被害	全壊・焼失棟数(棟)	98,361	105,621	161,516	670	689	729	
	要因別	揺れ・液状化等	70,108	70,108	70,108	627	627	627
		火災	29,070	36,542	94,425	44	63	103
人的被害	死者数(人)	5,104	2,947	4,986	38	33	38	
	要因別	揺れによる建物倒壊	4,079	1,874	2,593	34	22	24
		屋内収容物	261	222	216	4	8	6
		ブロック塀等	7	65	224	0	1	4
		屋外落下物	0	1	3	0	0	0
		急傾斜地崩壊	42	24	32	0	0	0
		火災	715	762	1,918	1	3	3
	死者数に占める要配慮者の割合	67.0%	63.6%	66.2%	26.3%	27.3%	26.3%	
	負傷者数(人)	79,337	69,865	81,609	1,226	2,258	2,077	
	要因別	揺れによる建物倒壊	70,872	59,066	60,608	1,107	1,954	1,687
		屋内収容物	6,111	6,160	5,721	115	257	212
		ブロック塀等	236	2,251	7,720	1	32	154
		屋外落下物	3	54	252	0	2	9
急傾斜地崩壊		52	30	40	0	0	0	
火災		2,062	2,303	7,269	3	12	15	
うち重傷者数(人)	8,259	7,715	11,441	92	190	213		
ライフライン	電力	停電率	7.2%	7.5%	9.3%	3.5%	3.6%	3.7%
	通信	不通回線率	1.1%	1.3%	2.9%	0.3%	0.3%	0.4%
	上水道	断水率	25.8%	25.8%	25.8%	18.1%	18.1%	18.1%
	下水道	被害率	4.3%	4.3%	4.3%	3.1%	3.1%	3.1%
	ガス	供給停止率	12.5%	12.5%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%
社会的影響	避難者数(最大)(人)	2,475,958	2,509,151	2,755,568	44,331	44,453	44,708	
	帰宅困難者数(最大)(人)	—	4,525,949	—	—	359,365	359,365	
	閉じ込めにつながりうるエレベータ台数(台)	19,220	19,821	19,808	924	927	927	
	自力脱出困難者数(人)	28,641	23,367	24,056	343	659	561	
	災害廃棄物(万t)	2,542	2,560	2,699	60	60	60	

- ※1 小数点以下の四捨五入により合計は合わない場合がある。
- ※2 揺れ・液状化等による建物全壊と地震火災の重複を除去しているため、原因別の被害の合算値とは一致しない。
- ※3 要配慮者については、属性間の重複の除去は行っていないため、あくまで最大値の想定である。
- ※4 ライフライン被害は、以下のように定量化可能な被害が限定的であり、実際には、さらなる被害拡大と復旧の長期化の可能性が高い点に留意が必要である。
 - ・電力被害：配電設備被害による停電率
 - ・通信被害：配電網被害による不通回線率

【定性的な被害シナリオ（身の回りで起こり得る被害の様相）】

今回の被害想定では、過去の大規模地震において家庭や地域で実際に発生した被害様相も参考としつつ、東京の地勢や地域特性による特有の状況等を踏まえ、首都直下地震等の発生時に起こり得る事象について、定量的に示すことが困難な事項についても、定性的な被害シナリオとして示している。

なお、本被害の様相は、あくまで一つの想定として作成したものであり、実際には首都直下地震等が発生した場合に、記載した被害の様相どおりの事象が発生するものではないことに留意が必要である。

《インフラ・ライフラインの復旧に向けた動き》

発災後当面の間は、ライフラインの途絶や公共交通機関の寸断など、身の回りの生活環境に大きな支障が生じるとともに、被害が甚大な場合は、その復旧が長期化するおそれがある。

《救出救助機関等による応急対策活動の展開》

建物倒壊などにより至るところで道路が閉塞し、救出救助部隊や、被災者が必要とする物資の円滑な移動が困難を極め、消火・救助活動や被災地支援が遅滞し、長期化するおそれがある。また、隣接県でも甚大な被害が発生し、都外からの応援が十分得られない可能性がある。

《避難所での避難》

避難所では、発災直後から多くの被災者が殺到し、避難所運営が混乱するだけでなく、物資の不足やトイレの衛生環境の悪化、プライバシーの確保や避難者間のトラブルなど様々な課題が発生する可能性がある。

《住み慣れた自宅等での避難生活》

建物に大きな被害がなくても、家具や家電製品等が、転倒・移動し、下敷きになったり、人に衝突する可能性がある。また、排水管など建物内の設備の損傷等により、トイレやエレベーターが長期間に渡り使用できなくなる可能性がある。ただし、家具転倒防止や携帯トイレの備蓄など必要な備えを行えば、プライバシーが確保され、住み慣れた自宅に留まることは有効である。

《帰宅困難者を取り巻く状況》

携帯電話の不通などにより、家族の安全が確保できず、多くの人が自宅などに帰ろうとするが、道路の閉塞や延焼火災、余震による看板の落下などが至るところで発生し、帰宅困難者自身の安全確保にも重大な支障が生じる可能性がある。

第2節 被害想定結果の概要

都では、都心南部直下地震（M7.3）及び多摩東部直下地震（M7.3）の場合、震度6強の地域が広範囲に発生するほか、都心南部直下地震では最大震度7の地域が出る。区では、都心南部直下地震の場合に区の7.0%が震度6強、93.0%が震度6弱となり、多摩東部直下地震の場合に区の5.3%が震度6強、94.7%が震度6弱となる。

- (1) 建物被害は、多摩東部直下地震で被害が最も大きくなり、区的全壊棟数が627棟となる。
- (2) 死亡及び負傷は揺れによる建物被害を原因とするものが多い。
- (3) 道路や鉄道の橋りょうなどの被害は、区部の震度6強のエリア内で発生する。ほとんどの鉄道は一時運行停止し、また緊急輸送道路の渋滞も発生する。
- (4) 区の避難者は、多摩東部直下地震が最大となり、44,708人が発生する。
- (5) エレベーターの閉じ込めが発生する。

第3節 地域危険度

令和4年9月に都が発表した「地震に関する地域危険度測定調査（第9回）」の概要は次のとおりである。（→町丁目別の地域危険度については「別冊資料編 11-1 地域危険度一覧表（町丁目別）」（P.443）参照）

1 調査の目的

東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）では、第12条に基づき、概ね5年ごとに、地震に関する地域の危険度を科学的に測定し、その結果を都民に公表することを定めている。その目的は以下のとおりである。

- (1) 地震災害に対する都民の認識を深め、防災意識の高揚に役立てる。
- (2) 震災対策事業を実施する地域を選択する際に活用する。

2 調査方法と概要

「地域危険度」とは、同じ強さの地震が発生したと仮定した際、以下の4つの危険性を町丁目ごとに測定し、危険性の度合いを5段階のランクに分けて、相対評価したものである。

(1) 建物倒壊危険度

地震動に起因する建物倒壊被害の危険性を測定するもので、町丁目内の地盤特性と建物特性により測定している。

(2) 火災危険度

地震時に発生する出火による建物の延焼被害の危険性を評価するもので、出火の危険性と延焼の危険性により測定している。

出火の危険性は、世帯や用途別の事業所の分布状況、火気器具等の使用状況や出火率、地盤の揺れやすさなどから測定し、延焼の危険性は、建物構造や建物の間隔などから測定している。

(3) 災害時活動困難係数

地震により建物が倒壊したり火災が発生したりしたときには、危険地域からの避難や消火・救助などの災害時活動のしやすさ（困難さ）が、その後の被害の大きさに影響する。

このような活動のしやすさ（困難さ）を算出するもので、災害時活動に有効な空間の多さや、道路ネットワーク密度の高さといった道路基盤などの整備状況から算出している。

(4) 総合危険度

地震による総合的な危険性を示す指標であり、建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数を1つの指標にまとめ、測定している。

第4章 令和5年度修正の概要等

第1節 計画修正の背景

区は、令和元年度に、災害時における受援体制等の強化を目的とした新宿区受援応援計画や、被災からの迅速な復興を果たすための新宿区震災復興マニュアルを策定したほか、避難勧告と避難指示の一本化や非常災害等が発生するおそれがある段階における災害救助法の適用等に関する災害対策基本法改正、東京都地域防災計画震災編の修正（令和元年7月）、風水害編（令和3年1月）及び大規模事故編（令和3年1月）の修正を踏まえ、令和3年度に新宿区地域防災計画の修正を行い、防災対策を推進してきた。

その後、都においては、令和4年5月に「首都直下地震等による東京の被害想定」の見直しを行うとともに、令和4年12月にTOKYO強靱化プロジェクトを策定し、令和5年5月に東京都地域防災計画震災編の修正を行った。

同計画では、前回の減災目標の設定から10年が経過したことから、この間の住宅の耐震化や不燃化対策などの取組の進展や、高齢化や単身世帯の増加に伴う都内人口構造の変化など、東京を取り巻く環境の変化等を踏まえた課題を整理し、2030年度までに達成すべき新たな減災目標を定め、必要な取組みについて見直しを図っている。

区においても、これらの状況を踏まえ、各関係法令等の改正、TOKYO強靱化プロジェクト公表や東京都地域防災計画修正のほか、区の防災対策の取組み等を現計画に反映させ、近年の災害教訓や最新の防災対策を加えた実効性の高い計画とすることを目的として、新宿区地域防災計画の修正を行う。

第2節 令和5年度修正の主なポイント

- (1) 関係法令等の改正の反映
 - ・防災基本計画の修正（令和4年、令和5年）
 - ・災害救助事務取扱要領の改正（令和4年、令和5年）
- (2) 東京都地域防災計画の修正等の反映
 - ・東京都地域防災計画の修正（令和5年（震災編）、平成30年（火山編））
 - ・首都直下地震等による東京の被害想定公表（令和4年）
 - ・地震に関する地域危険度測定調査結果の公表（令和4年）
 - ・TOKYO強靱化プロジェクトの公表（令和4年）
- (3) 防災に関連する区の個別計画等の反映
- (4) 令和3年度以降の区における防災対策の取組の反映
- (5) 各種データの時点修正

第5章 減災目標

第1節 都の減災目標

都は、東京都地域防災計画（令和5年修正）において、以下の基本認識を踏まえ、防災対策の具体化を図るために、3つの視点と分野横断的な視点に基づき、減災目標を設定した。

減災目標は、令和4年12月に策定したTOKYO強靱化プロジェクトや都の総合計画である「未来の東京戦略」において、2040年代の目指すべき東京の姿とその実現に向けた道筋を示していることから、2040年代までの概ね中間地点となる2030年度までに達成すべき目標とした。

また、減災目標の下に各視点において目標とすべき指標を設定し、10年間の主な取組状況や社会環境の変化等を踏まえた対策を「東京都地域防災計画（震災編）改定に向け今後具体化を図るべき重点事項」として位置付け、長期的な視点から今後一層具体化を図るべき取組について検討を進めている。

【基本認識】

- | |
|---|
| (1) ハード対策の加速化はもとより、家庭や地域における防災・減災対策の推進が重要 |
| (2) 都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制のさらなる強化が必要 |
| (3) すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活を確実に確保する必要 |

【3つの視点】

視点1 家庭や地域における防災・減災対策の推進	一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく
視点2 都民の生命と我が国の首都機能を守る応急体制の強化	都や区市町村等の業務継続体制の確実な確保や都市基盤の早期回復などにより、都民の生命と首都機能を守り抜く
視点3 すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復	居住形態の変化等も踏まえ、被災者の生活環境の質を高めるとともに、都民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す

【分野横断的な視点】

分野横断的な視点	視点の考え方
ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化
多様な視点に配慮	被災経験や被災地支援の教訓を活かし、女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
防災DXの推進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」を積極的に推進
人口構造	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

《減災目標》

2030年度（令和12年度）までに、首都直下地震等による人的・物的被害を概ね半減する。

第2節 区の減災目標

区は、新宿区地域防災計画（平成25年度修正）において、平成25年12月以降、10年以内に達成する区の減災目標を定め、対策を推進してきた。

令和4年5月に都は「首都直下地震等による東京の被害想定」を公表し、その被害軽減等を新たな目標として定めた東京都地域防災計画（令和5年修正）を令和5年5月に策定した。区においても、都と一体となって効果的な防災対策を推進するため、新宿区地域防災計画の令和5年度修正では、3つの視点と分野横断的な視点に基づき、新たな減災目標を定める。

減災の取組にあたっては、行政機関のみならず地域の様々な主体が防災対策に積極的に参画協働する取組を強化し、区民の「自助」、「共助」の意識を高め、自主防災組織、消防団などの地域防災力の向上を図る。また、以下の主な対策への取組をはじめ、本計画上の様々な施策を総合的に推進することにより、2030年度までに目標を達成する。

【3つの視点】

(1) 家庭や地域における防災・減災対策の推進（一人ひとりの防災・減災対策に加え、町会、自治会、ボランティア等が連携し、地域の総力を結集して防災力を高めていく）
(2) 区民の生命、身体及び財産を守る応急体制の強化（業務継続体制の確実な確保や都市基盤の強化などにより、区民の生命、身体及び財産を守り抜く）
(3) すべての被災者の安全で質の高い生活環境と早期の日常生活の回復（被災者の視点に立った避難所や生活環境の質の向上を図るとともに、区民一人ひとりの日常を一日も早く取り戻す）

【分野横断的な視点】

分野横断的な視点	視点の考え方
ハード対策	すべての防災・減災対策の前提となる「強靱なまちづくり」の加速化
多様な視点に配慮	女性や要配慮者など多様な視点を防災対策に反映
防災DXの推進	防災対策の実効性を高め、加速化するツールとしての「防災DX」の活用を推進
人口構造	若い世代の減少や「高齢者の高齢化」など、今後の人口構造の変化も踏まえた対策を推進

《減災目標》

2030年度（令和12年度）までに、震災による直接死のゼロを目指す。また、負傷者、避難者及び建築物の全壊・焼失棟数を概ね半減する。

《主な対策》

1 区民と地域の防災力の向上

- (1) 区民や地域コミュニティにおける防災対策の促進
- (2) 被災者の視点に立った多様な視点に配慮した防災対策の推進

2 安全な都市づくりの実現

- (1) 住宅・建築物の耐震化・不燃化の推進
- (2) 無電柱化の推進
- (3) 道路・橋りょうの耐震性の向上
- (4) 家具類の転倒防止等対策の推進

3 火災対応力の強化

- (1) 出火防止対策の推進
- (2) 初期消火対策の推進
- (3) 地域の消防力の強化

4 広域的な視点からの応急対応力の強化

- (1) 国・都及び関係機関との相互協力体制の強化
- (2) 区政のBCP等の関連計画の実効性の向上

5 情報伝達体制の充実

- (1) 関係機関との情報連絡体制の確保
- (2) 区民への多様な情報提供体制の確保

6 医療救護・保健衛生体制の強化

- (1) 医療機関・東京DMAT等との連携による災害医療体制の強化
- (2) 感染症まん延化を想定した防疫活動体制の強化

7 帰宅困難者対策の推進

- (1) 一斉帰宅抑制に向けた取組の推進
- (2) 一時滞在施設の確保
- (3) 新宿駅周辺地域における自助・共助の取組の促進

8 マンション防災対策の推進

- (1) マンションにおける自助・共助の取組の促進
- (2) マンション防災力向上の推進

9 避難者支援の充実

- (1) 多様な視点に立った避難所運営と区民の参画の促進
- (2) 災害関連死抑止に向けた避難所環境の向上
- (3) 備蓄物資の充実

10 住民生活の早期再建の実現

- (1) デジタル技術等を活用した生活再建支援業務の迅速化
- (2) 災害用トイレの確保
- (3) 災害廃棄物処理の円滑化

第6章 複合災害への対応

第1節 複合災害への対応

東日本大震災では東北地方太平洋沖地震、大津波、原子力発電所事故など、複合災害に見舞われた。また、近代未曾有の大災害である関東大震災では、台風の影響で関東地方では強風が吹いており、火災延焼による被害の拡大が顕著であったほか、地震発生から3週間後に台風が接近した。近年では、令和2年7月豪雨が新型コロナウイルス感染拡大の最中で発生し、感染症対策を踏まえた避難所運営や応援職員の受入れなど、感染症まん延下における災害対応を余儀なくされた。

また、新たな被害想定においても、大規模風水害や火山噴火、感染拡大などとの複合災害発生時に起きうる事象を整理した。

【被害想定で想定する主な複合災害】

風水害	<ul style="list-style-type: none"> 地震動や液状化により堤防や護岸施設が損傷した箇所から浸水被害が拡大 梅雨期や台風シーズンなど、降水量が多い時期に地震が発生した場合、避難所等を含む生活空間に浸水被害が発生
火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> 数 cm の降灰でも交通支障が発生し、救出救助活動や物資、燃料の搬送、がれきの撤去などの応急対策や復旧作業が困難化 火山灰が除去される前に地震が発生すると、降灰荷重により建物被害が激甚化
感染拡大	<ul style="list-style-type: none"> 多くの住民が避難する中で、感染症や食中毒が発生した場合、避難者間で集団感染が発生 救出救助活動や避難者の受入れ等において感染防止対策が必要となり、活動に時間がかかる可能性

こうした、同種あるいは異種の災害が同時または時間差をもって発生する複合災害が発生した場合、被害の激化や広域化、長期化等が懸念されることから、こうした状況も念頭に置きながら、予防、応急・復旧対策を実施する必要がある。

第2節 複合災害に備え留意すべき事項

先発災害発生時における被害状況等を踏まえ、各種施策を確実に進めつつ、後発災害に伴う影響なども念頭に置き、以下の点に留意する必要がある。

【共通事項】

- 自分の命は自分で守る視点から、複合災害に対する普及啓発を図り、自助・共助の取組を促進
- 都市基盤施設の整備・耐震化など、防災・減災対策の加速化
- 様々なシナリオを想定した、BCPの策定、訓練の繰り返し実施・検証
- 避難先のさらなる確保、在宅避難・自主避難など分散避難の推進
- 夏季発災時における熱中症対策 等

【大規模自然災害＋大規模自然災害】

- ・ 先発災害から後発災害へのシームレスな対処
- ・ 後発災害のリスクや被害状況等を踏まえた被災者の移送等の検討
- ・ 後発災害による被害の拡大に伴う避難の長期化を要因とした災害関連死抑止への対応 等

【感染症対策＋大規模災害】

- ・ 災害ボランティアやエッセンシャルワーカーの行動制約下における体制の確保
- ・ 避難所における感染拡大による災害関連死抑止への対応 等

第2編 震災対策計画

第1部 施策ごとの具体的計画

第1章 区、区民及び事業者の基本的責務と役割

第1節 基本理念及び基本的責務

1 基本的な考え方

新宿区は34万を超える人々の生活の場であるとともに、3万3千を超える事業所の活動拠点であり、また首都東京のシンボルである都庁を中心とする高層ビル群や世界有数の繁華街である歌舞伎町を有する大都市である。地震等による災害によって新宿区が被害を受ければ、その影響は国内だけに止まらず、また政治・経済・文化等あらゆる分野に及ぶと考えられる。

区は、基礎自治体として災害対策推進の第一義的な責任と役割を果たすべきものであるが、大災害を未然に防ぐには、広域的自治体としての都との連携は勿論、区民及び事業所との協力・連携が不可欠である。

地震等による災害から一人でも多くの生命及び貴重な財産を守るためには、第一に「自らの生命は自らが守る」という自己責任原則による自助の考え方、第二に区民及び事業所が地域のなかで相互に助け合うことによって「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の考え方、そして第三に区民及び事業所と公助の役割を果たす行政とが、それぞれの責務と役割を明らかにした上で連携を図っていくという考え方を基本にしなければならない。

「自助」「共助」「公助」がそれぞれ力を発揮し、災害という苦難を乗り越えていくためには、地域の誰もが持つ個性や能力を活かし、連携することが重要である。災害時においては、誰もが被災者であり、誰もが応急、復旧の担い手であるとの認識のもと、女性や高齢者、障害者、外国人、乳幼児・妊産婦など、特に配慮が必要な人に必要な支援が届くと同時に、そうした人を含めた、あらゆる人や団体の持てる力を結集する仕組みづくりに向け、防災対策に取り組んでいく。

2 区の基本的責務

- (1) 区長は、区民の生命、身体及び財産を災害から保護し、その安全を確保するため、必要な施策を策定し、防災体制を整備しなければならない。
- (2) 区長は、災害後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わなければならない。
- (3) 区長は、平常時から、国、都及び関係区市町村との連絡調整を行うとともに、区民、事業者、ボランティア及び防災関係機関等との連携・協力を努めなければならない。

3 区民の基本的責務

- (1) 区民は、震災時の被害を防止するため、自己の安全の確保に努めるとともに、相互に協力し、互いの生命、身体及び財産の安全確保に努めなければならない。
- (2) 区民は、以下の事項につき、自ら災害に備える手段を講じるよう努めなければならない。
 - ア 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性等の確保
 - イ 家具類の転倒・落下・移動防止
 - ウ 出火の防止
 - エ 初期消火に必要な用具の準備

オ 飲料水及び食料の確保

カ 避難の経路、場所及び方法についての確認

キ 家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保

(3) 区民は、震災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、地域社会を支える一員としての責任を自覚し、相互に協力し、事業者、ボランティア、区、都及びその他の行政機関との協働により、自らの生活の再建及び居住する地域の復興に努めなければならない。

(4) 区民は、区、都及びその他の行政機関が実施する震災対策事業に協力するとともに、自発的に震災対策活動に参加するほか、過去の震災から得られた教訓の伝承その他の取組により、震災対策に寄与するよう努めなければならない。

4 事業者の基本的責務

(1) 事業者は、区、都及びその他の行政機関が実施する震災対策事業及び前節の区民が協働して行う地域の復興に関する活動に協力するとともに、事業活動に当たっては、その社会的責任を自覚し、震災の防止並びに震災後の区民生活の再建及び安定並びに都市の復興を図るため、最大の努力を払わねばならない。

(2) 事業者は、事業所に来所する顧客、従業者等及び周辺住民並びに管理する施設・設備について、その安全の確保に努めなければならない。

(3) 事業者は、周辺住民に対する震災対策活動の実施等、周辺住民等との連携及び協力に努めなければならない。

(4) 事業者は、震災時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するよう努めるものとする。

(5) 事業者は、区及び都が作成する地域防災計画を基準として、「事業所防災計画」を作成しなければならない。

(6) 都市ガス、電気、通信その他防災対策上重要な施設として知事が指定する施設を管理する事業者は、事業所防災計画を作成した時は速やかに都知事に届け出なければならない。

(7) 事業者は、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

(8) 事業者は、その管理する施設の防災組織の育成に努めなければならない。

第2節 区及び防災機関の役割

区及び区の地域を管轄する防災機関が防災に関して処理する業務は、おおむね次のとおりである。

1 新宿区

業務内容
<ul style="list-style-type: none"> 1 新宿区防災会議に関する事。 2 新宿区地域防災計画の総合調整に関する事。 3 東京都災害対策本部及び防災関係機関との連絡に関する事。 4 災害予防に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 防災都市づくりの推進に関する事。 (2) 建築物の災害予防の指導に関する事。 (3) 庁舎等区有施設の災害予防及び災害対策に関する事。 (4) 区民・事業所等に対する防災対策の指導に関する事。 (5) 水防活動に関する事。 (6) 河川・道路及び橋りょうの保全に関する事。 5 災害時の応急対策に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 新宿区災害対策本部に関する事。 (2) 新宿区内の被害状況の調査・報告に関する事。 (3) 災害情報の収集・広報に関する事。 (4) 避難の指示に関する事。 (5) 避難所の開設及び管理運営に関する事。 (6) 被災者に対する救援救護及び保健衛生に関する事。 (7) 所管施設の応急復旧に関する事。 (8) 河川、道路などの障害物の除去・ごみ・し尿・がれき処理に関する事。 (9) 各種ボランティアの受入れ、支援等に関する事。 (10) 応急教育の立案及び実施に関する事。 (11) 帰宅困難者対策に関する事。 6 災害復旧・復興対策に関する事。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 被災者に対する総合相談に関する事。 (2) 義援金品の受入れ、出納及び一時保管・管理・分配計画に関する事。 (3) 災害弔慰金の支給・貸付等融資に関する事。 (4) 罹災証明に関する事。 (5) 仮設住宅の設置・運営に関する事。 (6) 過去の災害から得られた教訓の伝承に関する事。

2 東京都関係機関

機関の名称	業務内容
都建設局 第三建設事務所	1 河川、道路及び橋りょうの整備、保全及び復旧に関する事 こと。 2 水防に関する事。 3 道路等における障害物の除去に関する事。
都建設局 東部公園緑地事務所	1 都立公園の保全、復旧及び震災時の利用に関する事。
都交通局 品川自動車営業所 港南支所 渋谷自動車営業所 新宿支所 小滝橋自動車営業所 小滝橋自動車営業所 杉並支所 早稲田自動車営業所 北自動車営業所 練馬支所 都庁前駅務管区 大門駅務管区 巣鴨駅務管区 荒川電車営業所	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 電車、地下高速電車及びバスによる輸送の協力に関する事 こと。
都水道局 西部支所 新宿営業所	1 応急給水に関する事。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。
都下水道局 西部第一下水道事務所 落合水再生センター	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関する事。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ及び処理に関する事。 3 災害時における市町村の応援に関する事。
警視庁 第四方面本部 牛込警察署 新宿警察署 戸塚警察署 四谷警察署	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関する事。 2 被災者の救出及び避難誘導に関する事。 3 行方不明者等の捜索及び調査に関する事。 4 遺体の調査等及び検視に関する事。 5 交通の規制に関する事。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関する事。 7 公共の安全と治安の維持に関する事。
東京消防庁 第四消防方面本部 四谷消防署 牛込消防署 新宿消防署	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防衛に関する事。 2 救急及び救助に関する事。 3 危険物等の措置に関する事。 4 前三号に掲げるもののほか、消防に関する事。
消防団 四谷消防団 牛込消防団 新宿消防団	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防衛に関する事。 2 救急及び救助に関する事。 3 前各号に掲げるもののほか、消防に関する事。

3 指定公共機関

機関の名称	業務内容
JR 東日本（新宿統括センター）	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設等の保全に関する事。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関する事。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関する事。 4 計画運休に関する事。
NTT 東日本（東京北支店）	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気通信設備の建設及び保全に関する事。 2 重要通信の確保に関する事。 3 気象予警報の伝達に関する事。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関する事。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関する事。
日本赤十字社東京都支部	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等（助産・死体の処理を含む。）の実施に関する事。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。 3 こころのケア活動に関する事。 4 赤十字ボランティアの活動に関する事。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。 6 義援金の受付及び配分に関する事（原則として義援物資については受け付けない。）。 7 赤十字エイドステーション（帰宅困難者支援所）の設置・運営に関する事。 8 災害救援物資の支給に関する事。 9 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 10 外国人の安否調査に関する事。 11 遺体の検案協力に関する事。 12 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
東京電力	<ol style="list-style-type: none"> 1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事。 2 電力需給に関する事。
東京ガスグループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス工作物の建設及びそれらの維持管理に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
首都高（東京西局）	<ol style="list-style-type: none"> 1 首都高速道路の保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
日本郵便株式会社 } 新宿郵便局 新宿北郵便局 牛込郵便局 落合郵便局	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策に関する事。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 被災地の被災者に対する郵便はがき等の無償交付 (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除 (3) 被災地あて救助用郵便物等の料金免除 (4) 被災地あて寄付金を内容とする郵便物の料金免除 2 避難所における臨時の郵便差出箱の設置に関する事。

4 指定地方公共機関

機関の名称	業務内容
京王（新宿駅） 西武（新宿駅管区） 小田急（新宿駅） 東京地下鉄（新宿駅務管区）	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導、駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者等輸送の協力に関すること。 4 計画運休に関すること。
区トラック協会	1 災害時における貨物自動車（トラック）による救助物資等の輸送の協力に関すること。

5 公共的団体

機関の名称	業務内容
医師会	1 医療及び助産活動に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
歯科医師会	1 歯科医療活動に関すること。 2 遺体の身元確認などに関すること。
薬剤師会	1 医薬品の調剤、服薬指導に関すること。 2 医薬品の仕分け等に関すること。
柔道整復師会	1 傷病者に対する応急救護に関すること。
獣医師会	1 負傷動物の獣医療に関すること。 2 避難所動物救護所の保護動物の治療に関すること。 3 避難所動物救護所の保護動物の健康管理に関すること。 4 死亡動物の確認に関すること。

6 自衛隊

機関の名称	業務内容
陸上自衛隊第1師団 第1普通科連隊	1 新宿区地域防災計画に基づく防災に関する訓練への参加 2 災害派遣の実施 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急援護又は応急復旧に関すること。 (2) 災害援助のための防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与に関すること。

第2章 区民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況

1 自助による区民の防災力向上

防災対策では、区民一人ひとりによる自助の取組が重要なため、様々な媒体を通して広報を行い、意識啓発を行っている。また、各家庭における家具類の固定等の転倒・落下・移動防止策の実施、防災訓練への参加、救命講習の受講及び防災教育等を推進し、自助による区民の防災力向上を図っている。

- (1) 家具転倒防止器具を取り付けている区民の割合46.3%（令和4年度「第4回新宿区・区政モニターアンケート」）
- (2) 起震車訓練体験者数 5,413人（令和4年度）
- (3) 避難所運営管理訓練参加者 2,954人（令和4年度）
- (4) 自主防災訓練参加者 2,672人（令和4年度）
- (5) 区立学校における防災訓練の実施
 - ア 区立中学生に対する普通救命講習の実施…全校（令和4年度）
 - イ 区立小中学校における緊急地震速報を活用した避難訓練の実施…全校（令和4年度）
 - ウ 発達段階に応じた防災教育の充実…全校（令和4年度）
- (6) 区内における救命講習を受講した人数（事業所関係含む） 8,548人（令和4年度）

2 地域による共助の推進

防災区民組織（町会・自治会等）では、各地域において防災訓練等の自主的な取組を、主に町会・自治会等、区民同士が協力して進めており、区では、区民に対し積極的に指導・助言を行っている。

また、区では、避難所運営管理協議会が主体となり行っている避難所防災訓練を支援するとともに、地域防災協議会や、避難所運営管理協議会を通じて、防災に関する最新情報の普及啓発を行っている。

- (1) 防災区民組織（町会・自治会等）の結成数 223組織（令和5年6月30日現在）
- (2) 東京都の防災隣組の認定 区内8団体（令和5年7月1日現在）
※小型消防ポンプ複数保有町会あり
- (3) 避難所防災訓練 42避難所 2,954名 参加（令和4年度）

3 マンション防災における自助・共助の構築

この10年間に区内のマンション戸数（6階建以上の共同住宅）は約2万1千戸増加し、約9万4千戸となり、そのうち、11階建以上の高層マンションは約9千戸増加し、約4万6千戸となった。高層マンションの増加により、長周期地震動の問題やエレベーターの停止、トイレが使用できなくなるなど、マンション防災における問題が顕在化している。特に、1棟あたりの居住者が多く、エレベーターの停止時、高層階との行き来が困難となる20階以上のいわゆるタワーマンションが増加している。

- ・ 区内のマンション戸数 93,960戸（うち高層マンション戸数 46,230戸（平成30年住宅・

第2章 区民と地域の防災力向上

第1節 現在の到達状況

土地統計調査))

- ・ 都内の災害時の対応マニュアルを作成しているマンションの割合 31% (令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」)
- ・ 都内の定期的に防災訓練を実施しているマンションの割合 45% (令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」)
- ・ 都内の防災用品や医療品・医薬品を備蓄しているマンションの割合 38% (令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」)
- ・ 都内の非常食や飲料水を備蓄しているマンションの割合 19% (令和4年3月「東京都住宅マスタープラン」)
- ・ 都内の東京とどまるマンション (※) 登録数 7棟 2,640戸 (令和5年1月現在)

※ 東京とどまるマンション

停電時に水の供給やエレベーターの運転に必要な最小限の電源の確保 (ハード対策) や、防災マニュアルを策定し、居住者共同で様々な防災活動を行う取組 (ソフト対策) によって、災害時でも生活継続しやすいマンション (令和5年1月に「東京都LCP住宅」から「東京とどまるマンション」に名称変更)。

4 消防団の活動体制の充実

発災時に消火活動、救出・救護活動等を迅速に展開するためには、地域の実情に精通した消防団が果たす役割は極めて重要である。区は都とともに、消防団の活動支援を行なっている。

(1) 消防団の概況

区内の消防団は、3団19分団で団員定数は550名 (令和3年3月31日現在 第74回東京消防庁統計書) に対して令和5年6月1日現在489人 (うち女性消防団員116人) となっている。これらの消防団は、震災時には消防署隊と連携し、初期消火、延焼防止及び救出救護活動等に従事し、平常時は、地域住民に対し初期消火、救出救護等についての技術的な訓練指導を行うなど、地域の防災活動の中核として重要な役割を担っている。

5 事業所による自助・共助の強化

災害時には、自助・共助の理念に基づき、地域の住民と事業所が協力して被害の拡大を防ぐことが重要であり、区及び都は、防災訓練等を通じ、災害時における町会・自治会や事業所等地域の連携を図る取組を推進し、地域防災力の向上を図っている。

6 ボランティア活動への支援

災害時には、救出・救護、初期消火、交通整理、建物の被災状況把握、避難所運営等、ボランティアの多岐にわたる活動が期待される。区は、防災訓練の実施に合わせ、ボランティア活動の支援を目的とした訓練を実施する等、ボランティアが災害時に円滑に活動できる体制づくりに取り組んでいる。

また、社会福祉法人新宿区社会福祉協議会との協定締結をはじめ、関係機関との連携により、ボランティアの受入れや活動の調整を行う窓口を開設することとしている。

東京消防庁災害時支援ボランティア登録者数（区内）：67人（令和5年6月30日現在）

第2節 課題

【被害想定】

（東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月））

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
焼失棟数	615棟(倒壊を含む。)	103棟(倒壊を含む。)
屋内収容物による死者（参考値）	6人	6人
屋内収容物による負傷者（参考値）	212人	212人
要配慮者の死者	9人	10人
自力脱出困難者数	485人	561人
避難者数	41,038人	44,708人
避難所へ避難する人	27,359人	29,805人
避難所以外のところへ避難する人	13,679人	14,903人
帰宅困難者数	359,365人	359,365人

1 自助による区民の防災力向上

現在の被害想定では、屋内収容物による死傷者が6人発生すると想定されており、こうした被害をなくすためには、家具類の固定等の転倒・落下・移動防止等の備えを講じる必要がある。

しかしながら、区が実施した調査（令和4年度「第4回新宿区・区政モニターアンケート」）によれば、こうした取組を行っている区民の割合は46.3%に過ぎない。このことを踏まえ、引き続き、区民一人ひとりの自助の備えを推進していく必要がある。

また、断水や停電、ガスの供給停止などのライフラインの被害も想定されており、発災後の生活を継続するための食料等の備蓄や、家族や友人の安否情報を集める方法の準備などに取り組む必要がある。

さらに、過去の災害で女性等の視点を意識した避難所運営などの重要性が再認識されており、女性等に配慮した対策が必要である。

2 地域による共助

災害時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮する。とりわけ、高齢者等の要配慮者に対して、適切な支援が行われることが重要である。

現在の被害想定では、要配慮者の死者が10人発生すると想定されており、防災区民組織（町会・自治会等）や地域の防災活動に、区民の積極的な参画を促す等地域防災力の向上に努めていくことが必要である。また、防災区民組織等が発災時に力を発揮するには、日常の訓練とともに、救出・救助に必要な資機材の整備が欠かせない。

また、避難所などで多様化する被災者のニーズによりきめ細かく対応していくためには、女性の力が防災分野においても発揮されるよう女性の防災人材育成に取り組んでいくことが必要である。

3 マンション防災における自助・共助

タワーマンションをはじめとしたマンションの増加は、マンション防災の必要性を高めている。躯体が耐震化している建物が多く、被害が軽微であれば在宅避難が可能となる。しかし、早期のエレベーター復旧や水道の利用再開が困難、排水管等の修理が終了していない場合はトイレ使用不可、住民同士のつながりが稀薄、などの諸問題によって、在宅避難が困難となり、多数のマンションの居住者が避難所に避難することが想定される。

4 消防団の活動体制

現在の被害想定では、焼失棟数が615棟に上る等、火災により大きな被害が発生すると想定されており、地域の実情に精通した消防団による活動が的確かつ迅速に行われる必要がある。

区内の消防団は、定員550人に対して、令和5年6月1日現在489人（うち女性消防団員116人）となっており、定員充足等消防団の活動体制を整えることが必要である。

5 事業所による自助・共助の取組

災害時において事業所は、地域の一員としての救出・救護活動等を行うこと、事業継続を通じて地域の経済活動や雇用を支える等地域住民の生活の安定化に寄与することといった役割が求められている。

現在、区内の事業所では、地域の町会・自治会等との応援協定の締結等の取組が進められているが、現在の被害想定では、約4万5千人の避難者や約35万9千人の帰宅困難者の発生といった大きな被害が想定されており、災害時における事業所の役割を踏まえて、従業員用の備蓄の推進等、事業所の防災力を一層向上する必要がある。

6 ボランティア活動の支援体制

災害時において、ボランティアは、避難所の運営支援や炊き出し、災害廃棄物撤去といった様々な役割を果たすことが期待されている。東日本大震災の際には、甚大な被害の影響から、受入れ自治体の体制が整わず、ボランティアが十分に活動できなかった事例もあった。首都直下地震等の発生時にボランティアが円滑に活動することができるよう支援体制を整備するとともに、区民活動団体等と連携体制の構築を図る必要がある。

第3節 対策の方向性

1 自助による区民の防災力向上

区民一人ひとりが自助の必要性を理解し、「自らが防災の担い手」であるとの自覚を高め、自分自身で防災対策に取り組むよう、区や都が作成する防災ブック等の啓発資料を活用し更なる防災意識の啓発を推進するとともに、女性や子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障害者、外国人等の要配慮者等の視点を踏まえた防災対策の充実を図る。

また、区民一人ひとりの初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

さらに、総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神を涵養していくとともに、外国人への情報提供や防災知識の普及等を推進していく。

2 地域による共助の推進

地域防災の中心を担う防災区民組織等に対する防災の専門家の派遣や、防災区民組織の核となる「防災区民組織リーダー」の育成を通じ、地域防災活動の活性化を促進していく。

また、災害時の区民のニーズにきめ細かく対応するため、地域や職場で防災活動の核となる女性防災人材の育成を推進していく。

また、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識を啓発し、自助の重要性の理解促進を図り、地域における初期消火や救出救助、応急救護に関する実践的かつ効果的な防災訓練を推進していく。

こうした、防災訓練を推進するために、各消防署は次の事項を推進する。

- (1) 小型消防ポンプやスタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災区民組織等における初期消火体制の強化を推進
- (2) 初期消火マニュアルを活用し、防災区民組織等への指導を実施
- (3) 防災区民組織のリーダーに対する実践的な講習会等の開催

3 マンション防災における自助・共助の推進

マンションの居住者であっても、地域の一員にほかならず、一般的に、住んでいる住居で区別すべきでないが、防災対策の観点からは、その被害の特殊性に鑑み、それに応じた特別の対策が必要である。但し、戸建て住宅等の住民との均衡に配慮しながら特別な対策が必要である。

発災時には、自助・共助の考えに基づき、初期消火や安否確認を行い、安全が確認できてとどまることが可能であれば在宅避難となるため、そのための居住者等への普及啓発、役割分担等を行うことが不可欠である。

日頃の備えの大切さを学ぶことができるよう、居住者やマンションの自主防災組織、管理組合等を対象としたセミナーを実施するほか、資機材等の支援を推進し、マンションの防災力向上を推進していく。

マンション防災には、区や東京都はもとより、不動産会社、管理会社などマンションに関わる団体、企業が連携してマンション防災に取り組むことが重要である。

区はマンション防災の共助の推進のために、停電時のエレベーターや水道の利用に必要な電源の確保や防災マニュアル策定等の防災対策を講じたマンションである「東京とどまるマンション」の普及を図る。

4 消防団の活動体制の充実

初期消火や救出・救助活動などの活動を災害時に的確かつ迅速に実施できるよう、消防団員の募集活動や地域住民、消防署隊等と連携した訓練及び資機材等の整備を推進し、消防団の活動体制の充実を図っていく。

- (1) 消防団員の確保

女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用

など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。また、特別区では、大規模災害団員などの制度の活用、消防団員の活動環境の整備、消防団の相互連携体制の構築を進める。

(2) 消防団員の教育訓練

ア 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法や訓練時間により、団員の仕事と家庭との両立を図る。

イ 新入団員への入団教育を充実し、災害活動技能の早期習得を図る。

ウ 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を震災等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。

エ 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。

オ 消防団員への訓練にe-ラーニングを活用するなど、能力開発の促進を図る。

(3) 消防団資器材・分団本部施設等の整備

震災時の火災対応や救助活動を実施するため、消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資器材や可搬ポンプ積載車(緊急自動車)等を整備する。

(4) 地域等と連携した防災対策の推進

ア 各種資器材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた内容の教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。

イ 地域住民等に対する防火防災訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。

ウ 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。

5 事業所による自助・共助の強化

行政や地域との協定締結や、事業所防災計画の作成促進等により、災害時において事業所が自らの役割を果たすことができるよう、事業所の防災力を向上させる。

6 ボランティア活動の支援体制づくりの推進

災害時に被災地のニーズに即したボランティア活動が展開されるよう、区は都及び地域の社会福祉協議会、区民活動団体等との連携を強化し、ボランティア活動の支援体制づくりを推進していく。

第4節 到達目標

1 自助の備えを講じている区民の割合を100%に到達

区、防災区民組織及び事業所など様々な主体による防災訓練の実施や学校等における幼児期からの体系的な防災教育の実施により、区民一人ひとりの防災意識の高揚及び防災行動力の向上を図り、区民が、防災を我がこととして捉え、自ら防災対策に取り組む風土を醸成する。

また、被災した際も、外国人が言語等で不都合を感じないように、効果的な情報提供を推進する。

2 防災区民組織の活動活性化により、地域防災力を向上

防災区民組織の活動を支援することで、地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや災害時の適切な防災活動が行われるようにする。

女性の防災人材を育成することにより、災害時の避難行動や避難所運営に多様な視点が反映されるようにする。

3 マンションを含めた地域の防災活動の活性化

マンション防災の必要性を区民が認識し、自助・共助の体制を構築する。そのため、マンション管理組合等の活動を支援し、マンションを含めた地域の防災活動の活性化を図り、平時の備えや発災時の適切な防災活動が行われるようにする。また、マンション居住者以外の住民との相互連携による共助も踏まえ、地域コミュニティが一体となった災害活動の推進を図る。

4 消防団活動体制の充実により、災害活動力を向上

消防団の定員充足等の推進による体制の充実や災害時における地域住民・消防署隊等との連携による円滑な災害活動の推進等を図る。

5 地域との災害時協定の締結促進等により、事業所防災体制を強化

地震に係る自衛消防活動の充実・強化を図るとともに、防災計画の実効性を確保し、事業所等との災害時応援協定の締結を促進することにより、地域全体の自助・共助体制を強化する。

また、東京消防庁による事業所防災計画の作成指導の継続的な実施等を通じ、防災に関する意識の向上を図るなど、実効性の高い地震対策を推進する。

6 円滑なボランティア活動のための支援体制を構築

災害時のボランティア活動支援を想定した訓練等を毎年実施することにより、社会福祉協議会や災害ボランティアセンターの運営支援等が期待される区民活動団体等とのネットワークを構築する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

大地震による災害から、区民の生命及び財産を守るためには、区をはじめとする防災機関の防災活動だけではなく、区民一人ひとりが、そして、地域の防災区民組織・事業所等が積極的に行動する必要がある。

また、地域における生活者の多様なニーズに対応した防災対策を実施するため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を推進し、女性の視点を反映した避難所運営体制の構築等に努めるとともに、高齢者や障害者、外国人、難病患者、乳幼児・妊産婦などの要配慮者に対して、災害時の安全を確保するための環境整備及び支援等を進めていく。

さらに、ボランティアや民間非営利団体などの区民活動団体との連携を図りながら、区民に対する防災意識の普及・啓発、防災区民組織の育成、強化及び事業所の防災体制充実に努めていくものとする。

1 自助による区民の防災力向上

区民は、次に掲げる措置をはじめ、「自らの生命は自らが守る」ために必要な防災対策を推進する。

- ・ 建築物その他の工作物の耐震性及び耐火性の確保
- ・ 日頃からの出火の防止
- ・ 消火器、住宅用火災警報器等の住宅用防災機器の準備
- ・ 感震ブレーカー等、電気火災を防ぐための機器の準備
- ・ 家具類の転倒・落下・移動防止や窓ガラス等の飛散防止
- ・ ブロック塀の点検補修など、家の外部の安全対策
- ・ 水（1日一人30目安）、食料、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備（在宅避難に向けて、最低3日間分、推奨1週間分の日常備蓄の実施）
- ・ 災害が発生した場合の家族の役割分担、避難や連絡方法の確認
- ・ 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備え
- ・ 自転車を安全に利用するための、適切な点検整備
- ・ 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策
- ・ 区や都が行う防災訓練や防災事業への積極的な参加
- ・ 防災区民組織等が行う、地域の相互協力体制の構築への協力
- ・ 高齢者や障害者等の要配慮者災害用セルフプランの作成や「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）」への登録による円滑かつ迅速な避難準備
- ・ 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認
- ・ 過去の災害から得られた教訓の伝承等による防災への寄与

2 防災意識の啓発

2-1 防災広報の充実

地震に関連する一般知識、出火防止及び初期消火の心得、災害時の心得、準備などの防災意識の啓発を行う。

機関名	事業内容
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 印刷物等による広報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 新宿区報（広報新宿） 適宜、防災関係記事（数面にわたる特集記事を含む）を掲載し、防災知識の普及を図る。 (2) 啓発用パンフレット 住民向けに、地震のときの心得、非常持ち出し品、地震に対する正しい知識、区の体制等を紹介した「災害に備えて」、要配慮者防災行動マニュアル「いざ大地震に備えて」を作成し、配布している。 (3) 防災マップやチラシ等を適宜作成し、配布する。 (4) 外国人を対象とした啓発 生活情報紙、新宿生活スタートブック、外国語広報紙、新宿生活スタートガイド（動画）による啓発を行っている。 2 講演会等による広報 <ol style="list-style-type: none"> (1) 住民や、事業所を対象とした講演会、講習会を随時実施する。 (2) 町会・自治会等で行う講習会等に対し、講師の派遣、資機材の提供を行う。 3 映画・ビデオによる広報 DVD・ビデオテープを約100本所蔵しており、随時防災センターにおいて貸出しを行っている。また、防災センターで上映会を行い、防災意識の高揚を図る。 4 インターネットによる広報 災害対策や防災情報をホームページへ掲載し、防災知識の普及を図る。 5 動画配信による広報 避難所に配備している各種防災資機材（発電機、災害用トイレ等）の使用目的や組み立て、操作方法を説明する動画を区公式YouTubeチャンネル「新宿チャンネル」で配信し、幅広い世代へ防災知識の普及啓発を図る。 6 防災用品のあっせん 家庭における防災意識の高揚を図るとともに、震災時に備えるため、防災用品のあっせんを行う。 7 起震車の運行 起震車による地震体験を通じて、防災意識の高揚を図る。 8 防災センター <ol style="list-style-type: none"> (1) 情報機器を利用して防災知識の普及・啓発を図る。 (2) 防災に関する活動を行う団体等に対して、会議室の貸出し（無料）を行う。 (3) 防災相談等を受けることにより防災知識の普及を図る。 9 総合的な防災意識普及・啓発事業の実施 防災とボランティア週間に合わせて、資料展示・講演会等を総合した事業を実施することで、区民の防災意識の高揚を図る。 10 建築物の耐震化 <ol style="list-style-type: none"> (1) 建築物の耐震化に関する意識啓発及び情報提供 (2) 建築物の耐震補強に関する知識の普及・啓発と支援制度の周知

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組（予防対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第2章 区民と地域の防災力向上

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

機関名	事業内容
消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 「地震に対する10の備え」や「地震その時10のポイント」、出火防止、初期消火、救出救助及び応急救護の知識等に係る指導、ホームページ・SNS・デジタルサイネージ・消防アプリ等掲載による広報の実施 2 要配慮者等については、「地震から命を守る「7つの問いかけ」」を活用した意識啓発 3 関係団体と連携した効果的な啓発活動の展開 4 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進 5 東京消防庁消防防災資料センター、都民防災教育センター等における常設展示及び体験施設による広報の実施 6 ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 7 「はたらく消防の写生会」の開催や及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 8 各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行う「防火防災診断」及び要配慮者を対象とする「住まいの防火防災診断」の実施 9 「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器の設置等に関する指導助言を行うこと）の実施 10 家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布 11 家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックによる啓発 12 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 13 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した区民の防災意識の普及啓発 ※ 東京消防庁では、地震災害や、風水害等の自然災害に対する都民、事業所等の地域の取組に対し、優良で他の模範となる事例について、「地域の防火防災功労賞制度」により表彰している。 14 長周期地震動に関する防火防災対策の普及啓発
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報内容 <ol style="list-style-type: none"> (1) 地震、津波に関する一般知識 (2) 事前に都民等のとるべき措置 (3) 地震発生時の対応措置 (4) 地震発生時の警視庁の諸活動 2 広報手段及び方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 防災区民組織、町会・自治会等を通じて地域住民への働きかけ (2) 幼稚園、学校等に対する積極的な働きかけ (3) 事業所等に対する積極的な働きかけ (4) 防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての広報活動 (5) 警視庁ホームページ、災害対策課 X (旧 Twitter) を通じた広報活動 3 広報媒体 <ol style="list-style-type: none"> (1) パンフレット（日本語・英語・韓国語・中国語） (2) デジタルサイネージ (3) パネル（東日本大震災被害状況等）

機関名	事業内容
日本赤十字社 東京都支部	<p>日本赤十字社の行う災害救護活動の紹介を通して、区民の防災意識の向上を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区民まつりなどでの救援物資やパネルなどの展示やパンフレットの配布 2 赤十字奉仕団主催の講演会や防災訓練への支援 3 赤十字防災セミナーの講演・赤十字講習会の開催 <p>(1) 赤十字防災セミナー 首都直下地震をはじめとする災害に備え、自分や大切な人を守るために必要な知識・技術を区民に普及する。</p> <p>(2) 赤十字救急法 心肺蘇生や応急手当の知識と技術を区民に普及する。</p> <p>(3) 赤十字健康生活支援講習 避難所生活に役立つ知識・技術を区民に普及する。</p> <p>(4) 赤十字災害救護ボランティア養成セミナーの開催 災害時に赤十字の行う医療救護活動などに参加する東京都赤十字救護ボランティアを養成する。</p> <p>(5) インターネットのホームページによる情報提供</p>
東京電力	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気事故防止 PR 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等施設の異常を発見した場合は、速やかに東京電力に通報すること。 (3) 切れた電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 (6) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用することを推奨する。 (7) 屋外に避難するときは、ブレーカー又は安全器を必ず切ること。 (8) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (9) その他事故防止のため留意すべき事項。 2 PRの方法 電気事故防止 PR については、災害時の電気関係の措置や利用者が行う事前の備え、感電事故防止などについて、ホームページ等へ記載する。 3 停電関連 病院等重要施設については、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、自家発電設備の設置を要請する。
東京ガスグループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 マイコンメーターの復帰操作等を記載したパンフレット、チラシの配布及びホームページ等への掲載 2 東京ガスグループの防災と安全への取組や利用者の安全・防災対策の紹介

第2章 区民と地域の防災力向上
 第5節 具体的な取組（予防対策）

第2編 震災対策計画
 第1部 施策ごとの具体的計画

第2章 区民と地域の防災力向上

第2編 震災対策計画
 第2部 災害復興計画

機関名	事業内容
NTT 東日本	<p>1 災害が発生すると、被災地への安否確認等電話が集中して掛かりにくくなり情報の送受ができなくなる。電話の大混乱を起こさないため、毎年区が実施する防災訓練においてパンフレットの配布を行うほか、報道機関を通じての広報により通信確保の為の対策等周知を図っている。</p> <p>“電話の大混雑”を起こさないために</p> <p>(1) 受話器が外れた場合、元に戻すこと。 (2) テレビやラジオで常に正確な情報を知ること。 (3) 電話がつながっても話は手短にすること。 (4) もしものときのための家族、親戚の連絡方法を決めておくこと。</p> <p>2 災害時における広報により電話混雑の防止を図る。</p> <p>(1) 電話利用時のトーキー案内 (2) 広報車 (3) ラジオ、テレビ、新聞掲載 (4) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の開設</p>
首都高	<p>震災時において、利用者が適切な判断や行動ができるよう、防災対策に関する知識や避難対応などの情報を周知するよう、首都高ホームページにて紹介、各種の防災関連行事でパンフレットの配布などの広報を実施し、平常時における防災知識を普及する啓発活動を推進する。</p>

2-2 防災教育の充実

(1) 区職員に対する防災教育

区本部が設置されたときは、全職員が災害対策活動に従事することとなるため、平常時から、職員に対する防災教育を計画的に推進する。

具体的には、

ア 新任職員に対する基礎的研修

イ 資機材操作講習

ウ 救急救命講習等

を実施する。

(2) 園児・児童・生徒に対する防災教育

区教育委員会では、学校・幼稚園における災害防止対策を区内全校（園）の共通理解の上で、学校防災計画を作成し対策の充実を図っている。

ア 園児・児童・生徒が自らの安全を確保するための行動を迅速にとれる能力を身に付けさせるため、避難訓練等を実施する。

イ 東京都教育庁が作成した防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」等を活用し、地震発生時の基礎的な知識の習得を図る。

ウ 各消防署では児童・生徒を対象とした「はたらく消防の写生会」の開催や防火防災標語の募集、消防少年団、消防幼年クラブを育成し、防災教育を推進する。

(3) 保育園児等に対する防災教育

区子ども家庭部では、保育園・子ども園に対し「保育園防災の手引き」「子ども園防災の手引き」「大地震！『その時あわてないために…』」等を、児童館（子ども総合センター、子ども家庭支援センター、学童クラブ、ことぶき館等含む）に対し「大地震に備えて」を作成し、職員をはじめ園児等に対する防災教育に努めている。

(4) 東京消防庁の推進する防災教育

ア 女性防火組織、消防少年団及び幼年消防クラブの育成指導の実施

イ 区民の防災意識の調査や出火防止対策、初期消火体制等の実態の把握、効果的な訓練の推進

ウ 初歩的な基礎訓練のほか、街区を活用した発災対応型訓練など実戦的な訓練や都民防災教育センターにおけるVR（災害疑似体験）コーナー等を活用した体験訓練の実施

エ 防災区民組織等に対する地域特性に応じた実戦的な訓練の推進

オ 出火防止等に関する教育・訓練の実施

カ VR防災体験車、起震車、まちかど防災訓練車を活用した身体防護・出火防止訓練及び初期消火訓練の推進

キ デジタルコンテンツを活用したリモート防災学習教材の整備・充実

ク 区民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実

ケ 区民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備

コ 一定以上の応急手当技能を有する区民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上

サ 幼児期からの教育機関等と連携した総合防災教育の推進

- シ 都立特別支援学校等で行われる宿泊防災体験活動における総合防災教育の実施
- ス 専門的な知識や技能を有する機関と連携した防災訓練を実施する都立学校（安全教育推進校等）における実践的な防災訓練、応急救護訓練等の実施
- セ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨
- ソ 町会・自治会等を中心に、民生委員・児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援等の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
- タ 要配慮者の防災行動力を高めるための訓練の推進
- チ 消防団と連携した防災教育・防災訓練の実施

2-3 地域防災機関と学校との連携による防災教育の推進

- (1) 区は、都教育委員会が取り組んでいる「安全教育プログラム開発委員会」（平成19年度）によるプログラムを実施し、学校と地域が連携した防災教育（訓練）の普及を図る。
- (2) 区は、児童・生徒の学年に応じた防災ボランティア活動について普及啓発を推進する。
- (3) 区は都民防災教育センター等を拠点とした地域の防災教育を広める。

3 防災訓練の強化

住民、事業所及び防災機関がそれぞれの役割を確認し、相互の連携を深めることで、災害時における防災活動を円滑に実施できるようにするため、各機関において、次のとおり防災訓練を実施する。

機関名	内容
区	<p>1 地域防災訓練 避難所運営管理協議会が主体となり、避難所の立ち上げ、避難者の受入れ等を行う避難所防災訓練を実施する。また、防災区民組織等が初期消火訓練や給食給水訓練等を行う自主防災訓練を実施する。</p> <p>2 災害医療訓練 災害時における医療救護に係る訓練を医師会等の協力を得て、防災区民組織・町会・自治会等とともに実施する。 [訓練項目] (1) 医療救護所設置訓練 (2) 応急救護訓練 (3) トリアージ訓練 (※) (4) 傷病者搬送訓練 (5) 出動連絡訓練 (6) その他の訓練 ※トリアージとは、災害時などに多数の傷病者が発生した場合に、限られた医療スタッフや医薬品等の医療機能を最大限に活用するため、傷病者をその緊急度や程度によって分類し、優先度の高い者から順に適切な治療・搬送を行うことである。</p> <p>3 自主防災訓練への支援 防災区民組織・町会・自治会・事業所等が、自主的な企画立案により初期消火訓練等を実施するに当たり、警察署・消防署等と連携して積極的に支援する。 [主な支援内容] (1) 訓練用資機材の貸し出し (2) ポスターの配布（一定期間のみ）</p> <p>4 区職員訓練 (1) 参集訓練 (2) 指令伝達訓練 (3) 本部運営訓練 (4) 図上訓練 (5) 現地訓練 (6) その他の訓練</p> <p>5 情報通信訓練 (1) 同報系無線通信訓練 (2) デジタル移動系無線通信訓練 (3) 災害情報システム運用訓練 (4) 緊急地震速報訓練 (5) 緊急時職員参集システム訓練 (6) その他の訓練</p> <p>6 区施設の訓練 学校、幼稚園、保育園、子ども園、その他福祉施設等については、定期的に避難誘導等の訓練を実施する。</p>
消防署	<p>震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。</p> <p>1 訓練項目 非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、警防本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等を実施する。</p> <p>2 参加関係機関 都、防災機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア、他消防本部、協定締結団体等とする。</p>

第2章 区民と地域の防災力向上

第5節 具体的な取組（予防対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第2章 区民と地域の防災力向上

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

機関名	内容
警察署	<p>大地震が発生した場合、被害の拡大を防止するため、住民の避難誘導、救助救出、犯罪の予防、交通規制等の応急対策を実施し、住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、防災機関及び住民と協力して訓練を実施する</p> <p>訓練項目</p> <p>1 警備要員の召集及び部隊編成訓練 2 情報収集と伝達訓練 3 警備本部設置訓練 4 交通対策訓練 5 避難誘導訓練 6 広報訓練 7 救出救助訓練 8 通信伝達訓練 9 装備資機材操作訓練</p>
日本郵便	<p>防災の日・防災週間を中心に防災訓練を実施するほか、計画的な机上訓練を実施し職員の意識高揚を図っている。</p> <p>訓練項目</p> <p>1 警戒宣言伝達訓練、情報収集及び伝達訓練 2 非常災害対策本部の設置・運営訓練及び非常参集訓練 3 防災物品の点検 4 関係機関が実施する訓練には積極的に参加する。</p>
日本赤十字社 東京都支部	<p>災害等発生時において、指定公共機関としてその責務を全うするために、平常時から職員への体系的な訓練を実施するとともに、東京都赤十字救護ボランティアの養成や都をはじめ各区市町村や関係機関との円滑な連携を目指した各種防災訓練への参加などを行っている。</p> <p>1 職員</p> <p>(1) 災害救護基礎研修 (2) 職員参集訓練 (3) 災対本部設置・運営訓練 (4) 車両走行訓練 (5) 通信・情報系訓練 (6) dERU研修 (7) こころのケア研修 (8) 第2ブロック訓練 (9) 全国赤十字救護班研修</p> <p>2 東京都赤十字救護ボランティア</p> <p>(1) 赤十字災害救護ボランティア養成セミナー (2) 救護ボランティア被災地派遣宿泊訓練</p> <p>3 帰宅困難者支援訓練</p> <p>赤十字奉仕団並びに東京都赤十字救護ボランティアによる帰宅困難者支援所（赤十字エイドステーション）の設置・運営訓練を実施している。</p> <p>4 関係機関防災訓練への参加</p> <p>(1) 東京都総合防災訓練 (2) 九都県市総合防災訓練 (3) 各地域での防災訓練 (4) 東京都高圧ガス防災訓練 (5) 羽田空港総合防災訓練</p>
東京電力	<p>防災対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施し、非常災害にこの計画が有効に機能することを確認する。</p> <p>また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。</p> <p>訓練項目</p> <p>1 情報連絡訓練</p> <p>(1) 地震発生による被害状況、復旧状況の情報伝達 (2) 行政無線を活用した防災機関との情報伝達</p> <p>2 復旧訓練</p> <p>(1) 復旧対策の机上シミュレーション (2) 電力施設応急送電訓練</p> <p>3 非常呼集訓練</p>

機関名	内容
東京ガスグループ	<p>本社及び各事業所は、災害対策を円滑に推進するため、非常事態対策関係諸規則等に基づき、年1回以上下記の防災訓練を実施する。</p> <p>1 出動訓練 2 緊急措置訓練 3 各事業所間の連絡体制訓練 4 災害発生を想定した初動措置、復旧計画訓練 5 その他、国及び地方自治体等が実施する防災訓練への参加</p>
NTT東日本	<p>当社「災害対策実施要領」に定める、災害時の組織体制並びに措置計画に基づき、電気通信設備の被害を安全かつ迅速に復旧できるよう、各機関において防災訓練（机上・実施）を毎年数回実施し、復旧技術の向上、防災意識の高揚を図る。</p> <p>また、国、都、区が主催して行う総合防災訓練に参加する。</p> <p>訓練項目 1 災害時の初期行動訓練 2 指揮・命令・情報伝達訓練 3 被害想定に基づき災害対策室を設置し災害発生から復旧完了までの机上又は実施訓練 4 所内・所外電気通信設備の復旧実施訓練 5 災害対策機器の取扱・点検・整備 6 避難及び防災 7 その他必要とする訓練</p> <p><実施時期・回数> 防災週間（9月） 総合防災訓練（年1回）</p>
都交通局	<p>主な訓練は次のとおり</p> <p>1 総合防災訓練 (1) 減速運転訓練 (2) 次駅停止と注意運転訓練 (3) 保守部門 緊急点検訓練 (4) 職員非常参集訓練 (5) 災害時情報伝達訓練</p> <p>2 自然災害対応訓練 (1) 減速運転訓練 (2) 次駅停止と注意運転訓練 (3) 保守部門 緊急点検訓練</p> <p>この他に随時、各駅において避難誘導訓練や止水板等設置訓練を実施している。</p>
首都高	<p>震災時において災害応急対策措置等を迅速・的確に実施できるよう、総合的かつ実践的な訓練を関係機関と連携しつつ実施する。</p> <p>1 訓練項目 (1) 非常参集訓練 (2) 初動対応訓練 (3) 応急対策訓練 (4) 避難誘導訓練 (5) その他訓練</p> <p>2 実施時期・回数 年1回以上</p>
JR東日本	<p>JR東日本首都圏本部管内において災害を想定した訓練を行う。また、各消防機関の協力を得て、総合防災訓練を実施する。</p> <p>訓練項目 1 非常招集 2 情報連絡 3 非常参集 4 脱線復旧 5 初期消火 6 避難誘導 7 救出救護 8 列車防護 9 応急復旧 10 安否確認</p> <p><実施時期・回数> 総合防災訓練（9月・3月） その他、国及び地方自治体等が実施する訓練への参加</p>

第2章 区民と地域の防災力向上
第5節 具体的な取組（予防対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第2章 区民と地域の防災力向上

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

機関名	内容
京王	<p>発災を想定した総合防災訓練を年2回以上実施するとともに、各担当業務に必要な訓練を次のとおり行う。</p> <p>訓練項目</p> <p>1 災害対策本部又は地区対策本部等の設置運営訓練 2 非常招集訓練 3 初動措置訓練 4 情報連絡訓練 5 旅客の避難・誘導訓練 6 所属員の避難・誘導訓練 7 安否確認訓練 8 鉄道施設に対する安全点検訓練 9 各担当業務に必要な防災訓練</p> <p><実施時期・回数> 防災の日その他関係自治体、警察署等が実施する総合防災訓練時</p>
西武	<p>発災を想定した防災訓練を年1回実施するとともに、各部業務に必要な訓練を次のとおり実施する。</p> <p>1 列車の一旦停止・減速運転訓練 2 情報伝達訓練 3 震災時安否等報告訓練 4 避難誘導訓練 5 異常時訓練 6 総合復旧訓練</p> <p><実施時期・回数> 異常時想定訓練（6月～11月） 総合復旧訓練（11月） その他の訓練（防災の日・3月11日）</p>
小田急	<p>発災を想定した防災訓練を年1回以上実施するとともに、各担当業務に必要な訓練を次のとおり行う。</p> <p>訓練項目</p> <p>1 非常招集訓練 2 情報収集、伝達訓練 3 列車一旦停止訓練 4 施設の点検訓練 5 避難誘導訓練 6 救急、救護訓練 7 消火、消防訓練 8 復旧訓練 9 安否登録訓練ほか</p> <p><実施時期・回数> 防災週間に防災訓練を実施、その他関係自治体、警察署等が実施する防災訓練への参加</p>
東京地下鉄	<p>発災を想定し社員に対し平素から地震に関する基礎知識、震災発生時の初動措置要領、心構え等について計画的に教育訓練を次のとおり実施する。</p> <p>1 現地対策本部訓練 2 減速運転訓練 3 一旦停止訓練 4 情報伝達訓練 5 非常招集訓練 6 避難誘導訓練 7 消防訓練 8 救護活動訓練 9 応急処置訓練 10 連絡通報訓練 11 復旧訓練 12 その他の訓練（各地域の防災訓練の参加等）</p>

4 防災区民組織等の強化

地震による災害は、広い地域にわたり同時火災の発生、道路交通や通信障害などの混乱等が予想されるため、防災機関の活動だけでは、その対応には限界があると考えられる。

このような事態に対処するためには、行政の対応に加え、区民や事業所が一体となって初期消火や救出救護などの活動を実施する必要がある。また、水害対策についても体制を整える必要がある。

このため、区及び防災機関は、地域住民が団結し組織的に防災活動を行う防災区民組織の育成強化や活性化を図るとともに、事業所の防災体制の指導等に努める。

4-1 防災区民組織

(1) 組織の結成状況

区では、昭和50年から、「(1)組織の自主的な性格、活動状況に配慮しながら、区は育成指導に当たる。(2)組織の役割及び活動内容から判断し、組織に共通な資機材等は、できる限り助成に努める。」ということの基本方針として、町会・自治会等を母体とする防災区民組織の結成を呼び掛けてきた。その結果、令和5年6月30日現在で223の防災区民組織が結成されている。

(2) 組織の活動

防災区民組織は、地域住民の意思により自発的に結成された組織であり、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下、次のような活動を行う。また、区及び防災機関は防災区民組織がその本来の目的を達成できるよう、日ごろから訓練・指導を通じてその育成に努める。その際、男女のニーズの違いや多様な性の在り方の視点に十分配慮し、女性の参画の促進に努めるものとする。

また、町会・自治会等をベースとしていることから、それらに加入していない区民の防災行動力が問題となる。日ごろからこれらの層に向けて防災意識高揚のための啓発を行うとともに、参加しやすい日時で催し物等を開催するなど、地域の総合的な防災行動力を高める工夫をする。

ア 活動範囲と活動内容

区分	平常時の活動	発災時の活動
情報連絡	1 防災意識の普及及び高揚	1 情報の収集伝達及び広報
出火	1 出火防止及び初期消火の徹底 2 消火訓練	1 出火防止 2 初期消火
救出・救護	1 資機材の備蓄、保守管理 2 救出及び救護訓練等	1 救出救護
避難誘導	1 避難所、避難場所の確認	1 避難誘導 2 安否確認
避難所自主運営管理	1 避難所運営管理協議会の運営 2 避難所運営管理マニュアルの策定及び修正 3 避難所運営管理訓練 4 給食、給水訓練	1 避難所の自主運営管理 2 避難者の名簿の作成 3 給食・給水 4 救援物資の分配 5 応急救護等

イ 防災区民組織の訓練

防災区民組織が行う各種訓練の一層の充実を図るため、消防署と連携し、訓練の技術

指導、実技体験訓練等に必要な資機材等を整備する。

ウ 防災区民組織の活性化

防災区民組織の防災行動力を高めるため、地域の防災活動の中核となるべき人材を育成するための講習会を行うほか、減災目標を達成するための主な対策として、防災訓練、救命講習等による区民の救出・救護訓練能力の向上、地域と事業所との連携強化等、防災講演会・講習会、水防対策等の各種訓練の実施を通じて、組織の活性化に努めている。

今後も、各消防署と連携し、震災時を想定した各種防災訓練の指導を実施するとともに、技術指導を通じて防災区民組織の活性化を図っていく。

(3) 防災区民組織への助成等

区では、防災区民組織の活動を実効あるものとするため、平成10年度までは資機材の助成を行った。その後資機材助成制度を改め、平成11年度からは組織の自主的な防災活動に対する防災活動助成金の交付を行っている。その他に小型消防ポンプ、スタンドパイプ、防災ラジオを配備している。

ア 防災活動助成

活動助成の対象となる経費はおおむね次のとおりである。

- (ア) 防災訓練経費
- (イ) 防災講演会・座談会等の開催経費
- (ウ) 防災資機材の購入又は更新経費
- (エ) 広報活動用経費
- (オ) 小型消防ポンプ点検等に要する経費

イ 初期消火用資機材の配備

区では、災害時の初期消火用具として、小型消防ポンプ及びスタンドパイプを必要な防災区民組織に配備している。

ウ 防災ラジオの配備

災害に関する正しい情報を伝達するために、防災区民組織リーダー宅等に60MHz帯同報系防災行政無線の戸別受信機を配備している。令和5年度には、新たに運用を開始した280MHz帯同報無線システムの戸別受信機（防災ラジオ）を配備している。

4-2 地域防災協議会

震災時の広域にわたる災害から区民の生命財産を守るため、地域における自主防災活動を推進するとともに、防災区民組織相互間の協力体制の確立を図ることを目的として、特別出張所管内10地域に防災区民組織、地域の事業所、関係団体、警察署、消防署、消防団及び区で構成する地域防災協議会を結成している（昭和61年度より）。地域防災協議会では地域の実態に合わせた防災対策の検討や防災区民組織間と関係機関及び区との防災に関する情報交換などを行いそれぞれの地域で年2回開催している。

4-3 避難所運営管理協議会

災害時における避難所は区が開設し、管理運営を行うことになっているが、大地震が発生した場合、区が速やかな避難所の開設や当初の運営を行うことは非常に難しいと考えられる。

そのため、区では、災害時における避難所の自主的かつ円滑な運営管理を目的とし、防災区

民組織、学校、PTA及び区等で構成される避難所運営管理協議会を避難所ごとに設置している。

避難所運営管理協議会では、協議会内の役割分担、避難所開設手順、施設利用計画など避難所運営に必要な事項を協議し、その結果を「避難所運営管理マニュアル」としてまとめている。

また、避難所の運営における女性の参画を推進し、防災区民組織等と連携して、女性や要配慮者の支援体制について検討するワークショップを実施するなどして、女性や要配慮者をはじめ地域の生活者の多様なニーズに応じた避難所運営に努めることとする。

4-4 防災サポーターの養成・登録

新宿区防災サポーター制度により、災害時における避難所等での応急活動を支援するボランティアを養成・登録する。

防災サポーターは18歳以上の区内在住・在勤・在学者を対象とし、25名が登録している（令和5年6月30日現在）。平常時は区の指示及び監督のもと防災区民組織や各種団体の防災活動の支援及び区民に対する防災知識の普及啓発の推進等を行い、また災害時には、避難所運営活動の支援を行うことを主な活動内容とする。

4-5 事業所の防災体制の充実

(1) 事業所防災計画の作成指導等

消防署は、事業所に対し、事業所防災計画の作成促進を目的とした冊子を配布し、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づく事業所防災計画の作成を指導し、事業所の自主防災体制の充実強化を図る。

ア 防火管理者の選任を要する事業所については、消防署は、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する告示で定める次の事項について消防計画を定めるように指導する。

- (ア) 震災に備えての事前計画
- (イ) 震災時の活動計画
- (ウ) 施設再開までの復旧計画

イ 防火管理者の選任を要しない事業所については、事業所防災計画の作成資料として「事業所防災計画表」を配布し、作成を指導する。

ウ 都市ガス、電気、鉄道・軌道等、高速道路及び通信の防災対策上重要な施設を管理する事業者に対して、事業所防災計画の作成及び届出を指導する。

エ 発災初期段階での傷病者に対する応急救護能力を向上させるため、東京都火災予防条例第55条の5に基づく、自衛消防活動中核要員を中心に、上級救命講習等の受講の促進を図るとともに、事業所等における応急手当の指導者の養成等を行う。

オ 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を促進する。

カ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画作成を促進する。

(2) 事業所自衛消防隊の防災体制の充実強化

自衛消防隊が、バール、とび口等、震災に備えた装備を活用し、発災初期段階での救

出・救護活動を行えるよう、震災を想定した自衛消防訓練を通じて、自衛消防隊員その他の従業員等の救出技術の向上を図る。

ア 消防法に規定された自衛消防隊や自衛消防組織が災害時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

イ 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所については、一定の知識・技術を持つ自衛消防活動中核要員が震災時の活動には有効であることから、自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練等の指導を推進する。

また、自衛消防活動中核要員の装備として、ヘルメット、照明器具等のほか、携帯用無線機等や震災時等にも有効なバールその他の救出器具、応急手当用具の配置を推進する。

ウ 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所であっても、東京都火災予防条例により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防訓練を行うよう努めることが規定されている。

震災発生時においては、これらの組織が自衛消防隊として活動することが有効であることから、訓練等の指導を推進する。

(3) 講演会等の実施

区は、事業所の防災対策の充実を図るため、区は事業所を対象とした防災や危機管理に関する講演会等を実施する。

(4) 帰宅困難者対策

事業所は、震災時に交通情報等の収集を行い、従業員が帰宅困難者とならないよう、一斉帰宅の抑制を行うなど、事業所の責任において対応する。また、従業員や顧客が一定期間待機できる場所の確保や、飲料水や食料の備蓄に努めるものとする。また、従業員との連絡の手段・手順を定めておくとともに、従業員が安心して待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員へ周知しておく。

なお、新宿駅周辺については、新宿駅周辺防災対策協議会を設置し、防災力向上や発災対応力の向上に努めている（「第8章 第5節 1-3 駅前滞留者対策協議会等の設置」（P.241）参照）。

(5) 事業継続計画の策定

事業所は、従業員や顧客の安全確保のため、施設の耐震化を進めるとともに、重要業務を継続するための、事業継続計画（BCP）を策定する。

4-6 外国人への支援

区は、外国人住民等に対し、平常時から、防災知識の普及やイベントを利用した防災訓練の実施等を推進していく。

(1) 防災区民組織や外国人支援団体等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。

(2) 防災に関する動画（東京動画等）を活用するなど、外国人が多く集まる場所等で、情報

提供を行う。

- (3) 消火器、街区表示板、避難標識や避難所施設内の掲示物等の外国語表記を推進する。
- (4) 東京都防災（語学）ボランティア等と連携し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。
- (5) 区内の国際交流協会等との連携を図る。

5 マンション防災における自助・共助の構築

区内の住宅の約8割がマンション等の集合住宅であることから、首都直下地震などの大地震が発生した際に、中高層マンション（5階建て以上）においては、エレベーターや給排水設備などの付帯設備に大きな被害及び損傷が発生するおそれがある。このため、区では、マンション居住者が主体となって行う自主的な予防、応急活動、復旧・復興などの防災対策活動に対して、マンション居住者への防災意識の啓発やマンション自主防災組織の活動を支援している。

5-1 マンション居住者による自助・共助の備え

マンション居住者は、本章第5節の予防対策「1 自助による区民の防災力向上」に掲げる対策を推進するとともに、マンション特有の課題の対策を行う。

- ・エレベーターが使用不可となることを踏まえた日常備蓄の実施
- ・トイレが使用不可となることを踏まえた携帯トイレ・簡易トイレの準備
- ・長周期地震動による高層階等での大きな揺れを想定した家具類の転倒・落下・移動防止等対策の実施

5-2 防災意識の啓発

区等は、本章第5節の予防対策「2 防災意識の啓発」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう啓発を行う。

機関名	内容
区	マンション居住者、管理組合、開発事業者等が一体となって「自助・共助・公助」に基づく具体的な施策等を実施していく上で基本となる「中高層マンション防災対策ガイドライン」を策定
不動産会社等	マンションを販売した際に、購入者に対する、（賃貸の場合は、賃借人に対する、）災害時にマンションに想定される被害とその備えについての周知に協力する。
マンション管理組合等	マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。
マンション管理会社等	マンション居住者に対する、自助の備えの周知や、（自治会があれば自治会と連携し、）防災計画の作成、訓練の実施など共助の取組についての周知に協力する。

5-3 防災教育・防災訓練の充実

区等は、本章第5節の予防対策「2-2 防災教育の充実」、「3 防災訓練の強化」に掲げる対策のほか、マンション居住者がマンション特有の課題に取り組むよう防災教育、防災訓練を実施していく。

機関名	内容
区	1 マンション居住者及び管理組合を対象に、マンション防災対策に必要な自助や共助の取り組みをまとめた「マンション防災はじめの一歩」を活用した防災講話等を実施する。 2 専門知識を持つアドバイザーを派遣し、自主防災組織の結成、マンションで必要な防災対策及び防災訓練等の指導・助言を行う。 3 マンション自主防災組織防災資機材助成事業により、マンション自主防災組織の活動に必要な防災資機材の現物支給を行い、マンション自主防災組織の結成促進及び活動を支援する。また、本事業を利用したマンション自主防災組織に対し、区の防災区民組織への登録も呼び掛ける。
不動産会社等	マンション購入者（賃貸の場合は借借人）に対する、区や都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マンション管理組合等	マンション居住者に対する、区や都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。
マンション管理会社等	マンション居住者に対する、区や都が実施するセミナーや防災の専門家を派遣する制度の周知に協力する。

6 ボランティア

兵庫県南部地震で明らかになったとおり、柔軟性・きめ細かさ等の特性をもつボランティアや民間非営利団体（以下、「NPO」という。）等の区民活動は、行政とは異なる立場から被災者救済や災害除去に重要な役割を果たすものであり、大災害時の救援活動には欠かせない存在である。

被災者への効果的な救援活動を行うためにはボランティアやNPO等との連携が必要であり、こうした連携が十分に機能するために、区は平常時からネットワークの構築・拡大に努める。

6-1 区のボランティア受入れ体制

大規模災害時の膨大なニーズに対応するため、区は社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンター等を設置し、ボランティアの受入れを行う。設置・運営にあたっては、「新宿区災害ボランティアセンター運営マニュアル」や、応急活動マニュアル等に基づいて実施する。

(1) 災害ボランティアセンターの設置・運営

実施主体：区・新宿区社会福祉協議会

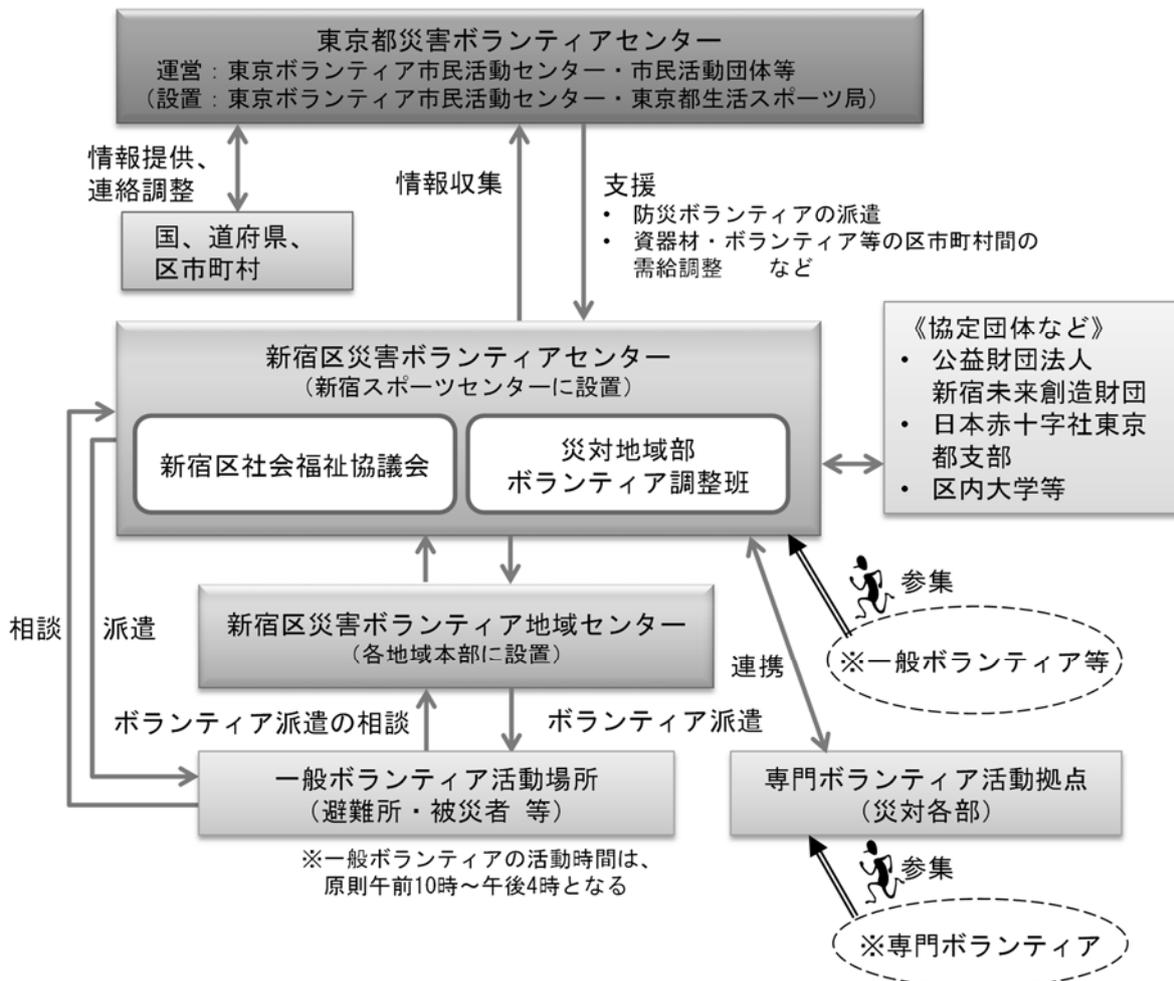
設置場所：新宿スポーツセンター

(2) 災害ボランティア地域センターの設置・運営

実施主体：区

設置場所：各地域本部

【区のボランティアの受入れ体制】



6-2 ボランティア種別

ボランティアは一般のボランティア（個人及びNPO等団体）と一定の技能をもつ専門ボランティアに分かれる。

(1) 一般ボランティア

運搬・配送・仕分け・片付け、炊き出し、その他専門分野に属さないことを行う。一般ボランティアは災害ボランティアセンターに参集し、必要に応じて災害ボランティア地域センターを経由して避難所等活動場所へ派遣される。

(2) 専門ボランティア

福祉、医療、建築、通訳等の専門分野を行う。専門ボランティアは、災対各部が必要とする活動場所へ派遣される。

6-3 都との連携・協力

(1) 平常時からネットワークを築き、情報・意見の交換を図る。

(2) 都及び東京ボランティア・市民活動センターは、災害時に東京都災害ボランティアセンターを設置・運営する。区は、ボランティアの総合的窓口である都と連携・協力し、ボランティア等の要請並びに支援を行う。

(3) 都の登録ボランティア制度

都は、平成7年5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習や訓練を実施する登録制度を採用して、ボランティアの拡充を推進している。

【東京都防災ボランティア等の活動内容】

ボランティア名	出動要件及び活動内容
防災（語学）ボランティア	外国人災害時情報センターからの要請を受け、都の災害情報の翻訳や被災者臨時相談窓口における外国人からの問合せ対応、区市町村が設置する避難所等での通訳・翻訳を実施し、外国人等を支援。
応急危険度判定員	区市町村からの協力依頼を受け、余震等による建築物の倒壊などの二次災害を防止するため、地震発生後できるだけ早く、かつ短時間で建築物の被災状況を調査し、その建築物の当面の使用の可否を判定。
被災宅地危険度判定士	区市町村または都道府県からの協力依頼を受け、地震等による宅地への被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施。
建設防災ボランティア	震度5強以下の地震発生時には都建設局からの出動要請を受け、また、震度6弱以上の地震発生時には自主的に、それぞれ出動し、建設局所管施設の被災状況の点検業務支援及び都立公園等避難場所における建設局所管施設の管理業務支援等を実施。
交通規制支援ボランティア	警察署長からの要請を受け、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置等を実施。
東京消防庁災害時支援ボランティア	東京消防庁管内における震度6弱以上の地震発生時に、あらかじめ登録した消防署に自主的に参集し、消防署内での後方支援活動、応急救護活動などを実施。 平常時は、消防署が区民に対して行う防火防災訓練、応急救護訓練、広報活動等の支援を実施。チームリーダー以上を目指す人に対しては、「リーダー講習」、「コーディネーター講習」を実施。

6-4 各ボランティア組織との協力体制

区がボランティアとの連携を効果的に行うためには、都との連携だけでなく、豊富なノウハウを持つ以下のような各ボランティア組織とも連携を密にし、協力関係を築いておくことが重要である。

(1) 社会福祉法人新宿区社会福祉協議会との連携

災害ボランティアセンターを区と共同で設置し、運営を行うなど円滑なボランティア活動の支援のための連携を強化する（令和5年3月「災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定」を締結）。

(2) 公益財団法人新宿未来創造財団との連携

平常時の通訳ボランティアを擁していることから、災害時の通訳派遣等に関する協力関係を強化する（平成30年1月「災害時等における多言語支援に関する協定」を締結）。

(3) 東京ボランティア・市民活動センターとの連携

東京都内を中心にボランティアやNPOなどへの総合的支援を行っており、多数のボランティア団体が加入している「東京災害ボランティア・ネットワーク」と協働している。区として今後、協力関係を築いていく。

(4) 日本赤十字社東京都支部との連携

赤十字のボランティアは、主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。今後、区として協力関係を築いていく。

(5) 他の自治体との連携

ア 23区相互間では、「特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定」第5条第4号により、ボランティアの受入れ等に関して協力し合う。

イ 「新宿区と長坂町との相互援助協定」第3条第2項第5号では「ボランティアのあつ旋」が協力内容のひとつとして明記されている。なお、長坂町は平成16年11月、市町村合併により北杜市となったが、協定については継続している。

ウ 上記ア、イ以外の自治体との連携については、今後検討していく。

(6) 区内大学等への協力要請

区内の各大学へボランティアの派遣協力について要請を行う。

7 区民・行政・事業所等の連携

各主体は、従来の区民、地域コミュニティ、行政、事業所、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成していく。

7-1 区と区民・行政・事業所等の連携

区は、区民に対し、町会、自治会等への参加を促し、地域の防災まちづくりへの積極的な参加を促す。

区及び関係防災機関は、地域の防災区民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

7-2 区内各消防署〔東京消防庁〕

区内の各消防署は、応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習会の実施を推進する。

機関名	内容
消防署	区民及び事業所等との協働による、自助・共助による応急手当の普及促進
区	1 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 2 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進 3 合同防災訓練の実施

8 地区防災計画の作成

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、区市町村の一定地区内の居住者及び事業者（地区居住者等）による自発的な防災活動に関する「地区防災計画制度」が創設された。

本制度は、区市町村の判断で地区防災計画を区市町村地域防災計画に規定するほか、自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、地区居住者等が、区市町村地域防災会議に対し、区市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる仕組み（計画提案）を定めている。

具体的には、地区防災計画を規定する方法として、①区市町村防災会議が、地域の意向を踏まえつつ、地域コミュニティにおける防災活動計画を地区防災計画として区市町村地域防災計画に規定する場合、②地域コミュニティの地区居住者等が、地区防災計画の素案を作成して、区市町村防災会議に対して提案を行い（計画提案）、その提案を受けて区市町村防災会議が、区市町村地域防災計画に規定する場合がある。

区は、計画提案が行われた場合、区防災会議において、当該計画を区地域防災計画に規定する必要があるか否かの判断を行う。また、区は地区防災計画を定めた地区について、地区居住者等の参加のもと、地域防災力を充実強化するための具体的な事業に関する計画を定める。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 区民等の自主防災活動

大地震の発生直後には、建物の倒壊などにより、救助を必要とする人が多数発生するとともに、区域内で同時多発的に火災が発生することが予想される。これらの事態全てに、区を含め行政機関だけで即座に対応することは事実上困難であり、区民や事業所、防災区民組織等の防災活動との協力・連携が必要不可欠である。

1-1 地震発生時の区民・事業所等の役割

消火・救助活動の必要な現場が多数発生し、行政機関の迅速な対応が困難な発災直後においては、区民一人ひとりが「自らの生命は自らが守る」という自助の精神、「自分たちのまちは自分たちで守る」という共助の精神の自覚に立ち、活動にあたるのがきわめて重要になる。

(1) 地震発生時の区民の取組

- ア 災害時には、まず自身と家族の身を守り、次に出火を防止する。
- イ 災害情報、避難情報の収集を行い、避難所においては自ら活動する。
- ウ 地震発生後数日間は、上下水道・ガス・電気・電話等ライフラインをはじめ、食料の供給が途絶える可能性が高いため、当面は、あらかじめ各家庭で準備しておいた食料・飲料水・生活必需品を活用する。

(2) 地域による応急対策の実施

防災区民組織や事業所等は、自らの身の安全を図るとともに、自助、共助の精神に基づき、発災初期における初期消火、救出救助、応急救護活動等を実施する。

ア 防災区民組織による活動

火災が発生した場合は、防災区民組織が協力して、スタンドパイプや小型消防ポンプを活用した初期消火を実施する。

なお、地域で行う初期消火活動は、火災の拡大防止を主眼に行い、資器材の能力や市街地の特性を勘案して行う。消防団員や消防隊が到着後は、その指示に従う。

イ 救出・救護活動

地域の資器材保管場所や最寄りの消防署等にある簡易救助資器材を活用する。倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出を実施し、負傷者に対し、応急救護を実施するとともに、救護所への搬送を実施する。

また、要配慮者については、避難行動要支援者名簿を活用するなど、安否確認を行うとともに、消防団等と連携して、避難誘導や救出・救護に努める。

ウ 避難所の開設

震度5弱以上の地震が発生した場合等に、自主的に避難所を開設する。区は避難所に情報連絡員を派遣するほか、状況に応じて職員を派遣し、運営支援等を行う。

(3) 地震発生時の事業所の取組

- ア 来訪者や従業員等の安全を確保し、救助活動、救護活動を行う。
- イ 出火防止措置を実施する。
- ウ 火災が発生した場合には安全確保した上で初期消火を実施する。
- エ 正確な情報を収集し、来訪者や従業員等に伝達する。

- オ 施設の安全を確認した上で、従業員の一齐帰宅を抑制する。
- カ 事業所での災害対策完了後、地域の消火活動、救助活動、救護活動を実施する。
- キ 応急対策後は、事業の継続に努め、地域住民の生活安定化に寄与する。

(4) 消防団による応急対策の実施

- ア 発災と同時に付近の住民に対して出火防止と初期消火の呼びかけを行う。
- イ 災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。
- ウ 同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化し、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、又は消防署隊と連携して行う。
- エ 所轄消防署（所）の消火活動等の応援をするとともに、活動障害を排除する等の活動を行う。
- オ 救助器具等を活用し、地域住民との協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行う。
- カ 避難のための指示が出された場合は、これを地域住民に伝達すると同時に、関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

(5) マンション防災における応急対策の実施

- ア マンション居住者の安否確認
- イ 出火防止措置の実施
- ウ 火災が発生した場合の初期消火
- エ マンション共有の資機材を用いた救出活動支援
- オ 集会室等を利用した避難所運営
- カ 建物被害調査と二次被害防止
- キ ライフライン復旧状況の確認
- ク 在宅避難継続のためのマンション居住者への支援
- ケ マンションの復旧に向けた調査、診断、居住者への説明、合意形成への支援、工事等の手配

1-2 区民及び民間団体との協力体制

災害時には、区及び防災関係機関が相互に協力し、その総力をもって応急対策を実施することはもちろんであるが、区民、防災区民組織及び事務所の防災組織等、地域に密着した民間団体の協力が不可欠であり、積極的な協力が得られるよう、その協力体制の確立を図る必要がある。

(1) 防災区民組織との協力

- ア 防災区民組織の役割
防災区民組織は、地域内の相互扶助を行うとともに、区の応急対策活動に協力する。
- イ 協力業務の事例
 - (ア) 異常現象・災害危険箇所発見等の場合、区その他の防災関係機関に通報すること。
 - (イ) 災害に関する情報を区域内住民に伝達すること。

- (ウ) 高齢者、児童、障害者等の安全確保に協力すること。
- (エ) 避難誘導、避難所内の、罹災者に対する救護活動に協力すること。
- (オ) 被災者に対する炊出し、救援物資の配分等に協力すること。
- (カ) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
- (キ) 被災状況の調査に協力すること。
- (ク) その他の災害応急対策業務に協力すること。

ウ 防災区民組織の協力方法

発災直後の初動活動は、それぞれの組織に定める活動態勢に基づき、自主的に必要な応急対策を実施する。

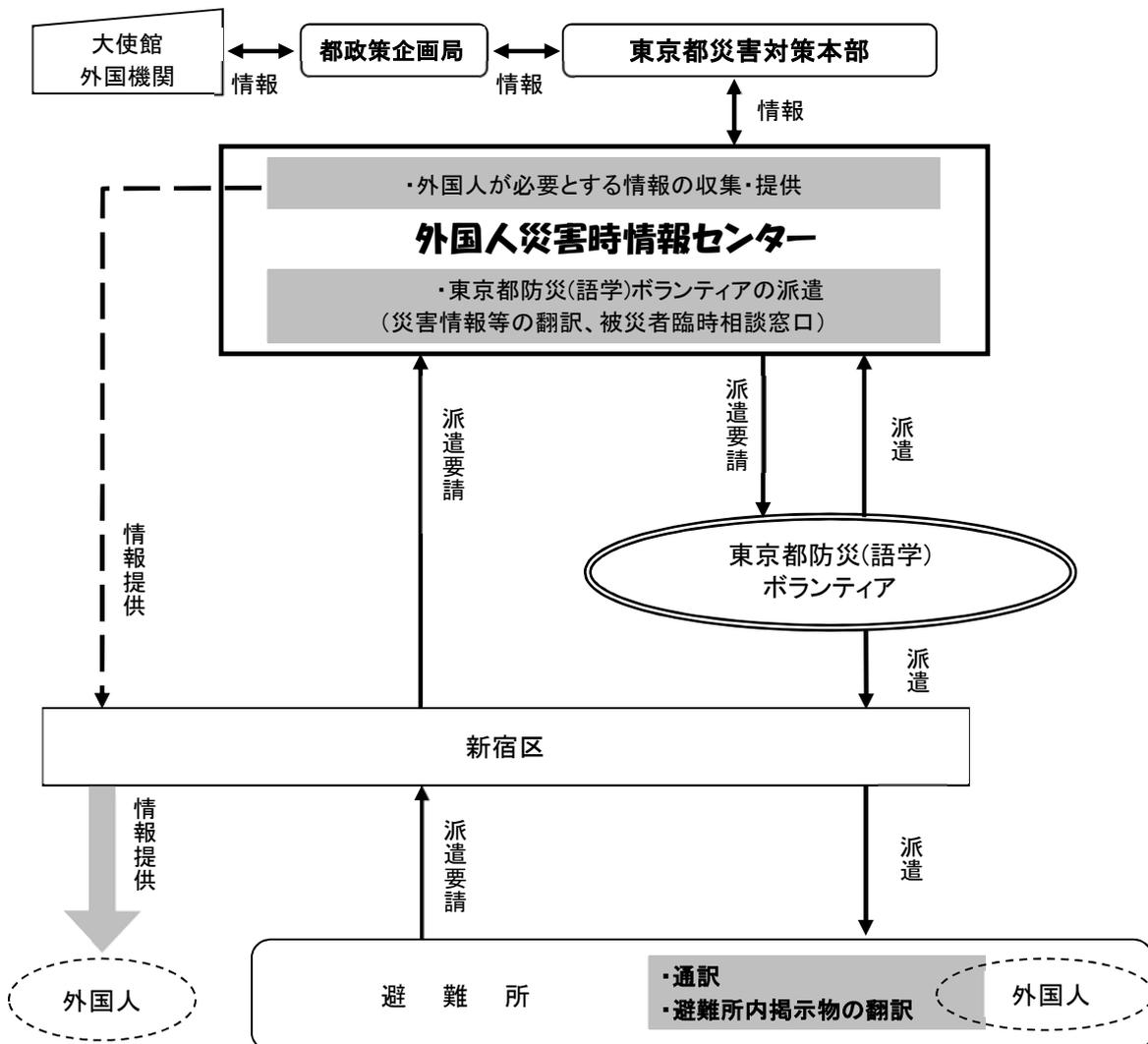
区及び防災関係機関の応急対策が開始された後は、前記(1)イに掲げる協力業務について、補完活動として応急業務に協力する。

(2) その他の民間団体との協力

前記「ウ 防災区民組織の協力方法」に準じて協力する。

1-3 外国人の情報収集等に係る支援

区は、都が設置する外国人災害時情報センターとの連携により、外国人住民が必要とする情報の収集・提供を行うとともに、防災（語学）ボランティアの要請・派遣を行う。



第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画
上 第2章 区民と地域の防災力向上
第2部 震災対策計画
災害復興計画

第3章 安全な都市づくりの実現

第1節 現在の到達状況

1 区におけるこれまでの取組

新宿区を災害に強い都市にするためには、都市構造そのものの防災性を高めていくことが基本となる。このため、区では平成19年度に策定した「新宿区都市マスタープラン」に基づき、災害に強い、逃げないですむ安全なまちづくりを推進してきた。

木造住宅密集地区整備促進事業等をはじめ、防災機能の向上を目的にさまざまな事業展開を実施している。都の地域危険度測定調査結果や、これまでの取組の成果を踏まえて効果的な施策の展開、建築物の耐震化施策との連携などにより、市街地の防災性向上に向けた取組を着実に進めてきている。

2 木造住宅密集地域の改善（減災まちづくり）

木造住宅密集地域における実施状況は以下のとおりである。

- (1) 若葉・須賀町地区
共同建替え事業完了 4地区
道路拡幅整備事業 約554㎡
- (2) 不燃化推進特定整備事業地区
西新宿五丁目が平成26年4月に指定
- (3) 不燃化建替え助成
平成28年6月開始

3 建築物の耐震化及び安全対策

区有施設の耐震化率は、平成27年度末で100%となり、区有施設の耐震対策は完了している。また、区内の建築物の大部分を占める住宅では、令和元年度末の耐震化率が94.9%となっている。

- (1) 区有施設の耐震化率100%（平成28年3月）
- (2) 公立小学校100%（平成25年4月）
- (3) 公立中学校100%（平成25年4月）
- (4) 住宅の耐震化率94.9%（令和2年3月）
うち、共同住宅（非木造）96.0%（令和2年3月）
- (5) 特定建築物91.2%（令和3年3月）
うち、要緊急安全確認大規模建築物89.5%（令和3年3月）

4 液状化対策

都は、木造住宅等を対象とした「液状化による建物被害に備えるための手引」を平成25年度に発行した。それに伴い、都では、液状化の可能性の有無の判断ができるよう過去の地形図や柱状図などを含む資料の閲覧や都民からの相談窓口として、「東京都液状化対策アドバイザー制度」を平成25年6月より開始した。また、平成26年5月より液状化ポータルサイトを開設し、液状化の可能性や具体的な対策についての情報を広く提供している。

区は、都と連携を図りながら液状化対策に関する情報を提供している。

5 出火、延焼等の防止

区内における消防水利の充足率は100.0%（令和3年度現在）となっている。

第2節 課題

【被害想定】

（東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月））

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
建物倒壊棟数（全壊）	530 棟	627 棟
建物焼失棟数	86 棟	103 棟
長周期地震動による影響	建物損傷、家具の転倒、什器類の移動等	
建物被害	経年劣化による被害規模の増加	
出火、延焼	通電による復電火災、細街路の閉塞による避難困難等	

1 木造住宅密集地域の改善に向けた課題

区内において老朽化した木造住宅の密集地域は、被害想定でも大きな被害が想定されていることから、この地域の改善は重要な課題である。

これらの地域の建築物は順次、更新時期を迎えているが、狭あい道路や行き止まり道路に接しており、狭小敷地や接道不良敷地が多いこと、権利関係が複雑なこと等によって、建替えが進みにくい状況にある。

さらに、建替え意欲の減退等により老朽木造建築物の更新が進んでない点も課題となっている。

2 建築物の耐震化及び安全対策の課題

建築物の耐震化は着実に進んでいるが、「新宿区耐震改修促進計画」に基づく各施策の更なる推進が必要である。

区内にある約220,900戸の住宅のうち約11,300戸の未耐震住宅について、建物倒壊による死傷者及び火災の発生防止対策を推進する必要がある。

3 液状化対策の課題

液状化に備えて、建物所有者などが敷地の状況を把握し、適切な対策を講じるために、情報を収集する必要がある。

4 出火、延焼等の防止に向けた課題

震災時の同時多発火災及び市街地大火に対応するため、的確な消防水利の整備を進める必要がある。また、震災時に使用可能な消火栓、プールや池等のあらゆる水利を活用して地域の消火用水を確保する必要がある。建物倒壊等による道路閉塞、がれきの散乱、地盤の液状化等により、常備消防による消火活動が困難な地域が生じる可能性がある。

第3節 対策の方向性

1 木造住宅密集地域の不燃化促進

地域住民との協働による新たな防火規制及び地区計画等の導入、共同建替えや木造住宅の建替えに要する費用の一部を助成し、建築物の不燃化を促進するとともに、道路等の公共施設を整備し、市街地の不燃化を促進する。また、主要な都市計画道路の整備等により、延焼遮断帯の形成を促進する。

2 建築物の耐震化及び安全対策の促進

新宿区耐震改修促進計画に基づき、木造住宅・非木造住宅、特定建築物、緊急輸送道路沿道建築物について耐震化の必要性の啓発や区の支援制度の周知・利用促進により耐震化を促進する。このため、建物所有者が主体的に耐震化に取り組むことができるよう、相談体制の整備や情報提供などを通じて技術的支援を行うとともに、建物所有者等が耐震化の必要性を十分に認識することができるよう、普及啓発などの取組を行う。また、家具類の転倒・落下・移動防止等対策の重要性について普及・啓発を図る。

3 液状化対策

建築物の建て主や建物所有者等が液状化対策を行うために必要となる地盤調査の方法や具体的な対策工法などの情報を、都と連携し、広く区民に提供する。

4 出火、延焼等の防止

経年防火水槽の再生、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都、区及び関係機関等と連携して水利の開発・確保を図る。

5 既存の施設等の活用

発災時には、都や区がこれまでに災害に強いまちづくりに向けて整備を行ってきた、防災機能を有する既存施設等も最大限に活用し、区の総力を結集した取組により、安全な都市づくりを図っていく。

第4節 到達目標

1 重点整備地域の不燃領域率 70%

都は、防災都市づくり推進計画に基づき、震災時に特に甚大な被害が想定される地域を重点整備地域とし、防災都市づくりに係る施策を展開しながら、令和7年度末までにすべての重点整備地域において、不燃領域率70%を目標とし、各地域で10ポイント以上の向上を予定している。区は、都と連携を図りながら、不燃領域率70%の達成を目指す。

2 建築物の耐震化

区は、新宿区耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震により想定される被害（建物全壊や地震火災による焼失棟数）を6割減少させ、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現することを目指している。

新宿区耐震改修促進計画は、平成30年度から令和9年度までの10年間を計画期間とし、耐震化率の目標は、次のとおりである。

(1) 住宅、共同住宅（非木造）	おおむね解消
(2) 特定建築物	95%以上
要緊急安全確認大規模建築物	100%
(3) 特定緊急輸送道路沿道建築物	100%
一般緊急輸送道路沿道建築物	95%以上

3 消防水利不足地域の解消

消防水利不足地域が解消され、震災時の火災による被害を軽減する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 防災都市づくり

1-1 災害に強い都市構造の確保

震災時の大規模な市街地火災による被害を防止するため、一定幅員以上の都市計画道路や河川など延焼遮断帯で囲まれた防災生活圏を市街地整備の基本的な単位とし、地区計画などを活用しながら、延焼遮断帯の整備及び、内部市街地における道路、公園などの都市基盤施設の整備や建築物の不燃・耐震化を進めていく。

1-2 市街地整備に向けたまちづくり

兵庫県南部地震では、木造住宅密集地域において建築物の倒壊や火災などにより、大規模な被害が発生した。区内においても、防災上多くの課題を抱えた木造住宅密集地域が広く存在し、震災時の大規模な被害が懸念されることから、震災時における基礎的安全性を確保していくことが強く求められている。

このため、地域特性に応じたまちづくりのルールである地区計画や新たな防火規制の導入、老朽建築物の耐震改修の促進などとともに、市街地再開発事業や木造住宅密集地区整備促進事業、不燃化推進特定整備事業などにより、都市基盤施設の整備や建築物の不燃・耐震化を推進していく。

【市街地再開発事業地区一覧（完了地区）】

（令和5年12月現在）

地区名	地区面積 (ha)	事業完了年月
西大久保地区	約2.9	昭和57年7月
西新宿六丁目中央地区	約1.7	昭和61年1月
飯田橋地区	約2.3	昭和61年3月
西新宿浄風寺周辺地区	約1.2	昭和61年6月
関水地区	約0.5	平成5年11月
西早稲田地区	約1.9	平成6年12月
西新宿六丁目東地区	約3.0	平成7年1月
西新宿六丁目西第3地区	約1.2	平成8年1月
西新宿六丁目西第1地区	約1.4	平成12年2月
西新宿六丁目南地区	約2.2	平成16年5月
西新宿六丁目西第7地区	約0.3	平成19年9月
新宿三丁目東地区	約0.6	平成19年9月
西新宿六丁目西第6地区	約1.7	平成23年12月

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組（予防対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第3章 安全な都市づくりの実現

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

地区名	地区面積 (ha)	事業完了年月
西新宿八丁目成子地区	約2.5	平成26年12月
北新宿地区	約4.7	平成28年3月
西富久地区	約2.6	平成30年9月
西新宿五丁目中央北地区	約1.5	平成31年3月
四谷駅前地区	約2.4	令和2年1月

【市街地再開発事業地区一覧（事業中地区）】

（令和5年12月現在）

地区名	地区面積 (ha)	事業完了 予定年度
西新宿五丁目中央南地区	約0.8	令和6年度
西新宿三丁目西地区	約4.6	令和15年度
神宮外苑地区	約17.5	令和17年度

【防災街区整備事業地区一覧（事業中地区）】

（令和5年12月現在）

地区名	地区面積 (ha)	事業完了 予定年度
西新宿五丁目北地区	約2.4	令和6年度

【木造住宅密集地区整備促進事業地区一覧】

（令和5年12月現在）

地区名	地区面積 (ha)	事業の開始
若葉・須賀町地区	約15.6	平成5年3月

【不燃化推進特定整備事業地区一覧】

（令和5年12月現在）

地区名	地区面積 (ha)	事業の開始
西新宿五丁目地区	約7.5	平成26年4月 (令和3年4月(区域縮小))

1-3 道路の整備

道路は、単に人や物の輸送を行う交通機能だけでなく、震災時においては、火災の延焼防止や避難、救援、消防活動等に重要な役割を果たすなど、多様な機能を有している。

(1) 幹線道路の整備

都と区では、防災効果の高い道路として、都市計画道路など幹線道路の新設や拡幅整備を行っている。これらの道路の新設拡幅により沿道の不燃化を促し、オープンスペースとして火災の延焼を防止するとともに、道路の無電柱化の整備により災害に強いまちづくりを推進する。

区内の都市計画道路（自動車専用道路を除く）の整備状況は、次のとおりである。

（令和4年3月31日現在）

計画延長	完成延長	概成延長	完成率
80.5km	53.2km	16.9km	66.0%

(2) 主要な生活道路の整備

区では、幹線道路に囲まれた街区の中の道路整備が遅れているため、消防活動が困難な地域が各所に残っている。区では、この消防活動が困難な地域を解消するため、新宿区まちづくり長期計画に位置づけた主要区画道路等の整備を進めていく。

(3) 細街路の拡幅整備

幅員4m未満の細街路についても、防災上の観点から、建て替えの際などに道路中心線から2m（一部例外あり）の敷地後退を進め、区道や私道の一部について、区による整備などを行い、拡幅を推進する。

1-4 建築物の耐震化及び安全対策

平成7年1月に発生した兵庫県南部地震では、多くの建築物が倒壊や一部損壊などの被害を受けた。

その後、平成23年3月には東日本大震災、平成28年4月には熊本地震、平成30年6月には大阪府北部地震、同年9月には北海道胆振東部地震が発生する等、既存住宅等に対する耐震性の強化がますます重要視されてきている。

区は、新宿区耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を総合的かつ計画的に促進し、地震により想定される被害を6割減少させ、地震災害による区民の生命と財産への被害を最小限に留める減災社会を実現することを目的に、普及啓発と区の支援制度の周知・利用促進に取り組んでいる。

(1) 防火地域等の指定

都及び区は、市街地の防災性向上に向け、市街地再開発事業、木造住宅密集地域整備事業等の実施や、防火地域の指定、東京都建築安全条例第7条の3第1項の規定に基づく新たな防火規制（準防火地域において建替え等の際に準耐火建築物以上の建築物へ建替えを義務付けする規制。以下、「新防火地域」という。）及び準防火地域の指定等の建築物の規制、誘導策を通じ、市街地の不燃化など面的な整備を推進している。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組（予防対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第3章 安全な都市づくりの実現

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

東京23区における、防火地域、準防火地域、新防火地域の指定状況は次のとおりである。

	防火地域	準防火地域	新防火地域
面積	約13,405.3 ha	約44,141.3 ha	約6,744.6 ha
(令和2年4月1日現在)			

区内での新防火地域の指定状況は、次のとおりである。

(令和3年8月現在)

指定区域	面積	施行年月
上落合二丁目及び上落合三丁目各地内	約27.7 ha	平成26年8月
赤城下町、中里町、天神町、神楽坂六丁目、赤城元町、矢来町、東榎町、築地町及び改代町各地内	約11.6 ha	平成28年6月
市谷山伏町、南榎町、榎町及び弁天町各地内	約14.8 ha	平成30年6月
西新宿五丁目地内	約14.0 ha	平成30年6月
上落合一丁目及び上落合二丁目各地内	約33.2 ha	令和元年6月
計	約101.3 ha	

(2) 区有施設の耐震化

ア 区有施設の耐震診断

昭和45年以前に建設された、区立の小・中学校や防災拠点となる庁舎等を中心に、平成7年度及び平成8年度に耐震診断を行い、順次、耐震補強工事を実施した。

平成15年11月には、「区施設耐震補強対策方針」を決定し、区有施設のうち昭和56年以前に工事に着手した建築物については、耐震診断を平成16年度までに実施し、平成17年度以降計画的に耐震補強工事を進めてきた。

イ 区有施設の改修・補強

平成17年7月に「区有施設の耐震対策方針」を決定し、耐震診断の結果、耐震補強が必要な第一次避難所の小・中学校及び第二次避難所の児童館・ことぶき館の補強工事を順次実施した。

その後、平成23年3月に発生した東日本大震災を踏まえて、施設のあり方等を検討しているなどで耐震補強未実施の区有施設についても、速やかに補強工事を行うこととした。また、区役所本庁舎についても、改めて耐震診断を行ったところ、「所要の耐震性に疑問あり。」との結果であったことから、対応策として免震改修工事を行い、平成27年11月に完了した。これをもって区有施設の耐震対策は完了した。

なお、今後の区有施設の建設にあたっては、建築基準法および耐震改修促進法などの法令の規定に従い、適切に耐震設計を実施していく。

(3) 既存建築物の耐震化等

ア 建築物の耐震化に関する知識の普及・啓発

区では、建築物の耐震化の普及啓発として、次のことを行っている。

- (ア) パンフレット「地震に強いあなたの住まい」の配布と耐震化に関する相談。
- (イ) 建物所有者等の取組意欲を高めるため、「東京都耐震マーク表示制度」を活用する。
- (ウ) 各地域センターでのイベントや区の防災訓練等での普及・啓発。

イ 家具転倒防止器具の無料取付け

区民を対象に、住宅用家具転倒防止器具取付けを無料で実施している。（器具代は自己負担。ただし、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）登録者及び生活保護受給世帯は器具5点まで無料）

ウ 感震ブレーカー等設置費用助成

区では、震災時の電気火災の発生を防ぐため、区内にある住宅の所有者に対し、感震ブレーカー等設置費用一部助成を実施している。

エ 補助事業等の実施

区では、建築物の耐震化を促進することにより、地震に強い安全・安心なまちづくりを目指し、平成16年7月より建築物等耐震化支援事業を実施している。令和5年4月より新耐震基準の木造住宅を対象に追加した。減災社会への取組をより一層推進するため、今後も耐震化の促進を図っていく。

建築物の耐震改修などの相談に応じる民間の技術者の派遣として、木造住宅の詳細耐震診断や非木造建築物の耐震アドバイザー派遣・簡易耐震診断を無料で行っている。さらに、耐震診断費・補強設計費や耐震改修工事費等への補助を行っている。

また、木造住宅については、建物全体の補強を行う方法の他に耐震シェルターや耐震ベッドの設置費への補助を行っている。

（令和5年3月31日現在）

構造	内容	件数
木造	予備耐震診断	2,106件
	詳細耐震診断	184件
	耐震診断・補強設計費補助	912件
	補強設計費補助	68件
	耐震改修工事費補助	439件
	簡易耐震改修工事費補助	16件
	工事監理費補助	319件
非木造	耐震シェルター・ベッド設置費補助	33件
	耐震アドバイザー派遣	942件
	簡易耐震診断	464件
	耐震診断費補助	349件
	補強設計費補助	94件
	耐震改修工事費補助等	70件

(4) 建築物の不燃化

区は、都市基盤が未整備な住宅密集地区の防災性の向上を図るため、木造住宅密集地区整備促進事業、不燃化建替促進事業、都心共同住宅供給事業、市街地再開発事業等のさまざまな事業制度を活用して、建築物の不燃化、ポケットパーク等のオープンスペースの確保、細街路等の整備を推進する。

(5) 消防署は震災後の出火防止を図るため、次のような指導を行う。

ア 被害建物、仮設住宅及び避難所における火災予防対策の徹底

イ 電気、都市ガス等の機能停止に伴う火気使用形態の変化に対応した出火防止対策の徹底

ウ 危険物施設等における余震に対する警戒体制、構造、設備に関する点検等の強化

(6) エレベーター対策

ア エレベーターの閉じ込め対策の啓発

(ア) 民間施設

閉じ込め防止対策の推進

- ア) 区は都と連携し、日本エレベーター協会と協議の上、民間施設における閉じ込め防止対策の啓発を行う。
- イ) 区は都と連携し、今後、国のエレベーター閉じ込め対策の検討状況を見ながら、対策の強化を推進していく。
- ウ) 都は、エレベーターの地震時管制運転装置の設置の必要性及び機器改修方法の事例等をホームページに掲載する。区は都と連携し、閉じ込め防止対策を普及啓発していく。

(イ) エレベーター設置者への対応

区は、エレベーター改修に関する相談に対応していく。

【エレベーター閉じ込め防止装置】

装置名	機能
リスタート運転機能	地震で停止装置が働いて緊急停止した場合に、自動で安全を確認しエレベーターを再作動させることにより、閉じ込めを防止する機能
停電時自動着床装置	停電時に、バッテリー電源によりエレベーターを自動的に最寄階まで低速運転で着床させた後ドアを開き、閉じ込めを防止する装置
P波感知型地震時管制運転装置	主要動（S波）が到達する前に、初期微動（P波）を感知することにより、安全にエレベーターを最寄り階に着床させ、ドアを開放する装置

イ 救出体制の構築

(ア) 救出要員増員の促進

区はエレベーターの閉じ込めが発生した際の救出に対応するため、都や日本エレベーター協会と連携し、ビル管理者などによる救出作業（危険が伴わないものに限る。）実施者増員の啓発に努めていく。

(イ) エレベーター内の閉じ込めの有無の確認

- ア) 区は、都及び日本エレベーター協会と連携し、エレベーターの閉じ込めの有無をエレベーター保守管理会社がただちに把握できるよう、遠隔監視装置の普及を図る。
- イ) 区は、建築物管理者等に対して、地震時にエレベーター内の閉じ込めが確認された時のため、保守管理会社等への通報先の明示を、普及・啓発していく。

ウ 早期復旧体制の構築

(ア) 「1ビル1台」ルール of 徹底

地震で停止装置の作動や故障により多くのエレベーターが停止し、ビルやマンションの機能が麻痺することが予想されるが、エレベーターを点検し運転を再開するための保守要員は限られている。このため、1ビルにつき1台のエレベーターを復旧させることを原則とし、できるだけ多くのマンションやビルの機能の回復を早期に図ることが必要である。

区は、都及び日本エレベーター協会と協力して、「1ビル1台」ルール of 徹底をエレベーター保守管理会社とともに、広く区民・事業者等に普及・啓発する。

(イ) 自動診断仮復旧システムの採用

エレベーター会社では、地震で停止したエレベーターについて、保守要員による点検をしなくても、仮復旧できる自動診断仮復旧システムの開発を行っている。

今後の開発状況を見ながら、区は防災上重要な区施設への本システムの設置を検討していく。民間施設に対しても、日本エレベーター協会とともに本システムの導入の働きかけを検討する。

エ 助成事業の実施

平成21年9月の建築基準法改正により、新設するエレベーターには、P波感知型地震時管制運転装置の設置、主要機器の耐震補強、戸開走行保護装置の設置等の防災対策が義務付けられた。既設エレベーターについては既存不適格と呼ばれ、義務化の対象外となっているが、区は、平成26年度より既設エレベーターにおける閉じ込めや、事故の発生を未然に防止するため、改修工事費の一部を助成する事業を実施している。令和4年度より区と協定を締結した帰宅困難者一時滞在施設で実施する一部の工事について、上限額を拡充している。

(7) エレベーター安全装置設置済マークの普及

エレベーターに「地震時管制運転装置」「戸開走行保護装置」を設置していることを利用者が認識できるよう装置を設置済であることを示すマークの表示の普及を図る。

1-5 落下物、家具類の転倒・落下・移動の防止

伊豆大島近海地震及び宮城県沖地震等において、中高層建築物の窓ガラスや外装材などの落下による被害が生じ、注目を集めた。

平成17年3月に発生した福岡県西方沖地震における窓ガラス落下や、同年8月に発生した宮城県沖地震時では内装材の落下による被害も報告されている。

また、東日本大震災では、天井材の落下により、死亡事故も発生している。区内にも超高層建築物を含めた大規模建築物や中高層建築物が相当数あり、地震時には、内外装材の落下物によるかなりの被害が生ずることが想定される。

また、屋外広告物の落下・転倒や、自動販売機の転倒などの防止も重要な対策である。

(1) 窓ガラス等の落下物の安全化

区は、都と協力して、窓ガラスの落下防止対策等に関して、平成17年3月に固定窓の窓ガラス実態調査と、その結果を踏まえた改善指導を実施した。

建築物の外壁等の落下物対策は上述の調査指導の他に、外壁タイル等の落下（平成17年度）、共同住宅の手すりの落下（平成18年度）及び屋外広告物の落下（平成19年度）についても、所有者等に点検調査を依頼するなどの対策を実施している。

平成27年度からは、歌舞伎町で発生した外壁タイルの落下事故を受けて、新宿駅周辺で外壁の緊急点検を実施した。平成28年度以降は、未実施の商業施設が集積する地域や道路沿道の外壁点検調査・安全化指導を委託により実施するとともに、過年度の調査において損傷が見られる建築物については、引き続き改善状況調査の上、安全化指導を行っている。

(2) 天井等の落下防止対策

区は、区内建築物について、落下のおそれのある大規模空間の特定天井（脱落によって

重大な危害を生ずるおそれがある天井)、外壁タイル、はめ殺し窓ガラスについて、建築物防災週間や建築基準法に基づく定期報告制度の機会を捉えて、建築物の所有者等に対し、改善指導を継続して行っていく。

また、学校施設や幼稚園・保育所等の吊り天井、照明器具などの非構造部材の落下防止対策を進める。

(3) 屋外広告物に対する規制と安全化

平成19年には、繁華街を中心に、広告板落下事故の再発防止のため、3階以上の建築物に取り付けられた広告板等を調査し、適切な安全指導を行った。東京都屋外広告物条例及び道路法に基づき、設置者に対し、設置の許可申請及び設置後の維持管理に際し、改善指導を行っている。

今後も、震災対策の観点から以下の指導を強化する。

ア 区は、地震の際、看板等の屋外広告物が脱落し、被害をもたらすことがないように、東京都屋外広告物条例（昭和24年東京都条例第100号）に基づき、表示者等に対し、屋外広告物の許可申請時、指導を行うとともに設置後の維持管理の指導を行う。

イ 一定規模以上の屋外広告物については、屋外広告物管理者を設置する。

(4) 自動販売機転倒防止

自動販売機は、道路の有効幅員を狭め、通行の阻害要因となるため、道路上への設置を認めていない。このため、違法に占用されたものについては、設置者及び自動販売機業界に対し、撤去指導を行ってきた。

また、自動販売機の転倒防止については、国において昭和54年に日本工業規格として制定された〔自動販売機据置基準（JIS規格）〕に基づき、必要な措置を講じるよう業者団体等に対して指導を行っている。

(5) 家具類の転倒・落下・移動の防止

ア 区は、保有施設におけるオフィス家具類の転倒・落下・移動防止対策を推進する。

イ 区は、区民・事業者に対する家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を行う。

ウ 都及び東京消防庁は、家具類の転倒・落下・移動防止措置等の重要性について、広く都・区民や事業者等に周知し、各種調査結果を活用して、対策実施率の更なる向上を図るとともに、正しい家具類の転倒・落下・移動防止対策についての指導を推進する。

エ 東京消防庁は、以下により家具類の転倒・落下・移動防止対策の普及・啓発を図る。

(7) 具体的に家具類の転倒・落下・移動防止普及用リーフレットの作成・配布、家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブックを活用し、区民や事業所に対する防災指導を実施

(イ) 防災週間等のイベントや防災訓練時の普及・啓発及び家具類の転倒・落下・移動防止器具の取付講習の実施

(ロ) 関係機関、関係団体等と連携した周知

(エ) 映像、インターネット広告など多様な手法を活用し、家具類の転倒・落下・移動防止に向けた普及啓発を実施

1-6 文化財施設の安全対策

文化財の所有者又は管理者は、定期的に消防機関への通報、消火、重要物件の搬出、避難誘導等の総合訓練を実施するほか、消防用設備及び防災設備の点検・整備を行い、文化財防災点検表を作成し、安全対策の徹底を図る。

各消防署は、消防用設備等の適正な維持管理、災害時の活動体制の確立及び施設内外における火気取扱の規制等所要の指導を行う。

【文化財防火点検主項目】

- (1) 文化財周辺の整備・点検
 - ア 文化財の定期的な見回り・点検
 - イ 文化財周辺環境の整理・整頓
- (2) 防災体制の整備
 - ア 防災計画の作成
 - イ 巡視規則や要領の作成等
- (3) 防災知識の啓発
 - ア 国、都等が主催する文化財の防災に関する講習会等への参加
 - イ ポスターの掲示
 - ウ 毎年、1月26日を「文化財防火デー」として、学校教育、社会教育を通じて、文化財防火運動を推進し、文化財に対する認識を深める。
- (4) 防災訓練の実施
- (5) 防災設備の整備と点検
 - 外観点検、機能点検、総合点検、代替措置の整備
- (6) 緊急時の体制整備
 - 消防機関への円滑な通報体制の確立、近隣者の応援体制、文化財防火点検表による定期的な自主点検を行う。

1-7 区有施設の応急危険度判定実施体制の整備

区は、区有施設が被災した場合に備え、応急危険度判定の実施体制を整備する。

1-8 液状化、長周期地震動への対策

- (1) 液状化対策
 - ア 区は、液状化予測図などにより、液状化のおそれがある地域においては、建築確認審査などの機会を捉え、建築物の設計者などに対して的確な対策を講じるよう指導を実施していく。
 - イ 区は、液状化のおそれのある地域において、区の公共建築物に対する液状化対策を実施する。
 - ウ 都都市整備局では、「東京都建築物液状化対策検討委員会」の検討を踏まえて作成した液状化による建物被害に備えるための手引やリーフレットを活用し、既存の地盤調査データ、地盤調査の実施方法、対策の工法などについて、都民に情報提供を行う。
区は都と連携して、「東京都 建物における液状化ポータルサイト」を活用して液状化の危険性や対策に関する情報を発信していくとともに、「東京の地盤」や「新宿区地盤情

報閲覧システム」において地盤調査データの情報提供を行う。

エ 都水道局は、液状化危険度や耐震継手化の進捗等を踏まえ、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域について、優先的に水道管路を耐震継手管に取り替える。

オ 都下水道局は、液状化の危険性が高い地域の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害復旧拠点などから排水を受ける下水道管や緊急輸送道路などの下にある下水道管を対象にマンホールの浮上抑制対策などの液状化対策を進める。

(2) 長周期地震動対策

国は、平成28年6月に、「超高層建築物等における南海トラフ沿いの巨大地震による長周期地震動対策について（技術的助言）」を公表した。国は、長周期地震動に関する調査研究が今後も引き続きに進められ、必要に応じて対策の見直しを行っていく予定である。また、東京管区気象台は、長周期地震動の影響を受けやすい高層ビルの管理者や住民等をターゲットとして、関係機関や地方公共団体等と協力し、長周期地震動に関する情報の普及・啓発活動の取組を推進し、長周期地震動やとるべき防災行動の理解促進、長周期地震動階級の周知、利活用方法の検証等を行う。

区はこうした地震に関する検証状況や最新の知見について情報提供を行っていく。

1-9 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止

伊豆大島近海地震、宮城県沖地震、兵庫県南部地震、新潟県中越地震、東日本大震災及び平成28年熊本地震等では、多数の死傷者や建物被害が発生した。特に、宮城県沖地震では、崖やブロック塀等の崩壊や倒壊が、新たな災害要因として注目を集めた。

さらに、平成30年に発生した大阪府北部地震においても、ブロック塀の倒壊による死傷者の被害が出ている。従来より、建築基準法施行令に規定されてきた基準の重要性が、改めて認識されている。

崖・擁壁・ブロック塀等の安全対策は、原則としてその所有者・管理者等が行うべきものである。行政の対応策としては、法律等に基づき、規制・指導や工法上の指導・調査等を積極的に進めるほか、これらの実態を調査し、その結果に基づいて随時、改善指導を行う。

(1) 崖・擁壁の安全化

ア 指導の強化

崖地に建築物や擁壁を建設する場合には、建築基準法及び東京都建築安全条例に基づき、防災上の見地から指導を行っている。

イ 安全化指導及び啓発

区内にある1.5m以上の崖・擁壁について、平成21年度から平成23年度に実施した現地調査の結果を踏まえ、崖・擁壁の所有者に対し安全化指導及び啓発を行っている。

ウ 擁壁等の改修に向けた支援

区では、平成24年度より、改修に向けたコンサルタント派遣や改修工事費の助成を行っている。

(2) 急傾斜地等の安全化

ア 急傾斜地崩壊危険箇所の現況

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律は、傾斜度が30度以上ある土地を急傾

斜地と定め、このうち、高さ5m以上の急傾斜地で、崩壊した場合に人家、官公署、学校、病院等に被害が生じるおそれがある箇所を急傾斜地崩壊危険箇所としており、特に危険度の高い斜面地を急傾斜地崩壊危険区域に指定している。

また、平成13年4月には土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（土砂災害防止法）が施行された。

平成11年から14年の都の調査による区内の「急傾斜地崩壊危険箇所」は、次のとおりである。

（令和3年3月現在）

自然斜面	人工斜面	計
9	37	46

イ 急傾斜地の安全化対策

都建設局は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、土砂災害のおそれのある自然斜面において、所有者等による対策が困難な場合に、急傾斜地崩壊危険区域を指定し、斜面の崩壊を助長・誘発するおそれのある行為を制限するとともに急傾斜地崩壊対策工事を行う。

都環境局は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく土砂災害特別警戒区域（急傾斜地）に指定された保全地域の所有地において、近隣に民家等の保全対象施設がある箇所について急傾斜地崩壊対策工事を行う。

区における、急傾斜地崩壊危険区域の指定及び崩壊防止工事の状況は、次のとおりである。

（令和3年9月現在）

地域名	所在地	指定面積	指定年月日	工実施状況
赤城元町地区	赤城元町・西五軒町・築地町地内	0.493ha	昭和49.11.27	既成

※土砂災害防止については、「第3編 風水害対策計画 第2部 第3章 土砂災害対策」(P.393) 参照

(3) ブロック塀等の倒壊防止

ア 指導の強化

宮城県沖地震等において生じたブロック塀等の倒壊は、これらの塀が、建築基準法の技術基準に適合しないで造られたものであること、また、建設業者等の施工が不良だったことに主な原因があるとみられている。

そこで、区においても、建築確認申請に伴う審査や検査の際の指導を強化する。

イ 実態調査及び改善指導

大阪府北部地震の発生をうけて、危険なブロック塀等の実態を把握し、その安全化を進める必要があるため、平成30年度に道路沿いのブロック塀等の実態調査を実施した。

この点検調査結果を基に、ブロック塀等の安全化指導及び啓発を行っている。

ウ ブロック塀等の除却等に対する補助

平成18年度から、道に沿って設けられたコンクリートブロック塀等で地震等に対する安全性が確認できないものについて、除却費用の補助を行っている。また、生垣や植樹帯への改修について、工事費用の一部助成を行っている。

1-10 高層建築物及び地下街等の安全化

現在、区内には、地上100m以上の高層建築物が51棟ある。これら高層建築物については、関係法令に基づき設計段階から安全確保に対する対策が求められ、指導されている。しかし、構造上等の特殊性から、地震時にパニックが発生した状況下では、避難や消防活動などの災害対策が、極めて困難になると予想される。

また、地下街も新宿駅周辺に4箇所あるが、その空間の閉鎖性ゆえに高層建築物と同様の困難が考えられる。

(1) 高層建築物及び地下街等の安全化対策

高層建築物及び地下街の安全化対策のため、各機関では次の対策を推進する。

ア 警視庁

高層建築物、地下街における避難誘導、救出救護活動等の適正化を図るため、次の施策を講じている。

(ア) 高層建築物

ア) 地下街を含めた震災対策に関する管理者対策の実施

イ) 関係機関との連携による合同防災訓練の実施

(イ) 地下街

ア) 地下街関係者との合同防災訓練の実施

イ) 管理対策推進による防災標識等の明確化

ウ) 広報媒体（パンフレット、チラシ等）の作成・配付

イ 東京消防庁

東京消防庁は、高層建築物等の新築等に際して、関係者に対し、火災予防審議会を受けて策定した下記の防火安全対策を講じるように指導する。

(ア) 高層の建築物の防火安全対策

(イ) 乾式工法を用いた防火区画等の煙等の漏えい防止対策（100m以上の高層建築物を対象とした安全対策）

(ウ) 大規模建築物群等の消防アクセス確保対策

(エ) 鉄道ターミナル駅に係る防火安全対策

(オ) 高層建築物等における歩行困難者等に係る避難安全対策

ウ 関係事業所に対して、下記の対策を指導する。

(ア) 火災予防対策

ア) 火気使用設備器具の安全化及び出火防止対策の推進

イ) 火気使用場所の環境整備及び可燃物品の転倒落下防止措置

ウ) 内装材料、家具調度品、装飾品の不燃化

エ) 消火設備、防火区画等の機能確保による延焼拡大防止対策の推進

(イ) 避難対策（混乱防止対策）

ア) 避難施設の適正な維持管理及び避難通路の確保

イ) ビルの防災センターからの迅速な緊急放送体制の整備

ウ) ショーケース、看板及び複写機等の転倒、落下、移動防止

エ) 避難誘導員の事前指定や訓練指導者の育成

- わ) 避難口、避難階段を明示した館内図の掲示や、施設利用者に対する災害発生時の行動要領の周知徹底
- か) 警報設備、避難設備に機能確保による避難対策の推進
- (ウ) 防火・防災管理対策
 - ア) 従業員に対する消防計画の周知徹底
 - イ) 管理権限者が複数の建物における管理責任区分及び全体についての消防計画の周知徹底
 - ウ) ビル防災センターの機能強化及び要員教育の徹底
 - エ) 救出、救護知識の普及及び必要な資機材の整備
 - オ) 防火管理業務従事者を対象とした実務講習等による教育
 - カ) 実践的かつ定期的な訓練の実施
- (エ) 消防活動対策
 - 消防活動上必要な施設、設備等の機能確保による消防活動対策

(2) ターミナル駅等の混乱防止策

震災時には、鉄道事業者が、列車運行の安全が確認できるまでの間、列車の運転を見合わせるなどから、駅を含めた駅周辺においては、帰宅しようとする乗客などが殺到し、混乱が生ずる可能性がある。このため、各機関では、次の対策を講じている。

ア 新宿区

震災時には、新宿駅周辺地域において多数の滞留者の発生が想定されることから、それへの対策を講じるため、新宿駅周辺の事業者（鉄道、ライフライン、小売等）や防災関係機関等は、「新宿駅周辺防災対策協議会」を設置している。同協議会は、新宿駅周辺地域の防災対策の基本原則である「新宿ルール」に基づき、防災訓練、講習会、セミナー等により参加団体の防災力向上を図るとともに、震災時における地域の行動ルール「新宿ルール実践のための行動指針」を策定している（「第8章 第5節 1-3 駅前滞留者対策協議会等の設置」(P.241) 参照）。

イ 警視庁

次の対策を実施し、ターミナル駅等における混乱防止を図っている。

- (ア) 駅関係者と協力して、混乱防止措置要領の作成
- (イ) 駅関係者と協力して、混乱防止対策訓練の実施
- (ウ) 広報媒体（パンフレット、チラシ等）を作成・配付
- (エ) 適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるトランジスタメガホン等の資器材の整備

ウ 消防署

新宿駅周辺防災対策協議会等に対して指導助言を行うとともに、事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導を行う。

1-1-1 オープンスペース等の確保

オープンスペースは、災害時における避難者の安全確保や火災の延焼防止に役立つだけでなく、緊急消防援助隊等の広域支援や救助部隊等のベースキャンプとして活用したり、がれき処理や物資の配給等の応急・復旧活動時の様々な対策を円滑に行うためにも重要な役割を果たす。

第3章 安全な都市づくりの実現

第5節 具体的な取組（予防対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画
第3章 安全な都市づくりの実現

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

新宿区のような都心区において、オープンスペースを確保することは、困難であるが極めて重要な課題である。

(1) 多目的環境防災広場の確保

区では、地域の防災活動の拠点として活用していくために多目的環境防災広場を設置している。多目的環境防災広場には、備蓄倉庫・防災区民組織用倉庫・消防団用倉庫等及びリサイクル倉庫等を設置するほか、一部には5t貯水槽を埋設している。また、災害時には避難する区民の一時集合場所としても活用する。

【多目的環境防災広場一覧】

(令和3年9月現在)

名称	所在地	土地面積	建物床面積
白銀町多目的環境防災広場	白銀町1-7	104.29㎡	12.01㎡
西早稲田多目的環境防災広場	西早稲田2-16-10	165.30㎡	30.70㎡
西新宿多目的環境防災広場	西新宿8-16-1	5.67㎡	82.50㎡
若葉多目的環境防災広場	若葉2-5-2	120.02㎡	33.55㎡
百人町多目的環境防災広場	百人町3-8-10	73.28㎡	39.75㎡
北新宿多目的環境防災広場	北新宿1-25-22	527.24㎡	242.79㎡
富久町多目的防災広場	富久町1	101.29㎡	—
市谷田町二丁目多目的防災広場	市谷田町2-27-3	69.95㎡	—
西新宿五丁目多目的防災広場	西新宿5-704	139.06㎡	—

※西新宿多目的環境防災広場については、新宿グランドウイング内に設置している。

(2) 公園等の確保

区では、防災空地を兼ね、また、災害用トイレ、耐震性防火水槽等の防災機能を備えた公園・児童遊園等の確保、整備に努めている。また、市街地再開発事業などの機会を捉え、事業者に対し公園や緑地等の整備、提供を依頼する。その整備状況については別冊資料のとおりである（「別冊資料編 11-3 公園の確保状況」(P.447)参照）。

(3) その他の区施設等の有効利用によるオープンスペースの確保・整備

上記(1)の多目的環境防災広場のほかに、区は、その他の区施設等を有効利用することによりオープンスペースの確保を図っている。

災害時臨時離着陸場候補地……………	西落合公園少年野球場 明治神宮外苑軟式野球場 西戸山公園野球場（医療機関近接）
がれき置き場候補地……………	区立公園等
応急仮設住宅建設用地……………	西落合公園等14箇所

※明治神宮外苑軟式野球場は、工事期間中（2024年～2036年予定）は使用不可。

(4) 土地の有効利用等によるオープンスペースの確保・整備

区は、市街地再開発事業等による面的な整備の実施に当たっては、オープンスペースの確保に努める。

また、都市再生機構や都営住宅等の集合住宅の建設及び建替えに際しては、オープンスペースの確保についての指導に努める。

(5) 防災拠点の安全性の確保

避難場所や避難所である小中学校や周辺地域の安全性確保について、一時集合場所、避難場所、避難所の役割分担に配慮して整備を推進していく。地域の公園や、その他の公共施設についても、施設の耐震化や周辺の緑化・不燃化を図ることにより安全性を向上させるような整備を推進する。

また、主な防災拠点、特に地域本部等においては、非常用電源設備を整備し、情報の収集や発信等に支障のないようにしている。

さらに平成30年度から令和2年度にかけ、区内の避難所周辺等にバッテリー内蔵のLED街路灯を設置した。

2 危険物等の安全化

2-1 石油等の危険物施設の安全化

区内における危険物施設は、製造所1件、貯蔵所179件、取扱所127件、計307件（令和3年11月末現在）である。これらの石油等の危険物施設は、出火のみならず延焼拡大要因ともなるため、適正な貯蔵取扱いの指導の推進を図っていく。

- (1) 危険物施設に対して耐震性強化の指導、自主防災体制の整備、活動要領の制定、防災資機材の整備促進、立入検査の実施など、出火防止や流出防止対策の推進を図る。
- (2) 津波発生時等における施設、設備に対する応急措置等について事業所指導を徹底し、保安管理体制の充実、強化を図る。
- (3) 製造所、特定屋外タンク貯蔵所、給油取扱所（営業用）及び化学反応工程を有する一般取扱所等に対しても立入検査等を実施し、適正な貯蔵、取扱い及び出火危険排除のための安全対策について指導する。
- (4) 震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、未作成の場合は作成を指導する。
- (5) 消防法等に基づき、自衛消防組織の結成を指導するとともに、大規模危険物施設については、「東京危険物災害相互応援協議会」を組織し、相互に効果的な応援活動を行うこととしており、その訓練を定期的に行う。

2-2 高圧ガス・有毒物質施設の安全化

LPガス・塩素等の高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等は、燃料、冷凍、医療、教育、研究の分野に幅広く利用されている。しかし、これらの取扱施設等が、ひとたび地震等で破壊された場合には、その引火性、爆発性、毒性などによる二次災害を誘発し、多大の被害をもたらすことは明らかである。

高圧ガス、毒物・劇物、放射性物質等の取扱施設等の安全化等の施策は次のとおりである。

第3章 安全な都市づくりの実現
第5節 具体的な取組（予防対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

現 第3章 安全な都市づくりの実

(1) 高圧ガス保管施設

ア 現況

区内における高圧ガス製造所等の現況は次のとおりである。

(平成26年3月末現在)

高圧ガス保安法											液化石油ガスの保安等に対する法律	
第1種製造所			第2種製造所			販売所			貯蔵所	特定消費者	合計	販売所
一般ガス	LPG	冷凍	一般ガス	LPG	冷凍	一般ガス	LPG	冷凍				
3	1	79	26	0	374	120	21	190	47	6	867	2

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

イ 保安計画

(ア) 国や都は、高圧ガス取扱事業所に対しては、「高圧ガス保安法」等に基づいて厳しい規制、指導を行っている。そのうえで、都では、震災対策条例に基づき、大地震等による災害発生を未然に防止し、被害を最小限に抑えるため、塩素施設、アンモニア施設及び液化石油ガス施設について「東京都高圧ガス施設安全基準」を定め、それに基づき配管類や、除害施設について安全性の強化に努めるとともに、過密化した東京の特殊性に応じて、きめ細かい指導を行っている。

(イ) 消防法第8条に該当する事業所に対し消防計画を樹立させるとともに、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画を作成させ、予防管理組織及び自衛消防組織を強化させ、防火管理者を中心とした自主保安体制の確立を図る。また、立入検査の実施、防災設備の維持管理の指導、教育訓練の指導等を実施し、災害予防活動の推進を図る。

(ロ) 災害が発生した場合には、原因を究明するとともに防災対策等について指導し、被害拡大の防止を図る。

(エ) 都環境局では、高圧ガス施設について、防災計画指針を改正し対象事業所の防災計画を確認するとともに、耐震性能を確認することにより安全性を確保する。

(2) 毒物・劇物取扱施設

ア 現況

区内における毒物・劇物保管施設は次のとおりである。

(平成26年3月現在)

種別	営業者			販売業 特定 毒物	要届出業者			非届出 業者
	製造業	輸入業	販売業		電気 めっき業	金属熱	運送業	
件数	1	37	425	4	1	0	0	0

イ 保安計画

(ア) 消防法第8条に該当する事業所に対し消防計画を作成させるとともに、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画を作成させ、予防管理組織及び自衛消防組織を強化させ、防火管理者を中心とした自主保安体制の確立を図る。

(イ) 立入り検査の実施、防災設備の維持管理の指導、教育訓練の指導等を実施し災害予

防活動の推進を図る。

- (リ) 都保健医療局及び区は、危害の未然防止のため、所管する毒物・劇物取扱施設への立入検査を実施するほか、講習会等を開催し、保守点検等の励行、事故発生時の対応措置及び定期的防災訓練の実施等を指導する。
- (エ) 事業所は漏えいを防止するための体制をあらかじめ整備する。
- (オ) 学校における毒物・劇物災害を防止するため、「実験・実習用薬品類の保管・管理の徹底について」に基づき事故防止に努める。

(3) 放射線等使用施設

ア 現況

区内の放射性物質保管施設は、次のとおりである。

(令和3年11月現在)

機関別	教育	研究	医療	民間	その他	合計
件数	5	15	25	1	0	46

イ 保安計画

- (ア) 放射線等使用施設については、国（原子力規制委員会）が、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、RI（ラジオ・アイソトープ）の使用、販売、廃棄等に関する安全体制を整備するとともに、立入検査の実施による安全確保の強化、平常時はもとより震災時においても監視体制がとれるよう各種の安全予防対策を講じる。
- (イ) 放射性物質等のうち核物質の保管状況等の情報については、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」に基づき、国が把握しているが、治安対策上の理由から国からの情報提供は行われていない。都では、火災予防条例に基づく届出により東京消防庁が消防活動に必要な情報を把握しており、関係機関において、必要な情報の共有を図る。
- (ロ) 消防法第8条に該当する事業所に対し消防計画を樹立させるとともに、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画を作成させ、予防管理組織及び自衛消防組織を強化させ、防火管理者を中心とした自主保安体制の確立を図る。
- (エ) 立入検査の実施、防災設備の維持管理の指導、教育訓練の指導等を実施し、災害予防活動の推進を図る。
- (オ) 放射性物質の盗難予防を管理者に指導し、不測の事故の予防を図る。

(4) 石綿含有建築物等からの石綿飛散防止

- ア 都環境局は、災害時における石綿飛散防止対策に関する情報を得られるよう、区民等へ周知する。更に、災害時に区民、作業員、ボランティア等へ配布する周知用チラシを準備する。
- イ 都環境局、協定締結団体及び区は協力して、年1回災害訓練を実施する。
- ウ 区は、災害に備えて石綿の使用状況について事前の把握に努めるよう、建築物の所有者等へ周知・啓発する。

(5) 危険物等の輸送の安全化

ア 石油類の輸送

(ア) タンクローリー、トラック等の危険物を輸送する車両については、立入検査を適宜実施して、構造、設備等について、法令基準に適合させるとともに、当該基準が維持されるよう指導を強化する。

(イ) 指導にあつては、他自治体と連絡を密し、安全指導を進める。

(ロ) トラック等の危険物運搬車両についても、タンクローリーと同様に適宜立入検査を実施し、安全対策を進める。

(エ) 「危険物の運搬又は移動中における事故の措置・連絡用資料（イエローカード）」の車両積載を確認し、活用の推進を図る。

(オ) 鉄道タンク車による危険物輸送について、東京都震災対策条例に基づき関係事業所が作成した防災計画の遵守、徹底を図る。

(カ) タンカーによる危険物輸送については、受入施設を有する事業所に対して、荷役中の被害軽減を図るための各種推進を図る。

イ 高圧ガスの輸送

(ア) 高圧ガス運送上の災害に対処するため、高圧ガス製造、販売、運搬を行う者に高圧ガス地域防災協議会を設置させ、自主的な災害予防対策を進めるよう指導する。

(イ) 高圧ガス保安法の定めるところにより、高圧ガスの移動の通路、緊急時の措置及び車両に携行する防災資材・器具等について記載した移動計画書を輸送事業者に作成させ、その内容を確認するとともにその内容を遵守し、保安の確保に努めるよう指導する。

ウ 核燃料物質の輸送

(ア) 核燃料物質輸送中に、万一事故が発生した場合、国の関係省庁によって安全対策がとられる。区では、都から事故の報告を得た場合、警察署、消防署もしくは現地係官及び専門家が行う現場への立入制限、住民の避難など必要な措置に協力する。

(イ) 事故時の連絡体制

区が事故を知った場合、すみやかに都総務局に通報するとともに、最寄りの警察署、消防署に連絡し、必要な措置を講じるものとする。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 消火・救助・救急活動

地震時には火災及び危険物、有毒ガス等の漏えいなどの発生が予想される。

これらの災害の拡大を防止するには、震災時の消防機関及び危険物等施設の管理者等の活動体制や応急活動体制を確立することが必要である。

消火・救助・救急活動については、「第5章 第6節 2 消火・救助・救急活動」（P.167）に準ずる。

2 河川施設等の応急対策による二次災害防止

2-1 河川施設等の応急対策

大地震が発生すると、振動による地盤の緩みや河川の護岸損傷などにより、土砂災害や河川の氾濫などの二次災害が起こる危険が生じる。

これらの二次災害を防止又は軽減するために、地震発生後、降雨や余震によって発生する二次災害のおそれのある箇所を調査し、応急復旧等により災害防止対策を推進する。

(1) 河川被災箇所の調査

区は都と協力し、区内を流れる河川の被災箇所について、損傷の状況を調査・把握し、応急復旧活動の必要性、本格復旧方法等について検討を行う。

特に、河川の改修及び下水道施設整備が実施されている箇所については、水害発生の危険性が高いことから、重点的に調査・警戒を実施する。

(2) 急傾斜地崩壊危険箇所の被災調査

区は都と協力し、都の急傾斜地崩壊対策事業の採択基準に満たない危険箇所を把握し、二次災害のおそれがある箇所については、警戒避難体制等の整備を図る。

(3) その他被災箇所の調査

このほか、管渠等の下水施設、道路、宅地等についても、必要に応じて被災箇所の調査を実施する。

2-2 社会公共施設等の応急対策

地震が発生したとき、応急対策上重要な役割を果たす社会公共施設等について、余震等による倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止するため、早期に被害状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

(1) 社会公共施設等の応急危険度判定

ア 区立の公共建築物が被災した場合

(7) 区は、その所管する公共建築物が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

(4) 区は、その判定が困難な場合、都災害対策本部に判定実施の支援を要請する。

イ その他の社会公共施設が被災した場合

(7) 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設が被災した場合、必要に応じて応急危険度判定を実施する。

(4) 社会公共施設の管理者は、その所管する社会公共施設の判定が困難な場合、都又は区に判定実施の支援を要請する。

(7) 都災害対策本部は公共建築物に準じて、社会公共施設の判定を実施する。

(2) 社会公共施設等の応急対策

ア 各医療機関

(ア) 事業継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、患者の生命保護を最重点に対応する。

(イ) 通信手段の確保に努めるとともに、状況に応じて必要な措置をとるなど万全を期する。

イ 社会福祉施設等

(ア) 社会福祉施設等の責任者は被災後速やかに施設内外を点検し、落下・倒壊等の危険箇所の有無を確認する。必要に応じて応急修理を行い、安全を確保する。

(イ) 業務継続計画（BCP）等あらかじめ策定した計画に基づき、利用者の安否確認や安全確保、サービスの継続を行う。

(ウ) 施設独自での復旧が困難である場合は、区の「高齢者等対策班」等関係機関に連絡し援助を要請する。

(エ) 震災の被害を受けなかった施設の責任者は、援助を必要とする施設の責任者に積極的に協力し、入所者の安全を確保する。

ウ 都中央卸売市場

応急対策として、市場ごとの自衛消防組織により、初期消火、避難誘導など救助活動等を行う。

エ 学校施設

(ア) 学校長は、児童・生徒等の安全確保を図るため、避難計画を作成し、この計画に基づいて行動する。

(イ) 自衛防災組織を編成し、役割分担に基づき行動する。

(ウ) 緊急時には、関係機関へ通報して臨機の措置を講じる。

(エ) 学校施設が、避難所になった場合は、避難者の健康と安全の確保に努めるとともに、余震や火災予防についても十分な措置をとる。

(オ) 学校施設の応急修理を迅速に実施する。

オ 文化財施設

(ア) 文化財に被害が発生した場合には、その所有者又は管理者は、直ちに東京消防庁等の関係機関に通報するとともに被害の拡大防止に努め、被災状況を速やかに調査し、区・都教育委員会を經由して、その結果を文化庁長官に報告する。

(イ) 関係機関は被災文化財の被害拡大を防ぐため、協力して応急措置を講じる。

カ 区立文化施設・社会教育施設

(ア) 区立文化施設・社会教育施設の管理者は、施設の利用者等が不特定多数であることから、利用者等の避難誘導に当たっては、あらかじめ定められた避難場所に誘導し、混乱防止及び安全確保に万全を期する。

(イ) 災害状況に即した対応ができるよう都生活文化スポーツ局及び都教育庁等関係機関との緊急連絡体制を確立する。

キ 区立住宅等

各住宅の管理者は、発災後速やかに被害の概況を調査し、必要に応じて応急措置を講じる。

2-3 砂防、地すべり、急傾斜地崩壊防止施設等の応急対策

- (1) 区は、土砂災害の発生状況等の情報収集を行い、都建設局に報告する。
- (2) 区は、土砂災害の危険性が高い箇所について関係機関や住民に周知を図り、応急対策を行うとともに、災害のおそれがある場合は避難対策を実施する。

3 危険物等の応急措置による危険防止

都、区市町村又は事業者は、有害物質の漏えい及び石綿の飛散を防止するため、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の対策を行う。

3-1 危険物施設、高圧ガス、毒物・劇物取扱施設等の応急措置

区内には、多数の石油、高圧ガス等の危険物貯蔵所などがあり、地震時には振動、火災等により、危険物の漏えいや爆発等の事態の発生が予想される。

これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程や震災対策条例に基づく防災計画の作成を義務づけているところであるが、発災した場合に被害を最小限に止めるための応急対策を確立しておくことが必要である。

(1) 石油類等危険物施設の応急措置

消防署等は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の実態に応じて講じるよう指導する。

また、必要があると認めるときは、法令の定めるところにより応急措置命令等を行う。

- ア 危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- イ 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出及び異常反応、浸水等による広域拡散の防止と応急対策
- ウ 危険物による災害発生時の自主防災活動組織と活動要領の策定
- エ 災害の状況把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動
- オ 区は事故時必要に応じ、次の処置を行なう。

(7) 住民に対する避難の指示

- (イ) 住民の避難誘導
- (ウ) 避難所の開設
- (エ) 避難住民の保護
- (オ) 情報提供
- (カ) 関係機関との連絡

(2) 液化石油ガス消費施設の応急措置

- ア 区は、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施する。
- イ 事業者等は、危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置を実施する。

(3) 火薬類施設の応急措置

- ア 都環境局は、状況に応じた緊急措置等についての連絡を関係機関等に行う。
- イ 区は、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施する。
- ウ 関東東北産業保安監督部は、危険防止措置の監督又は指導を行い、必要に応じて、緊

急措置命令等を実施する。

エ 事業者等は、危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置を実施する

(4) 高圧ガス施設の応急措置

消防署は、次の措置を行う。

ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は区へ通報する。

イ ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難の指示を行う。

ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

エ 関係機関との間に情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「第5章 第6節 2-1 震災消防活動」(P.167)により対処する。

また、警察署は、次の措置を行う。

オ ガス漏れ等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報を行う。

カ 区長からの要求等により避難を指示するほか、避難区域内への車両の交通規制を行う。

キ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

区は、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施する。

事業者等は、危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置を行う。

(5) 毒物・劇物施設の応急措置

消防署は、地震発生による建物の倒壊等により毒物・劇物の発散、漏えい等の事故が発生した場合、次の対応を行う。

ア 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合は区へ通報する。

イ 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における災害対策基本法第50条に掲げる避難の指示を行う。

ウ 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。

エ 関係機関との情報連絡を行う。また、これらの施設に対する災害応急対策については、「第5章 第6節 2-1 震災消防活動」(P.167)により対処する。

また、警察署は、次の措置を行う。

オ 毒物・劇物の飛散、漏出等の事故が発生した場合、関係機関との連絡通報を行う。

カ 区長からの要求等により避難を指示するほか、避難区域内への車両の交通規制を行う。

キ 避難路の確保及び避難誘導を行う。

都下水道局は、事業場から有害物質等が下水道に流入する事故が発生したとき、下水道への排出を防止するための応急の措置を講じるよう指導する。また、関係機関との連絡を密にし、有害物質等に係る災害情報の収集、伝達に努める。

区は、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施する。

事業者等は、危険が想定される場合等は関係機関への通報等、応急措置を行う。

(6) 放射性物質使用施設の応急措置

放射線同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素

等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

ア 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、消防署は次の各措置をとるよう使用者に要請する。また、災害応急活動は、「第5章 第6節 2-1 震災消防活動」（P.167）により対処する。

(7) 施設の破壊による放射線源の露出、流出の防止を図るための緊急措置

(イ) 放射線源の露出、流出に伴う危険区域の設定等、人命安全に関する応急措置

イ 事故の状況に応じ、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(7) 化学物質関連施設の応急措置

ア 化学物質対策

区は、適正管理化学物質取扱事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同業者に応急措置を実施するよう指示するとともに、関係機関に情報を提供する。

イ PCB対策

区は、PCB保管事業者から事故に関する情報を収集し、必要に応じて同事業者等に破損、漏洩している機器の調査・確認を行うとともに、応急措置の実施及びPCB汚染状況を表示するよう指示する。また、関係機関に情報を提供する。

(8) 流出油・流木の応急措置

消防署は次の措置を行う。

ア 災害発生時の作業態勢

(7) 人命救助

(イ) オイルフェンスの展張

(ウ) 流出油の処理

(エ) 初期消火及び延焼防止措置

(オ) 警戒及び立ち入り制限

(カ) 油処理剤、消火剤、オイルフェンス等の応急資材の調達

(キ) 消火資機材の確保

イ その他

(7) 河川における火気使用禁止に係る広報

(イ) 沿岸住民及び危険物貯蔵所に対する火気管理の指導

(ウ) 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導

(エ) 沿岸住民に対する避難指示、退去命令の伝達及び避難誘導

(オ) 危険物貯蔵の自衛処置の強化指導

(カ) 沿岸危険区域における交通の禁止及び制限

(キ) その他必要な措置

(9) 石綿含有建築物等の応急措置

区は次の措置を行う。

ア 住民、作業員、ボランティア等に対し、石綿ばく露防止について注意喚起を行う。

イ 都の協定締結団体と連携して、倒壊建築物等の石綿露出状況調査及び環境モニタリングを実施する。

ウ 都環境局及び都環境局の協力締結団体と協力しアスベスト露出状況調査に努め、調査対象の建築物等にアスベストの飛散リスクが確認された場合は、建築物所有者等に対し、応急措置を講じることを求める。

(10) 危険動物逸走時の対策

住民が飼養している特定動物等（特定動物及びその他人に危害を加えるおそれのある危険動物）の逸走の通報があった場合は、都関係各局の協力の下、動物の保護、収容場所の確保、飼い主情報の収集等を行う。その際の各機関の役割分担は以下のとおりとする。

機関名	対策内容
都総務局	○ 情報収集並びに国及び他府県等との連絡調整等の運営管理
都保健医療局	○ 情報収集、特定動物等の捕獲等に関する措置及び関係局（庁）との連絡調整
都産業労働局	○ 産業動物の飼い主に対する逸走した家畜の捕獲等を指導
都建設局	○ 都立動物園の逸走動物の捕獲等必要な措置
警視庁	○ 情報の受理及び伝達並びに必要な措置（警察官職務執行法）
東京消防庁	○ 情報の受理及び伝達並びに被災者の救助及び搬送
区	○ 事故時には必要に応じ、次の措置を実施 ・住民に対する避難の指示 ・住民の避難誘導 ・避難所の開設、避難住民の保護 ・情報提供、関係機関との連絡

3-2 危険物輸送車両等の応急対策

(1) 危険物等輸送車両の応急対策

ア 高圧ガス等輸送車両の応急対策

(7) 都環境局は、事故の状況に応じ、高圧ガス取扱事業者に対し、一般高圧ガス及び液化石油ガスの移動の制限又は一時禁止等の緊急措置を発する。

(4) 警察署は、施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

(7) 消防署は、「第5節 2-2 高圧ガス・有毒物質施設の安全化 (5) 危険物等の輸送の安全化」(P. 83)に基づき、交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行う。また、災害応急対策は、「第5章 第6節 2-1 震災消防活動」(P. 167)により対処する。

イ 核燃料物質輸送車両の応急対策

(7) 警察署は、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じ、警戒区域の設定、交通規制、救助活動等必要な措置をとる。

(4) 消防署（東京消防庁）は、事故の通報を受けた旨を直ちに都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

ウ 区は、関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実

施する。

4 公共施設等の応急・復旧対策

4-1 水道施設

発災時における効果的な応急対策のため、職員の活動態勢、政策連携団体との協力態勢、復旧活動に従事する民間事業者及び復旧用材料の確保等について、機動性及び実効性を重視した体制を整備する。

(1) 復旧活動

次の方針に留意して、復旧計画や復旧方針を作成する。

ア 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。

イ 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。

ウ 浄水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。

エ アを除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階的に復旧作業を進める。

(2) 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

4-2 下水道施設

(1) 下水道施設の復旧計画

被害が発生したときは、主要施設から復旧を図る。復旧順序については、水再生センター、幹線管きよなどの主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きよ、ます・取付管の復旧を行う。

(2) 水再生センター

万が一機能上重大な被害が発生した場合は、揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能回復を図る。

(3) 管きよ

緊急輸送道路などを地上巡視し、下水道施設に起因する道路陥没等を早急に把握し、損傷状況に応じた応急復旧を実施する。

4-3 電力施設

災害状況、被害状況を基に復旧を行う。

【復旧の順位】

順位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁などの公共機関、避難場所、その他施設への供給回線
第2順位	その他の回線

4-4 電話通信設備

(1) 復旧の順位

通信の途絶解消及び重要通信確保の上で、必要最小限の応急復旧順位は次のとおりであるが、復旧順位の決定にあたっては「被害状況」「通信そ通状況」「回線構成」「公共の利益」等の実情を考慮し、できる限りそ通回線の均衡を図って復旧する。

順位	重要通信を確保する機関（契約約款に基づく）
第1順位	気象機関、水防機関、消防機関、災害救助機関、警察機関、防衛機関、輸送の確保に直接関係ある機関、通信の確保に直接関係ある機関、電力の供給の確保に直接関係ある機関
第2順位	ガス・水道の供給の確保に直接関係ある機関、選挙管理機関、預貯金業務を行う金融機関、新聞社、通信社、放送事業者及び第1順位以外の国又は地方公共団体の機関
第3順位	第1順位・第2順位に該当しないもの

(2) 改善措置

被害の再発を防止するため、電気通信施設等の被害原因を分析し、それぞれの原因に応じた改善措置をとるとともに、必要な防災設計を行う。

(3) 復旧工事

下記により工事を実施する。

ア 応急復旧工事

- (7) 電気通信設備等を応急的に復旧する工事
- (4) 現状復旧までの間、維持に必要な補強、整備工事

イ 本復旧工事

- (7) 電気通信設備が全く消滅した場合復旧する工事
- (4) 電気通信設備を機能、形態において、被災前の状態に復する工事
- (ウ) 被害の再発を防止し、設備拡張、改良工事を折り込んだ復旧工事

4-5 都市ガス施設

〈〈東京ガスグループ〉〉

ア 地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する。

イ 被害状況に応じてあらかじめ定めたBCP（事業継続計画）を発動し、復旧業務と最低限必要な通常業務の両立を図る。

ウ 社内事業所及び官公庁、報道機関等からの被害情報の収集を行う。

エ 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所は有機的な連携を保ちつつ施設の応急措置にあたる。

オ 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて調整修理する。

カ ガス供給設備等に設置した地震センサーの観測状況に応じて、迅速な被害把握に努め、適切な応急措置を行う。

キ 被害が軽微な供給停止地域については、遠隔再稼働等を行い、速やかなガス供給再開に努める。

ク その他現場の状況により、二次災害防止のため適切な措置を行う。

ケ 復旧用の資機材を確認し、調達を必要とする資機材は平素から分散して備蓄する。

〈〈ガス事業者〉〉

地震の規模に応じて、本社に非常事態対策本部を設置するとともに、必要な要員は自動参集する（各社の規定に基づき態勢をとる）。

4-6 交通施設

交通施設は、被災後の都市機能の確保や各種の復旧対策の遂行上、重要な役割を果たすことから、早急な復旧が望まれる。

このため、各鉄道機関は、応急対策の終了後、速やかに被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、再び同様の被害を受けないよう本復旧計画をたてる。

なお、復旧作業は計画に基づき、迅速かつ適切に実施する。

4-7 公園

区は、地震により、公園施設が損壊した場合は、二次被害を引き起こさないよう応急措置を行うとともに、その後の救援活動等に対応できるよう、スペースの確保に努める。

4-8 公共施設

区庁舎、特別出張所、小・中学校、保育園等区の施設が被害を受けたときは、速やかに被害状況を調査し、復旧計画をたて、復旧等を行う。

また、地球上の座標値によって土地の区画を表す地籍調査の成果を活用し、道路と私有地との境界復元を行うなど、円滑な復旧計画に役立てる。

第7節 具体的な取組（その他施設の復旧対策）

1 公共の安全確保、施設の本来機能の回復

1-1 河川施設等の復旧

河川管理施設については、氾濫水による被害の拡大を防止するために、速やかに施設の復旧に努める。

1-2 社会公共施設等の復旧

区は、被災施設の復旧に当たり、原状復旧を基本にしつつも、再度の災害防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うことが望ましい。

(1) 都中央卸売市場

災害復旧工事に対処するため、職員の動員体制をとる。

早急に施設の被災状況を調査し応急復旧を行い、事業を再開して生鮮食料品の安定供給に努める。

(2) 学校施設

区立学校の施設が甚大な被害を受け、教育活動ができないと判断した場合に、学校長は区教育委員会と協力し、応急教育計画等を作成する。児童・生徒の不安を解消するため、教育活動に中断がないように努める。

(3) 文化財施設

被災した文化財等の廃棄、散逸を防止するため、被害状況と文化財等の重要度に応じて、区、区教育委員会及び文化財管理者等において修復等について協議を行う。

(4) 文化施設・社会教育施設

ア 区及び区教育委員会は、区立文化施設・社会教育施設について、災害後直ちに被害状況を調査し、被害状況によっては、施設ごとに再開等の計画を立て、早急に開館する。

イ 当面の応急措置が終了し、社会一般が安定し日常生活が平常に戻れば、復旧計画を立て、本格的な復旧を行う。

1-3 二次的な土砂災害防止対策

区は、地震による地盤の緩みにより、土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第1節 現在の到達状況

1 交通関連施設の安全確保

都は、緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図るべき道路を特定緊急輸送道路として告示（平成23年6月）するとともに、首都圏三環状道路をはじめとする道路整備や連続立体交差事業など道路ネットワークの構築を推進している。区も独自に区内の緊急道路障害物除去路線を選定し、避難所への物資等の輸送や避難行動がスムーズに行えるよう、橋りょうの耐震化や長寿命化対策、電線類の地中化を進めると共に、道路占用物の耐震化、関係交通機関施設の耐震化等を働きかけている。

2 ライフライン等の確保

ライフラインについては、都において、水道管路の耐震継手化、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策、水再生センター・ポンプ所等の耐震化を実施している。電気、ガス、通信については、各事業者において、送電線のネットワーク化、地震計や安全装置付ガスメーターの設置、電気通信設備等の防災設計等の取組が進められている。

- (1) 区内配水管の耐震継手率31%（令和4年3月末現在）
- (2) 区内下水道マンホールの浮上抑制対策を緊急輸送道路等約23kmについて完了（平成28年3月）
- (3) 避難所等から排水を受け入れる下水道管とマンホールの接続部の耐震化を完了（平成26年3月）

3 エネルギーの確保

都市機能を支えるエネルギー（電力）については、区はこれまで、環境への負荷が少ない持続可能な社会を実現するために、省エネルギー及び創エネルギー機器等を導入する区民や事業者に対し、設置・施工費用の補助を行っている。また、非常用発電等に必要となる燃料の安定供給に向けて、区は石油関係団体との間で協定を締結している。

- (1) 東京都石油業協同組合新宿支部との間で、災害時における石油類の優先供給に関する協定を締結（昭和59年2月）

第2節 課題

【東京都被害想定】

(東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月))

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
渋滞区間延長	緊急輸送道路総延長 1,970km のうち約800km (約40%)	
鉄道被害	在来線、私鉄線で最大2.4%(区部)	在来線、私鉄線で最大1.8%(区部)
橋りょう・橋脚被害	都内高速道路の橋脚の最大9.4%	都内高速道路の橋脚の最大7.0%
断水率	最大 26.4%	最大 25.8%
下水道管きよ被害率	最大 4.0%	最大 4.3%
停電率	最大 11.9%	最大 9.3%
ガス供給支障率	最大 24.3%	最大 12.5%
固定電話不通率	最大 4.0%	最大 2.9%

1 交通関連施設の安全確保に向けた課題

首都圏三環状道路は、令和4年8月末で整備率82%となっており、整備が着々と進んでいるが、災害時の避難・救急活動のルートを実際に確保するためには、早期の整備が必要となる。

また、幹線道路ネットワークについて、外環や区部放射・環状道路、多摩東西及び南北道路等でミッシングリンクが生じているため、被災時の代理機能が確保できていない。また、緊急輸送道路の沿道建築物の倒壊により、道路が閉塞する可能性がある。

区内の放射・環状道路は概ね完成しているが、区内の都市計画道路の完成率は66.0%であり、災害時における区内のネットワーク化は十分とは言えない。また緊急輸送道路沿道の建物の倒壊により道路が封鎖する可能性もある。

歩道橋や橋りょうはひとたび落下すると道路の通行不能や他の道路、河川、鉄道への影響が大きいため、新宿区橋りょう長寿命化修繕計画に基づき、定期的に点検調査を行うとともに、計画的な補修、補強を実施し、橋りょうの健全かつ安全な維持管理を行っていく必要がある。

また、インフラ施設である水道、下水道施設等に被害が発生すると復旧には長い時間を要するため、事前の対策に取り組む必要がある。また区内を走る鉄道の耐震化や駅舎等の施設の耐震化も早期に取り組むよう働きかける必要がある。

2 ライフラインの確保に向けた課題

水道については、配水管延長が約550kmにも及ぶことから、継続的かつ計画的に更新を進めていく必要がある。しかし、繁華街(24時間店舗等)での断水時間の制約、他企業埋設物の輻輳等、施工困難な課題がある。また、避難所や主要な駅などの重要施設への供給ルートにおける配水管の耐震継手化は、令和4年度に概成し、今後は断水被害の一層効果的な軽減に向けて、優先順位を更に明確化していく必要がある。

下水道については、震災後の下水道機能及び交通機能を確保するため、下水道管とマンホールの接続部の耐震化やマンホールの浮上抑制対策の取組とともに水再生センター・ポンプ所等の耐震化を更に強化していく必要がある。

電気、ガス、通信については、これまでも耐震設計基準に基づいた施設整備等が進められてい

るが、バックアップ機能の強化など、引き続き、こうした事業者による取組を着実に進める必要がある。

3 エネルギーの確保に向けた課題

エネルギーは都市の機能を支える上で不可欠なものであり、特に防災上重要な建築物やライフライン施設等については、発災後もその機能を維持できるよう、ガスコージェネレーションシステムや燃料電池等の自立・分散型電源の確保が重要となる。また、災害発生時には、非常用発電設備用の燃料の調達が極めて困難な状況となるため、燃料確保についても、既存の協定の実効性を一層高めるための取り組みを推進する必要がある。あわせて、災害発生時にも供給が継続する中圧導管からの都市ガスによるコージェネレーションシステムの導入による電源の多重化を進めていく。また、大規模災害時における一時滞在施設や各避難所の停電対策を検討していく。

第3節 対策の方向性

1 交通関連施設の安全確保

道路や鉄道といった交通関連施設は、都市の活動を支える基盤として重要な役割を担っている。こうした施設が損壊等の物理的被害を受けたり、交通渋滞、車両火災などにより機能不全に陥ると、人命救助や消火活動、物資輸送等の円滑な実施が困難になるおそれがある。

区民の生命を守る交通関連施設の安全確保に向けて、道路ネットワークの整備、道路・橋りょう等の安全確保や新たな交通規制を実施する。また、鉄道事業者に対する支援を進め、鉄道の安全確保と早期復旧に向け、鉄道施設の耐震性向上を図り、鉄道の安全確保を一層推進するなど、ソフト・ハード両面の対策を進め、発災後においても交通・物流機能を維持する。

2 ライフライン等の確保

水道・下水道施設等の耐震化や、被害発生から復旧までの間のバックアップ機能の確保、早期復旧に向けた仕組みづくりなど、ライフライン機能の確保に向けた対策を実施する。

3 エネルギーの確保

都市ガスによるガスコージェネレーションシステムや燃料電池等の自立・分散型電源を導入促進し、エネルギーを確保する。

第4節 到達目標

1 幹線道路網の整備及び緊急輸送道路の橋りょうの耐震化の推進

都においては、幹線道路ネットワークの整備とともに、緊急輸送道路等の橋りょうの耐震化を平成27年度に完了させている。加えて、特定緊急輸送道路の広域的な道路ネットワーク機能を確保するため、特定緊急輸送道路の通行機能を的確に表せる指標として、区間到達率と総合到達率を設定した。都は令和7年度末までに総合到達率99%かつ区間到達率95%未満の解消を目指している。また、区においては、特定緊急輸送道路沿道建築物のうち、区間到達率が低い路線沿道や倒壊の危険性が高い建築物への個別訪問等を重点的に実施し、耐震化の促進を図っていく。

また、都市防災機能の強化を図るため、区道の無電柱化を推進していく。

2 都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の水道管路の耐震継手化、下水道の耐震化の更なる推進

都においては、震災時における水道施設の被害を最小限にとどめ、都民・区民への給水を可能な限り確保するため、浄水場や給水所等の耐震化を推進するとともに、管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進め、令和10年度までに解消する。

また、下水道については、震災時の下水道機能及び交通機能を確保するため、避難所や災害拠点病院などの施設からの排水を受ける下水道管とマンホール接続部の耐震化などを平成25年度末で完了した。現在は、一時滞在施設や災害拠点連携病院などに対象を拡大して耐震化を推進するとともに、水再生センター・ポンプ所等の耐震化についても引き続き推進していく。

3 非常用発電設備の整備推進及び燃料確保体制の整備

都は、上下水道や物流拠点（ふ頭、市場等）など都市機能を維持するために不可欠な重要施設への自立・分散型電源導入や機能維持に必要となる燃料供給及び連携体制等を確立する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 交通施設の安全化

1-1 道路及び橋りょう施設

道路及び橋りょうは、震災時において、避難及び応急対策活動を実施する上で不可欠である。このため、各道路管理者は、道路、橋りょうの耐震性の強化や、防災施設の整備を図ってきたところではあるが、今後も道路施設の安全化を推進する。

(1) 道路・橋りょうの現況

ア 区内一般道路（国道・都道・区道）

（令和5年4月1日現在）

	剛質舗装		簡易舗装		合計	
	延長 m	面積㎡	延長 m	面積㎡	延長 m	面積㎡
国道	4,257	126,393	—	—	4,257	126,393
都道	50,796	1,351,572	—	—	50,796	1,351,572
区道	296,162	1,810,193	—	—	296,162	1,810,193
合計	351,215	3,288,158	—	—	351,215	3,288,158

※国道については、令和3年4月1日現在の数値

※都道については、令和4年4月1日現在の数値

イ 区内の自動車専用道路（首都高速道路）

名称	区内延長	入口	出口	非常電話	非常口
高速4号新宿線 （都道首都高速4号線）	1.8km	〔上り〕 新宿、外苑 〔下り〕 外苑	〔上り〕 新宿、外苑 〔下り〕 新宿、外苑	上り6箇所 下り5箇所	上りなし 下りなし
高速5号池袋線 （都道首都高速5号線）	1.1km	〔下り〕 飯田橋	〔下り〕 早稲田	上り3箇所 下り3箇所	上りなし 下りなし
中央環状線 （都道首都高速目黒板橋線）	2.1km	なし	なし	内回り23箇所 外回り22箇所	内回り9箇所 外回り6箇所
計	5.0km	4箇所	4箇所	—	—

トンネル名		赤坂	信濃町	山手	
路線名		高速4号 新宿線	高速4号 新宿線	高速中央環状線	
延長 (m)		528	108	内回り	外回り
通報・ 警報設備	非常電話	6	—	23	22
	押しボタン式通報装置	24	4	43	43
	火災検知器	43	—	64	63
	トンネル入口警報表示板	2	2	4	4
	信号機	有	有	5	6
消火設備	消火器箱	24	2	43	43
	泡消火栓	24	—	43	43
	水噴霧設備	—	—	22	22
避難誘導設備	非常口(高速上扉)	1	—	9	6
その他設備	ラジオ再放送	有	有	有	有
	監視用テレビ	25	—	24	29
	換気設備	—	—	有	有
	消火水槽 (t)	20	—	705	
	水噴霧水槽(t)	—	—	上記に含む	

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第5節 具体的な取組（予防対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的な計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

ウ 区内の橋りょうの現況

区内の橋りょうは、河川に架かるもの、陸橋、歩道橋等を合わせて次のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

管理者別	国道橋	都道橋	区道橋
橋数	2	32	58

(2) 道路安全化対策等

機関名	安全化対策等
区	<p>1 路面下空洞調査 道路陥没等を未然に防止するため、平成6年度から路面下空洞調査を実施している。調査の結果、空洞等の異常が発見された場合、補修等を実施している。</p> <p>2 擁壁の調査・点検 区が管理する道路の擁壁について調査・点検を平成18年度より実施している。今後も継続的に調査・点検を行い、安全確保に努めていく。</p> <p>3 橋りょうの調査・補修 橋りょうの耐震対策として、落橋防止装置の設置は平成17年度までに完了している。現在は、平成30年度に改定した、「新宿区橋りょう長寿命化修繕計画」に基づき、定期的な点検、補修工事を実施している。</p> <p>4 道路の無電柱化整備 「新宿区無電柱化推進計画」に基づき、電線類を地下に埋設し、電柱を撤去することにより、都市の防災性の向上を図り、災害に強いまちづくりを進めている。</p> <p>5 道路付属物の調査・点検 区道に設置されている街路灯、カーブミラー等の道路付属物について、災害時を含めた安全確保のため、定期的に調査・点検を実施し、危険箇所については適宜補修を行っていく。</p>
都建設局	<p>1 緊急輸送道路等の橋りょうについて、必要な耐震化を実施している。</p> <p>2 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材の確保に努める。</p>

機関名	安全化対策等
首都高	<p>1 耐震性と施設の安全対策 首都高速道路では、兵庫県南部地震規模の大地震を想定した地震防災対策として橋脚耐震補強、長大橋耐震補強を平成8年度以降継続して推進しており、落橋・倒壊等の致命的な損傷を防ぐ対策を平成24年度に完了している。</p> <p>2 事業計画</p> <p>(1) 道路構造物等の安全性の向上 道路構造物の安全性の向上として、平成28年4月に発生した熊本地震を踏まえ、ロッキング橋脚等を有する橋りょうの耐震補強を推進している。</p> <p>(2) 道路構造物、管理施設等の定期点検</p> <p>(3) 災害時における情報収集・伝達等に必要な通信施設等の定期点検</p> <p>(4) 道路利用者の安全確保 道路利用者の安全を確保するため、道路利用者への情報伝達の充実及び避難・誘導施設の整備を行う。</p>

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

1-2 鉄道施設

鉄道は、多数の人員を高速で輸送するという機能をもつところから、いったん地震等による破壊が生じた場合、多数の死傷者を伴う事故につながるおそれがある。このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の増強を進めてきたところであるが、今後とも施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保を図るものとする。

(1) 施設の現状

ア 新宿区内の路線

(令和5年7月現在)

機関名	路線延長(m)	内訳(m)						
		堀割区間	地下区間	高架区間	盛土区間	切土区間	平地区間	橋りょう区間
都交通局 都電	801						779	22
地下鉄	12,764		12,764					
小計	13,565							
JR東日本	20,724							
京王	1,561		1,561					
西武	4,688			218	674	195	3,451	150
小田急	213						213	
東京地下鉄	16,981		16,723	56	83	11		108

イ 新宿区内の駅舎

(令和5年7月現在)

機関名	駅舎数	構造別内訳				立地別内訳			
		防火	準耐火	耐火	その他	地下	高架上	橋上	平地
都交通局	15	2		13		13			2
JR東日本	6	2		4					6
京王	1			1		1			
西武	4		3	1					4
小田急	1			1					1
東京地下鉄	14			14		13		1	

ウ 施設の耐震性

機関名	構造	耐震性
都交通局	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、高架部においては震度法、修正震度法を採用し、地下部においては応答変位法を採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震に耐え得るよう考慮してある。 阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了している。
JR 東日本	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、地盤構造により①震度法、②修正震度法、③動的解析法、④応答変位法を各々採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震に耐え得るよう考慮してある。 「国土交通省令第16号」（平成25年3月30日）「既存鉄道施設に係わる耐震補強について」（平成25年4月1日関東運輸局長通達）「既存鉄道施設に係る耐震補強の取扱いについて」（平成25年5月31日関東運輸局鉄道部長通達）及び「鉄道構造物等設計標準（耐震標準）」（平成24年7月国土交通省通達）により対応している。
京王	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、基本的に震度法を採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震に耐え得るよう考慮してある。 「鉄道構造物等設計標準」（平成10年12月運輸省通達）及び「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」（平成13年6月国土交通省通達）により対応している。
西武	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、基本的に震度法を採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震に耐え得るよう考慮してある。 「鉄道構造物等設計標準」（平成10年12月運輸省通達）及び「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」（平成13年6月国土交通省通達）により対応している。
小田急	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、基本的に震度法を採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度6相当の地震まで耐え得るよう考慮してある。 「国土交通省令第16号」（平成25年3月30日）「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」（平成13年6月国土交通省通達）及び「鉄道構造物等設計標準（耐震設計）」（平成24年7月国土交通省通達）により対応している。
東京地下鉄	高架構造 地下構造	<ol style="list-style-type: none"> 耐震設計の計算方法は、基本的に震度法を採用している。 主要構造物は原則として従来の気象庁震度階級の震度7相当の地震に耐え得るよう考慮してある。 「鉄道構造物等設計標準」（平成10年12月運輸省通達）及び「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」（平成13年6月国土交通省通達）により対応している。

エ 地下鉄の防災

機関名	内容
都交通局	<p>1 電源設備 各線ごとに非常発電機が設置され、停電時にずい道内電灯、非常灯、放送設備、信号設備、通信設備、排水ポンプ等の電源を最低2時間給電する。</p> <p>2 照明設備 蓄電池を電源とした非常灯（30分以上点灯）と避難誘導灯（20分以上点灯）が駅等に、予備灯（30分以上点灯）が列車内に設置され、停電時に自動切替方式により点灯する。</p> <p>3 浸水防止装置 止水板が駅出入口に設置され、浸水を防止する。</p> <p>4 中央防災室・駅防災管理室 地震・浸水警報装置、火災受信機盤、その他を一括表示する防災監視盤を整備した中央防災室・駅防災管理室が、総合指令所及び各駅に設置され、総合防災体制を確保している。</p>
東京地下鉄	<p>1 電源設備 停電時にも防災設備への給電を確保するため、駅に非常用発電機（約4時間給電）を整備している。</p> <p>2 照明設備 停電時にも最低限の照度を確保するため、駅やトンネルに非常灯（30分以上点灯又は1時間以上点灯）・誘導灯（20分以上点灯又は1時間以上点灯）を、列車に予備灯（1時間程度点灯）を整備している。</p> <p>3 浸水防止装置 (1) 駅出入口には、止水板等を整備し、浸水のおそれのあるときは、これを設置する。 (2) 路面等の換気口には、浸水防止機を整備し、浸水のおそれのあるときは、これを作動させる。</p> <p>4 火災対策 駅構内には、自動火災報知設備をはじめ、非常放送設備、排煙設備、消火設備等各種の防災設備を整備している。これらの防災設備は、駅事務室内で集中管理され、駅構内を総合的に監視している。</p>

(2) 事業計画

機関名	事業計画
消防署	震災時の安全性の確保のため、東京都震災対策条例第10条及び第11条に基づき、事業所防災計画の作成を指導する。
都交通局	<ol style="list-style-type: none"> 1 鉄道施設の耐震化 これまで、阪神・淡路大震災と同規模の地震にも耐えられるよう、国の基準に基づく耐震補強工事を完了している。 2 トンネルの剥落対策 新宿線のシールドトンネル内において、剥落による施設劣化を防止するための対策工事を実施していく。 3 排煙設備等の駅防災改良 駅の防災については、国土交通省や東京消防庁の定めた基準に基づき、排煙設備の整備や避難経路の安全性向上などの火災対策を行っている。
JR 東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 防災情報システムの導入により、リアルタイムに情報を感知し、列車防護が速やかにできる体制をとっている。 2 東日本大震災以降、耐震補強対策を進めている。
京王	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅舎 検査基準に基づいた定期検査により、点検を実施している。建物の位置構造については、建築基準法、その他関係法令に基づき耐震性の安全を確認する。 2 その他の鉄道施設 検査基準に基づいた定期検査により、点検を実施し、必要に応じて補修・補強を行っている。 3 鉄道施設の耐震化 平成7年緊急耐震通達に基づく、耐震補強がほぼ完了している。今後は、「鉄道構造物等設計標準」（平成24年9月）及び「既設鉄道構造物に係わる耐震補強について」（平成25年4月国土交通省通達）に基づき、計画的に必要な応じた補強を実施していく。
西武	<ol style="list-style-type: none"> 1 駅舎 (1) 定期点検を実施している。 (2) 建物の位置構造については、建築基準法、その他関係法令に基づき耐震性の安全を確認する。 2 その他の構造物 構造物については、健全度を調査し、必要に応じて補修を行い、機能の強化を図る。
小田急	駅舎・軌道・構造物・架線は、検査基準に基づき保守検査および健全度調査を行い、必要に応じて補修・補強を実施することにより、機能の確保を図る。
東京地下鉄	<ol style="list-style-type: none"> 1 施設の耐震性の強化として、これまで実施してきた阪神・淡路大震災後の緊急耐震工事に加え、従来補強不要と判断されていた高架橋柱の全数を対象に、引き続き耐震補強工事を推進する。 2 石積み擁壁について耐震補強を行う。

2 生活関連施設の安全化

生活を維持していく上で、上下水道、電気、ガス、電話などの生活関連施設は、重要な機能を果たすものである。

また、地震によりこれら施設に被害が生じ機能低下した場合、日常生活に支障をきたすだけでなく、救助活動や復旧活動に大きな影響を及ぼす。

本項では、震災時においても、生活関連施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に及ぼす影響を最小限にとどめるための安全化対策について定める。

2-1 水道施設

(1) 施設の現況

水道施設のうち、浄水場、給水所等の構造物は、耐震性能を有していない施設について、最新の耐震設計の考え方にに基づき、耐震化を図る必要がある。

区内の水道施設の現況

(令和4年3月末現在)

淀橋給水所配水池容量	72,000m ³
配水管総延長	556,299m
配水小管（口径50～350mm）	489,672m
配水本管（口径400mm以上）	66,626m
消火栓設置個数	3,680箇所

(2) 震災対策

ア 浄水場・給水所

震災時の被害を最小限にとどめ、給水を可能な限り確保するため、施設の耐震化を推進していく。また、震災時の停電に備え、自家用発電設備等の増強整備を進める。

イ 導水施設・送水管・配水管

管路については、より効果的に地域全体の断水被害を軽減するため、都の被害想定で震災時の断水率が高いと想定される地域の耐震継手化を重点的に進めるとともに、避難所、主要な駅等への管路も優先的に耐震継手化していく。また、個別の施設が停止しても給水が継続できるよう、導水施設の二重化、広域的な送水管のネットワーク化などを進め、水道施設全体としてバックアップ機能を強化する。

2-2 下水道施設

(1) 施設の現況

区内の下水道施設は、水再生センターが1箇所（落合水再生センター：処理能力450,000 m³/日）、管きよの総延長は幹線が約34km、枝線が約450kmである。

(2) 震災対策

都下水道局は、地震による都市機能の低下を最小限にとどめるために、下水道施設の耐震性の向上を図る。また、震災時の下水道機能を確保するための取組を、区と連携しながら実施していく。

ア 避難所などの下水道機能を確保

都下水道局は、区が担当する避難所や災害拠点病院などの仮設トイレの整備計画と整合を図り、その排水を受け入れる管きよを耐震化するとともに、災害復旧の拠点となる施設等に対象を拡大する。また、発災時の下水道機能を確保するため、液状化の危険性が高い地域にある避難所と緊急輸送道路を結ぶ道路のほか、ターミナル駅や災害復旧拠点などと緊急輸送道路を結ぶ道路に対象を拡大するとともに、地区内残留地区の管きよも耐震化する。さらに区と連携し、仮設トイレやマンホールトイレの設置可能なマンホールの指定を拡大し、区が収集・運搬するし尿の受入体制について実効性を確保してゆく。

イ 震災時の区民生活の快適性を確保

都下水道局は、区が収集・運搬するし尿の受け入れ施設として、水再生センターに加え、幹線管きよを対象とし、し尿受け入れマンホールを指定する。

区は、都下水道局との覚書の締結により、水再生センター及び主要管きよにおけるし尿受入用マンホールへの搬入体制を整備するとともに、し尿の受入れ体制について、円滑な運用に向けたし尿受け入れ訓練を実施する。

ウ 水再生センターの耐震化

都下水道局は、想定される最大級の地震動に対し、最低限の下水道機能（揚水、沈殿及び消毒機能）に加え、水処理施設の流入きよ、導水きよなどを対象としたほか、汚泥処理関連施設についても対象とし、震災時に必要な下水道機能をすべての系統で確保する耐震化を推進する。

2-3 電力施設〔東京電力〕

(1) 施設の耐震化

震災時の被害を最小限にとどめるよう、電力設備の耐震性能を確保している。具体的には次のとおり。

施設名	耐震設計の考え方
変電設備	機器の耐震は、予想される地震動などを勘案するほか、電気技術指針である「変電所等における電気設備の耐震設計指針」に基づいた設計とする。
地中送配電設備	地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。
架空送配電設備	電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

2-4 ガス施設〔東京ガスグループ〕

(1) 施設の現況

ガスを供給する主要施設は、製造施設である基地が4か所、ホルダーのある整圧所が12か所と、導管（総延長62,783km 令和4年3月末現在）からなる。

(2) 施設の安全化対策

ア 製造所・整圧所設備

(ア) 重要度及び災害危険度の大きい設備の耐震性を向上させ安全性を確保する。

(イ) 防消火設備、保安用電力等の強化を行い、二次災害防止に努める。

イ 供給設備

(ア) 導管を高・中・低圧別に区別し、それぞれの状態に応じた最適な材料・継手構造等を採用し、耐震性の向上に努める。

(イ) 全ての地区ガバナーにSIセンサーを設置し、揺れの大きさ（SI値）・ガスの圧力・流量を常時モニタリングする。

(ウ) この情報を解析し高密度に被害想定を行い、迅速な供給停止判断及び遮断する態勢を整備する。

施設名	都市ガス関連の安全化対策
製造施設	1 施設の重要度分類に基づき、それぞれのクラスに応じた設計法を適用し、耐震性の向上及び安全性を確保 2 緊急遮断弁、防消火設備、LNG用防液堤の設置、保安用電力の確保等の整備を行い、二次災害を防止
供給施設	1 新設設備は、ガス工作物の技術上の基準等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備は必要に応じて補強 2 二次災害の発生を防止するため、ホルダーの緊急遮断装置、導管網をブロック化、放散塔など緊急対応設備を整備
通信施設	1 ループ化された固定無線回線の整備 2 可搬型無線回線の整備
その他の安全設備	1 地震センサーの設置 LNG基地・整圧所・幹線ステーションに地震計を設置するとともに、地区ガバナー（整圧器）には感震・遠隔遮断装置を設置 2 安全装置付ガスメーターの設置 建物内での二次災害を防止するため、震度5程度の地震時にガスを遮断するマイコンメーターを設置

2-5 通信施設〔NTT 東日本〕

災害時のパニックの発生を防止するには、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、この中で電信電話の果たす役割は、非常に大きい。

災害などによる通信設備の被災を最小限に防止するため、通信設備及び付帯設備の防災設計（耐震、耐火、耐水、耐風、耐雪）を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。

(1) 重要機関等の強化対策

行政機関、警察、消防等防災上重要な通信を確保するため、ケーブルの2ルート化を進め回線の分散使用を図る。また、優先電話により通信を確保する。

(2) 電話通信施設の強化対策

設備自体を物理的に強化する耐震対策として、震度7の地震にも耐え得る設備に目標をおき、次のような対策を実施する。

ア 通信用電力機器の固定と耐震補強

（バッテリー・予備エンジンの耐震強化）

イ 通信用建物・鉄塔・所内設備の耐震補強

（耐震設計の実施・機械室設備の固定・情報システム等端末の固定）

ウ 通信網信頼性の向上

(7) 地下ケーブルは、耐震性の高い洞道・共同溝の建設を推進し、既設ケーブルを含め収容替えを図っていく。また、ケーブルの不燃化・難燃化対策を実施している。なお、洞道内作業は、火気を使用しない方法を採用している。

(i) 交換機からの伝送回線は、複数ビルに分散設定し通信途絶を防止している。

(ii) 光ケーブル網のループ化を整備すると共に、光伝送路自動切り替えを整備する。

(エ) ネットワーク管制センターによる、24時間の監視支援体制を敷き、災害に備えるとともに、サブセンターへのバックアップ機能を備えている。

(3) 災害対策用電話通信機器の配備

ア 災害により NTT 東日本の交換機等所内設備が被災したときの代替交換機として、非常用移動交換機、衛星車載車を配備しておく。

イ 通信の全面途絶及び避難場所等の孤立地帯の対策として、携帯用無線機、移動無線機等を常備するとともに、電源対策として移動用発電機を主要地域に配備している。

ウ 災害時の長時間停電に対して通信用電源を確保するため、移動電源車を配備している。

エ 通信衛星システムの実現により、多様な衛星通信手段が実現できることから、緊急衛星通信システムの配備をする。

オ 輻輳緩和策として、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の提供を行う。

(4) 公衆電話機の整備

一般の電話が利用制限された場合でも、公衆電話は比較的通話が掛かりやすく、災害時には料金の無料化を実施し最低限の通信を確保することとしている。なお、公衆電話の無料化は、災害救助法が発動された地域が停電している場合に交換所単位で実施する。

(5) 避難所への通信確保

災害救助法が適用された場合等は避難所に、避難者が利用する災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

都の指定する避難場所において、災害時用公衆電話（特設公衆電話）取扱所を開設する。

(6) 復旧資材の確保

必要と認められる災害用物品を予め確保するとともに、在庫が無い場合には工事中物品を充当する。

2-6 共同溝及び洞道の安全化

共同溝は、地下埋設物の破壊防止に有効であるばかりでなく、地盤が安定し、地震による道路の陥没、亀裂等の大きな被害を避ける効果もあるとされている。しかし、通信ケーブル、電力ケーブルを施設する共同溝及び洞道で火災が発生すると、通信途絶、停電等による社会的影響は極めて大きい。

このことから、東京消防庁では一定以上の共同溝及び洞道については、火災予防条例で消防活動上必要な事項を届けさせ情報を把握するとともに、非常用施設の設置、出火防止に関すること等について届け出に添付させ、安全性の確保を推進している。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 警備・交通規制

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、さまざまな社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測される。このため、住民の生命、身体、財産の保護及び各種犯罪の予防、取締並びに交通秩序の維持その他被災地における治安の万全を期することが必要である。とくに交通規制は、災害応急対策に必要な人員及び物資等の迅速な輸送のために不可欠であり、速やかな実施が求められる。

1-1 震災時における警備体制

災害の発生に対しては、速やかに警察の全組織を動員し総力をあげて住民の生命、身体財産の保護及び交通秩序の維持並びに各種の犯罪の予防、取り締まり、その他公共の安全と秩序を維持して被災地における治安の万全を期することが必要である。

(1) 警備態勢

ア 警備本部の設置

地震により災害が発生した場合には、次により警備本部を設置し管内の警備に当たる。

(ア) 方面警備本部

第四方面本部長は、方面警備本部を設置し、方面区域内の指揮に当たる。

(イ) 現場警備本部

警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備に当たる。

イ 配備動員態勢

(ア) 警備要員は、震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。

(イ) 各現場警備本部は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。

(2) 警備活動

建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動を行う。

ア 被害実態の把握及び各種情報の収集

イ 交通規制

ウ 被災者の救出救助及び避難誘導

エ 行方不明者の捜索及び調査

オ 遺体の調査等及び検視

カ 公共の安全と秩序の維持

1-2 道路交通規制

災害時における道路交通の確保は、負傷者の搬送、緊急物資の輸送等、救援・救護活動の基礎となるものであり、極めて重要である。

(1) 緊急交通路等の実態把握

ア 地震発生後、警察は、道路施設の被災状況、交通状況等、交通規制に必要となる情報を収集する。

イ 交通規制を開始した後も、緊急交通路の交通状況等の情報を収集し、全般的な状況の

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第6節 具体的な取組（応急対策）

把握に努める。

ウ 緊急交通路等の交通情報の収集は、ヘリコプター及び現場警備本部長（各警察署長）等からの報告によるほか、白バイ、交通パトカー等による緊急交通路等の視察、交通テレビシステムによる情報収集及び消防庁、道路管理者等の関係機関との情報交換等により行う。

(2) 広報活動

ア 地震発生直後から、警察は、運転者や一般家庭に向けた車利用抑制についての広報に努める。

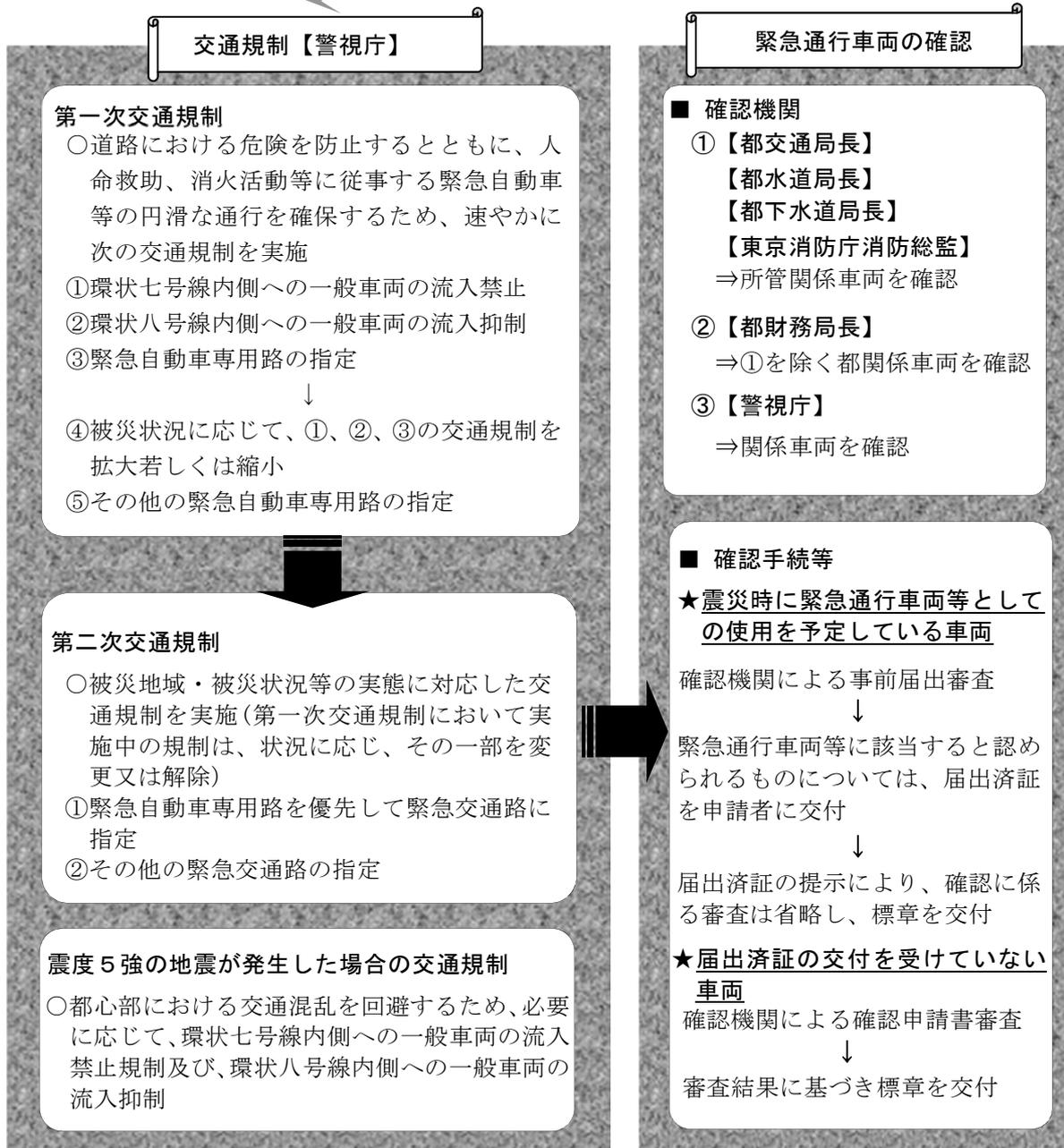
イ 交通規制開始後は、警視庁本部において、新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関に対し、運転者や一般家庭に向けた避難時の車利用抑制や交通規制への協力呼び掛け等についての広報の要請を行う。

【道路交通規制等】

機関名	対策内容
警視庁	1 発災直後は道路交通法に基づく第一次交通規制を実施する。 2 その後、災害対策基本法に基づく第二次交通規制を実施する。 3 緊急通行車両等の確認
都財務局	緊急通行車両（下記4機関を除く都関係車両）等の確認
都交通局 都水道局 都下水道局 東京消防庁	緊急通行車両（所管関係車両）等の確認

【道路交通規制の流れ】

- 都内に震度6弱以上の地震が発生！
- 大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知！



(3) 交通規制措置

大地震発生直後の交通混乱を最小限にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両の通行を確保することを重点として交通規制を実施する。

ア 第一次交通規制（災害発生直後）

大地震が発生した場合は、速やかに第一次交通規制を実施する。

(7) 被災状況等に応じた交通規制

環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第6節 具体的な取組（応急対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

(イ) 環状七号線内側の通行禁止

都心部において広域にわたり、道路の損壊等により交通に著しい障害があると認められるときは、一時的に環状七号線の内側について区域又は路線を指定して広域的に車両の通行を禁止する。

(ロ) 環状八号線における都心方向への流入抑制

環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

(エ) 緊急自動車専用路における通行禁止

首都高速道路・高速自動車国道、国道4号、目白通り等の路線を、緊急自動車及び道路点検車等以外の車両の通行を禁止する道路として指定し、緊急自動車等以外の車両の通行を禁止する。

(オ) 被害状況等による交通規制の変更

被害状況並びに道路及び交通状況に応じて、交通規制を拡大し、もしくは縮小し、又は別の路線を指定して交通規制を実施する。

イ 第二次交通規制

被害状況、道路交通状況、災害応急対策進展状況等を勘案し、第一次交通規制から第二次交通規制に移行する。

(ア) 被災状況等に応じた交通規制

原則として前アの(ア)から(ウ)まで及び(オ)により実施した交通規制を継続するものとするが、被害状況等により規制範囲を拡大し、又は縮小する。

(イ) 前アの(エ)及び(オ)により指定した緊急自動車専用路を緊急交通路として指定するとともに、被害状況に応じて、青梅街道、新青梅街道等の路線の中から緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ 留意点

【第一次交通規制】

(ア) 第一次交通規制開始の前提となる「大震災が発生した場合」とは、都内に震度6弱以上の地震が発生し、かつ、大規模な災害が発生したことを現場の警察官が認知した場合をいう。

(イ) 環状七号線から都心方向へ流入する車両の通行を禁止する。

(ロ) 環状七号線内側への流入禁止の実効性を高めるため、環状八号線から都心方向へ流入する車両の通行を抑制する。

(エ) 首都高速道路・高速自動車国道及び一般道路6路線の合計7路線を「緊急自動車専用路※」として一般車両の通行を禁止する。

※緊急自動車専用路指定予定路線（7路線）

国道4号（日光街道ほか）	国道17号（中山道、白山通りほか）
国道20号（甲州街道ほか）	国道246号（青山・玉川通り）
都道8号ほか（目白通り）	都道405号ほか（外堀通りほか）
首都高速道路・東京高速道路株式会社線・自動車専用道路・高速自動車国道	

【第二次交通規制】

(オ) 前記緊急自動車専用路指定予定路線を「緊急交通路*」とするほか、その他の路線についても、被災状況等に応じて緊急交通路に指定する。

※その他の「緊急交通路」の指定

国道1号（永代通り）	国道6号 （水戸街道ほか）	国道14号 （京葉道路）	国道15号 （第一京浜ほか）
国道1号 （第二京浜ほか）			
国道17号 （新大宮バイパス）	国道122号 （北本通りほか）	国道254号 （川越街道ほか）	国道357号 （湾岸道路）
都道2号 （中原街道）	都道4号ほか （青梅街道ほか）	都道7号ほか （井の頭通りほか） 都道7号（睦橋通り）	都道312号 （目黒通り）
都道315号ほか （蔵前橋通りほか）	国道16号 （東京環状ほか） ----- 国道16号 （東京環状） ----- 国道16号 （大和バイパスほか）	国道20号 （日野バイパスほか）	国道139号 （旧青梅街道）
国道246号 （大和厚木バイパス）	都道9号 （稲城大橋通りほか）	都道14号 （東八道路）	都道15号ほか （小金井街道）
都道17号ほか （府中街道ほか）	都道18号ほか （鎌倉街道ほか）	都道20号ほか （川崎街道）	都道29号ほか （新奥多摩街道ほか）
都道43号ほか （芋窪街道ほか）	都道47号ほか （町田街道）	都道51号 （町田厚木線）	都道59号 （八王子武蔵村山線）
都道121号 （三鷹通り）	都道153号ほか （中央南北線ほか）	都道158号 （多摩ニュータウン通 り）	都道169号ほか （新滝山街道ほか）
都道173号 （北野街道）	都道248号ほか （新小金井街道）	都道256号 （甲州街道）	

(カ) 第2次交通規制で示す規制措置はあくまで基本であって、必要に応じこれによらない規制措置を行う。特に、時間の経過により状況が変化するため、実施する規制措置もこれに対応させていく。

【その他】

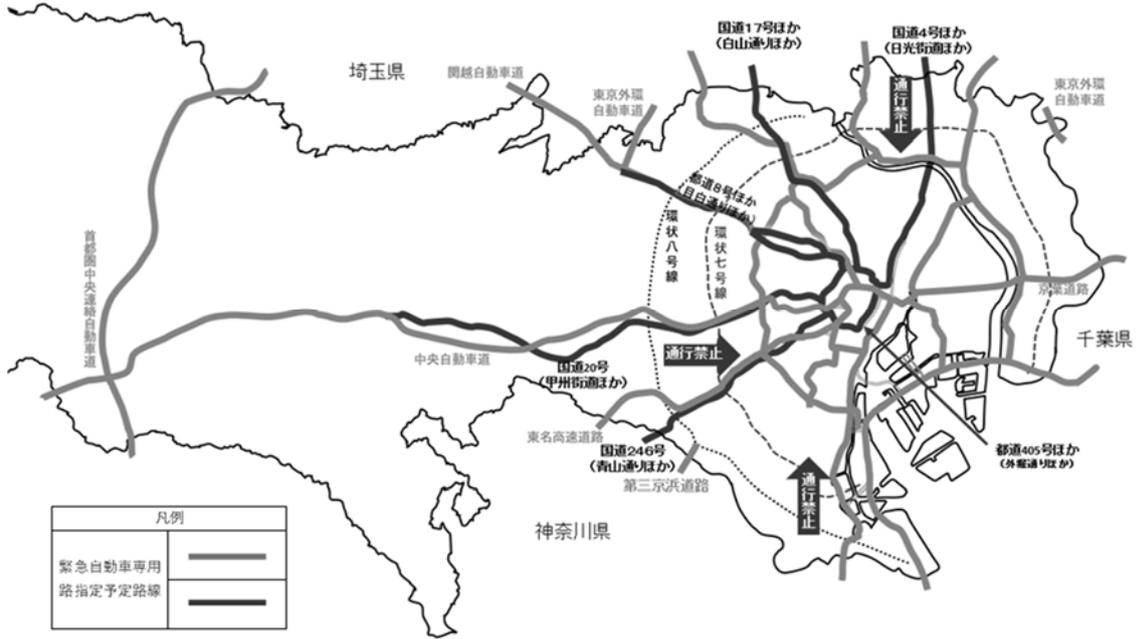
(キ) 通行禁止区域（面的規制区域）内への規制を行う線となる外周の道路（環七等）については、規制した車両のう回路とするので規制しない。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
 第6節 具体的な取組（応急対策）

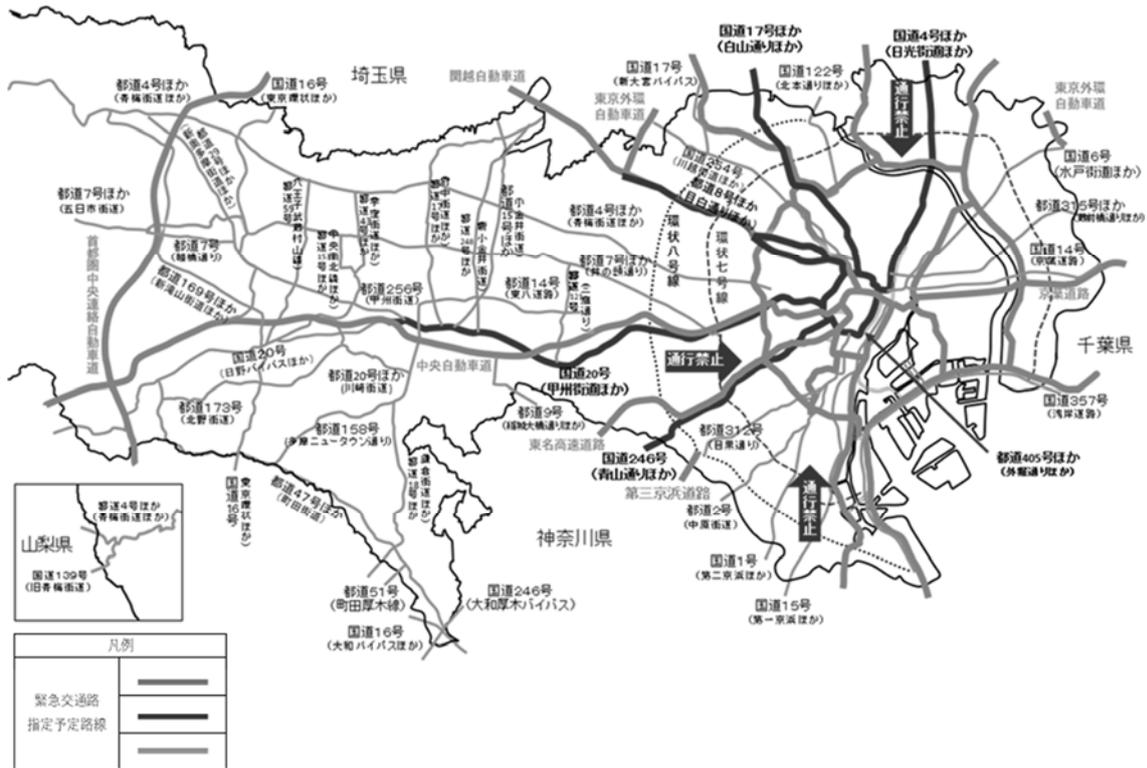
(4) 交通検問所の設置

警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長は、交通の整理・誘導、緊急通行車両の確認事務及び交通規制から除外すべき車両の認定事務を行うための交通検問所を、緊急交通路の起・終点及び交通要点等に設ける。

【大震災時における交通規制図〔第一次〕】



【大震災時における交通規制図〔第二次〕】



第2編 震災対策計画
 第1部 施策ごとの具体的計画
 第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保
 第2部 災害復興計画

1-3 緊急通行車両等

震災時には、地震防災応急措置及び災害応急対策の実施に従事する車両として確認された「緊急通行車両」以外の一般車両については、交通規制の対象となる。

(1) 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、事前に緊急通行車両等として使用されるものに該当するか否かの審査を行うものである。

ア 対象車両

災害発生時等に、東京都公安委員会（以下「公安委員会」という。）の決定に基づき交通規制を行う区域又は道路の区間を通行する車両で、次のいずれにも該当する車両であること。

- (ア) 災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両であること。
- (イ) 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、もしくは契約により、常時指定行政機関等の活動に使用している車両又は災害発生時等に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 緊急通行車両等の事前届出に関する手続き

(ア) 事前届出の申請

1) 申請者

事前届出の申請をすることができるのは、緊急通行（輸送）業務の実施の責任を有する者とする。

2) 申請先

緊急通行車両の使用の本拠地を管轄する警察署長等（以下「取扱警察署長等」という。）を窓口とし、警視庁交通部長（以下「交通部長」という。）を経由して、公安委員会に対して行うものとする。

3) 申請書類

- ① 「緊急通行車両等事前届出書」2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する輸送協定書等の書類（輸送協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行う。
- ② 緊急通行車両等事前届出書には、桃色と白色の2種類があり、桃色のものは災害発生直後の救命・救助又は消火活動が継続中の時期（以下「災害応急活動期」という。）に救命・救助又は消火活動に従事する車両に、白色のものは食料品等の生活関連物資の輸送車両等に対して用いる。

(イ) 審査

申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査は、警視庁交通部長が次の要件について行う。

- ア) 申請に係る車両を使用して行う事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置である

こと。

- ① 警報の発令及び伝達並びに避難指示等に使用されるもの
- ② 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- ③ 応急の救護を要すると認められるものの救護、被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの
- ④ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に使用されるもの
- ⑤ 施設及び設備の点検、応急復旧に使用されるもの
- ⑥ 清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの
- ⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- ⑧ 緊急輸送の確保に使用されるもの
- ⑨ 地震災害が発生した場合における食料、医薬品その他の物資確保、清掃、防疫その他保健衛生に関する措置、その他の応急措置を実施するため必要な態勢の整備に使用されるもの
- ⑩ その他災害の発生の防御又は拡大の防止並びに軽減を図るための措置に使用されるもの

1) 災害発生時等に緊急通行又は緊急輸送の事務並びに業務を行う計画があること。
また、その計画に係る輸送人員、品名、輸送経路、車両の使用者等が適正であること。

(ウ) 届出済証の交付

取扱警察署長等は、警視庁交通部長が緊急通行車両等に該当すると認めたものについては、申請者に対して緊急通行車両等事前届出済証又は「規制除外車両事前届出済証」（以下「届出済証」という。）を交付する。

(エ) 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者は、事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失・滅失・汚損し、もしくは破損した場合は、取扱警察署長等に申し出、届出済証の再交付を受けるものとする。

(オ) 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた者は、申請に係る車両が緊急通行車両等の要件に該当しなくなった、廃車した、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなった場合は、取扱警察署長等に届出済証を返還するものとする。

(2) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く）の確認は、交通規制課長、警察署長、交通機動隊長及び高速道路交通警察隊長（以下「警察署長等」という。）が、警視庁本部、警察署、隊本部、交通検問所において、次により行うものとする。

ア 車両の確認

	届出済証の交付を受けている車両	交付を受けていない緊急通行車両
(1) 申請者	届出済証に記載されている車両を使用する者	申請する車両の使用者
(2) 申請車両	(前記1-3の「ア 対象車両」参照)	原則として、緊急通行車両等の事前届出の対象車両と同様
(3) 申請書類	届出済証	ア 「緊急通行車両等確認申請書」 イ 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を説明する書類（輸送協定書等）
(4) 確認	(確認のための必要な審査は省略する)	前記1-3のイ(イ)のア)に掲げる要件について審査を行う。
(5) その他	道府県の公安委員会が発行した届出済証による確認申請は、前記(1)から(4)までと同様に取り扱うこと。	

イ 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行った場合は、「緊急通行車両確認証明書」及び「標章」を交付する。ただし、災害応急活動期にあつては、標章の交付対象車両を、救命・救助活動等に必要車両に限定し、食料品等の生活関連物資の輸送車両等については、災害応急活動期が経過した後に標章を交付する。

(3) 緊急通行車両等の種類

- ア 災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両
- イ 道路交通法第39条に定める緊急用務を行う機関が当該目的のために使用する車両
- ウ 医師・歯科医師、医療機関等が使用中の車両
- エ 医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送するため使用中の車両
- オ 患者等搬送車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）
- カ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両
- キ 災害応急対策に従事する指定行政機関等の職員が、当該勤務場所に参集するため使用中の二輪の自動車又は原動機付自転車
- ク 災害応急対策に従事する者が参集又は当該目的のために使用中の自転車
- ケ 緊急の手当を要する負傷者又は病院の搬送のため使用中の車両
- コ 歩行が困難な者又は介護を必要とする者の搬送のため使用中の車両
- サ 報道機関の緊急取材のため使用中の車両
- シ 災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交関係の車両であつて特別の自動車番号標を有している車両
- ス 交通対策本部長又は警察署長が必要と認めた車両

(4) 広域応援の車両

事前届出済証を所持しているライフライン復旧などの広域応援の車両については、その所管する道府県公安委員会から標章の交付を受ける。ただし、やむを得ない場合は、届出済証の提示により都公安委員会で標章の交付を受けることができる。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第6節 具体的な取組（応急対策）

(5) 規制除外車両

民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害時に優先すべきものに使用される車両であって、公安委員会の意思決定に基づき、通行禁止の対象から除外する。

2 道路・橋りょう・河川

道路、橋りょう、河川及び鉄道等の公共施設が地震により損壊した場合、その後の救援救護活動等に重大な支障を及ぼすおそれがある。これらの公共施設等が被災した場合は、速やかに応急措置を講じ、円滑な応急対策活動ができるよう努めなければならない。

2-1 道路及び橋りょう

災害が発生した場合、都建設局、区及び首都高等は、所管の道路、橋りょうについて被害状況を速やかに把握し、道路交通の確保を図るため、活動態勢を確立し、安全対策及び応急復旧を行うものとする。

(1) 災害時の応急措置

機関名	応急措置の内容
区	道路の亀裂、陥没等の損壊状況、及び倒壊物等や落橋などによる通行不能箇所を調査するとともに、都や警察・消防等の関係機関及び新宿土木防災協力会・新宿区造園防災協力会と連携して速やかに応急措置を実施する。
都建設局	1 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報を収集 2 道路上の障害物の除去等を実施 3 発災時における通行規制の措置や迂回道路の選定など通行者の安全対策を講じる。
首都高	地震による災害が発生したときは、利用者等の安全を確保しつつ、二次災害の防止と緊急輸送機能の確保を最優先に、次の応急対策を実施し、首都高速道路等の機能回復を図る。 1 大地震が発生したときは、首都高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用され、一般車両の通行が禁止されることから、警察が実施する交通規制に協力し、かつ規制状況等を利用者等に広報する。 2 利用者等の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。 3 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。 4 工事の箇所については、その被災状況に応じて、必要な措置を講じる。

(2) 応急復旧対策

機関名	応急復旧の内容
区	<p>1 被害を受けた区道について、道路機能をできるだけ早期に回復し、救助活動及び物資輸送等のための交通路の確保に努める。</p> <p>2 作業は、あらかじめ区において選定した緊急道路障害物除去路線を、緊急車両の通行可能な状態に確保することを最優先の目標とし、新宿土木防災協力会・新宿区造園防災協力会と連携して実施する。その後、その他の区道の復旧を順次行なう。</p> <p>(1) 土砂、災害廃棄物・倒木等の排除、搬出、亀裂・陥没等の補修とともに、雨水の浸透、洗堀などによる二次被害のおそれのある場合は、適切な方法により閉塞、水廻しなどを措置する。</p> <p>(2) 落下あるいは危険と判断される橋りょうは、直ちに通行止め等の措置を行なうとともに、迂回路等の案内標示を行なう。</p> <p>(3) 上下水道、電話、ガス、電気等の道路占用施設に危険が発見された場合は、占用企業体へ連絡するとともに、バリケード等による応急措置を行い、危険回避に努める。</p>
都建設局	<p>1 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者等が道路における緊急点検及び損壊箇所の応急措置等を実施する。</p> <p>2 震災初期における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う</p> <p>3 「災害時における応急対策業務に関する協定」及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。</p>
首都高	<p>1 首都高速道路等の機能を速やかに回復するため、現地調査を実施し、被害状況及びその原因を精査し、復旧工法等を決定する。</p> <p>2 災害復旧にあたっては、現状復旧を基本にしつつも、災害の再度発生防止等の観点から、可能な限り改良復旧を行うよう努める。</p>

(3) 緊急道路障害物除去等

災害発生時には、道路上に落下物、倒壊した電柱、家屋及び放置された自動車などの障害物が散乱し、また、道路の陥没や亀裂などにより、被災者の救援救護活動はもちろん緊急物資の輸送に支障をきたすおそれがある。

このため、国、都及び区は、災害時における輸送路を確保するため、緊急道路障害物除去路線を選定し、これらの道路上の障害物の除去や亀裂などの応急補修を他の道路に先がけて行うこととする。

ア 緊急道路障害物除去路線の選定

(ア) 都の選定基準

災害時の緊急道路障害物除去路線等の選定は、事前の指定などを踏まえて、次の基準により行う。

- ア) 緊急交通路等の交通規制を行う路線
- イ) 緊急輸送ネットワークの路線（緊急輸送道路）
- ウ) 避難場所に接続する応急対策活動のための道路の路線
- エ) 上記は、原則として、幅員15m以上の道路の路線

(イ) 区の選定基準

災害時における救援救護活動を円滑に行うため、救急医療機関や避難所等の各拠点を結ぶ路線を選定する。

イ 緊急道路障害物除去作業の内容

(ア) 落下物、倒壊物、放置された自動車等によって生じた路上障害物を除去し、救援活動のための車両の走行帯（原則として上下各一車線）を確保する。

(イ) 陥没、亀裂等の舗装破損は、自動車の走行に支障のない程度に応急措置を行う。

(ウ) 優先順位

道路障害物の除去は、都及び区が選定した緊急道路障害物除去路線を最優先に実施する。

(エ) 実施主体

ア) 道路管理者は、道路上の破損、倒壊物等の障害物を除去し、交通の確保に努める。

なお、倒壊建物等の障害物を除去するときは、所有者等への周知を図り実施するものとする。

イ) 警察署は、緊急交通確保のため、通行の妨害になっている放置車両の排除に当たるほか、倒壊建物、倒木、電線等の道路障害物については、道路管理者及び関係機関と連絡を密にし、協力して除去するものとする。

ウ) 緊急を要するため、各道路管理者等に通報するいとまがないときは、当該障害物を知った機関が、直ちに応急の措置をとったうえ、各道路管理者等に連絡するものとする。

ウ 緊急道路障害物除去作業態勢

(ア) 機関別分担路線

区内の各機関別の分担路線は、次のとおりである。

機関	区分	主な路線
国	国道	甲州街道、新宿通り
都	都道	外苑東通り、外苑西通り、山手通り、明治通り、青梅街道、新青梅街道、大久保通り、早稲田通り、目白通り、靖国通り、外堀通り、職安通り、新目白通り、方南通り、副都心12号線等
	区道	小滝橋通り、西武新宿駅前通り、上落中通り、西戸山公園東側、若松通り、社会保険中央病院前、女子医大通り、落合火葬場前等
区	都道及び区道	救急医療機関や避難所等の各拠点を結ぶ路線

(イ) 作業の実施

ア) 各実施機関は、緊急道路障害物除去作業に当たり連絡を密にし、迅速に実施するとともに、被害の状況に応じて優先順位を定め、作業の効率化を図るものとする。

イ) 都が分担する緊急道路障害物除去作業については、協定等に基づいた協力業者が実施する。

ウ) 区の緊急道路障害物除去作業については、協定団体である新宿土木防災協力会・新宿区造園防災協力会の協力により実施する。作業の実施に当たっては、災対土木部長の指示によるものとする。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第6節 具体的な取組（応急対策）

エ 緊急道路障害物除去路線情報の共有化

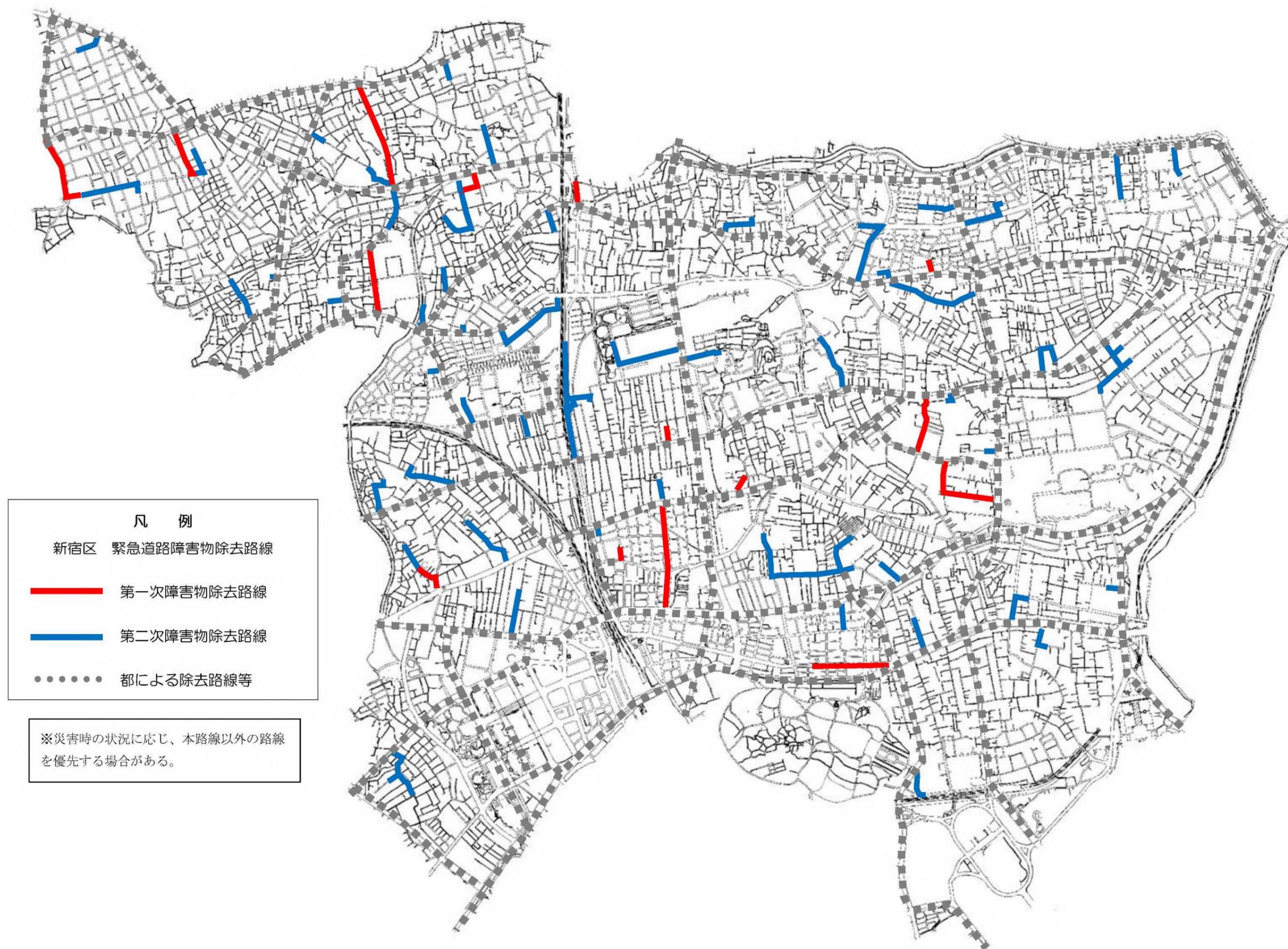
緊急道路障害物除去にあたっては、都、消防、警察、自衛隊等防災関係機関と相互に情報を共有化し、有機的かつ迅速に実施する。

オ 資機材の充実

(ア) 都建設局は、協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材の確保に努める。

(イ) 区は、平素から資機材の整備を行うとともに、新宿土木防災協力会を通じて使用できる建設機械等の把握を行う。

【新宿区緊急道路障害物除去路線】



凡 例

新宿区 緊急道路障害物除去路線

— 第一次障害物除去路線

— 第二次障害物除去路線

..... 都による除去路線等

※災害時の状況に応じ、本路線以外の路線を優先する場合があります。

2-2 交通施設

災害発生時において、多数の乗客を輸送している鉄道は、直接人命にかかわる被害が発生するおそれがあるため、その被害を最小限にとどめ、迅速かつ適切な応急措置を講じることにより、輸送の確保を図るものとする。

本節では、各交通機関が実施する応急措置について、必要な事項を定める。

(1) 災害時の活動対策

ア 災害対策本部等の設置

災害が発生した場合、各交通機関は全機能を上げて、乗客及び鉄道施設の安全確保と緊急輸送を行うため、災害対策本部等を設置する。

イ 通信連絡

災害時の情報収集、伝達、応急措置の連絡指示等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じて無線車、移動用無線機を利用する。

(2) 発災時の初動措置

災害発生と同時に、各交通機関は、運転規制その他適切な初動措置を講じ乗客の安全を図る。

各交通機関の初動措置は、次のとおりである。

機関名	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置
都交通局	<p>1 運転規制の内容</p> <p>(1) 地下鉄</p> <p>半径2.5kmのゾーン（範囲）の震度を測定するゾーン地震計及び指令震度計を設置して震度の測定を行っている。各ゾーン地震計の震度表示に従い、総合指令所長は運転規制を実施する。</p> <p>ア 震度「4」の場合</p> <p>ア) 直ちに全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令するとともに、駅長及び関係責任者に点検を依頼する。</p> <p>イ) 駅長からの駅構内点検終了報告及び全区間にわたる列車走行完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。</p> <p>ウ) 関係責任者からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。</p> <p>イ 震度「5の弱」の場合</p> <p>ア) 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び関係責任者に点検を依頼する。</p> <p>イ) 駅長からの駅構内点検終了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15km/h以下の注意運転を指令する。</p> <p>ウ) 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。</p> <p>エ) 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。</p> <p>オ) 関係責任者からの点検終了の報告に基づいて、運転規制を解除する。</p> <p>ウ 震度「5の強」の場合</p>

機関名	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置
	<p>ア) 直ちに全列車に対して運転中止を指令するとともに、駅長及び関係責任者に点検を依頼する。</p> <p>イ) 駅長からの駅構内点検終了報告及び関係責任者からゾーン地震計5強区間の点検完了報告に基づいて、全列車に対して試運転列車とすること及び15 km/h以下の注意運転を指令する。</p> <p>ウ) 試運転列車が全区間にわたって走行を完了後、全列車に対して25km/h以下の徐行運転を指令する。</p> <p>エ) 列車が25km/h以下の徐行運転で全区間にわたって走行を完了後、地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）に運転規制を緩和する。</p> <p>オ) 地上部45km/h・地下部55km/h以下（大江戸線は50km/h以下）で全区間にわたって走行を完了後、運転規制を解除する。</p> <p>エ 早期地震警報システムによる運転規制 総合指令所に設置された早期地震警報システムより、緊急地震速報を受信すると警報表示装置及び回転灯が動作し、併せて列車無線により緊急停止の音声指示を出す。地震警報受信後は、駅間であっても直ちに非常停止する。ただし、「地下高速電車地震発生時の処置について」に準ずるものとする。</p> <p>(2) 都電 ア 震度「4」の場合 直ちに全電車に対し20km/h以下の徐行運転を指令し、先行する電車の停止した地点まで連続徐行運転し、運転手からの通報に基づき、安全を確認した後、運転規制を逐次緩和又は解除する。</p> <p>イ 震度「5」以上の場合 ア) 直ちに全線に対して、運転中止の指令をした後、関係区に点検を依頼する。</p> <p>イ) 営業所長はこの点検完了の報告に基づいて、運転規制を逐次緩和又は解除する。</p> <p>ウ 早期地震警報システムによる運転規制 早期地震警報システムが動作したときは、電車無線により全電車を停止させる。</p> <p>(3) 都バス ア MCA無線で全車両に向け、一時運行中止の一斉放送を実施するとともに、安全の確保を指示する。</p> <p>イ 被害状況の把握の後、営業再開等の判断をする。</p> <p>2 乗務員の対応 (1) 地下鉄 列車又は車両を運転中に強い地震を感知し運転を継続することが危険と認められたとき、又は列車無線により運転中止の指令を受けたときは、次の取扱いをする。</p> <p>ア 橋りょう、高架部を進行中のときは、特に列車の動揺に注意して、事故防止に努める。</p> <p>イ 開口部付近を運転するときは、側壁のくずれ、落下物に注意して、停車は極力避ける。</p> <p>ウ 入換中のときは直ちに運転を中止して駅長又は所長の指示に従う。</p> <p>エ 駅間に停車したときは、運輸指令に対し停止している場所及び状況を報告する。運輸指令の指示により次駅まで列車を運転する場合は、5 km/h以下の運転を実施する。また危険と認められたときは直ちに運転を中止し、</p>

機関名	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置
	<p>運輸指令に連絡する。急勾配区間等で5 km/h以下の運転が困難な場合は、運転可能な最も低い速度で運転する。</p> <p>(2) 都電 電車を運転中に強い地震を感知し、運転を継続することが危険と認めたと き又は電車無線により運転中止の指令を受けたときは次の取扱いをする。 ア 橋りょう、勾配の急な坂路を進行中のときは、特に電車の動揺に注意 して、危険防止に努める。 イ がけ付近を運転するときは、側壁のくずれ、落下物に注意して停車は 極力避ける。 ウ 運転を再開するときは営業所長の指示による。 エ やむを得ず停留場間に停車する場合は、安全な場所に停車し、停止位 置を確認の上、電車無線等により営業所へ連絡する。</p> <p>(3) 都バス ア 直ちに運行を中止し、後続車両に配慮しながら危険箇所を避け、道路 左側端に寄せて停車する。 イ MCA無線にて、乗客の人数及び被害状況などを報告し、運行管理者の指 示を仰ぐ。</p> <p>3 その他の措置 震災発生と同時に、関係各所は必要箇所を点検するとともに、緊急指令連絡 態勢により速報を行い乗客の安全確保を図る。</p>

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画
第4章 安全な交通ネットワーク
ク及びライフライン等の確保

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第6節 具体的な取組（応急対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

機関名	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置
JR 東日本	<p>1 運転規制の内容</p> <p>(1) 地震が発生した場合沿線に設置した地震計の観測結果からの列車の運転の中止又は徐行運転の措置をとる。</p> <p>ア 12カイン以上を観測した場合、全線の点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。</p> <p>イ 6カイン以上12カイン未満の場合でも徐行運転を行い施設の点検を行った後、安全を確認した区間から速度規制を解除する。</p> <p>(2) 列車の運転方法は、その都度決定するが、おおむね次により実施する。</p> <p>ア う回又は折り返し運転</p> <p>イ 臨時列車の特発</p> <p>ウ バス代行又は徒歩連絡</p> <p>2 乗務員の対応</p> <p>(1) 運転中に地震を感知して、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。</p> <p>(2) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋りょう上、又は陸橋下のような場合は進路の安全を確認の上、安全と認められる場所に列車を移動させる。</p> <p>(3) 列車を停止させた場合、最寄りの停車場の駅長と連絡をとり、その指示を受ける。</p>
京王	<p>1 運転規制の内容</p> <p>(1) 運輸指令所長は、6カイン以上の緊急地震速報を受けた場合は、運転中の全列車に対し、直ちに停止するように指令する。</p> <p>(2) 駅長は、地震により線路の支障等があると認めた場合は、車両の運転を見合わせる。</p> <p>(3) 運輸指令所長は、当社の地震計により6カイン以上の地震を感知したときは、運転中の全列車に対して、直ちに停止するよう指令する。</p> <p>(4) 6カイン以上12カイン未満と判明したエリアは、列車の乗務員は、列車の乗務員に対し、速度を25km/h以下の注意運転と線路等の状況の確認を指令する。</p> <p>(5) 12カイン以上と判明したエリアで、20カイン未満の場合は駅間に停車した列車に対し、「線路・架線・踏切道・線路脇の建築物の状態に注意し、かつ、速度15km/h以下のいつでも停車できる速度」で最寄りの駅または後方の駅まで移動すること、及び旅客の避難を行った後、運転を見合わせることを指令する。</p> <p>2 乗務員の対応</p> <p>(1) 地震を感知し列車の運転が危険な状態にあると認めた場合、または運輸指令所長から停止の指令を受けたときは、直ちに列車を停止させる。</p> <p>(2) 列車を停止させる場合、築堤・切り取り・橋りょう・トンネル内等の危険な箇所を避けて停止する。</p> <p>(3) 危険な箇所に停止したときは、前方の安全を確認し、安全と思われる箇所に列車を移動させる。</p> <p>3 その他の措置</p> <p>(1) 運輸指令所長は、6カイン以上12カイン未満と判明したエリアの現業長に対し、直ちに駅構内及び要注意箇所の点検を指令する。</p> <p>(2) 運輸指令所長は、12カイン以上と判明したエリアの現業長に対し、直ちに所属員を配置してエリア全線にわたり点検を指令する。</p>

機関名	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置
西武	<p>1 運転規制の内容</p> <p>(1) 運転司令長</p> <p>強い地震を感知したとき、又は緊急地震速報による震度4以上の予報を受信したときは、直ちに列車を一旦停止させる。</p> <p>ア 震度3以下を観測したときは、安全を確認後、運転再開を指令する。</p> <p>イ 震度4を観測したときは、55km/h以下で次駅又は先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。</p> <p>ウ 震度5弱を観測したときは、25km/h以下で次駅又は先行列車が停止していた位置まで注意運転するよう指令する。</p> <p>エ 震度5強以上を観測したときは、電気司令長および施設司令長に要注意箇所等の点検を依頼し、点検が終わるまで列車の運転を中止する。</p> <p>(2) 駅長</p> <p>ア 強い地震を感知し、運転上危険と判断したとき又は運転司令長から指令を受けたときは列車の運転を見合わせ、速やかに構内巡視をして、その状況を運転司令長に報告する。</p> <p>イ 次駅の駅長と打ち合わせ異状が認められないとき又は運転再開の指令があったとき、自駅に停止している列車に対し進路の安全を確かめ、次駅まで注意運転の通告をした後出発を指示する。</p> <p>ウ 運転再開後最初の列車が到着したならば自駅までの状況を確かめ、これを運転司令長に報告するとともに後方駅長に通告する。</p> <p>(3) 運転士</p> <p>ア 列車進行中地震を感知し、列車の運転が危険と判断したとき又は緊急地震速報の予報を受信するか運転司令長から停止手配の指令があったときは、速やかに列車を安全な箇所（橋りょう、架道橋下、築堤、切取箇所等はなるべく避ける。）に停止させる。</p> <p>イ 付近に異状が認められず安全であると判断したとき又は運転司令長から運転再開の指令があったときは、車掌と打ち合わせ、次駅又は先行列車が停止していた位置まで55km/h又は25km/hで注意運転（建物、土砂崩壊、地盤沈下等に注意する。）し、異状の有無を次駅の駅長に通告するか運転司令長に報告する。</p> <p>(4) 電気所長、保線所長</p> <p>ア 強い地震を感知したときは要注意箇所の点検を行う。</p> <p>イ 震度5強以上を観測したとき、又は電気司令長もしくは施設司令長から点検の指令を受けたときは至急巡回点検し、異状の有無を電気司令長又は施設司令長に報告する。</p>

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第6節 具体的な取組（応急対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

機関名	運転規制の内容、乗務員の対応、その他の措置												
小田急	<p>1 運転規制の内容</p> <p>(1) 運輸司令所長</p> <p>① 地震計が40ガル以上を感知したときは、全列車を一時停止させる。</p> <p>② 関係箇所にて点検及び運転規制を司令し、異常を認めないときは平常運転を指令する。</p> <p>2 乗務員の対応</p> <p>(1) 運転士、車掌は運転中に地震を感知し、列車の運転が危険であると判断したときは直ちに列車を停止させる。</p> <p>(2) 列車を停止させる場合、その停止位置が築堤、切り取り、橋りょう上又は陸橋下のような場合は、安全と認められる場所に列車を移動する。</p> <p>(3) 列車を停止させた場合は、運輸司令所長に通告し、その後の指示を受ける。</p> <p>3 その他の措置</p> <p>(1) 地震の規模により本社及び現地に対策本部等を設置する。</p> <p>(2) 列車無線等、各種通信設備を利用して、災害情報、応急活動等を連絡指示する。</p> <p>(3) 駅、車内の放送設備を活用して、旅客の混乱防止に努める。</p>												
東京地下鉄	<p>1 運転規制の内容</p> <p>総合指令所長は、強い地震が発生し、地震警報装置又は早期地震警報装置に震度4以上の表示があった場合は、全列車を緊急停止させた後、エリア地震計情報装置による運転規制（下表）により取り扱う。</p> <table border="1" data-bbox="395 1048 1343 1442"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>運転規制</th> <th>処置</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2地震警報 (震度4以下)</td> <td>注意運転</td> <td>・先発列車のあった駅まで注意運転 (震度4の場合は25km/h以下とする。)</td> <td>・運転士の報告に基づき運転規制を解除</td> </tr> <tr> <td>第1地震警報 (震度5弱以上)</td> <td>運転見合わせ</td> <td>・工務及び電機関係区長の歩行点検 ・先発列車のあった駅まで25km/h以下の注意運転</td> <td>・工務及び電機関係区長の報告に基づき、注意運転を指令 ・運転士の報告に基づき運転規制を解除</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 乗務員の対応</p> <p>(1) 運転中強い地震を感知し、危険と認めるときは、直ちに列車等を停止する。この場合において、停止した箇所が橋りょう、築堤上等であって危険のおそれがあると認めるときは、進路の安全を確かめ、列車等を移動する。</p> <p>(2) 列車等を停止させたときは、その状況を総合指令所長に報告し、列車等の進退について指示を受ける。</p> <p>3 その他の措置</p> <p>(1) 総合指令所長は、第1地震警報（震度5弱以上）の区間で駅間に停止した列車を次駅に收容するときは、最徐行による注意運転を指示することができる。</p>	種類	運転規制	処置	備考	第2地震警報 (震度4以下)	注意運転	・先発列車のあった駅まで注意運転 (震度4の場合は25km/h以下とする。)	・運転士の報告に基づき運転規制を解除	第1地震警報 (震度5弱以上)	運転見合わせ	・工務及び電機関係区長の歩行点検 ・先発列車のあった駅まで25km/h以下の注意運転	・工務及び電機関係区長の報告に基づき、注意運転を指令 ・運転士の報告に基づき運転規制を解除
種類	運転規制	処置	備考										
第2地震警報 (震度4以下)	注意運転	・先発列車のあった駅まで注意運転 (震度4の場合は25km/h以下とする。)	・運転士の報告に基づき運転規制を解除										
第1地震警報 (震度5弱以上)	運転見合わせ	・工務及び電機関係区長の歩行点検 ・先発列車のあった駅まで25km/h以下の注意運転	・工務及び電機関係区長の報告に基づき、注意運転を指令 ・運転士の報告に基づき運転規制を解除										

2-3 河川

地震、浸水により河川の護岸施設が破損したときは、応急復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

機関名	応急措置の内容
区	河川施設の応急復旧については、大規模なものを除き、都の指導（技術的助言及び総合調整）のもとにこれを実施する。 河川の氾濫等により地盤の低い地域等に浸水被害が発生したときは、区所有の可搬式ポンプを使用して可能な限り排水し、能力不足のときは消防署、都建設局の協力を求め応急排水を実施する。
都建設局	河川施設の応急復旧に関し、区に技術援助を行うほか、大規模なものについては、直接実施する。

2-4 公園

区は、地震により、公園施設が損壊した場合は、二次被害を引き起こさないよう応急措置を行うとともに、その後の救援活動等に対応できるよう、スペースの確保に努める。

3 生活関連施設の応急対策

都市生活の根幹をなす上下水道、電気、ガス、電話、交通、道路等の都市施設が災害により被災した場合、都市機能がマヒし、住民に与える影響は極めて大きい。

このため、各防災関係機関においてそれぞれの活動態勢を確立して相互に連携し、応急対策、広報活動等を迅速に実施するものとする。

3-1 災害時のライフライン情報の把握

地震発生時、水道、下水道、電力、ガス、通信等のライフラインの被害状況及び復旧状況は、被災者にとって重要な情報である。

このためライフライン各社は、被害状況及び復旧状況を区本部を通じて、防災関係機関、マスコミ等へ提供する。

3-2 水道施設〔都水道局西部支所・新宿営業所〕

災害時における飲料水の確保及び被害施設の復旧に対処するため、都水道局西部支所及び新宿営業所は、これに必要な人員・車両及び資機材の確保、情報連絡体制を確立し、区と連携しながら災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を実施するとともに、被災した水道施設の復旧を実施する。また、都本部と密接な連絡を保ちつつ、混乱を防止するために水道施設の被害状況、復旧の見通し等について、積極的な広報活動を実施する。

(1) 災害時の活動態勢

ア 給水対策本部の設置・運営

都水道局は、飲料水の確保及び被災した水道施設の復旧に対処するため、「給水対策本部」を設置し、応急対策活動に当たる。

イ 活動態勢の確立

都水道局は、飲料水の確保、復旧及び情報連絡に必要な人員並びに資機材等を確保するため、活動態勢を確立する。

また、政策連携団体や復旧活動に従事する民間事業者について、協定や工事請負契約

における協力条項等により、あらかじめ必要な協力態勢を確保する。

(2) 災害時の広報

「第6章 第6節 3 広報及び広聴活動」（P.200）を参照。

3-3 下水道施設〔都下水道局西部第一下水道事務所〕

震災時における下水道の被害については、下水の流下機能に支障のないように速やかに応急措置を講じ、排水機能を確保する。

(1) 震災時の活動態勢

都本部の非常配備態勢に基づき、職員の配置を行い、下水道施設の被害に対し、迅速に応急復旧活動を行う。

被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるよう、民間団体との体制整備を進めている。このため、都下水道局では民間団体と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。

(2) 応急対策

ア 迅速な応急措置活動のため資機材は、平常時から確保し、適正に管理している。また、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体に対し資機材の提供について協力を求めている。

イ 水再生センターにおいて、停電のためポンプ機能が停止した場合、ディーゼル発電機によってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起らないよう対処する。なお、電力貯蔵型電池を設置することなどにより、自己電源の増強を図っていく。ただし、停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油連盟との安定供給協定により、確保に努める。

ウ 各施設の点検（緊急調査）を行い、施設の被害に対して、箇所、程度に応じた応急措置を実施する。

エ 工事中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう受注者を指揮監督するとともに二次災害の発生を防止するための緊急措置を実施する。また、避難道路等での工事箇所については、道路管理者ならびに交通管理者の指示に従い応急措置等の措置を行う。

3-4 電力施設〔東京電力〕

(1) 災害時の活動態勢

災害が発生するおそれがある場合又は発生した場合には、必要に応じて非常態勢を発令し、非常災害対策支部を設置する。

ア 非常態勢

非常態勢は、次表に定める区分に基づき決定するものである。

(7) 非常態勢の発令

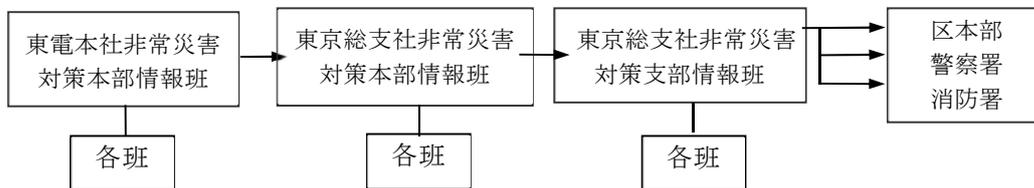
区分	態勢
第1非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の発生が予想される場合 ・災害が発生した場合 ・電力制御システムへのサイバー攻撃によりシステムに異常が発生した場合 ・サイバー攻撃による停電が発生したと想定された場合
第2非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害の発生が予想される場合 ・大規模な災害が発生した場合 ・電気事故ならびにサイバー攻撃による突発的な広範囲停電が発生した場合 ・東海地震注意情報が発せられた場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
第3非常態勢	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模な災害が発生し、復旧の長期化が予想される場合 ・震度6弱以上の地震が発生した場合 ・警戒宣言が発令された場合 ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

(イ) 震度6弱以上の地震が発生した場合には自動的に第3非常態勢に入り、速やかに対策支部を設置する。

イ 情報連絡

非常災害対策本部・支部には情報班を設置し、区本部、警察署、消防署との管内の被害、復旧状況等について、適宜情報交換を有線又は無線によって行う。

情報連絡系統は、次のとおりである。



(2) 応急措置

ア 対策要員の確保

(7) 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた各対策要員は、気象、地震情報その他の情報に留意し、非常態勢の発令に備える。

(イ) 非常態勢が発令された場合は、対策要員は速やかに東電パワーグリッド東京総支社に出動する。

イ 復旧資材の確保

(7) 調達

対策支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

ア) 現地調達

イ) 他支部相互との相互流用

ウ) 他電力会社等からの融通

(イ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社

の車両を活用する。状況により舟艇、ヘリコプター等の活用も考慮する。

(3) 災害時の広報

「第6章 第6節 3 広報及び広聴活動」（P.200）を参照。

3-5 ガス施設〔東京ガスグループ〕

<<東京ガスグループ>>

(1) 災害時の活動体制

ア 非常事態対策本部の設置

本社に非常事態対策本部を設置するとともに、各導管事業部に支部を設置し、全社的な応急活動組織を編成する。

イ 情報連絡

区本部との管内の被害、復旧状況等について、適宜情報交換を迅速に行う。

(2) 応急対策

ア 震災時の初動措置

(ア) 官公庁、報道機関及び社内事業所等からの被害状況等の情報収集

(イ) 事業所設備等の点検

(ウ) 製造所、整圧所における送出入量の調整又は停止

(エ) ガス導管網の被害状況に応じた供給停止判断と導管網のブロック化

(オ) その他状況に応じた措置

イ 応急措置

(ア) 非常事態対策本部の指示に基づき、各事業所が連携し、被害の応急措置にあたる。

(イ) 施設を点検し、機能及び安全性を確認するとともに、必要に応じて修理・調整を行う。

(ウ) 地震発生直後に、地震防災システムにより被害推定を行い、ガス供給停止の必要性等を総合的に評価し、適切な応急措置を行う。

(エ) ガス供給が停止した地区については、可能な限り速やかなガス供給再開に努める

(オ) その他現場の状況により適切な措置を行う。

ウ 資機材等の調達

復旧に必要な資機材を確認し、調達が必要な資機材は、次のような方法により確保する。

(ア) 取引先、メーカー等からの調達

(イ) 各支部間の流用

(ウ) 他ガス事業昔からの融通

エ 車両の確保

緊急車・工作車を保有しており、常時稼働が可能な態勢にある。

<<ガス事業者>>

ア 非常事態対策本部の設置

各社の規定に基づき態勢をとる。

3-6 通信設備〔NTT 東日本〕

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障をきたすとともに、情報の不足からパニック発生のおそれを生じるなど、社会的影響は大きい。

このため、災害時における通信の途絶を防止するために、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策を確立するものとする。

(1) 災害時の活動態勢

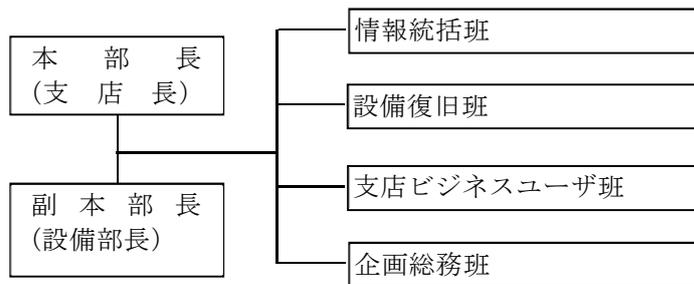
ア 災害対策本部の設置

大規模地震に関し、警戒宣言が発せられた場合及び災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等情報の収集を行い、重要通信を確保し、応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。また、区本部及び関係防災機関との連絡調整を行う。

イ 本部の組織

支店災害対策本部の組織は次のとおりである。



ウ 情報連絡態勢

地震等による災害の発生又は発生するおそれのある場合は、情報の連絡態勢を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。また、本社～支店、関係グループ会社及び災害対策本部社員への周知等の連絡網の整備、確立を行う。

エ 社員の動員計画

地震が発生し、又は発生するおそれのある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を行うため、次の動員計画を定める。

(ア) 災害対策本部要員の非常召集

東京地方に「震度6弱以上」の地震が発生した場合、災害対策本部要員は、非常駆けつけを行うものとする。

(イ) 社員の非常召集方法

夜間、休日等に社員を非常召集する場合の連絡方法を定める。

(ウ) 社員の非常配備

災害時における応急復旧の内容に応じ社員の配備、担務、作業内容等を定める。

(エ) 事業所相互間の応援

全国支社、関係グループ会社及び事業所等に対する応援要請等を定める。

(2) 初動措置

ア 設備、資器材の点検及び発動準備

災害の発生と共に、初動態勢確立に向け、次の措置を講じる。

第4章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保

第6節 具体的な取組（応急対策）

- (ア) 電源の確保
- (イ) 災害対策用無線機装置類、非常用移動交換機等の発動準備
- (ロ) 予備電源設備、移動電源車等の発動準備
- (ハ) 建築物の防災設備の点検
- (ニ) 工事用車両、工具、保有資材等の点検
- (ホ) 所内外施設の巡回及び点検による被害状況の把握

イ 応急復旧計画の作成

電気通信設備の被害状況を適切に把握し、回線等の応急復旧計画の作成を行い迅速な復旧作業を実施する。

- (ア) 被害回線の復旧方法の決定
- (イ) 復旧順位の決定
- (ロ) 復旧作業の要員確保
- (ハ) 工具、計測器、工事用車両、資材の確保
- (ニ) 移動無線車、移動電源車、衛星車載車局、移動交換機等の設置位置の設定
- (ホ) ヘリコプターの出動要請
- (キ) 部外防災機関との連絡及び協力

(3) 通信疎通に対する応急措置

NTT 東日本は、要員・資器材等を最大限に活用し、通信の疎通と被害設備の早期復旧のため、次の措置を講じる。

- ア 孤立化防止用移動無線車の設置
- イ 非常用移動交換機の設定
- ウ 臨時回線の作成
- エ 通話方式の変更
- オ 特設公衆及び臨時公衆電話機の設定
- カ 加入電話等の他 NTT ビルへの収容
- キ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の開設

(4) 災害時の広報

「第6章 第6節 3 広報及び広聴活動」（P.200）を参照。

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 道路・橋りょう

区をはじめ、各道路・橋りょう管理者は、道路上の障害物を除去する。

被害を受けた道路の応急復旧計画を速やかに策定し、応急復旧工事を行う。

著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合において、地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、区長は、道路の直轄権限代行制度による災害復旧工事等の支援を要請する（大規模災害からの復興に関する法律もしくは道路法に基づく）。

2 鉄道施設

都交通局及び各鉄道事業者は、震災後の都市機能の確保や各種の復旧対策に寄与するため、速やかに応急復旧を行って輸送の確保に努める。

各鉄道事業者は、応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき、本復旧計画を立て実施する。

3 河川施設等

地震により河川の護岸施設が破損したときは、応急復旧に努めるとともに排水に全力を尽くす。

機関名	応急措置の内容
区	河川施設の応急復旧については、大規模なものを除き、都の指導（技術的助言及び総合調整）のもとにこれを実施する。
都建設局	河川施設の応急復旧に関し、区に技術援助（技術的指導）を行うほか、大規模なものについては、直接実施する。なお、都が管理する河川管理施設については、応急復旧対策を全般的に実施する。

4 水道

都水道局は、次の方針に留意して復旧活動を行う。

- (1) 首都中枢機関、災害拠点病院等の重要施設への水道水供給に関わる管路の被害については、発災後3日以内の復旧を目指す。
- (2) 取水・導水施設の被害については、浄水機能及び配水機能に大きな支障を来すため、最優先で復旧する。
- (3) 浄水施設及び配水施設の被害のうち、施設の機能に重要な影響を及ぼすものについては、速やかに復旧活動を実施する。
- (4) (1)を除く管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階的に復旧作業を進める。

5 下水道

都下水道局は、被害が発生したときは主要施設から復旧を図る。また、被害状況に応じ、他の政令指定都市や関東ブロック各県等への支援要請など広域的な支援調整を行う。復旧順序については、水再生センター、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、ます・取付管の復旧を行う。

<下水道管等>

緊急調査で判明した被害について、より詳細に被害状況を把握・整理し、流下機能を確保するための復旧を行う。

<水再生センター・ポンプ所等>

- (1) 水再生センター・ポンプ所等は、流下機能の確保と揚水、沈殿、消毒機能の回復を図り、さらに環境負荷の低減、公共用水域の水質の向上に努める。
- (2) 水再生センター・ポンプ所等において、停電のためポンプの機能が停止した場合、ディーゼル発電機やガスタービン発電機などの非常用発電機によってポンプ運転を行い、揚水不能の事態が起こらないよう対処する。なお、非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせるなどにより、電源の信頼性向上を図る。また、最低限の機能確保のための復旧を行う。
- (3) 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油連盟との安定供給協定により、確保に努める。

6 電力・ガス・通信等

(1) 電力

東京電力が実施する電力の復旧対策は、以下のとおりである。

- ア 災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速・適切に実施する。
- イ 各設備の復旧は、災害状況、被害状況、復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、復旧要員の確保、復旧資機材の確保など、あらかじめ定めた手順により実施する。
- ウ 停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報する。また、公衆感電事故、電気火災を防止するため、切れた電線には絶対にさわらない、屋外に避難するときはブレーカー又は安全器を必ず切ることなどについても広報する。

(2) ガス

<<東京ガスグループ>>

- ア ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- イ 具体的な手順は以下のとおり。
 - (ア) 非常体制が発令された場合は、対策要員はあらかじめ定められた動員計画に基づき速やかに出動する。
 - (イ) 予備品・貯蔵品等の復旧用資機材の在庫量を確認し、調達を必要とする資機材は、速やかに確保する。
 - (ウ) 復旧する地域の被害状況を調べ、被害の程度に応じた復旧方法を選び、材料や要員・車両を手配する。
 - (エ) 被害が一定以上の場合にはガスメーターの近くのガス栓を閉め、地面に埋められているガス管と宅内のガス管を分離する。

- (オ) 都市ガスの復旧は2,000軒から3,000軒くらいの地域ごとに行うため、バルブを閉めたりガス管を切断して地域を分断する。
- (カ) 検査用のガスを封じてガス管の健全性をチェックし、被害箇所の修理や仮配管等を行い、発生材で埋め戻しを行う。
- (キ) 宅内配管を確認して、被害箇所を修理する。被害が大きい場合は仮配管を行う。
- (ク) ガス管の中に入っている空気を抜いて、ガスが出ることを確認する。ガスが安全に使用できる状態を確認して利用再開する。
- ウ さらに、必要に応じて次の対応を行う。
- (ア) 社会的優先度の高い病院や老人福祉施設、避難所などには、『移動式ガス発生設備』を用いて、スポット的にガスを臨時供給する。
- (イ) 地震災害などの大きな被害があった場合、全国のガス会社は相互に応援し合って、一日も早い供給再開に向けて対応する。
- (ロ) 地震が発生したときは安全な換気方法、ガスメーターの復帰方法、都市ガスの供給停止地域、都市ガスの復旧予定などの情報をいち早く広報する。
- 〈〈ガス事業者〉〉
- ア ガスの供給を停止した場合の復旧作業については、被災した地域施設又は設備の復旧を可能な限り迅速に行うとともに、二次災害を防止するため、あらかじめ定めた手順により実施する。
- イ LP ガスの使用の再開に当たっては、安全の確認を十分に行う必要がある。このため、都は、一般社団法人東京都 LP ガス協会の点検体制の確立について支援を行う。
- (3) 通信
- 各通信事業者が実施する通信施設の復旧対策は、以下のとおりである。
- ア 重要通信の確保又は被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、自治体・ライフラインの活動状況、及び気象等の状況や電気通信設備等の被害状況などの情報を収集し、関係組織間相互の連絡を行う。
- イ 非常態勢が発令された場合は、速やかに対策本部等に出動するとともに、自治体にリエゾンを派遣し、連絡態勢を構築する。
- ウ 被災した電気通信設備等の応急復旧工事は、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員・資材及び輸送の手当てを行うなど、早期復旧に努める。
- エ 応急復旧工事終了後、速やかに被害の原因を調査分析し、この結果に基づき必要な改良事項を組み入れて災害復旧工事を計画、設計する。
- オ 被災地における地域復興計画の作成・実行に当たっては、これに積極的に協力する。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第1節 現在の到達状況

1 区の初動対応

区内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあり、迅速に災害対策活動を行うため必要があると認められたときは、区本部を設置する。また、勤務時間外に区で震度5弱以上の地震が発生した場合は、自動的に職員が参集し、ただちに災害対策本部を設置して対処にあたる体制を整備している。

区本部 全区職員約2,800人体制（常勤職員）
全区教員約900人体制

2 広域連携体制

災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域連携体制として、特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定、その他比較的遠距離の自治体との協定を締結し、応援体制を構築している。

3 防災関係機関との連携体制

医療救護関係、食料対策関係、物資供給関係、燃料関係等様々な防災関係機関との協定を締結している。

第2節 課題

【被害想定】

（東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月））

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
負傷者数	1,847 人	2,077 人
重傷者数（内数）	185 人	213 人
建物被害	3,647 棟	4,004 棟
地震火災（倒壊建物を含む）	86 棟	103 棟
自力脱出困難者	485 人	561 人

1 区の初動対応

東日本大震災では被害が極めて広範に及び、かつ甚大なものであった。また、被災地では自治体の庁舎等が被災した例もあり、被害状況や支援要請の集約に時間を要した。また、熊本地震を踏まえ、初動体制の強化に向けた見直しも必要になっている。現在の被害想定では、多くの負傷者、自力脱出困難者や建物被害が想定されるため、迅速な救出・救助活動の実施に向けて、情報収集や発信・分析、救助活動の展開等、より効率的かつ効果的な体制を構築する必要がある。

2 広域連携体制

広域的な人的・物的資源等の調達のほか、帰宅困難者対策や広域避難等については、自治体の枠を超えた対応が求められる場合もあり、都や協定締結先自治体等との円滑な連携を図るため、広域的な活動拠点の調整を含む広域連携体制及び受援体制の実効性を高める必要がある。

3 防災関係機関との連携体制

各防災関係機関の力を最大限に発揮できるよう、連絡体制や使用施設等について、事前に十分な調整を行う必要がある。

第3節 対策の方向性

1 初動対応体制の再構築

区と関係防災機関が一体となって活動を展開できるよう、災害対応・総合調整機能の強化や、都、自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図り、円滑な初動態勢を構築する。

2 広域連携体制の強化

東日本大震災での教訓等を踏まえ、円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調全体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。また、国や他自治体からの人的・物的資源を円滑に受入れるための体制整備を推進する。

3 大規模救出救助活動拠点等の確保、整備

都は、広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースを確保することで、大規模な救出・救助活動や復旧活動を円滑に実施する。

第4節 到達目標

1 迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築

災害対策本部の災害対応の総合調整機能を強化し、都や自衛隊・警察・消防等との連絡調整機能の強化を図るなど区と関係機関とが連携して、本部の対処能力を向上するための体制を構築する。

2 近隣自治体や民間事業者との連携強化による円滑な広域連携

国、都、他自治体等と円滑な協力体制が取れるように、新宿区災害時受援応援計画に基づく体制をより強化していく。また、関係防災機関や事業者と連携して応急対応を実施するため、実践的かつ効果的な広域連携体制を構築していく。

さらに、国や各自治体、民間企業、NPOやボランティア等から、人的・物的資源の支援・提供を受け、効果的に活用する体制や運用方法を確立する。

3 大規模な救出・救助活動や復旧活動拠点の確保

都は、公園等の整備などにより、大規模な救出・救助活動のための拠点や復旧活動のための拠点となるオープンスペースを確保するとともに、その円滑な活用に向けて、受援や発災時に備えた大規模救出救助活動拠点、復旧活動拠点に係る計画を策定し、迅速な活動のための環境を整備していく。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 災害活動体制の整備

災害時の応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、その主力となる活動要員の確保と発災初期における対応が極めて重要である。災害活動に必要な区の各種整備施策は以下のとおりである。

1-1 「災害時応急活動マニュアル」の作成

応急対策の実施に当たっては、本部組織による分掌事務によりそれぞれ責務が定められている。災対各部において、分掌事務に関する具体的活動を、「災害時応急活動マニュアル」として定め、緊急時に迅速な対応ができる体制を整えている。

1-2 災害対策本部運営訓練等の実施

災害発生時に速やかに初動態勢を確立し、適切な災害応急活動が行えるような災害対策本部訓練を実施する。訓練では、災害対策各部の活動方針や対策の決定など、被害状況を想定した図上訓練等により行う。

また、防災関係機関相互の協力連携体制を確立することを目的とする防災訓練を実施する。

1-3 防災服等の配備

区本部が設置されると、職員はあらかじめ定められた非常配備態勢により、災害対策に従事する。これら従事職員が着用する防災服等の装備を、全職員（常勤職員・再任用職員）を対象に貸与している。

1-4 職員防災住宅の整備

夜間・休日の勤務時間外における災害時の職員の確保は重要な課題である。そのため、区では、西早稲田二丁目、下落合三丁目、市谷加賀町二丁目及び上落合二丁目に職員防災住宅を設置し、夜間・休日に迅速に対応できる職員を確保している。

1-5 職員連絡網の整備

夜間・休日等の災害時には、早期の職員確保が重要であり、短時間に多数の職員に連絡する必要がある。

このため、夜間・休日等の情報連絡体制を確保し、非常事態に迅速に対応することなどを目的に、本庁舎に宿日直勤務体制をしき、管理職（防災対策要員）及び宿直員を待機させるとともに、災害対策本部組織非常配備態勢による職員連絡網を整備している。

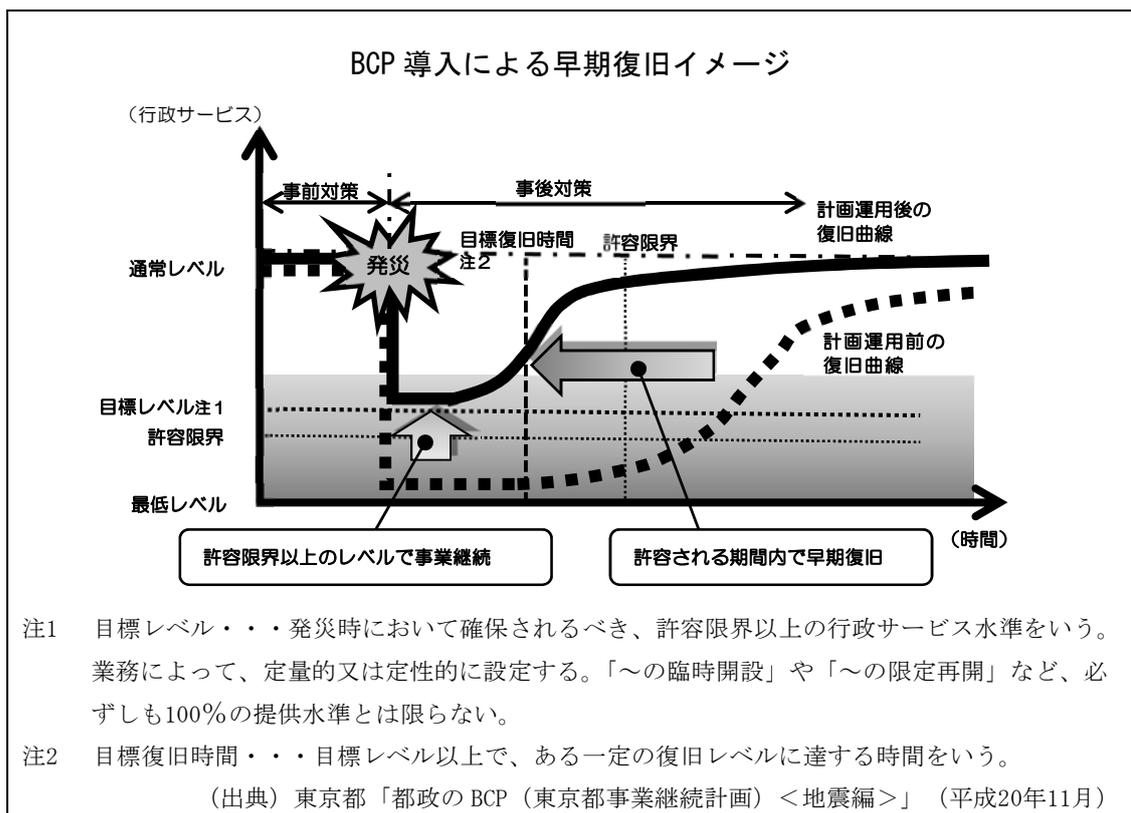
2 事業継続計画（Business Continuity Plan）の策定

2-1 事業継続計画（Business Continuity Plan）の意義

区の地域に災害が発生した場合、区役所自体も被災し、人員や物資・ライフライン等の利用に制約が生じることが想定され、区職員は、こうした状況の中で、地域防災計画に基づく応急対策業務や復旧活動に全力を注がなければならない。

一方、業務停止により区民生活に大きな影響をもたらす通常業務についても、業務の継続や早期再開が求められ、こうした事態に備えて重要業務を中断させない、あるいは早急に復旧させるための取組をあらかじめ定めておく必要がある。このため、区は、平成22年7月に「新宿区事業継続計画（地震編）」（以下、BCPという。）を策定した（平成31年3月改定、令和6年度以降改定予定）。

BCPは、具体的被害想定の下で、震災により人員・物資等の利用に制約（ボトルネック）が生じると予想される一定期間において優先して実施すべき業務をあらかじめ特定すること、限られた人員・物資等の資源を有効に活用すること、また、そのための資源の確保などの課題と対策について定めたものである。



2-2 地域防災計画との関係

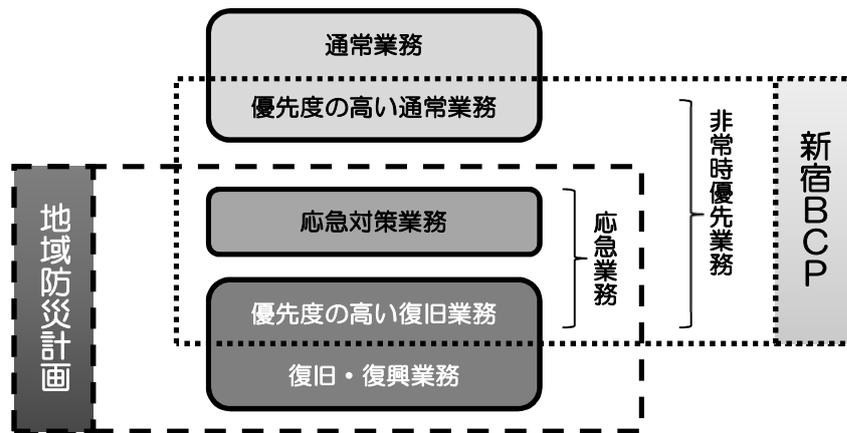
「新宿区地域防災計画」は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき震災予防から応急対策業務、復旧・復興までの長期的な施策を含めた幅広い取組の計画である。一方、BCPは、区が災害時に優先的に取り組むべき業務を非常時優先業務としてあらかじめ抽出し、制約された資源を効率的に投入することを明らかにすることで、業務遂行の継続性を確保するための計画である。

非常時優先業務は、①優先度の高い通常業務、②応急対策業務及び③優先度の高い復旧業務

（応急業務）に分類できる。このうち応急対策業務や優先度の高い復旧業務は地域防災計画でも扱う業務である。したがってBCPは、優先度の高い通常業務を対象とする点、復旧目標時間を設定し、それを実現するという点で、地域防災計画とは異なる計画となっている。

しかし、両計画は別々に存在するものではなく、両計画の整合性を図っていく必要がある。したがってBCPにおいて応急業務に要する人員・物資等の分析をした後、その結果を踏まえて、地域防災計画に基づく動員計画や災害対応に係る組織体制等についても検証を行い、地域防災計画の見直しを行っていくことが必要となる。

地域防災計画とBCPが対象とする業務の関係



2-3 非常時優先業務

(1) 業務区分

非常時優先業務は、応急業務と優先度の高い通常業務の2区分で選定した。選定の対象となる非常時優先業務の区分及び範囲は、下表のとおりである。

業務区分

業務区分		内容
非常時優先業務	応急業務	地域防災計画に定められる応急対策業務及び早期実施の優先度が高い災害復旧・復興業務
	優先度の高い通常業務	通常業務のうち、区民の生命や生活などに密接に関わる業務や庁舎機能の維持に係る業務

(2) 優先度の高い通常業務の選定

優先度の高い通常業務については、業務の遅れによって発生する影響の内容や度合いについて分析を行うとともに、各業務を発災後のいつ頃の時期までに開始・再開する必要があるか（この時期のことを以下「業務開始目標時間」という。）について検討し、選定を行った。

(3) 非常時優先業務の選定結果

区の全業務より非常時優先業務を選定した結果、非常時優先業務数は734業務、内訳は、応急業務が297件、優先度の高い通常業務が437件である。

【非常時優先業務の選定結果】

業務の区分	業務の数
非常時優先業務	734件
応急業務	297件
優先度の高い通常業務	437件

また、業務開始目標時間別非常時優先業務の件数は、以下のとおりとなった。

【業務開始目標時間別の非常時優先業務数】

業務区分	非常時優先業務数								
	計	3時間以内	12時間以内	24時間以内	3日以内	1週間以内	2週間以内	1か月以内	1か月以上
応急業務	297	58	22	74	91	27	14	9	2
優先度の高い通常業務	437	27	9	65	71	89	63	113	0
合計	734	85	31	139	162	116	77	122	2

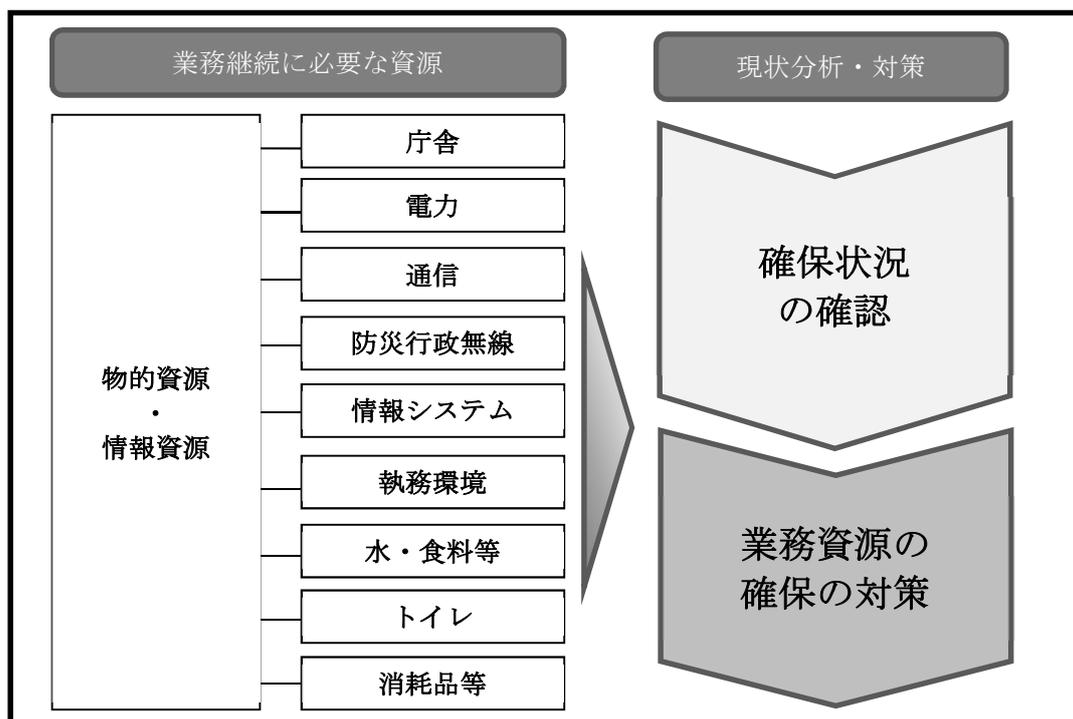
2-4 業務実施体制の確保

地震発生時においては、本章第6節に定める区の応急活動態勢を確立し、非常時優先業務の実施に必要な体制を確保していく。

BCPでは、応急活動態勢の確立に関連した首長不在時の代行順位、職員の参集体制、BCPの発動基準、業務実施に必要な人的資源の確保対策の方向性について明示している。

2-5 業務継続に必要な資源の確保

非常時優先業務の継続あるいは早期再開を実現するため、業務継続に必要な業務資源・環境等について、必要資源の確保状況を確認するとともにその確保対策について検討した。なお、必要な業務資源・環境等については、以下のとおりである。



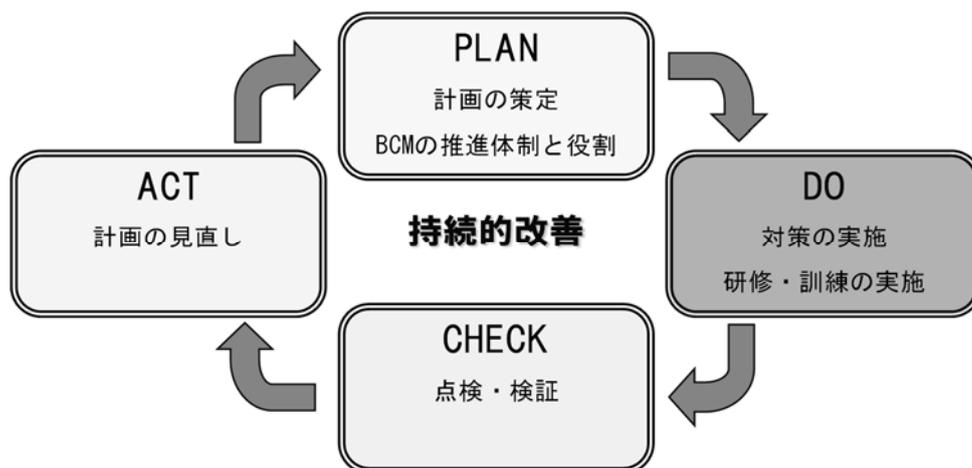
2-6 事業継続マネジメント

BCP の継続的推進を図るためには、BCP を運用・管理する事業継続マネジメント（Business Continuity Management 以下、「BCM」という。）が重要となる。

BCM とは、①PLAN（計画の策定）、②DO（研修・訓練の実施）、③CHECK（点検・検証）、④ACTION（計画の見直し）からなる PDCA サイクルに沿って計画を継続的に改善していくことである。

BCP は、新宿区における事業継続の基本的な考え方を示すものであり、今後、非常時優先業務を実施するための個別具体的な災害時応急活動マニュアルの見直しや非常時優先業務（通常業務）の執行体制の検討を進め、訓練を通じた BCP の検証を行い、BCP 及びマニュアルを継続的に改善していくものとする。

事業継続マネジメント（BCM）の取組イメージ



3 消火・救助・救急活動体制の整備

木造住宅密集地域、超高層建築物、地下街等を抱える新宿区においては、地震火災やパニックの発生などによる被害も大きいことが予想され、その防止対策は極めて重要である。

3-1 対策内容と役割分担

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、区は警視庁や東京消防庁との連携により、必要な体制を整備する。

機関名	安全化対策
東京消防庁	1 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 2 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 3 航空消防活動体制の整備 4 孤立が想定される地域における救助訓練を確立 5 立体救助訓練ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施 6 特別区消防団に対する教育訓練の充実 7 外国人への救急対応の充実強化
警視庁	1 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 2 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
区	区内3消防署と連携し、防災区民組織等の教育訓練を実施

3-2 都の広域連携体制

都は、災害時において、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう広域連携体制として、九都縣市における災害時相互応援協定、21大都市（政令市）における災害時相互応援協定、全国知事会との災害時相互応援協定、関西広域連合と九都縣市との災害時の相互応援に関する協定を締結している。

また、全国の地方公共団体や関係機関等からの応援を受入れ、区市町村とも連携して被災地支援につなげていくため、受援応援を担う部門の手順やルール等を明確にした「東京都災害時受援応援計画」を策定している。

3-3 出火の防止

地震時の出火等を防止するため、各消防署は次の事項を推進する。

- (1) 火気設備・器具の安全化について、東京都火災予防条例に基づき、石油燃焼機器類への対震安全装置の設置の徹底、火気設備・器具周囲の保有距離の離隔及び固定等、各種の安全対策を推進する。
- (2) 電気設備等の耐震化を指導するとともに、電気火災の防止に向けた普及啓発を推進し、出火防止等の安全対策の強化を図る。
- (3) 地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場、作業場等に対して、火気設備等の固定、当該設備・器具への可燃物の転倒・落下防止措置、災害時における従業員の対応要領等について立入検査等において指導する。

その他の事業所や一般住宅等についても、立入検査及び防火診断を通じた同様の指導と

ともに、地震後の出火防止徹底のため、安全確保要領の指導を行う。

- (4) 各事業所に対して、東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画の作成状況を確認し、作成していない事業所に対しては、計画の作成を指導する。
- (5) 発災直後の出火以外にも、地震発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、区民等への指導を行っていく。

3-4 初期消火体制の充実

地震時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、特に初期消火対策が重要である。このため、区は地域消火器、小型消防ポンプ及びスタンドパイプの配備等により、各消防署は消防用設備の適正化、初期消火資機材の普及及び地域における自主防災体制の充実強化等により、区民の防災行動力向上を図っている。

(1) 地域への消火器の配備

区は、震災時における火災防止対策及び通常火災の防止対策として、初期消火体制の充実を図るため、区内各地域に、約3,700本（令和5年7月31日現在、3,654本）の消火器を配備している。

また、初期消火体制の機能を維持するため、定期的に点検を行うほか、容器の耐用年数を経過した消火器については、設置年度順に更新を行うとともに、格納箱も損傷度の激しいものから順次更新している。

(2) 消火器のあっせん事業

火災発生時の初期消火対策として、消火器の普及及び防災意識の高揚を図るため、区は、一般家庭及び事業所を対象に、消火器及び薬剤詰め替えのあっせんを実施している。

(3) 火災使用等消火器の薬剤詰め替え

一般家庭及び事業所の消火器について、訓練で使用した場合及び消火活動に協力し使用した場合は、消防署の確認を得て区が薬剤詰め替えを無償で行っている。

(4) 小型消防ポンプ配置

ア 小型消防ポンプ配置現況

区では、配置を希望する163の防災区民組織等に対し、令和5年4月1日現在229台の小型消防ポンプを配置し、初期消火体制の充実を図っている。

イ 小型消防ポンプ保守管理

小型消防ポンプの整備点検は区が消防団に委託し、修理は区が行っている。

(5) スタンドパイプ配置

区では、配置を希望する192の防災区民組織等に対し、令和5年4月1日現在221台のスタンドパイプを配置し、初期消火体制の充実を図っている。

(6) 区民・事業所の自主防災体制の強化

ア 区民の防災行動力の向上

一世帯で最低でも一人の区民が自信を持って災害に対応できるよう、「自らの命は自分で守る」という「自助」の理念により、災害に対応できる防災知識、技術を自発的に身に付ける教育訓練を実施するため、①基礎訓練や都民防災教育センター（防災館）の

体験コーナー等を活用した訓練体験、②防災区民組織等を対象とした高度で実践的な訓練を推進する。

また、防災区民組織等を中心に初歩から段階的に体験ができる訓練を推進し、要配慮者を含めた地域ぐるみの防災行動力の向上と「自分たちのまちは自分たちで守る」という地域の「共助」体制の確立を図る。

イ 事業所の自主防災体制の強化

消防署は、すべての事業所に対し、事業所防災計画の作成を指導するとともに、各種の訓練や指導等を通じて防災行動力の向上を促進し、自主防災体制の強化を図る。

各事業所は、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、事業所の耐震化、予想被害からの復旧計画策定等を実施するよう努める。

また、事業所相互間の協力体制を推進する。

(7) 初期消火体制の強化

各消防署は、消防用設備等が地震時にも機能を十分に発揮し、火災を初期のうちに消火できるよう、区民及び事業者に耐震措置を指導する。

各家庭からの出火や火災の拡大を防止するため、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る。

3-5 火災の拡大防止

現在の都市構造では、出火防止や初期消火の徹底を図っても、なお相当数の火災が拡大し、延焼火災となることが予想される。したがって、地震による火災が予想される地域については、新宿区の防災都市づくり等に併せて、人命の安全確保を重点とした消防活動体制の充実を図る。

(1) 消防水利の整備

ア 区内には、防火水槽712基、受水槽88基、貯水池5基、計805基（令和4年3月末現在第74回東京消防庁統計書）が設置されている。各消防署では、次の項目を推進する。

(7) 震災時の同時多発火災や市街地大火に備えた巨大水利として深井戸や耐震性を有する防火水槽を整備する。都、区及び関係機関と連携して、河川・海等あらゆる水源の有効活用を図り、消防水利の確保に努める。

(イ) 経年防火水槽を再生し、震災時の消防水利を確保する。

(ロ) 木造住宅密集地域等の道路狭隘地域に設置されている消火栓・排水栓等の水道施設について、都水道局と連携して、防災区民組織等が初期消火に使用する水源として活用を図る。

(エ) 防火水槽の鉄蓋を小型消防ポンプの吸管が容易に投入できるよう改良し、自主防災組織等が利用しやすい防火水槽を整備する。

(オ) 木造住宅密集地域内において著しく水量が不足する地域に、重点的に水利整備を推進するため、関係機関と協議を行い、整備方策を検討する。

(カ) 消防水利が不足する地域に対し、耐震性を有する防火水槽や深井戸等の整備を推進するとともに、都や区と連携した水利整備方策の推進に努める。

(キ) 民間の建設工事にあわせて消防水利を設置した場合に、一定の条件の下に補助金を交付される制度を有効に活用し、消防水利の整備促進を図る。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第5節 具体的な取組（予防対策）

(ク) 区が公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の確保に努める。

(ケ) 所有地等の売却に際し、既存の防火水槽等の存置や代替水利の確保を図る。

(コ) 都が、公共施設及び特殊建築物を整備するときには、東京都震災対策条例第27条に基づき、防火水槽等の設置に努める。

イ 区の主な消防水利の確保策としては下記のとおりである。

(ア) 防火貯水槽

消防署の水利確保の補完として、区立公園内に容量40^m～100^mの防火貯水槽を令和3年度までに72基設置した他、区施設に地中張り水槽を設置している。

(イ) 小型防火貯水槽

防災区民組織に配備している小型消防ポンプ用の水利として容量5^m～9.5^mの小型防火貯水槽を区立公園等に令和5年6月時点で194基設置している。また、小型防火貯水槽の位置を明確に示し、有事の際に迅速な活用を促進するために、隣接した位置に水利標識を182か所設置している。

(2) 消防活動路等の確保

都は、消防活動に必要な幹線的道路の拡幅、袋小路のない道路ネットワークの整備、狭隘（あい）な道路の広幅員化、U字溝等の暗きょ化、架空電線の埋設化、コーナー部分の隅きり整備などを、関係機関と連携して推進し、消防活動路を確保する。

(3) ヘリサインの整備

区は、災害時に消防防災等のヘリコプターから飛行位置の把握を容易にし、被害状況の把握や救助・救急活動、緊急輸送活動等の迅速化を図るため、区立の小中学校等の屋上に施設名を表示するヘリサインを令和5年6月時点で43施設に整備している。

(4) 消防活動が困難な地域への対策

各消防署は、道路狭隘等による消火活動が困難な地域への対策として、消防水利、消防隊用可搬ポンプの整備、消防団の災害活動体制の充実等を進める。

また、消火活動の阻害要因の把握・分析や延焼火災に関する調査研究結果を活用し、消防活動の立場から防災都市づくり事業等に対して提言・要望する。

(5) 地域防災体制の確立

大地震時には、火災や救助・救急事象が同時多発し、また様々な障害の発生により、円滑な消火活動が実施できなくなることが予想される。このため、それぞれの地域で防災関係機関、住民・事業所等の組織が連携して防災体制を早期に確立し、火災の拡大防止を図る必要がある。地域の防災体制を確立するため、次の対策を推進する。

ア 防災区民組織と事業所等との連携体制

震災時に、火災等の災害から住民や地域社会を守るには、地域ぐるみの対応が必要であることから、地域の防災区民組織と事業所の自衛消防隊等とが相互に協力して連携できる体制を整備するほか、店舗併用住宅のような防火管理義務のない小規模事業所については、地域の防災区民組織等の一員として活動するよう指導する。

イ 合同防災訓練の実施

地域の防災力を向上させるには消防機関の活動に加え、防災区民組織及び事業所の自

衛消防隊等の協力が必要であることから、これらの組織間の連携促進を目的として、定期的な合同防災訓練の実施を推進する。

4 相互応援協力等

地震により災害が発生した場合、区及び各防災関係機関は、あらかじめ定められた所掌事務及び業務に従って応急対策を実施するが、被害状況により、他の機関に協力を求め、災害対策を実施することが予想される。

このため、区では国や地方公共団体をはじめ、各機関と相互応援協力協定を締結している。（各機関と締結している個別の協定・覚書等については、別冊資料編に掲載する。）

4-1 国・地方公共団体との相互協力

区は、都と、職員の応援、居住者等の避難のための施設の提供及びあっせん、物資や資機材の提供及びあっせん等の協力に関する協定や、給水施設の維持管理及び運用に関する協定、災害発生時において、速やかに応急給水等を実施するための消火栓等からの応急給水等の実施等に関する覚書など、複数の協定等を締結し、応急体制の強化を図っている。また、伊那市や北杜市、沼田市と災害時の食料品、生活必需品、応急対策資器材の供給及び職員の派遣等についての応急対策及び復旧対策に関し、相互援助協定を締結している。その他、特別区の区域内に災害が発生した場合において、特別区相互間の協力により応急対策及び復旧対策等の円滑化を図るための特別区災害時相互協力及び相互支援に関する協定や、新宿区の区域内で災害が発生、又は災害が発生するおそれがある場合の各種情報の交換等による災害対処のため、国土交通省関東地方整備局と災害時の情報交換に関する協定等を締結している。

4-2 公共的団体（※）等との協定

区は、災害等により、傷病者が多数発生したとき、医療救護活動が迅速に処置されるよう、新宿区医師会と災害時の医療救護活動についての協定を締結している。また、災害時に、歯科医療救護活動が迅速に処置されるよう、新宿区歯科医師会及び新宿区四谷牛込歯科医師会と災害時の歯科医療救護活動についての協定を締結するとともに、併せて、調剤、服薬指導及び医薬品管理等の医療救護活動が迅速に処置されるよう、新宿区薬剤師会と災害時の救護活動についての協定を締結している。新宿区薬剤師会との間では、更に、災害時における医薬品等の調達業務に関する協定や災害用医薬品の備蓄及び供給に関する協定を締結している。その他、柔道整復師会との応急救護活動協定や獣医師会との動物救護活動に関する協定を締結するとともに、区内の飲食店における防火・防災上の安全性確保のため、区内消防署などとの新宿区の区域内の飲食店における防火・防災上の安全性の確保に係る覚書を締結している。

※ 公共的団体とは、地域赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。

4-3 民間団体・学校等との協定

(1) 物資供給事業者等との協定

行政のみならず、民間事業者の持つノウハウや専門知識、流通備蓄等を活用することにより、官民一体となった災害対策を推進する必要があるため、平成25年6月の災害対策基

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第5節 具体的な取組（予防対策）

本法の改正により、物資供給事業者等（※）との協力に関する協定の締結等が、災害予防責任者（地方公共団体等）の努力義務として定められた。

これまでも区は、物資供給事業者等との協定締結を進めてきたが、今後も、協定締結を促進し、官民が一体となった災害対策を実施する。

※ 物資供給事業者等とは、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者その他民間の団体をいう。

ア 物資等の供給や輸送力確保に関する協定

区では、燃料確保のための石油類の優先供給に関する協定や、遺体収容所等における棺等葬祭用品の確保のための協定を締結するとともに、医薬品等の調達業務に関する協定を締結している。また、物資輸送や要配慮者等の緊急搬送、遺体搬送等に関する協定を締結するとともに、緊急輸送道路の道路障害物除去等応急対策に関する協定を締結している。

イ 資機材・人材提供等に関する協定

区では、災害救助用資機材の保管に関する覚書や、応急対策活動のための資機材の提供に関する協定を締結しているほか、専門的な技術や人材の確保に向け、災害時の迅速な電力復旧や区立施設及び住宅等への応急修理に関する協定をはじめ、避難所における聴覚障害者への支援や法律相談を実施するための協定等を締結している。

(2) 避難場所等の確保や帰宅困難者対策のための協定

区では、災害時における避難場所や生活用水の確保のため、学校法人や民間団体等と、避難所施設利用に関する協定や、災害時における生活用水確保のための協定を締結するとともに、災害時における二次避難所（福祉避難所）を確保するため、医療法人や社会福祉法人等と、災害時における二次避難所（福祉避難所）の開設及び運営に関する協定を締結している。

また、大規模地震発生により交通機能が停止した場合に、多数の発生が予想される帰宅困難者等への対策として、民間団体等と、一時滞在施設を確保するための帰宅困難者一時滞在施設の提供に関する協定や、施設の街頭放送設備を用いた情報提供を行うための災害発生時における非常放送に関する協定を締結している。

5 応急活動拠点の整備

5-1 防災センターの整備

新宿区立防災センターは、災害が発生し区本庁舎に甚大な被害が生じた場合を想定し、区災害対策本部や災害情報支援システムのバックアップ施設として、情報機器の整備を行っている。

また、平常時には防災思想の普及・啓発事業などを実施し、防災知識の習得を図る施設として活用を図っている。

5-2 防災活動拠点の整備

(1) 上落合防災活動拠点の整備

災害時における区の広域的な備蓄倉庫、救援物資の集積所及び輸送拠点としての機能を確保するため、上落合防災活動拠点を整備している。なお、平成24年度に実施した老朽化に伴う建て替えに際し、職員防災住宅6戸を併設した。

(2) 小滝橋地域防災活動拠点の整備

災害時において、職員が地域で応急活動を行うための拠点となる施設を確保するため、災害活動用資機材置き場や作業スペース、災害活動対策室を設けた、小滝橋地域防災活動拠点を整備している。

5-3 災害応急活動施設の整備

区では、災害時の応急活動施設として、区有の施設を災害応急活動拠点、避難所などの避難施設、物資や人員等の受入施設などを応急活動のための施設として指定し、これらの施設に防災資機材や食料等の備蓄をはじめとする整備を行っている。

なお、指定管理者制度を導入して施設運営を行っている施設については、災害時における施設使用及び運営のための災害協定を締結している。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第5節 具体的な取組（予防対策）

【災害応急活動施設】

施設類型	施設用途	対象施設
災害応急活動拠点	区災害対策本部及び各災対部の活動拠点	本庁舎、防災センター（本庁舎が使用できない場合の本部機能）、第一分庁舎、第二分庁舎
	地域本部	各特別出張所
	ボランティア活動拠点	新宿スポーツセンター（災害ボランティアセンター）、各特別出張所（災害ボランティア地域センター）
	医療救護本部	第二分庁舎分館、災害医療救護支援センター（東新宿保健センター内）
	医療救護所	四谷中学校、津久戸小学校、鶴巻小学校、余丁町小学校、大久保小学校、新宿西戸山中学校、落合第二小学校、落合第三小学校、西新宿中学校、西新宿小学校
	土木施設の調査及び応急復旧活動拠点	東部工事・公園事務所、西部工事・公園事務所
	ごみ処理及びし尿処理災害廃棄物処理活動拠点	新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センター、新宿中継・資源センター
避難施設	一次避難所	各区立小・中学校、四谷ひろば、新宿高等学校、新宿山吹高等学校、成城学校、早稲田大学戸山キャンパス、東京医科大学、戸山高等学校、学習院戸山キャンパス、早稲田大学早稲田キャンパス、東京富士大学、総合芸術高等学校、新宿 NPO 協働推進センター
	二次避難所（福祉避難所）	各地域交流館、各児童館、各子ども家庭支援センター、各シニア活動館、薬王寺地域ささえあい館、各民間高齢者福祉施設（もみの樹園、北新宿特別養護老人ホーム、あかね苑、マイウェイ四谷、フォレスト西早稲田、新宿けやき園、デンマークイン新宿、神楽坂、原町老人ホーム、聖母ホーム、マザアス新宿、ヘルスケアタウン下落合、戸山いつきの杜、グループホームなごみ西落合、グループホームあんじゅうむ大久保、リタポンテ落合上高田、リアンレーヴ高田馬場、みさよはうす富久、アライブ目白、新宿和光園）、子ども総合センター、各区立福祉作業所、障害者福祉センター、新宿生活実習所、あゆみの家、新宿養護学校、障害者生活支援センター、シャロームみなみ風
	帰宅困難者一時滞在施設	各区民ホール、各地域センター、新宿コズミックスポーツセンター、大久保スポーツプラザ、四谷スポーツスクエア、新宿文化センター、新宿歴史博物館、漱石山房記念館、産業会館、新宿消費生活センター分館、男女共同参画推進センター、元気館、新宿リサイクル活動センター、エコギャラリー新宿（区民ギャラリー、環境学習情報センター）
受入施設	生活物資の集積所・物資拠点	<中央集積所・物資拠点> 新宿コズミックスポーツセンター <集積所> 本庁舎、四谷地域センター、上落合防災活動拠点、北新宿公園、津久戸小学校、四谷第六小学校、新宿スポーツセンター
	救出救助部隊の活動拠点	各生涯学習館
	災害時臨時離着陸場	西落合公園少年野球場、西戸山公園野球場、明治神宮外苑軟式野球場
	遺体収容所	四谷地域センター、牛込箆笥地域センター、新宿コズミックスポーツセンター、落合第一地域センター

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 区の応急活動態勢

区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、区は勤務時間の内外を問わず速やかに職員を動員・配備し、災害対策本部を設置するなど、災害の拡大を防止し、救援救護活動を的確かつ迅速に実施できるような態勢を確立する必要がある。

1-1 区災害対策本部の設置

(1) 区の活動態勢

ア 区の地域に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合、法令、都地域防災計画及び区地域防災計画の定めるところにより、他の区市町村、都及び指定地方公共団体、並びに区域内の公共団体や区民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策を実施する責務を有する。区は、本計画及び新宿区災害対策本部運営要綱に基づき、区本部を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。

イ 区本部が設置される前、又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区本部が設置されたときに準じて処理する。

ウ 区の地域に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は、知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

(2) 区本部の設置及び閉鎖

ア 区本部の設置

(ア) 区長は、区の地域において地震が発生した場合において、区本部を設置する。

(イ) 部長は、区本部を設置する必要があると認めるときは、総務部長に区本部の設置を要請することができる。

(ウ) 総務部長は、上記(イ)の要請があった場合、又はその他の状況等により区本部を設置する必要があると認めたときは、区長の職務代理の順序が第1順序である副区長と協議のうえ、区本部の設置を区長に申請しなければならない。

(エ) 区本部設置の専決

(ア) 区長と連絡がとれないときは、次に掲げる順位で区本部の設置を専決する。

第一順位 区長の職務代理の順序が第1順序である副区長

第二順位 区長の職務代理の順序が第2順序である副区長

第三順位 教育長

第四順位 総務部長

(イ) 夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生し、区本部設置の必要がある場合で区長及び前期(ア)に定める者に連絡がとれないときは、防災対策要員が区本部の設置を専決する。

イ 区本部の設置場所

区本部は、区役所本庁舎に設置する。ただし、区役所本庁舎の機能に事故があるときは、新宿区立防災センターに設置する。

ウ 区本部設置の通知等

(ア) 災対総務部長は、区本部が設置されたときは、次に掲げる者に区本部の設置を通知

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第6節 具体的な取組（応急対策）

しなければならない。

- ア) 部長
- イ) 都知事
- ウ) 防災機関
- エ) 隣接区長

(イ) 部長は、上記の通知を受けたときは、所属職員に対し周知徹底しなければならない。

エ 区本部の標示の掲出

区本部が設置されたときは、区役所本庁舎正面玄関前又は新宿区立防災センター正面玄関に「新宿区災害対策本部」を、各特別出張所においては「新宿区災害対策本部〇〇地域本部」の標示をそれぞれ掲出する。

オ 区本部の閉鎖

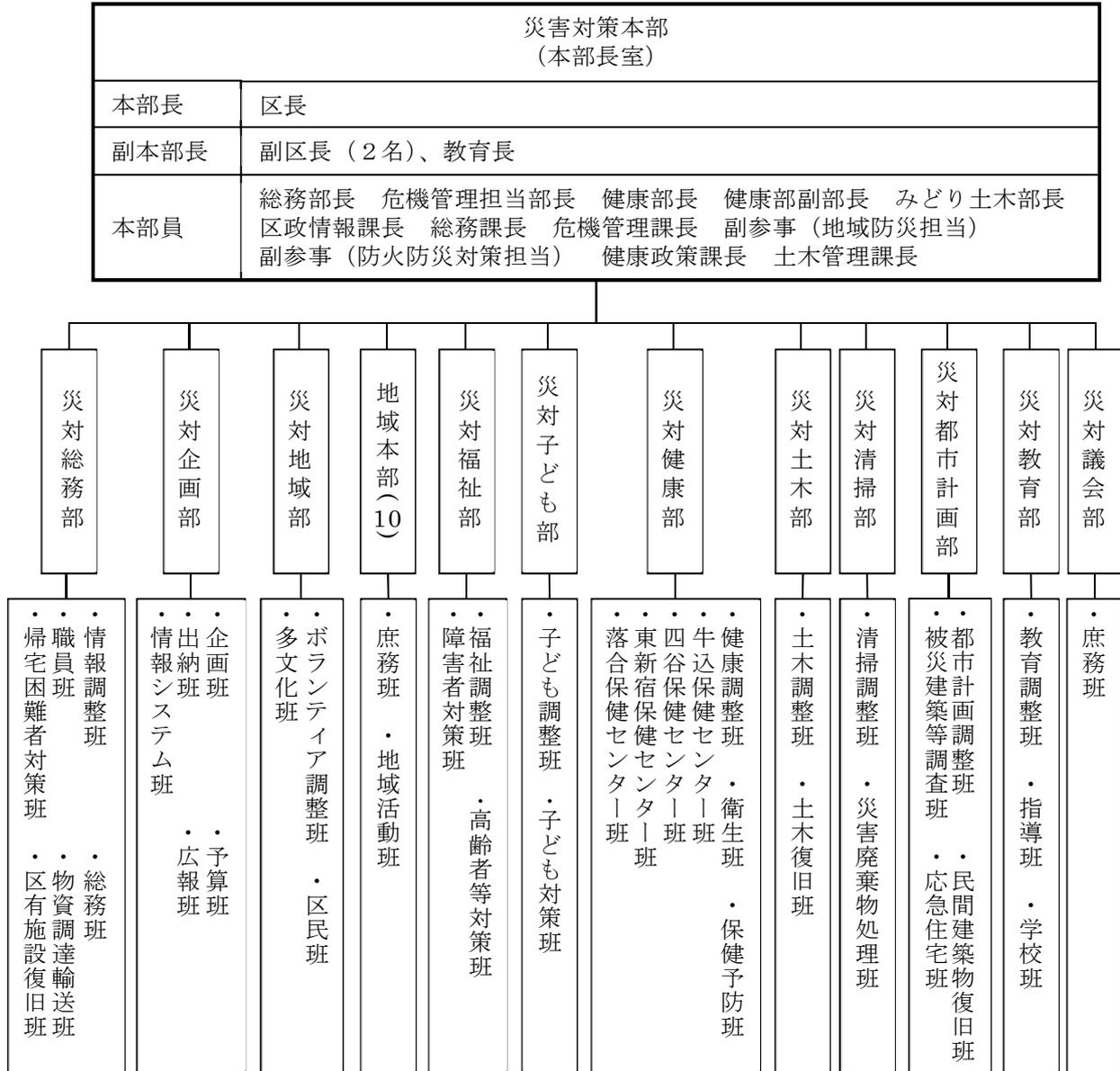
(ア) 本部長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めるときは、区本部を閉鎖する。

(イ) 区本部閉鎖の通知等は、前記ウに準じて処理する。

(3) 区本部の組織

ア 区本部の組織

区本部の組織等は、新宿区災害対策本部条例及び同施行規則に定めるところによるが、その概要は次のとおりである。



イ 本部長室分掌事務

次の事項について、本部の基本方針を審議し、策定する。

- (ア) 本部の非常配備態勢に関する事。
- (イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関する事。
- (ロ) 避難の指示に関する事。
- (ハ) 東京都、政府機関、公共機関等に対する応援の要請に関する事。
- (ニ) 災害救助法の適用の要請に関する事。
- (ホ) 他の市区町村との相互応援に関する事。
- (ヘ) 東京都災害対策本部との連絡に関する事。
- (ヘ) 災害対策に要する経費の処理方法に関する事。
- (ケ) 上記に掲げるもののほか、重要な災害対策に関する事。

(4) 本部長室の開設及び議事

ア 本部長室の開設

(7) 本部長室は、区役所本庁舎三階庁議室に開設する。ただし区役所本庁舎の機能に事故があるときは、新宿区立防災センターに開設する。

(4) 本部長は、区本部を設置したときは、原則として災害対策本部条例施行規則第3条の本部長室の構成員を招集するものとする。

(9) 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し出席を求めることができる。

イ 本部長室の議事

(7) 付議事項

本部長室に付議する事項は、災害対策本部条例施行規則第2条に定める事項及びこの計画に定める報告事項とする。

(4) 付議手続

各部長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、所定の様式により災対総務部長に提出し本部長室に付議しなければならない。

ウ 本部調整会議

本部長は、本部長室の指示及び各部との連絡調整等を図る必要があるとき、又は災対各部長から災対総務部長を通じて要請があったときは、本部調整会議を開くものとする。

(5) 区本部の財務

区本部が災対各部をして実施する応急対策業務及び都、防災関係機関に要請して実施する応急対策業務に要する経費の処理方法、負担区分について定める。

ア 区本部の経費

(7) 部の分掌事務の遂行に要した費用は、既に予算措置が講じられている場合を除き、災対企画部予算班において措置する。

(4) 災対企画部長は、区本部が設置されたときは、速やかに予算措置に関する基本方針を本部に付議し、各部長に必要な指示をしなければならない。

(9) 災対企画部長は、部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう部の予算事務について指導し、協力しなければならない。

イ 物資調達手続

(7) 物資の調達は、新宿区事案決定規程、新宿区予算事務規則及び新宿区契約事務規則に基づき処理する。

(4) 災対企画部長は、部の分掌事務が円滑に遂行できるよう部の調達事務について指導及び協力しなければならない。

ウ 清算手続

災対企画部長は、災害救助費の概算又は清算事務を指導し総括する。

エ 支払手続

(7) 会計管理者は、区本部が設置されたときは、速やかに支払方法に関する基本方針を本部に付議し、各部長に必要な指示をしなければならない。

(4) 会計管理者は、部の分掌事務が迅速円滑に遂行できるよう部の支払事務について指導し、協力しなければならない。

オ 他の地方公共団体等の応援を受けた場合の費用負担

(7) 災害対策基本法第67条第1項及び第68条の規定により、他の市町村長及び都知事等に対して、応急措置を実施するために応援を求めたときは、応援を受けた地方公共団体の長の属する地方公共団体がその費用を負担しなければならない。

- (イ) 他の地方公共団体等の応援を受けた場合の費用の支払は、災対企画部において措置する。

1-2 職員の参集・配置及び服務

区が迅速に災害応急対策を開始するためには、まず第一に、応急対策業務に必要な職員を動員・配備することが必要である。

(1) 非常配備態勢（第一次出動態勢）

ア 時期

- (ア) 南海トラフ地震臨時情報発表の連絡を受けたとき又は新宿区内で震度5弱以上の地震が発生したとき。

イ 態勢

あらかじめ指定された職員

ウ 業務

- (ア) 災害対策本部の設置
(イ) 情報の収集及び伝達
(ウ) 応急対策業務の準備

(2) 非常配備態勢（第二次出動態勢）

ア 時期

本部長は、次のときに非常配備態勢の指令を発する。

- (ア) 第一次出動態勢がとられ被害が確認されたとき。
(イ) 震度5強以上の地震が発生したとき。なお、夜間又は休日等に前記の事態が発生した場合は、非常配備態勢が指令されたものとみなす。

イ 態勢

全職員

ウ 業務

- (ア) 災害対策本部の設置
(イ) 災害対策本部各部の分掌事務の実施
(ウ) 本部長が特に指示した業務

エ 非常配備態勢の特例

- (ア) 本部長は、災害の状況により必要があると認めたときは、特定の部・班に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は特定の部・班に対して種別の異なる指令を発することができる。
(イ) 本部長は、特殊技能等を有する職員を原則として本人の同意を得て、特定の部に配置することができる。

オ 非常配備態勢に基づく措置

- (ア) 災対各部長は、あらかじめ所属の班に対し非常配備態勢時の措置すべき要領（業務計画等）を定め、所属職員に周知徹底するよう指示しておかなければならない。
(イ) 部長は、非常配備態勢の指示を受けたときは、上記アの要領に基づき、所属職員に対し必要な指示をしなければならない。

(3) 夜間・休日等の態勢

ア 警戒待機態勢

(ア) 夜間及び休日等の時間外に発生する地震災害等の非常事態に迅速に対応するため、区役所本庁舎に交代制で防災対策要員を待機させている。また、交代制で管理職1名を自宅待機要員として自宅待機させている。

(イ) 警戒待機態勢要員は、災害初期の情報の収集及び伝達、災害対策本部の設置準備、初期応急活動の指揮などに当たるほか、本部長等が登庁するまでの間、本部長に代わって、臨機の処置をとるものとする。

(ロ) 職員防災住宅を設置し、災害時等における災対本部並びに地域本部の迅速な設置態勢を整えている。

(ハ) 緊急時職員参集システムにより、地震が発生した場合には登録職員に対して震度に応じた自動配信を行い、災害等が予想される場合は手動配信する。

イ 特別非常配備態勢

(ア) 夜間・休日等において、震度5弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ指定された職員は、速やかに定められた場所に参集し、被害状況調査及び応急対策活動等を行うものとする。

(イ) 指定職員は、次に掲げるものとする。

ア) 区内に居住する職員

イ) 管理職

ロ) 危機管理課職員

ハ) 総務課職員

ウ 特別非常配備態勢職員以外の職員の参集

特別非常配備態勢職員以外の職員は、夜間、休日等及び在宅時において地震が発生した場合については、災害情報に注意し、新宿区災害対策本部運営要綱第9条の非常配備態勢の種別に該当するときは万難を排して参集する。参集は以下の要領による。

(ア) 自らの安全を確保し、家族、自宅及び近隣の安全を確認する。

(イ) 応急対策に適した服装で参集する。手袋、タオル、着替え、水筒、食料、懐中電灯、携帯ラジオ等の必要な用具を携行する。

(ロ) 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇した際は、最寄りの消防機関又は警察機関に通報連絡するとともに、人命救助、消火活動等への協力など適切な措置をとる。

(ハ) 参集途上において、被害状況、災害状況の収集に努め、その情報を動員先の上司に報告する。特に、病院及び道路橋りょう等の重要施設の被害状況については、詳しく報告する。

(4) 職員の服務

ア 職員は、区本部が設置された場合は次の事項を遵守しなければならない。また、常時、注意を払い、災害等緊急時への対応が速やかに行えるようにしておかななければならない。

(ア) 災害に関する情報及び本部関係の指示に注意すること。

(イ) 正規の勤務時間が終了しても、本部の指示があるまで退庁しないこと。

(ロ) 勤務場所を離れている場合においては、上司と連絡をとり、所在を明らかにし、指示を受けること。

- (エ) 夜間・休日又は在宅時における災害については、災害情報に注意するとともに、万難を排して参集すること。
 - イ 職員は、自らの言動によって住民の誤解を招き、区本部の活動に支障をきたすことがないよう特に注意しなければならない。
 - ウ 職員の防災服着用
区本部が設置されたときは、あらかじめ貸与されている防災服を着用する。ただし、参集時はこの限りではない。
- (5) 平常時における非常配備態勢等の事前準備
- ア 非常配備態勢
 - (7) 部長は、部の分掌事務を遂行するため、区本部の事務に配置すべき職員の名簿を備えておかなければならない。
 - (4) 部長は、あらかじめ参集方法等を定め、職員に対し周知徹底させておかなければならない。
 - イ 特別非常配備態勢
 - (7) 部長は、あらかじめ特別非常配備態勢において措置すべき要領（業務計画等）を定め、特別非常配備態勢職員に対し、周知徹底させておかなければならない。
 - (4) 部長は、職員に対し、特別非常配備態勢について周知徹底させておかなければならない。

1-3 警察署（警視庁）の活動態勢

- (1) 警察署（警視庁）は、警視庁管内に大地震が発生した場合には、警備本部を設置して指揮体制を確立することとなっている。
- (2) 警備要員は、都（島しょ部を除く。）に震度6弱以上の地震が発生した場合には、自所属に参集する。
- (3) 各警察署は、災害事務の処理に必要な最小限の要員を除いて部隊を編成し、被害実態の把握、交通規制、救出救助、避難誘導等の措置をとる。
- (4) 交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、速やかに道路の被災状況及び道路交通状況の視察を行うとともに、警察署と連携して交通規制を実施する。
- (5) 建物倒壊、火災、津波等により発生する被害の拡大防止のため、次の警備活動等を行う。
 - ア 被害実態の把握及び各種情報の収集
 - イ 交通規制
 - ウ 被災者の救出救助及び避難誘導
 - エ 行方不明者の捜索及び調査
 - オ 遺体の調査等及び検視
 - カ 公共の安全と秩序の維持
- (6) 機動隊、警察災害派遣隊は、被害の発生状況、態様等に応じて最高警備本部長（警視総監）が運用する。
- (7) 警視庁本部部隊は、最高警備本部長の命により激甚被災地等に出動し、警備に当たる。
- (8) 震災が発生した場合、総力をあげて、被災地における治安維持に万全を期するため、必要な装備資機材の整備を図る。

1-4 防災機関の活動体制

- (1) 地震による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。
- (2) 指定地方行政機関等は上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

2 消火・救助・救急活動

2-1 震災消防活動

地震発生時には、火災の多発により極めて大きな人命の危険が予想される。消防署では、発生時において、住民や事業者に出火防止と初期消火の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼び掛けを行うとともに、消防団を含めて、その全機能をあげて避難の安全確保と延焼の拡大防止に努めるなど、災害に即応した防御活動を展開して、住民の生命及び財産を守る。緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。

(1) 震災警防本部等の運営

東京消防庁は、災害活動組織の総括として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設し、常時、震災に即応できる体制を確保している。発災時には、これら各本部が機能を強力に発揮して震災消防体制を確立する。

【東京消防庁等における初動態勢】

項目	活動態勢
震災第一非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生した場合、又は地震により火災もしくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第一非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
震災第二非常配備態勢	東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生した場合又は地震により火災もしくは救助・救急事象が発生し必要と認めた場合は、直ちに震災第二非常配備態勢を発令し、事前計画に基づく活動を開始する。
非常招集	1 震災第一非常配備態勢を発令したときは、招集計画に基づき、所要の人員は、直ちに所定の場所に参集する。 2 震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員並びに全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

(2) 震災消防活動

ア 消防署の活動

区内の常備消防力は東京消防庁及び消防方面本部のもとに、3消防署、6消防出張所を擁し、ポンプ車、救急車、はしご車、救助車等を配備し災害に備えている。

平時の消防力を地震時においても最大限に活用するため、地震被害の態様に即した各種の計画等を策定し、有事即応体制を確立するとともに、同時多発性・広域性を有する地震火災に対応するため、消火活動、救助活動、救急活動に有効な資機材を配置している。

また、震災時に同時多発する救助事象に対応するため、整備計画に基づいて救助体制の強化を図るとともに、消防署に救助用資機材を配置する。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化
第6節 具体的な取組（応急対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

【消防体制】

項目	活動体制
活動方針	1 延焼火災が多発したときは、全消防力をあげて消火活動を行う。 2 震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。 3 延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。
部隊の運用等	1 地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。 2 地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防活動対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。
消火活動	1 防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。 2 延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。 3 道路閉塞、がれき等により消火活動が困難な地域では、消防団、防災区民組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。
救助・救急活動	1 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応処部隊及び消防救助機動部隊の効果的な投入を行い、迅速な救助活動を実施する。 2 消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応処部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防救助機動部隊等の効果的な部隊投入による救助活動等の各種活動を行う。 3 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 4 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。 5 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 6 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、防災区民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
情報収集等	1 署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職（団）員情報による早期災害情報システムなどを活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。 2 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。 3 区本部や関係防災機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

イ 消防団の活動

消防団は、地域に密着した消防機関として、分団受持区域内の住民に対して出火の防止、初期消火、救出・救護等の指導を実施する一方、火災その他の災害に対しては、現有装備を活用した消防活動にあたる。

(7) 出火防止

発災と同時に、付近住民に対して出火防止と初期消火の呼び掛けを行う。

(4) 情報収集活動

災害の初期対応を行うとともに、消防活動上必要な情報や被災状況の情報収集を行

い、携帯無線機等を活用し、消防団本部等に伝達する。

(ウ) 消火活動

同時多発火災の拡大防止を図るため、消防署隊との連携を一層強化するとともに、分団受持区域内の建物等の消火活動及び避難道路防護活動を消防団独自に、もしくは消防署隊と連携して行なう。

(エ) 消防署隊への応援

所轄消防署（所）の消防隊応援要員として消火活動等の応援をするとともに、道路障害排除等の活動を行う。

(オ) 救出・救護

救助器具等を活用し、地域住民と協働による救出活動を行うとともに、負傷者に対する応急措置を行い、安全な場所へ搬送を行なう。

(カ) 避難場所の防護等

避難指示等が出された場合は、これを地域住民に伝達するとともに関係機関と連絡をとりながら、地域住民の避難誘導、避難者の安全確保及び避難場所の防護活動を行う。

ウ 水防活動

(ア) 地震に伴う災害等、人命救助を伴う水災に対しては、消防力の状況等を勘案して震災消防活動に準じ水防活動を行う。

(イ) 避難指示等がなされた場合には、各消防署は、津波の規模、来襲の状況及び消防部隊の運用状況を勘案し、必要な情報を区及び関係機関に通報する。

(ウ) 避難が開始された場合は、消防団や関係機関と協力し避難誘導に当たる。

3 相互応援協力

区の区域に災害が発生した場合、区及び各防災関係機関は、あらかじめ定める所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、その状況に応じて他の機関と相互に協力し、災害対策の円滑な実施を期することが必要である。

3-1 区防災会議の招集

区の地域に災害が発生した場合において、その災害に係る災害応急対策に関し、区をはじめ防災機関相互間の連絡調整を図る必要があると認められるときは、区防災会議の委員は、会長に区防災会議の招集を要請する。

3-2 防災関係機関等との相互協力

災害時には、防災機関は所管にかかわる応急対策を円滑に実施するため活動体制を定めておかなければならない。

(1) 防災関係機関の活動体制

ア 責務

災害が発生した場合、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、所管にかかわる災害応急対策を実施するとともに、区が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

イ 活動体制

各防災機関は、上記の責務を遂行するため災害対策本部の設置等活動体制を定めておくものとする。

なお、活動体制時における責任者及び連絡担当者は、次のとおりである。

機関名	本部の名称	責任者	連絡担当者	
都建設局第三建設事務所	都第三建設事務所 災害対策本部	事務所長	副所長兼庶務課長	
都交通局	交通局 災害対策本部	営業所長	品川自動車営業所 港南支所	運行課長
			渋谷自動車営業所 新宿支所	運行課長
			小滝橋自動車営業所	運輸総括担当
			小滝橋自動車営業所 杉並支所	運行課長
			早稲田自動車営業所	運輸総括担当
			北自動車営業所 練馬支所	運輸担当
		駅務管区長	都庁前駅務管区	市ヶ谷駅務区長及び 都庁前駅務区長
			大門駅務管区	青山駅務区長
			巣鴨駅務管区	上野御徒町駅務区長
荒川電車営業所	荒川電車営業所長	運輸総括担当		

機関名		本部の名称	責任者	連絡担当者
都水道局	西部支所	水道局西部支所 応急対策本部	支所長	課長代理（庶務担当）
	新宿営業所		営業所長	課長代理（営業担当）
都下水道局	西部第一下水道事務所	下水道局 西部第一下水道事務所 災害対策本部	下水道事務所長	新宿出張所長
	落合水再生センター		センター長	課長代理（設備管理担当）
警視庁	第四方面本部	第四方面警備本部	方面本部長	警備担当管理官
	牛込警察署 新宿警察署 戸塚警察署 四谷警察署	現場警備本部	警察署長	警備課長
東京消防庁	第四消防方面本部	第四消防方面隊本部	方面本部長	副本部長
	四谷消防署 牛込消防署 新宿消防署	署隊本部	消防署長	警防課長
日本郵便(株)	新宿郵便局 新宿北郵便局 牛込郵便局 落合郵便局	非常災害対策本部	郵便局長	総務部長
日本赤十字社東京都支部	日本赤十字社 東京都支部災害対策本部	事務局長	救護課長	
JR 東日本（新宿統括センター）	現地対策本部	新宿統括センター所長	内勤副長	
NTT 東日本（東京北支店）	災害対策本部	東京北支店長	設備部長	
東京電力	非常災害対策支部	副総支社長	業務総括グループ課長	
東京ガスグループ	非常災害対策本部	支店長	副支店長	
京王	災害対策本部	新宿駅長	当務助役	
西武	現地復旧部	新宿駅管区長	当務駅長	
小田急	現地警戒本部	新宿管区長	内勤副駅長	
東京地下鉄（新宿駅務管区）	現地対策本部	新宿駅務管区長	当務助役	
首都高	現地対策本部	東京西局長	東京西局 保全管理課 危機管理担当課長	
医師会	新宿区医師会 災害対策本部	医師会長	防災担当理事	
歯科医師会	新宿区内歯科医師会 災害対策本部	歯科医師会長	担当理事	
薬剤師会	新宿区薬剤師会 対策本部	薬剤師会長	薬剤師会長	
柔道整復師会	東京都柔道整復師会 新宿支部対策本部	柔道整復師会長	柔道整復師会長	
獣医師会	東京都獣医師会 新宿支部	獣医師会新宿支部長	獣医師会新宿支部長	

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第6節 具体的な取組（応急対策）

(2) 相互協力体制

区は、災害応急対策の円滑な実施を図るため、平素から防災関係機関と連絡を密にし、災害時における協力体制の確立を図るものとする。

ア 区及び防災機関は、災害対策上必要な資料、情報の提供及び調査研究の成果を相互に交換するものとする。

イ 区及び防災機関は、災害対策本部が設置された場合は、情報の収集、交換など連絡を密にし、迅速かつ適切な応急措置をとるため連絡員の派遣等の措置をとるものとする。

ウ 区は、都に対し災害応急対策の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は他の区市町村若しくは他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都本部に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。

(ア) 職員等の応援又は応援のあつせん

ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由）

イ 応援を希望する機関名

ロ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量

ハ 応援を必要とする場所、期間

ニ 応援を必要とする活動内容

ホ その他必要な事項

(イ) 新宿区防災行政無線による広報

「第6章 第6節 3 広報及び広聴活動」(P.200) 参照

(3) 地域の防災組織との協力体制

ア 区は、町会や自治会などを主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災区民組織、事業所の防災組織等に対しても、組織の充実、連帯協力の強化を図る。

イ これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。

(ア) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区その他関係機関に連絡すること

(イ) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。

(ロ) 震災時における広報広聴活動に協力すること。

(ハ) 震災時における出火の防止及び初期消火に関し協力すること。

(ニ) 避難誘導、避難所内避難者の救助業務に協力すること。

(ホ) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。

(ヘ) 被災状況の調査に協力すること。

(ニ) 被災区域内の秩序維持に協力すること。

(ケ) 罹災証明書交付事務に協力すること。

(コ) その他の災害応急対策業務に協力すること。

(4) 民間団体との応援協力

都及び区並びに関係防災機関は、その所掌事務に関係する民間団体に対し、震災時に積極的協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

(5) 各機関の経費負担

国から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府

県、他市町村から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

3-3 都との相互協力

区は、平素から都と災害対策上必要な連絡を密にし、災害時には一層の連絡強化に努めるとともに、協力して応急対策の円滑な実施を図るものとする。

- (1) 区長は、災害が発生し、区の能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、都知事に対して応援（職員の派遣を含む。以下同じ。）又は応援のあっせんを求めるものとする。また、区長は、都知事に応急措置等の実施を要請することができる。
- (2) 都知事より、他の区市町村又は指定地方行政機関等に対する応援要請をされたときは、自らの応急措置に支障のない限り協力するものとする。
- (3) 区長が都知事に応援又は応援のあっせんを求める場合、都本部（総合防災部防災対策課）に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - ア 災害の状況及び応援を求める理由（災害の状況及びあっせんを求める場合はその理由）
 - イ 応援を希望する機関名
 - ウ 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - エ 応援を必要とする場所、期間
 - オ 応援を必要とする活動内容
 - カ その他必要な事項

3-4 他区市町村との協力

災害時における応急対策の万全を期するため、平素より他区市町村との協力体制確立に努めるものとする。

- (1) 協定締結地方公共団体との相互協力
「第5章 第5節 4 相互応援協力等」（P.155）に記載のとおり協定を締結している。
災害時の支援及び要請方法等は、各協定に基づき行う。
- (2) その他地方公共団体への要請等
災害対策基本法第67条の規定に基づき、他区市町村に対し応援を求め又は応援をする場合の要請事項等は概ね都に対する応援措置要請と同様とし、口頭又は電話等をもって要請し、後日文書によりあらためて処理する。

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第6節 具体的な取組（応急対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

【要請及びあっせん事項一覧表】

要請の内容	事項	備考
災害救助法の適用	「第12章 第6節 10 災害救助法の適用」(P.338) 参照	災害救助法
被災者の他地域への移送要請	1 移送を要請する理由 2 移送を必要とする被災者の数 3 希望する移送先 4 他地区に収容を要する予定期間 5 その他必要事項	
都に対する要請又はあっせん要請	1 災害の状況及び応援（応急措置の実施）を求める理由 2 応援を希望する物資・資材・機械器具等の品名及び数量 3 応援を必要とする期間 4 応援（応急措置）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要事項	災害対策基本法第68条
指定行政機関又は指定地方行政機関の職員及び地方公共団体の職員の派遣のあっせんを求める場合	1 派遣あっせんを求める理由 2 派遣あっせんを求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第30条
日本放送協会及び民間放送各社への放送依頼のあっせん	「第6章 第6節 3 広報及び広聴活動」(P.200) 参照	災害対策基本法第57条
指定地方行政機関の職員の派遣要請	1 派遣を求める理由 2 派遣を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	災害対策基本法第29条

3-5 公共的団体等への協力要請

区は、災害時に積極的協力が得られるよう「第5章 第5節 4 相互応援協力等」(P.155)に記載のとおり、協定を締結している。災害時の支援及び要請方法等は、各協定に基づき行う。

3-6 人的受援の調整

区は、「新宿区災害時受援応援計画」を策定し、国や他自治体等からの人的・物的資源を効率的に受け入れるための手順や体制等について明らかにしている（令和2年3月策定、令和6年度以降改定予定）。そのうち、人的資源の受援体制については、次のとおりとする。物的受援については、「第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進」（P.289）を参照。

(1) 災対総務部職員班による受援調整体制

応援要請団体からの職員等の受入を円滑に行うため、災対総務部職員班は受援担当として、区全体の受援に関する事項（ボランティアに関するものを除く）を総括する。

(2) 災対各部による受援調整

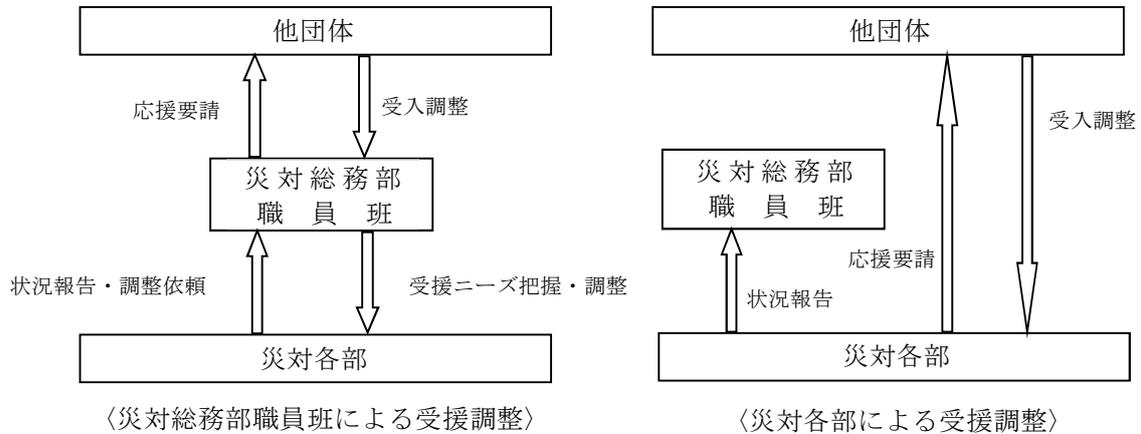
ア 災対各部は「業務担当窓口（受援）」を設置し、各班のニーズを取りまとめ、受援担当との調整を行う。

イ 専門性の高い業務で、災対総務部職員班での調整が非効率となる事項については、災対各部は直接都各局等と受援調整を行う。

ウ 災対総務部職員班が区全体の受援状況を把握するため、災対各部は受援業務及び他応援団体職員等の活動状況等について、災対総務部職員班に報告する。

エ 複数の部を超えて調整が必要な事項等は、災対総務部職員班で調整を行う。

【受援体制概念図】



第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第6節 具体的な取組（応急対策）

(3) 受援業務

災対各部で他団体の職員の応援が必要となることが予測される業務は、次の表のとおりとする。

ただし、被害や災害対応状況などによっては、必要に応じて表に記載されない業務についても、他団体へ応援要請する場合があります、それらの受援に関する事項については、災対総務部職員班が調整を行う。

ア 災対総務部職員班で調整する受援業務

	受援業務	業務の概要	所管部署
1	道路に関する業務	・道路の復旧、復興業務	災対土木部
2	避難所に関する業務	・避難所運営等の支援	各地域本部 災対教育部
3	物資に関する業務	・物資受入配分等の業務	災対総務部
4	健康・福祉・衛生に関する業務	・被災場所、避難所の衛生確保に関する業務 ・防疫活動 ・要配慮者に対する生活支援 ・福祉施設等の運営 ・避難所の食品衛生指導 ・食品、生活衛生及び動物愛護等の相談業務 ・飼育動物等の保護及び飼養管理等に関する業務	災対福祉部 災対子ども部 災対健康部
5	住宅・建築物等に関する業務	・住宅の応急修理等に関する業務 ・応急仮設住宅の供給（借上、募集） ・被災住宅の早期復興のための相談窓口業務 ・保安上危険な建築物の調査、指導等の業務 ・仮設建築物の許可業務 ・建築確認申請の審査、検査業務	災対都市計画部
6	被害認定等に関する業務	・被害認定調査業務 ・罹災証明等に関する業務	災対地域部 地域本部を中心に 全庁体制
7	復興支援に関する業務	・災害復興計画の策定の支援	災対企画部
8	その他区災害対策本部の業務	・身元不明者の調査及び遺体の処理に関する業務 ・災害弔慰金等受付、支給業務	災対福祉部 災対地域部

※救助（捜索）活動に関する業務については災対総務部情報調整班（以下「情報調整班」という。）が調整する。

イ 各所管部署で調整する受援業務（※専門性の高い業務で、災対総務部職員班での調整が非効率となる業務）

	受援業務	業務の概要	所管部署
1	応急医療活動等に関する業務	・応急医療、救護等に関する業務 ・巡回健康相談等に関する業務 ・保健師が行う業務	災対健康部
2	災害時の廃棄物等に関する業務	・災害ごみ等の運搬、収集 ・災害がれき処理等に関する業務 ・し尿処理、トイレ対策等に関する業務	災対清掃部
3	建物、宅地等の危険度の判定に関する業務	・応急危険度判定に関する業務 ・被災宅地危険度判定に関する業務	災対都市計画部

(4) 都や相互応援協定等による受援

	受援業務	内容
1	都本部（人員調整部門）を通じた人的支援	区が都本部（人員調整部門）へ要請した場合、都は、都庁内各局や非被災区市町村に対して応援要請を行い、職員の派遣調整を実施するとともに、都本部（国・他縣市等広域調整部門）を通じ広域応援協定団体へ応援要請を実施する。ただし、業務の専門性が高い場合など、協定等で制度化された応援手続きがあらかじめ定めてある場合等は、この限りではない。
2	カウンターパート方式による応援	大規模な災害により被害が広範囲にわたる場合等には、被災自治体ごとに支援を担当する自治体（カウンターパート団体）が割り振られる。区が都本部（人員調整部門）に対して応援を要請した場合、都は、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村応援職員確保調整本部（以下「確保調整本部」という。）へ報告し、カウンターパート団体の調整を行う。区の支援を担当するカウンターパート団体が決定した場合、都本部（国・他縣市等広域調整部門）から決定通知があり、決定後の応援職員に関する具体的な調整は、区とカウンターパート団体で直接実施する。
3	プッシュ型による人的支援	災害発生時の人的支援は、被災区市町村からの要請に基づき行うことが原則であるが、被害状況等により要請を行えない場合、都本部（人員調整部門）は、区からの要請が無くても人的支援に係る総合調整を実施するため、区は必要に応じて受入れる。
4	災害時相互応援協定締結自治体、協定事業者、その他自治体等への人的支援の要請	区が相互応援協定を締結している他自治体への応援要請は、状況に応じて協定の趣旨に基づき実施する。その際、他の応援協定団体等と要請内容が重複しないよう調整する。

(5) 応援団体職員等の受入体制

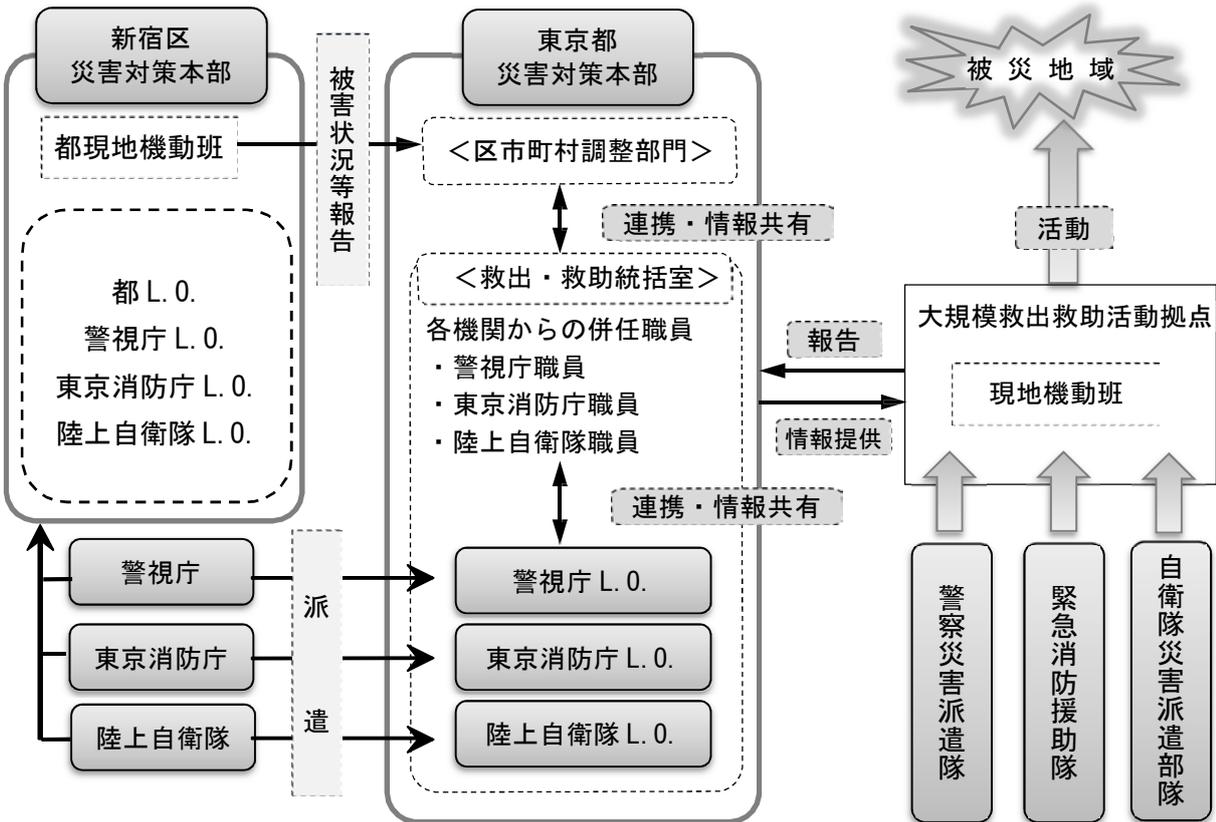
応援団体職員等を円滑に受入れるため、次の事項について調整等を実施する。

項目	内容
①待機場所（宿泊施設及び休息のための施設）	自己完結型で対応ができないことに備え、応援団体職員等が効率的な応援活動を行うため、1か所以上の施設を指定する。また、民間施設を待機場所として活用できるよう、協定締結やあっせん等の取組を進める。
②食料等の提供及び燃料の供給	応援団体職員等への食料等の提供及び燃料の供給については、原則として応援団体で準備することを依頼し、必要に応じて職員班が調整する。
③応援団体職員等の携行品等	被害状況や気候等を勘案し、応援団体職員等に携行を依頼する品目（食料、飲料水、寝具、救助資機材等）を決め、通知する。
④応援職員等への説明	応援団体職員等が被害認定調査など、個別の知識・技術などが必要となる支援業務に従事する場合、必要に応じ、あらかじめ災対各部が作成したマニュアル等により、事前の説明を行う。応援団体職員等に対する説明については、災対各部が実施する。

4 救出救助機関との連携

都は警察、消防、自衛隊から提供される情報を集約・共有し、各機関間の連携及び活動を支援する。区は、各機関が人命救助を第一とした災害応急対策活動を迅速に実施できるよう、都と緊密に連携を図り、情報を共有する。救出救助機関との連携は、原則として災対総務部情報調整班が行う。

【救出救助活動に係る関係機関との連携】



※L.O. : (Liaison Officer の略) 情報連絡員 (リエゾン)

5 自衛隊への災害派遣要請

区長は、地震等により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

自衛隊は、緊急性、非代替性、公共性を総合的に勘案し受理の判断を行う。

自衛隊の災害派遣方法

- 1 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、区長が応急措置を実施するため必要があると認めて、都知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて都知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- 2 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、区長から災害に関する通報を受け、又は部隊による収集その他の方法により入手した情報から、ただちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- 3 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- 4 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- 5 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- 6 防衛省の施設、又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合

5-1 派遣要請の手続等

(1) 都総合防災部への通報

区は、知事への要求に先立ち、被害の状況及び期待する自衛隊の活動内容を通報する。ただし、複数自治体にまたがる大規模災害時には、自治体ごとの通報は必ずしも必要としない。

(2) 自衛隊への依頼内容の決定

区、都総合防災部及び自衛隊の間において相互調整を迅速に実施し、依頼内容を明らかにする。

(3) 派遣要請に係る文書の作成

区は、都知事に対して可能な限り文書により要請を行う。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭により要請し、事後速やかに文書を送達する。

なお、災害派遣を要請しようとするときは、以下の事項を明らかにする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

(4) 緊急の場合の連絡先

部隊名等 (駐屯地名等)		連絡責任者	
		課業時間内	課業時間外
陸上自衛隊	第1師団司令部 (練馬)	第3部長又は同部防衛班長 電話(3933)1161 内線238・239 FAX254 (都防災無線76611)	司令部当直長 電話(3933)1161 内線207・228 (都防災無線76615、76611)
	第1普通科連隊 (練馬)	第3科長又は運用訓練幹部 電話(3933)1161 内線513・516 FAX:740	部隊当直司令 電話(3933)1161 内線734

5-2 災害派遣部隊の受入態勢

自衛隊の災害派遣が決定、又は実施された場合、区は次の事項に留意して、派遣部隊の活動が十分に行われるよう受入態勢を整える。

(1) 連絡員の受入れ

連絡調整のため早期に派遣される連絡班（連絡幹部を含む2から3名）を区役所（災害対策本部）に受入れ、被災状況に関する情報交換を行うとともに、救援活動の実施要領、作業計画、派遣部隊の進出経路、活動拠点及び宿泊場所等について直ちに必要な調整を行う。

(2) 作業計画及び資機材の準備

派遣を要請した場合、応援を求める作業（救援活動内容）について速やかに作業計画を調整・策定するとともに、必要な資機材の確保に努め、派遣部隊到着後、速やかに作業を開始できるように準備する。

(3) 他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

区長は、自衛隊の活動が他の機関と競合重複しないよう重点的効率的な作業を分担するよう配慮するとともに、可能なかぎり区職員を同行派遣する。

(4) 派遣部隊の活動拠点

災害応急措置に必要な期間、区立施設を利用することができる。なお、活動拠点の選定にあたっては避難者の避難生活の状況等に配慮する。

(5) 住民の協力

派遣部隊の活動に対し、周辺住民の積極的な協力を求める。

5-3 災害派遣部隊の活動範囲及び活動内容

(1) 災害派遣部隊の行う救援活動の目的

災害派遣部隊は、危険な状態にある多数の人命を救助し、被災者を混乱から回復し勇気づけるとともに、関係機関の機能を早期に回復して、その復旧活動の端緒を開き、国民の生命及び財産の保護に寄与することを目的として、人命救助を最優先とした各種救援活動を行う。

(2) 救援活動全般の方針

陸上自衛隊第1普通科連隊（練馬）は、発震後、速やかに東京都23区に対する即時救援活動を実施する。

その後、引き続き応急救援活動を行い、状況の推移に応じ、所要の部隊の増援を受け、被災地域の応急復旧及び民生支援を主体とする組織的救援活動に移行する。この際、道路の緊急道路障害物除去・港湾及び埠頭の応急復旧・関係機関に対する支援を、対処可能な部隊（支援・増援部隊を含む。）をもって継続的に実施する。

(3) 平時及び発震時の連絡調整

ア 陸上自衛隊第1普通科連隊（練馬）が担任する。発震後、状況により上級部隊（方面総監部、師団司令部等）が一元的に実施することがある。

イ 発震後、直ちに連隊から連絡班（連絡幹部を含む2から3名）を区役所（災害対策本部）に派遣し、所要の連絡調整及び情報収集に当たらせる。

また、偵察班（状況に応ずる編成）を派遣し、所要の情報収集を行う。

(4) 各種救援活動の基準及び内容

以下は、国及び都との調整に基づき、被災地全域に対して行う可能性のある活動を網羅したものであり、被災地の状況により、活動の内容、程度等は異なる。

ア 即時救援活動

緊急の事態にある人命の救助を重視し、次の内容により実施する。

(ア) 救出・救護

- ア) 倒壊家屋、崖崩れ等からの救出
- イ) 火災現場からの救出
- ウ) 津波による漂流者の救出・捜索（沿岸部）
- エ) 交通（鉄道・高速道路等）途上の被災者の救出
- オ) 倒壊家屋・落下物等による負傷者に対する応急救護

(イ) 避難の救助

- ア) 火災・有毒ガスの発生、堤防の決壊、余震等に関する情報の収集・伝達
- イ) 避難者の誘導及び輸送
- ウ) 消火活動又はその支援

イ 応急救護活動

即時救援に引き続き、放置すれば生命に危険が及ぶ状態にある孤立者・傷病者に対する救出・救護を重視し、次の基準により実施する。

(ア) 人命救助

- ア) 倒壊家屋、地下街、水没地域等にとり残された孤立者の救出
- イ) 災害による行方不明者の捜索・救出
- ウ) 緊急患者・医師・救援物資等の輸送
- エ) 消火活動又はその支援

(イ) 二次災害の防止（火災・爆発等の再発、浸水地域の拡大、余震等による死傷者の発生防止）

- ア) 決壊した堤防の締切、土のうの作成・運搬・積み込み等の水防活動
- イ) 火薬類・爆発物等の危険物の保安措置及び除去（半壊建物の解体作業を含む）

第5章 広域的な視点からの応急対応力の強化

第6節 具体的な取組（応急対策）

り) 流出油のせき止め

(ウ) 民生支援（主として避難地域に集合した被災者を対象に、関係機関の準備する補給品・資材によることを原則として行う支援活動）

ア) 給水及び配水

イ) 炊飯及び給食

ウ) 避難者の輸送

エ) 救援物資の輸送・配分

ウ 組織的救援活動

被災者に対して必要最小限の生活環境を整備し、混乱からの回復を図るとともに、復旧活動への意欲を振起させることを重視し、次の基準により実施する。

(ア) 民生支援

ア) 給水・配水及び入浴

イ) 炊飯及び給食

ウ) 救援物資の輸送・配分

エ) 被災者等の輸送

オ) 防疫活動

カ) その他

(イ) 復旧支援

ア) 倒壊・焼失・浸水・埋没地域の整理

イ) 建築資機（器）材・応急施設資機材等の輸送

ウ) 道路又は水路等の障害物除去、応急橋りょうの設置

(ウ) 災害による行方不明者の捜索

(エ) その他

関係機関の行う遺体収容・搬送作業の支援等

エ 地震発生後、派遣の終始を通じて行う救援活動

(ア) 道路の緊急道路障害物除去、港湾及び埠頭の応急復旧

災害発生の範囲、程度特に人口密集地域における被災状況と道路被害状況を勘案し、即時救援活動、あるいは組織的救援活動の段階から、救援道路及び幹線道路の応急道路障害物除去及び港湾・埠頭の応急復旧を行い、迅速かつ大規模な救援活動の基盤を確立する。

(イ) 関係機関等に対する支援

地震発生直後から、関係機関の機能の早期回復及び組織的・効率的な救援活動のため、主として以下の継続的な支援を行う。

ア) 被災状況等の情報収集・提供及び伝達

イ) 通信及び連絡手段の確保（通信支援）

ウ) 災害対策関係者の輸送等

エ) 関係機関の機能回復のための諸作業

(ウ) 救援物資の無償貸与又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」に基づき、救援物資を無償貸与又は譲与する。

【災害派遣部隊の活動内容】

区分	活動内容
都の域内を担当する組織	1 陸上自衛隊第1師団司令部（第1普通科連隊） なお、災害の規模が甚大で、第1師団のみでは対応できない場合には、東部方面総監部が担当する。 2 海上自衛隊横須賀地方総監部 3 航空自衛隊作戦システム運用隊
被害状況の把握	車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	避難指示等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	安否不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路又は水路等の障害物除去	道路もしくは水路等が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊及び法律相談等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて火薬類、爆発物及び有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。
その他臨機の措置等	1 その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 2 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

第2編
第1部
震災対策計画
施策ごとの具体的計画

第5章
広域的な視点からの
応急対応力の強化

第2編
第2部
震災対策計画
災害復興計画

5-4 災害時臨時離着陸場候補地

【災害時臨時離着陸場候補地】

名称	所在地	着陸展開面	適否		
			OH-6D	UH-1J	CH-47
明治神宮外苑軟式野球場	霞ヶ丘町明治神宮外苑	110m×100m	適	適	適
西落合公園少年野球場	西落合2-10	60m×50m	適	適	否
西戸山公園野球場	百人町4-1	70m×65m	適	適	否

※明治神宮外苑軟式野球場は、工事期間中（2024年～2036年予定）は使用不可

5-5 経費負担

自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた区が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は関係機関が協議して定める。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材（自衛隊装備品を除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁、曳船等の使用及び借上料
- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費・電話料等
- (4) 天幕等の管理換に伴う修理費
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、区と自衛隊で協議する。

5-6 派遣部隊の撤収要請

区長は、自衛隊災害派遣の目的を達成したとき、又はその必要がなくなったとき、派遣部隊の撤収を要請する。

6 他自治体への応援

区では、令和2年3月に「新宿区災害時受援応援計画」を策定し、被災自治体への応援体制を整備している。被災自治体への応援については、特別区長会を通じて実施する応援、都による調整を通じての応援、相互応援協定に基づく応援が想定される。区では、職員派遣については災対総務部職員班が、物資提供等については、災対総務部物資調達輸送班がそれぞれ連絡調整窓口として対応を行う。

第6章 情報通信の確保

第1節 現在の到達状況

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

区は新宿区防災行政無線網を、防災関係機関、区の出先機関等との間に整備するとともに、高所カメラを設置している。併せて、防災行政無線を補う通信手段として、衛星携帯電話を区の出先機関等に配備した。また、都は、区市町村、防災関係機関等との間に、東京都災害情報システム（DIS）を整備している。

区は、災害情報システム（DIS）に接続し、情報の相互伝達を行う体制を整えている。

2 住民等への情報提供

区は、ホームページ、電子メール、X（旧 Twitter）等を活用した区民への情報提供や報道機関への情報提供体制を整えている。令和5年度には、自力で情報を取得することが困難であったり、避難に時間を要する区民向けに、280MHz 帯戸別受信機（防災ラジオ）を無償で貸与し、災害時の行動決定の一助としている。

3 住民相互の情報収集・安否確認等

通信事業者による安否確認サービスの提供とともに、安否確認方法の普及啓発を実施している。

第2節 課題

【被害想定】

（東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月））

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
固定電話不通率	0.4%	0.4%
停電率	3.5%	3.7%

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡体制

震災時に、電話、FAX 等の通常の通信手段の機能が大きく低下し、区、都等の行政機関内部における情報連絡、協力機関等との情報連絡が影響を受ける。

その結果、情報の一元化がスムーズに行われなくなり、区内の被害状況や各部における対応状況について、全容が把握できず、その後の応急・復旧活動に支障が生じ得る。

2 住民等への情報提供

新宿区公式ホームページへのアクセス集中により、閲覧に時間がかかる等の問題が生じることや、防災行政無線による音声内容が場所によって聞き取りにくい等確実に情報提供できる体制となっていないことから、他媒体の活用等により、適切な情報を迅速かつ確実に提供できる体制整備が必要である。

3 住民相互の情報収集・確認等

電話や携帯電話が通信規制によりつながりにくくなること等により、家族等の安否や鉄道等の公共交通機関の運行状況に関する情報が不足し、区民や帰宅困難者の冷静な判断を妨げるおそれがある。また、通信事業者が提供している発災時の安否確認ツールが、十分活用されていない。

第3節 対策の方向性

1 行政機関内の情報連絡、外部機関との情報連絡

防災行政無線や災害情報システムの機能拡充に加え、それを補完する多様な通信手段を配備するなど、行政機関内の情報連絡体制を確保する。また、防災行政無線、専用電話、衛星携帯電話、モバイル通信機器等の配備により、外部機関との重層的な連絡体制を構築する。

2 住民等への情報提供、報道機関との連携

災害情報システムの再構築、新宿区公式ホームページの機能強化、ソーシャルメディア・緊急速報メールなど多様な情報提供ツールの活用、鉄道事業者による情報提供により、区民への情報提供を推進する。また、災害情報システムを一層活用した効率的な情報共有と集計を実施し、報道発表を迅速化して報道対応の円滑化を図るなど、報道機関との連携を密にする。

3 住民相互の情報通信基盤の確保

通信事業者による安否確認手段の確保等により、帰宅困難者への情報提供を充実するほか、モバイル通信機器等の活用などにより情報通信の基盤強化と通信手段の多様化を図る。また、災害用伝言サービスの利用を促進する。

第4節 到達目標

1 情報通信設備の確保

初動態勢の強化に向けて、迅速かつ的確な判断・指示を行うための情報収集・処理システムを構築するとともに、地域における救出救護活動や円滑な避難誘導を支援するため、避難所情報、要配慮者安否確認情報等のシステムを適切に維持管理する。また、災害時における区民及び帰宅困難者に対する迅速な情報提供ができるシステムを整備する。

また、防災行政無線を補う新たな通信手段の導入等により、情報通信体制の強化を図る。

さらに、新宿区公式ホームページと東京都災害情報システム（DIS）、東京都防災ホームページ等との連携をさらに進めることにより、災害に関する情報の提供体制を強化する。

2 事業者やソーシャルメディアなどによる情報提供体制の整備

区役所内のみならず都や関係機関との災害情報の共有化を進めるとともに、区民に提供する災害情報の充実と報道体制の迅速化を図り、自助・共助における意思決定を支援する仕組みを一層強化する。

また、ソーシャルメディア・緊急速報メールなどの情報提供ツールを活用し、迅速な情報提供体制を整備する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 情報機器の整備

各関係機関がそれぞれの応急対策を的確に実施するためには、相互に緊密に連携し合い、正確な被害情報等の収集と伝達を行わなければならない。また、住民等の混乱を最小限にとどめ、秩序ある避難や応急対策等を実施するため、住民等に的確な情報を提供することが重要である。

そこで、区においては区本部の機能を強化し、迅速かつ的確な応急対策活動を実施するため、通信システム、情報処理システムからなる災害情報支援システムを導入し、防災関係機関との通信を円滑に行えるよう、無線による通信体系の整備を行っている。

1-1 通信機器の整備

(1) 防災行政無線の整備

ア デジタル移動系無線 260MHz帯

平成19年度に従来の800MHz帯地域防災無線から、260MHz帯デジタル移動系防災無線に更新を行った。デジタル化により双方向通信となり、電話と同様の通信が可能となった。また、音声通信のほか、ファクシミリ、データなど非音声系の通信機能も有している。

区では、令和5年6月現在で、区・警察署・消防署・避難所（区立小中学校等）・二次避難所（福祉避難所）・児童館等・医療機関・ライフライン機関の154箇所に無線局を設置している。

災害発生時においても、情報収集・発信が行えるよう非常電源設備の整備も行っている。

イ デジタル同報系無線 60MHz帯

区本部からの、避難指示などの災害情報を区民及び防災区民組織等に伝達するため、平成22年度から平成23年度で、デジタル化整備工事を実施し、令和5年6月現在、屋外拡声子局102局及び戸別受信機427台を整備している。

(2) 280MHz帯同報無線システムの整備

区が、災害時の避難行動に支援を必要とする災害時要援護者等に対して、災害情報を確実に伝達するため、インターネットを介さない新たな手段として、280MHz帯同報無線システムを令和4年度に整備し、令和5年度から運用を開始した。

(3) 携帯電話の活用

携帯電話を、災害発生時の通信手段として、区本部の構成員等に配備している。また、各所属が契約する携帯電話を、災害時優先携帯電話として指定し、活用していく。

1-2 災害情報システム

災害情報システムは、各特別出張所に設置したデータ端末から入力した被害・措置等に関する情報をコンピュータで集計処理し、区本部の表示板に表示して災害対策の検討・審議に資するほか、各特別出張所に設置したデータ端末に伝達して情報の共有化を図るものである。なお、データの通信手段は、有線回線又はデジタル移動系防災無線により行う。平成26年度には、災害応急活動拠点や避難所への端末整備を行った。今後も、迅速・確実な情報収集体制の整備に努める。

1-3 都防災行政無線の整備

都は、地震等災害時における被害情報の収集、伝達、その他の連絡のため、各区市町村、警視庁、消防署、防災機関などに防災行政無線網を整備している。この防災行政無線には、電話、ファクシミリ、災害情報システム（DIS）、画像伝送システム端末が導入されている。

なお、区においては、都防災行政無線を本庁舎に設置しているが、無線局が被災した場合に備え、区立防災センターに衛星通信設備を設置している。

また、都は、災害情報システム（DIS）を再構築し、被害情報等を迅速かつ正確に収集・一元化・分析し、応急対策へ活用することを目的とし、地理情報システム機能のほか、SNS分析ツール等、最新の情報通信関連技術を活用している。

1-4 地震計の整備

地震時の初動活動を行うためには、ある程度の面的な広がりをもった震度に関する情報が必要である。そこで、区では東京都地震計ネットワークシステムと連動した地震計を整備しており、現在、区で観測される地震は、リアルタイムで都に配信している。

1-5 気象情報の収集

区では、台風・大雨・地震等の被害発生に備え、正確かつ迅速な活動体制の確立を図るため、民間業者と委託契約を結び、最新の気象情報をいち早く収集し、新宿区公式ホームページを通じて広く区民に公表している。また、区民向けに新宿区防災気象情報メールシステムを整備し、登録された携帯電話等のアドレスに気象情報等を配信している。

1-6 緊急時職員参集システム

区では、迅速な初動態勢の確保を目的として、電子メールを利用した緊急時職員参集システムを整備している。

1-7 緊急地震速報

平成20年9月、区役所本庁舎及び防災センターに導入した。平成21年度には区立小中学校及び区有施設への整備を完了し、運用している。

1-8 全国瞬時警報システム

国は、平成19年2月より、全国瞬時警報システム（J-ALERT）の運用を開始し、気象庁から発信される気象関係情報（緊急地震速報、津波警報など）や、内閣官房から送信される国民保護*のための有事関係情報（弾道ミサイル情報など）を、人工衛星を利用して地方公共団体に送信し、区市町村の同報系防災行政無線を自動で起動させ、住民に瞬時に伝達することとしている。

区は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用し、区民に地震や津波警報等の情報、弾道ミサイル情報等を伝達する。

※ 国民保護については、「第4編 大規模事故等対策計画 第1部 第1章 計画の前提」（P.459）参照。

2 情報連絡体制の整備

2-1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

区は、都本部との情報連絡体制を構築するほか、電気・ガス事業者や交通運輸機関などの生活関連機関など、関係防災機関との情報連絡体制の強化を図る。

2-2 住民等への情報通信連絡体制の整備

- (1) 区は、住民への情報提供体制を強化するため、通信施設の整備とともに、新宿区公式ホームページの充実や広報体制の強化、新聞社及び放送機関との連携体制の整備を図る。
- (2) 災害時の情報提供体制を強化するため、インターネット、SNS、緊急速報メール、Lアラート（災害情報共有システム）などを積極的に活用するなど、様々な情報提供手段を検討するとともに、住民に情報入手方法等を周知する。

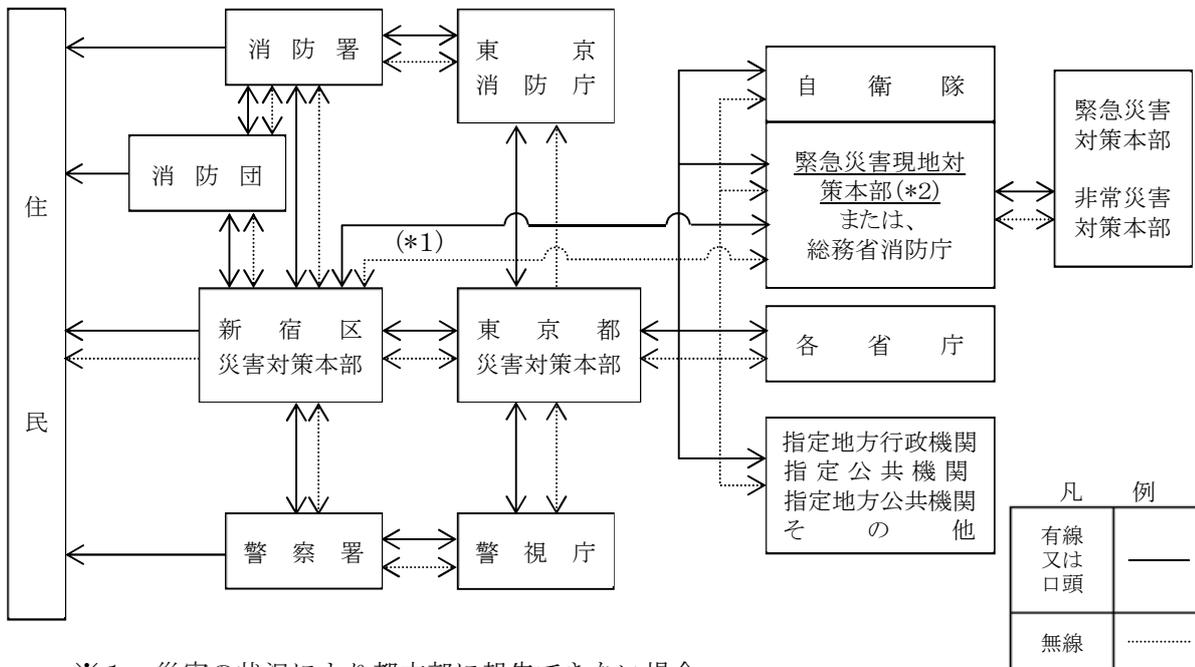
2-3 住民相互の情報連絡等の環境整備

災害時の住民の安否確認が取れる環境を整えるとともに、区民が事前にその方法を熟知できるよう周知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備する。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 防災機関相互の情報通信連絡体制（警報及び注意報などの第一報）

【業務の手順】



※1 災害の状況により都本部に報告できない場合

※2 災害の状況により緊急災害対策本部が設置された場合

1-1 都

都は、災害原因に関する重要な情報について、気象庁、都各局、区市町村その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある都各局、区市町村、防災機関等に通報する。

災害が差し迫った場合で、緊急性や危険度が非常に高い場合においては、通常の通信連絡に加え、区市町村首長とのホットラインを活用する。

1-2 区

- (1) 都本部に対する情報連絡は、東京都防災行政無線を使用する。
- (2) 災害の状況により都本部に連絡することができない場合は、国の現地対策本部又は総務省消防庁等に対して直接連絡する。
- (3) 災害が発生するおそれのある異常な現象を発見した者又はその発見者から通報を受けた警察官もしくは海上保安官から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。
- (4) 災害原因に関する重要な情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに区域内の公共的団体その他重要な施設の管理者、住民の自発的な防災組織及び一般住民等に周知する。
- (5) 都及び区は、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」により、災害発生時

及び本部設置時には、放送要請による対応を行う場合があるほか、本部設置に至らない場合でも、区民等に対し放送事業所と連携した避難指示等に関する情報提供を行う。またインターネット、SNS等を積極的に活用するなど、より一層の災害対応を実施する。

具体的な対応については、「放送を活用した避難勧告等の情報伝達の申し合わせ」の内容による。

ア 実施機関

都、都内区市町村、東京都域又は都域を超える広域区域を事業区域とする各放送機関

イ 伝達する情報

- (7) 高齢者等避難
- (イ) 避難指示
- (ウ) 緊急安全確保
- (エ) 警戒区域の設定

1-3 警察署

警察署長は、異常現象を認知したとき、又は異常現象を発見した者から通報を受けたときは、速やかに区に通報する。

1-4 消防署（東京消防庁）

地震に起因する水防に関する情報を各消防署等から収集し、これを区及びその他の関係機関に通報するとともに、都・区民に周知する。

1-5 東京管区気象台（気象庁）

- (1) 震度5弱以上の揺れが予想された場合（または、長周期地震動階級3以上を予想した場合）に、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）（または、長周期地震動階級3以上を予想した地域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。なお、震度6弱以上の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、地震動特別警報に位置付けられる。
- (2) 東京管区気象台は、緊急地震速報の利用の心得などの周知・広報に努める。
- (3) 地震に関する情報を発表した場合は、気象情報伝送処理システム（アデス）及び提供システムにより、都、関係警察機関、報道機関等に伝達する。

1-6 NTT 東日本

- (1) 気象業務法に基づいて、気象庁からNTT 東日本に伝達された各種警報は、各区市町村及び関係機関に通報する。
- (2) 警報に関する通信は優先して取り扱う。

2 情報の収集・伝達

震災時の混乱した状況下で、いかに正確かつ迅速に情報を収集し伝達していくかは、その後の応急活動を進める上で重要な課題となる。区や各防災関係機関の円滑な応急活動や、被災地における住民のパニック等による混乱を防止する上でも、情報の収集・伝達及び広報活動は災害時の活動の基本となるものである。

2-1 通信連絡系統

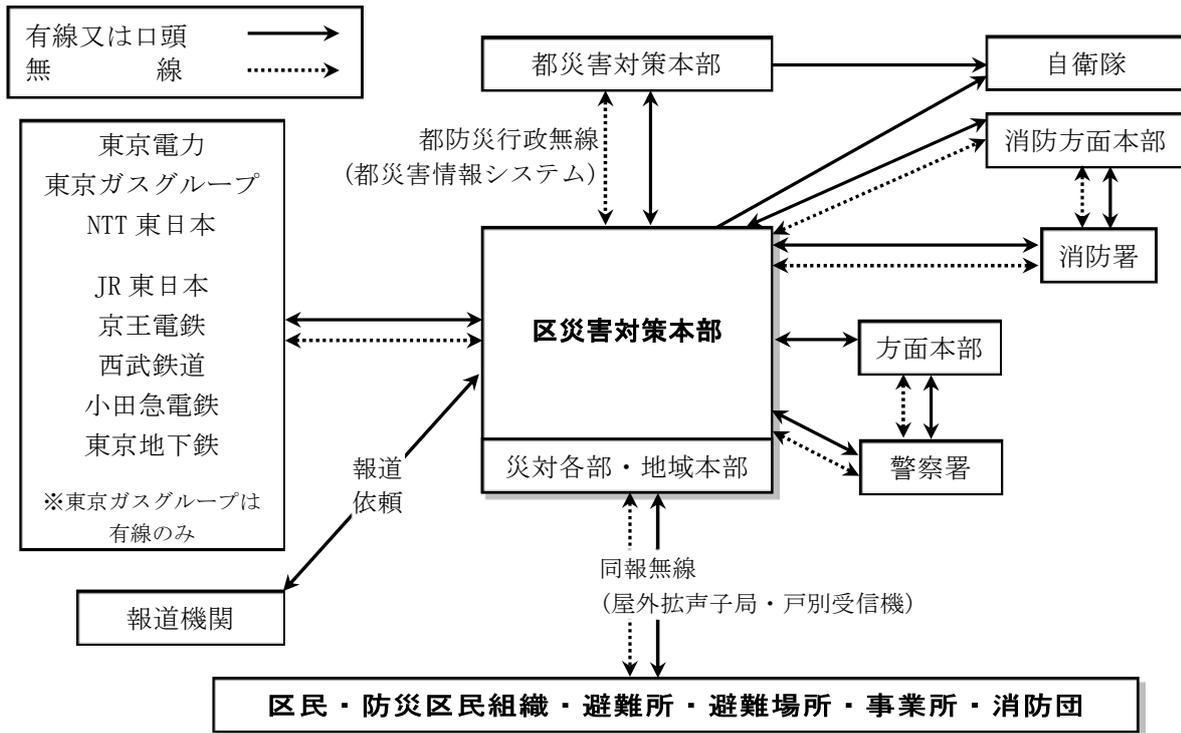
震災時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携のもと、災害に関する情報を的確かつ迅速に把握する必要がある。

本節では、震災時の区本部及び防災関係機関の連絡体制に関し、必要な事項を定める。

(1) 通信連絡体制

ア 震災時の情報連絡の流れは、次のとおりである。

凡 例



イ 連絡手段

主体	通信確保のための措置
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 都の設置した東京都災害情報システム（防災行政無線の電話、ファクシミリ、データ端末、画像端末等）等を活用し、都本部と直接情報連絡を行う。 2 防災行政無線、災害情報支援システム、区イントラネット及びインターネットを基幹とし、その他の手段も活用して、都及び防災関係機関並びにその他重要な施設の管理者等との間に通信連絡システムを整備し、災害時の通信を確保する。
NTT 東日本	<p>災害時における通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図るため、臨機に次の措置をとる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 臨時回線の作成、中継順路の変更等の通信確保の措置をとるほか、必要に応じ災害応急復旧用無線電話機等の運用、臨時公衆電話の設置等を行う。 2 震災時は、通常の何十倍もの電話が殺到するが、防災機関が行う救助、復旧活動に必要な重要通信を確保するため一般の電話や電報を制限する。 3 震災時優先電話の措置をとる（公共機関・防災機関・報道機関等）。非常・緊急電話は、通信事業法等の定めるところにより、一般の手動電話又は電報に優先して取り扱う。 4 警察、消防、鉄道通信その他の諸官庁が設置する通信網との連携をとる。

(2) 連絡体制

区防災行政無線及び災害情報システムを中心とした通信連絡体制は次のとおりとする。

ア 区の通信連絡窓口

(ア) 区本部設置後の通信連絡窓口

区本部への通信連絡は、災対総務部情報調整班が担当し処理する。

(イ) 区本部設置前の通信連絡窓口

区本部が設置されるまでの間、区への通信連絡は、特に定める場合を除き通常の勤務時間内においては危機管理課が担当し、通常の勤務時間外の夜間、休日においては防災対策要員が担当する。

イ 防災関係機関の通信連絡窓口

区本部から防災機関に対する通信連絡は、区防災行政無線その他の手段により「第5章 第6節 3 相互応援協力」(P.170)に定める連絡担当者に対して行う。

ウ 情報連絡員の派遣

災害の状況により区本部と直接連絡する必要があるときは、各機関は、区本部の要請、又は自らの判断により区本部へ情報連絡員の派遣等を行う。

2-2 震災時の情報収集・伝達

地震情報や被害情報、さらに応急活動を実施するための指示伝達等、震災時に必要となる情報については、迅速かつ正確に収集・伝達しなければならない。

(1) 地震情報等の受理・伝達

ア 地震情報の収集

区は、地震発生直後から、テレビ・ラジオ、防災無線、気象情報端末、インターネット等を通じて地震情報を収集する。

イ 地震情報の受理・伝達

地震情報について、都又は関係機関から通報を受けたとき、又は区が自ら知ったときは、直ちに区内の防災機関、重要な施設の管理者、防災区民組織等の公共的団体及び一般住民等に周知する措置をとる。

ウ 異常現象の通報

区は、災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者、又はその発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに都及び気象庁に通報する。

エ 津波情報等の通報及び周知

東京消防庁は、都からの通報に基づき、地震による津波等の発生のおそれがあるときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は都民に周知する。また、地震に起因する水防情報を各消防署等から収集し、これを都総務局及びその他の関係機関に通報するとともに、都民に周知する。

(2) 災害情報の収集・報告

ア 災害情報の収集

(7) 区は、次の事項を重点的に収集する。

ア) 区内の被害状況

イ) 区が実施した措置状況

ウ) 各機関の措置等の実施状況

エ) 災害発生の原因及び経過

(イ) 区、警察署及び消防署は、互いに連絡をとり、被害状況等の把握に努める。

(ウ) 防災関係機関は、所管する業務に関する被害の収集に努める。

(エ) 防災機関は、災害応急対策が終了したときは、上記に掲げる被害状況及び措置状況等について区長に報告する。

イ 初動期災害情報の種類と内容

情報の種類	災害情報の内容
1 警察情報	1 けが人、生き埋め者、死者数等の概括情報 2 道路交通情報・交通規制情報
2 消防情報	1 火災延焼情報・危険物漏えい情報 2 救助救急活動情報
3 都市施設関連情報	1 河川被害情報・道路橋りょう被害情報 2 崖崩れ、崩壊危険箇所情報
4 職員参集時収集情報	1 建物倒壊、火災等、区内の被害全体情報 2 避難等区民行動情報・避難所開設情報等
5 ライフライン情報	1 電気、ガス、水道、下水道、NTT 東日本、鉄道事業者からの被害情報と復旧情報
6 各部別情報	1 区役所内各部からの被害状況等の情報
7 出張所情報	1 各防災区民組織を経由した各地域での被害情報 2 職員が収集した被害情報

ウ 初動期災害情報の収集方法

情報の収集手段には、以下のものがある。

(7) 防災行政無線

- (イ) 消防無線
- (ロ) 携帯電話
- (エ) 電話回線（災害時優先電話・専用回線）及びFAX回線
- (オ) インターネット及び区イントラネットによる電子メール
- (カ) 高所カメラ等映像処理システム
- (キ) テレビ・ラジオ
- (ク) 防災区民組織による情報収集
- (ケ) 区職員による情報収集※

地震発生時には、有線系の情報手段が使用できなくなる可能性があることから、災害直後の対応に必要な初動期災害情報の収集手段は、防災行政無線等の無線系の情報手段を中心とした情報収集を行う。

※ 区職員による情報収集

区職員は、地震発生直後、出勤途上で周囲の情報を収集し、配属先に報告、各部署は防災行政無線等を通じて区本部へ報告する（「第5章 第6節 1-2 職員の参集・配置及びサービス」(P. 163) 参照）。

2-3 被害状況等の調査及び報告

区内の被害状況、被災者の実態について把握することは、各種応急対策の実施に不可欠である。

(1) 被害状況等調査の実施体制

ア 被害状況等調査体制

区内の被害状況や被災者（負傷者や避難者）に関する情報については、次のような体制で調査し、区本部に報告する。

(ア) 災対各部

災対各部は、分掌事務に関する被害状況について現地調査を実施するとともに、所管する施設（出先）からの報告をもとに被害情報を取りまとめ、区本部（災対総務部）に報告する。

(イ) 地域本部

各地域本部は、所轄する区域の被害状況について調査員を派遣し、調査結果を災害情報支援システムを通じて区本部（災対総務部）に報告する。ただし、システムの障害等により入力できない場合は他の方法による。

また、避難場所や避難所の避難者等の情報についても、その地区を管轄する地域本部が把握し、報告する。

イ 区本部における情報集約体制

(ア) 災対各部及び、各地域本部から報告された被害情報並びに関係機関からの情報は、災対総務部が集約する。

(イ) 災対総務部は、上記の情報を、区本部の被害情報として本部長に報告する。

(2) 被害状況等調査の実施

被害状況等の調査にあたっては、その判定結果が災害救助法の適用・実施等の基礎となるばかりではなく、被災者に対する各種給付、税の減免、貸付などに関わってくるため、客観性、公平性及び統一性を確保する。

第6章 情報通信の確保
第6節 具体的な取組（応急対策）

なお、都本部へ、被害状況等を報告する際に使用する被害程度の認定基準は、次表のとおりである。

※ 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別が把握できない場合は、とりあえず負傷者として報告する。

【被害程度の認定基準（都本部報告用）】

被害の種類		内容
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの、又は遺体を確認することはできないが死亡したことが確実な者とする。
	災害関連死者	当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）に基づき災害が原因で死亡したものと認められたもの（実際には災害弔慰金が支給されていないものも含めるが、当該災害が原因で所在が不明なものは除く。）とする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。
	重傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害のため負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みのものとする。
住家被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には住家の損壊もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも、又は住家の主要な構成要素（「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積20%以上70%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	大規模半壊	大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の50%以上70%未満、又はその住家の損害割合が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の30%以上50%未満、又はその住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。
半壊	住家半壊のうち、大規模半壊、中規模半壊を除くもの。具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上30%未満のも、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める被害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。	

被害の種類		内容
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の被害を受けたもので、具体的には、損壊部分はその住家の延焼面積の10%以上20%未満のもの、又は住家主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	※一部損壊	全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが、土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非住家被害	非住家	住家以外の建物でこの報告中他の被害個所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
その他	田の流出、埋没	田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
	田の冠水	稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	畑の流出、埋没及び畑の冠水	田の例に準じて取り扱うものとする。
	学校	学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する学校をいい、具体的には幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校における教育の用に供する施設とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
	橋りょう	道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用もしくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清掃施設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	電話	災害により通信不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点の戸数とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
ブロック塀	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。	

第6章 情報通信の確保
第6節 具体的な取組（応急対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第6章 情報通信の確保

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

被害の種類		内容
罹災世帯		災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
	罹災者	罹災世帯の構成員とする。
火災発生件数		地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。
被害金額	公立文教施設	公立文教施設公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都立施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	災害中間年報及び災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については査定済額を記入し、未査定額（被害見込額）はカッコ外書きするものとする。	
	公共施設被害市町村	公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
備考欄には、災害発生場所、災害発生年月日、災害の種類及び概況、消防機関の活動状況その他について簡潔に記入するものとする。		

※ 都本部報告用の項目であり、罹災証明用の項目とは異なる。

(3) 都本部への被害状況等の報告

都本部（本部を設置しないときは応急対策本部）への報告は、災害が発生したときから、当該災害に関する応急対策が完了するまで、次の要領により行う。なお、家屋の倒壊や火災が多発する災害が発生した場合及び災害対策基本法第53条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国（総務省消防庁）に報告する。

ア 報告すべき事項

- (7) 災害の原因
- (イ) 災害が発生した日時
- (ウ) 災害が発生した場所又は地域
- (エ) 災害対応体制
- (オ) 被害状況（被害程度は、認定基準に基づき報告する。）
- (カ) 災害に対して既にとった措置（前記(エ)を除く。）

災害応急対策について、区がとった措置、日時、場所、活動人員、使用資機材等を明らかにして報告する。なお、災害救助法が適用された場合、法に基づく救助措置について、所定の報告事項をそれぞれ都主管局に報告する。

- (キ) 災害に対し今後とろうとする措置（前記(カ)に準じて報告する。）

(ク) 災害救助法適用の要否及び必要とする救助の種類

(ケ) 災害対策に要した費用の概算額及びこれに対する予算措置

災害救助法に基づく救助費の概算額は、所定の様式に従い、それぞれ都主管局に報告する。

(コ) その他必要事項

イ 報告の方法

東京都災害情報システム (DIS) の入力による。ただし、東京都災害情報システム (DIS) の障害等により入力できない場合は、防災行政無線、電話、FAX など、あらゆる手段により報告する。

ウ 報告種類・期限等

報告の種類、期限等は、次のとおりとする。

報告の種類		入力期限	入力画面
発災通知		即時	被害第1報報告
被害措置概況速報		即時及び都が通知する期限内	被害数値報告 被害箇所報告
要請通知		即時	支援要請
確定報	災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	被害数値報告
	各種確定報告	同上	被害箇所報告
災害年報		4月20日	被害数値報告

エ 災害救助法に基づく報告

災害救助法に基づく報告については、「第12章 第6節 10 災害救助法の適用」(P. 338)に定めるところによる。

3 広報及び広聴活動

震災時には、住民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を防止し適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。このため、区及び防災関係機関は、一体となって迅速かつ適切な広報活動を行う。

また、速やかな復旧を図るため、区及び各防災関係機関において広聴活動を展開し、被災住民の動向と要望事項の把握に努めるものとする。

3-1 区の広報活動

区は、地震が発生し、又は発生するおそれがあるときは、各防災機関と密接な連絡を図り、時間経過ごとに、次の事項を中心に広報活動を実施する。

(1) 広報内容と手段

1 災害発生直後～

災害発生直後は、主にマスコミと連携し、広範囲かつ迅速に広報を行う。

広報内容	対象	手段
1 区民の混乱防止情報 (1) 発生した災害の情報 (2) 概括的被害情報 (交通、ライフライン等) (3) 救援活動情報 (4) 二次被害防止情報 (含火災予防情報) (5) デマ情報への注意 (6) 避難情報・行政の対応状況 (7) 遺体収容所情報 2 生存関連情報 (1) 医療情報 (2) 飲料水・食料の物資情報	全区民及び 区内の 帰宅困難者等	1 同報系防災行政無線による区からの直接広報 2 広報車による広報 3 テレビ、ラジオや新聞等マスコミを使ったパブリシティ活動による広報 4 災害広報紙の避難所への掲示・避難者への配布 5 インターネットやSNS、ケーブルTVを活用した文字情報による広報 6 緊急速報メールによる広報

2 生活の再開時期～

生活の再開の程度には様々な段階があることから、各段階で提供する情報を各種の広報手段と組み合わせ、それぞれの対象者に広報を行う。

広報内容	対象	手段
1 第1段階 (1) 生活関連情報 ア ライフライン復旧情報 イ 交通及び道路情報 ウ 生活の基礎情報 (商店及び風呂等) エ 教育関連情報 オ 医療情報 カ 各種相談窓口情報 (2) 行政施策情報 2 第2段階 通常生活再開のため、通常の行政サービスに関する	1 生活関連情報は、避難者及び避難所外の区民 2 各種行政情報は、避難者、避難所外の区民に加え、区外避難者	1 避難者 (1) 避難所への災害広報紙の配布 (2) 同報系防災行政無線のアナウンス (3) 広報車による広報 (4) 避難所の掲示板への掲示(避難所への情報伝達手段としては、同報系防災行政無線、FAX、インターネット等) 2 避難所外の区民 (1) 広報紙の拠点配布 (2) 広報車による広報 (3) マスコミへの情報提供

<p>情報も必要になる。 3 第3段階 (1) 避難所や仮設住宅等の避難者向け情報 (2) 通常生活に戻った区民向けの情報</p>		<p>(4) FAX サービス (5) ケーブルTVによる広報 (6) インターネット (7) SNS 3 区外避難者 (1) FAXサービス (2) マスコミへの情報提供 (3) ケーブルTVによる広報 (4) インターネット (5) SNS</p>
---	--	--

(2) 報道機関への発表

ア 災害に関する情報及び災害応急対策に関する事項等は、災対総務部長が事項の軽重、緊急性等を検討したうえで、報道機関へ発表する。

イ 日本放送協会及び民間放送各社への放送依頼を行う場合は、都本部に対して次の事項を明らかにして、あっせんを要請する。

- (ア) 放送要請の理由
- (イ) 放送事項
- (ウ) 希望する放送日時及び放送系統
- (エ) その他必要な事項

(3) 要配慮者への広報

通常的手段で広報活動を行うと、一部の区民は必要な情報を受け取ることができないおそれがあるため、特別な手段を講じる必要がある。

ア 障害者

聴覚障害者に対しては、文字情報（FAX・広報紙・ケーブルTV）による広報とともに、テレビの広報番組に手話通訳をつける等の手段を講じる。

視覚障害者に対しては、ラジオ・テレビ・広報車による巡回等で繰り返し情報提供を行う。また、各種障害者支援団体やボランティア団体と連携し、これらの団体を通じての情報提供を行う。

イ 外国人

外国人への情報伝達を行うため、広報内容を外国語でも表現し、既存のネットワークや外国人コミュニティ、ボランティア等の協力を得て広報を行う。

3-2 安否情報の提供について

災害対策基本法第86条の15において、区は、家族等から被災者の安否情報の照会があったときは、被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で、家族等に回答できる旨が規定された。これを受けて、区は、同法の定めるところにより、安否情報の提供を実施する。

3-3 防災関係機関の広報活動

(1) 各機関の広報活動一覧

機関名	内容
警察署	<p>被害状況の情報等を速やかに広報し、避難を必要とする情報、混乱防止及び人心の安定を図るための情報等を発信する。</p> <p>1 広報事項</p> <p>(1) 避難を必要とする情報</p> <p>(2) 余震、津波等気象庁の情報</p> <p>(3) 地域の被害状況、被害の拡大予想及び復旧の見通し</p> <p>(4) ライフライン等の被害状況及び復旧見通し</p> <p>(5) 主要道路・高速道路・橋の被害状況及び復旧見通し</p> <p>(6) 交通機関の被害状況及び復旧の見通し</p> <p>(7) 交通規制の実施状況及び渋滞情報</p> <p>(8) 被災地域・避難場所等に対する警戒状況等</p> <p>(9) その他混乱防止等を図るための情報</p> <p>(10) デマ情報・流言打ち消し情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 警察官による拡声器等を利用した広報</p> <p>(2) 交番又は駐在所の放送設備を利用した広報</p> <p>(3) パトカー、白バイ、広報車によって行い、必要に応じて本部に要請しサインカー、ヘリコプター、警備艇による広報を行う。</p> <p>(4) 看板（交通情報板）等の広報資器材の提示等による広報</p> <p>(5) ホームページ等</p>
消防署	<p>災害時においては、災害に関する情報を収集し関係機関と協力して次の事項に重点をおいて、適時実情に即した広報活動を実施する。</p> <p>1 広報内容</p> <p>(1) 出火防止、初期消火の呼びかけ</p> <p>(2) 救出救護及び要配慮者（高齢者・身体障害者・難病患者・乳幼児・妊産婦等）への支援の呼びかけ</p> <p>(3) 火災及び水災に関する情報</p> <p>(4) 避難指示等に関する情報</p> <p>(5) 救急告示医療機関等の診療情報</p> <p>(6) その他住民が必要としている情報</p> <p>2 広報手段</p> <p>(1) 消防車両等の拡声装置等</p> <p>(2) 消防署・消防団及び町会の掲示板等への掲示</p> <p>(3) テレビ、ラジオ等報道機関を介しての情報提供</p> <p>(4) ホームページ・SNS・消防アプリ等を活用した情報提供</p> <p>(5) 消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア、自主防災組織を介しての情報提供</p>
都水道局	<p>災害において断水が発生した場合、広報車等により、断水地域の住民に対し被害、復旧、応急給水等の状況等を適時適正に広報する。</p> <p>1 水道施設の被害状況及び復旧見込み</p> <p>2 災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水実施状況</p> <p>3 水質についての注意</p> <p>4 その他必要事項</p> <p>5 区民への協力要請</p>

機関名	内容
都下水道局	<p>発災時においては、被災地や近隣地域の住民に対し、都本部との連携により、下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等を広報する。</p> <p>(広報体制)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報道発表については都本部を通じて行うことを基本とする。 ・地域広報は、各下水道事務所等が地元区市町村と連携して行う。 <p>(広報手段)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都本部を通じた報道発表 ・下水道局公式ホームページによる掲示 ・下水道局公式 X (旧 Twitter) による配信 ・区市町村が有する防災行政無線等の利用 ・関係部、下水道事務所の掲示板等を使った掲示
都交通局	<p>災害が発生した場合の広報活動としては、旅客及び報道機関に対して、災害の状況、運転状況、復旧の見込み等についての情報を提供し混乱防止を図るとともに、必要な協力要請を行う。</p> <p>1 地下鉄 都営地下鉄の利用者に対しては、各駅で構内放送等により行うほか、掲示により行う。また、連絡運輸機関等に状況を連絡し、旅客に対する広報を依頼する。</p> <p>2 都電 都電の利用者に対しては、営業所から各停留所の放送設備を利用して行うほか、乗客に対しては、乗務員が車内放送により行う。</p> <p>3 都バス 都バスの利用者に対しては、バスターミナル等に掲示を出すほか、車内客に対しては、乗務員が車内放送により行う。</p>
東京電力	<p>1 広報活動 災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況についての広報を行う。 また、公衆感電事故、電気火災を防止するため次の広報活動を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。 (2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社に通報すること。 (3) 切れた電線には絶対にさわらないこと。 (4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。 (5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。 (6) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、および電気工事店などで点検してから使用することを推奨する。 (7) 屋外に避難するときは、ブレーカー又は安全器を必ず切ること。 (8) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。 (9) その他事故防止のため留意すべき事項。 <p>2 広報の方法 広報については、テレビ、ラジオ（ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関及びホームページ等を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。</p>

第6章 情報通信の確保
 第6節 具体的な取組（応急対策）

第2編 震災対策計画
 第1部 施策ごとの具体的計画
 第6章 情報通信の確保

第2編 震災対策計画
 第2部 災害復興計画

機関名	内容
JR 東日本	<p>被災線区等の輸送状況、被害状況等を迅速かつ適切に把握し、旅客等に周知・案内を行い、テレビ・ラジオ・ホームページ等のマスコミを通じて、情報の提供に努める。</p> <p>1 報道機関への情報提供 各報道機関への情報提供は、本社及び首都圏本部の対策本部が対応に当たる。</p> <p>2 駅における広報案内 (1) 旅客の不安感を除き、動揺・混乱を防止するため、災害規模、被害範囲駅周辺や沿線の被害状況、列車の不通線区や開通見込み等を掲示や放送により行い、鎮静化に努める。 (2) 避難を行う場合は、社員が避難場所等安全な場所を案内するように努める。</p> <p>3 乗務員の広報案内 (1) 乗務員は、輸送指令から災害の規模、被害状況、運転再開の見通し等の指示を受け、放送等により案内を行い、旅客の動揺・混乱防止に努める。 (2) 避難を行う場合は、具体的な避難方法等を示すとともに、二次災害を防止するため、乗務員の指示に従った行動を行うよう案内する。</p>
各通信事業者	<p>1 通信の疎通状況、利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行う。</p> <p>2 以下の措置等を行ったときは公式ホームページのほか、報道機関、自治体との協力により広報を実施する。(NTT 東日本) (1) 公衆電話の無料化 (2) 災害時用公衆電話の開設 (3) 避難所 Wi-Fi 等の開設 (4) 料金減免</p> <p>3 行政機関と連携し、区民、事業者及び帰宅困難者に災害情報、一時滞在施設等の情報提供を行う。</p> <p>4 災害伝言ダイヤル、災害伝言板等の安否確認サービスの利用を呼びかける。</p>

機関名	内容
東京ガスグループ	<p>災害時には、供給区域全域を供給停止することなく被害の程度に応じてブロックごとに供給を停止するが、ガスによる二次災害事故の防止、区民の不安除去のため、消防署、警察署、報道機関等に協力を要請し、あらゆる手段を尽くして被害地区におけるガス機器の使用上の注意事項、ガス供給状況、供給停止地区の復旧状況や見通し、マイコンメーター（ガスメーター）復帰方法、ガス機器の使用上の注意事項について広報する。</p> <p>広報手段は、ホームページ・SNS・インターネット及びテレビ・ラジオ・新聞等の広報媒体等とする。</p> <p>1 地震発生時には</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ガスのにおいがする場合は、火気使用は厳禁であること。 (2) 換気扇やスイッチの操作は行わないこと（火花によって、爆発が起こる原因ともなるので避けること）。 (3) ガス臭い場合は東京ガスグループにご連絡を頂くこと。 (4) 可能な場合は、ガス栓を全部閉めること。 (5) 可能な場合は、ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。 <p>2 マイコンメーター（ガスメーター）が作動してガスが出ない場合 安全を確認した上で</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 全てのガス器具のガス栓（器具栓）を閉じる。 (2) 上部の（蓋がある場合は、丸い蓋を外し、中の）ボタンをしっかりと押し、ランプの点灯を確認する。 (3) 操作終了後3分間はマイコンによる漏えい検査のため、ガスを使用しないこと。 <p>3 供給を停止した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) ガス栓を開いてもガスが出ない場合は供給停止しているので、ガス栓、メーターガス栓を閉じ、東京ガスグループから連絡があるまで待つこと。 (2) ガスの供給が再開されるときには、必ず東京ガスグループが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するのでそれまでガスを使用しないこと。 <p>4 供給再開時の広報</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) あらかじめ、通知する内管検査及び点火試験等の当日はなるべく在宅すること。 (2) 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。 (3) 内管検査・点火試験等の当日、不在の場合は必ず東京ガスグループに連絡すること。 (4) ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用を止め、東京ガスグループに連絡すること。
首都高	<p>震災発生時は、利用者等が非常事態に即応して適切な措置がとれるよう、被害の状況、応急対策の措置状況等災害に関する正確な情報を、又、安全で円滑な道路交通確保のため、道路の通行危険箇所、交通規制状況あるいは迂回路などの道路交通情報を、各種道路情報提供設備を用いるほか、首都高ホームページ、ラジオ等各種メディアを最大限活用して、正確かつ迅速に提供する。</p>

(2) 新宿区防災行政無線の利用

防災機関は、区民に対する広報活動を実施するうえで、必要がある場合は、区災対総務部に対し次に掲げる事項について要請するものとする。

- ア 広報の目的
- イ 広報案文
- ウ 広報の対象
- エ 放送の日時又は期間及び回数
- オ その他必要な事項

3-4 広聴活動

- (1) 区は、災害が終息したときは、広報車により被災地を巡回して移動相談を実施し、事後の救援措置の推進にあたる。
- (2) 区長は、災害収束後、特別出張所又はその他必要と認めた場所に相談窓口を設け、相談、要望等を聴取し、速やかに区関係部に連絡して早期解決に努力する。
なお、災害時における法律相談等の体制については、新宿区法律相談担当弁護士クラブ、東京法律相談連絡協議会等と連携し対応がとれるよう調整していく。
- (3) 警察署は、署又は交番その他必要な場所に臨時相談所を設置して警察関係の相談に当たる。
- (4) 消防署は、災害終息後、災害の規模に応じて消防庁舎その他必要な場所に各種相談等にあたる。

第7章 医療救護・保健等対策

第1節 現在の到達状況

1 初動医療体制等の確立

都は、東京 DMAT^{*1} 指定病院を25病院指定し、約1,000名程度の DMAT の隊員を確保している。また、都医療救護班、東京 DPAT^{*2} 等を確保するとともに、災害医療コーディネーターを中心に災害時の医療救護活動の統括・調整を実施する等、初動医療体制を整備している。

さらに、医療搬送業務協定の締結による民間航空機（ヘリコプター）の活用や、患者等搬送事業者との協定による傷病者搬送について、搬送体制を整備している。

また都は、各二次医療圏に東京都地域災害医療コーディネーターを指定している。

区では、新宿区災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーターを任命している。また、発災時は、区本部に「災対健康部」「災害医療救護支援センター」を設け、関係機関と連携して対応する体制を整備している。

- (1) 区内の災害拠点病院 7箇所（令和5年7月現在）
- (2) 区内の災害拠点連携病院 4箇所（令和5年7月現在）
- (3) 区内の救急告示病院 12箇所（災害拠点病院を含む）（令和5年7月現在）

※1 東京 DMAT（東京 Disaster Medical Assistance Team：ディーマット）とは、都の研修・訓練を受けた災害医療派遣チームのことをいう。この東京 DMAT は、大規模災害時に東京消防庁と連携して災害現場の多数の傷病者等に対して救命処置などを行う。

※2 東京 DPAT（東京 Disaster Psychiatric Assistance Team：ディーパット）とは、被災地域の精神保健医療ニーズの把握、他の保健医療体制との連携、各種関係機関とのマネージメント、専門性の高い精神医療の提供と精神保健活動の支援を行うために、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームのことをいう。

2 医薬品・医療資器材の確保

都は、最大で500名まで対応できる災害用救急医療資器材を全ての災害拠点病院に備蓄し、さらに約7万4千人に対応できる補充用医薬品の防災倉庫への備蓄や東京 DMAT 指定病院に災害時医療支援車（東京 DMAT カー）を配備するなど災害時に対応できる医薬品等を確保している。また、医薬品、医療機器、衛生材料、歯科用医薬品の関係6団体と災害時協力協定を締結している。

区では、「災害時医療資材セット（医師用）」と「災害時歯科医療資材セット（歯科医師用）」を各医療救護所に1組ずつ備蓄している。なお、災害時医療資材セット1組で、負傷者約500人分の応急医療が可能である。

また初期救護活動用として、災害救助用医療品セットを全避難所に備蓄している。

3 医療施設等の基盤整備

都は、医療機能を確保するため、医療施設を対象に耐震化等施設整備事業を実施するとともに、災害拠点病院を対象に自家発電装置の設置などに関する支援をしている。また、全病院（救急診療所を含む）を対象に広域災害救急医療情報システム（EMIS）を整備している。

災害拠点病院の指定 83病院（令和5年3月31日現在）

災害拠点連携病院の指定 137病院（令和5年3月31日現在）
広域災害救急医療情報システムの整備 650病院（令和5年3月31日現在）

※ 広域災害救急医療情報システム（EMIS：イーミス）

Emergency Medical Information System の略で、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼動状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供することを目的とするシステムをいう。

4 遺体の取扱い

都は、関係機関と協力し、震災時における検案班を編成して、遺体の検案や死体検案書の発行等を行う訓練を実施するとともに、都の検案体制のみでは不足する場合に備えて、検案活動の応援等に係る協定を東京都医師会等関係機関と締結している。また、広域火葬実施計画を策定し、民間火葬場や、各関係団体と協定を締結している。

- (1) 都内火葬場…………… 26 箇所
 - ア 区部 9 箇所（うち7箇所が民営）
 - イ 多摩部 9 箇所（うち1箇所が民営）
 - ウ 島しょ部 8 箇所
- (2) 遺体の搬送に関する協定
- (3) 遺体保存用ドライアイスの供給に関する協定
- (4) 火葬の実施に関する協定
- (5) 棺等葬祭用品の供給に関する協定

第2節 課題

【被害想定】

（東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月））

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
負傷者数	1,847人	2,077人
重傷者数（内数）	185人	213人
死者数	33人	38人

1 初動医療体制等の確立

区内では、2,077の負傷者（うち重傷者は約213人）の発生が想定されている。

このため、限られた医療資源を最大限有効に活用できるよう区内の被災状況を把握し、都と情報共有を図り、他道府県からの保健医療活動チームの受入れ及び区内の配置等について迅速に調整する機能が必要である。そのためには、被災状況や医療機関の活動状況等を迅速に把握できる情報連絡体制の構築が必要である。

また、傷病者の搬送について、具体的な手段を確保するほか、災害拠点病院等に軽症者が集中し、災害拠点病院本来の機能である重症者への対応に支障がないよう、軽症の負傷者を適切に誘導できる仕組みの構築を検討する。

2 医薬品・医療資器材の確保

区は、災害時に備え医薬品等を備蓄しているが、不足した場合には医療機能の維持に大きな支障が生じることが想定される。このため、薬剤師会及び卸売販売業者との災害時協定等による医薬品及び災害時応急用資器材等の確保が必要である。

3 医療施設等の基盤整備

多くの負傷者に対し迅速かつ的確に医療提供を行うためには、災害拠点病院等の機能確保が大切である。また、地域の災害医療の中核的機能を担う災害拠点病院や被災を免れた医療機関等が連携するためには、医療機関相互の情報通信手段や医療連携体制の整備など、地域における医療機能を維持するための基盤を強化する必要がある。

4 遺体の取扱い

区の被災による死者は、最大で38人と想定されており、発災時において、迅速な検案活動等を実施するためには、遺体収容所等における体制の整備、関係機関との連携強化が必要である。

また、区部及び多摩部にある18箇所の火葬施設（火葬炉は171炉）のみで火葬処理を行うとすると、相当の期間が必要となるため、都内火葬場の被害状況に応じて、広域火葬実施計画による都外での火葬も検討する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 初動医療体制等の確立

区は、被災地域の状況を踏まえ、限られた医療資源を発災直後から最大限活用できるよう、都本部のもとに設置する「東京都災害医療コーディネーター」と、各二次保健医療圏に設置する「東京都地域災害医療コーディネーター」並びに区の設置する「新宿区災害医療コーディネーター」を中心とする情報連絡体制を構築する。区における災害時医療に関する応急対応全般の調整は災対健康部で行う。

さらに、地域の実情に応じて構築している、災害時の情報連絡や医療救護所が円滑に機能できるよう、引き続き体制強化を図っていく。

併せて、関係部局や東京消防庁等の搬送機能を有する関係機関・団体と連携して、搬送手段を確保する。

2 医薬品・医療資器材の確保

医薬品等の不足を回避し、的確な医療を提供できるよう、医薬品や医療資器材の備蓄に加え、薬剤師会や卸売販売業者と連携した医薬品等の供給体制を強化する。

3 医療施設等の基盤整備

都では災害時において、全ての医療機関の役割分担を明確にした上で、医療施設の耐震化を促進するとともに、BCP（事業継続計画）の策定支援を行う。

また、災害拠点病院については、病院の医療機能を維持できるように、施設の耐震化の促進、

飲料水、食料、自家発電に必要な燃料等の確保などライフライン機能を確保する。

なお、災害拠点病院等の配置については、「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、各二次保健医療圏の医療資源や傷病者の収容力を踏まえ、都は必要な規模を検討し、整備を進めていく。

区では、都による災害拠点病院及び災害拠点連携病院の指定、また災害医療支援病院の位置づけ等を踏まえ、区内の医療機関との連携体制を構築する。

4 遺体の取扱い

都は、東京都医師会や日本法医学会等と連携し、検案医の養成研修や死体検案認定医制度の普及啓発を図る。

また、協定を締結している民間関係団体とも連携して、遺体の搬送に協力し、広域火葬体制での迅速な対応の実現を図る。

第4節 到達目標

1 災害医療コーディネーターを中心とした災害医療体制を強化

都では、東京都災害医療コーディネーターの医学的な助言に基づき都全域の医療資源を配分するとともに、二次保健医療圏ごとに地域災害医療連携会議を設置し、東京都地域災害医療コーディネーターを中心とした迅速かつ確実な情報連絡体制や地域の実情を踏まえた医療連携体制を強化することとしている。

負傷者等の搬送については、緊急度や搬送人数等に応じて、陸路、空路及び水路を最大限に活用した搬送手段を確保するとともに、他県等被災地域外への負傷者等の搬送を行う航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）の設置場所を確保する。

さらに、医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場については、都が指定する災害拠点病院から概ね5km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場を指定する。

区においても、新宿区災害医療コーディネーターを任命し、東京都地域災害医療コーディネーターと連携し、医療救護活動の統括及び調整を図る。

新宿区災害医療コーディネーターは、発災直後から急性期までは、専門的見地から、区に対し、医療従事者の配置調整や活動、傷病者の医療機関への受入れや医薬品配分などの調整に関する助言を行う。また急性期以降も医療活動に関する助言を行う。

2 医薬品等の確保に向けた、薬剤師会や事業者と連携した供給体制の強化

区は、医薬品や医療資器材の確保に向けて、薬剤師会や卸売販売業者と連携した供給体制を強化する。

また、医薬品等の確保については、医療機関及び薬局が、卸売販売業者から購入することを基本とするため、都では卸売販売業者が早期に復旧できるよう支援し、医療機関及び薬局において、卸売販売業者が復旧するまでの間に必要となる医薬品等を備蓄するよう働きかける。

3 都内の全ての病院の耐震化の促進（災害拠点病院は耐震化100%）、区内の病院の医療機能の維持及び確実な情報連絡体制の構築

災害拠点病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有していることとし、その他の医療機関についても、耐震診断や耐震化を推進する。

また、災害拠点病院など医療機能の維持が特に必要となる病院においては、災害時にも水、食料、自家発電に必要な燃料等を確保するため、協定締結団体等と連携するなど多角的な供給体制を確立するとともに、デジタル移動系無線機の配備による確実な情報連絡体制を構築する。

4 検視・検案体制の構築及び広域火葬体制の充実・強化

都は、震災時における遺体の検視・検案等に関しては、速やかな検視・検案等に資するため、関係機関と連携し、検案医等の体制や情報連絡体制を確保する。

また、震災時における広域火葬に関しては、速やかに火葬を行う体制の充実・強化を図り、民間事業者や都、周辺各区との連携や協力体制を確保する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 初動医療体制等の整備

1-1 情報連絡体制等の確保

- (1) 区は、区内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う新宿区災害医療コーディネーターを任命する。
- (2) 区は、新宿区災害医療コーディネーターが区内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、東京都地域災害医療コーディネーター等と連携し、情報連絡体制を構築する。
- (3) 区は、区内の医療機関、医療救護班及び区西部二次保健医療圏医療対策拠点との情報連絡体制の構築を図る。
- (4) 区は、災害時の医療救護活動の円滑な運営態勢の確立を図るため、区、警察署、消防署、医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会からなる「新宿区災害医療運営連絡会」において、災害医療態勢の検討、訓練の立案等を行っている。また、医療救護所の運営、医療資材・医薬品の備蓄内容及び医療救護活動の内容等を検討するため、「新宿区災害医療運営連絡会・検討会」を設置し、関係機関との協議を進めている。

【災害医療コーディネーター】

名称	説明
東京都災害医療コーディネーター	都内全域の医療救護活動を統括・調整するため、都に対して医学的な助言を行う都が指定する医師
東京都地域災害医療コーディネーター	各二次保健医療圏域の医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師
区市町村災害医療コーディネーター	区市町村内の医療救護活動を統括・調整するため、区市町村に対して医学的な助言を行う区市町村が指定する医師

【災害時小児周産期リエゾン】

名称	説明
東京都災害時小児周産期リエゾン	都内全域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都及び東京都災害医療コーディネーター等に対して助言を行う、都が指定する医師
地域災害時小児周産期リエゾン	各二次保健医療圏域の小児周産期領域に係る医療救護活動を統括・調整するため、都が指定する医師

【医療対策拠点等】

名称	説明
二次保健医療圏医療対策拠点	都が、圏域内の区市町村から情報収集を行い、地域災害医療コーディネーターとともに医療救護活動の統括・調整を行う場所として、地域災害拠点中核病院等に設置する拠点（新宿区が含まれる区西部二次保健医療圏では、東京医科大学病院に設置される。）
地域災害医療連携会議	都が、二次保健医療圏ごとに設置し、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会、災害拠点病院、区市町村、保健所等の関係機関を地域災害医療コーディネーターが招集して、情報共有や災害医療にかかる具体的な方策の検討、医療連携体制の構築を目的に平時・発災時に開催する会議

1-2 医療救護活動等の確保

(1) 医療救護班等の確保

ア 区は医療救護班、歯科医療救護班及び薬剤師班等を編成できるように、医師会、歯科医師会及び薬剤師会等と協定を締結している。

イ 区は、特別出張所管内ごとに1箇所を目安にしながら、区全体のバランスに配慮し、医療救護所を設置する。

ウ 区は、災害医療救護支援センターを設置して、新宿区災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができるように、体制を整備する。

エ 区では、区外からの医療支援を、医療救護活動拠点となる「災害医療救護支援センター」で受入れ、新宿区災害医療コーディネーターによる調整のうえ、巡回診療等、被災者への医療救護や健康管理を行う。

オ 医療救護班の被服については、職種ごとに区は都と同一の色とする。

(2) 応援医療チーム

DMAT、DPAT等の応援医療チームや他自治体からの応援職員、医療ボランティアが区内で医療救護活動を実施する。

区では、こうした災害医療派遣チーム等医療関係者の支援を受入れ、医療救護活動を継続する。

(3) 医療機関等の機能維持に向けた取組

ア 都保健医療局は、医療機関等がBCP（事業継続計画）を策定できるように、支援する。

イ 病院、診療所、歯科診療所及び薬局等は、災害時においても医療機能を維持できるように、あらかじめBCP（事業継続計画）を策定するとともに、訓練等を定期的実施する。

(4) 医療救護所等

医療救護所とは、区市町村が区市町村地域防災計画に基づいて、医療救護活動を実施する場所をいう。

区では、特別出張所管内ごとに1箇所を目安にしながら区全体のバランスに配慮し設置している。

なお、医療救護所の場所は、医療救護所一覧のとおりである。

（「別冊資料編 4-2 医療救護所一覧」(P. 134)、「別冊資料編 6-3 震災時の避難所」(P. 347)参照）

【医療救護所等】

名称	説明
緊急医療救護所※1	区市町村が、発災後速やかに、災害拠点病院等の近接地等（病院開設者の同意がある場合は、病院敷地内を含む）に設置・運営する医療救護所で、主に傷病者のトリアージ※2、軽症者に対する応急処置及び搬送調整を行う場所
避難所医療救護所	区市町村が、おおむね急性期以降に、避難所内に設置する医療救護所（病院がない地域等は、超急性期に設置）
医療救護活動拠点	区市町村が、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所

※1 区の10箇所の医療救護所のうち、4箇所は緊急医療救護所となっている。うち1箇所は、災害拠点病院近接地施設と協定を締結し、開設場所を確保している。

※2 トリアージ：災害発生時などに多数の傷病者が発生した場合に、傷病者を傷病の緊急度や重症度に応じて治療優先度を定めることをいう。

(5) 医療救護活動拠点

医療救護活動拠点とは、区市町村が医療救護所や在宅療養者の医療支援に関して調整・情報交換する場所をいう。

区では、医療救護活動拠点として、次のとおり「災害医療救護支援センター」を設置する。

◇ 災害医療救護支援センター

【設置】

地震等の大規模な災害が発生した場合に、医療救護活動を後方支援する拠点としての役割を担うため設置する。災害医療救護支援センターを開設する基準は、新宿区地域防災計画に基づき、災対健康部の設置及び医療救護所の開設が行われた場合とする。

【位置】

東新宿保健センター・新宿区医師会合築建物のうち、地下1階から2階までを災害医療救護支援センターとして使用する。

【業務内容】

- ① 新宿区災害医療コーディネーター※1の医学的助言に基づく医療情報の収集及び提供、医療関係者等（医療ボランティアを含む）の配置調整、傷病者の収容先医療機関の確保
- ② 医療関係者等の受入れ及び待機施設並びにミーティング場所として医療情報・活動集約及び在宅療養支援等情報交換等
- ③ 新宿区災害薬事コーディネーター※2の助言に基づく医薬品の調達及び配分調整等

※1 新宿区災害医療コーディネーターは、災害時に災害医療救護支援センターに参集し、専門的見地から、医療従事者の配置調整や活動助言、傷病者の医療機関への搬送や医薬品配分などの調整を担う。区では医師会医師3名を平成26年1月1日より任用している。

※2 新宿区災害薬事コーディネーターは、新宿区災害医療コーディネーターに協力し、医療救護活動や医薬品の管理などに関する、薬事的な助言を行う。区では、薬剤師会薬剤師2名を平成30年4月1日から任用している。

【備蓄管理】

災害医療救護支援センター地下1階の医薬品保管庫（災害薬事センター）では、区内10か所の医療救護所の後方支援として、不足する医薬品の供給を行うための備蓄を行う。

「災害用医薬品の備蓄及び供給に関する協定」に基づき、新宿区薬剤師会では保管庫の管理責任者を定めるほか、区との協議により定める品目及び数量の医薬品の備蓄管理を行う。

1-3 負傷者等の搬送体制の確保

- (1) 区は、負傷者の搬送方法を検討する。
- (2) 区は、医療救護所における傷病者の搬送体制の構築を図る。

【負傷者等の搬送体制の整備】

各機関	対策内容
都総務局	救出救助活動拠点等を選定し確保
都保健医療局	1 行政機関や民間事業者団体を含め、複数の搬送手段を確保 2 被災地域外への広域搬送を確保するため、航空搬送拠点臨時医療施設（SCU）（※）の設置場所を確保 3 日本救急医療財団と協定を締結し、航空機による搬送手段を確保
都港湾局	医薬品、医療従事者等を搬送するため、調布空港協議会及び東京ヘリポート協議会と協定を締結
東京消防庁	東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会と協定を締結
区	1 負傷者の搬送方法の検討 2 医療救護所における傷病者の搬送体制の構築

※ 航空搬送拠点臨時医療施設（SCU：エスシーユー）：広域搬送拠点に搬送された患者を被災地域外へ搬送するに当たり、長時間の搬送に要する措置等を行う臨時医療施設をいう。SCUは、Staging Care Unit の略。

1-4 防疫体制の整備

- (1) 区は防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- (2) 区は、都、関係団体等と連携し、動物救護活動への協力体制を整備する。

2 医薬品・医療資器材の確保

2-1 医薬品

- (1) 区は、薬剤師会、卸売販売業者等と協定を締結するなど、関係機関との連携・協力体制を整備しておく。
- (2) 区は、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と協議の上、医療救護所や避難所等使用する医薬品等を備蓄するよう努める。医薬品については、災害医療救護支援センターの地下1階の医薬品保管庫（災害薬事センター）にも備蓄する。なお、医療救護所には、負傷者約500人の応急医療が可能な量を備蓄する。
- (3) 区は、薬剤師会と連携し、医薬品保管庫（災害薬事センター）の運営、管理責任者の配置、医薬品の配送方法等、具体的な活動内容について協議しておく。なお、原則として、卸売販売業者は、医療救護所で使用する医薬品は直接各医療救護所へ、避難所で使用する医薬品は区の医薬品保管庫へ納品することとする。
- (4) 区は、医薬品等の調達方法（卸売販売業者への発注方法等）について、あらかじめ具体的に薬剤師会及び卸売販売業者と協議しておく。

2-2 医療資器材

- (1) 「災害時医療資材セット（医師用）」と「災害時歯科医療資材セット（歯科医師用）」を各医療救護所に1組ずつ備蓄している。なお、災害時医療資材セット1組で、負傷者約500人分の応急医療が可能である。また、初期救護活動用として「災害救助用医療品セット」を、さらに、感染症対策として感染対策物品及び感染症対策のポスター・チラシを全避難所に備蓄している。
- (2) 医薬品等医療資器材の内容については、適宜見直しを行う。

3 医療施設の基盤整備

都は、広域的な連携体制のもと、迅速かつ的確に医療の提供を行うため災害拠点病院及び災害拠点精神科病院等を強化し、災害医療体制の充実を図っている。

【災害拠点病院等】

指定区分	説明
災害拠点病院	主に重症者の収容・治療を行う都が指定する病院 (基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院で構成される)
災害拠点連携病院	主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う都が指定する病院
災害医療支援病院	主に専門医療、慢性疾患への対応、区市町村地域防災計画に定める医療救護活動を行う病院 (災害拠点病院及び災害拠点連携病院を除く全ての病院)

【災害拠点精神科病院等】

指定区分	説明
災害拠点精神科病院	措置入院患者及び隔離・拘束中の患者の受け入れを行う病院で、国の示した基準等に基づき都が指定する病院
災害拠点精神科連携病院	医療保護入院患者の受け入れを行う都が指定する病院

4 遺体の取扱い

(1) 区は、遺体収容所の運営等に関する次の事項について、あらかじめ関係機関と協議を行い、条件整備に努める。

- ア 遺体収容所の管理者の指定等、管理全般に関する事項
- イ 行方不明者の捜索、遺体搬送に関する事項
- ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項
- エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項

(2) 区は、遺体収容所について、死者への尊厳や遺族への配慮、効率的な検視・検案・身元確認の実施に資するよう、下記の条件を満たす施設を事前に指定・公表するよう努める。

- ア 屋内施設
 - イ 避難所や医療救護所など他の用途と競合しない施設
 - ウ 検視・検案も実施可能な一定の広さを有する施設
 - エ 身元不明者の一時保存場所として使用可能な施設
- なお、指定に当たっては、水、通信等のライフライン及び交通手段の確保についても、可能な限り考慮する。

※ 検案

検視とは、検察官又は警察官等が、犯罪性の有無を明らかにするため遺体等を調査することをいうが、本計画においては「警察官が、死因及び身元を明らかにするため、遺体の外表について観察・記録等すること」を含むものとする。

※ 検案

検案とは、監察医（医師）が、死亡原因を調べることをいう。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 救助・救急医療活動

震災時には、建物やブロック塀の倒壊をはじめ、看板・窓ガラス等の落下、火災等により多数の負傷者の発生が予想される。このため、関係機関と協力体制を確保し、迅速、的確な救助・救急活動並びに医療救護活動に万全を期すことが必要である。

1-1 救助・救急活動

(1) 体制の整備

ア 東京消防庁の救助・救急体制

(ア) 救助・救急体制の整備

ア) 初動期の救助・救急体制を強化するため、各消防署に消防隊員用救助・救急資機材の整備を図る。

イ) 東京DMATの出場に当たっては、東京消防庁は、東京DMAT連携隊を編成し、東京DMATと一体的に活動することを原則とし、平時からの情報共有等を図るとともに、救出救助訓練と連携した東京DMATの活動訓練を実施する。

ウ) 先遣隊として災害実態の早期把握や、活動・指揮拠点を形成するため、ドローン、特殊車両、エアボード等を整備する特別な消防部隊を運用し、即応体制を強化している。

(イ) 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防団の応急救護資機材（担架、救急カバン等）の増強・充実を図り、応急手当普及員を養成するとともに簡易救助器具等を整備し、地域住民に救出・救護知識及び技術を習得させるための教育訓練を行う。

イ 警視庁の救出・救助体制

崖崩れ現場や倒壊家屋等からの救出・救助用に強力な力を発揮するショベルカー等の災害用重機の整備拡充を図っている。また、併せて救出救助部隊が使用する救助用資機材の整備拡充を図っている。

ウ 防災区民組織等の救出・救護体制

区では、助成金の交付により防災区民組織の資機材購入を支援している。

エ 都の初動医療体制

都保健医療局を保健医療調整本部（※）として位置付け、関係各機関と協力し、以下保健医療活動の総合調整を図る。

※ 保健医療調整本部

平成29年7月5日付厚生労働省関係局連名通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について」において示された組織。

大規模災害時に都道府県災害対策本部の下に設置され、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。

(2) 活動の実施

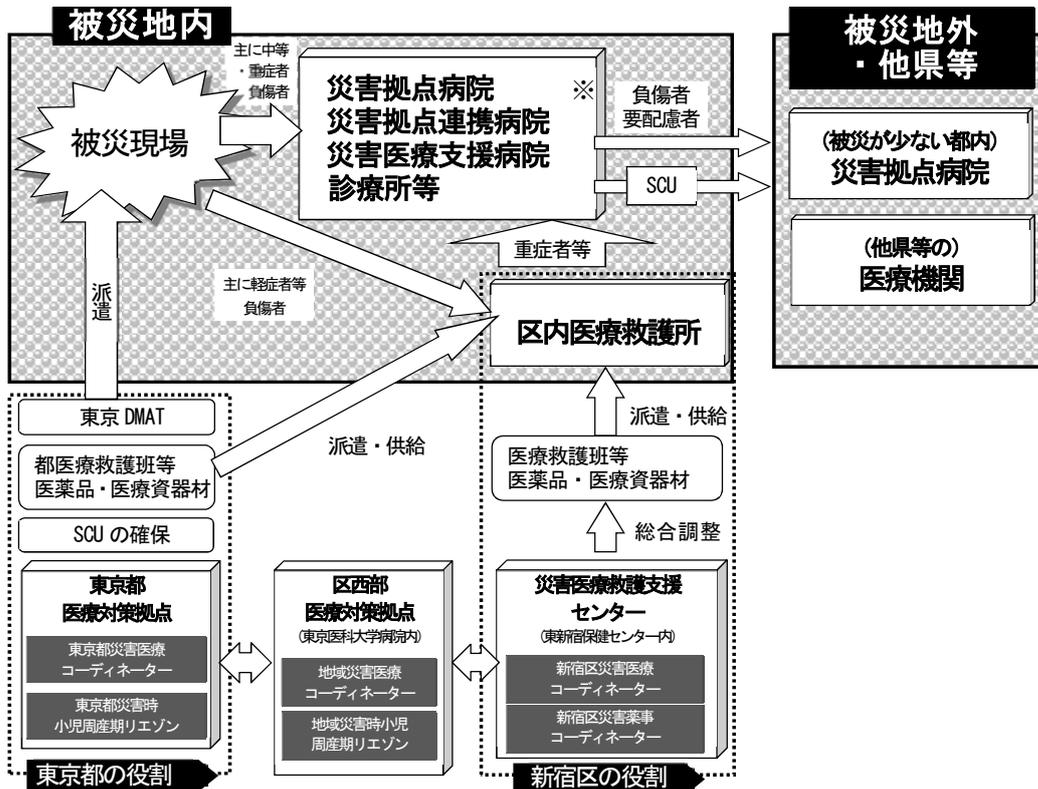
消防署及び警察署は、それぞれ以下の体制のもと、救助・救急活動を実施する。

主体	活動態勢
消防署	1 特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資機（器）材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。 2 救助・救急活動に必要な重機、救急資機材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。 3 救急活動にあたっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護にあたる。 4 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を優先とし、救急車及びヘリコプター等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。 5 警視庁、自衛隊、東京 DMAT、防災区民組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。
警察署	1 生存者の救助を最優先に行う。 2 緊急に救出活動を要する被災場所を優先的に選定する。

1-2 医療救護

災害時において、傷病者が多数発生したとき又は医療機関が一時的に混乱し、その機能が停止したときにおいても、医療救護は、直接人命を左右するものであり、迅速な対応が要求される。区では、防災関係機関と連絡を密にし、災害時における傷病者に対する応急処置、災害拠点病院等への搬送の要否及び搬送順位の決定（トリアージ）等の医療救護活動を円滑に行うため、医療救護所に係る体制を整備している。

【災害時医療救護の流れ】



※ 災害拠点病院は主に重症者を、災害拠点連携病院は主に中等症者を受入れる。
災害医療支援病院は、専門医療や慢性疾患への対応、その他医療救護活動を行う。

(1) 活動の実施

ア 医療情報の収集伝達

災害時に効果的な医療救護活動を行うためには、正確な被害状況の把握と医療機関等との情報連絡体制を確立することが必要である。このため、区及び都保健医療局は、以下のような被害情報収集・提供活動をそれぞれ実施する。

主体	医療機関の被害状況等の情報収集	区民等への情報提供
区	医師会等の協力を得て、診療所、歯科診療所及び保険薬局の被害状況や活動状況等についての情報を収集し、得られた情報は区西部二次保健医療圏医療対策拠点に報告する。	収集した情報及び都からの情報を防災行政無線、掲示板等を活用して区民に広報を行う。
都保健医療局	災害拠点病院等の被害状況や活動状況等についての情報を収集する。	収集した医療機関の被害状況や活動状況等を区と共有するとともに、報道機関を通じて都民に広報を行う。

イ 医療救護本部等の設置

区本部が設置されたときは、災対健康部に医療救護本部を設置し、区西部二次保健医療圏医療対策拠点、都保健医療局、医師会、歯科医師会、薬剤師会、柔道整復師会及び医療ボランティア等との連絡調整等を行う。

ウ 医療救護所の設置

(7) 区本部長は、医療救護等を必要と認めたときは、医療救護本部長に医療救護所（区内10箇所）の開設を指示する。

(4) 医療救護本部長は、避難所等に医療救護所を設置する。設置状況等については、区災害医療救護支援センターから医療救護本部・区西部二次保健医療圏医療対策拠点に報告する。

エ 医療救護班等の編成・派遣

(7) 医療救護班等の編成・派遣

医療救護所で医療救護活動に従事する医療救護班等の編成、派遣の方法は次のとおりとする。

主体	救護班編成・派遣方法
区	災対健康部の指示により、所管地域の医療救護体制の情報収集等を行う。また、医師会等への派遣要請のみでは対応できない場合は、区西部医療対策拠点に医療救護班の派遣要請を行う。
医師会	「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、区本部長からの要請により、医療救護班を編成し派遣する。
歯科医師会	「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づき、区本部長からの要請により、歯科医療救護班を編成し派遣する。
薬剤師会	「災害時の救護活動についての協定」に基づき、区本部長からの要請により、薬剤師班を編成し派遣する。
柔道整復師会	「災害時の応急救護活動についての協定」に基づき、区本部長からの要請により、柔道整復師班を編成し派遣する。
区西部医療対策拠点（東京医科大学病院内に設置）	区西部医療対策拠点は、区の要請があった場合及び被災状況により医療救護の必要があれば、都に対して、都医療救護班の派遣の要請を行う。

(イ) 医療救護班等の構成

医療救護班等は次の要員をもって構成する。

救護班	構成
医療救護班	原則として医師、看護師、その他補助事務からなる医療救護班を1つの単位として活動する。
歯科医療救護班	1 歯科医師 2 歯科衛生士 3 その他補助事務
薬剤師班	薬剤師
柔道整復師会	柔道整復師

オ 医療救護班等の活動内容

医療救護班等の活動は、被災直後の超急性期においては、区内10か所の医療救護所においてトリアージを行い、軽症者には応急処置をし、中等症者及び重症者は、迅速に災害拠点病院等へ搬送する。なお、傷病者の誘導や受付、搬送などの医療救護活動は、地域住民との共助等により実施する。救命救急のピークの後には、避難者に対する健康相談、診察、服薬指導等を行うため、管内の各避難所への巡回診療等を行う。

主体	活動内容
区	1 医療救護所の設置・運営 2 医療救護所に関する連絡調整
医師会医療救護班	1 傷病者に対するトリアージ 2 傷病者に対する応急処置 3 傷病者の収容医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定 4 死亡の確認への協力 5 その他、都と協議の上必要と認められる業務
歯科医療救護班	1 傷病者に対するトリアージの協力 2 傷病者に対する応急処置 3 災害拠点病院等への搬送の要否及び搬送順位の決定 4 避難所内における搬送困難な患者及び軽症患者等に対する歯科治療、衛生指導 5 検死・検案に際しての法歯学上の協力
薬剤師班	1 医療救護所等における傷病者に対する調剤、服薬指導 2 傷病者に対するトリアージの協力 3 医療救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け、管理及び受発注 4 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援 5 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
柔道整復師班	1 傷病者に対する応急救護の実施 2 傷病者に対する応急救護に関する衛生材料等の提供

(2) 東京 DMAT の活動（都が被災現場へ派遣）

ア 東京 DMAT の出場に当たっては、医療対策拠点における東京都地域災害医療コーディネーターの支援活動を除いて東京消防庁との連携によることとし、「東京 DMAT 運営要綱」に基づき活動する。

イ 災害発生直後からおおむね72時間後までの間、災害発生現場等、医療の空白地帯において、多数傷病者に対し救命処置を実施するため、東京 DMAT を派遣する。

第7章 医療救護・保健等対策
第6節 具体的な取組（応急対策）

- ウ 都は、東京 DMAT が効果的な活動を行えるよう、東京 DMAT 指定病院と情報の共有等を行うなど連携を密にするとともに、医療従事者等の迅速かつ円滑な派遣に努める。
- エ 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な指定病院及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都保健医療局、東京消防庁で協議の上、決定する。決定に際しては、東京都災害医療コーディネーターに助言を求めることができる。
- オ 都は、災害現場の東京 DMAT との連絡体制の確立に努めるとともに、必要に応じ東京 DMAT に対し、医療資器材等の支援を行う。
- カ 都は、東京都地域災害医療コーディネーターの活動を補佐するため、医療対策拠点に、東京 DMAT を派遣する。

(3) 東京 DPAT の活動（都が被災現場へ派遣）

- ア 東京 DPAT は、「東京都災害派遣精神医療チーム運営要領」に基づき活動拠点本部での活動や被災区市町村での精神保健医療活動等を行う。
- イ 東京 DPAT は、災害派遣医療チームや保健師チーム等と連携し、被災精神科病院の入院患者の転院・搬送支援をはじめ、診療所機能の回復までの外来診療支援、災害ストレスによる被災住民・支援者への対応、地域精神保健活動への支援などを行う。
- ウ 都は、各被災現場の被害状況、出場可能な登録医療機関及びチーム数等を踏まえ、出場先及び出場順序について、都保健医療局が決定する。決定に際しては、必要に応じて東京都災害医療コーディネーターに助言を求める。
- エ 他県からの応援 DPAT の受入れに当たっては厚生労働省（DPAT 事務局）と調整するとともに、活動状況等について、派遣した当該他縣市等へ情報提供する。

1-3 傷病者の搬送及び収容

(1) 搬送体制

都及び区は搬送手段を有する機関と連携して、緊急度や搬送人数等に応じた搬送手段を確保する。

(2) 医療救護所から医療機関への搬送

医療救護所で医師によるトリアージの結果、中等症また重症と診断された傷病者については、新宿区災害医療コーディネーターの調整により、収容可能な医療機関への搬送を決定する。搬送は、地域住民との共助により、担架等の搬送器具を用い、医療救護所から医療機関へ搬送する。

今後、車両等の搬送手段を有する民間事業者の協力について検討を進める。

(3) 医療機関から被災地外・他県への搬送

被災地内の医療機関では治療または収容できない傷病者については、都は警察・消防・自衛隊その他関係団体と連携して被災地外へ搬送する。

(4) 東京消防庁の搬送体制

搬送は、被災現場等から医療機関への重症者の搬送を優先し、あらかじめ定められた基準に基づく搬送順位に従い、搬送先施設等の受入体制を確認し行う。負傷者等の医療機関への搬送は、状況に応じて、都保健医療局と連携して行う。

1-4 医薬品、医療資器材の調達等

(1) 医薬品等の調達

区は、発災後速やかに災害医療救護支援センター（医薬品保管庫を含む）を設置する。

医療救護班及び歯科医療救護班等が使用する医薬品等は、区が備蓄している災害時医療資材セット（医師用）、災害時歯科医療資材セット（歯科医師用）、災害救助用医療品セットを使用するものとし、不足が生じるときは、以下の手順で調達する。

ア 原則として、発災から72時間以内は、区は「災害用医薬品の備蓄及び供給に関する協定」に基づき、薬剤師会に医薬品を発注し、薬剤師会が流通備蓄している医薬品等を納品する。

イ 原則として、発災から72時間を経過した以降は、区は「災害時における医薬品等の調達業務に関する協定書」に基づき、卸売販売業者4社に医薬品を発注し、受注した卸売販売業者が医薬品等を納品する。

ウ 前記の方法で調達が不可能な場合は、区は都へ調達を要請する。

エ 原則として、発注は、災害医療救護支援センターの医薬品保管庫（災害薬事センター）の管理責任者が、医療救護所等からの要請を取りまとめて行う。納品先は、原則として、医療救護所（区内10か所）とする。

※ 区と協定を締結した薬剤師会及び卸売販売業者4社と発注方法・納品方法を協議しておく。

(2) 医薬品等の配送

医薬品等の配送は、72時間以内は薬剤師会が行う。

72時間を経過した以降は、協定に基づき卸売販売業者が行う。ただし、薬剤師会、卸売販売業者の要請により区が配送に協力する。

(3) 血液製剤の供給

血液製剤が必要な場合は、区長は、都保健医療局長に要請する。「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定」に基づき、都は日本赤十字社東京都支部（東京都赤十字血液センター）及び公益財団法人献血供給事業団に血液製剤の供給を要請する。要請を受けた同支部及び同事業団は密接に連携して供給業務を実施する。

1-5 保健衛生体制

避難所等における健康の保持、管理及び増進に関わる保健衛生対策を迅速かつ円滑に行う。

(1) 保健所の指揮調整機能支援等

都保健医療局は、被災区、中核市及び保健所政令市からの要請に基づき、DHEATを派遣する。

(2) 保健活動

避難所や被災した家屋での長期にわたる不自由な生活、被災のショック等は、心身の健康に様々な影響を及ぼす。そのため区では、心身の健康障害の発生防止や在宅療養者の病状悪化等を防ぐための対策が必要である。

ア 巡回訪問チームの編成

区は、巡回健康相談等を行うため、保健師・看護師・管理栄養士・歯科衛生士、その他必要な職種からなる巡回訪問チームを編成して避難所等へ派遣する。また、この巡回訪問チームには、他自治体等からの応援を含めた医療関係者も受入れ、編成する。

イ 巡回訪問チームの活動内容

- (ア) 避難所における健康相談
- (イ) 地域における巡回健康相談
- (ウ) その他必要な保健活動

(3) メンタルヘルスケア

被災のショックや長期にわたる避難生活などによるストレスは、しばしば心身の健康に障害を生じさせる。そのため、被災住民に対するメンタルヘルスケアを実施する必要がある。

区は、保健予防班を中心に精神科専門医またはこころのケアチームによる体制が整い次第、避難所での専門相談を実施する。また、全戸訪問等により把握されたこころの健康問題がある人は、保健所や保健センター等により専門相談を実施する。

都保健医療局は、被災状況に応じて、区の要請に基づき、避難所等での精神疾患の急性増悪患者等への対応等を行うため、東京DPAT及び他県DPATを派遣し、災害派遣医療チーム・保健師チーム等と連携により支援を行う。

東京DPAT及び他県DPATは、新宿区災害医療コーディネーターの助言の下、避難所等での保健師チーム等との連携により、精神保健相談、精神保健に関する普及啓発等の活動を実施するとともに、区で活動する支援者に対して、心身の健康を維持できるよう助言等を行う。

(4) 在宅難病患者への対応

区は、在宅難病患者の状況把握に努め、自宅療養が継続できるよう支援する。

(5) 在宅人工呼吸器使用者への対応

ア 区は、「東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針」を活用して作成した「在宅人工

呼吸器使用者災害対策リスト」を基に、「災害時個別支援計画」で定めた方法により、在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行う。

イ 人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

ウ 在宅療養の継続や在宅医療者の避難等の際し、「災害時個別支援計画」による支援が困難な場合は災害医療救護センターへ支援を要請する。

(6) 透析患者への対応

透析患者に対しては、都保健医療局が東京都透析医会及び日本透析医会災害時情報ネットワーク等との連携により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を収集し、関係機関に情報を提供することとなっている。区は在宅透析患者の状況把握に努める。

区は、被災状況に応じ、水、患者搬送について関係機関と調整する。

(7) 被災動物の保護

ア 都保健医療局は、関係団体等と協力して「動物救援本部」を設置し、被災動物の保護を行う。

イ 区は、「学校避難所動物救護マニュアル」に基づき、獣医師会や動物愛護ボランティア等と共に、被災動物の保護に関して都、関係団体へ協力する。

1-6 防疫

(1) 防疫活動

区は、災害時における食中毒の発生、感染症のまん延を防止するための措置を講じる。

ア 衛生班及び保健予防班の編成

区は、震災時における防疫活動を実施するため、医療救護本部に衛生班及び保健予防班を編成する。

イ 衛生班の活動

(7) 飲用水の安全管理指導及び簡易水質検査（残留塩素測定等）

(4) 避難所における食品取扱管理者の設置指導

(7) 避難所入所者に対する食品衛生の啓発

(エ) 食品関係営業施設等の指導

(オ) 避難所等被災区域の消毒及び指導

ウ 保健予防班の活動

(7) 健康調査及び感染症予防のための疫学調査

(4) 避難所及び被災地の防疫指導

(7) 感染症予防の普及啓発

エ 防疫活動の通知等

(7) 区長は、被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局長に対し速やかに通知する。

(4) 区長は、防疫活動の実施にあたって、区の対応能力で十分でないとき、都保健医療局長に要請する。

(7) 区は、感染症患者を発見したときは、直ちに都保健医療局に通報する。

オ 防疫用資器材

第7章 医療救護・保健等対策
第6節 具体的な取組（応急対策）

(7) 防疫活動に要する資器材については、感染症予防関係法令に基づく防疫措置及びねずみ族・昆虫駆除用の資器材を使用する。

(i) 区長は、緊急事態で上記の資器材で不足する場合は、都保健医療局に要請する。

(2) 入浴施設の確保

区は、被災規模が大きくライフラインの復旧作業が長期に及び、水・ガスが復旧しないときは、必要に応じ、自衛隊の資機材を活用することも視野に入れて入浴施設の確保対策を講じる。

2 行方不明者の捜索・遺体の取扱い

災害の発生により行方不明者や死亡者が発生したときは、その捜索、収容、検視・検案、火葬等の各段階において、区及び防災関係機関は連絡を密にして遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。

2-1 遺体の捜索

行方不明者のうち、周囲の状況からすでに死亡していると推定される者の遺体の捜索は、次のとおりとする。

機関	活動内容
区	1 捜索の実施 都総務局に協議し、都各部局、警察、関係機関の協力を得て、作業員の雇い上げや機械器具の借り上げ等の方法を講じ、遺体の捜索を実施する。 2 捜索に要する帳簿の整備 区は、遺体の捜索に要する帳簿を整備する。 (1) 救助実施記録日計表 (2) 捜索用機械、器具、燃料受払簿 (3) 遺体の捜索状況記録簿 (4) 遺体の捜索費用関係支出証拠書類
都総務局	区からの協議に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。
警察署	区が実施する遺体の捜索・収容に協力し、次の活動を行う。 行方不明の届け出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。

2-2 遺体の搬送

区は、遺体の搬送に必要な車両の調達及び作業員の雇い上げを行い、警察署等関係機関の協力を得て、遺体を発見現場から遺体収容所に搬送する。

2-3 遺体の収容等

(1) 遺体の収容

区は、災害発生後速やかに指定場所（新宿コスミックスポーツセンター、四谷地域センター、牛込笹筒地域センター、落合第一地域センター）に遺体収容所を開設し、遺体を収容するとともに、開設状況について都及び警察署に報告する。また、遺体収容所の開設・運営等に関して、区の対応能力のみでは十分ではないと認められるときは、都及び関係機関に応援を要請する。

なお、遺体収容所に適当な既存建物がない場合は、天幕、幕張り等を設備する。

(2) 遺体収容所

ア 遺体収容所においては、検視・検案の実施、死体検案書の交付、死亡届の受領、特例許可証の発行等の関係法令に基づく手続き、遺体引き渡しや一時的な保存、必要に応じて遺体の洗浄等を一括的に処理することとする。また、遺体収容所に管理責任者を配置し、遺体収容所設置に関する初動的な対応や、遺体収容所における各種業務を円滑に進行するための連絡調整に当たらせる。

イ 遺体収容所の設置場所については、避難所、医療機関とは別の場所を確保し、検視・検案活動のほか、身元不明遺体収容所としての使用可能な場所に設置する。また、水・通信及び交通手段の確保を考慮する。

ウ 遺体の収容及び安置等に必要な葬祭用品に関しては、全東京葬祭業連合会との間の「災害時における棺等葬祭用品の供給等の協力に関する協定」及び、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会との間の「災害時における資機材及び施設等の提供に関する協定」により、供給の確保を図っている。また、遺体の搬送に関しては、一般社団法人全国霊柩自動車協会との間で「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」を締結し、霊柩自動車による斎場等への搬送手段の確保を図っている。

2-4 検視・検案等

遺体は、人心の安定・遺族の心情等を考慮し、速やかに遺族に引き渡す必要がある。そのため検視・検案は原則として、同一場所で集中的に実施することとする。

(1) 検視・検案体制

各機関は、それぞれ以下の活動を実施する。

機関	活動内容
区	関係機関の協力を得て、災害発生後速やかに遺体収容所を開設して運営に当たり、検視・検案を迅速かつ的確に行える体制を確立する。
警察署	1 遺体収容所において、遺体の受付、検視、所持品等からの身元確認等を行う。 2 検視班は、法令及び警視庁の内規に基づき、遺体の検視及び身元確認に必要な資料の採取等を行う。 3 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約・調整の上、監察医務院長に検案を要請する。
都保健医療局	監察医等による検案班を編成して遺体収容所に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講じる。
医師会 歯科医師会	東京都医師会及び東京都歯科医師会は、都の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視・検案に協力する。また、東京都歯科医師会は、警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、身元確認班（歯科医師）を編成し、派遣する。

(2) 遺体の身元確認

各機関は、それぞれ以下の活動を実施する。

機関	活動内容
区	医師会、歯科医師会の協力などを得て遺体の身元を確認し、死体処理票及び遺留品処理票を作成のうえ納棺し、氏名及び番号を記した「氏名札」を棺に貼付する。
警察署	行方不明者と身元不明者の照合、DNA型鑑定等の身元調査を行う。 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 おおむね2日間調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を区に引き継ぐ（引き継いだ後も身元調査は継続する）。
歯科医師会	警視庁からの身元確認作業の協力要請があった場合は、東京都歯科医師会は身元確認班（歯科医師）を編成し、派遣する。また区内歯科医師会もこれに協力する。

2-5 火葬

火葬は、災害の際死亡した者に対して、その遺族が災害時の混乱のため、資力の有無にかかわらず火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合に、応急的に実施する。

(1) 火葬の要件

- ア 対象となる者は、災害時に死亡した者であること。災害時に死亡した者であれば、直接災害により死亡したものに限らない。
- イ 災害のため、通常の火葬を行うことが困難であること。

(2) 火葬の方法

- ア 区は、遺体を火葬する場合、「災害死体送付票」を作成のうえ、指定された火葬場に送付する。
- イ 区は、遺骨及び遺留品に、「遺骨及び遺留品処理票」を付し、保管所に一時保管する。
- ウ 家族その他から遺骨等の引き取りを希望する者があったときは、区は、「遺骨及び遺留品処理票」により整理のうえ引き渡す。

(3) 遺体の火葬

遺体の火葬は、必要に応じて区において火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行するほか、都は計画に基づき広域火葬体制を速やかに整備する。

ア 火葬特例の適用・許可証発行について

区は、通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ確かな処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

イ 広域火葬の実施について

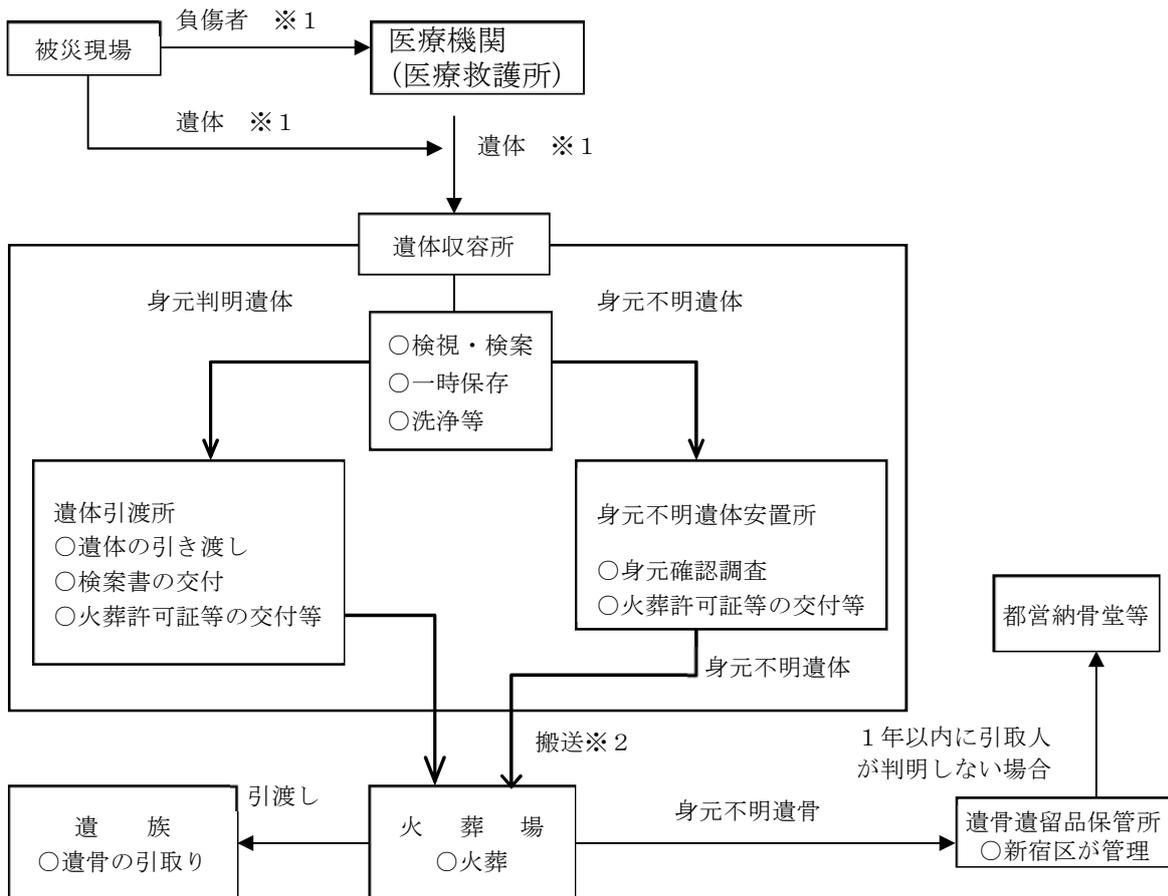
- (ア) 火葬場の被災状況を把握するとともに、棺や火葬場を確保する。
- (イ) 状況に応じて、都に広域火葬の応援・協力を要請する。
- (ウ) 都内で広域火葬が実施される場合、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施と住民への広域火葬体制の広報に努める。
- (エ) 都の調整の下、割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項、手順等を確認する。
- (オ) 遺体の搬送に必要な車両を確保する。
- (カ) 交通規制が行われている場合には、緊急通行車両の標章の交付を受ける。遺体収容所から受入れ火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して、遺体搬送手段の確保を要請する。

2-6 身元不明遺体の遺骨の取扱い

各機関は、それぞれ以下の活動を実施する。

機関	活動内容
警察署	1 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。 2 身元が判明したときは、着衣・所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 3 おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品とともに遺体を区長に引き継ぐ。
区	1 身元不明者の周知と身元不明遺体の保管について周知する。 2 警視庁（身元確認班）より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間（概ね1週間程度）を経過した身元不明遺体を火葬する。 3 引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。 4 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。

【遺体取扱いの流れ】



※1 自衛隊は、都の要請に基づき、行方不明者の救助・救出、遺体を関係機関へ引き継ぐ。

※2 区の要請に基づき、都保健医療局が関係機関（一般社団法人全国霊柩自動車協会等）に協力を要請

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 防疫体制の確立

被災地や避難所における防疫対策を迅速かつ的確に行うことにより、感染症の発生及びまん延を防止する。また、避難所については、感染症対策物資の配備を行うとともに、「避難所運営管理ガイドライン（感染症対策編）」に基づき運営する。

- (1) 災害の種類、程度に即応した防疫活動として、飲料水の安全管理指導や避難所及び患者発生等の消毒、ねずみ族、昆虫等（※）の駆除等の指導を行う。
- (2) 「衛生班」及び「保健予防班」を編成し、防疫活動を実施
- (3) 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡
- (4) 防疫活動の実施に当たって、対応能力が十分でないとする場合は、都保健医療局又は医師会に協力を要請
- (5) 都が活動支援や指導、区市町村調整を行う場合、協力する。
- (6) 被災地や避難所における感染症発生状況の把握
- (7) 感染症の流行状況等を踏まえた予防接種の実施
- (8) 避難所等における感染症の集団発生時の疫学調査及びまん延防止対策の実施
- (9) 一類・二類感染症など入院対応が必要な感染症患者の入院先医療機関の確保及び移送・搬送手段の確保
- (10) 被災住民に対する健康調査及び健康相談を行う。
- (11) 被災動物の保護に関する都、関係団体等への協力

第7章 医療救護・保健等対策
 第7節 具体的な取組（復旧対策）

【班別役割分担】

班名	機関	役割
保健予防班	保健所等	<ul style="list-style-type: none"> 健康調査及び健康相談の実施 避難所等の防疫指導、感染症発生状況の把握 感染症予防のため広報及び健康指導 避難所におけるトイレ、ごみ保管場所等の適正管理指導 衛生物品の配布及び調達 予防接種再開の準備・実施 患者発生時の消毒（指導）
衛生班	保健所等	<p>（食品衛生関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 炊飯所、弁当・給食調理場等の衛生確保 食品集積所の衛生確保 避難所の食品衛生指導 その他食品に起因する危害発生の防止 食中毒発生時の対応 避難所における食品取扱管理者の設置促進等食品衛生管理体制の確立 食品の衛生確保、日付管理等の徹底 手洗いの励行 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底 情報提供 <p>（生活衛生関係）</p> <ul style="list-style-type: none"> 飲料水の安全管理指導及び簡易水質検査（残留塩素測定等） 避難所等被災区域の消毒及び指導 避難所の過密状況や衛生状態の調査・確認 避難所における室内環境等の衛生確保のための助言・指導 避難所におけるねずみ族、昆虫等（※）の防除方法についての助言・指導 避難所におけるトイレ・ごみ保管場所の適正管理についての助言・指導

※ ねずみ族、昆虫等：感染症を媒介するねずみ、蚊、ハエ、ゴキブリ等のこと

第8章 帰宅困難者対策

新宿区には、1日の乗降客数が250万人を超える新宿駅をはじめ、高田馬場駅、四ツ谷駅、市ヶ谷駅、飯田橋駅等の大規模駅が存在する。その周辺には商業・業務機能が集積しており、区外より来訪した在勤・在学者や来街者等が多数滞在しているため、大規模地震発生により交通機能が停止した場合、多数の帰宅困難者による混乱が予想される。

平成23年3月11日の東日本大震災では、都内全域で約352万人（内閣府推計）の帰宅困難者が発生し、避難誘導や情報提供等の対応の不備や、徒歩による一斉帰宅や交通渋滞等の発生等の問題が発生した。

また、「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年 東京都防災会議）では、首都直下地震等が発生した場合には、帰宅困難者が都内で約453万人、新宿区内で約36万人発生することや、都心区において発生した帰宅困難者が埼玉県、千葉県等への帰宅のために新宿区内の幹線道路を中心に通過すること等が想定されている。

新宿区における帰宅困難者対策は新宿区単体では対処し切れない広域的課題であるため、国や都、他区と密に連携し、諸対策を推進する。

第1節 現在の到達状況

1 国及び首都圏における検討状況

都は、国とともに東日本大震災の教訓を踏まえ、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等からなる「首都直下地震帰宅困難者等対策協議会」を、平成23年9月に設置し、平成24年9月に最終報告及びガイドラインを取りまとめた。

その後、国と都は「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」を設置し、具体的な対策の検討を行っている。

国は、近年の鉄道の耐震対策の進展など社会状況の変化などを踏まえ、帰宅困難者対策のあり方について検討を行うことを目的として、令和3年11月に「首都直下地震等対策検討委員会」を設置し、令和4年8月に「帰宅困難者等対策における今後の検討方針」を公表した。

2 東京都帰宅困難者対策実施計画の策定

都は、平成24年11月に、帰宅困難者対策の事業方針や行政の支援策等を取りまとめた「東京都帰宅困難者対策実施計画」を策定した。

なお、令和5年の東京都地域防災計画の修正時より、東京都地域防災計画第2部震災編「第9章 帰宅困難者対策」を東京都帰宅困難者対策条例第2条に基づく「東京都帰宅困難者対策実施計画」に位置付けた。

3 東京都帰宅困難者対策条例及び新宿区災害対策推進条例の施行

都は、都民、事業者、行政等のそれぞれの役割に応じた帰宅困難者対策への取組を明文化した東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を平成25年4月に施行した。また、区においては、帰宅困難者対策に関する規定を持つ新宿区災害対策推進条例を平成25年4月1日に施行した。

4 都における検討状況

都は、東日本大震災から10年が経過し、社会情勢の変化等を踏まえ、今後の帰宅困難者対策の方向性を検討するため、有識者等で構成する「帰宅困難者対策に関する検討会議」を令和3年5月に設置し、同年12月に報告書を公表した。

5 事業所防災リーダー制度の創設・運用

都は、令和4年3月、平時はもとより災害発生時も都と直接つながって防災に関する情報を受け取り、各事業所内で帰宅困難者対策や防災対策を推進していくための「事業所防災リーダー」制度を開始した。

6 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発

都は、令和4年度から、発災時の都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を迅速に把握し、帰宅困難者等に対して情報提供するための「帰宅困難者対策オペレーションシステム」の開発を進めている。

7 一時滞在施設の確保

都は、都立施設を指定するとともに、国、区市町村、民間事業者と協力し、一時滞在施設を1,217箇所（448,479人分）確保した（令和5年1月現在）。

区においては、区有施設25か所を一時滞在施設（約8,900人分）として指定し、備蓄品を配備した。

8 災害時帰宅支援ステーションの整備

都は、混乱収拾後の帰宅支援のため、災害時帰宅支援ステーションを10,439箇所確保した。（令和4年10月現在）

9 事業所防災計画に関する告示の改正（東京消防庁）

東京消防庁では、東日本大震災における帰宅困難者等の課題を踏まえて、平成23年9月から12月まで「事業所における帰宅困難者対策検討部会」を設置し、震災後に実施した防災管理対象物に対するアンケート結果や外部有識者の意見等から事業所における帰宅困難者に係る現状、課題及び対策について検討を行った。

本部会の提言により、火災予防条例及び東京都震災対策条例に基づく事業所防災計画に関する改正告示が平成25年4月1日から施行された。

10 新宿駅周辺防災対策協議会の設置

新宿駅周辺の企業、商店街、商業・集客施設、学校、鉄道事業者、ライフライン関係機関、警察、消防及び区等は、平成14年2月に新宿区帰宅困難者対策推進協議会（現 新宿駅周辺防災対策協議会）を設置し、以降、訓練や講習会、セミナー等の実施を通じて、協議会会員事業者等の防災力向上に努めている。

協議会は平成21年3月に、自助・共助・公助の考えに基づく「新宿ルール」(① 組織は組織で対応する ② 地域が連携して対応する ③ 公的機関が地域を支える)を策定し、新宿駅周辺地域の防災対策の基本方針とした。

また、協議会は平成28年6月に、地震発生時における新宿駅周辺地域の行動ルールとして「新宿ルール実践のための行動指針」(① むやみに移動しない ② 現地本部を中心に連携する ③ 地域で傷病者に対応する)を策定した。

11 新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画の策定

国は平成24年に都市再生特別措置法の一部を改正して、大規模地震発生時の都市再生緊急整備地域内の滞留者等の安全を確保することを目的とした「都市再生安全確保計画制度」を創設した。

本制度は、都市再生緊急整備地域において設立された都市再生緊急整備協議会により策定された都市再生安全確保計画に位置付けられた防災事業に対して、補助金交付や規制緩和等の支援を行うものである。

区はこの制度を活用して新宿駅周辺地域(特定都市再生緊急整備地域)における防災機能の強化を図るため、平成26年1月、『新宿駅周辺地域都市再生緊急整備協議会』を設立し、同協議会は同年3月、『新宿駅周辺地域都市再生安全確保計画』を策定した。

第2節 課題

【被害想定】

(東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月))

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
区内滞留者数	最大 853,295 人	
帰宅困難者数	最大 359,365 人	

1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底における課題

東京都帰宅困難者対策条例で規定した内容について、区民、事業者等においても周知徹底を図り、従業員等の施設内待機に係る計画の作成や3日間の水・食料等の備蓄の促進が必要である。

一方、東日本大震災から一定の時間が経過し、企業や区民の条例認知度が低下傾向にあり、これまで以上に防災教育や普及啓発が重要である。特に区内滞留者の大半を占める企業等の従業員に対しては、より効果的な対策が求められる。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備に関する課題

東日本大震災では、通信事業者の安否確認に関するツールは十分に活用されたとは言い難く、行政と民間が連携して帰宅困難者に対する情報提供に向けた体制を整備する必要がある。都では、帰宅困難者や関係機関向けに防災ホームページや防災 X (旧 Twitter) など情報提供方法を整備してきている。

また、発災時にスマートフォンをはじめとした情報端末からの情報入手の重要性がますます高まってきており、適時適切な情報発信や通信環境の強靱化等が一層求められる。

3 一時滞在施設に関する課題

被害想定では、行き場のない帰宅困難者が多数発生すると想定されており、一時滞在施設の確保、備蓄の充実が必要である。既存の都立施設をはじめとして大規模な民間施設も含め、一時滞在施設の確保は着実に進んでおり、都内の帰宅困難者として予想される66万人に対して、約44万人分を確保している。

また、発災時に確実かつ迅速に施設運営ができるよう、平時から施設に対する支援が重要である。

4 帰宅支援に関する課題

帰宅困難者等は、救命救助活動が落ち着く発災4日目以降を目途に順次帰宅することが想定されるが、例えば、鉄道の運行が再開された場合、むやみに帰宅を開始すると駅等に滞留者が殺到するおそれがある。地震による混乱収拾後の帰宅方法についての事業者等への周知徹底や、代替交通機関による帰宅困難者の搬送体制や、徒歩帰宅者を支援する災害時帰宅支援ステーション等の支援体制の充実が必要である。

第3節 対策の方向性

1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の内容を、区民及び事業者等に周知していく。（従業員の一斉帰宅抑制、3日分の水・食料等の備蓄、駅・大規模集客施設の利用者保護、学校等における児童・生徒等の安全確保など）

都では、特に事業所防災リーダー制度を活用し、区内滞留者の大半を占める企業等の従業員への対策徹底を図るとともに、普及啓発動画を制作し、幅広い世代に訴求するようSNS・Webメディア等も活用した広報を実施していくこととしているため、区は都と連携し、周知徹底を図る。

2 情報通信基盤の整備

国、都、区、事業者等の連携による、帰宅困難者に対する安否確認や情報提供のための基盤を整備する。

都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発するとともに、このシステムが十分に活用できるよう、一時滞在施設における通信体制の強靱化等に努める。

3 一時滞在施設の確保及び運営の支援

都及び区は、一時滞在施設の確保に向けて、事業者団体に対しても一時滞在施設の提供に向け協定の締結を推進する。

また、行き場のない帰宅困難者の受入れを速やかに実施・運営できるよう、平時から一時滞在施設の運営方法について支援する。

4 帰宅支援のための対策

都及び区は、鉄道運行再開等を踏まえ、従業員等の安全な帰宅方法を検討するよう事業者等に周

知徹底を図る。また都は、帰宅支援のための代替輸送手段や、災害時帰宅支援ステーションの確保、地域での取組の推進を目指す。

5 都市再生安全確保計画制度の活用

区は、都市再生安全確保計画制度を活用して、新宿駅周辺地域の帰宅困難者対策を推進する。

第4節 到達目標

1 事業所における帰宅困難者対策の強化

東京都帰宅困難者対策条例及び新宿区災害対策推進条例に基づき、区内の事業所は、従業員等の施設内待機のための計画を策定し、従業員等への周知や3日分の備蓄の確保などの取組を行う。

2 一時滞在施設の確保及び質的向上

都及び区は、企業や学校などに所属していない行き場のない帰宅困難者を待機させるため、一時滞在施設の確保を推進する。また、発災時にもより確実に運営できる体制を整備する。

3 DXを活用した安否確認と情報提供のための体制整備

都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用するとともに一時滞在施設等の情報通信基盤の強靱化を図ることで、発災時に滞留者や帰宅困難者が必要な情報が入手でき、円滑に安否確認や一時滞在施設の案内・誘導等が行える体制を構築する。

区は、同システムを活用し、区民等に情報提供できる体制を整備する。

4 帰宅ルールなど安全な帰宅のための支援

都は、混乱収拾後に安全な帰宅方法を検討するよう、事業所防災リーダー制度等を活用して事業者にも周知徹底するほか、引き続き災害時帰宅支援ステーションの確保・周知を図る。更に徒歩帰宅が困難な要配慮者を優先的に搬送するため、バスなどの代替輸送手段を確保する。

区は、都と連携し、事業者にも周知徹底を図る。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

首都直下地震等への備えを万全とするためには、「自助」、「共助」、「公助」による総合的な対応が不可欠であり、帰宅困難者（※）等の発生による混乱を防止するため、一斉帰宅抑制などの条例に基づく取組内容を周知徹底する必要がある。

※帰宅困難者とは、事業所、学校等に通勤、通学し、又は買物その他の理由により来店し、若しくは来所する者等で徒歩により容易に帰宅することが困難なものをいう。

機関名	内容
区	1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の区民・事業者への周知徹底 2 駅前滞留者対策協議会等の設置 3 駅周辺の滞留者の一時滞在場所となる誘導先を確保
区民	外出時の発災に備えた必要な準備
学校等 教育委員会	児童・生徒等の安全確保のための体制整備
東京 消防庁	1 所轄の消防署による、駅前滞留者対策協議会等への指導・助言 2 事業所防災計画の作成状況の確認、作成の指導
事業者	1 事業所防災リーダーへの登録 2 企業等における従業員等の一斉帰宅の抑制のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 3 外部の帰宅困難者を受け入れるため10%程度余分の備蓄を検討 4 企業等における施設内待機計画の策定と従業員等への周知
集客施設 及び 駅の事業者	1 集客施設及び駅における利用者保護のための施設内における体制整備や必要な備蓄の確保 2 集客施設及び駅における利用者保護計画の策定と従業員等への理解の促進

1-1 東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底

- (1) 都は、帰宅困難者対策に関する対策全般について、東京都地域防災計画第2部震災編「第9章 帰宅困難者対策」を東京都帰宅困難者対策条例第2条に基づく「東京都帰宅困難者対策実施計画」に位置付け、取組を推進する。
- (2) 区は、区民や事業者、そして行政機関が取り組むべき基本的事項について定めた、東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組について、ホームページ、パンフレットの配布、説明会の実施等により普及啓発を図る。
- (3) 都は、都民向け防災ブックや、令和5年度に実施する「関東大震災100年」の関連イベントなど、様々な普及啓発の手段と連携し周知を図る。
- (4) 都は、事業所の防災担当者等が都と直接つながって、発災時に災害情報や防災行動の協力依頼等を届ける「事業所防災リーダー」制度を活用し、平時にも防災コンテンツ等を配信して従業員向けに一斉帰宅抑制等の普及啓発を図る。
- (5) 都は、事業所防災リーダー等を対象に、継続的に事業所の防災人材を育成するためのコンテンツをとりまとめた防災ブックを作成し、帰宅困難者対策の内容などについて普及啓発を促進する。事業所防災リーダー等を通じて事業所単位の防災力の向上を図るとともに、地域と連携した共助の取組へと促していく。また、「企業防災アドバイザー」の派遣等によ

- り、個々の事業所の状況に応じた防災対策の徹底を図る。
- (6) 都は、事業所防災リーダーを拡大し活用促進を図るため、事業所防災リーダーシステムを強化し、事業所ごとの支援用 Web ページの作成や気象警報等の即時反映など、平時も発災時も利用しやすい仕組みを開発する。また、リーダーの意義等についてより効果的に発信できるよう、企業の経営層に向けた媒体を活用するなど属性に応じた広報展開を実施する。
- (7) 都は、帰宅困難者対策の必要性を訴求する動画の活用や従業員の一斉帰宅抑制に積極的に取り組む企業等を認定する制度などを通じ、対策に協力する都民・企業等の裾野拡大を図るとともに、災害時の助け合いの気運を醸成する。動画の発信については、トレインチャンネルや電車中吊り広告等の媒体のほか、SNS や Web 広告等の媒体も活用し幅広い世代へ展開していく。
- (8) 都及び区は、都市開発諸制度等を活用しようとする大規模な民間建築物に対して、従業員用の防災備蓄倉庫等の整備の促進を図る。
- (9) 都は、一時滞在施設に指定されていない民間建物内の会議室・ホール、公開空地等を活用し、発災時に多数の来街者をより柔軟に受け入れることができるよう、エリアマネジメント団体等の活動を支援する。
- (10) 都は、都内中小企業の事業継続計画（BCP）の策定を支援するとともに、パンフレットの作成・配布やセミナーの開催等により、BCP の普及啓発及び継続的な取組を促進する。

【東京都帰宅困難者対策条例（平成25年4月施行）の概要】

- 1 企業等従業員の施設内待機の努力義務化
- 2 企業等従業員の3日分の備蓄（飲料水、食料等）の努力義務化
- 3 駅、大規模な集客施設等の利用者保護の努力義務化
- 4 学校等における児童・生徒等の安全確保の努力義務化
- 5 官民による安否確認と災害関連情報提供のための体制整備等
- 6 一時滞在施設の確保に向けた都、国、区市町村、民間事業者との連携協力
- 7 帰宅支援（災害時帰宅支援ステーションの確保に向けた連携協力等）

1-2 事業者における施設内待機計画の策定

- (1) 事業者は、「事業所における帰宅困難者対策ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、従業員等の施設内待機に係る計画を定めておく。

その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても可能な範囲において計画に明記する。テナントビルの場合や入居者が複数存在する複合ビルの場合、企業等はビルの施設管理者や他の入居者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、冊子等（電子媒体も含む。）により、施設内待機計画に係る計画を従業員等に周知する。

- (2) 事業者は、都からの防災情報等を活用するために、事業所防災リーダーへの登録を行う。
- (3) 事業者は、従業員等が企業等の施設内に一定期間待機するために、必要な水、食料、毛布、携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレトペーパー等）、燃料（非常用発電機のための燃料）等をあらかじめ備蓄しておく必要がある。その際、備蓄品の配布が円滑に

第8章 帰宅困難者対策
第5節 具体的な取組（予防対策）

できるよう、備蓄場所についても考慮する。

高層ビルに所在する企業等においては、エレベーターが停止した場合に備え、備蓄品の保管場所を分散させておくことも考慮する必要がある。また、配布場所の軽減や従業員等の防災意識向上等の視点から、事前に備蓄品を従業員等へ配布しておく方法も検討する。

発災後3日間は、救出・救助活動を優先する必要があるため、従業員等の一斉帰宅が救出・救助活動の妨げとならないよう、発災後3日間は、事業者が従業員等を施設内に待機させる必要がある。

このことから、備蓄量の目安は3日分となる。ただし、以下の点について留意する必要がある。

ア 事業者は、震災の影響の長期化に備え、3日以上以上の備蓄についても検討していく。

イ 事業者は、3日分の備蓄を行う場合についても、共助の観点から、外部の帰宅困難者（来社中の顧客・取引先や発災時に建物内にいなかった帰宅困難者など）のために、例えば、10%程度の量を余分に備蓄することも検討していく。

【従業員の施設内待機に必要な備蓄の考え方について】

東京都帰宅困難者対策条例第7条2項において規定する知事が定めるところとは、下記のとおりである。

- 1 対象となる従業員等
雇用の形態（正規、非正規）を問わず、事業所内で勤務する全従業員
- 2 3日分の備蓄量の目安
 - (1) 水については、1人当たり1日3ℓ、計9ℓ
 - (2) 主食については、1人当たり1日3食、計9食
 - (3) 毛布については、1人当たり1枚
 - (4) その他の品目については、物資ごとに必要量を算定
- 3 備蓄品目の例示
 - (1) 水：ペットボトル入り飲料水
 - (2) 主食：アルファ化米、クラッカー、乾パン、カップ麺
※水や食料の選択に当たっては、賞味期限に留意する必要がある。
 - (3) その他の物資（特に必要性が高いもの）
 - ・毛布やそれに類する保温シート
 - ・携帯トイレ・簡易トイレ、衛生用品（トイレットペーパー等）
 - ・敷物（ビニールシート等）
 - ・携帯ラジオ、懐中電灯、乾電池
 - ・救急医療薬品類

（備考）

①上記品目に加えて、事業継続等の要素も加味して、企業ごとに必要な備蓄品を検討していくことが望ましい。

（例）非常用発電機、燃料（危険物関係法令等により消防署への許可申請等が必要なことから、保管場所・数量に配慮が必要）、工具類、調理器具（携帯用ガスコンロ、鍋等）、副食（缶詰等）、ヘルメット、軍手、自転車、地図

②企業等だけでなく、従業員自らも備蓄に努める。

（例）非常用食品、ペットボトル入り飲料水、運動靴、常備薬、携帯電話用電源

- (4) 事業者は、施設内に従業員等が留まれるよう、日頃から耐震診断・耐震改修やオフィスの家具類の転倒・落下・移動防止措置、事務所内のガラス飛散防止対策等に努める。

災害発生時の建物内の点検箇所をあらかじめ定めておくとともに、安全点検のためのチェックリストを作成する。また、停電時の対応も含め、建物及び在館者（発災時建物内にいた従業員等及び従業員等以外の来所者）の安全確保の方針について、事業所防災計画等で具体的な内容をあらかじめ定めておく。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

- (5) 事業者は、発災時における従業員等との連絡の手段・手順をあらかじめ定めておくとともに、従業員等が安心して施設内に待機できるよう、その家族等との安否確認手段を従業員等へ周知する必要がある。

ア 外出する従業員等の所在確認

従業員等は、訪問先の事前連絡、訪問先変更の連絡を行うことなどにより発災時に企業等が、従業員等の所在を把握できるような対応に努める。

また、被災した場所から会社もしくは自宅の距離に応じて従業員等が取るべき対応を検討しておくことが望ましい。

イ 安否確認手段

安否確認については、電話の輻輳や停電等の被害を想定し、それぞれの通信手段網の特性を踏まえて複数の手段を使うことが望ましい。

- (ア) 固定及び携帯電話の音声ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言ダイヤル（171）

- (イ) 固定及び携帯電話のデータ通信ネットワークを利用するもの

(例) 災害用伝言板（web171）、SNS、IP電話、専用線の確保等

事業者は、従業員等に対し家族等との安否確認の訓練を行うように努める。

(例) 毎月1日・15日は、NTTの安否確認サービスの体験利用が可能であることを、社内報等を活用し、定期的に従業員へ周知する。

- (6) 事業者は、地震を想定した自衛消防訓練等を定期的実施する際に、併せて施設内待機に関する手順等についても確認し、必要な場合は改善を行う。事業者は、年1回以上の訓練を定期的実施し、当該訓練の結果について検証するとともに、必要に応じて施設内待機に係る計画等に反映させる。

- (7) 東京商工会議所新宿支部等は、ポスター・パンフレット等の配布や講習会等の開催及び企業備蓄の啓発、事業所防災リーダーの普及啓発などを行う。また、都や区、地域と連携し、団体及び会員企業向け対策を実施する。地域住民と会員企業との連携・協力について、会員企業に対し、啓発を行うとともに、団体において連携協力体制を整備する。

1-3 駅前滞留者対策協議会等の設置

- (1) 「駅前滞留者対策ガイドライン」を参考に、駅周辺等に多くの滞留者が発生した場合に備え、都及び区が連携し、あらかじめ駅ごとに、都、区、所轄の警察署・消防署、鉄道事業者、駅周辺事業者等を構成員とする、駅前滞留者対策協議会等を設置し、災害時の各機関の役割や地域の行動ルール等を定める。新宿駅周辺については、「新宿駅周辺防災対策協議会」を設置し、対策を行っている。

(2) 新宿駅周辺防災対策協議会の活動

新宿駅周辺防災対策協議会は、『新宿ルール』や『新宿ルール実践のための行動指針』に基づき、訓練、講習会、セミナー等を実施し、協議会会員事業者等の防災力向上や、発災対応力を向上させる。

また、帰宅困難者一時滞在施設の運営等に係るマニュアルを整備し、訓練を通じた検証を行っていく。

(3) 都は、都内の大規模ターミナル駅周辺など、多くの帰宅困難者が発生すると想定される地域については、区と連携し、重点的に施策を行っていくことも検討する。この際、駅前滞留者対策協議会と連携し、地域内の一定規模の施設に対し、地元区市町村と一時滞在施設の協定を結ぶよう働きかけるとともに、地域への来訪者に、自助の取組を促すよう普及啓発していく。

(4) 都は、広域的な立場から、各地域に共通する課題の検討や地域相互間の情報交換等を行うため、都内区市町村及び駅前滞留者対策協議会等が参加する東京都帰宅困難者対策フォーラムを開催する。

【新宿ルール】

新宿ルール1 組織は組織で対応する（自助）

災害時の応急対応の基本は自助である。発災時の新宿駅周辺地域においては、事業者は自らの社会的責務として、構成員や関係者に適切な対応を実施する。

- (例) ▶ 施設が安全である場合は、構成員や関係者を留める。
- ▶ 施設が安全でない場合は、構成員や関係者を避難場所等に誘導する。
 - ▶ 構成員や関係者に、正確な災害情報を提供する。
 - ▶ 構成員や関係者のためのトイレ・水・食料等を備蓄する。
 - ▶ 構成員や関係者に怪我人等が発生した場合、軽症者に応急手当を行う。

新宿ルール2 地域が連携して対応する（共助）

事業者の自助だけでは対処できない事態に対しては、事業者や協議会、関係者による地域の共助により、対応する。

- (例) ▶ 東西現地本部を立ち上げる。
- ▶ 地域に各種情報（災害情報、安否確認方法等）を提供する。
(大型ビジョン等の情報提供装置の活用)
 - ▶ 行き場のない滞留者を、避難場所や一時滞在施設まで誘導する。
 - ▶ 傷病者への適切な処置のため、地域の医療機関及び医療関係者の連携を図る。

新宿ルール3 公的機関が地域を支える（公助）

区や都、国等の公的機関は上記の自助と共助の取組を支える。

- (例) ▶ 一時滞在施設を確保する。
- ▶ 避難場所への避難誘導の仕組みを構築する。
 - ▶ 正確な情報（被害状況、交通情報、危険情報等）を地域に提供する。

1-4 集客施設及び駅等の利用者保護

- (1) 事業者は、「大規模な集客施設や駅等における利用者保護ガイドライン」を参考に、事業所防災計画等において、利用者の保護に係る計画をあらかじめ定めておく。その際、他の企業等との連携、行政機関との連携、地域における帰宅困難者等対策の取組への参加等についても、可能な範囲で計画に明記する。テナントビルの場合や事業者が存在する複合ビルの場合、事業者はビルの施設管理者や他の事業者と連携し、建物ごとの個別の事情に応じて、あらかじめ役割分担を取り決める。

事業者は、冊子等（電子媒体）により、利用者保護に係る計画を従業員等に周知し、理解の促進を図る。また、同計画を必要な箇所に配備するなどして、発災直後から利用できるような体制の整備に努める。

- (2) 事業者は、利用者の安全確保のため、発災直後の施設内待機や安全な場所への誘導案内手順について、あらかじめ検討しておく。

この際、必要と考えられる備蓄品の確保や必要とする人への提供方法、要配慮者（高齢者、障害者、難病患者、乳幼児、妊産婦、外国人）、通学中の小中学生等や急病人への対応等の具体的な内容についても検討しておく。

ア 要配慮者、通学の小中学生への対応

事業者は、施設の特性や状況に応じ、必要となる物資を検討してあらかじめ備えておくこととする。例えば、車椅子や救護用担架、段差解消板等を備えておく。また、可能な限り優先的に待機スペースや物資が提供されるように配慮する。

イ 外国人への対応

誘導の案内や情報提供などについて配慮する。例えば、英語、中国語、韓国語等の誘導案内板による対応や、外国人でも分かりやすいピクトグラム・「やさしい日本語」の活用を検討する。

- (3) 事業者は、日頃から耐震診断・耐震改修や家具類の転倒・落下・移動防止対策、施設内のガラス飛散防止対策等に努める。なお、高層ビルについては、高層階で大きな揺れの影響を受ける長周期地震動への対策を講じておく。

事業者が管理する施設に隣接して、道路や通路、広場など、自治体等が管理所有する施設がある場合は、これらの管理者と連携し、案内又は誘導に必要な経路の確保や経路上の被災時の安全確保等について確認するなど、状況に応じた施設の安全確保に努める。具体的な対象施設として、駅及び駅に接続する自治体管理の自由通路などが考えられる。事業者は、施設の安全点検のためのチェックリストを作成する。その際、事業者は、利用者が待機するための施設内の安全な待機場所リストもあらかじめ計画しておく。

- (4) 事業者は、一時滞在施設の開設が遅れることも視野に入れ、施設の特性や実情に応じて、当該施設において利用者の保護に必要な水や毛布等を備えておくことが望ましい。

- (5) 事業者は、建物所有者、施設管理者、テナント事業者等と相互に協力し、年1回以上の訓練を通じて、利用者保護の手順等について確認し、必要な場合は改善を行う。

また、事業者は、訓練の結果を必ず検証し、計画等に反映させる。訓練に当たっては、停電や通信手段の断絶など、発災時の様々な状況を想定した利用者への情報提供に関する訓練を行うことが望ましい。

1-5 学校等における児童・生徒等の安全確保

- (1) 区教育委員会は、東京都帰宅困難者対策条例に規定する児童・生徒等の安全確保の趣旨を踏まえ、必要な措置を行う。
- (2) 学校等は、学校危機管理マニュアル等に基づくとともに、必要に応じ災害時の児童生徒の安否確認ハンドブック等を参考にし、保護者等との連絡体制を平時より整備し、発災時には、児童・生徒等の学校内又は他の安全な場所での待機、その他児童・生徒等の安全確保のために必要な措置を行う。

1-6 区民における準備

区民は、外出時の災害に備え、家族その他の緊急連絡を要する者との連絡手段の確保や安否確認方法の事前共有、待機又は避難する場所、徒歩による帰宅経路の確認、歩きやすい靴などその他必要な準備をする。特に携帯電話やスマートフォンの充電用ケーブルや予備バッテリー等の準備もしておくことが望ましい。

2 帰宅困難者への情報通信体制整備

- (1) 都は、スマートフォンのGPS情報等を活用し発災時の人流混雑状況を把握するとともに一時滞在施設の開設・運営状況を把握する帰宅困難者対策オペレーションシステムを開発・運用し、都内の滞留者・帰宅困難者に対し適時適切な情報発信を実施する。
なお、令和5年度末を目途に、都内の一時滞在施設の開設・運営状況を把握するシステムを実装し、その後順次運用を開始。令和6年度末までに、人流混雑状況を含め、帰宅困難者対策に必要な機能を実装できるよう、開発を進めていく。その後、実災害等で運用し、さらなる機能向上を図る。
- (2) 帰宅困難者等への円滑な情報提供を確保すべく、関係機関の役割分担・連携要領、情報提供内容の具体的イメージ等についてあらかじめ定めた「帰宅困難者等への情報提供ガイドライン」（本章では以下、「情報提供ガイドライン」という。）を基に、国・都・区・事業者等は取組を進めていく。
- (3) 都及び区は、震災時の帰宅困難者等に対する安否の確認及び災害関連情報等の提供を行うため、通信事業者と連携して、情報通信基盤の整備及び災害関連情報等を提供するための体制を構築する。都は、都民向け防災ブックやWeb広告等、利用可能なあらゆる手段で災害時の安否確認方法について周知啓発を行う。
- (4) 区は、都が作成するホームページの帰宅困難者向けポータルサイト等も活用し、情報提供を行う。
- (5) 都は、都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者が安否確認等に使用可能なWi-Fiアクセスポイントや災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備する。また、帰宅困難者のスマートフォン等を充電可能な蓄電池を配備する。
- (6) 都は、民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者のスマートフォン等を充電するために必要な蓄電池等の機器の購入費用に対し補助を実施してきた。今後、都立施設も含め、一時滞在施設において帰宅困難者がスマートフォン等の通信端末を用いて安否確認や情報収集ができるよう、施設の電力・通信環境等を調査し、既存のインフラを活用しエリア単位で強化を図るなど具体的な取組を検討し進めていく。

- (7) 都は、電源途絶時でも帰宅困難者等が一時滞在施設を判別・認識できるよう、一時滞在施設専用の案内表示を作成し、施設へ展開する。
- (8) 通信事業者は、あらかじめ行政機関や報道機関と連携協力して、事業者及び帰宅困難者が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

また、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用伝言サービスの普及啓発に努めるとともに、防災訓練等においてパンフレットの配布や利用体験を実施する。

機関名	内容
区	事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知
都	1 帰宅困難者対策オペレーションシステムの開発・運用 2 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制整備及び情報提供ツールの周知、ガイドライン等の作成 3 都のホームページにおける帰宅困難者向けポータルサイト等の設置・運営 4 都立一時滞在施設に対し、帰宅困難者用のWi-Fi及び災害時用公衆電話（特設公衆電話）を整備。またスマートフォン充電用の蓄電池を配備 5 民間一時滞在施設に対し、帰宅困難者向けのスマートフォン充電用の機器に対し補助を実施 6 一時滞在施設における電力・通信体制の強靱化の取組推進 7 電源途絶時でも一時滞在施設を判別できるよう、専用の案内表示を作成し、施設へ配布
警察署（警視庁）	適切な情報連絡や安全な避難誘導の指示を伝えるための広報用資器材の整備
通信事業者	1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 2 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施

3 一時滞在施設の確保及び運営の支援

駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者などは、帰宅が可能となるまでの間に待機する場所がない場合が多い。そのため、このような帰宅困難者を一時的に受け入れるための施設（一時滞在施設）を確保する。

また、発災時に迅速な施設の開設につながるよう、一時滞在施設の運営のための支援を継続的に行う。

- (1) 都は、所管する施設で受入が可能なものを一時滞在施設として指定し、都民・事業者に周知する（都立施設に約9万人確保）。
- (2) 都は、広域的な立場から、国、区、事業者団体に対して、一時滞在施設の確保について協力を求める。特に、多数の帰宅困難者の発生が見込まれる主要ターミナル駅周辺を中心に、大規模な施設を有する団体等への働き掛けを強化するなどの取組を進めていく。国が所有・管理する施設については、区又は都からの要請を受け、又は自主的に国が一時滞在施設として帰宅困難者等を受け入れる。
- (3) 都及び区は、都市開発諸制度等を活用しようとする大規模な民間建築物に対して、一時滞在施設の確保に向けた環境の整備を促進する。また、開発に係る事業者等を対象に一時

滞在施設についての周知啓発を積極的に展開する。

- (4) 区は、所有・管理する施設を一時滞在施設として指定する。また、区内の事業者等に協力を求め、必要に応じて、大規模集客施設（ホール、映画館など）や学校（区立学校を除く）、民間施設について、一時滞在施設の提供に関する協定を締結するよう求める。
- (5) 事業者や学校（区立学校を除く）等は、区や都の要請に応じて、管理する施設を一時滞在施設として提供することを検討し、受入可能な場合は、区と協定を締結する。事業者団体は、加盟事業者に対して、それぞれが管理する施設を一時滞在施設として提供することについて協力依頼を行う。
- (6) 都及び区は、一時滞在施設として確保した公立施設の名称や所在地等を、原則として公表する。

民間施設等で施設管理者側が非公表を希望した場合でも、発災時は公表を前提とし、発災時は、地域における施設への誘導方法などと整合性を図ることにより開示する。あわせて行政機関や駅前滞留者対策協議会等の関係機関において情報共有する。

- (7) 「一時滞在施設の確保及び運営のガイドライン」を踏まえ、都が策定した「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」に基づき、都立の一時滞在施設は、災害時に帰宅困難者を受け入れるための体制を整備する。
- (8) 都は、要配慮者等への対応を図るため、一時滞在施設の待機スペースの一部を要配慮者への優先スペースとすることや、外国人にも分かりやすいピクトグラム等の活用、「やさしい日本語」、英語、中国語等の誘導案内板等による対応を検討するなど受け入れのための態勢を整備する。
- (9) 一時滞在施設の確保・運営に当たって行政は以下の支援をする。

ア 一時滞在施設に関する普及啓発

都及び区は、住民に対して一時滞在施設の役割や利用方法、所在地について普及啓発に努める。また、一時滞在施設を利用する際には、施設の運営に可能な範囲で協力するとともに、施設管理者が責任を負えない場合もあるといった留意事項についても併せて普及啓発に努める。

イ 防災関係機関への周知

都及び区は、一時滞在施設の名称や所在地等を、警察、消防をはじめとする各防災関係機関へ周知し、災害時における連携に努める。

ウ 民間一時滞在施設の確保に関する支援策

民間施設の協力を得るために、国、都、区は、必要な仕組みや補助等の支援策について検討する。都は地域の実情に応じて、民間の一時滞在施設に対する帰宅困難者向け備蓄品購入費用の補助や防災備蓄倉庫への固定資産税等の減免をはじめとする様々な支援策を実施する。

エ 民間一時滞在施設も含めた運営マニュアルの整備

都及び区は、「都立施設を活用した一時滞在施設の運営マニュアル」をもとに、民間一時滞在施設向けのマニュアルも整備し、一時滞在施設の迅速かつ円滑な開設・運営のための体制を支援する。

オ 民間事業者向け防災コンテンツ・アドバイス提供

都は、これまでも一時滞在施設になっている民間事業者向けに、施設運営等に関する

助言を提供し、一時滞在施設の運営体制の強化を図るための民間一時滞在施設戦略アドバイザー派遣事業を実施してきた。今後はこの事業を拡充し、企業防災アドバイザーとして、一時滞在施設以外の民間事業者も含めて事業所防災に係るコンテンツやアドバイスを発信し、事業者自身の事業継続と地域防災への関心を高めることで、一時滞在施設の確保を促進する。また、事業所防災リーダー制度とも連携し、幅広く発信していく。

4 帰宅支援のための体制整備

混乱收拾後、帰宅困難者の帰宅を支援するため、鉄道運行状況や帰宅道路に関する情報の提供、徒歩帰宅者に対する沿道支援の体制を構築する。

機関名	内容
国 都総務局 区	1 鉄道等公共交通機関が復旧した場合等の適切な帰宅方法・ルール of 事前策定について都民・事業者 to 周知
都総務局 区	1 帰宅困難者等への情報提供体制を整備し、区民・事業者 to 周知 2 災害時帰宅支援ステーションの拡充を図り、区民・事業者 to 周知 3 帰宅支援対象道路の沿道において帰宅支援を行う体制を整備
都総務局	1 全都立学校（島しょを除く。）を、災害時帰宅支援ステーションとして指定し、指定された施設への連絡手段を確保 2 災害時帰宅支援ステーションの運営に関する事業者用ハンドブックを配布 3 沿道の民間施設等について、新たな災害時帰宅支援ステーションとして位置付けることを検討 4 帰宅困難者に対し混雑状況や被害情報等を発信し、安全な帰宅を支援できるよう帰宅困難者対策オペレーションシステムや事業所防災リーダーシステムを整備 5 災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、ステッカーの統一やのぼりの設置
通信事業者	1 事業者及び帰宅困難者が情報提供を受けられる体制の整備 2 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の災害用伝言サービスの普及啓発、防災訓練等における利用体験の実施
事業者 学校	1 混乱收拾後の帰宅方法・ルールについて事前策定 2 災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発 3 協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営できる体制を整備 4 帰宅ルールを策定

(1) 混乱收拾後の帰宅方法の周知

ア 都は、国と共同で運営する、首都圏自治体、鉄道・通信事業者、民間団体等から成る「首都直下地震帰宅困難者等対策連絡調整会議」等において、鉄道等公共交通機関が復旧した場合に帰宅者が駅に集中することを避けるなど、混乱收拾後の適切な帰宅方法・ルールのあり方を検討し、事業所防災リーダーも活用しながら、区民・事業者 to 周知していく。

イ 都は、事業所防災リーダーへの情報発信や、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じた都内滞留者への情報発信を通じて、徒歩帰宅者の安全な帰宅を支援する。

ウ 事業者は、帰宅抑制ののち、混乱が收拾してから従業員等が安全に帰宅できるよう、以下の事例を参考に、事前に帰宅のためのルールを設定しておく。

(7) 帰宅時間が集中しないための対応

日頃から、従業員等の居住地、家族の事情などの把握に努め、帰宅者の順序をあら

かじめ定めておく。この際には、帰宅する方面に応じて順序を考慮することも検討する。

(イ) 帰宅状況の把握

従業員等が安全に帰宅したことをメール等の方法により確認する。

また、従業員等を班編成し、帰宅させる場合には、その班ごとにあらかじめ連絡要員を指定し、定期的に企業等と所在確認することなども検討する。

4-1 災害時帰宅支援ステーションによる支援

【災害時帰宅支援ステーション】

災害時帰宅支援ステーションとは、帰宅経路上の徒歩帰宅者を支援する施設であり、想定する施設は、学校（区立学校を除く）等の公共施設や、沿道に多数の店舗があるコンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等の民間施設である。店舗には、協定先の地方公共団体から提供を受けるステッカー等を利用者から見やすい入口等に掲出している。

災害時帰宅支援ステーションが徒歩帰宅者に対して行う主な支援内容は、水道水及びトイレの提供、地図等による道路情報及びラジオ等で知り得た通行可能な道路等の情報提供等である。

※店舗の被害状況により、実施できない場合もある。

- (1) 都は、全都立学校（島しょを除く。）を災害時帰宅支援ステーションに指定し、指定された都立学校への連絡手段を確保する。
また、沿道の民間施設等と協定を締結して災害時帰宅支援ステーションの拡大を図る。
- (2) 都は、災害時帰宅支援ステーションにおける帰宅支援が円滑に行われるよう、運営に関するハンドブックを事業者に配布する。
- (3) 都は、災害時帰宅支援ステーションを確保するため、九都県市と連携し、新たな事業者と協定を締結するとともに、災害時帰宅支援ステーションの円滑な運営のため、研修や意見交換などの普及啓発事業を実施する。また、機能充実のための検討を実施する。
- (4) 都は、災害時帰宅支援ステーションの認知度向上のため、関係団体の理解と協力を得て、ステッカーの統一やのぼりの設置を行う。
- (5) 事業者は、災害時帰宅支援ステーションの意義について普及啓発するとともに、都と協定等を締結し、災害時帰宅支援ステーションを運営する。

4-2 徒歩帰宅訓練の実施

- (1) 行政機関、通信・交通事業者、事業者、学校等は、連携して徒歩帰宅訓練等を実施し、災害時帰宅支援ステーション、赤十字エイドステーションの開設や企業等の帰宅ルールの検証など、徒歩帰宅支援の充実を図る。
- (2) 徒歩帰宅訓練は、参加者が実際に徒歩帰宅することにより、家までの経路、途中の支援施設などを把握し、運動靴や携帯可能な食品、携帯トイレなど、徒歩帰宅に必要な備品を認識し、備蓄等の契機とするように行う。
- (3) 訓練実施に当たっては、「むやみに移動を開始しないこと」という前提の下、発災後4日目以降という想定を訓練参加者に周知させるなど、工夫が必要である。

4-3 帰宅支援対象道路

- (1) 都は、帰宅支援対象道路（※）として指定した16路線について都民へ周知を図る。
- (2) 帰宅支援対象道路沿道では、災害時帰宅支援ステーションだけでなく、地域ぐるみの取組も必要である。例えば、沿道のビル・店舗が、トイレの貸し出しや休憩場所の提供を行うことや、商店等による炊き出しが考えられる。これらの取組を組織的に行うために、駅前滞留者対策協議会のような地域の徒歩帰宅支援のための協議会の取組を支援する。
- (3) 帰宅支援対象道路の沿道においては、徒歩帰宅者向けの看板や案内図の設置のほか、徒歩帰宅者のための安全な歩行空間の確保（無電柱化、バリアフリー化等）や、円滑な歩行を阻害する要因（不法占用、違法駐輪等）の解消に向けた検討を行う。

※帰宅支援対象道路：徒歩帰宅者に対する支援を効率的に行うための、都県境を越えた徒歩帰宅ルート

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 帰宅困難者対策オペレーションシステム等を活用した初動対応

1-1 情報収集と判断

- (1) 都は、都本部内に、帰宅困難者対策部門を設置し、対応する。
- (2) 都及び区は、発災直後から、都内の滞留者に対し報道機関や SNS 等を活用するなどしてなるべく迅速に安全確保のための行動を呼びかける。
- (3) 都及び区は、都内滞留者の一斉帰宅の抑制や一時滞在施設の開設の要否等を判断するため、混雑状況や被害状況、交通機関の運行状況、一時滞在施設の安全確認等の準備状況等について情報収集し、適宜 DIS 等で共有する。

また、都が開発する帰宅困難者対策オペレーションシステムについても、都本部において利用可能な機能を順次活用し、GPS 情報に基づく混雑状況や SNS 投稿情報に基づく被害状況等を収集し、対応する。

- (4) 公共交通機関の運行状況については、帰宅困難者の動向に大きな影響を与えるため、国や都、区や交通事業者が連携して情報を共有し、都内滞留者へ適切に発信する。

1-2 一時滞在施設の開設・帰宅困難者の受入

- (1) 都本部（帰宅困難者対策部門）は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、都立一時滞在施設へ直接開設要請を行う。また、区に対し、協定を締結した民間一時滞在施設へ開設要請するよう、呼びかける。
- (2) 区は、一時滞在施設の開設が必要と判断した場合、協定を締結した民間一時滞在施設など、所管の施設に対し開設要請を行う。
- (3) 施設の開設要請後は、施設管理者もしくは区が、都の DIS もしくは帰宅困難者対策オペレーションシステムにおいて施設の開設・運営状況を適宜報告する。
- (4) 施設管理者は、発災時の国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ、あるいは区からの要請等により、当該施設の待機場所や施設入口などの安全確認及び行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等による周辺状況を確認の上、一時滞在施設を開設する。

なお、施設管理者による自主的な判断による開設も妨げるものではない。

また、施設管理者は、当該施設が一時滞在施設としてあらかじめ公表されている場合において、余震等の影響で建物の安全性や周辺状況に変化が生じたことにより、一時滞在施設として開設できない場合においては、帰宅困難者等による混乱を回避するためにも、施設の入口やその他の目に触れやすい場所に、一時滞在施設として開設できない旨の掲示を行う。

- (5) 災害発生からの経過時間に応じて、目標となる一時滞在施設の運営の流れは、おおむね以下のとおりとなる。

ア 発災直後から一時滞在施設開設まで（発災直後からおおむね6時間後まで）

- (ア) 従業員の安否確認
- (イ) 建物内の被害状況の把握や施設の安全性の確認
- (ウ) 施設内の受入スペースや女性優先スペース、立入禁止区域の設定

- (エ) 従業員等による運営組織の編成、備蓄や設備の確認などの運営準備
 - (オ) 施設利用案内の掲示等
 - (カ) 電話、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、FAX、Wi-Fi等の通信手段の確保
 - (キ) 区への一時滞在施設の開設報告
- イ 帰宅困難者の受入等（おおむね12時間後まで）
- (7) 帰宅困難者の受入開始
 - (イ) 携帯トイレ・簡易トイレ使用区域の設定、医療救護所の設置などの保健衛生活動
 - (ロ) 計画的な備蓄の配布など、飲料水、食料等の供給
 - (エ) し尿処理・ごみ処理のルール確立
 - (オ) テレビ、ラジオ、インターネット等での情報の収集及び受入者へ伝達
 - (カ) 受入可能人数を超過した場合の区等への報告
- ウ 運営体制の強化等（おおむね1日後から3日後まで）
- (7) 受入者も含めた施設の運営及び区への運営状況報告
 - (イ) 公共交通機関の運行再開、搬送手段に関する情報等、帰宅支援情報の提供
- エ 一時滞在施設の閉設（おおむね4日後以降）
- (7) 一時滞在施設閉設の判断
 - (イ) 帰宅支援情報の提供による受入者の帰宅誘導

1-3 帰宅困難者・一時滞在施設等への情報提供

- (1) 都及び区は、帰宅困難者や一時滞在施設、事業所等に対し、ホームページ・SNS・デジタルサイネージなど様々な広報手段を通じて、広く災害に関する情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。適宜、報道機関とも連携して取り組む。
- (2) 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムの整備を行い、順次利用可能な機能を実際に活用していく。令和6年度末までに、都内の混雑状況や一時滞在施設の開設・運営状況を把握する機能について実装し、適宜帰宅困難者や一時滞在施設に提供・共有できるよう開発を進める。情報提供に当たっては、民間の地図アプリや報道機関とも連携するなど幅広い提供方法を検討する。
区は、同システムを活用し、帰宅困難者や一時滞在施設等へ情報提供を行う。
- (3) 都は、事業所防災リーダーシステムにより、事業所ごとのマイページに対し、適宜災害情報・鉄道運行情報や一斉帰宅抑制など防災行動に関する情報を周知する。また、発災時の行動などについての事業所からの問合せに対し、本システムを活用し、チャットボットで対応する。

2 事業所等における帰宅困難者対策

- (1) 事業所防災リーダーの活躍
 - ア 都は、事業所防災リーダーに登録されたメールアドレスやLINEアカウントに対して、発災時に様々な災害情報や防災行動のお願いなどを発信する。
 - イ 各事業所防災リーダーは、都からの発信情報を参考に、一斉帰宅の抑制など事業所内で適切な災害対策を実施する。

(2) 事業所による従業員等の施設内待機

- ア 従業員等がチェックリストにより施設の安全を確認する。
- イ 国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受けた後は、災害関連情報等を入手し、周辺の火災状況等を確認し、従業員等を施設内又は他の安全な場所に待機させる。なお、各事業所の自主的な判断による待機等の行動も妨げない。
- ウ 来所者についても、従業員等に準じて、施設内又は他の安全な場所で待機させるようにする。

(3) 施設内に待機できない場合の対応

建物や周辺が安全でない場合は、事業所は、行政機関からの一時滞在施設等(※)の開設情報等を基に、一時滞在施設等へ従業員等を誘導する。なお、誘導先は地域の事情によるものとする。また、テナントビルの場合は、施設管理者の指示に従うものとする。

※一時滞在施設、避難場所等を指す。

(4) 防災活動への参加

事業所は、事業継続のための要員を除き、可能な範囲で、被災者支援・復旧活動（特に要配慮者の保護等）に努める。

(5) 情報提供体制の確保

事業所は、災害発生時に施設内待機の判断を行うとともに、待機させる従業員等に対して災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を提供する必要がある。そのため、国、都、区は、あらかじめ報道機関や通信事業者、公共交通機関等と連携協力して、事業所が必要な情報を得られる仕組みを構築しておく。

都は、事業所防災リーダーシステム、帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、事業所へ適宜災害情報を発信していく。

(6) 学校等の対応

学校等は、児童・生徒等を保護し、必要に応じて備蓄物資等を提供する。児童・生徒等の安否等について、事前に定める手段により、保護者へ連絡する。

3 駅周辺での混乱防止

3-1 新宿駅周辺の混乱防止

発災時、公共交通機関が運行停止し、特にターミナル駅である新宿駅やその周辺は多くの人々が滞留し混乱等が発生することが想定されるが、行政の「公助」には限界があり、駅周辺の事業者や学校等が行政と連携して、混乱防止を図る。

- (1) 新宿駅周辺防災対策協議会は、発災時に活動の拠点となる現地本部等を立ち上げ、協議会参加団体と協力し地域防災活動に必要な情報を収集する。
- (2) 区及び新宿駅周辺防災対策協議会は、大型ビジョン、掲示板等様々な手法を活用し、駅周辺の滞留者に対し、災害情報の提供を行うよう努めるとともに、家族等との安否確認方法も周知する。
- (3) 新宿駅周辺防災対策協議会参加団体は、新宿駅周辺の滞留者を一時滞在施設、避難場所等へ安全に誘導し、その他帰宅困難者に対しては安全な待機を促す。

- (4) 消防署は、区等に対して、災害情報の提供等、駅周辺の二次的災害発生防止に係る支援を行う。

3-2 集客施設及び駅等における利用者保護

《国、都、区》

- (1) あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。
- (2) 都は、帰宅困難者対策オペレーションシステムを通じて帰宅困難者等へ情報発信するほか、駅前滞留者対策協議会等に対しても災害対応に必要な情報を適宜共有できるようシステムを構築していく。

《集客施設及び駅等の事業者》

- (1) 施設の安全性の確認
- ア 施設の安全の確認
事業者は、利用者及び自らが管理する施設の安全を確認する。
- イ 施設の周囲の安全の確認
国や都の一斉帰宅抑制の呼びかけ等を受け、行政機関や関係機関から提供される災害関連情報等により、火災の状況等、周辺の安全を確認する。
- ウ 利用者の保護
安全を確認できた場合、利用者を施設内の安全な場所で保護する。なお、各施設管理者による自発的な対応を妨げるものではない。
- (2) 一時滞在施設への誘導等
- ア 事業者等による案内又は誘導
保護した利用者については、区や関係機関との連携の下、事業者や新宿駅周辺防災対策協議会等が一時滞在施設へ案内又は誘導することを原則とする。
- イ 一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合
災害発生時、一時滞在施設への案内又は誘導が困難な場合においては、各事業者は、区や関係機関と連携し、施設の特性や状況に応じ可能な限り待機中の施設又は隣接施設の協力を得て、当該施設が、帰宅が可能になるまでの間、一時的に受け入れる一時滞在施設となることも想定する。さらに、利用者を保護した施設が、一時滞在施設となる場合は、施設の安全性や確保可能なスペース等を勘案し、外部の帰宅困難者等の受け入れについても検討する。
- (3) 建物や周辺が安全でないために、施設内保護ができない場合の対応
建物や周辺が安全でないために、施設内で利用者を保護できない場合は、区や関係機関との連携の下、事業者が一時滞在施設等へ利用者を案内又は誘導することを原則とする。
- (4) 要配慮者への対応
利用者保護に当たって、事業者は、区や関係機関とも連携し、あらかじめ定めた手順等に基づき、要配慮者のニーズに対応する。
- (5) 利用者に対する情報提供
事業者は、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等を行政機関や関係機関から入手し、施設内で待機している利用者に情報提供する。例えば、施設に備わる電子掲示板や放送設

第8章 帰宅困難者対策

第6節 具体的な取組（応急対策）

備を活用するなど、施設の特性や状況に応じて多様な手段を用いることにより情報提供を行う。

《鉄道事業者》

- (1) 駅利用者に対し、構内放送や駅周辺の地図を配布するなど、駅から誘導場所までの情報を提供する。
- (2) 駅利用者に対し、列車や代替輸送などの運行情報を提供する。

《区》

区は、あらかじめ報道機関や通信事業者等と連携協力して、事業者が必要な情報を得られる仕組みを構築する。

区は、都と連携して、帰宅途中で救護が必要になった人のために、区内の主要駅周辺等に医療救護所を設置する等、応急救護対策を実施する。

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 帰宅ルール等による安全な帰宅の推進

職場や一時滞在施設等に留まった帰宅困難者は、地震発生以降の混乱が落ち着いた後、特に、救出・救助活動が落ち着くと考えられる発災後おおむね4日目以降、順次帰宅することを想定している。一方、混乱が収拾し鉄道等の公共交通機関が復旧した際には、留まっていた帰宅困難者が駅などに集中し、再度混乱を生じるおそれがある。

こうした帰宅の集中を避けるため、関係機関や事業者が連携して情報を収集し、安全な帰宅が実現できるよう対応する必要がある。さらに混乱が収拾し帰宅が可能な状況になったとしても、特に長距離の徒歩帰宅が困難な要配慮者等に対しては、優先的に代替輸送機関による搬送が必要となる可能性がある。

(1) 帰宅ルールの周知・運用

ア 事業者は、従業員を帰宅させるに際しては、様々な災害関連情報を従業員に提供し、事前に策定した従業員の安全な帰宅のためのルールに基づき実施するよう留意する。特に事前にルールがない場合でも、集中して帰宅せず少しずつ分散させるなど呼びかけるようにする。

イ 事業所防災リーダーは、事業所防災リーダーシステムを通じて都から発信される情報等も参考に、帰宅方法を従業員等に周知する。

ウ 都及び区は、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて、交通機関の運行情報や都内の混雑状況等を事業者や帰宅困難者等に発信する。その際、混雑が集中しないよう、分散して帰宅することなどを積極的に周知する。

(2) 鉄道運行情報等の提供

ア 都は、国及び九都県市等と連携し、災害時帰宅支援ステーションや代替輸送手段等の確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等について報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や区民等に提供する。

イ 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。

ウ 関東運輸局は、所管区域の総合的な交通情報の集約・提供を行うとともに、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。

エ 鉄道事業者は、折り返し運転の実施状況、乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を区や報道機関に提供する。国土交通省の「大阪北部地震における運転再開等に係る対応に関する連絡会議」の結果を踏まえ、「運転再開までの対応」や「利用者への情報提供」などについて検討し、見直しが必要な事項については、各事業者の防災計画を改定するなどして対応する。

オ バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を区や報道機関に提供する。

カ 報道機関は、行政機関や交通機関等からの情報について、区民・事業者に提供する。

(3) 代替輸送手段の確保

- ア 国の緊急災害対策本部（緊急災害現地対策本部）で、内閣府作成の「帰宅困難者等搬送マニュアル（仮称）」に基づき、搬送オペレーションに係る総合調整を行う。
- イ 国や都は、バス・船舶による代替輸送手段を確保する。
- ウ バスの運行に当たっては、鉄道折り返し駅までの短距離区間のピストン輸送など、効率的な形態により実施する。
- エ 調達できるバス・船舶には限りがあるため、代替輸送の利用者については、原則、要配慮者を優先する。
- オ 区は、都や交通事業者などからの情報により、徒歩帰宅者を利用可能な交通機関や代替輸送などに誘導して、帰宅を支援する。
- カ 関東運輸局は、代替交通手段の確保のため、代替交通の許可等を速やかに行う。
- キ 関東地方整備局は、船舶運行情報（利用可能な岸壁、海上経路、船舶情報等）の収集・提供を行う。
- ク バス事業者は、運行状況、鉄道に乗り継ぎが可能な路線等に係る情報を都や報道機関に提供するとともに、バス等による代替輸送手段を確保する。

2 徒歩帰宅者の支援

帰宅困難者が帰宅するに当たっては、交通機関の輸送力については限りがあることから、自宅まで帰宅可能な距離にある帰宅困難者は、原則として徒歩で帰宅するよう促さなければならない。このため、帰宅困難者等の秩序立った徒歩帰宅を促すため、徒歩帰宅支援を充実させる。

- (1) 都は、円滑な徒歩帰宅に向けて、災害時帰宅支援ステーション確保などの帰宅支援体制を構築するとともに、帰宅支援の実施状況、災害関連情報や公共交通機関の運行情報等についてガイドライン等に則り報道機関や帰宅困難者対策ポータルサイト、事業所防災リーダーシステムや帰宅困難者対策オペレーションシステム等を通じて事業者や都民等に提供する。
- (2) 区は、徒歩帰宅訓練の実施等を踏まえて、事業者等と連携し、徒歩帰宅者への情報提供、誘導など円滑な徒歩帰宅支援を行う。
- (3) 事業者・学校等は、帰宅経路沿いの被害状況などの情報や、行政及び関係機関（テナントビルの場合は、施設管理者を含む。）から提供される災害関連情報等により、従業員等が安全に帰宅できることを確認し、企業内で定めた帰宅の優先順位等あらかじめ定めた手順により従業員等の帰宅を開始する。その際、職場近隣在住者については自宅までの帰路の安全が確認された人等から順に段階的に帰宅させることも検討する。
- (4) 事業者等において、災害時帰宅支援ステーションに指定されている施設は、徒歩帰宅者を支援する。

第9章 避難者対策

第1節 現在の到達状況

1 避難体制の整備

都は、自治体の枠を越え、迅速な連携を可能にするための枠組みづくりを目指し、検討を進めている。また、区市町村における要配慮者対策の支援や外国人への防災知識の普及・啓発等、高齢者や障害者、外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について検討を進めている。区は、都の広域避難対策に連携・協力し、避難体制の整備を進めている。

2 避難場所・避難道路の指定及び安全化

都は、区部においては避難場所221箇所、地区内残留地区40箇所、避難道路49kmを指定している（令和4年7月現在）。避難場所は、指定された避難場所までの避難距離が3km未満となるようにその避難圏域を指定し、避難場所周辺での大規模な市街地火災が発生した場合のふく射熱を考慮した利用可能な空間として、避難計画人口一人当たり1m²以上を確保することを原則としている。

区の避難場所としては11箇所が指定されており、また、地区内残留地区として2箇所が指定されている。なお、このうち区内にある10箇所の避難場所を災害対策基本法第49条の4に基づく指定緊急避難場所として指定している。また、広域的な避難路及び輸送路を確保するため、都と連携し、「新宿区特定緊急輸送道路沿道建築物耐震化促進事業要綱」により、特定緊急輸送道路に係る沿道建築物の耐震化を進めている。

3 避難所の指定及び管理運営の整備

令和5年1月現在、区では、一次避難所60箇所、二次避難所（福祉避難所）69箇所を災害対策基本法第49条の7に基づく指定避難所として指定している。一次避難所及び二次避難所の耐震化は完了済である。また、「避難所運営管理マニュアル（避難所ごと）」、「新宿区二次避難所（福祉避難所）運営マニュアル（標準版）」、「新宿区避難所開設・運営方針」を策定し、各避難所の運営を支援している。

第2節 課題

【被害想定】

(東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月))

被害項目		都心南部直下地震	多摩東部直下地震
避難者数		41,038人	44,708人
避難所へ避難する人		27,359人	29,805人
避難所以外のところへ避難する人		13,679人	14,903人
電力	停電率	3.5%	3.7%
通信	不通回線率	0.4%	0.4%
上水道	断水率	15.8%	18.1%
下水道	被害率	3.2%	3.1%
ガス	供給停止率	0.0%	0.0%

1 避難体制の整備

避難時の情報収集伝達体制、避難誘導体制等とともに、自治体の枠を越える大規模災害時における、避難先の確保や広域避難も含めた的確な避難誘導の在り方について検討が必要である。

また、昨今の災害を踏まえ、高齢者や障害者、外国人など要配慮者をはじめ、避難者が安全に避難できる体制について、更なる検討が必要である。

2 避難場所の指定

避難場所によっては、指定された避難場所が遠く、その避難距離が長くなる場合があるため、避難場所の新規・拡大指定を図り、避難距離を短縮する必要がある。

3 避難所の指定及び管理運営の整備

避難所における安全・安心の確保や、女性・要配慮者等のニーズに応える必要がある。

第3節 対策の方向性

1 避難体制の整備

的確な避難指示等の発令、避難誘導や衛生管理の徹底等による避難所生活の安全・安心の確保など、住民の避難全般にわたる対策を総合的に推進する。

2 避難場所の指定及び安全化

避難有効面積や避難距離等を踏まえた、避難場所の指定及び安全化を図る。

3 避難所の指定及び管理運営の整備

避難所における安全性の確保や女性・要配慮者等の視点が反映された避難所運営管理マニュアル等の整備を図る。また、車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者への配慮について定める。

第4節 到達目標

1 避難体制の整備

都は、自治体の枠を越えた避難先の確保や避難誘導の仕組みを構築していく。また、要配慮者災害用セルフプラン作成の推進等、避難行動要支援者を適切に避難誘導できる体制を整備するほか、外国人が情報を迅速に収集し、適切な避難行動等をとれる体制を整備していく。

2 避難場所の確保や安全性等の確保

都は、防災都市づくり推進計画〈基本方針〉（令和2年3月（令和3年3月一部修正））に基づき、避難場所の確保を進めていく。

- (1) 全避難場所で避難有効面積（1人当たり1㎡以上）を確保
- (2) 令和7年度までに避難距離が3km以上となる避難圏域を解消
- (3) 避難場所の安全性や利便性の向上

3 女性・要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制の確立

安全性を考慮した避難所の確保とともに、専門性を有したボランティア・区民活動団体等の外部支援者とも連携しながら、女性・要配慮者等の視点も踏まえた避難所運営体制を確立する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 避難体制の整備

ここでは、震災時における避難体制の整備について記載する。洪水時の避難体制は、『第3編 風水害対策計画』に記載する。

1-1 区における対策

- (1) 水害や土砂災害等との複合的な災害を考慮し、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画するよう努める。
- (2) 地域又は町会・自治会単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- (3) 避難指示等を発令するいとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- (4) 2以上の区市町村にわたって所在する避難場所又は2以上の区市町村の住民が避難する避難場所の運用について、関係する区市町村があらかじめ協議して対処する。
- (5) 避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じるとともに、その内容及び方法等について、あらかじめ運用要領を定めておく。措置内容はおおむね次のとおりである。
 - ア 避難場所の規模及び周辺状況を勘案し、運用に要する職員を適切に配置する。
 - イ 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - ウ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
 - エ 避難場所の衛生保全に努める。
 - オ 避難期間に応じて、飲料水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - カ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- (6) 効率的・効果的な避難を実現するため、避難場所や避難所、一時集合場所などの役割、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等を行いつつ、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。
- (7) 水害や土砂災害等との複合的な災害を考慮し、内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」を参考にし、避難すべき区域及び判断基準（具体的な考え方）を含めたマニュアルを策定するなど、避難指示等が適切なタイミングで適当な対象地域に発令できるよう努める（「第3編 風水害対策計画 第3部 第7章 避難」(P.439)参照）。

また、避難指示等を発令する際に、国又は都に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておくものとする。

- (8) 混乱の発生を防止するために、避難場所に至る前に避難者が一時的に集合して集団を形成し、秩序正しい避難態勢を整える場所として、一時集合場所を各防災区民組織が選定し、区に届出る。一時集合場所は、集合した人の安全が確保されるスペースを有し、地域住民の生活圏と結びついた学校のグラウンド、神社・仏閣の境内、公園、緑地、団地の広場等

を基準として選定する。

- (9) 都及び東京消防庁と協働して、防災区民組織を中心とした要配慮者対策に関する訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- (10) 高齢者、障害者、外国人等を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、防災区民組織等の協力を得ながら、平常時より要配慮者に関する情報の把握・共有、避難誘導體制の整備を図る。
- (11) 区は、安否確認や避難支援、情報提供について、障害者団体等と連携して取り組む。
- (12) 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの活用を促進する。
- (13) 地区内残留地区は、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため、区は、平常時から、神社・仏閣の境内、近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。
- (14) 災害時において、避難者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。

1-2 都における対策

都は、自治体の枠を越えた広域避難の体制を構築するため、区市町村や関係機関等と連携して、避難先の確保や的確な避難誘導の在り方について検討していく。

1-3 教育委員会における対策

災害状況に応じ、校長を中心に全校職員が協力して、児童生徒等の安全確保が図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。

【児童生徒等の避難計画】

- ア 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者に周知する。
- イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。
- ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
- エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
- オ 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の状況を想定し、代替手段を確保する。
- カ 児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。

1-4 消防署（東京消防庁）における対策

- (1) 区等と協働して、防災区民組織を中心とした要配慮者に対する防災訓練を実施するなど、地域の防災行動力の向上に努める。
- (2) 区が整備する救急直接通報等を活用して、対象者の情報収集及び安全確保を図る。
- (3) 避難行動要支援者等の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。
 - ア 区と連携して避難行動要支援者等を近隣で助け合う地域協力体制づくりを推進する。

- イ 社会福祉施設等の被災に備え、町会・自治会・防災区民組織、近隣事業所及びボランティア等による協力体制づくりを推進する。
- (4) 社会福祉施設等と事業所、町会、自治会等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するようその促進を図る。
- (5) 「地震その時10のポイント」における「確かな避難」に係る知識及び地震から身を守る「7つの問いかけ」についての普及や、防火防災診断及び住まいの防火防災診断を通じた被災しない環境づくりについて取り組む。

2 避難場所・避難所等の指定・安全化

機関名	内容
区	1 避難所の指定・確保及び住民への周知 2 避難所の安全性確保
区内消防署 (東京消防庁)	1 消防水利の整備 2 避難所における消防用設備等の維持管理状況等の確認
東京電力 東京ガスグループ	避難道路沿い施設の安全化

2-1 区における対策

- (1) 災害対策基本法及び施行令に基づき指定緊急避難場所及び指定避難所（指定一般避難所及び指定福祉避難所の別を含む）を指定した場合は、都に報告するとともに、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (2) ハザードマップの配布などにより、指定緊急避難場所や避難路等の周知に努める。また、指定緊急避難場所は災害種別ごとに指定されることや指定緊急避難場所と指定避難所は役割が違うこと、指定福祉避難所は受入対象者が特定されていることなどについて、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 区地域防災計画において、あらかじめ避難場所、避難所及び二次避難所（福祉避難所）を指定し、住民に周知しておく。
- (4) 避難場所等を指定した場合、警察署、消防署等関係機関に連絡するとともに、東京都災害情報システム（DIS）への入力等により、都に報告する。
- (5) 避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する学校、公民館等の建物という。避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。
- ア 避難所は、原則として、町会（又は自治会）又は学区を単位として指定する。
- イ 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等（学校、公民館等）を利用する。
- ウ 避難所に受け入れる避難者数は、おおむね居室3.3㎡当たり2人とする。ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（東京都避難所管理運営の指針別冊）」を参考にするとともに、避難所が過密にならないよう努めるものとする。
- エ また、自宅に被害があり、生活できない自宅療養者等を一時的に避難所に受け入れる場合は、都、健康部等の関係各所と連携し、適切な対応につなげる。

- (6) 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、また、消防用設備等の点検を確実にを行う等、計画的に安全性を確認・確保するとともに、避難者の性別も踏まえプライバシーの確保や生活環境を良好に保つよう努める。
- (7) 自宅や避難所で生活している高齢者や障害者等に対し、状況に応じ、医療や介護など必要なサービスを提供するため、あらかじめ社会福祉施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定しておく。
- (8) 二次避難所（福祉避難所）は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて高齢者や障害者等の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を利用する。
- (9) 二次避難所（福祉避難所）として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。
- (10) 避難所が不足する場合に備え、都立施設や国の施設、ホテル・旅館、民間施設等の活用など、避難所等の確保に努める。
- (11) 多くの帰宅困難者が発生することを想定し、帰宅困難者用の一時滞在施設を整備している。
- (12) 避難場所については、避難に必要な災害用トイレや災害時特設公衆電話などの施設・設備を含めて整備する。
- (13) 避難所には、受け入れた避難者が安否確認や情報収集を行いやすくするため、災害時特設公衆電話を整備するとともに、発災時の速やかな設置や利用者の適切な利用への誘導が可能な体制整備に努める。
- (14) 新たな感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討する。

3 避難所の管理運営体制の整備等

3-1 区における対策

- (1) 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、東京都福祉局が策定している「避難所管理運営の指針」等に基づき、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成する。
- (2) 避難所内で使用する備蓄物資については、可能な限り、燃えにくい素材のもの（不燃性・難燃性のある製品、防災品など）を使用するなど、適切な防火対策に努める。
- (3) 避難所における貯水槽、災害用トイレ、マット、非常用電源、発電機、移動系無線機等の通信機器等のほか、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。
- (4) 内閣府が取りまとめた「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」を踏まえ、避難所の運営において、管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、女性の視点等を意識した避難所運営の重要性を関係者に周知する。

また、避難所における女性や子ども等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等の昼夜問わず安心して使用できる場所への設置、照明の増設、注意喚起のためのポスターの掲載など、女性や子ども等の安全に配慮するよう努める。また、

関係機関等と連携の下、被害者への相談体制の構築に努める。

- (5) 避難所の運営において、ケア等のプライバシーを保護するために個別スペースを用意するなど、要配慮者のニーズに配慮した避難所の運営に努める。
- (6) 地域内の公立小中学校等を避難所として指定したときは、食料の備蓄や必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。
- (7) 都に人的あるいは物資の支援を要請する際に、より具体的な内容を伝達できるよう、体制整備を図る。
- (8) 避難所においてボランティアを円滑に受け入れられるよう、体制整備を図る（「第2章 第5節 6 ボランティア」(P.55) 参照）。
- (9) 福祉関連のボランティアの派遣について、地域内の福祉関係団体等とあらかじめ協定等を締結するなど体制整備を図る。
- (10) 障害者が必要な情報を迅速かつ的確に取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、福祉関係団体やボランティア等の協力を得て、情報提供及び情報発信体制の整備に努めるものとする。
- (11) 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。
- (12) 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するなど、避難所の防火安全対策を促進する。
- (13) 都、都獣医師会等と連携し、飼養動物の同行避難の体制づくりを進めるとともに、都、関係団体が行う動物救護活動への協力体制を整備する。
- (14) 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等に関するマニュアルを作成する。
- (15) 避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れる。
- (16) 各避難所の運営者は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、区と定期的な情報交換に努める。
- (17) 避難所において障害者や障害特性への理解推進を、ポスターの掲載などを通じて努める。

3-2 教育委員会における対策

避難所に指定されている区立学校の校長は、「学校危機管理マニュアル」に基づき、学校教職員と区職員（学校職員以外の応援職員等）との役割分担について協議の上、学校教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定する。

3-3 消防署（東京消防庁）における対策

- (1) 避難所の防火安全対策を策定し、区に対し、「避難所管理運営マニュアル」に反映するよう働き掛ける。
- (2) 避難所運営組織の中で、防火担当責任者を指定するように、区に働きかける。
- (3) 区の地域防災計画に指定されていない避難所の防火安全対策を策定し、区等の避難所運営を支援する。

4 要配慮者等の安全確保

4-1 要配慮者支援体制の確保

災害時において、高齢者や障害者、外国人等の要配慮者が正しい情報や支援を得て適切な行動がとれるとともに避難生活等を送るためには、防災区民組織や近隣住民等による協力が必要であり、そのための救助活動等の支援体制づくりを推進する。その際、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方など多様な性の在り方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

- ※ 要配慮者：発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活などの各段階において特に配慮を必要とする者。具体的には、「高齢者、障害者、外国人、難病患者、乳幼児、妊産婦」等を想定。
- ※ 避難行動要支援者：要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者。具体的には、区が定める要件により、避難行動要支援者名簿の登録対象となる人である。

(1) 「避難行動要支援者名簿」の作成

区では、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）を作成し、発災時の避難等に支援を必要とする人を事前に把握し、主に地域で安否確認を行うために区内警察署、消防署、民生委員・児童委員、防災区民組織等に本人同意を得た上で配布している。また、一定の要件で抽出した災害時要援護者名簿（対象者名簿）を作成し、発災時には、安否確認用として区の関係部署、区内警察署、消防署等へ配布することとし、重層的な備えに努めている。

平成25年6月に災害対策基本法が改正され、避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とするため、区市町村の避難行動要支援者名簿の作成が義務付けられた。区では当初、対象者名簿を「避難行動要支援者名簿」と位置付けてきたが、現在は、申請方式名簿と対象者名簿とを一体化した名簿を、災害対策基本法に規定する「避難行動要支援者名簿」として位置づけ、活用している。

避難行動要支援者の安否確認については、発災直後の近隣による声かけ、一時集合場所など一時的に退避した場所を拠点とする安否確認や避難誘導、避難所を拠点として防災区民組織（町会・自治会等）、民生委員・児童委員及び避難所運営管理協議会を中心に避難者の協力を得て安否確認を行うなど、複数のルートを通じて対応する。

【名簿登載者】

（対象者名簿）

- ① 要介護3以上の方
- ② 身体障害者手帳2級以上の方
- ③ 愛の手帳2度以上の方

（申請方式名簿）

- ④ 災害時の避難等に支援を必要とする方

【名簿記載事項】

（対象者名簿）

〈本人〉 ① 氏名、② 生年月日、③ 性別、④ 住所、⑤ 電話番号その他の連絡先

第9章 避難者対策
第5節 具体的な取組（予防対策）

⑥ 対象内容（登録される事由となる身体状態等の別）

⑦ 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し区長が必要と認める事項

（申請方式名簿）

〈本人〉 ① 氏名、② 生年月日、③ 性別、④ 住所、⑤ 電話番号、⑥ 申出理由、

⑦ 本人の状況

〈緊急時の連絡先〉 ① 氏名、② 住所、③ 電話番号、④ 登録者との関係

【名簿の作成方法】

（対象者名簿）

区が保有している対象者の個人情報を集約して作成する。

（申請方式名簿）

対象者からの名簿登録申出書を集約して作成する。

【名簿の更新】

名簿に掲載する方及びその情報は、原則半年に1回更新する。

※ 名簿の提供先においては、名簿管理責任者、鍵のかかる保管場所等の必要事項を決定する。区は、提供先に対し、必要以上の名簿複製禁止や秘密保持義務等の名簿管理に関する原則について啓発し、定期的に管理状況の報告を受ける。

※ 支援の際は、支援者の安全が前提であること、名簿掲載者を助けられない場合があることを名簿掲載者及び支援者に周知する。

(2) 要配慮者災害用セルフプラン作成の推進

令和3年5月の災害対策基本法改正では、避難行動要支援者について、「避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置」について定める個別避難計画について、区市町村による作成が努力義務化された。区では、逃げないですむ安全安心なまちづくりを推進しており、特に発災時に命を守るためには、自助の取り組みが重要である。このため、自宅での生活を継続するために必要な備えをするとともに、避難所へ行った際に適切な支援を受けられるようにするため、「要配慮者災害用セルフプラン」の様式を避難行動要支援者名簿掲載者に対し送付し、作成を推進している。

さらに、避難行動要支援者に対する支援の実効性を高めるため、障害者団体やケアマネジャー、民生委員・児童委員協議会、町会・自治会等へセルフプランについて説明し、支援に取り組んでいる。

(3) 要配慮者の避難に係る普及啓発

区は、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（高齢者総合相談センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者等の要配慮者の避難行動に対する理解の促進を図る。

また、都と連携した避難行動要支援者に対する訓練等を実施する。

都は、外国人に対し、多言語化した東京都防災ホームページや「東京くらし防災」等を作成し、普及啓発に努めている。

(4) 要配慮者に対する福祉サービスのコーディネート

通所、訪問等のサービスを利用している高齢者、障害者等の要配慮者へのサービスが滞り、身体機能の低下によって災害関連死が起こることを防ぐため、区はサービスを提供する事業者との連携に努めている。

事業者は、サービス利用者の安否を確認し、福祉的視点から、震災時においても状況に応じた支援の提供、救助の要請等を行い、特に災害関連死のリスクの高い要配慮者を援助する。区はこうした事業者の取組を総合的に支援していく。

(5) 地域が一体となった協体制の推進

消防署は、震災時において周囲の状況に的確、安全な避難行動をとることが困難である要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協体制づくりを推進し、社会福祉施設の被災に備え、町会・自治会・防災区民組織、近隣事業所及びボランティア等による協体制づくりを推進する。

(6) 緊急通報システムの整備

区は、平常時の福祉、救急対策事業として、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯、重度身体障害者等の安全を確保するため、病気等の緊急時に通報できるシステムを整備してきたところであるが、一層の活用を図るよう努める。

(7) 災害時要援護者名簿（申請方式名簿）登録者への家具転倒防止器具無料取付け

要配慮者の安全を確保するため、災害時要援護者名簿（申請方式名簿）登録者を対象に、家具転倒防止器具の取付けを無料で行う（器具無料は5点まで）。

(8) 災害時要援護者名簿（申請方式名簿）登録者への280MHz帯戸別受信機（防災ラジオ）の無償貸与

災害時の避難行動に支援を必要とする災害時要援護者に対して、災害情報を確実に伝達するため、280MHz帯戸別受信機（防災ラジオ）を無償貸与する。

4-2 防災意識の普及・啓発

(1) 要配慮者防災行動マニュアルの作成

区は、「要配慮者防災行動マニュアル いざ大地震に備えて（令和4年10月）」を作成し、災害時要援護者やその介護者、社会福祉施設及び防災区民組織に配布し、防災知識の普及・啓発に努めている。

(2) 外国語によるパンフレット等の作成

区は、外国人向けに生活情報紙や外国語広報紙を活用し、災害対策についての外国語による啓発を行っている。また、東京消防庁では、外国人用に英語、中国語、ハンガール語、タイ語、フィリピン語による「消防119」のパンフレットを作成し、配布を行っている。

(3) 防災訓練の充実

区は、要配慮者を対象とした防災訓練の実施及び防災区民組織等との連携による防災訓練の実施を推進し、防災行動力の向上に努める。

4-3 災害時における対策

(1) 二次避難所（福祉避難所）の指定

区は、高齢者や障害者等のための二次避難所（福祉避難所）として、次に掲げる施設を指定し、自宅や避難所での生活が困難な人を収容する。

ア 高齢者用：地域交流館、児童館、子ども家庭支援センター、シニア活動館、薬王寺地域ささえあい館、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設 等

イ 乳幼児親子・妊婦用：子ども総合センター（障害のある乳幼児の親子等）

ウ 障害者用：区立福祉作業所、障害者福祉センター、新宿生活実習所、あゆみの家、新宿養護学校、障害者生活支援センター、シャロームみなみ風

(2) 要配慮者への対応

区は、高齢者、障害者等に対する応急対策等を行うため、福祉部、健康部、関係各部の連携のもと、各避難所運営管理協議会の女性・子ども部や民間ボランティア団体と協働し、安否確認や支援サービス等必要な総合的対策を行い、きめ細かく対応する。

(3) 仮設住宅の建設及び入居者の選定

都は、仮設住宅を建設する際、必要に応じ高齢者や障害者世帯に配慮した設備、構造の住宅を建設する。また、区は、仮設住宅の入居者の選定にあたっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。

(4) 社会福祉施設等の活用

平成27年度から特別養護老人ホーム等の社会福祉施設と二次避難所（福祉避難所）の開設と運営に関する協定を締結している。今後も社会福祉施設等を二次避難所として利用できるように、関係機関と協議していく。

(5) 巡回保健相談の実施

災害時は、区災対健康部を中心に避難所、被災地住民、仮設住宅への巡回保健相談を行うが、その際、要配慮者に対しては、よりきめ細かい対応を行う。

(6) 食料、トイレ対策

ア 食料対策

区は、乳幼児、高齢者等に配慮した食料の供給を図るため、飲料水、粉ミルク、離乳食、おかゆ等の備蓄を行っている。

イ トイレ対策

区は、高齢者、障害者等に配慮し、車イスにも対応できる仮設トイレの備蓄を行っている。

ウ 二次避難所（福祉避難所）への備蓄

区は、二次避難所（福祉避難所）に、ポータブルトイレ、簡易ベッド、飲料水、食料、発電機などの備蓄を行っている。

4-4 社会福祉施設の安全対策

東京消防庁は社会福祉施設の防火対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、これまで、高齢者や障害者を対象とした施設等に、スプリンクラー設備、消防機関に直結する火災通報装置の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差・傾斜の解消等に努めてきた。今後も次のような施策推進に努めるとともに、自衛消防隊による施設自身の防災行動力の向上や地域との連携を図る。

- (1) 事業所、町会、自治会等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結する要素の促進を図る。
- (2) 総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動を実施する。
- (3) 各施設における自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。
- (4) 簡易ベッドや発電機等の備品の確保に努める。

5 車中泊

- (1) 区は、発災時の混乱防止に向け、以下の事項について、ホームページ、其他媒体等で、予め区民に普及啓発し意識の醸成に努める。

(啓発事項)

- ・東京都震災対策条例の趣旨（車両による避難の禁止）
 - ・大震災時の交通規制及び新たな自動車の乗り出し自粛依頼
 - ・緊急輸送道路以外の道路等も避難所支援等に必須の輸送路であり、閉塞すると支援が滞る懸念があること
 - ・都内の大規模な公園等は発災時の用途が定められていること
 - ・過去の災害においても、車中泊等により健康被害が生じており、健康リスクが存在しうること
- (2) 区は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平素から避難所環境の整備等に努めていく。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 避難場所等の定義

震災時には、がけ崩れや延焼火災の拡大等により、生命に危険が及ぶような場合や、家屋の倒壊・焼失などにより避難を余儀なくされる場合がある。このような場合の避難について避難場所等の整備と避難者の安全確保を図る必要がある。

なお、避難場所等の定義は次のとおりとする。

(1) 一時（いつとき）集合場所

避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、各防災区民組織が、近隣の公園等を選定している。

(2) 避難場所

大震災時に発生する延焼火災やその他の危険から、避難者の生命を保護するために、必要な面積を有する大規模公園、緑地、耐火建築物地域等のオープンスペースをいい、都が指定している。

(3) 地区内残留地区

都は、地区の不燃化が進んでおり、万が一火災が発生しても大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要しない区域として、地区内残留地区を指定している。

(4) 避難道路

避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速にかつ安全に避難させるため、都があらかじめ指定した道路をいう。

(5) 避難所（一次及び二次）

家屋の倒壊や焼失などで、住居を失った者又は現に被害を受けるおそれのある者及び救援を要する者を一時的に受け入れ、保護するために開設する場所で、区が指定する学校、区有施設等をいう。

2 避難場所等の整備

2-1 一時（いつとき）集合場所

一時集合場所は、各防災区民組織が、付近の公園等を選定しており、令和5年11月1日現在208箇所が届出されている。今後も、地域の実情（安全度等）に合わせて、見直しを行っていく。

2-2 避難場所

都は東京都震災対策条例に基づき、区部を対象に避難場所の指定と地区割当計画を行っており、おおむね5年に1回、各区を通じて地域の意見と区の意見を聴取しながら、見直しを図っている。

なお、区は避難場所、避難道路周辺の火災が延焼拡大した場合、避難者の安全を確保するために、避難場所には巨大水利の確保及び防火水槽等の整備を行っている。

(1) 指定基準

- ア 避難場所は、各地区に予想される大火による、ふく射熱（2,050Kcal/m²h）に対して、安全を確保できる有効面積があること。
- イ 震災時に避難者の安全を著しく損なうおそれのある施設が、避難場所内部に存在しないこと。
- ウ 収容人員に対して、避難場所内の建物、道路、池などを除き、利用可能な避難空間として、原則として1人当たり1m²を確保できること。
- エ 避難場所ごとの地区割当計画の作成に当たっては、町丁、町内会、自治会区域を考慮する。

区の避難場所は、11箇所、次のとおりである。また、地区内残留地区として、西新宿地区（面積111ha、地区内退避人口199,700人）及び元赤坂地区（面積81ha、地区内退避人口10,773人）が指定されている。

（令和4年9月現在）

名称	区域面積 (㎡)	避難 有効面積 (㎡)	利用区	避難計画 人口計 (人)	1人当たり 避難有効 面積(㎡)
迎賓館一帯	89,472	64,386	新宿区	13,526	4.76
戸山公園一帯	722,814	410,219	新宿区	106,513	3.85
明治神宮外苑地区	700,961	354,235	新宿区 港区 渋谷区	80,983	4.37
新宿御苑	578,533	383,193	新宿区 渋谷区	151,124	2.54
新宿中央公園・ 高層ビル群一帯	352,047	181,081	新宿区 渋谷区 中野区	74,180	2.44
百人町 三・四丁目地区	245,255	130,697	新宿区 中野区	86,608	1.51
後樂園一帯	397,532	166,062	新宿区 文京区	130,055	1.28
哲学堂公園一帯	208,453	98,466	新宿区 中野区 豊島区	83,150	1.18
早稲田大学早稲田 キャンパス一帯	206,350	86,282	新宿区	67,483	1.28
落合中央公園一帯	28,182	26,908	新宿区 中野区	23,445	1.15
おとめ山公園 地区一帯	45,232	30,764	新宿区	22,665	1.36

(2) 避難場所標識等の整備

避難場所・避難道路の周知及び誘導を目的として各種標識を設置している。

【避難場所標識等の設置状況】

（令和5年11月現在）

避難場所標識	避難道路標識	一時集合場所案内板	避難誘導標識
135基	1基	81基	8基

(3) 避難門の整備

区では、新宿御苑への災害時の避難誘導を速やかに行うため、新宿御苑管理事務所の協力を得て、緊急避難門を2箇所設置している。なお、設置した緊急避難門の平常時の点検及び災害時の開錠等については、新宿区四谷地区町会連合会と「緊急避難用門の維持管理等に関する覚書」を締結し、地元町会が維持管理運用を行うこととしている。また、閉苑時における避難を円滑に行うため、災害発生時に使用できる避難門として、一般入苑者の出入り口として日常的に使用している門についても、合鍵等の貸与を受けることにより、災害発生時の避難体制の強化を図っている。

2-3 避難道路の指定

都は、避難場所までの避難距離が長く、延焼の危険が著しいなどの理由により自由な経路での避難が困難な地区については、避難道路の指定を行い、避難の際の安全を図っている。

区内の避難道路は、次のとおりであるが、これは、新宿区民及び周辺区民のための避難道路として指定されているものである。

避難場所名	利用区	避難道路系統図
新宿中央公園・高層ビル群一帯	新宿区 中野区	延長距離1.3km 主要地方道東京・所沢線（青梅街道） （中野区本町3丁目）

※ 道路名の右側かっこ内はその道路の通称名、下側かっこ内は道路始点を現す。

2-4 避難所

住居の倒壊・焼失等により救援を要する被災者又は現にそれらの被害を受けるおそれのある者に対して、宿泊や給食の援助を行うため、避難所を整備する。また、在宅避難者に対しては、給食及び情報提供を行う。

避難の長期化等必要に応じてプライバシーの確保、男女ニーズの違い等、男女双方など多様な性の在り方の視点等に配慮するものとする。

(1) 避難所

区立小中学校、区有施設（四谷ひろば、新宿NPO協働推進センター）、都立高校及び協定又は覚書を締結した私立学校を指定している。

ア 避難所の地区割

避難所となる小中学校等の地区割に当たっては、避難所運営の自主性等に配慮して、原則としては、各防災区民組織（町会・自治会等）の意見をふまえて指定する。

イ 避難所運営管理協議会の設置

避難所の円滑な運営を行うため、防災区民組織、学校、PTA 及び区等からなる避難所運営管理協議会を各避難所ごとに設置している。

ウ 避難所運営管理マニュアルの策定

大震災時には、直ちに区職員が避難所業務に関与することができない可能性が高く、自主的運営の推進が必要である。そこで、各避難所運営管理協議会では、迅速・円滑に避難所運営等が行えるよう、避難所運営管理マニュアルを策定し、必要に応じて修正を加えている。

エ 避難所備蓄

災害発生時に避難所で必要な災害用資機材や食料等については、原則として避難所となる学校内の倉庫（教室等）に備蓄し、避難所機能の充実を図っている。

(2) 二次避難所（福祉避難所）

高齢者や障害者等のために、区内の高齢者施設、障害者施設等を指定している。

(3) 避難生活

避難生活が長期化することもあることから、旅館やホテル、公営住宅等の空き室利用について検討を進める。

3 避難体制

3-1 避難指示など

(1) 一般基準

避難指示などの基準は、原則として次のような場合に発する。

- ア 火災が拡大するおそれがあるとき。
- イ 避難の必要が予測される各種気象警報や土砂災害警戒情報が発せられたとき。
- ウ 危険物の流出拡散又は爆発のおそれがあるとき。
- エ 地すべり、がけ崩れ等により著しい危険が切迫しているとき。
- オ その他住民の生命又は身体を災害から保護するため必要と認められるとき。

要配慮者対策として避難情報等の提供のあり方を具体的に検討する。

【避難指示等一覧】

措置		根拠	役割
高齢者等避難		(災害対策基本法)	区長
避難指示等	・避難のための立ち退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第60条第1項及び第3項	区長
	(区市町村長が指示できない、若しくは求めるとき) ・避難のための立ち退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項	警察官及び 海上保安官
	避難のための立ち退きの指示	水防法第29条 水防法第29条 地すべり等防止法 第25条	水防管理者 知事及びその命を 受けた職員

※気象警報や土砂災害警戒情報が発せられたときの避難については、「第3編 風水害対策計画 第3部 第7章 避難」(P.439) 参照。

(2) 避難指示

機関名	内容
区	1 地震による火災や土砂崩れなど、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、区長は所轄警察署長及び消防署長に連絡の上、対象地域、対象者及び避難先を定めて避難を指示するとともに、速やかに都本部に報告する。 2 避難の指示の伝達は、警察署、消防署の協力を得て当該住民に対し、迅速かつ的確に伝達する。伝達方法は、防災行政無線等のほか、広報車、現場での拡声器等により行う。
警察署	現地において、著しい危険が切迫しており、区長が指示することができないと認めるとき、又は区長から要請があった場合は、警察官が直接住民等に避難を指示する。この場合、警察官は直ちに区長に避難の指示を行った日時、対象区域、避難誘導方向及び避難先等を通知する。
消防署	1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報 2 人命危険が著しく切迫し、通報するいとまのない場合における避難の指示等及びその後の区への通報 3 被災状況を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報 4 避難指示等の伝達

(3) 避難指示等の解除

区長は、避難の必要がなくなったときは、避難している住民に対し、直ちにその旨を公示し、都知事にこれを報告する。

(4) 屋内での避難等の安全確保措置

避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、緊急を要するときは、区長は、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

(5) 避難指示等に係る助言

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができるようになり、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第61条の2）。

3-2 避難所の開設

避難指示等が出された場合、震度5弱以上の地震が起きた場合、及び自主的な避難により必要と判断される場合、区長は、当該地域の避難所を速やかに開設する。

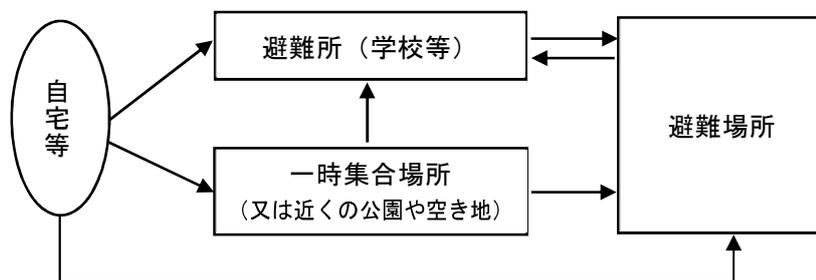
3-3 避難誘導

機関名	内容
区	<p>1 避難指示等を発令した場合、警察署及び消防署の協力を得て地域又は防災区民組織等の単位で集団の形成を図るため、一時集合場所等に避難者を集合させる。そして、関係機関又は防災区民組織のリーダー等を中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難場所等に誘導する（2段階避難方式）。なお、この場合、病人、高齢者、身体障害者等を優先して避難させる。</p> <p>2 避難場所への避難は、区全域の人々の一斉避難を想定した地区割当に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難すること）とする。</p> <p>3 学校及び区立幼稚園は、学校防災計画書に基づき、震災の状況に応じ、学校（園）長以下担当教諭を中心に、児童（園児）、生徒等の安全確保のため避難誘導に努める。</p>
警察署	<p>1 避難指示等が出された場合、一時集合場所に集合した地域住民、事業所職員等で集団を編成し、避難場所等に避難誘導する。</p> <p>2 避難誘導にあたっては、避難道路等の要点に警戒員を配置する。</p> <p>3 避難指示等に従わない者に対しては、極力説得して避難するよう指導する。この場合、現場の警察官は、危険が切迫し、特に急を要すると認めるときは、警察官職務執行法に基づく措置をとる。</p>
消防署	<p>1 災害の進展等により、住民を避難させる必要がある場合の区への通報。</p> <p>2 避難指示等が発令された場合には、災害の規模、道路・橋りょうの状況、火災拡大の経路及び消防部隊の運用等を勘案し、必要な情報を区、関係機関に通報する。</p> <p>3 避難指示等が発令された場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車やヘリコプターの活用等により避難指示等の伝達を行う。</p> <p>4 避難指示等が発令された時点以降の消火活動は、避難場所、避難道路の安全確保に努める。</p> <p>5 人命危険が著しく切迫し、通報する暇の無い場合における避難の指示等及びその後の区への通報</p>

3-4 避難方式

震災時における避難方式は、2段階避難を基本とする。避難者は、秩序正しい避難を行うため、避難場所に至る前に身近な小公園等一時集合場所に一時的に集合して集団を形成する。その後、災害の拡大状況等の様子を見ながら、防災区民組織のリーダー、区等の職員、警察官等の誘導により避難場所又は避難所へ避難する。

地区内残留区域については、震災時に大規模延焼火災のおそれがなく、広域的な避難を要さない地区であるが、小規模な火災が発生し、近隣空地への退避を余儀なくされる場合もある。このため平常時から近隣の小公園など一時的な退避空間適地の状況・位置について確認する。なお、原則的な避難方式を図で示すと以下のようなになる。



3-5 避難場所・避難道路の安全化

- (1) 震災時に住民が避難場所に安全に避難できるよう、道路施設の日常点検を行う。特に橋りょうについては、落橋防止装置等の設置など耐震化を図る。
- (2) 東京消防庁は、避難場所・避難道路周辺における避難者の安全を確保するため、震災時の水利整備基準に基づき当該地域に防火水槽を整備する。
- (3) 指定されている避難所の防火管理状況及び消防用設備等の維持管理状況について、確認し、必要に応じて行政指導を行う。

4 警戒区域の設定

区長は、地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、区民の生命及び身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。その要領は以下のとおりである。

- (1) 区長は、その職権により警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限、もしくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。
- (2) 警察官は、区長もしくはその委任を受けて職権を行う区の職員（以下「区長等」という）から要請があったとき、又は区長等が現場にいない場合、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を区長に通知しなければならない。
- (3) 現場に区長等や警察官がいない場合に限り、自衛官は、この職権を行うことができる。この場合、事後直ちにその旨を区長に通知しなければならない。

5 避難場所の運用

避難場所の運用は、区が警察、消防、医師会等の防災関係機関、住民、防災区民組織等の協力を得て次により行う。

5-1 避難場所の運用

(1) 避難場所の運用は、当該避難場所の所在区が行うことになっている。区では、区の活動態勢の定めるところにより地域本部において、区民等が避難する11箇所の避難場所に職員を派遣し、現地連絡所を設置して運用する。

2区以上が共同使用する避難場所に派遣された職員は、共同使用する他区の職員と協力し職務を遂行する。

(2) 避難住民の安全確保及び災害情報の交換等のため、警察署及び消防署は、区が設置する現地連絡所に必要に応じて職員を派遣するほか、区と連絡を密にして避難場所の運用に協力する。

(3) 避難場所には、地域住民のみならず、多数の昼間都民の避難も予想されるので、混乱のないように運用には留意する。

5-2 避難場所の活動

(1) 避難住民に対する情報の伝達

(2) 混乱防止に必要な応急措置

ア 必要な場合の仮設トイレの設置

イ 必要な場合の給食・給水

ウ 必要な場合の仮眠所の設置

エ 必要な場合の照明設備の設置

オ NTT東日本の協力による仮設電話機の設置

5-3 避難所等への誘導

区は、避難場所からの避難者の帰宅行動又は避難所、区民以外については一時滞在施設への移動に際し、警察署、消防署及び防災区民組織の協力を得て、安全かつ円滑に誘導する。

5-4 分散避難

指定避難所での三密（密閉・密集・密接）を避けるため、また、避難所での環境変化による避難者の体調悪化を防ぐため、分散避難を推進する。避難については、自宅の被害等を確認したうえで、在宅避難、縁故避難及び避難所への避難の中から、状況により適切に実施する。

6 避難所の設置・運営

地震による家屋の倒壊、焼失などで住居等を失い、引き続き宿舍や給食等の救援を要する者、又は現に家屋の倒壊等の被害のおそれがある者については、避難所を開設し収容保護をする必要がある。

6-1 開設場所等

- (1) 区本部長は、区立小・中学校・区有施設及び協定を締結している都立高校や覚書を締結している私立学校について、安全確認のうえ、必要に応じて避難所として開設する。また、各学校等に設置されている避難所運営管理協議会が自主的に開設したものについても、区本部長が開設したものとみなす。さらに、地域交流館、児童館等を二次避難所（福祉避難所）として区が開設する。
- (2) 区本部長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉局、警察署及び消防署等関係機関に連絡する。
- (3) 開設予定の学校等が被災等により開設することができない場合、又は避難者の増大等により避難所が不足する場合には、その他の公共施設を避難所として活用するほか、必要に応じて、都財務局が調達する資材により、一時的に避難者を収容する施設を野外に設置する。

6-2 開設期間

避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、状況により期間を延長する必要がある場合には、都知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む）を受ける。

なお、野外収容施設の設置期間は、避難所が開設されるまでの間、もしくは応急仮設住宅が開設されるまでの間とする。

6-3 避難所の収容基準

避難所の収容基準は、おおむね3.3㎡当たり2人とする。

ただし、新たな感染症の拡大等が懸念される際は、「避難所運営管理ガイドライン（感染症対策編）」に基づき収容する。

6-4 避難所の運営・救援活動

- (1) 避難所の運営は、避難所運営管理協議会が策定した避難所運営管理マニュアルに基づき、区、防災区民組織等の地域住民、避難所となる学校等施設管理者、ボランティア等が中心となってこれを運営する。ただし、発災直後にあっては、区職員が運営に参加できない可能性が高いため、防災区民組織等の地域住民が中心となって運営する。
- (2) 避難所における救援活動は、地域本部、学校、避難所運営管理協議会に属する防災区民組織、被災住民、ボランティア等が協働して次の活動を行う。
 - ア 災害関連情報の収集及び伝達
 - イ 避難者（在宅避難者も含む）の記録、たずね人等への対応
 - ウ 避難者に対する給食、給水並びに生活必需品の支給、貸与
 - エ 避難者の防疫及び衛生
- (3) 区は、「新宿区避難所開設・運営方針」を策定した。これにより、避難所の自主開設参集基準を震度5弱と定めたほか、避難所運営における指揮命令系統や、区職員、学校教職員の役割を明確化した。
- (4) 新型コロナウイルス感染症拡大を受け、平時からの避難所における感染症対策検討及び実施に関して、国の防災基本計画が修正された。

区においても、避難所における感染症対策物資の配備を行うとともに、避難所での感染症対策を示した「避難所運営管理ガイドライン（感染症対策編）」を策定した。

6-5 避難所の管理運営方法

【開設・報告】

- (1) 避難者の受入は、可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災区民組織等と連携して班を編成した上で、受け入れる。
- (2) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (3) 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数・被害状況・要配慮者の状況・必要物資などを速やかに把握し、関係機関との連携に努める。
- (4) 避難者のニーズに対応するため、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、旅館・ホテル等を実質的に二次避難所（福祉避難所）として開設するよう努めるものとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症等の感染症が流行している状況下においては、感染した場合に重症化するおそれのある避難者は、予め協定を締結している旅館・ホテル等を避難所として利用できるよう努めるものとする。
- (6) 避難所に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ・ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、災害時用公衆電話（特設公衆電話）、Wi-Fi 環境、FAX 等の整備、SNS での情報発信を行う。避難者の特性に応じた情報提供手段をとるものとする。
- (7) 災害の規模、避難者の避難及び収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。
- (8) 避難所を開設したときは、開設日時、場所、避難者数及び開設予定期間等を速やかに、都福祉局及び地元警察署、消防署等関係機関に報告する。
- (9) 都福祉局への報告は、原則として東京都災害情報システム（DIS）への入力等により行う。なお、個別の連絡調整については、東京都防災行政無線で行う。
- (10) 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設日時、場所、避難者数（介護等に特段の配慮を要する避難者の数とその状況を含む。）、開設予定期間、避難所周辺の状況等を、速やかに所定の様式により、都福祉局及び地元警察署、消防署等関係機関に連絡する。また、都福祉局や区等は、災害福祉広域支援ネットワークを活用し、二次避難所（福祉避難所）及び社会福祉施設の被災状況等の情報を集約、共有する。

さらに、区は、二次避難所（福祉避難所）等において運営に支障を来している場合、東京都災害福祉広域調整センターへ福祉専門職員の派遣を要請する。派遣を受けた場合、福祉専門職員の二次避難所（福祉避難所）等への派遣調整を行う。
- (11) 避難所ごとにそこに収容されている避難者に係る情報の早期把握及び避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努め、必要な措置について配慮するとともに、地域本部等へ報告を行う。
- (12) 被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答する。（災害対策基本法86条の15）

【野外受入施設】

- (1) 避難所が不足する場合には、一時的に避難者を受け入れるため、野外に受入施設を開設する。
- (2) 野外に受入施設を開設した場合の都福祉局及び関係機関への連絡並びに管理責任者の設置については、避難所の開設と同様とする。
- (3) 野外受入施設の開設に必要な資材が不足するときは、都福祉局に調達を依頼する。
- (4) 野外受入施設の開設期間は、避難所が開設されるまでの間又は応急仮設住宅が建設されるまでの間とする。

【食料・生活必需品等の供給・貸与】

- (1) 避難者に対する食料・生活必需品等の供給・貸与は、区が開設する避難所等において、災害救助法に定める基準に従って行う。
- (2) 炊き出し等の体制が整うまでの間は、都及び区の備蓄又は調達する食料等を支給する。
- (3) 避難者に対する炊き出しその他による食品給与の配布基準は、原則として、災害救助法施行細則に定めるところによる。
- (4) ただし、この基準により難しい事情がある場合（期間の延長、特別基準の設定）は、避難所開設期間延長の承認申請と同様に、別途、知事の事前承認（内閣総理大臣の承認を含む。）を得て定める。

【飲料水の安全確保】

- (1) 区の災対健康部衛生班は、避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒指導、簡易水質検査（残留塩素測定等）を行う。それ以後も管理者が自主的に検査が行えるよう指導する。

【食品の安全確保】

- (1) 区の災対健康部衛生班は、食品の安全を確保する。
- (2) 区は都と連携し、避難住民に対する食品の衛生的な取扱いの指導等を行う。
 - ア 避難所における食品取扱管理者の設置促進等、食品衛生管理体制の確立
 - イ 食品の衛生確保、日付管理等の徹底
 - ウ 手洗いの励行
 - エ 調理器具の洗浄殺菌と使い分けの徹底
 - オ 残飯、廃棄物等の適正処理の徹底
 - カ 情報提供
 - キ 殺菌、消毒剤の適切な使用
 - ク 乳幼児、高齢者などの食事の特性に応じた衛生指導

【トイレ機能の確保】

- (1) 被災後、断水した場合には、学校のプール、雨水貯留槽等で確保した水を使用し、機能の回復を図る。
- (2) 発災後概ね3日目までは、し尿収集車によるし尿の収集・運搬が困難な状況が予想されることから、区は、可能な限りし尿収集車による収集を要しない災害用トイレを活用し、対応する。
- (3) 発災後概ね4日目からは、区は、し尿収集車による収集が可能な災害用トイレを含めて確保し、対応する。

- (4) 備蓄分が不足した場合には、区は、都に対して要請し、都は広域応援等により必要数を確保する。

【避難所の運営等】

- (1) 住民の避難所への適正誘導及び収容並びに過密状況を把握する。
- (2) 立入禁止区域、土足禁止区域、喫煙（分煙）区域を設定する。
- (3) 避難住民の生活環境上必要な物品を確保する。
- (4) 要配慮者の特性に応じて必要となる物品を確保する。
- (5) 区は、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる巡回訪問チームを編成し、避難所における健康相談、その他必要な保健活動を行う。
- (6) 避難の長期化等必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師等による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努める。また、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じるよう努める。
- (7) 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、個々の状態を把握し、必要に応じて二次避難所（福祉避難所）への移送、福祉施設等への入所、介護職員等の派遣等を行うものとする。
- (8) 二次避難所（福祉避難所）の運営は、個々の状態に応じた支援が必要であり、避難所から二次避難所（福祉避難所）への移送手段についても確保する。
- (9) 避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違いや多様な性の在り方及び要配慮者の視点等に配慮するものとする。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、パトロールの実施や照明の配置による視認性の向上など避難所における安全性の確保など、女性、乳幼児や子どもがいる子育て家庭のニーズに応じた避難所の運営に努める。
- (10) ボランティアや職能団体等の専門性を有した外部支援者の協力を得られるよう努める。
- (11) ごみの適切な排出方法、トイレの使用方法など、避難住民への衛生管理上の留意事項を周知する。
- (12) 感染症予防（手洗い、マスク等）の励行を避難住民に周知するとともに、患者発生時の感染拡大防止対策を実施する。
- (13) 避難所の管理責任者は防火担当責任者を指定し、防火安全対策を講じる。
- (14) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

【公衆浴場等の確保】

- (1) 区は、公衆浴場の営業状況、仮設浴場、シャワー施設の設置状況を把握する。
- (2) 避難住民に対してその情報を提供するとともに浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

6-6 避難者の他地区への移送

- (1) 区長は、区が設置する避難所に避難者を収容できないときは、避難者の他地区（非被災地、小被災地又は隣接県）への移送について、都知事（都福祉局）に要請する。なお、相

互応援協定等の締結先区市町村や、他の区市町村長に協議した場合、その旨を都知事に報告する。

- (2) 避難者の他地区への移送を要請した区長は、区職員の中から移送先における避難所管理者を定め、当該地区に派遣するとともに、移送にあたり引率を行う。
- (3) 移送先での避難者の救援及び救護については、移送先の自治体の協力を得て移送元が実施することとなっているので、救援物資等の搬送態勢等を確立しておくものとする。
- (4) 避難者の移送方法については、都福祉局が区の輸送能力等を勘案して定め、都財務局が調達するバス及び貨物自動車を中心に実施するが、区においても車両の確保について協力するものとする。
- (5) 都（福祉局）は区から避難者の移送の要請があった場合、避難者の移送先を決定する。移送先決定後、警視庁と協議の上、移送経路を決定する。
- (6) 要配慮者の移送手段については、区による調達が困難な場合に、都福祉局が都財務局及び関係機関の協力を得て調達する。

6-7 要配慮者等への対応

(1) 避難所での留意事項

避難所に避難した要配慮者等に対して、以下の点に留意する。

- ア 高齢者や障害者等は、できるだけ環境条件の良い場所に収容するよう配慮する。
- イ 視覚・聴覚障害者、外国人への対応はボランティアを活用する他、災害情報の提供に配慮する。
- ウ 外国人が文化・慣習・宗教等の違いにより避難所生活に支障が生じないように配慮する。
- エ 要配慮者が避難所生活を行う上での障害を、できるだけ取り除くよう努める（避難所となった施設のバリアフリー化）。
- オ 障害の程度や体力、病状等に注意し、避難所での生活が困難と認められる高齢者や障害者等については、準備ができ次第、二次避難所（福祉避難所）又は適切な施設に移動する。

(2) 二次避難所（福祉避難所）の開設

- ア 区は、災害によって被災した高齢者や障害者等に介護等の必要なサービスを提供するため、あらかじめ耐震・耐火・鉄筋構造を備えた区内の高齢者施設、障害者施設等を二次避難所（福祉避難所）として指定している。
- イ 区本部長は、被害や避難の状況から必要と認めた場合、二次避難所（福祉避難所）を開設する。
- ウ 二次避難所（福祉避難所）を開設したときは、開設の日時、場所、避難者の数及び開設予定期間等を、都福祉局及び警察署、消防署等関係機関に報告する。
- エ 二次避難所（福祉避難所）の運営にあたっては、「新宿区二次避難所（福祉避難所）運営マニュアル（標準版）」に基づき作成した、施設ごとの個別マニュアルにより要配慮者の支援を行う。また、区は、応急活動マニュアルに基づき、各二次避難所（福祉避難所）の運営を支援する。

7 車中泊

- (1) 「第5節 5 車中泊」（P.269）に示す車中泊に関する啓発事項について、発災後にも積極

的な呼びかけ等を行い、混乱を防止する。

- (2) 在宅避難ができない被災者に対しては、避難所に避難するよう呼びかける。
- (3) 健康面等についての相談・支援などは、必要に応じて都や地域等と連携の上、対応に努める。あわせて、エコノミークラス症候群等防止のための普及啓発等に努める。

8 ボランティアの受入れ

- (1) 「避難所管理運営の指針」に基づいたマニュアル等の業務手順により、ボランティアを受け入れる。
- (2) 区災害ボランティアセンター等を通じて、避難所で活動するボランティアを派遣する。
- (3) 円滑な避難所運営の実施のため、ボランティア・区民活動団体等との連携を図る。

9 犬猫等動物の保護・取扱

災害時には、被災により負傷又は放浪する犬猫等の動物が多数生じると同時に、多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想される。

都は、区や関係機関等との協力体制を確立し、これらに対応するものとする。

9-1 被災地域における動物の保護

- (1) 都や都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救護本部」が中心となり、被災動物の保護を行う。
- (2) 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送及び応援要請に基づく獣医療に携わる。
- (3) 都は、「動物救護本部」が実施する動物救護活動の一時的な拠点として、動物愛護相談センター等の動物保護施設を提供する。

9-2 避難所における動物の適正な飼養

- (1) 都
区市町村と協力して、飼い主とともに同行避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼養を指導する。
 - ア 各地域の被災状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等
 - イ 避難所から保護施設への動物の受入及び譲渡等の調整
 - ウ 他区市への連絡調整及び要請
- (2) 区
学校避難所動物救護マニュアルに基づき、獣医師会等防災関係機関や動物愛護ボランティア等の協力を得て、動物救護所を設置する。
 - ア 避難所運営管理協議会内に動物の飼い主を中心とした、動物救護部を設置する。
 - イ 学校避難所内倉庫に備蓄してある動物救護資材（ケージ、首輪等）を用いて、動物救護所を設置する。
 - ウ 動物救護所は、人間の居住場所と完全に分離して設置する。

- エ 救護対象とする動物は、原則として犬、猫、小鳥等小動物とする。
 - オ 動物救護部は、避難所内に「飼育のルール」を掲示し、周知を図るとともに、動物を巡るトラブルの防止に努める。
 - カ 動物救護部は、獣医師会並びに動物愛護ボランティアの協力を得て、負傷動物の治療及びカルテ等の作成をする。
 - キ 動物救護部は、収容された動物に対する、給餌給水及び糞尿の片付け等衛生管理に努める。
 - ク 動物救護部は、収容された負傷動物及び飼い主不明動物の保護並びに飼い主探しをする。
 - ケ 動物救護部は、獣医師会加盟獣医師の協力を得て、収容動物の健康管理をする。
 - コ 動物救護部は、獣医師会並びに動物愛護ボランティアの協力を得て、収容動物の受付簿、カルテ等の作成をする。
- ※ 避難所運営管理協議会は、地域の実情にあわせて学校避難所動物救護マニュアルの充実を図る。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第1節 現在の到達状況

1 食料・水・生活必需品等の確保

【都】

都と区市町村は、避難者用に、クラッカー、アルファ化米等の食料、調製粉乳のほか、毛布、敷物、簡易トイレ、紙おむつ、生理用品、ストーマ器具等の生活必需品や新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策に必要な物資等を備蓄するとともに、食料、生活必需品や感染症対策に必要な物資等の調達について、あらかじめ物販事業者や業界団体等に協力を依頼している。また、都は震災時の飲料水等を確保するため、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に1箇所の災害時給水ステーション（給水拠点）を整備している。

さらに、防災都市づくり施策として、都市の安全性向上に向け、市街地整備や再開発等を進め、備蓄倉庫や貯水槽などの機能を有する地域における防災上の拠点を整備してきた。

- (1) 都と区市町村を合わせて、おおむね3日分の食料を確保（都は、4日目から国・他道府県等や物販事業者（小売事業者等）からの調達物資等での対応を想定）
- (2) 被災乳幼児（2歳未満）用の調製粉乳等を都と区市町村を合わせて、おおむね7日分確保
- (3) 都は、災害時給水ステーション（給水拠点）を213か所整備（25mプール約2,150杯に相当する約108万 m^3 の水を確保）（令和4年7月1日現在）
- (4) 区市町村で、浄水装置 3,378 個備蓄（平成23年4月1日現在）

【区】

「震災対策における都・区間の役割分担」における食料備蓄については、従前より区は1日分としているが、道路障害、道路障害物除去や流通の再開の状況によっては、輸送は3日目以降となるため、ビスケット、アルファ化米などの食料おおむね2日分を備蓄してきた。また、調製粉乳は、都・区の役割分担上、3日分を備蓄してきた。

飲料水を確保するため、都は区内に災害時給水ステーション（浄水場・給水所1か所、応急給水槽2か所）を整備している。また、帰宅困難者用の食料品として、ビスケット、ミネラルウォーター等の備蓄をしている。

これらの食料備蓄等については、賞味期限が切れる前に計画的な更新を行っており、更新した食料備蓄等は食品ロスの観点から、防災イベントでの配布やフードバンクへ寄付するなど有効活用を図っている。

2 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

【都】

都と区は、被災者用の備蓄物資を保管するための備蓄倉庫を整備・保全している。都は、物資の積替・配送等を行う広域輸送基地を整備し、区は、地域における物資の受入れ、配分等の拠点として地域内輸送拠点を選定している。

また、一般社団法人東京都トラック協会、日本自動車ターミナル株式会社及び民間物流事業者と協定を締結し、発災時には、都有倉庫からの物資の搬出作業や広域輸送基地における荷さばき

作業等を、物流事業者の協力を得て行うこととなっている。

支援物資については、都と区が被害の状況等を把握し、その募集を行うか否かを検討し決定することとなっている。

- ・都備蓄倉庫20箇所（令和5年4月1日現在）、区市町村備蓄倉庫3,668か所を整備（令和3年4月1日現在）
- ・物資拠点として、広域輸送基地を25か所（陸上6、海上16、航空3）、広域輸送基地を補完する水上輸送基地を98か所指定

【区】

区は、区施設だけではなく、民間との協定による備蓄倉庫を確保している。

区分	現在の到達状況	
備蓄倉庫	区施設等利用による備蓄倉庫等	40か所
	区立小・中学校等指定避難所利用による備蓄倉庫等	51か所

3 輸送体制の整備

【都】

都トラック協会、民間物流事業者、一般社団法人東京バス協会、関東旅客船協会、調布空港協議会、東京ヘリポート協議会等と協定・契約締結等により、車両・船舶・ヘリコプターの確保に努めている。

また、石油燃料の安定供給のため、石油連盟、東京都石油商業組合及び石油製品販売事業者との間で石油燃料の安定供給に関する協定を締結し、毎年、訓練を実施している。

備蓄物資の放出の調整、物資の調達及び輸送調整に関するオペレーションは、都本部の下に設置する物資・輸送調整チームが行う。

【区】

区トラック協会、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部等との協定により、車両供給や輸送・移送手段の確保に努めるとともに、協定の実効性の確保に努めている。

第2節 課題

【被害想定】

（東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」（令和4年5月））

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
避難者数	41,038人	44,708人
避難所へ避難する人	27,359人	29,805人
避難所以外のところへ避難する人	13,679人	14,903人

1 食料・水・生活必需品の確保に向けた課題

被害の程度によっては、物資の途絶が長期間に及び、備蓄している食料が足りなくなるおそれや、区市町村による物資の供給や都への物資要請を行えなくなる可能性がある。

また、高齢者など要配慮者及び女性の視点、一定数の避難所外避難者分を含めた食料・生活必

需品の備蓄や多様なニーズに対応できる調達体制を整備する必要がある。

飲料水については、地震により水道施設が被害を受けた場合、一刻も早く通常の給水を再開するために被害箇所を復旧するとともに、復旧するまでの間、応急給水により必要な飲料水等を確保する必要がある。また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等への対応も図る必要がある。

2 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

【都】

都備蓄倉庫及び広域輸送基地においては、発災時に迅速・的確に物資を荷さばきすることが求められることから、効率的な運用体制を整備する必要がある。

また、既存の広域輸送基地が活用できない場合も想定した代替拠点の検討が必要である。

さらに、発災時に迅速かつ的確に物資を輸送するため、直営倉庫及び物資拠点の地理的配置についても検証する必要がある。

【区】

区の備蓄倉庫から避難所等へ効果的に輸送するための運営体制を検証するとともに、災害時にも倉庫内の在庫管理を行っていく必要がある。

また、物資拠点で荷さばきされた物資を効果的に区内の避難所等に輸送する体制を検証し、都と連携・調整していく必要がある。

3 輸送体制の整備

【都】

物流事業者等と連携を強化するとともに関係者間の情報の共有化や連絡体制を整備し、発災時における円滑な物資輸送を行う必要がある。

【区】

訓練等を通じて、現協定先事業者との協定を一層実効性あるものにする必要がある。さらに、上位協定となる都や国と関係事業者との協定により輸送車両等が先に確保されてしまう可能性も考慮し、きめ細やかな輸送手段の確保を講じていく必要がある。

第3節 対策の方向性

1 飲料水・食料・生活必需品等の確保

(1) 飲料水・食料・生活必需品等の確保

都は、区と連携し、発災後3日分の物資（一定数の避難所外避難者分を含む。）を寄託制度（※）のより一層の活用等により継続して備蓄する。また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した食料・生活必需品の確保に努める。

都の備蓄物資は区の要請に基づき供給することが原則であるが、そのいとまがない場合は、都は区からの要請を待たずに、必要な物資又は資材の供給（プッシュ型支援）を行う。

また、区は、物販事業者（小売事業者等）と協定を締結する等の連携強化を図り、様々なニーズに対応できるよう調達体制の拡充に努める。

さらに、区は在宅避難者や要配慮者のための食料等備蓄物資の確保に努める。

※ 寄託制度

都が区市町村と寄託契約を締結し、都の所有する物資を区市町村の備蓄倉庫等に事前に配置しておく制度

(2) その他の水の確保

区や防災区民組織等が水道局職員の参集を待たずに、円滑な応急給水活動を開始することができるように施設整備等を行う。

また、災害時給水ステーション（給水拠点）が遠い地域等については、区市町村が確保している受水槽、消火栓及び避難所応急給水栓等の施設を活用するなど多面的な飲料水及び生活用水の確保に向けて、必要な取組を行う。

なお、飲料水確保策については、都水道局及び区市町の役割分担を基本としつつ、自助・共助による応急給水の実施を支援する。

生活用水についても同様に復旧状況も踏まえ、必要量の確保に努める。

(3) 自宅における備蓄の促進

区は、在宅避難生活に備えるため、防災用品のあっせん等により、区民の自宅における備蓄の推進を図る。また、区民に対して、備蓄の普及啓発を図る。

2 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

防災倉庫の配置や新しい倉庫の確保について再検討を行うとともに、円滑な物資供給を行うための災害用備蓄物資の適正配置等について検討する。

3 輸送体制の整備

区本部と物資事業者等との連携を、平常時における協議や訓練により深める等、発災時における円滑な物資輸送を可能とする体制を確立する。

第4節 到達目標

1 発災後3日分の備蓄の継続確保と要配慮者等に配慮した備蓄の推進

発災後3日間は原則として地域内備蓄で対応するものとし、区と都が連携し、発災後3日間で必要となる飲料水・食料・生活必需品等（一定数の避難所外避難者分を含む。）を備蓄などにより確保する。

また、備蓄にあたっては、高齢者など要配慮者及び女性の視点にも配慮した備蓄を推進する。

2 国や物販事業者等と連携した強固な調達体制の構築

国・他道府県等からの支援物資の受入も踏まえた、物資の受入体制の整備を行うとともに、避難者の多様なニーズにこたえ、物資の供給を円滑に実施するため、物販事業者（小売事業者等）との連携の強化により、強固な調達体制を構築する。

3 適正な物資備蓄体制の構築

災害用備蓄物資の再配置計画の作成等により、適正な物資の備蓄体制を構築し、円滑な物資供給体制を確立する。

4 物流事業者等と連携した円滑な物資輸送体制の構築

区本部と物流事業者等との十分な連携体制を確立する等、物資輸送のオペレーション体制を構築し、発災時において、物資輸送に関する情報収集、判断、連絡調整等を迅速かつ的確に行えるようにする。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 飲料水・食料・生活必需品等の確保

飲料水の確保については、「震災対策における都・区間の役割分担」により、災害時給水ステーション（給水拠点）の整備は都が対応し、災害時給水ステーション（給水拠点）から区民に対する給水は区が実施する。

食料、毛布等の生活必需品の確保については、都と区が連携し、発災後3日分の物資（一定数の避難所外避難者分を含む）を寄託制度の活用等により備蓄している。

これらの飲料水、食料等の円滑な調達のため、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資の登録をする。

(1) 飲料水の確保

ア 都水道局

震災時には、水道施設に被害が生じた場合、飲料水や生活水の確保が困難になると予想される。

都は震災時に飲料水を確保するため、浄水場（所）・給水所等に仮設給水栓などの応急給水用資器材の計画的な更新を図り資器材の整備を推進して災害時給水ステーション（給水拠点）とするとともに、これらの施設の無い地域には、応急給水槽を建設し、居住場所からおおむね半径2kmの距離内に災害時給水ステーション（給水拠点）を確保するように努めている。なお、応急給水槽については電気設備や自家用発電設備等の老朽化に対応して計画的な更新を図る。

また、災害時給水ステーション（給水拠点）での応急給水を補完するため、消火栓等からの応急給水について、区と覚書を締結の上、区が地域住民と連携して応急給水を実施できるようにするため、区に応急給水用資器材の貸与及び訓練を実施している。

【給水所・応急給水槽の位置及び確保水量】

（令和5年6月現在）

区分	設置施設名	所在地	確保水量 (m ³)	対応避難場所
給水所	淀橋	新宿区西新宿2-10-1	24,000	新宿御苑 新宿中央公園・高層ビル群一帯 地区内残留地区・西新宿地区 東京大学附属中等教育学校一帯
	本郷	文京区本郷2-7-29	20,000	後楽園一帯 東京大学
応急給水槽	鶴巻南公園（早稲田町78）	新宿区早稲田鶴巻町507	1,500	戸山公園一帯 早稲田大学早稲田キャンパス一帯
	百人町ふれあい公園	新宿区百人町3-28	1,500	百人町三・四丁目地区 落合中央公園 おとめ山公園地区一帯
	千代田区立東郷元帥 記念公園	千代田区三番町18	1,500	迎賓館一帯
	豊島区立西池袋公園	豊島区西池袋3-20-1	1,500	学習院大学
	中野区立みずのとう公園	中野区江古田1-3	100	哲学堂公園一帯
	都立青山公園	港区六本木7-23	1,500	明治神宮外苑地区
	文京区立教育の森公園	文京区大塚3-29	1,500	後楽園一帯
都立代々木公園	渋谷区代々木神園町2-1	1,500	新宿御苑 新宿中央公園・高層ビル群一帯 地区内残留地区・西新宿地区 明治神宮外苑地区	

イ 区

災害発生当初は、道路状況等から、車両による運搬は困難となることが予想されるので、この間の飲料水は区立小・中学校の受水槽を利用し対応することとしている。これらの受水槽については、耐震性の向上及び、自動遮断弁の設置を平成7年度から9年度までに実施した。また、応急給水に必要な資器材を保有している。

【区立小・中学校等の保有水量】

（令和5年3月現在）

設置施設名	受水槽(m ³)	高架水槽(m ³)
区立小・中学校	747.25	175.65
新宿スポーツセンター	84.00	22.50
新宿コズミックスポーツセンター	64.00	-
計	895.25	198.15

(2) 生活水の確保

生活をする上で欠かせないのが洗濯時等に必要生活水の確保である。このため、区では、区有井戸を利用するほか、民間井戸を非常用災害井戸として協定を結ぶとともに、家庭にある井戸を小型消防ポンプ用水利と兼用で活用する。また、区立小・中学校や新宿スポーツセンター・新宿コズミックスポーツセンターのプール保有水についても活用する。

【生活用水の確保（井戸）】

（令和5年6月現在）

区有非常災害井戸		災害時における協定井戸	
設置施設名	所在地	設置施設名	所在地
新宿コズミック スポーツセンター	大久保3-1-2	学習院戸山校地内	戸山3-20-1
鶴巻南公園	早稲田町78	NTT 東日本大久保ビル内	大久保1-4-17
みどり土木部 南元町資材置場	港区元赤坂2-2	保健会館新館内	市谷田町1-10
若葉三丁目広場	若葉3-2	早稲田大学 早稲田防災井戸	西早稲田1-6-1
		〃 戸山防災井戸	戸山1-24-1
		〃 大久保防災井戸	大久保3-4-1
		特別養護老人ホーム新宿和光 園敷地内	市谷薬王寺町19- 38
		（株）富田染工芸敷地内	西早稲田3-6-14

(3) 食料の確保

ア 食料の備蓄

区では、「首都直下地震等による東京の被害想定」に基づき、区民の最大避難所生活者約3万人の3日分の食料を確保する。また、在宅避難者に対し同量を確保するとともに、米飯による給食に必要な給食用資機材等の整備を行う。また、要配慮者対策の一つとして、乳幼児については粉ミルク・液体ミルク・離乳食・おかゆを、高齢者（75歳以上）についてはおかゆを、それぞれ備蓄している。なお、副食については、都福祉局長に要請する。

在宅避難者等に対する備蓄についても、整備していく。

【食料備蓄基準】

品名	数量	対象者
ビスケット	1食分	3歳以上75歳未満
アルファ化米	2食分	3歳以上75歳未満
おかゆ	3食分	1～3歳未満及び75歳以上
粉ミルク・液体ミルク	3日分	1歳未満
ミネラルウォーター		
離乳食	1食分	7箇月以上2歳以下の乳幼児

イ 食料等の調達

区が開設する避難所（小・中学校）等における食料の供給は、第1日目は避難所に備蓄しているビスケット、アルファ化米等を使用し、2日目、3日目は、区施設等利用による備蓄倉庫から各避難所へ追加供給する。道路障害物除去が本格化し、輸送が可能と考えられる4日目以降は、都と協力し、米飯による炊き出し等を行うとともに、被災者の多様な食料需要に応えるため、弁当、おにぎり等加工食品の調達体制を整える。

また、炊出しに使用する燃料については、東京都石油業協同組合港新宿渋谷支部との石油類の供給に関する協定により調達する。

(4) 生活必需品等の確保

区では、発災当初の道路状況によっては、都から搬送が遅れることが予測されるので、避難者の毛布、紙おむつ、生理用品などの生活必需品を備蓄するほか、救援救護に必要な資器材を備蓄又は調達により確保する。

また、避難所での生活環境の改善や、感染症対策に有効なマスク、消毒液等を備蓄する。

(5) 備蓄倉庫及び物資拠点の整備

区立小・中学校を震災後の避難所と位置付けるとともに、物資等配給活動拠点として、発災初日に必要な食料及び生活必需品等を配備している（避難所備蓄倉庫）。

また、区有施設や高層ビル等にある40箇所の備蓄倉庫は、広域的な活動資機材の備蓄及び避難所備蓄の補完施設とする（区備蓄倉庫）。

ア 備蓄倉庫の確保及び平時における管理運営を行う。

イ 区が備蓄（都の寄託物資を含む。）する食料、生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。

ウ 区が避難所等へ食料及び生活必需品等を搬送するための仕分け・一時的保管機能を持つ場所として、あらかじめ地域内輸送拠点を選定し、都総務局に報告する。

エ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、物資拠点の登録に努めるものとする。

(6) 輸送車両の確保

第二次交通規制実施時には、緊急交通路に指定された道路では、一般車両の通行が禁止され、緊急通行車両を優先して通行させる。

区は、震災発生時に緊急通行車両等として使用を予定している車両について、「緊急通行車両等事前届出済証」又は「規制除外車両事前届出済証」を事前に交付を受け、必要な車両の確保を図る。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 飲料水・食料等の配給

1-1 応急給水

震災時において、水道施設の損壊等により飲料水の供給が停止した場合には、都（水道局）及び区は、直ちに応急給水を実施する。

(1) 都水道局の活動

ア 応急給水の方法

(ア) 災害時給水ステーション（給水拠点）（浄水場（所）、給水所等）における応急給水

(イ) 災害時給水ステーション（車両輸送）における応急給水

(ウ) 災害時給水ステーション（避難所等）における応急給水

なお、人命に関わることから、医療施設の断水が発生した場合は、給水車による医療施設等への応急給水を最優先とする。

イ 応急給水活動の概要

応急給水方法別の活動内容の概要及び都水道局と区の役割分担は次表のとおりとする。

【応急給水活動の概要】

応急給水の種別	概要	役割分担	
		局	区
災害時給水ステーション（給水拠点）	浄水場（所）・給水所の改造（注）前	1 応急給水用資器材の設置 2 住民への給水活動（区へ引き継ぐまで） 3 給水車等への注水作業	住民への給水活動
	浄水場（所）・給水所の改造（注）後	1 施設被害等により、応急給水資器材の設置が必要な場合は、資器材設置を行う。 2 給水車等への注水作業	住民への給水活動
	応急給水槽	—	1 応急給水用資器材の設置 2 住民への給水活動
災害時給水ステーション（車両輸送）	災害時給水ステーション（給水拠点）からおおむね2 km以上離れている避難場所が必要であると認める場合、都本部を通じ応急給水の要請があった医療施設、福祉施設、水を供給できない給水拠点等について、状況に応じて実施する。	1 車両、仮設水槽への注水 2 水の輸送 3 要請機関等へ給水場所の情報確認（避難者数、仮設水槽の設置等）	1 住民、施設利用者等への給水活動 2 仮設水槽の設置、管理

応急給水の種別	概要	役割分担	
		局	区
災害時給水ステーション (避難所等)	避難所応急給水栓	(区からの連絡に伴う) 通水状況等の確認	1 局へ通水状況等の確認 2 給水栓の設置 3 住民への給水活動
	消火栓等 (注)区へ貸与した資器材を使用する場合	(区からの連絡に伴う) 通水状況等の確認	1 局へ通水状況等の確認 2 仮設給水栓の設置 3 住民への給水活動
	消火栓等 (注)上記以外	1 仮設給水栓の設置 2 住民への給水活動 (区へ引き継ぐまで)	住民への給水活動

(注) 改造とは、浄水場、給水所等の一部を柵で仕切った応急給水活動区域に常設給水栓等を設置して、局職員の到着前に区職員、地域住民等が応急給水活動を行えるように整備することである。

(注) 応急給水を行うために水道施設の仮復旧（応急仮配管等）が必要となる場合は、配水施設復旧班と調整する。

ウ 給水基準

震災時における飲料水の給水基準は、1日1人当たり3ℓとする。

(2) 区の給水計画及び態勢

区は前記都水道局の計画によるほか、区立小中学校の受水槽の水等により、避難所（小・中学校等）において給水を行う。

1-2 食料の配給

区は、震災により日常の食事に支障を来した被災者に対し、速やかに食料の配布を実施する。

(1) 食料配給の対象者

- ア 避難所に収容された者
- イ 住家の被害が全焼、全壊、流出、半壊、半焼又は床上浸水等の被害を受け、炊事ができない者
- ウ 救助作業に従事する者で給食を行う必要がある者
- エ 食品流通機関の混乱により、食料の提供が受けられない者

(2) 給与基準

区の被災者に対する食料の給与基準は、原則として次のとおりとする。

ア 給与の限度額

災害救助法施行規則による食料給与限度額とする。

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進
第6節 具体的な取組（応急対策）

第2編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

第10章 物流・備蓄・輸送対策の推進

第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

イ 給与期間

災害救助法適用前が3日間、適用後が7日間を原則とするが、被害の状況に応じて給与を必要とする期間対応する。

ウ 配布基準

被災者に対する食料の配布基準は次のとおりとする。

【配布基準】

区分		一般	1歳～3歳未満 及び75歳以上	1歳未満
第1日	第一食	ビスケット（1人1食）	おかゆ（1人1食）	粉ミルク（一般用・アレルギー用）、液体ミルク、ミネラルウォーター
	第二食	アルファ化米（1人1食）	おかゆ（1人1食）	
	第三食	アルファ化米（1人1食）	おかゆ（1人1食）	
第2～3日		区の備蓄品からの調達、		
第4日以降		都の救援物資等により実施 （米飯又はめん類等）		

※ その他、7箇月以上2歳以下の乳幼児に対し、離乳食を1食分配給する。

(3) 調達

ア 調達

食品の調達は、次のとおりとする。

食品	調達方法
ビスケット及びアルファ化米	1 区の備蓄品から調達する。 2 区独自の調達で不足するとき又は災害救助法適用後は、都福祉局長に要請する。
米穀類	区独自の調達で不足するとき又は災害救助法適用後は、都福祉局長に要請する。
副食品類	都福祉局長に要請する。
粉ミルク 液体ミルク	1 区の備蓄品から調達する。 2 区独自の調達で不足するとき又は災害救助法適用後は、都福祉局長に要請する。

イ 都への要請

都への要請は、「第5章 第6節 3-3 都との相互協力」（P.173）の定めるところにより必要事項を物資調達・輸送調整等支援システムで要請し、後日文書で処理する。

(4) 搬送

ア 区が備蓄する物資及び都の寄託物資で福祉局長の承認を得て区が使用する物資は、区が搬送する。

イ 都からの救援物資は、都福祉局が区の地域内輸送拠点まで搬送し、地域内輸送拠点からは区が搬送する。

ウ 米穀小売商業組合新宿支部からの調達食料は、原則的には提供場所まで搬送することになっているが、区もこれに協力し搬送する。

エ 区が搬送する場合は、災対総務部、地域本部が協力して行うものとする。

〈→搬送の手段等については本節「2 緊急輸送」（P.306）参照〉

(5) 集積所

区の食品等集積所は、交通の利便及び避難所への搬送経路及び連絡等を勘案して次のとおりとする。

- ア 新宿コズミックスポーツセンター（中央集積所かつ地域内輸送拠点を兼ねる）
- イ 区役所本庁舎
- ウ 四谷地域センター
- エ 上落合防災活動拠点
- オ 北新宿公園
- カ 区立津久戸小学校
- キ 区立四谷第六小学校
- ク 新宿スポーツセンター

(6) 被災者への配布

- ア 給食の配布は、原則として避難所において実施する。
- イ 給食を必要とする在宅避難者、代替施設収容者等についても最寄りの避難所において配布する。
- ウ 避難所における食料の配布は、一時に多数の給食は困難と思われるので、高齢者、児童及び病弱者等を優先し、防災区民組織、町会等の協力により公平かつ円滑に実施する。

(7) 炊き出しによる活動態勢

- ア 被災者に対する炊き出しは、収容住民、防災区民組織及び赤十字奉仕団等の協力により実施する。
- イ 炊き出しは、原則として備蓄してある炊き出し資材により行う。
- ウ 炊き出しに使用する燃料については、東京都石油業協同組合港新宿支部から調達する。

1-3 生活必需品等の給与

区は、震災において生活必需品を失った被災者に対し、生活必需品等の配布を実施する。

(1) 給（貸）与基準

ア 基準

(7) 災害救助法適用前

区の、被災者に対する生活必需品等の基準は、原則として災害救助法施行細則による生活必需品の給（貸）与限度額以内で区長が定める。

(4) 災害救助法適用後

災害救助法施行細則による生活必需品の給（貸）与基準とする。

イ 給与品目

給与品目は原則として、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、光熱材料等とする。

(2) 調達

- ア 災害時において実施する被災者に対する生活必需品等の給（貸）与のため、毛布等を備蓄するほか、被害の程度に応じて給与品目を決定し、それぞれ調達計画をたて調達する。
- イ 区長は、災害救助法適用後、生活必需品等の給（貸）与の必要が生じたときは、状況により、物資の調達を物資調達・輸送調整等支援システムにより都福祉局長に要請するものとする。ただし、被害の状況により現地調達が適当と認められる場合については、現地調達するものとする。

(3) 搬送

前記「1-2 食料の配給 (4) 搬送」に準じる。

(4) 集積所

前記「1-2 食料の配給 (5) 集積所」と同じ。

(5) 被災者への配布

前記「1-2 食料の配給 (6) 被災者への配布」に準じる。

1-4 物的受援の調整

令和2年3月に策定した「新宿区災害時受援応援計画」における物的資源の受援体制は、次のとおりとする。人的受援については、「第5章 第6節 3-6 人的受援の調整」(P.175)参照。

(1) 物的受援に関する基本的な考え方

発災直後から 発災後3日間	1日目は避難所の備蓄物資を活用する。2～3日目は都備蓄物資と区備蓄倉庫保管の備蓄物資を活用する。
発災後4日目以降	1 国は、発災後4日目から7日目までに必要不可欠と見込まれる物資を輸送する計画となっている（国から都に向けたプッシュ型支援）。 2 都は、区からの要請に対して、国から都に向けたプッシュ型支援による物資で対応するが、対応が困難な場合には、国、協定事業者及び他道府県等（広域応援協定団体等）に対し、物資の支援要請を行う。都は、国等からの支援物資を受入れの上、区を支援する。
都から区に向けた プッシュ型支援	都は、必要に応じて、区からの具体的な要請を待たずに、必要不可欠と見込まれる物資の輸送を検討する。
プル型支援への 切り替え	都は、できる限り早期に区の具体的な物資の必要量を把握の上、国や協定事業者に対し、必要量を要請する仕組みに切り替える。

(2) 災対総務部物資調達輸送班による受援調整体制

応援要請団体等からの救援物資の受入を円滑に行うため、災対総務部物資調達輸送班は受援担当として、区全体の物的受援に関する事項（災対各部が活動するための事務用品等や、義援物資は除く）を総括する。

(3) 災対各部による受援調整

【支援物資供給に係る業務の役割分担】

役割	業務内容	
	担当者【活動場所】	
避難所物資担当者	各地域本部地域活動班【避難所など】	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営管理協議会との連絡調整もしくは巡回により物資ニーズを把握し、災害情報システム等で報告する。 ・避難所運営協議会による給食活動体制、物資の配布方法について確認する。 ・区備蓄倉庫及び集積所から搬送された食料等の荷下ろしについて協力を行う。
災対各部	災対各部【二次避難所（福祉避難所）など】	<ul style="list-style-type: none"> ・災対各部で物的支援を要する際は、業務担当窓口（受援）で物資ニーズをまとめ、受援担当へ報告する。
要請受付担当者	各地域本部庶務班【各地域本部・情報調整班】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動班の報告をとりまとめ、物資ニーズを集約し、物資調達輸送班へ報告する。
	災対各部業務担当窓口（受援）【災対各部】	<ul style="list-style-type: none"> ・各班の報告をとりまとめ、物資ニーズを集約し、物資調達輸送班へ報告する。
物資調達担当者	物資調達輸送班【本庁舎、中央集積所（地域内輸送拠点）】	<ul style="list-style-type: none"> ・物資の調達、提供（区が備蓄する物資も含む）の判断を行い、支援物資供給の中心的な役割を果たす。 ・各地域本部及び災対各部の要請に基づいて区内備蓄の使用、都及び関係団体への支援要請を判断する。 ・費用の支払いに備え、物資の供給履歴を管理する。 ・中央集積所（地域内輸送拠点）を開設・運営する。 ・中央集積所（地域内輸送拠点）において、物資の受入・検査・集積を行う。 ・物資の輸送に必要な車両を調達する。また、輸送を委託する運送事業者を手配する。
物資提供者	都、協定締結団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・物資を提供する主体（企業、地方公共団体、NPOなど）
輸送者	協定締結団体等	<ul style="list-style-type: none"> ・物資を輸送する主体（物流の業界団体や物流事業者など）

(4) 都や相互応援協定等による受援

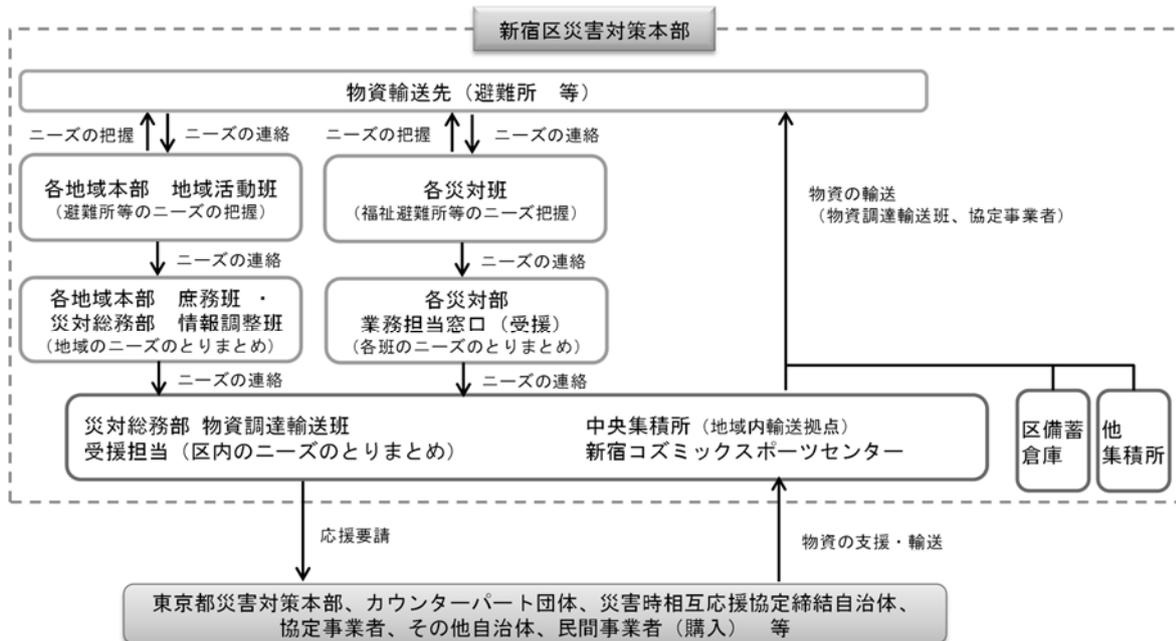
	受援業務	内容
1	都及びカウンターパート団体への物的受援の要請手続き	首都直下地震等の大規模災害が発生した場合、都は、各被災区市町村からの応援要請に基づき、広域応援協定団体への応援を要請し、各被災区市町村には、カウンターパート団体が設定される。カウンターパート団体の設定後は、区がカウンターパート団体に直接支援を要請し、必要な物資の品目、数量、輸送先等を調整する。 なお、カウンターパート団体の決定前は、都が広域応援協定団体に包括的に物資調達への応援を要請する。
2	区の協定事業者への物資要請や民間事業者等からの購入	区の協定事業者等への物資要請は、災対総務部物資調達輸送班が実施し、災対各部が自ら調達することが効率的な場合は、自ら調達し災対総務部物資調達輸送班へ報告する。

※ 企業・個人からの義援物資の受領及び配分計画に関することは、災対福祉部福祉調整班が処理する。なお、物資輸送については必要に応じて物資調達輸送班と連携する。

1-5 救援物資の受け入れ・供給

区は、都及び国が支援する救援物資の受け入れ及び配分を行う。また、避難所・二次避難所(福祉避難所)・帰宅困難者一時滞在施設の物資不足において支援が必要と判断される場合、区は、都、協定締結自治体、民間協力団体等に対し、協力を要請する。

【物資受け入れ及び供給に関する概念図】



(1) 救援物資の要請

- ア 区は、災害発生後、被災者の必要とする飲料水・食料等の応急物資の総量及び品目等を早急に調査し、これを把握する。
- イ 調査の結果、区内での調達・備蓄及び区の要請を待たずに支援される救援物資を勘案しても不足が生じると判断した場合、都、協定締結自治体、民間協力団体等に対し、救援物資の要請を行う。

(2) 救援物資の受付

ア 区は、救援物資の受け入れ窓口を開設し、都等の物資提供者との調整及び受け入れ体制を確立する。

イ 受け入れ窓口は、救援物資送付の申し出を受け付け、物資の運び込みを希望する物資集配拠点を指示する。また、都は区の要請を待たずに、搬入場所及び概算の必要数量を調整の上、迅速な救援物資の支援（プッシュ型支援）を実施するため、受け入れ窓口は、可能な範囲で都等の物資提供者が実施する支援内容を物資提供先へ伝達する。

(3) 救援物資の集積・配送

ア 区は、職員を派遣して集積所に救援物資集積拠点を開設し、救援物資の受け入れ及び配分を行う。

イ 救援物資集積拠点における物品の仕分・配分等を円滑に行うため、企業、日本赤十字社東京都支部、ボランティア等民間団体に協力を要請する。

ウ 区は、救援物資集積拠点から各避難所等までの輸送手段として、次の「2 緊急輸送」に基づいて、車両を確保する。

(4) 要請の更新・終了

ア 区は、救援物資の要請を行った以降も、被災者の応急物資需要の把握を継続し、随時、新たな内容の要請もしくは要請の打ち切りを、都等の物資提供者へ報告する。

2 緊急輸送

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであり、車両等を迅速かつ円滑に調達しなければならない。また、震災時の緊急輸送を実施するためには、道路障害物除去等、通行路の確保のための活動が必要となる。

2-1 車両の調達と運用

震災により、区内に被害が発生した場合、区は、避難所へ避難した避難者の救援のための緊急物資、医療救護所への医薬品等及び応急復旧に必要な資器材等の輸送手段を確保し、これらの活動が円滑に行われるようにしなければならない。

(1) 調達

ア 調達及び管理

区が災害応急活動に必要とする車両等は、一部を除き、災対総務部物資調達輸送班が調達し集中管理する。ただし、本庁内部課以外の課所に配属されている車両は、物資調達輸送班長から要請があるまで当該課所が実施する応急業務に使用することができる。

イ 車両の調達

(ア) 庁有車

区所有車両の現状は次のとおりである。

(令和5年6月現在)

乗用	普通貨物	小型貨物	特殊用途	軽自動車	清掃車	計
9	5	6	4	1	47	72

(イ) 指定公共機関等からの調達

ア) 区所有車両を第一次的に使用し、不足が生じた場合は、「大地震等災害時における応急対策用貨物自動車の供給に関する協定」に基づき、区トラック協会から車両を調達する。

イ) 平成8年3月赤帽首都圏軽自動車運送協同組合城西支部との間に「災害時における軽自動車輸送の協力に関する協定」を締結して、車両の確保を図っている。

ウ) 区において、車両の調達が不能になった場合は、都財務局へ調達のあっせんを要請する。

エ) 遺体の搬送が必要な場合は、一般社団法人全国霊柩自動車協会との間で締結している「災害時における霊柩自動車輸送の協力に関する協定」により、霊柩自動車による搬送手段の確保を図っている。〈→遺体の搬送については「第7章 第6節 2-2 遺体の搬送」(P.227)参照〉

(2) 車両の運用

ア 運用方針

配車に当たっては、災対総務部は災害状況や輸送目的等に基づき緊急度を考慮し、優先順位を付けて効率的に運用する。

イ 配車手続

(ア) 災対各部において、車両を必要とするときは、災対総務部に対し用途、使用予定時間、台数等必要な事項を添えて配車を請求する。

(イ) 災対総務部は、常に配車状況を把握するなど車両台数等を確認し、災対各部の請求に対応するものとする。

ウ 車両の待機

(ア) 災害の発生のおそれがあるときは、災対総務部はその状況に応じ、調達できる範囲内で車両を待機させることができる。

(イ) 災対各部において、待機車両を必要とするときは、災対総務部に請求し、当該部用として待機させ又は確保することができる。

2-2 緊急輸送ネットワークの整備

都では、震災時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行っている。指定拠点には、多くの区分・種類があるが、その一部を次に抜粋する。

(1) 物資拠点

ア 広域輸送基地

他県等からの緊急物資の受け入れ、一時保管、地域内輸送拠点等への積み替え・配送等の拠点として、広域輸送基地を定める。（当区内なし）

イ 地域内輸送拠点

区の地域における緊急物資等の受け入れ、配分、避難所への輸送等の拠点として、地域内輸送拠点を定める。

当区内 新宿コズミックスポーツセンター（大久保3-1-2）：中央集積所を兼ねる。

ウ 地域内輸送拠点代替地の選定

震災の状況により、あらかじめ予定した地域内輸送拠点が確保できない場合は、可及的速やかに代替地を選定確保する。

(2) ヘリコプター災害時臨時離着陸場候補地等

災害時には、道路障害や交通混雑のため陸上輸送が困難になることも予想される。都及び区は、ヘリコプターによる救援物資や人員の緊急空輸を考慮して、あらかじめ災害時臨時離着陸場候補地を選定し、関係機関との調整を図るものとする。

【災害時臨時離着陸場候補地】

名称	所在地	管理者	着陸展開面	他の用途
明治神宮外苑軟式野球場	霞ヶ丘町明治神宮外苑	明治神宮	110m×100m	避難場所
西落合公園少年野球場	西落合2-19	新宿区	60m×50m	避難場所 仮設住宅用地

※明治神宮外苑軟式野球場は、工事期間中（2024年～2036年予定）は使用不可

【医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場候補地】

名称	所在地	管理者	着陸展開面	他の用途
西戸山公園野球場	百人町4-1	新宿区	70m×65m	避難場所 仮設住宅用地

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。また、要配慮者、女性、子どもなど被災者の特性によって必要となる物資は異なる。

区は、ボランティア・区民活動団体等と連携しながら、変化していく被災者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

都は、広域の見地から区を補完するため、国・他道府県等からの支援物資の受入体制及び事業者からの調達体制を整えて、必要な物資の確保に努める。

2 炊き出し

震災後4日目以降、原則として米飯の炊き出しにより給食する。

ボランティア・区民活動団体等と連携し、円滑な炊き出しの実施に努めるものとする。

区において、被災者に対する炊き出しその他による食品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都福祉局に応援を要請する。なお、炊き出しを行う際は、感染症対策を十分に講じながら実施する。

3 飲料水の安全確保

(1) 衛生班は、飲料水の安全を確保するため、飲料水の安全管理指導を行う。

避難所での飲料水の安全を確保するため、必要に応じて飲用に供する水の消毒や簡易水質検査（残留塩素測定等）を行う。それ以後も管理者が自主的に検査を行えるよう指導する。

(2) ライフライン復旧後、区民が衛生班の協力を得て給水設備の点検及び残留塩素濃度を確認し、飲用の可否等について、適正に周知する。

4 生活用水の確保

(1) 区

【避難所における対応】

被災後、断水した場合には、学校のプール、非常用災害井戸等で確保した水を使用する。

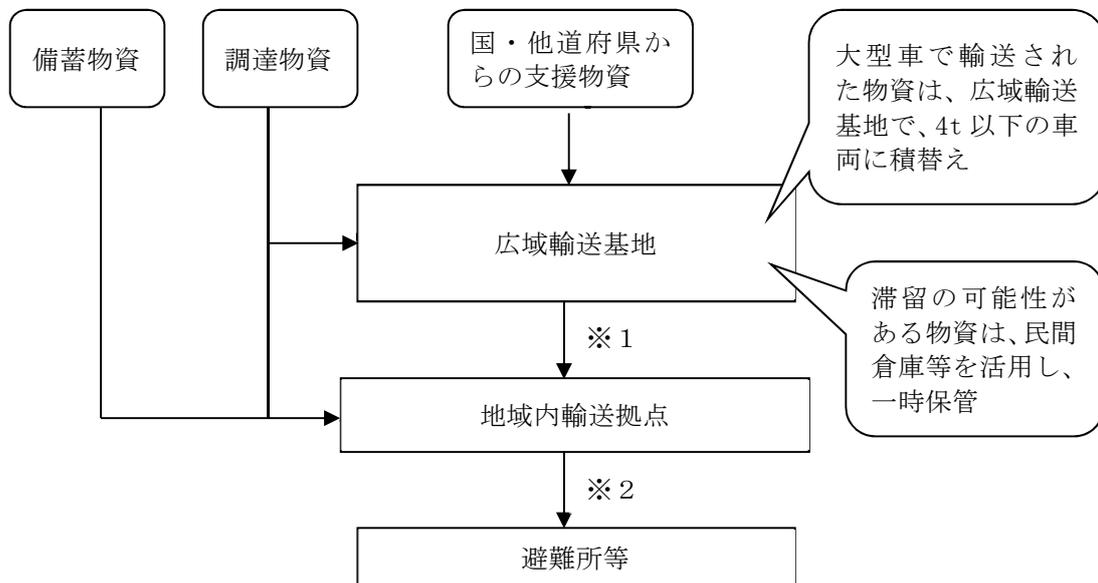
(2) 区民・事業者

【事業所・家庭等における対応】

上水機能に支障が発生している場合には、汲み置き、河川水、非常用災害井戸等によって水を確保する。

5 物資の輸送

【陸上輸送概念図】



- ※1 予め都の協力依頼のある物流事業者等が搬送
 ※2 区が搬送

【区の役割】

- (1) 区は、調達（都からの調達分を含む。）する食料及び生活必需品等の輸送及び配分の方法について予め定める。
 - (2) 地域内輸送拠点を指定し、都総務局に報告する。
 - (3) 地域内輸送拠点で受入れた物資を避難所等へ輸送する。
- ※ 調達した食料・生活必需品等の被災者への配布については、「第10章 第6節 1 飲料水・食料等の配給」（P.298）と同様に行う。

第11章 放射性物質対策

第1節 現在の到達状況

東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散は、区内において著しい汚染は確認されなかった。しかし、区民に生じた混乱や不安等の影響は甚大なものがあつた。区は、東日本大震災被災者支援等対策本部の下に放射能影響等対策部会を設置し、各部連携し一体的に対策を検討、実施する体制を整備し、以下の対応を行った。

今後は、必要に応じた測定や情報提供を行える体制を維持するとともに、原子力災害を想定し、より機能的、効果的に対応できるよう努めていく。

1 区有施設等における放射線測定・放射性物質検査等

区では、福島第一原子力発電所の事故による放射能汚染の現状把握及び区民不安の解消を図るため、各部が連携し、空間放射線量測定や放射性物質検査を行った。

- (1) 区内小・中学校、幼稚園、保育園、子ども園、児童館等や、公園での空間放射線量測定（地表から5cm及び1mの高さで測定し、5cmの高さで0.23マイクロシーベルト/毎時以上の値が計測された場合は、表土の入れ替え等放射線量低減化措置を実施。）
- (2) 区内1か所（区役所本庁者正面玄関前）における定期空間放射線量測定（毎週1回）
- (3) 区内幼稚園・保育園・子ども園等や公園の砂場の砂や土壌、小学校プール水、神田川河川水の放射性物質検査
- (4) 区内小・中学校等、保育施設の給食食材等の放射性物質検査
- (5) 地域団体との協働による区民持込み食品の放射性物質検査

2 区民への情報提供や相談体制の整備

区では、健康影響に関するQ&Aや測定結果等を、ホームページなどで情報提供するとともに、相談体制の整備を実施した。

- (1) ホームページ、閲覧用冊子による測定結果の公表等、区民への情報提供
- (2) 健康影響等への相談（Q&Aの作成等）
- (3) 空間放射線量測定器の区民への貸出し及び測定結果に関する相談対応

第2節 課題

1 より円滑に対応できる体制の構築

福島第一原子力発電所の事故による放射性物質の拡散への対応の経験を踏まえて、新たな事態に備えて都との連携強化を含め、放射能影響に対しより円滑に対応できる体制の整備が必要である。

2 区民への情報提供の充実に向けた体制整備

国、都との連携を強化し、土壌や水環境、空間における汚染状況や食品の流通等に関する情報収集をよりの確に行い、区民へ適切な情報を提供できる体制を整備する必要がある。

第3節 対策の方向性

1 庁内で一体的に対応できる体制の整備

情報の共有化、協力体制の強化を図り、より機能的に対応できるよう、関係部署による横断的な組織体制を整備する。

2 区民への情報提供の充実

国、都との連携を強化し、土壌や水環境、空間における汚染状況や食品の流通等に関する情報収集を行い、区民へ適切な情報を提供できる体制を整備する。

第4節 到達目標

1 円滑かつ適切に対応できる体制の整備

情報の共有化、協力体制の強化を図り、より機能的に対応できるよう、関係部署による横断的な組織体制を整備し、区民に対して安心を与えられるようにする。

2 適切な情報提供による区民不安の解消

国、都との連携を強化し、土壌や水環境、空間における汚染状況や食品の流通等に関する情報収集を行い、区民へ適切な情報を速やかに提供する。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 情報伝達体制の整備

区は都と連携して、今後、区内において原子力災害による放射性物質等の影響（以下「放射性物質等による影響」という。）が懸念される事態が発生した場合に備え、より迅速かつ機能的に対応できる体制を構築する。

2 区民への情報提供

国、都との連携を確保し、役割分担を明確化のうえ、必要な情報を提供できる体制を整備する。

(1) 防災の知識の普及と啓発に際しては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の要配慮者のニーズを十分に踏まえ、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

(2) 区の教育機関においては、原子力防災に関する教育の充実に努める。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 区民への情報提供

区は、国、都及び関係機関と連携し、区内の放射線量等の測定・検査を行い、その結果を公表するとともに、他の機関からの情報を収集し、状況に応じた適切な対策を実施する。とりわけ、区民の混乱や不安等を最小限に抑えるため、迅速かつ適切な情報提供を行う。

機関名	内容
区	放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表
都水道局	浄水場原水・浄水等の放射性物質を測定した結果を公表
都下水道局	下水汚泥焼却灰及び混練灰に含まれる放射線量の測定、情報提供

2 放射線等使用施設の応急措置

放射性同位元素使用者等は、放射性同位元素又は放射線発生装置に関し、放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合においては、放射性同位元素等の規制に関する法律に基づいて定められた基準に従い、直ちに応急の措置を講じ、原子力規制委員会に報告する。

機関名	内容
区	1 関係機関との連絡を密にし、必要に応じ、住民に対する避難の指示等の措置を実施
消防署 (東京消防庁)	1 放射性物質の露出、流出による人命危険の排除を図ることを主眼とし、使用者に必要な措置をとるよう要請 2 事故の状況に応じ、必要な措置を実施

区は、関係機関との連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- (1) 住民に対する避難の指示等
- (2) 住民の避難誘導
- (3) 避難所の開設、避難住民の保護
- (4) 情報提供、関係機関との連絡

3 核燃料物質輸送車両等の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において安全対策を講じる。

(1) 区

関係機関と連絡を密にし、事故時には必要に応じ、次の措置を実施する。

- ア 住民に対する避難の指示等
- イ 住民の避難誘導
- ウ 避難所の開設、避難住民の保護
- エ 情報提供、関係機関との連絡

(2) 警察署（警視庁）

- ア 事故の状況把握に努めるとともに、把握した事故の概要、被害状況等について都民等に対する広報を行う。

イ 施設管理者、運行管理者に対し、災害の発生及び被害の拡大を防止するための応急措置を指示する。

ウ 関係機関と連携を密にし、事故の状況に応じた交通規制、警戒区域の設定、救助活動等必要な措置をとる。

(3) 消防署（東京消防庁）

事故の通報を受けた場合、直ちにその旨を都総務局に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火、延焼の防止、警戒区域の設定、救助、救急等に関する必要な措置を実施する。

(4) 事業者等

ア 事故発生後直ちに、関係機関への通報、人命救助、立入制限等事故の状況に応じた応急の措置を講じる。

イ 警察官、海上保安官又は消防吏員の到着後は、必要な情報を提供し、その指示に従い適切な措置をとる。

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 保健医療活動

- (1) 健康相談に関する窓口の設置
- (2) 区民の通報等により、必要に応じ、外部被ばく線量等の測定等を実施する。

2 放射性物質への対応

放射性物質による環境汚染に関する国の対処方針や区内の状況等を踏まえ、除染等の必要性を検討し、適切な対応を行う。

3 風評被害への対応

風評等により農作物や工業製品等が購入されず経済的な被害が生じる。このような風評被害を防ぐために、正しい情報を把握し発信する。

第12章 住民の生活の早期再建

第1節 現在の到達状況

1 被災者の生活再建対策

都では、被災者が様々な生活再建支援を受ける際に必要となる「罹災証明書」の早期交付を可能とする、「被災者生活再建支援システム」（以下、「システム」という）の都内区市町村への導入を進めている。

また、災害発災時の被災者生活の早期再建に資するため、都と区市町村が一体となった基本的な方針の確立や業務フローなどを定めたガイドラインを策定している。

義援金の配分については、東京都義援金配分委員会にて決定することとしている。

さらに、民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅など応急仮設住宅の早期確保については、各種関係団体等と協定を締結しており、実務に係る具体的な業務体制の検討を進めている。合わせて、広域的な自治体間の応援体制の構築を進めることとしている。

区は、システムを平成25年度に導入しており、義援金の配分については、必要により新宿区義援金配分委員会（以下この章において「区委員会」という。）にて決定することとしている。

2 災害用トイレの備蓄及びし尿処理

都では、全国知事会や九都県市等との災害用トイレの広域応援の協定を締結している。区市町村においては、災害用トイレを備蓄するとともに、し尿収集車を保有している。

<災害用トイレの備蓄（都全体）>

- (1) マンホール設置型トイレ…………… 12,321 基
- (2) 便槽付トイレ…………… 8,296 基
- (3) 簡易トイレ…………… 46,993 基
- (4) 携帯トイレ…………… 5,023,846 個
- (5) し尿収集車…………… 16 台

区では、災害用トイレを備蓄するとともに、民間事業者との協定によりし尿収集車及び処理施設を確保している。

<災害用トイレの備蓄>

- (1) マンホール設置型トイレ…………… 466 基（区立防災センター・区立公園含む）
- (2) 簡易トイレ…………… 2,472 個

3 ごみ処理、災害廃棄物処理

都は、非常災害に伴う大量の災害廃棄物を迅速かつ適切に処理することを目的に、平成29年6月に「東京都災害廃棄物処理計画」を策定した。また、計画の実効性を高めるため、マニュアルの策定、区市町村や民間事業者との連携などに取り組んでいる。

区は、令和2年3月に「新宿区災害廃棄物処理計画」を策定し、災害時における相互支援体制や組織・配備体制など、本区の災害廃棄物処理に関する基本的事項を定めている。

第2節 課題

【被害想定】

(東京都防災会議「首都直下地震等による東京の被害想定」(令和4年5月))

被害項目	都心南部直下地震	多摩東部直下地震
建物被害棟数	530棟(全壊)、3,117棟(半壊)、 86棟(焼失)	627棟(全壊)、3,377棟(半壊)、 103棟(焼失)
災害廃棄物の推定発生量	約54万t	約60万t
避難者数	41,038人 (避難所避難者数は27,359人)	44,708人 (避難所避難者数は29,805人)
上水道の断水率	15.8%	18.1%
下水道管さよ被害率	3.2%	3.1%

1 早急な対応を要する生活再建対策に向けた課題

罹災証明書は、被災後の全ての生活再建支援手続きの基礎となるものであるから、迅速に交付する必要がある。

また、建物被害棟数が膨大になることが想定されるため、住家被害認定調査を早急に実施する体制の整備が必要である。

また、被災者に対する義援金については、被災状況等を踏まえた配分方針の決定を迅速に行う必要がある。

さらに、過去の震災時には、住家被害(全壊・半壊・全焼戸数)の2、3割分の応急仮設住宅が提供されており、同様に想定する場合、応急的な住宅対策に係る事務等をできるだけ迅速化する必要がある。

2 災害用トイレの確保及びし尿処理に向けた課題

発災時には、多摩東部直下地震の場合は18.1%の上水道の被害と、3.1%の下水道の被害が想定されている。上下水道の復旧までの間を乗り切するため、被災後の災害用トイレの確保に向けた手続きを講じる必要がある。

また、都内は下水道整備地域が広域であるのに対し、し尿収集車の保有台数が少ない。

3 大量の災害廃棄物の処理に向けた課題

都内で最大約3,164万t、区内で最大約60万t(多摩東部直下地震)の災害廃棄物が発生する。この災害廃棄物を処理するためには、新宿区災害廃棄物処理計画に掲げた基本方針などに則って処理する必要がある。また、一般廃棄物処理施設が再稼動するまでの間、避難所等から発生するごみについても一時的に集積する場所が必要となる。

第3節 対策の方向性

1 生活再建対策の早急な実施

住家被害認定調査及び罹災証明書交付については、システムを活用した実施や、都・東京消防庁との連携についてよく検討し、迅速に対応できる体制を構築する。

また、住家被害認定調査については、タブレットを活用した調査を行うことで発災後の対応の迅速化を図る。

義援金の募集・配分については、必要な手続を明確にし、迅速に対応できる体制の構築を図る。

また、仮設住宅の早期供与に向けて、都及び関係業団体等と協力し、住宅確保から入居までの適切かつ迅速な支援体制を構築する必要がある。

2 下水道管被害の最小化と災害用トイレの確保、し尿処理への備え

都は、下水道機能を確保するため、避難所等から排水を受ける下水道管とマンホールの接続部の耐震化などを進めるとともに、被害が発生した被災自治体に対して、災害用トイレを融通すること等により、避難所の災害用トイレの確保を図る。併せて、し尿の収集・運搬に関する広域的な調整を行っていく。

3 ごみ、災害廃棄物の集積場所と最終処分場の確保

大量のごみや災害廃棄物の処理については、区は、新宿区災害廃棄物処理計画に掲げた基本方針や特別区災害廃棄物処理対策ガイドライン等に基づく体制の構築を図る。また、都や特別区等と連携して、広域処理体制の構築を図る。

第4節 到達目標

1 生活再建の迅速化

都が作成した「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン（平成29年5月）」に基づき、住家被害認定調査を着実に実施し、速やかに罹災証明書を交付するための体制を構築するとともに、デジタル技術を活用した業務迅速化に向け、都と区市町村で連携しながら検討を進めていく。

また、義援金を迅速に配分できる体制を構築する。

さらに、賃貸型応急住宅を迅速に供与できる体制を構築し、震災後の被災者の生活再建を総合的に支援する。

2 災害用トイレ及びし尿処理体制の確保

避難所等で上下水道が復旧するまでの間に使用する災害用トイレを備蓄等により確保する。

なお、発災から3日間程度は、し尿収集車による収集・運搬が困難な状況が予測されることから、区市町村は、災害用トイレの確保やし尿を下水道へ直接投入する方法など、し尿収集車による収集を要しないし尿処理体制の確保に努める。都は、区市町村が備蓄している災害用トイレや保有しているし尿収集車が不足する場合、広域的な応援の調整を行い、生活環境の保持を図る。

3 災害廃棄物処理体制の構築

都の「東京都災害廃棄物処理計画」を踏まえ、集積場所や最終処分場等の指定や広域的な処理体制についての連携体制を構築することにより、災害廃棄物等の処理を迅速に行う。

第5節 具体的な取組（予防対策）

1 生活再建のための事前準備

- (1) 応急危険度判定員及び被災宅地危険度判定士の確保
 - ア 都では、平成7年5月に「東京都防災ボランティアに関する要綱」を制定し、応急危険度判定員を防災ボランティアとして位置付けた。
 - イ 応急危険度判定制度の運用については、平成14年度から判定員活動の意思確認を行う登録更新制度を開始し、引き続き実員の確保を図っていく。
 - ウ 平成13年11月に区市町村が会員となり発足した「東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会」が毎年講習会を開催し、修了した者には判定士として知事が認定登録を行うなど、引き続き判定士の養成・確保に努めていく。
 - エ 全国被災建築物応急危険度判定協会を通じた判定員の相互応援体制の整備を進めており、広域支援が可能となっている。
- (2) 罹災証明書の交付
 - ア 災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドラインに基づき、住家被害認定調査や、罹災証明書交付体制等の庁内体制を整備するとともに、業務のマネジメントや実務を担う人材の育成に向けて研修や訓練を実施する。
 - イ 区と東京消防庁は被害状況調査体制を充実するとともに、協定締結や事前協議等を行い、罹災証明書交付に係る火災被害の情報共有等、連携体制を確立する。
 - ウ 応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違いなどについて周知するものとする。
 - エ 罹災証明書の交付に必要な固定資産関連情報について都主税局及び区と連携を図る。
 - オ 住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。
- (3) 義援金の配分事務

都の義援金募集等に協力する場合、独自で義援金を募集する場合の双方について、必要な手続を明確にする。
- (4) 建設型応急住宅に関する計画の策定

区は、あらかじめ、次の点を考慮の上、建設候補地を決定する。

 - ・接道及び用地の整備状況
 - ・ライフラインの状況（埋設配管）
 - ・避難場所などの利用の有無

2 トイレの確保及びし尿処理

- (1) 区の取組
 - ア 災害発生当初は、避難者約50人当たり1基、その後、避難が長期化する場合には約20人当たり1基の災害用トイレの確保に努める。
 - イ 仮設トイレだけでなく、携帯トイレや簡易トイレ、組立てトイレ（マンホール用）など、衛生面や感染症対策も踏まえ、多様な災害用トイレを確保する。

- ウ 強固な構造や防犯性、利用者の利便性にも配慮する。
- エ 仮設トイレ等の設置体制・維持管理方法等を避難所運営マニュアルに記載する。

(2) 事業所及び家庭の取組

- ア 当面の目標として、最低3日分、推奨1週間分の災害用トイレ、トイレ用品を備蓄する。
- イ 水のくみ置き等により生活用水を確保する。

(3) 災害用トイレの普及啓発

- ア 区及び各機関は、仮設トイレ等の設置箇所や備蓄等をあらかじめ住民に周知し、災害用トイレに関する知識の普及啓発に努める。
- イ 災害用トイレの設置や利用等の経験は、極めて重要であるため、避難所運営訓練においては、災害用トイレの設置訓練等を実施する。

3 ごみ処理

大量に発生するごみの処理は、区が実施し、特別区間及び東京二十三区清掃一部事務組合等と連携のうえ、必要に応じて都が支援して収集・運搬機材等を確保し、迅速な処理体制を整備する。

- (1) 都環境局と協力して、処理機能の確保策に関して必要に応じてマニュアルの見直しを行うことで、ごみ処理体制の構築を促進する。
- (2) 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証、確保する。
- (3) 区は、災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体との連携・協力のあり方等について、新宿区災害廃棄物処理計画において具体的に示す。

4 災害廃棄物処理

大量に発生する災害廃棄物の処理は、区が実施し、特別区間及び東京二十三区清掃一部事務組合等と連携のうえ、必要に応じて都が支援して仮置場や最終処分場を確保し、迅速な処理体制を整備する。

- (1) あらかじめ、仮置場候補地の指定を行っておく。
- (2) 所管区域内の廃棄物関連施設や運搬車等の現況を把握し、施設の耐震化の促進や不足が想定されるマンパワーや資機材に対する備えを検証し確保する。
- (3) 災害廃棄物処理計画及びマニュアルを策定するとともに、国や都の動向等を踏まえ随時見直す。

5 災害救助法等

(1) 災害救助法の適用基準

災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用基準は災害救助法施行令（昭和22年政令第225号）第1条に定めるところによるが、区においては、次のいずれか一つに該当する場合、災害救助法を適用する。

- ア 区内の住家が滅失した世帯の数が150世帯以上であること。
- イ 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が2,500世帯以上あって、かつ区内の住家のうち滅失した世帯の数が75世帯以上であること。
- ウ 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が12,000世帯以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したこと。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

(2) 被災世帯の算定基準

ア 被災世帯の算定

住家が滅失した世帯数は、滅失した世帯が1世帯で1世帯、半壊、半焼する等著しく損傷した世帯が2世帯で1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯が3世帯で1世帯とする。

イ 住家の滅失等の認定

(ア) 住家が滅失したもの（「全壊、全焼又は流失」という）

住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

(イ) 住家が半壊・半焼する等著しく損傷したもの（「半壊又は半焼」という。）

住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

このうち、大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の50%以上70%未満、またはその住家の損害割合が40%以上50%未満のものを大規模半壊とし、大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の30%以上50%未満、またはその住家の損害割合が30%以上40%未満のものを中規模半壊とする。

(ウ) 住家が半壊又は半焼に準ずる程度に損傷したもの（「準半壊」という。）

損壊部分はその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。

(エ) 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの（「床上浸水」という。）

(オ) 上記(ア)から(ウ)に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度の

もの、又は土石、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

ウ 世帯及び住家の単位

世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。

住家とは、現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

(3) 激甚災害法の指定基準

ア 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

イ 局地激甚災害指定基準

(7) 災害を市町村段階の被害の規模で捉え、激甚災害（※）として指定すること等の基準は、昭和43年11月22日の中央防災会議にて定められた。

(イ) 局地激甚災害指定基準による公共土木施設等及び農地等に係るものについては災害査定によって決定した災害復旧事業費が指標とされている。

※ 激甚災害（激甚災害制度）

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき、一般の災害復旧事業補助や災害復旧貸付等の支援措置に加えて特別に設けられる補助制度をいう。

第6節 具体的な取組（応急対策）

1 被災住宅の応急危険度判定

地震後、都等との役割分担に基づき、震災後の余震等による被災住宅の倒壊、部材の落下等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、早期に住宅の被災状況を調査し、使用できるかどうかを応急的に判定する。

※ 応急危険度判定は、二次災害の防止を目的とし、住宅の被害程度の判定とは異なる。

1-1 判定の対象

応急危険度判定の対象は住宅（共同住宅を含む）とする。

1-2 判定の実施

- (1) 区長（区本部長）は、地震発生後、区域内の建築物の被災程度の概略を把握し、必要があると認めた場合は応急危険度判定の実施を決定する。
- (2) 住宅等の応急危険度判定にあたっては、区長（区本部長）は災対都市計画部に応急危険度判定実施本部（以下「区判定実施本部」という。）を設置するとともに、東京都防災ボランティアに関する要綱に基づいて登録している応急危険度判定員に出動を要請し、これを実施する。
- (3) 区判定実施本部は、以下のような準備を行い、応急危険度判定を行う。

1 判定員到着前	1 建物被災情報の収集 2 判定員の被災地入り及び被災地内移動のための輸送手段確保 3 調査票・判定資材（判定ステッカー等の判定備品）・判定マニュアル等の調達
2 判定員到着後～判定作業開始	1 判定員受入名簿の作成及び判定チームの編成 2 判定員の食事・宿泊施設の確保 3 判定方法の指導（調査区域・調査手順の決定、判定街区の割り当て） 4 判定備品の輸送

- (4) 都知事は、区が判定の実施を決定した場合、都災害本部の下に被災建築物応急危険度判定支援本部を設置し、区に対し必要な支援を行う。

1-3 判定結果の表示

応急危険度判定による調査結果は、「危険」「要注意」「調査済」の3種類のステッカーにより、建築物の出入口等の見やすい場所に表示し、当該建築物の利用者・居住者・歩行者等に周知を図る。

1-4 判定結果の集計・報告

判定士は判定終了後、当日の判定結果を区判定実施本部に報告する。

区判定実施本部は、必要に応じ、都の被災建築物応急危険度判定支援本部へ判定結果の中間報告を行い、判定調査完了後、判定結果の最終確定報告を行う。

1-5 その他

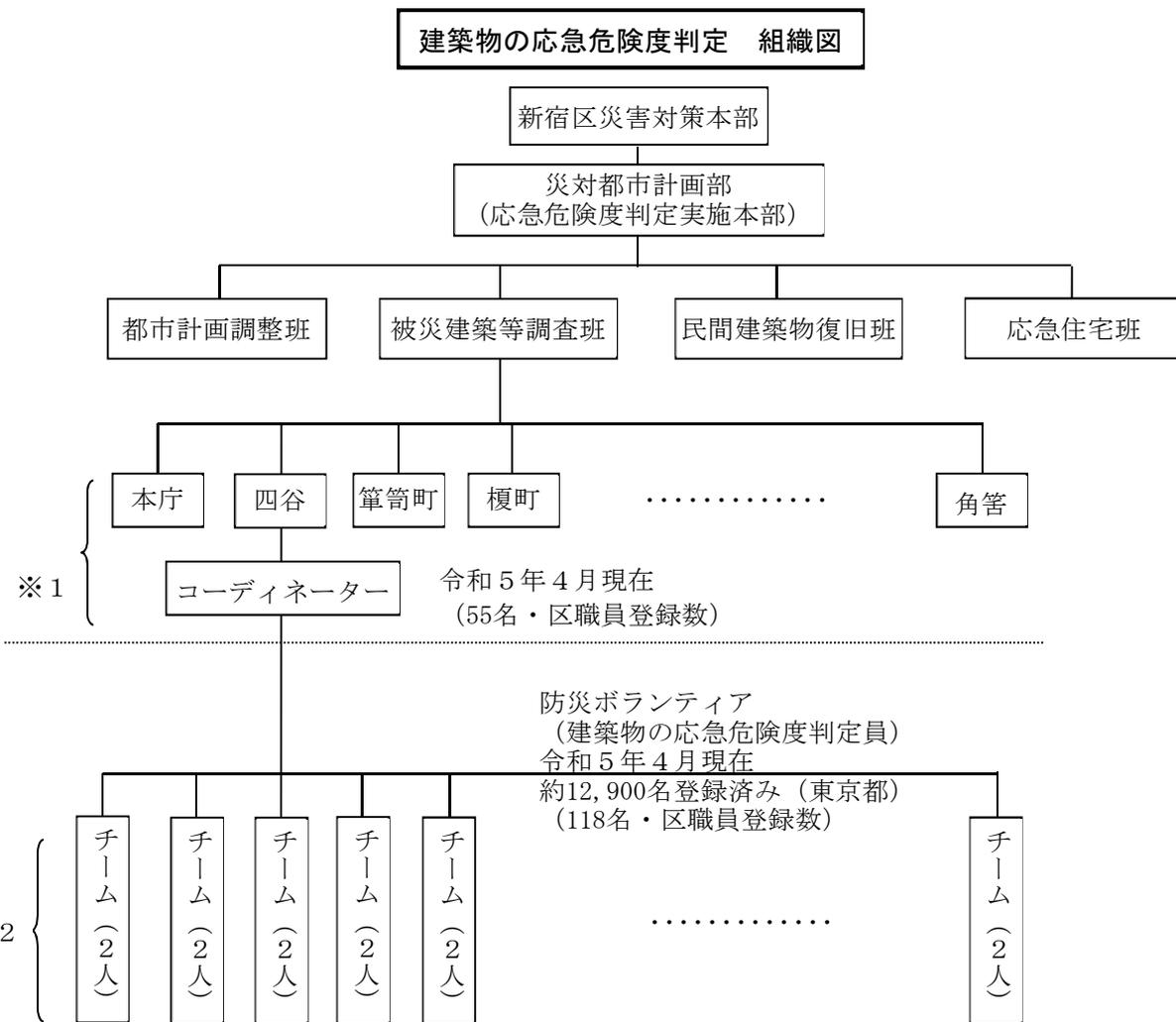
制度の円滑な運用のため、次の訓練を行う。

(1) 応急危険度判定員参集訓練（年1回）

判定員の啓発のため、必要に応じて、都や関係団体と連携し、参集及び参集現場での危険度判定を行う。

(2) 行政間連絡訓練

都都市整備局との間で、災害シミュレーション（被災建築物応急危険度判定全国連絡訓練）による担当者間の連絡訓練を行う。



※1 本庁及び10箇所の地域本部（特別出張所）に、それぞれ1名のコーディネーターを配置する。

※2 本庁及び10箇所の地域本部（特別出張所）に、それぞれ20チームの判定ボランティアを配置する。なお、1チームは2人編成とする。

2 被災宅地の応急危険度判定

大規模な地震等により宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、二次災害を軽減・防止し住民の安全を図るため、平成13年11月9日、都は被災宅地の危険度判定制度を発足させた。

2-1 判定の対象

- (1) 住居である建築物の敷地
- (2) 被災宅地危険度判定実施本部長が判定の必要を認める建築物等の敷地
- (3) 上記(1)及び(2)に被害を及ぼすおそれのある土地

2-2 判定の実施

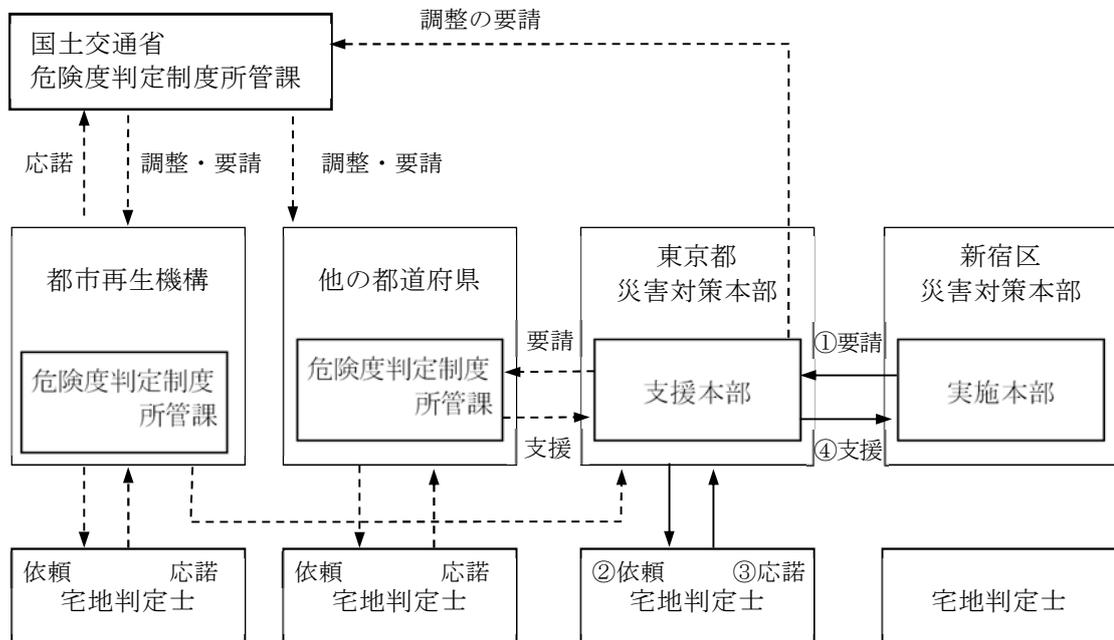
- (1) 区長（区本部長）は判定を要すると判断したときは、ただちに判定実施を決定し、都本部長に連絡するとともに、報道機関等を通じて区民に対し判定実施の周知に努める。
- (2) 区長（区本部長）が判定実施を決定したときは、災対都市計画部に区判定実施本部を設置する。
- (3) 区判定実施本部長は必要に応じて、被災地内あるいはその周辺に判定拠点を設置する。
- (4) 区判定実施本部の業務は以下のとおりとする。
 - ア 宅地に係る被害情報の収集
 - イ 判定実施計画の作成
都に対する被災宅地危険度判定士（以下「宅地判定士」という。）及び被災宅地危険度判定調整員（以下「判定調整員」という。）の派遣要請
 - ウ 宅地判定士・判定調整員の受け入れ及び組織編成
 - エ 判定の実施及び判定結果の現地表示
 - (ア) 「危険宅地」「要注意宅地」「調査済宅地」の3種類のステッカーによる表示
 - (イ) 宅地の付近を通行する歩行者にも安全であるか否かが容易に識別できる表示
 - オ 判定結果の調整及び集計並びに区長（区本部長）への報告
 - カ 判定結果に対する住民等からの相談への対応
 - キ その他

2-3 宅地判定士

宅地判定士は、(1)宅地造成等規制法及び都市計画法に規定する設計資格を有する者、又は(2)国又は地方公共団体等の土木、建築等の職員で一定期間以上の実務経験を有する者のうち、東京都被災宅地危険度判定地域連絡協議会が行う被災宅地危険度判定士養成講習会を修了した者とする。

2-4 危険度判定実施体制

(1) 被災宅地危険度判定制度による危険度判定実施時の区、都等、国土交通省の関係は概ね下図のようになる。

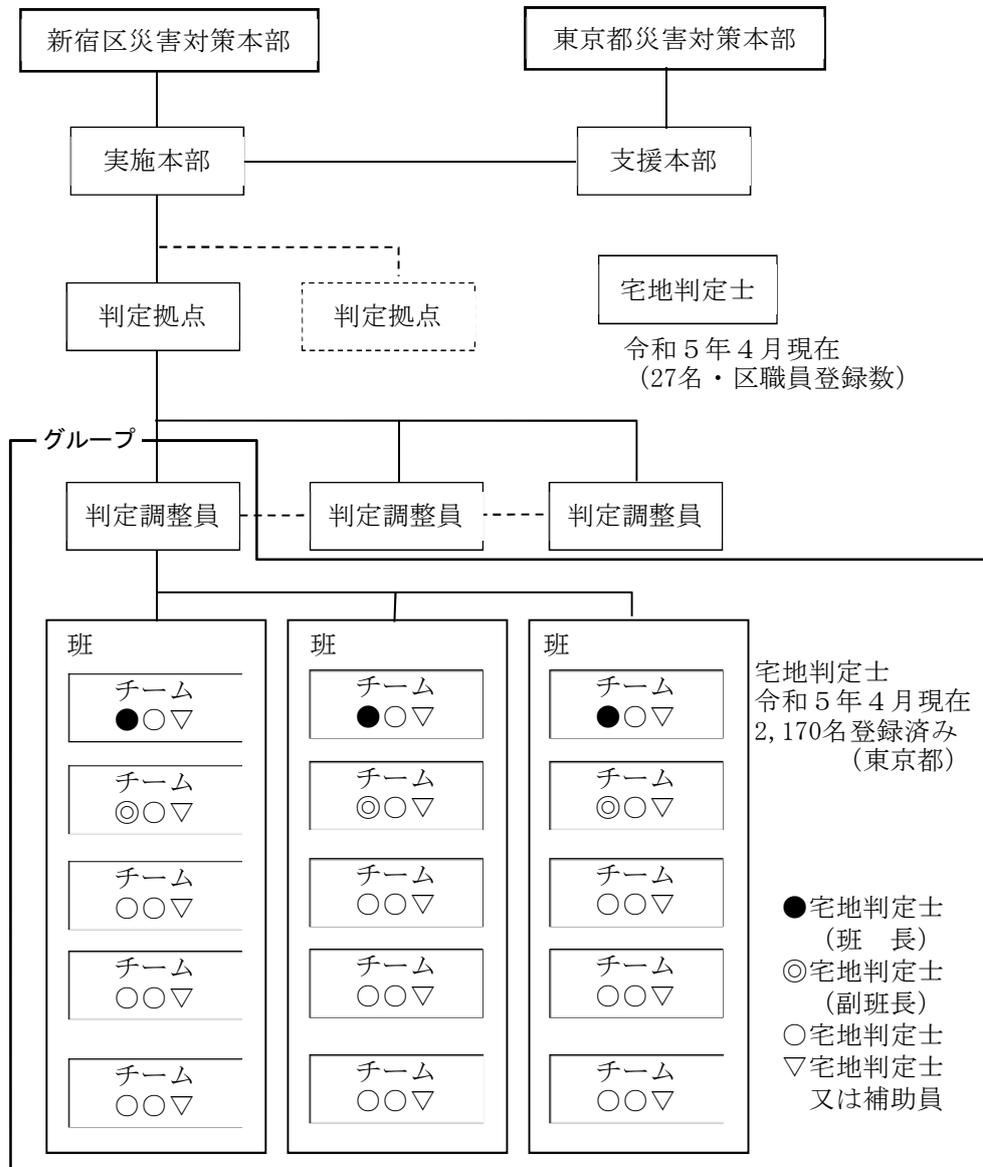


第2編 震災対策計画
 第1部 施策ごとの具体的計画

第12章 住民の生活の早期再建

第2部 災害復興計画
 第2編 震災対策計画

(2) 判定実施に係る組織は以下の概念図のとおりである。



3 住家被害認定調査

罹災証明書の交付に必要な住家の被害程度を確認するため、また、住宅応急修理、仮設住宅の供給等のための基礎資料とするため、被災後に、住家被害認定調査を行う。

機関名	対策内容
区	倒壊、浸水等による住家被害認定調査を行う。
消防署 (東京消防庁)	火災による被害状況調査を行う。 区との協定締結や事前協議による、罹災証明書交付に係る火災被害の情報収集等連絡体制の確立。
都	被災区市町村の行う調査への職員の応援体制の整備

(1) 調査の体制

調査は、地域本部が中心となり、全庁体制で実施する。

人員が不足する場合、専門家の助言等が必要な場合は、都に、他の公的機関、各学会・

大学、他の地方公共団体からの派遣要請等の支援を要請する。

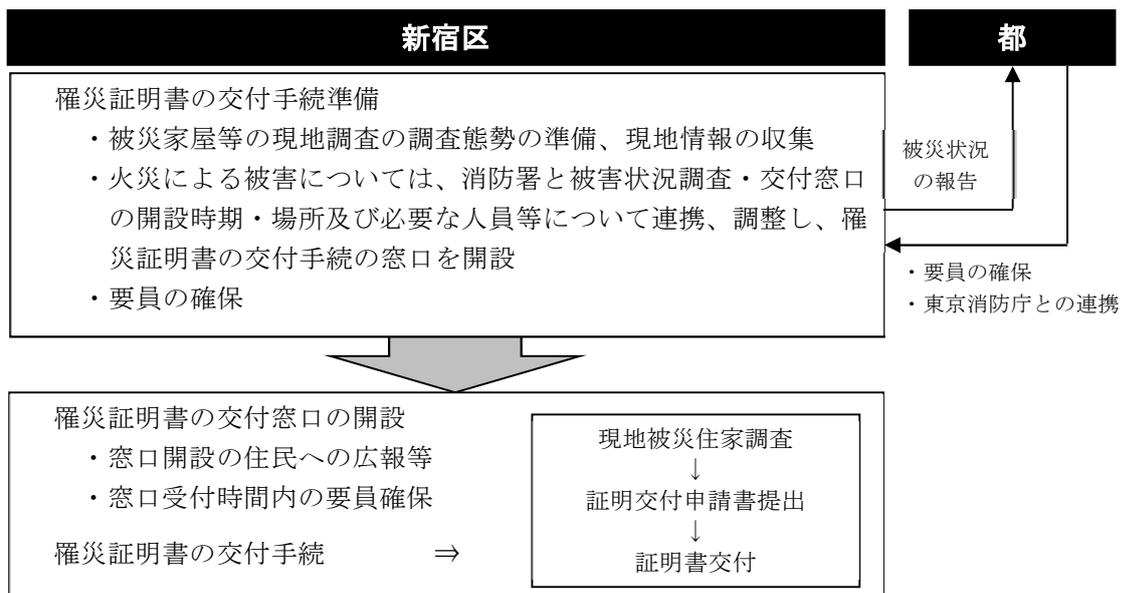
(2) 様式

住家被害認定調査に用いる調査票等の様式は、別途定める。

4 罹災証明書の交付

被災した世帯の再建を促進するために、国・都及び区において住宅新築、補修に要する資金の貸付等の各種公的融資や租税、保険料等の減免、徴収猶予などを実施することがある。その場合に、当該災害によって被災したという証明が必要となるので、区は消防署と連携し被害状況を調査するとともに、被災者に対して世帯又は所有者等に罹災証明書（火災の罹災証明書を含む。）を下記の要領で交付する。その後の被災者の生活応急対策のため、災害救助法に基づく適用基準等を都と連携して迅速に行う。

機関名	内容
区	1 住家被害認定調査を実施し、罹災証明書交付の実施体制を構築 2 システム稼動に向けた準備や資機材を確保 3 住家被害認定調査実施に向けた計画等を策定 4 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有
消防署 (東京消防庁)	1 火災の罹災証明書の交付に向けた区との調整 2 火災による被害状況に係る罹災証明書交付のための情報共有
都	1 区の要請に応じて、関係機関や他の地方公共団体に対して住家被害認定調査等の要員確保に関する協力を要請 2 都職員の被災区への派遣 3 共同利用版の被災者生活再建支援システムの利用に関する区市町村間の調整を実施 4 住家被害認定調査や罹災証明書交付窓口の開設時期等についての区市町村間の調整を実施



(1) 罹災証明書の交付準備

ア 区は、住家被害認定調査の実施や罹災証明書の交付に向けて、庁内連携及び応援職員確保も含めて体制を構築する。

- イ 被災者生活再建支援システムに最新の住民情報や家屋情報を登録するなど、システム稼働に向けた準備や資機材の確保を行う。
- ウ 住家被害認定調査の調査方針、調査体制、業務日程などを含む調査計画を策定し、調査員及び庁内外の関係部署と共有したうえで、被害認定調査を実施する。

(2) 罹災証明書の交付

区は、「災害発生時における被災者生活再建支援業務の実施体制整備に関するガイドライン」に基づき、住家被害認定調査を実施し、罹災証明書を交付するとともに、被災者台帳を作成する。

- ア 住家被害認定調査を実施するとともに調査結果をデータ化し、罹災証明書の交付に備える。
- イ 住家被害認定調査の進捗状況や仮設住宅入居などの日程を確認しながら、交付日程について庁内調整するとともに、交付場所や資機材を確保する。また、都や区市町村と交付日程の足並みを揃えるなど調整をしたのち、交付日程等について被災者に広報する。
- ウ 住家被害認定調査の結果を被災者に説明しながら罹災証明書を交付し、被災者から同意が得られない場合には再調査（第2次調査）を実施する。
- エ 罹災証明書交付時に確定した情報等を基に被災者台帳を作成し、被災者の生活再建支援の進捗状況を管理する。
- オ 火災による被害状況調査及び罹災証明書の交付について、東京消防庁と連携を図る。

4-1 交付所管

区の災対地域部区民班（区本部が設置されていない場合は地域振興部戸籍住民課及び各特別出張所。以下この章において同じ。）が、罹災証明書を交付する。この場合において、災対地域部区民班は、区内全体の罹災証明書の交付状況等を総括する。

4-2 交付手続き

各地域本部地域活動班は、住家の被害認定基準等に基づき、住家の被害認定調査を実施する。調査結果に基づき、災対地域部区民班が被災者台帳を作成し、被災者からの申請により、罹災証明書を世帯主又は所有者等に交付する。

なお、震災による火災被害については、管轄する消防署が火災被害の状況調査を行い、区と窓口の開設時期・場所及び必要な情報について連携を図り、区が区長名で速やかに火災による罹災証明書を交付する。

4-3 証明の範囲

罹災証明書（火災による罹災証明を除く。）は、災害対策基本法第2条第1号に規定する被害で、次の事項について証明する。

(1) 住家の被害程度の区分

- | | | |
|------|---------|------------------|
| ア 全壊 | イ 大規模半壊 | ウ 中規模半壊 |
| エ 半壊 | オ 準半壊 | カ 準半壊に至らない（一部損壊） |

(2) 被害程度の判定基準

被害程度の判定については、「災害の被害認定基準について」（平成13年6月28日府政防第518号内閣府（防災担当）通知）及び「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和3年3月）の基準に沿って行う。

(3) 様式

罹災証明書等の様式は、別途定める。

4-4 罹災証明書の手数料

事件の特殊性により免除とする。

5 義援金の募集・受付

区、都、日本赤十字社東京都支部等各機関は、被害の状況を勘案し、義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。

(1) 義援金の募集を行うか否かを検討し、決定する。義援金の募集が決定した場合は、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。

(2) 義援金の募集・受付に関して、都、日本赤十字社東京都支部、関係機関等と情報を共有する。

(3) 区の義援金募集に協力して受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、口座への振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。

6 トイレの確保及びし尿処理

新宿区は水洗地域であるが、ライフラインの被災に伴い、通常のし尿処理が困難となることが予想される。

区は、各避難所等の避難人数、災害用トイレ、し尿収集業務団体等関連事業者との協定等により確保可能な、し尿収集車台数等を把握した上で、都下水道局と連携した下水道施設（水再生センター及び主要管きょにおけるし尿受入用マンホール）への搬入や、し尿処理施設などへの搬入を実施する。

6-1 基本的な考え方

(1) し尿処理は、水を確保することによって、下水道機能を有効活用する。

(2) (1)の対策と併せ、仮設トイレ等を使用して処理する。なお、貯留したし尿は区が収集し、都下水道局との覚書により、水再生センター及び主要管きょにおけるし尿受入用マンホールへ搬入・処理する。

(3) 避難場所や避難所においては、マンホールトイレ等の整備を進める。

6-2 処理方法

(1) 避難所等における対応

ア 避難場所

避難場所のし尿処理については、延焼の状況、避難者数、水洗トイレの使用の可否等避難場所の状況により、雨水貯留槽、非常用災害井戸等によって生活用水を確保し、下

水道機能の回復を図る一方、水洗トイレが不足する場合は仮設トイレ等を確保し、対応する。避難場所等において、非常用便槽等を活用できる施設がある場合は、区は備蓄した組立てトイレ等により対応し、避難場所の衛生環境を確保する。

イ 避難所

避難所におけるトイレ対策を充実させるため、避難所となる区立小中学校等には、下水道利用型災害用トイレや汚物貯留型災害用トイレ及び新校舎対応型災害用トイレを整備する（令和5年9月、現在42避難所において、下水道利用型災害用トイレ32避難所、汚物貯留型災害用トイレ5避難所及び新校舎対応型災害用トイレ5避難所を整備）。

また、施設に合わせた仮設トイレや便槽付き仮設トイレを整備する。

その他、避難場所や公園等に、下水道利用型災害用トイレや汚物貯留型ピットを整備する（令和5年9月現在、下水道利用型災害用トイレは9か所、汚物貯留用ピットは15か所に設置済み）。

学校の改築時には、屋上プールの水等を活用することで、断水時もトイレを利用できる設備を整備していく。

避難所等で災害用トイレが不足した場合は、区は都に対して仮設トイレの追加配備等の支援を要請する。

ウ 地域

ライフラインの供給停止により住宅において従前の生活ができなくなった地域においても可能な限り水洗トイレの使用ができるようにする。このため、消防水利としても活用できる防火貯水槽を避難所等に増設整備し、水を確保して下水道機能の活用を図る。

なお、家庭、事業所では、平素から水のくみ置き等により、断水時における生活用水の確保に努めるよう周知する。便槽付き仮設トイレ等が使用できる場合には、併せてこれも利用し、地域の衛生環境の確保をはかる。

(2) し尿収集・処理計画

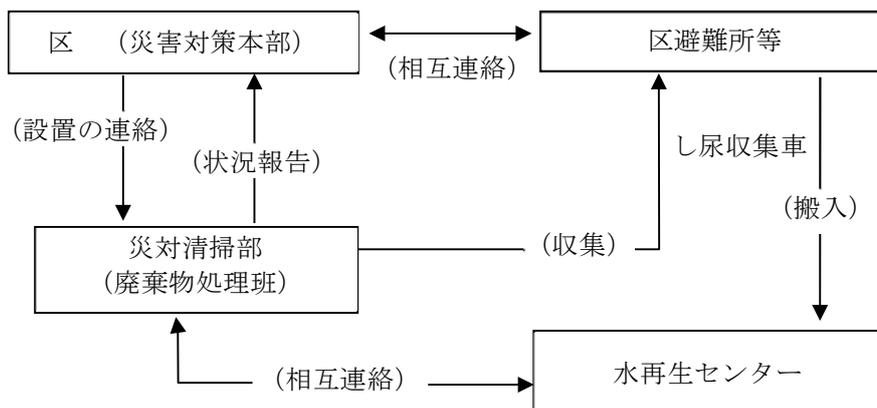
ア 仮設トイレ等の設置状況の報告

区本部は、避難場所、避難所等に仮設トイレ等を設置した場合、その設置状況を災対清掃部廃棄物処理班に連絡する。

イ 収集作業

廃棄物処理班は、被害状況、収集場所等の情報を基にして、くみ取りを必要とする仮設トイレ等のし尿を収集し、都下水道局との覚書に基づき水再生センター及び主要管きよにおけるし尿受入用マンホールへ搬入して、処理・処分を行う。

ウ 収集処理体制



7 ごみ処理

区、都及び各機関は、災害発生により大量に排出されるごみを迅速に処理し、被災地の環境衛生の悪化防止を図るものとする。

7-1 推定ごみ排出量（区収集量1か月）

兵庫県南部地震の事例を基にすると、生ごみを中心とした家庭系可燃ごみは震災後もほぼ同じ排出量であるが、家具等粗大ごみや金属・陶器・ガラスなどの不燃系ごみは一時的に1か月の排出量の5倍に上がっており、通常の排出量に戻るまでに半年以上を要している。これを踏まえ、区内で発生するごみ量は、令和3年度実績ベースで可燃ごみ、約5,400t、粗大ごみ・不燃系ごみ（通常の5倍）約1,800tと推定する。

7-2 処理方法

- (1) 廃棄物処理班は、災害時のごみについて、区民等の協力を得て分別を徹底するとともに、収集可能な場所であつ環境に支障のない公有地等を利用した臨時集積所に排出するように指導する。
- (2) 廃棄物処理班は、ごみの収集運搬について、特別区間の相互援助体制を整備し、平常作業からの応援及び臨時雇上げの人員並びに機材を活用し、衛生上速やかに処理を必要とするごみから、優先的に処理する。
- (3) 廃棄物処理班は、ごみ処理施設への短期大量搬入が困難である場合には、都の協力を得て幹線道路に面した公有地等を中継所として活用し、収集の効率化を図る。
- (4) 区は可能な限り主体的に対応するが、被災が広範囲に及ぶ時などは、都や東京二十三区清掃一部事務組合等と情報の共有化を密にして対応する。

8 災害廃棄物処理

被災地の応急対策や復旧・復興を円滑に実施するとともに、最終処分量の削減を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体により発生する廃木材及びコンクリートがら等（以下「災害廃棄物」という。）の再利用、適正処理を図る。

8-1 推定発生量

被害想定に基づく区の災害廃棄物の推定発生量は、次のとおりである。

（単位：万t、万m³）

都心南部直下地震 (M7.3)		多摩東部直下地震 (M7.3)	
重量	体積	重量	体積
54	47	60	53

8-2 処理計画

- (1) 区の役割
 - ア 区内における被害状況を確認し、災害廃棄物の発生量を推計するとともに、公費負担による災害廃棄物処理の対象となる範囲を定め、公表する。
 - イ 区内における災害廃棄物処理推進体制を整備する。
 - ウ 円滑な災害廃棄物処理の実施のため、ボランティア・区民活動団体等と連携する。

エ 発災直後のさまざまな情報を収集・整理し、区内における災害廃棄物処理の基本方針を明らかにした災害廃棄物処理実行計画を策定する。

オ 区内における災害廃棄物の処理を行う。

(2) 災害廃棄物処理対策臨時組織の設置

発災後、区は速やかに「災害廃棄物処理対策班」を設置する。災害廃棄物処理は、都に設置される「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」及び「特別区災害廃棄物処理対策本部（仮称）」と連携して行う。

(3) 災害廃棄物の撤去及び倒壊建物の解体

災害廃棄物の撤去に関しては、原則として個人住宅に限り、災害廃棄物処理対策班において住民からの申請受付、民間業者との契約事務を行うとともに、その処理についての指導等を行う。

また、倒壊した建物の解体は、原則として所有者が行うこととするが、個人住宅について特例措置を国が講じた場合、倒壊建物の解体処理に関しても災害廃棄物の撤去と同様の事務を行う。

ア 建物解体・撤去の受付

災害廃棄物処理対策班は、住民からの解体・撤去申請を受け付ける窓口を設置する。申請を受け付けた後、あらかじめ用意するデータにより、その建物に関する権利関係等を確認し、解体・撤去することが適当かどうか判断する。

イ 建物解体・撤去の順位

解体・撤去することが適当と認められたものについて、災害廃棄物処理対策班は建物の応急危険度判定の結果、危険性の高いと認められる建物を優先し、次に搬出車両の通行等を考慮し大通り沿いの建物を優先する。

ウ 適正処理の指導

解体・撤去作業の際は、災害廃棄物を種類別に分別して搬出する。またPCB、アスベスト等の有害物質については、東京都災害廃棄物対策本部（仮称）が示す指針に基づき適正に取り扱うよう、災害廃棄物処理対策班が関係処理業者等を指導する。

(4) 災害廃棄物の仮置場の設置

仮置場は、積み替えによる災害廃棄物の輸送効率の向上と、分別の徹底及び再利用施設が円滑に機能するまでの貯留用地として、災害廃棄物処理対策班及び特別区災害廃棄物処理対策本部（仮称）が連携して設置する。

ア 第一仮置場

緊急道路の障害物除去作業により収集した災害廃棄物を処理体制が整うまでの間仮置きするために、土木復旧班が都立戸山公園戸山多目的運動広場に設置する。

除去作業終了後は、引き続き輸送の効率を図るため、建物の解体により発生した災害廃棄物の積み替え用地として土木復旧班が確保する。

イ 第二仮置場

緊急道路の障害物除去作業終了後、他の応急対策で利用していたオープンスペースを転用するなど、建物の解体により発生した災害廃棄物の積み替え用地として土木復旧班が指定する。

ウ 第三仮置場

第一・第二仮置場から搬出した廃木材・コンクリートがらについては、できる限り再利用するが、その際に、中間処理や再利用施設が円滑に機能するまでの間、貯留用地として特別区災害廃棄物処理対策本部（仮称）が設置する。

エ 災害廃棄物の中間処理・再利用・最終処分

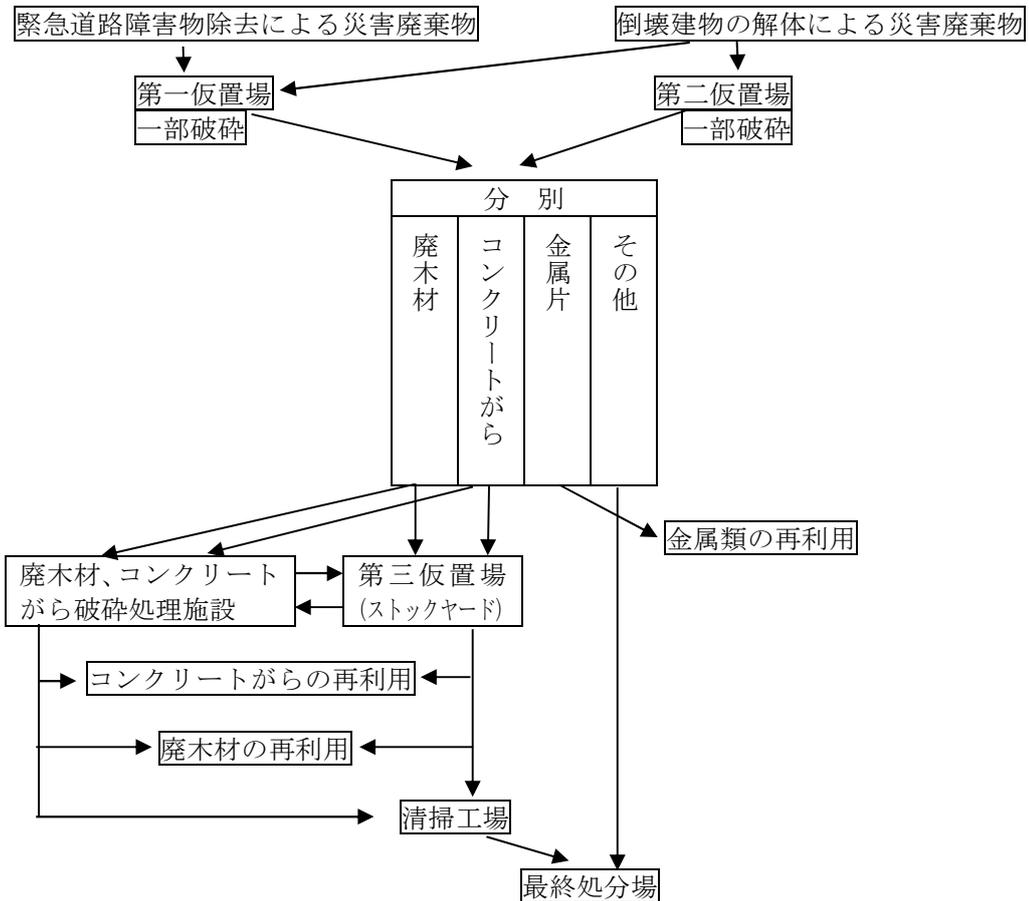
第一・第二仮置場から分別して搬出された災害廃棄物は、破碎処理等の中間処理を行った後、資源の有効な利用の促進に関する法律やその他法令・要綱等に基づいて再利用する。

再利用が不可能なものに限り、焼却処理するなどできるだけ減容減量化した上で、環境汚染防止に十分考慮しつつ、都が管理する埋立処分場等に搬入する。

(5) 都への被害状況等の報告

区は、被害状況（廃棄物処理施設、家屋等）及び震災災害廃棄物発生量を都に報告する。

【災害廃棄物処理の基本的流れ】



9 応急教育・応急保育

9-1 応急教育

災害時における区立幼稚園児及び区立小・中・特別支援学校児童生徒（以下「児童生徒等」という。）の生命及び身体の安全並びに教育活動の確保を図るため、区立幼稚園及び区立小・中・特別支援学校（以下「学校等」という。）における災害予防、応急対策等について万全を期する必要がある。このため、区教育委員会、学校等は、応急教育に関する計画を樹立するものとする。

(1) 事前準備

- ア 学校長及び幼稚園長（以下「学校長等」という。）は、学校等の立地条件などを考慮したうえ、災害時の応急教育や指導の方法等についてあらかじめ適正な計画を立てておく。
- イ 学校長等は、災害の発生に備えて、次のような措置を講じなければならない。
 - (ア) 児童生徒等の避難訓練を実施するほか、区が行う防災訓練に教職員及び児童生徒等の参加を促す。
 - (イ) 児童生徒等が学校等の管理下にある場合、その他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を立案し、教育計画に位置づけること。また、登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう周知徹底を図ること。
 - (ウ) 教育委員会、警察署、消防署（団）及び保護者等への連絡網並びに地域で児童生徒等の安全確保を図る協力体制を確立すること。
 - (エ) 時間外における教職員の連絡・参集体制及び役割分担等の計画を作成し、教職員に周知すること。
 - (オ) 児童生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するように努めるとともに学校医や地域医療機関等との連携を図ること。

(2) 災害時の態勢

- ア 学校長等は、児童生徒等が学校等に在校中であるときに、区内で震度5弱以上の地震が発生した場合には、児童生徒等は全て学校等に留め置き保護する。児童生徒等は、保護者の引き取りにより下校する。
- イ 学校長等は、災害の規模、児童生徒等、教職員及び施設設備等の被害状況を速やかに把握するとともに、区教育委員会（区本部が設置された場合は災対教育部）に報告しなければならない。
- ウ 学校長等は、避難所の開設等に協力し、学校管理に必要な教職員を確保し万全の態勢を確立する。
- エ 学校長等は、事前に作成した計画を被災状況により見直し、臨時の学級編制を行うなど、状況に即した応急教育を行う。また、学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分と開放できない部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。
- オ 応急教育計画については、区教育委員会と協議するとともに、決定しだい、速やかに保護者及び児童生徒等に周知徹底を図る。

(3) 災害復旧時の態勢

- ア 区教育委員会は、被害状況により教育活動再開の目途や応急教育計画作成の指針を決定し、学校長等に伝える。学校長等は、学校施設・設備の被害状況、教職員及び子どもの被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して応急教育計画を作成する。
- イ 学校長等は、教職員を掌握するとともに、校舎の整備を行い、児童生徒等の安否や被災状況を調査し、区教育委員会に連絡し、教材、学用品等の給与に協力する態勢を整える。
- ウ 区教育委員会は、学校長等からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧する。
- エ 区教育委員会は、被災学校等ごとに担当職員及び担当指導主事を定め、応急教育に関する情報の収集及び指令の伝達について万全を期する。この場合において、担当指導主事は、被災学校等の運営について、指導と助言に当たる。
- オ 区教育委員会及び学校長等は、連絡網の確立を図り、指示事項の伝達の徹底を期する。
- カ 学校長等は、応急教育計画に基づき、学校等へ受入可能な児童生徒等を保護及び指導する。その際、登下校の安全の確保に留意し、指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くものとする。また、心のケア対策にも十分留意する。
- キ 学校長等は、教育活動の再開にあたって、児童生徒等の安否確認と通学路及び通学経路の安全確認を行い、区教育委員会に報告し、必要な整備を要請する。
- ク 学校長等は、疎開した児童生徒等について、教職員の分担を決め、地域ごとに実情の把握に努める。
- ケ 学校施設の避難所利用が長期化する場合には、学校長等は避難所運営管理協議会等と協力して、避難所利用のルールを定め、応急教育活動のスペースを確保する。また、必要に応じて、区教育委員会に代替施設の確保を要請し、早期の授業再開に努める。
- コ 学校長等は、災害の推移を把握し、区教育委員会との緊密な連絡のうえ、平常授業に戻すよう努める。
- サ 区教育委員会は、区立学校間の教職員の応援体制について調整を行う等、教育活動再開のために必要な措置を講じる。

9-2 教材、学用品の調達及び支給

(1) 支給の対象

区教育委員会は、災害救助法が適用された災害により住家に被害を受け、教科書等の教材、学用品を喪失又はき損し、就学上支障のある小・中・特別支援学校児童生徒（私立学校を含む。）に対し、被害の実情に応じ、災対教育部指導班を中心に教材及び学用品の支給を行う。

災害救助法が適用されない場合は、災対教育部指導班は、被害状況調査等の情報を災対総務部情報調整班より受け、準要保護・要保護世帯の認定を受けた被災世帯の学童・児童に対し、教材及び学用品の支給を速やかに行う。

(2) 支給の期間

災害発生の日から教科書等の教材については1箇月以内、学用品については15日以内とする。ただし、交通、通信等の途絶による調達及び輸送の困難が予想される場合には、内閣総理大臣の承認を受け、必要な期間を延長する。

(3) 支給の方法

特別の場合を除き、区教育委員会が学校長の協力を受け、調達から分配までを実施する。

(4) 費用の限度額

給付物	限度額
教科書等の教材	児童及び生徒に対して支給する教科書又は教材の実費
学用品	災害救助法に定める学用品等の給与の限度額とする。

(5) 学校納付金等の減免

区教育委員会は、罹災した区立学校等の児童生徒に対する学校納付金等の減額、免除その他について必要な事項を定めておくものとする。

9-3 応急保育

災害時における保育園及び子ども園児、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、学童クラブの利用児の生命及び身体の安全並びに保育の確保を図るため、私立施設等を含む保育園、子ども園、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、学童クラブにおける災害予防・応急対策等について万全を期する。

子ども家庭部保育課、保育指導課及び子ども総合センターが策定した「保育園防災の手びき」「子ども園防災の手引き」「児童館・子ども家庭支援センター・学童クラブの防災の手引き」「大地震!その時あわてないために…」等を基本に、これらの応急保育についての必要な事項を定める。

(1) 事前準備

ア 保育園及び子ども園児、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、学童クラブ利用児の安全を守ることは、職員にとって最重要の使命であり、各施設の園児及び利用児が職員の指示に従って安全に行動できるように、日ごろより訓練を重ねておくとともに、災害時の役割分担をお互いに理解しておく。

イ 定期的に施設器具等の安全点検を行い、不備や危険な箇所は改善する。

ウ 防災計画や非常時の対応等については、保育園、子ども園、子ども総合センター、子ども家庭支援センター、児童館、学童クラブの職員のみが知っているのではなく、保護者に周知させることではじめて完全なものになるため、保護者の理解と協力が得られるよう、災害時の一時集合場所や避難場所、連絡や引き渡しの方法等について、日ごろから周知徹底を図っていく。

(2) 災害発生時等の対処

ア 保育園長、子ども園長、子ども総合センター所長、子ども家庭支援センター館長、児童館長は、自衛消防組織表に基づき職員を指揮し、園児及び利用児の安全確保に努めるとともに、状況に応じて適切な緊急避難の措置を講じる。

イ 保育園長、子ども園長、子ども家庭支援センター館長、児童館長は、早急に、災害発生及び避難状況等を子ども家庭部保育課、保育指導課、子ども総合センター（区本部が設置された場合は災対子ども部）に随時報告する。

ウ 職員は、園長、子ども総合センター所長、館長の指示に従い、保育時の各状況ごとに職員のとるべき行動として「大地震！その時あわてないために…」等に定められた行動を基本に、協力して園児及び利用児の安全確保を図る。

エ 施設を離れる場合は、電気のブレーカーを切り、ガスの元栓を閉めるとともに、避難場所及び避難経路等を示した標識を保護者の目につきやすい場所に掲示する。

オ 避難場所では園児及び利用児を見渡せる場所に集め、保護者に居場所が分かるようにして、園児及び利用児を速やかに引き渡すように努める。ただし、児童館の一般利用児は安全が確認され、かつ自宅で適切に保護されることが確認された場合は帰宅させる。

カ 引き渡しの遅延あるいは引き渡しが困難な園児及び利用児については、施設で責任を持って保護する。

(3) 災害後の保育業務

ア 施設の被害が少ない場合は、施設の安全を確認し、保育再開に努める。

イ 災害後の業務については、災対子ども部の指示に従い実施することとし、保育再開の時期や今後の体制などについては、あらゆる方法で保護者に知らせる。

(4) 災害孤児の保護態勢

ア 災対子ども部は、地域本部と連絡をとり、避難場所及び避難所等における災害孤児の実情を把握する。

イ 災対子ども部は、災害孤児を避難所及び前記の施設で保護するとともに都福祉局に報告し、児童相談所への移送計画を策定する。

10 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、災害に際して飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。

区域に一定規模以上の災害が発生し、被災者が上記のような応急的な救助を必要としている場合、区長は災害救助法の適用を都知事に要請し、応急対策に万全を期さなければならない。

災害救助法の適用手続は次のとおり。

(1) 災害に際し、区の区域内の災害が災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、区長は直ちにその旨を都知事に報告し、災害救助法の適用を要請しなければならない。その場合には都本部（総合防災部防災対策課）を経由し要請し、後日文書によりあらためて処理する。

ア 災害発生の日時及び場所

イ 災害の原因及び被害の状況

ウ 適用を要請する理由

エ 適用を必要とする期間

オ 既にとった救助措置及びとろうとする救助措置

カ その他の事項

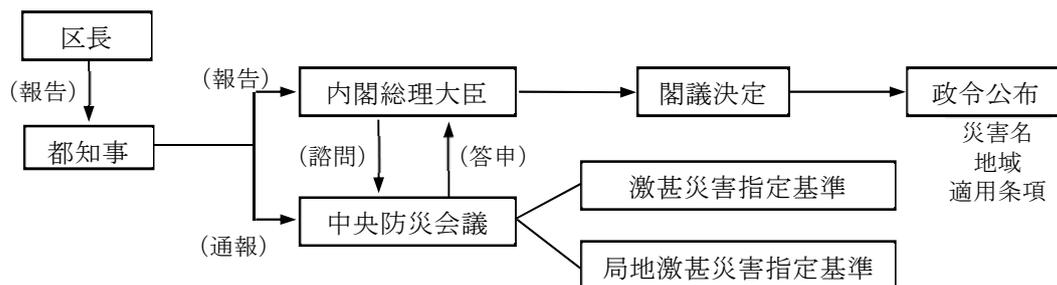
- (2) 災害の事態が急迫して、都知事による救助を待つことができないときは、区長は災害救助法の規定による救助に着手し、その状況を直ちに都知事に報告し、その後の処置に関して都知事の指揮を受けなければならない。
- (3) 区長は、区の区域に災害救助法が適用されたときは、都知事（都本部長）の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。

1 1 激甚災害の指定

1 1 - 1 激甚災害の指定手続

区長は、災害が発生した場合は、速やかに、その災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を、都知事に、都知事は内閣総理大臣に報告する。

内閣総理大臣は、これを受けその災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）（以下「激甚法」という。）第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断したときは、中央防災会議の意見を聞いたうえで激甚災害として指定し、その災害に対してとるべき措置を指定する政令を制定する。これにより必要な財政援助措置がとられることになる。



著しく激甚である災害が発生した場合における地方公共団体の経費の負担の適正化及び被災者の災害復興の意欲を高めることを目的とした「激甚法」が制定されている。

この法律は、激甚災害として指定された災害を対象に、国の地方公共団体に対する特別の財政援助と、被災者に対する特別の助成措置を内容としている。

区の地域に、大規模な災害が発生した場合、区としても、迅速かつ適切な応急復旧を実施するため激甚法による助成援助等を受けることが必要である。

1 1 - 2 激甚災害に関する被害状況等の報告

- (1) 区長は、その区域内に災害が発生した場合は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分考慮して、災害対策基本法第53条第1項に定めるところにより、速やかに、その被害状況等を都知事に報告するものとする。
- (2) 被害の状況等の報告は、災害が発生した時から当該災害に対する応急措置が完了するまでの間、次に掲げる事項について行うものとする。
- ア 災害の原因
 - イ 災害が発生した日時
 - ウ 災害が発生した場所又は地域

- エ 被害の程度（災害対策基本法施行規則別表第1に定める事項）
- オ 災害に対しとられた措置
- カ その他必要な事項

11-3 激甚災害指定基準

昭和37年12月7日中央防災会議が決定した基準であり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業の種類別に基準を定めている。

11-4 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模でとらえ、激甚災害として指定するため、昭和43年11月22日中央防災会議が基準を定めている。

11-5 特別財政援助額の交付手続き

区長は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、都各局へ提出する。

第7節 具体的な取組（復旧対策）

1 応急住宅対策

1-1 被災住宅の応急修理

首都直下地震等の発災時には、災害救助法に基づき、被災した住宅の居住性を維持するため、居住に必要な最小限の応急修理の実施が必要となる。

このため、都は、応急修理の必要規模について迅速に調査の上、区に募集・受付・審査等について委任するとともに、応急修理方針等を策定し、区市町村、関係機関への周知、応援体制の確保を図る。

原則として、区は、応急修理の募集・受付・審査等の事務を行う。

(1) 実施主体

住宅の応急修理は、災害救助法適用後は都が行い、区は、これに協力する。ただし、災害救助法が適用されない場合その他で、区長が特に必要と認めた場合は区において実施する。

(2) 対象者

災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者とする。

また、屋根等の被害を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者は、緊急の修理の対象者とする。

(3) 対象者の調査及び選定

ア 災害救助法適用の場合は、区が被災者の資力その他の生活条件を調査及び罹災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された区が募集・受付・審査等の事務を行う。

イ 災害救助法が適用されない場合で、区長が実施の必要を認めたときは、区において調査のうえ、罹災証明書に基づき選定する。

(4) 修理

ア 災害救助法適用後は、都が、応急修理に関する協定締結団体と調整のうえ、応急修理を行う業者のリストを作成し、区はリストより業者を指定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

イ 災害救助法が適用されない場合は、区が区内業者の協力により実施する。

ウ 緊急の修理は、災害により受けた被害を補償するものではなく、住家（屋根、外壁、建具（玄関、窓、サッシ等））について日常生活に必要な最低限度の部分の修理を行うまでの間、ブルーシートやベニヤ板、落下防止ネットなどで緊急的に修理し、住宅の損傷が拡充しないようにするために実施する。

(5) 経費

一世帯あたりの経費は、国の定める基準による。

(6) 期間

災害救助法適用による応急修理は、原則として発災の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）。

なお、同法が適用されない場合は、適用の場合に準ずるものとする。

また、緊急の修理は、災害発生の日から10日以内に完了するものとする。

(7) 帳票の作成

応急修理を実施した場合は、必要な帳票を整備する。

1-2 応急仮設住宅

(1) 応急仮設住宅等の種類

応急仮設住宅の供給は、災害救助法適用後は都が行い、区はこれに協力する。都は、被害状況に応じて、災害救助法に基づき、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であって、自己の資力では住家を得ることができない被災者に対して、応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供与する。ただし、災害救助法が適用されない場合、その他で、区長が特に必要と認めた場合は、区において供給する。

ア 公的住宅の活用による一時提供型住宅

都は、都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

イ 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

ウ 建設型応急住宅

都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

(2) 入居資格

次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- ・住家が全焼、全壊又は流失した者
- ・居住する住家がない者
- ・自らの資力では住家を確保できない者

使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

(3) 入居者の募集・選定

ア 入居者の募集計画は、被災状況に応じて都が策定し、区市町村に住宅を割り当てるものとする。割り当てに際しては、原則として各区市町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が区市町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。

区は、住宅の割り当てを受け、区内の被災者に対して募集を行う。

イ 入居者の選定は、都が策定する基準に基づき、要配慮者・ひとり親世帯等の優先的入居を原則とし、生活条件等を考慮して、区が行う。

ウ 区は、東京消防庁が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(3) 応急仮設住宅の管理及び入居期間

ア 災害救助法が適用され、都が設置する応急仮設住宅の管理は、原則として供給主体が行い、入居者管理等は区が行う。区は入居者の管理のため、必要な帳票を整備する。こ

の際、応急仮設住宅における安全・安心の確保、入居者の心のケア、入居者によるコミュニティの形成に努めるとともに、女性の参画を推進するなど、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮する。なお、応急仮設住宅の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ知事が定める。

イ 同法が適用されない場合に区が設置するものは、これに準じて区が管理する。

(4) 高齢者・障害者等への配慮

身体的・精神的に虚弱な状態にあり避難所での生活が困難と認められる高齢者、障害者等及びその家族に対しては、早急に仮設住宅等を提供する必要がある。なお、その手続にあたっては以下の配慮を行う。

ア 高齢者・障害者用地域型仮設住宅の提供

バリアフリー、手すり、車椅子用斜路等、高齢者や障害者等のハンディキャップのある人の利便に配慮した仮設住宅を設置する。

イ 居住地及び地域コミュニティへの配慮

可能な限り、元の住居に近い仮設住宅を割当てるよう努める。困難な場合は、同じ地域に住んでいた住民同士を一括して同じ仮設住宅に割り当てるなど、できる限りの配慮をする。

1-3 応急仮設住宅の建設

(1) 建設候補地の確保

ア 区は、あらかじめ次の点を考慮のうえ建設候補地を決定する。

(ア) 接道及び用地の整備状況

(イ) ライフラインの状況（埋設配管）

(ウ) 避難場所の利用の有無

区では、第一次的に、次の区立公園を建設用地とする。また、建設用地に不足を生じる場合は、都立公園等への建設についても検討を行う。

イ 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。建設地の選定にあたり、区の行政区域内では必要戸数の確保が困難な場合には、都との調整を踏まえ、各区市町村相互で戸数を融通し、割り当てる。

【応急仮設住宅建設公園一覧表（建設可能面積順）】

（令和5年4月現在）

公園名		所在地	公園面積 (敷地面積 ※1)	対象面積 (有効面積 ※2)	可能面積 (応急仮設住宅建設用地)	可能戸数	
区立公園	1	新宿中央公園	西新宿2-11	88,066㎡	14,300㎡	11,440㎡	191戸
	2	西戸山公園	百人町4-1	22,430㎡	9,500㎡	7,600㎡	127戸
	3	西落合公園	西落合2-19	11,560㎡	6,780㎡	5,424㎡	101戸
	4	みなみもと町公園	南元町20	9,298㎡	2,600㎡	2,080㎡	35戸
	5	北新宿公園	北新宿3-20	6,991㎡	2,430㎡	1,944㎡	32戸
	6	百人町ふれあい公園	百人町3-28	6,989㎡	2,100㎡	1,768㎡	30戸
	7	鶴巻南公園	早稲田町78	5,576㎡	2,100㎡	1,680㎡	28戸
	8	花園公園	新宿1-21	3,988㎡	1,730㎡	1,384㎡	23戸
	9	落合公園	中井1-14	9,603㎡	1,730㎡	1,384㎡	23戸
	10	甘泉園公園	西早稲田3-5	14,235㎡	1,650㎡	1,320㎡	22戸
	11	北柏木公園	北新宿4-12	5,199㎡	960㎡	768㎡	13戸
区立公園小計			183,935㎡	45,880㎡	36,792㎡	625戸	
都立公園	1	戸山公園	大久保3丁目地内、 戸山1・2・3丁目地内	186,472㎡	185,080㎡	41,000㎡	617戸
合 計			370,407㎡	230,960㎡	77,792㎡	1,242戸	

※1 その施設の土地の面積

※2 その施設において樹木や建物などにより利用することができない面積を除いた面積

(2) 建設の実施主体、基準・規模等

ア 災害救助法適用後は、区長が必要であると認めた場合、都知事に要請し、都の住宅政策本部が対応する。

イ 設置基準

構造	平屋建て・2階建の軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。必要に応じて、高齢者や障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。
規模	1戸あたりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設置する。
設置費用	1戸当たり設置に係る費用については、国の定めによる。
着工の時期	災害発生の日から20日以内に着工する。

(3) 建設資材の調達

被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設に要する資材等は、災害救助法適用の場合には都が、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする業者を通じて調達するが、同法が適用されない場合は、区は、建設業者を通じて迅速に調達するものとする。

2 被災者の生活再建支援

2-1 被災者の生活相談等の支援

- (1) 被災者のための相談所を設置し、被害者の生活に関する相談又は要望等への対応を実施するとともに、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。
- (2) 設置した相談所で、要望等を聴取し、その解決を図るほか、必要に応じて関係機関に連絡し、連携して対応する。
- (3) 被災者生活実態調査（被災者センサス）を実施する。
- (4) 消防署は、災害の規模に応じて消防庁舎その他必要な場所で各種相談に応じる。

2-2 義援金の募集・受付・配分

- (1) 義援金の募集・受付・配分の役割分担
区は、区民をはじめ個人、企業等から区に寄託された被災者あての義援金を確実、迅速に被災者に配分するため、都と連携して迅速に対応する。

機関名	内容
都	<ol style="list-style-type: none"> 1 東京都義援金配分委員会の設置 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会（以下「都委員会」という。）を設置する。 2 義援金の管理 都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 3 義援金の配分 <ol style="list-style-type: none"> (1) 都委員会の開催 <ol style="list-style-type: none"> ア 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議、決定する。 イ 被災区市町村への義援金の配分計画の策定 ウ 義援金の受付・配分に係る広報活動 エ その他義援金の受付・配分等に関して必要な事項 (2) 義援金の送金 決定した配分計画に基づき義援金を、区市町村に送金する。 4 義援金の広報 義援金の募集方法、寄せられた義援金額や配分状況について、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
区	<ol style="list-style-type: none"> 1 義援金の募集・受付 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。なお、送金するまでの間は、「預り金」として銀行口座で一時保管する。 2 義援金の配分・受入れ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 3 義援金の支給 <ol style="list-style-type: none"> (1) 区は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 (2) 区は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。

第12章 住民の生活の早期再建
 第7節 具体的な取組（復旧対策）

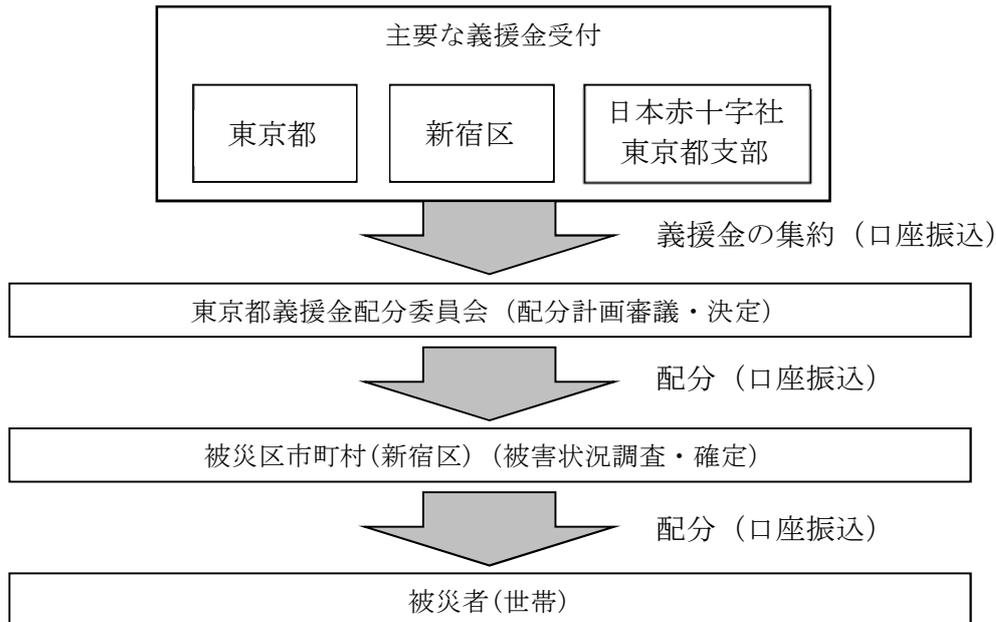
第2編 震災対策計画
 第1部 施策ごとの具体的計画

第12章 住民の生活の早期再建

第2編 震災対策計画
 第2部 災害復興計画

機関名	内容
日本赤十字社 東京都支部	1 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、「預り金」として、一時保管する。 2 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

(2) 義援金受付・配分の流れ



2-3 災害弔慰金等の支給

自然災害により死亡した区民の遺族に対して災害弔慰金を、また自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

<p>支給対象災害</p>	<p>対象となる災害の規模は次の各号の一に該当する場合とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 区内において5世帯以上の住家が滅失した災害 2 上記に定める程度以上の災害に準ずる程度の災害として内閣総理大臣が定めるもの（平成25年10月1日内閣府告示第230号）
<p>対象者</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害弔慰金 災害により死亡した区民の遺族 配偶者・子・父母・孫・祖父母 ※いずれも存在しない場合は死亡者の兄弟姉妹 (死亡当時、同居又は同一生計の者に限る) 2 災害障害見舞金 災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定した時を含む）に精神又は身体に災害弔慰金の支給等に関する法律別表に掲げる程度の障害を生じた区民
<p>支給額</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害弔慰金 <ol style="list-style-type: none"> (1) 死亡者が生計維持者 500万円 (2) 死亡者がその他の者 250万円 ※ただし、既に災害障害見舞金の支給を受けている場合は、その額を控除した額とする。 2 災害障害見舞金 <ol style="list-style-type: none"> (1) 障害者が生計維持者 250万円 (2) 障害者がその他の者 125万円
<p>支給の制限</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 死亡者又は障害者の故意又は重大な過失による場合 2 災害に際し、区等の避難の指示に従わなかったことなど区が不相当と認めた場合

2-4 災害援護資金等の貸付

地震等の災害により、家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用を受けた時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には生活福祉資金を低所得世帯を対象に貸し付けるほか、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建築もしくは補修に必要な資金を貸し付ける。

(1) 災害援護資金、生活福祉資金

	災害援護資金（国制度）	生活福祉資金
申込者の資格	1 災害救助法による救助が行われる災害により被害を受けた当時、新宿区の区内に住所を有した世帯主。 2 被害を受けた年の前年の総所得額（課税標準額）が、災害弔慰金の支給等に関する法律施行令に定める額以下の世帯。 3 療養に要する期間がおおむね一月以上の世帯主の負傷又は住居の半壊以上もしくは家財の価格の3分の1以上の損害を受けた世帯。	低所得世帯等（生活保護基準額のおおむね1.9倍以内）のうち、他から融資を受けることのできない者でこの資金の貸付を受けることによって災害による困窮から自立更生できる世帯。
貸付限度額	災害弔慰金の支給等に関する法律に定める額	1世帯150万円
償還期間	10年（据置期間3年）	7年以内（据置期間6か月以内）
貸付利率	保証人有：無利子 保証人無：年1%（据置期間中は無利子）	保証人有：無利子 保証人無：年1.5%（据置期間中は無利子）
償還方法	年賦、半年賦、月賦（元利均等償還）	月賦（元利均等償還）

※災害援護資金は、東日本大震災により被害を受けた場合、特例措置が適用されている。

※災害弔慰金及び災害見舞金を支給するにあたり、自然災害による死亡等であるか否かの判定が困難な場合には、医師や弁護士から構成する災害弔慰金等支給審査会を設置し、支給に関する事項について調査審議する。

(2) 民間住宅再建の支援

都は、生活の基盤である住宅の復興について、持ち家、賃貸住宅、分譲マンションに対し東京都地域防災計画震災編の定めるところにより融資あっせん等を行う。

2-5 被災者生活再建支援金

区及び都は、自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的として、被災者生活再建支援金を支給する。

(1) 根拠法令

被災者生活再建支援法

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる被害の程度は次のとおり。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した区市町村

- イ 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村
- ウ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- エ ア又はイの区市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
- オ ア～ウの区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
- カ アもしくはイの区市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口10万人未満に限る。）
2世帯以上の住宅全壊被害が発生した区市町村（人口5万人未満に限る。）

(3) 制度の対象となる被災世帯

上記の自然災害により①住宅が全壊した世帯（全壊）、②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯（解体）、③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯（長期避難）、④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊）、⑤住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊）。

(4) 支援金の支給額

支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

- ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
- イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

（単位：万円）

区分		基礎支援金		加算支援金		計
		住宅の被害程度		住宅の再建方法		
		①	②	①+②		
複数世帯 （世帯の 構成員が 複数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300	
			補修	100	200	
			賃借	50	150	
	大規模半壊 世帯	50	建設・購入	200	250	
			補修	100	150	
			賃借	50	100	
	中規模半壊 世帯	—	建設・購入	100	100	
			補修	50	50	
			賃借	25	25	
単数世帯 （世帯の 構成員が 単数）	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225	
			補修	75	150	
			賃借	37.5	112.5	
	大規模半壊 世帯	37.5	建設・購入	150	187.5	
			補修	75	112.5	
			賃借	37.5	75	
	中規模半壊 世帯	—	建設・購入	75	75	
			補修	37.5	37.5	
			賃借	18.75	18.75	

(5) 支援金の支給申請

ア 申請窓口 区

イ 申請時の添付書面

(ア) 基礎支援金:罹災証明書、住民票等

(イ) 加算支援金:契約書（住宅の購入、賃借等）等

ウ 申請期間

(ア) 基礎支援金:災害発生日から13月以内

(イ) 加算支援金:災害発生日から37月以内

2-6 職業のあっせん

区民の暮らしは、安定雇用の実現や事業の再開によってはじめて安定したものとなる。区は都と協力して、失業を余儀なくされた人々が速やかに再就職できるよう対策を講じる。あわせて、区民が事業を速やかに再建できるよう、資金的な支援や事業スペースの確保への支援、取引等のあっせん、物流の安定など、総合的な対策を展開する。

(1) 雇用対策

区は、被災者のために開設する相談所等において、離職者の状況を把握し、都産業労働局に報告するとともに、状況によって都に臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施を要請する。また、離職者の状況に応じて、（公財）新宿区勤労者・仕事支援センターにおいて、早期就職に向け、相談や職業紹介等支援を行う。

東京労働局では雇用対策を進めるために以下の事項について取り組む。

ア 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、区市町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所（ハローワーク）（17か所）と緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっせんを図る。

イ 他府県への就職希望者については、ハローワークシステムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。

ウ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講じる。

(ア) 被災者のための臨時職業相談窓口の設置

(イ) 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における、臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

(2) 事業再開の支援

区は、地元におけるきめ細かな情報収集を行い、都と協力して地元の要請に的確にこたえていく。

都では事業再開の支援を進めるために以下の事項について検討していくとしている。

ア 業界団体などを通じて定期的に被害状況の確認を行う。

イ 一時的な事業スペースを確保することが困難な事業主に対して仮スペースの提供、経費及び情報提供によって自力再建を支援する。

ウ 自力再建にむけて、設備・運転資金などについて関係金融機関に資金の準備を要請したり、事業主などに対して各種の融資制度の活用を促進する。

エ 受注安定及び拡大を促進するために発注先の開拓や物流ルートに関する情報提供を行う。なお、区及び都が実施する中小企業者への融資は次のとおりである。

【新宿区商工業緊急資金】 (令和5年4月現在)

融資対象	区内の中小企業者で、区長が指定する風水害、地震等の災害により事業資産に甚大な被害を受けている者（基本要件を満たしていること）
融資額	500万円以下
期間	5年以内（据置6か月以内）
利率	1.8%以下
利子補給	貸付利率の2分の1を区が補給
信用保証料補助	区が全額補助

【東京都中小企業制度融資（災害復旧資金融資）】 (令和5年4月現在)

資金用途	運転資金・設備資金
対象企業	次のアからウを全て満たすもの ア 中小企業又は組合であること イ 基本要件を満たしていること ウ 知事が指定した災害により損失を受けていること
対象災害	次のア又はイに該当するもののうち、知事が指定するもの ア 災害救助法の適用があった災害 イ アのほか特に知事が必要と認めたもの
その他	限度額、利率等は、都中小企業制度融資要項の定めるところによる

(3) 産業復興支援

区は、都が行う産業復興計画策定への参画や産業活動活性化にむけての規制緩和などに合わせて、側面的支援を検討していく。

2-7 租税等の徴収猶予及び減免等

被災した納税者又は特別徴収義務者（以下「納税者等」という。）、被保険者等に対し、地方税法又は区条例等により、納付期限の延長、徴収猶予及び減免等の緩和措置を、それぞれの実態に応じ適時適切に講じるものとする。

(1) 特別区税の納税緩和措置

ア 期限の延長

災害により、納税者等が期限内に申告その他書類の提出又は区税を納付もしくは納入することができないと認めるときは、次の方法により当該期限を延長する。

(ア) 災害が広域にわたる場合は、区長が職権により適用の地域及び期限の延長日を指定する。

(イ) その他の場合、災害が収まったあと、被災した納税者等による申請があったときは、区長が納期限を延長する。

イ 徴収猶予

災害により財産に被害を受けた納税者等が区税を一時に納付し、又は納入することができないと認められるときは、納付・納入ができないと認められる金額を限度として、その者の申請に基づき1年以内において徴収を猶予する。

なお、やむを得ない理由があると認められるときは、申請により、更に1年以内の延長を行う。

ウ 減免

被災した納税者に対し、該当する各税目について次により減免を行う。

(ア) 特別区民税・都民税

被災した納税者の状況に応じて減免を行う。

(イ) 軽自動車税

被災した納税者の状況に応じて減免を行う。

(ウ) 延滞金

被災した納税者の状況に応じて減免を行う。

(2) 国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の減免等

ア 減免

災害により生活が著しく困難となり、保険料を納められなくなった者に対し、その者の申請に基づき、被災の状況に応じて申請月以降の保険料を減免する。

イ 徴収猶予

災害により、財産に損害を受けた納付義務者が保険料を一時的に納付することができないと認められるときは、その者の申請に基づき、その納付することができないと認められる金額を限度として、6箇月以内において徴収を猶予する。

(3) 国民年金保険料の免除

被災が著しいことにより、保険料納付が困難と思われる第1号被保険者は、保険料の免除を受けることができる。

2-8 その他の生活確保

国や関係機関が連携し、被災者に対する生活支援策を、迅速に実施する。

機関名	対策内容
東京労働局	1 雇用保険の失業給付等に関する特別措置 2 労働保険料等の徴収の猶予
日本郵便	1 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 被災地あて救助用郵便物の料金免除
日本放送協会	1 NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団、防災班の派遣等の奉仕を図る。 2 被災者の受信料免除 3 状況により避難所へ受信機を貸与
NTT東日本 NTTコミュニケーションズ NTTドコモ	1 NTT の規定に該当する被災者又は避難者の基本料金の減免及び仮住居への移転工事費の無料化を実施 2 災害救助法適用地域のお客様の電話料金の支払期限の延長

3 事業者等への支援

都及び政府系金融機関は、災害により、被害を受けた中小企業及びその組合に対し、事業の復旧に必要な資金の融資を行い、事業の安定を図る。

4 災害廃棄物処理の実施

- (1) 都は、被災した区市町村の状況を把握し、廃棄物処理施設の被災状況を踏まえた経済的支援策の検討等、状況に合わせた復旧対策を都本部及び「東京都災害廃棄物対策本部（仮称）」の下で検討し、決定することとなっている。
- (2) 区は、解体等の受付開始に向けて、解体業者等との契約、集積場所の確保、受付窓口の設置箇所等を検討し、都や関係機関等と調整を行い、決定する。

5 災害救助法の運用等

都は、区市町村からの報告又は要請に基づき、災害救助法の適用を決定し、災害救助基金等を運用し、救助活動を実施する。

区長は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告する。

5-1 救助の種類

災害救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。

【災害救助法に基づく救助の種類】

- 1 避難所及び応急仮設住宅の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 被災者の救出
- 6 被災した住宅の応急修理、住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 前各号で定めるもののほか、政令で定めるもの

(1) 災害救助法に基づく救助は、現物によって行うことが原則だが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。

(2) 災害救助法に基づく救助の程度・方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、区市町村ほか関係機関に通知する。

5-2 救助実施体制の整備

(1) 救助実施組織の整備

ア 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。

イ そのため、都は、災害対策本部の組織を救助法適用後、災害救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

(2) 被害状況調査体制の整備

災害救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要

があるので、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

(3) 救助の実施に必要な関係帳票の整備

ア 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が必要となる。

イ 災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

5-3 救助の実施方法等

(1) 災害報告

救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に合わせ、発生報告、中間報告、決定報告の3段階がある。

これらの報告は、救助用物資、義援金品の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

(2) 救助実施状況の報告

災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の清算事務に必要なため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

(3) 救助の程度・方法及び期間

救助の程度・方法・期間については、別冊資料編「(8-1) 災害救助法による救助の程度・方法及び期間 (P.415)」による。基準額については、都規則により適宜改正を行うこととなっている。

第2部 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方

大規模な震災被害が発生した時は、速やかに復興に関する方針を定めて対策を講じる必要がある。応急、復旧は対策を迅速かつ機動的に実施するものであり、復興は対策を中長期的視点に立って計画的に実施するものである。被災後間もない段階での応急・復旧対策が質的な変化を伴いつつ、徐々に、復興対策へと進行していく。

復興に際しては、被災を繰り返さない災害に強い安全なまちづくりに努めるとともに、誰もが安心して暮らせるよう、女性・要配慮者等の視点や災害関連死対策の観点も十分に踏まえつつ、住宅、福祉、医療、環境、雇用、産業などの施策を総合的かつ計画的に進めていく。

1 生活復興

- (1) 第一の目標は、被災者のくらしを一日も早く震災前の状態に戻し、その安定を図ることである。
- (2) 心身や財産に回復し難いダメージを受け、震災前のくらしに戻ることが困難な場合には、被災者が新しい現実の下で、それに適合したくらしのスタイルを構築していくことができるようにする。
- (3) 個人や事業者は自らの責任において、あるいは共に助け合って復興を図っていくことが基本である。行政は、被災者の復興作業が円滑に進むよう、公的融資や助成、様々な媒体による情報提供・指導・相談等を通じて自立のための環境整備を行う。
- (4) 自らの力のみでは生活の復興に特別の困難を伴う被災者に対しては、医療、福祉等の施策を通じ、生活復興のための直接支援を行う。

2 都市復興

- (1) 特に大きな被害を受けた地域のみでの復興に止まらず、都市全体の防災性の向上を目指し、都市基盤の向上や良好な市街地の形成を図り、「被災を繰り返さない都市づくり」を行う。
- (2) 復興の整備水準は、窮状の回復に止まらず、新しい時代の要請に応えられる質の高い都市の実現を目指す。このため、将来世帯も含め人びとが快適なくらしや都市活動を営むことができる「持続的発展が可能な都市」にしていくことを目標とする。
- (3) 住民、事業者、区市町村、都、国など、多様な主体が「協働と連帯による都市づくり」を行う。

3 新宿区震災復興マニュアルの策定

区では、大規模災害からの復興を迅速かつ円滑に進めるため、「新宿区生活復興マニュアル」（平成14年3月）及び「新宿区都市復興マニュアル」（平成15年3月）を策定した。しかし、両マニュアルは、発災時における都の支援体制や、東日本大震災を契機に整備された取組等が反映されていないことが課題であった。

一方、都は、過去の災害事例を踏まえ「区市町村震災復興標準マニュアル」（平成29年3月改定、

生活・都市復興マニュアルを包含したもの)を策定し、復興に向けた区市町村の標準的な活動指針や都の支援体制等を示した。

震災復興は区と都の連携・協力が不可欠であることや、大規模災害事例を踏まえた取組みをマニュアルに反映させる必要があるため、「新宿区生活復興マニュアル」及び「新宿区都市復興マニュアル」を統合し、都の「区市町村震災復興標準マニュアル」に準拠した「新宿区震災復興マニュアル」を策定（令和2年3月、令和7年度以降改定予定）した。

【新宿区震災復興マニュアルの構成】

- 震災復興体制の構築
- 都市の復興
- 住宅の復興
- 暮らしの復興
- 産業の復興

第2章 復興本部

第1節 震災復興本部の設置

震災後の復興活動は、行政のあらゆる分野に及ぶだけではなく、多くの年月が費やされる。

そのためにまず、復興後の都市のビジョン、区民生活のビジョンを明確にし、震災復興方針の策定や震災復興計画等の取扱い等を検討する必要がある。

本格的な復興にむけて、立ち上がり期から復興活動を速やかにかつ組織的・計画的に行うための統轄組織として区長を本部長とする震災復興本部を設置する。

第2節 災害対策本部と震災復興本部の関係

災害対策本部は、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれのある場合において、防災の推進（予防、応急復旧）を図るために設置するものであり、応急対策業務や優先度の高い復旧業務等を主な事業対象としている臨時的な組織である。

一方、震災復興本部は、「新宿区震災復興本部の設置に関する条例」を根拠とし、被害の重大性に照らして、都市の復興並びに区民の生活の再建及び安定に関する事業を迅速かつ計画的に実施するために設置する、中・長期的な組織となる。

これら2つの本部は目的と機能が異なるが、震災復興に関連する一連の活動は、被災後間もない応急対策の段階から、質的な変化を伴いつつ連続的に、徐々に進行していくものであるため、災害対策本部が実施する業務についても、震災復興に関係、影響するものについては、両本部が緊密に連携しながら処理する必要がある。

第2章 復興本部
第2節 災害対策本部と震災復興本部の関係

第1編 震災対策計画
第1部 施策ごとの具体的計画

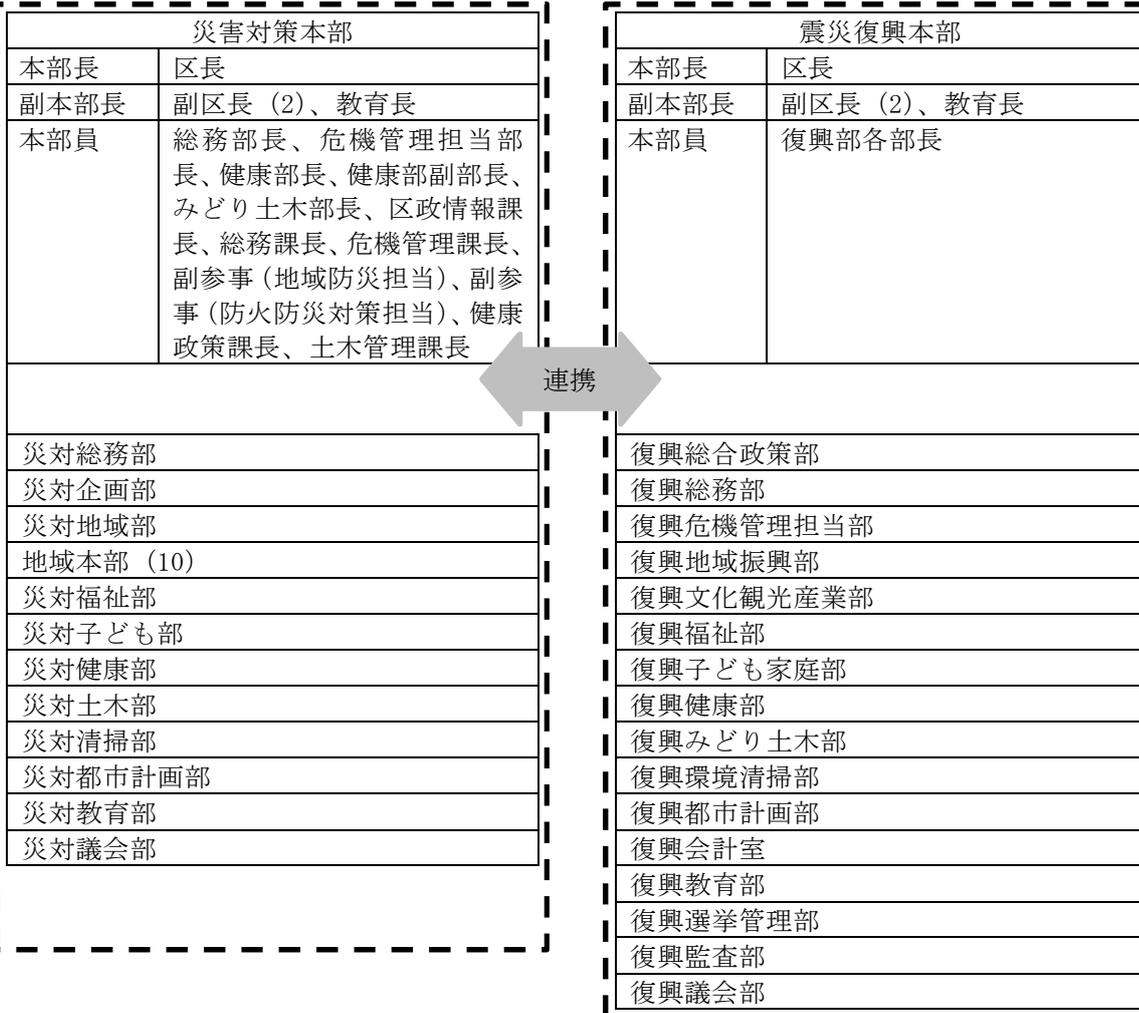
【災害対策本部と震災復興本部の関係図】

発災 | 3日 | 1週間 | 2週間 | 1か月 | 6か月 | 1年～

【災害対策本部】設置

【震災復興本部】設置

(災害対策本部の縮小・廃止、震災復興本部へ引継ぎ)



第2編 震災対策計画
第2部 災害復興計画

第3章 震災復興計画の策定

新宿区では、関東大震災と戦災を契機に二度、抜本的な都市改造が行われた。その際策定された復興計画に基づき実施された復興事業により、道路・公園などの基盤施設の整備が進み、それらは今日の大きな財産となっている。

一方、阪神・淡路大震災の教訓は、高度に発達した都市が被災した場合の、円滑で計画的な復興の進め方や地域像について、事前に検討研究しておくことの重要性を如実に教えたところである。

復興計画の樹立に向けた流れは次のとおりである。

【復旧・復興プログラム】

期間	期間の性格	配慮すべき事項	対応方針	
緊急対応期	発災から 1週間程度	1 生命の維持と緊急の生活条件の確保 2 復興の初動体制の確立	1 緊急の救援救護活動の推進 2 的確な被災状況の把握 3 初動期の対応方針の確立	1 区民への周知と緊急救助 2 災害対策本部の設置 3 避難所の開設と運営 4 救援物資の配給と調整 5 緊急輸送路の確保 6 震災復興本部の設置準備
避難期	1週間から 1箇月程度	1 都市生活・都市活動の復旧措置 2 復興の基本方針の確立	1 避難所の運営と救援活動の推進 2 復旧活動の推進と仮設市街地づくり 3 復興方針の確立と復興条例の準備	1 避難所の円滑な運営 2 救援物資の配給と調整 3 インフラ復旧 4 災害廃棄物処理 5 応急仮設住宅の供給 6 震災復興方針及び都市復興基本方針の策定と公表 7 建築制限と復興整備条例
応急復興期	1箇月から 2箇月程度	1 応急的な仮設市街地づくりの推進 2 都市計画の手続き	1 建築制限期間（2箇月）以降の対応方針の確立 2 時限的市街地づくり 3 都市計画手続きの推進	1 被災市街地復興推進地域指定等の都市計画の手続き 2 応急仮設住宅及び時限的市街地づくりの推進 3 都市復興基本計画（骨子案）の策定と公表
復興準備期	2箇月から 3箇月程度	1 必要な応急復旧の完了 2 復興まちづくりの協議が始まる	1 復興に向けての準備 2 復興まちづくりの協議と合意形成 3 復興に向けての第一歩	1 ライフラインの応急復旧 2 仮設市街地づくりの完了 3 復興まちづくりの協議 4 まちづくり手法の準備と合意形成 5 復興まちづくり計画決定と事業化
復興始動期	3箇月から 6箇月程度	1 本格市街地づくりへの移行 2 まちづくりの合意形成	1 本格市街地づくりの推進 2 まちづくりの合意形成と復興まちづくり計画の策定 3 復興計画の策定	1 恒常的な住宅への移行 2 ライフラインの本格復旧 3 まちづくりの協議とまちづくり計画の策定 4 必要な都市計画決定 5 震災復興計画及び都市復興基本計画の策定と公表
本格復興期	6箇月以降	新しい復興まちづくりの推進	1 まちづくり事業の推進	1 まちづくり事業の推進 2 都市施設の整備

第1節 被害状況の把握

復興本部では、災害対策本部で集約した被害状況に基づき、速やかに復興計画の策定と都市復興及び生活再建のための施策実施に着手する必要がある。そこで、まず、区は、都と連携し、災害の種類に応じて、街区単位で建て替えが想定される家屋の被害度を調査し、被害状況の早急な把握を図る。その後の都市、生活復興施策を円滑に実施するためにも、被害調査・認定の手法と役割分担を整理し、基準の統一を図り、各機関が相互に連携、協力していくことやデータベースシステムの構築を都、区市町村などの関係機関に事前によびかけていく。

第2節 緊急整備事業の実施

応急仮設住宅、災害廃棄物、ライフライン等の緊急の処理を行う等の震災後対策を推進する。

第3節 新宿区震災復興方針及び新宿区震災復興計画の策定

震災後の復興に関して、復興本部長は速やかに、復興後の住民生活や市街地形成のあるべき姿及びその実現に至る基本的戦略を明らかにする「新宿区震災復興方針」を策定し、公表する。この方針に基づき、復興本部は、「新宿区震災復興計画」を策定するほか、「新宿区都市復興基本計画」等の特定分野復興計画を策定する。

なお、震災復興計画は、復興に係る区の最上位計画として位置づけられるものであるところから、作成過程において広く住民等の声を聴き、その意見を反映する。また、都市復興基本計画等の特定分野復興計画は、震災復興計画との整合性を配慮して策定する。

第4節 新宿区都市復興基本方針の策定

被害概況調査結果及び第一次建築制限の設定方針を踏まえ、東京都都市復興基本方針との整合を図りながら、都市復興基本方針策定指針、都市マスタープランなどを踏まえ、地域特性を加味した都市復興基本方針を策定する。

第5節 震災後の市街地の復興に関する条例

区は、被災地域の復興を円滑に推進し、災害に強い活力ある都市を形成することを目的に、「新宿区震災後の市街地の復興における計画的な整備に関する条例」を平成15年6月に定めている。

被災した市街地の復興にあたっては、「区都市復興基本方針」を策定し、これに基づき震災復興事業を推進するため、必要な施策等を実施する必要がある。

このためこの条例では、目的、復興の理念、復興対象地区の指定、区都市復興基本計画の策定、事業の推進、建築行為の届出などを規定している。

第6節 都市復興基本計画の策定

区は、都市復興基本方針に基づき「復興対象地区の指定」を行い「新宿区都市復興基本計画（骨子案）」を被災後2か月以内に策定し、区民及び事業者に公表するとともに、これらの意見を反映したうえで「被災市街地復興特別措置法」の規定により、「被災市街地復興推進地域」の指定をする。

「復興対象地区の指定」については、災害により建築物の滅失状況や都市基盤の損壊状況を復興判定基準により、「重点復興地区」、「復興促進地区」、「復興誘導地区」等を指定する。これらの区域においては都市計画が定められるまでの間（災害の日から2年以内）一定の建築行為を制限する。

新宿区都市復興基本計画（骨子案）は、東京都都市復興基本計画（骨子案）との整合を図ると共に、地域特性や基本構想、総合計画等を考慮し策定する。

「被災市街地復興推進地域」においては、都市基盤や都市改造等、面的整備が必要である「重点復興地区」、「復興促進地区」の区域をはじめ、都市復興事業として「土地区画整理事業」、「市街地再開発事業」等の推進を、区民及び事業者の意見を反映したうえで都市計画決定する。

【復興地区区分】

重点復興地区	基盤未整備地区であって大被害地区であるもの (抜本的な基盤整備が必要な地区)
復興促進地区	基盤未整備地区であって中被害地区であるもの 基盤整備済み地区であって大被害地区又は中被害地区であるもの (一部の基盤整備と自力再建復興を併用する地区)
復興誘導地区	基盤未整備地区又は基盤整備済み地区であって小被害地区であるもの (自力再建復興を図る地区)
一般地区	被害がほとんど見られない地区

第7節 財政・人的資源の確保

着実に復興を図っていくためには、被災後できるだけ早い時期に財政需要見込みを把握し、予算の執行方針、予算見積もり方針等の財政方針を定め、対応することが必要となる。財源確保のためには特例の措置がされるか否かは財政計画、大きな影響を及ぼす。したがって、被災後速やかに国に対して特例措置を要望し、財源の確保に努めることが必要である。また、本格復旧や復興のための事業がすすめられることとなれば、通常業務に加えて特定の部門や職種に膨大な仕事量が集中することとなる。したがって職員の再配置、都や他自治体からの応援職員の派遣を要請するなど、円滑な業務遂行を図る。

第8節 生活復興

1 背景

平成7年1月17日に起こった阪神・淡路大震災は、日本で初めて近代的な大都市を襲った直下型大地震であり、未曾有の被害をもたらした。神戸市だけでも、4千5百人以上の方が亡くなり、全・半壊又は火災による建物被害は約13万棟にもものぼった。

その後、復興対策は着実に進展してきたが、応急仮設住宅の撤去が終了するまでに5年の歳月を要している。また、避難所生活の長期化にともなう精神的疲労やPTSD（心的外傷後ストレス障害）などが被災者に及ぼした心理的ダメージは決して小さいものではなかった。さらに、被災企業等の市外移転は雇用不安をもたらし、持ち家を失った被災者は二重ローンを余儀なくされ、個人商店やアパート経営で生計を営んでいた人々は収入の道を奪われたが、これらはその後の人々の生活再建に大きな影響を与えた。その一方で、既存のコミュニティにも多大なダメージを与えた。

また、阪神・淡路大震災以降に発生した東日本大震災や熊本地震では、罹災証明書の発行に時間を要し、被災者生活の再建に遅れが生じたり、応援自治体等からの人的・物的支援の受け入れ体制が整備されておらず、応援職員や支援物資を有効に活用できていない等の課題が明らかになった。

2 目的

このように、いわゆる生活復興は長期間を要し、またその守備範囲はかなりの広さとなるため、大災害が起こってから復興の進め方を検討するのではなく、準備可能な事項に関しては予め適切な対応をしておくことが重要であり、新宿区震災復興マニュアルの目的はここにある。

3 役割

新宿区震災復興マニュアルは区の職員が被災直後から復興に向けて迅速かつ的確な対応をするためのものであり、区の復興対策事業のメニューであるとともに復興事務推進の手引書としての役割を併せ持つものである。

第9節 東京消防庁における復興本部の事務

東京消防庁においては、以下の事務を分掌事務として定めている。

- (1) 震災復興に係る火災その他の災害の予防、警戒及び防御並びに救急に関すること。
- (2) 危険物施設等の機能回復に関すること。
- (3) 震災復興に係る消防についての区民相談体制の整備に関すること。
- (4) 前(3)に掲げるもののほか震災復興に係る消防に関すること。

第3編 風水害対策計画

第1部 総則

第1章 計画の方針

第1節 計画の目的

近年、河川や下水道の整備水準を上回る豪雨が頻発している。東京においては、河川や下水道に大量の雨水が一気に流れ込むことから生ずる河川の氾濫や下水道管からの雨水の吹き出しなど、いわゆる都市型水害と言われる浸水被害にたびたび見舞われている。

区では、区の地域において風水害等に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、区の地域並びに区民の生命、身体及び財産を災害から保護することを計画の目的とする。

第2節 風水害に関する近年の動向

1 国の対応

- 平成29年6月に水防法等を改正し、逃げ遅れゼロ実現のための多様な関係者の連携体制を構築するため、「大規模氾濫減災協議会制度」を創設し、洪水氾濫による被害軽減を図るための対策を総合的かつ一体的に推進する方向性を示した。
- 平成30年7月豪雨を踏まえ、平成31年3月に「避難勧告等に関するガイドライン」を改定し、住民等が情報の意味を直感的に理解できるよう、5段階の警戒レベルを用いた避難指示等の発令基準を定めた。また、令和元年5月に「防災基本計画」を修正し、水害・土砂災害に係る避難対策に関する修正を行った。そこでは、住民が「自らの命は自らが守る」といった意識を高め災害時に自らとるべき避難行動をとり、行政はそれを全力で支援するといった、住民主体の防災対策の方向性を示した。
- 令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）における対応を通じて指摘された様々な課題について、検証チームを設置し、令和2年3月に、一連の災害に係る検証レポートをとりまとめた。その後、検証内容を踏まえた「災害対策基本法等の一部を改正する法律」が令和3年5月から施行され、「避難勧告等に関するガイドライン」を「避難情報に関するガイドライン」として改定した。

2 都の対応

- 令和元年度に発生した房総半島台風（台風第15号）及び東日本台風（台風第19号）等で明らかとなった課題を検証するため、「大規模風水害検証会議」を設置（期間：令和元年11月6日から同月28日まで）し、7つの視点に基づく風水害対策をとりまとめた。
- 神田川及び妙正寺川の整備について、時間降雨50mm対応から流域対策を含め時間降雨75mm対応に引き上げ、対策を進めることになっている。
- 洪水による下流部への危険度増大を防止するため、流水の一部を一時的に貯留し、浸水被害を防ぐための施設として、調節池の整備を進めている。

3 区の対応

- 平成31年1月に「新宿区洪水ハザードマップ」を改定した。主な改定内容は、都が平成30年3月に公表した「神田川流域浸水予想区域図（改定）」・「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図」・「高潮浸水想定区域図」の反映及び平成30年7月豪雨を踏まえた災害発生前に習得しておくべき情報の充実である。また、令和3年8月には「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図（改定）」・「城南地区河川流域浸水予想区域図（改定）」、新たな避難情報等について反映させた。
- 令和元年東日本台風（台風第19号）の際には、区内で集中豪雨等に伴う浸水などが発生するおそれがあったため、区本部を設置するとともに、自主避難所の開設を行い、区民の不安の解消に努めた。幸い区内では大きな被害はなかったものの、本台風における災対各部の対応や活動等について検証し、課題とそれに対する方向性を整理したうえで対応方針等を取りまとめた。
- 水害対策として、河川や下水道など治水施設の整備するとともに、流域から河川や下水道に流出する雨水量を抑制する工夫も重要な対策である。区では、このような総合的な治水対策の一環として、区所管の公共施設に雨水流出抑制施設の設置を実施し、さらに区以外の公共施設及び民間施設に対しても設置の指導を行っている。
- 区の水防上特に重要である河川水位・雨量等のテレメータ情報に、都独自の情報以外に区が保有している水位・雨量のデータも取り込み、リアルタイムで収集、配信することが可能となっている。平成17年度からは、さらに改善を加え、河川の水位現況をモニターするカメラや警戒情報を音声で放送するスピーカーシステム等を付け加えた。また、平成18年度に水車橋（中井1-13）に水位観測局（テレメータ）を追加し、落合公園、落合第五小学校屋上に警報用スピーカーを設置した。
- 河川等の水量が一定の推移に達した場合、河川流域住民へ河川等水量の警戒・危険状況を知らせるため、区では、河川流域各所に水位警報装置（サイレン）を設置している。

第3節 重点項目

区は、令和元年東日本台風（台風第19号）に関する対応について、災対各部の対応や活動等について以下の6つの視点から検証し、その内容を踏まえて、風水害時における情報伝達のあり方や避難所の開設・運営体制、職員態勢等について強化に取り組んだ。

1 避難情報の発令基準

令和2年6月に「新宿区タイムライン（水害・土砂災害編）」による課題の検証を行い、区が台風接近前から対応すべき事柄を整理した。

令和3年5月の災害対策基本法の一部改正を受け、「新宿区タイムライン（水害・土砂災害編）」を決定した。

2 自主避難所運営体制

自主避難所は、区が発令する避難指示等によるものではなく、河川の増水や暴風の発生等、災害発生のおそれの高まりを受け、区民が身の安全を確保するため自主的に避難する場所を提供することを目的として開設する施設である。

令和元年東日本台風（台風第19号）の際、10地域センターを自主避難所として開設し、約300名の避難者を受け入れた。この経験を踏まえ、自主避難所の運営に関わる者の役割分担や実施すべき事項を明確にするため令和2年8月に「自主避難所運営管理マニュアル」を策定した。

3 避難所開設

避難所は、区が避難指示等を発令することに伴い開設するものである。避難所を開設する基準・タイミングを「新宿区タイムライン（水害・土砂災害編）」で整理し、円滑に避難所を開設するため、令和2年9月に「水害時避難所運営マニュアル」を策定した。

4 職員態勢

避難所運営が円滑に行えるよう、令和2年度に風水害時の職員態勢の増強を図った。

5 情報伝達

災害時に区ホームページへのアクセスの集中によるサーバーの負荷を分散する仕組みの導入や、軽量簡易表示版に切り替える手順の整理を行うとともに、民間事業者と情報伝達に係る協定を締結するなど、情報提供体制の強化を図った。また、区ホームページ、SNS、防災行政無線、エリアメールや気象情報メール等を活用した多様な情報伝達手段について、伝達方法を整理した。

6 区有（直営・指定管理等）施設運営等

台風暴風圏の進路にかかる場合などの閉館判断基準（閉館、一部閉館を含めて）及びイベントの中止を判断する基準を改めて確認した。また、風水害時に計画運休された場合の各課の通常業務の職員体制について検討し、計画運休時の対応について考え方を整理した。

第2章 東京都における検討

都は、平成11年から13年にかけて、「地下空間浸水対策検討会」及び「東京都都市型水害対策検討会」を設置して、近年の大都市に特有な水害についての対策を検討した。その後、平成17年9月に杉並区・中野区を中心に、6,000棟に及ぶ浸水被害が発生したことを契機として、平成19年8月に東京都豪雨対策基本方針、平成20年9月に東京都地下空間浸水対策ガイドラインを策定した。区としては、これらの検討結果を視野に入れて、今後の水害対策を進めていく必要がある。

1 地下空間浸水対策検討会

(平成11年9月設置；平成12年4月報告書公表)

(1) 経緯

平成11年7月21日に、練馬区では1時間に131mmという記録的な集中豪雨が発生し、新宿区では地下室への浸水による死亡事故が発生した。また、同年8月29日の集中豪雨では、港区で1時間115mmを記録し、品川区、大田区を中心に約5,000棟の浸水被害が発生した。

地下鉄・地下街に代表される地下空間の利用は近年ますます高度化し、地下駐車場や地階・地下室を有する建物は大規模建築物だけではなく、中・小規模のマンションや一戸建住宅にまで広がっている。しかし、これら地下施設への浸水に対する備えは必ずしも十分とはいえず、速効性のある対策を提言するため検討会を設置した。

(2) 基本的な考え方

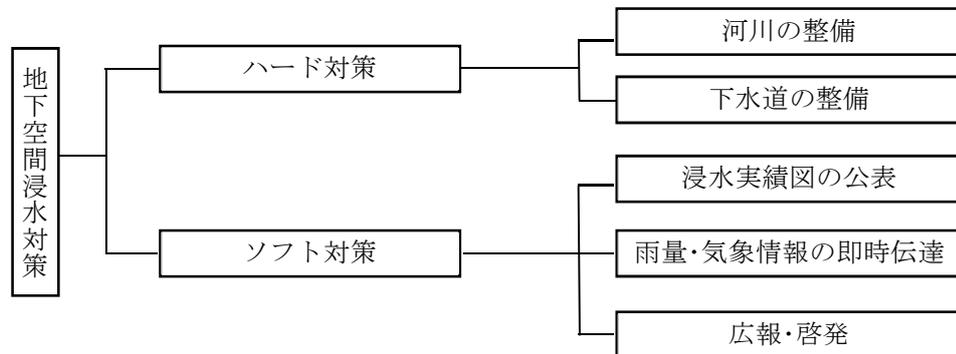
ア 対策における役割

(7) 地下街、鉄道及び地下室等での利用者の安全の確保は、それぞれの施設管理者の責務である。

(i) 行政は、各管理者に対して情報提供や啓発活動を行うなど、安全の確保のための支援を行う。

(y) 行政は、浸水被害の実績を踏まえ、河川や下水道の整備を推進する。

イ 対策の体系



(3) 地下空間浸水対策の推進

ア 河川の整備

未改修区間のうち、過去の浸水実績や土地利用状況から判断し、水害の危険性の高い区間から重点的に整備を進める。

今後、河川、下水道及び流域対策との連携を更に強化し、浸水被害の解消に努める。

イ 下水道の整備

区部の下水道については、都市化による雨水流出量の増大に対応するための幹線やポンプ場などの整備を進める。

加えて、新たに策定した緊急重点雨水対策「雨水整備クイックプラン」を着実に推進する。

ウ 浸水実績図の公表

浸水実績図は、

(7) 都民が、地域における水害に関する危険性を知り、自ら対応するための資料

(イ) 建築計画を立てる際に、浸水防止のための事前資料

(ウ) 円滑な水防活動を行うための資料

などを目的に公表するものである。

エ 雨量・気象情報等の即時伝達

オ 広報、啓発

2 東京都都市型水害対策検討会

(平成13年1月設置；8月中間報告公表、11月最終報告公表)

(1) 検討内容の意義

東京都内において整備水準を大きく上回る降雨を想定して、都は平成13年1月から11月にかけて都市型水害の検討会を数回にわたって行った。

この検討の中で、8月の中間報告では、流域の関係区市が洪水ハザードマップを作成・公表することを位置付けるとともに、その基礎図となる「神田川流域浸水予想区域図」を公表した。さらに、11月には最終報告を発表した。

(2) 検討内容の要旨

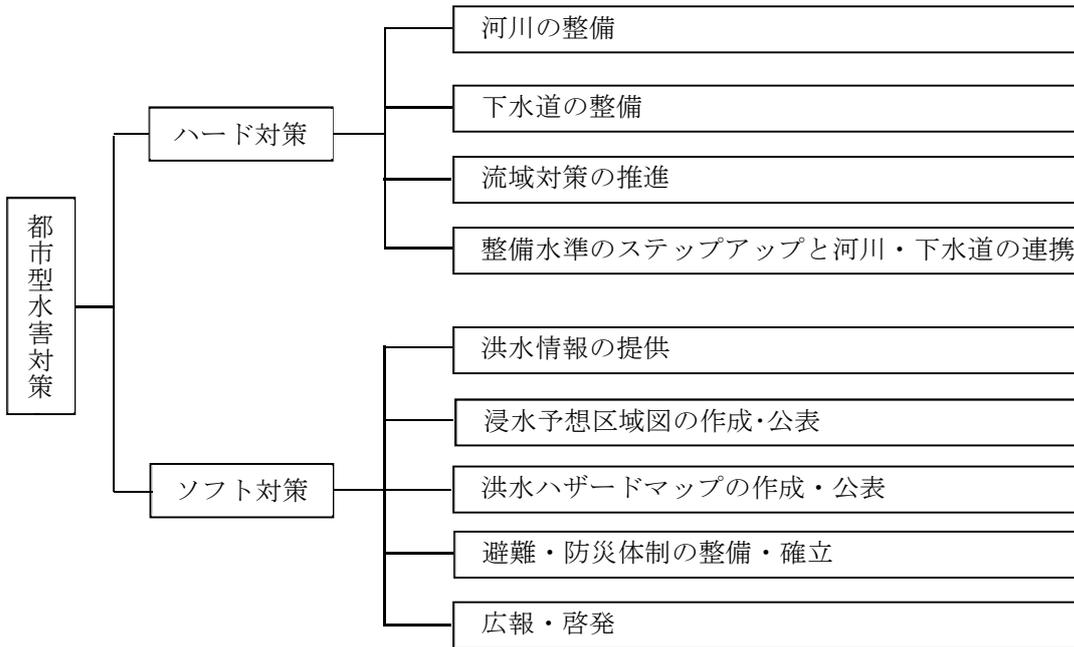
ア 基本的な考え方

(7) 現況下において緊急に対応が可能な対策を優先的に実施する。

(イ) 河川・下水道のハード対策を進めるとともに、連携を図りながら、住民に対して被害軽減のためのソフト対策を講じる。

(ウ) 都・区市町村は、都市型水害対策を水防計画及び地域防災計画に位置付ける。

ア 施策の体系



イ 対策推進のための施策

(ア) 河川の整備（ハード対策）

- ア) 浸水実績などをもとに、現在行っている河道や調節池などの治水施設を、より重点的に進める。
- イ) 地下調節池のネットワーク化により、局地的な集中豪雨に対応した施設の効率的な運用を図る。

(イ) 下水道の整備（ハード対策）

- ア) 現在行っている雨水排除の基幹施設の整備を着実に進める。
- イ) 管渠のバイパス化や貯留管の設置、幹線の暫定貯留施設としての利用などによる浸水対策の促進を図る。

(ウ) 流域対策の推進（ハード対策）

- ア) 車道の透水性舗装や貯留
- イ) 浸透施設設置などの流域対策の更なる推進
- ウ) 雨水流出抑制のための更なる研究・開発・本格実施
- エ) 流出抑制施設の適正な管理・運用
- オ) 「総合治水基本計画（仮称）」の策定とそれに基づく流域対策の推進

(エ) 整備水準のステップアップと河川・下水道の連携（ハード対策）

- ア) 河川・下水道の連携による次期整備水準への早期かつ効率的なステップアップ
- イ) 河川・下水道施設の連携による調節池・貯留管・ポンプ運転調整など総合的な治水施設の効率的運用の検討

(オ) 洪水情報の提供（ソフト対策）

- ア) 洪水情報共有システムの拡充
- イ) 多様なメディア（インターネット、CATV等）を介した住民への洪水情報の提供

(カ) 浸水予想区域図の作成・公表（ソフト対策）

- ア) 浸水予想区域図の作成・公表により、水害の危険性に関する水防機関・住民への事前周知を図る。
- (キ) 洪水ハザードマップの作成・公表（ソフト対策）
 - ア) 浸水予想区域図とともに、水災に対する避難情報の事前周知を図る。
- (ク) 避難・防災体制の整備・確立（ソフト対策）
 - ア) 防災拠点施設の浸水時における現状の点検と対策
 - イ) 資機材、物資の備蓄及び点検
 - ロ) 迅速かつ正確な情報収集及び伝達
 - エ) 災害時要援護者の避難時の支援
 - カ) 危機管理訓練の実施
 - ク) 地域防災計画の充実
- (ケ) 広報、啓発
 - ア) 都市型水害についての広報活動を行う。
 - イ) 都市型水害についての自助努力の必要性に対する意識啓発を行う。

3 東京都地下空間浸水対策ガイドライン

（平成20年9月策定）

(1) 地下空間の浸水危険性と周知

地下空間は地上の浸水は浅くとも、出入口などの高さを超えると一気に流入が始まり短時間で水位が上昇するなど、地上と異なる危険性がある。このため、地下空間の管理者や建築主、利用者に対して地域の浸水危険性を正確に周知する必要がある。

(2) 浸水被害の防止・軽減対策

地下空間における浸水対策は、地上の浸水の流入を遅らせたり、軽減させたりするためのハード対策や日常から水害に関する情報の収集方法を知り、防災対策を確立し、水防訓練を行うなどのソフト対策が重要である。

(3) 公民の役割分担

地下空間の浸水被害に対しては、公助としての「河川整備」や「下水道整備」に加え、自助・共助を促進するという視点に立って「流域対策」や「家づくり・まちづくり」などの減災対策を推進していく。

※ 区は、地下室等への浸水被害を防止するため、地下室等を設置する建築物を建築しようとする建築主に対する啓発及び事前の届出など、浸水対策を行う上で必要な事項について定めた「新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策の実施に関する指導要綱（平成21年4月1日施行）」を策定

4 中小河川における都の整備方針～今後の治水対策～

(平成24年11月策定)

近年、1時間50mmを超える降雨に伴う水害が頻発していることを踏まえ、調節池水準を時間50mm降雨から、地域の降雨特性を踏まえて、区部では時間最大75mm降雨、多摩部では時間最大65mm降雨（いずれも年超過確率1/20で等しい）に引き上げた。

整備にあたっては、東京都豪雨対策基本方針に定める対策強化流域において優先的に実施していくこととし、時間50mmまでは河道で、それをを超える部分は新たな調節池等に対応することを基本としている。

河道整備に加え、広域調節池の整備等、効果的な対策の実施による早期の効果発現を図る。

5 東京都豪雨対策基本方針

(平成19年8月策定；平成26年6月改定)

都は、平成17年9月の杉並区、中野区を中心に甚大な被害が発生した豪雨を契機に、集中豪雨に対し対策を推進するため、有職者による検討を経て、平成19年度に「東京都豪雨対策基本方針」を策定した。

【10年後の目標（対策促進エリアにおいて）】

- ① おおむね55mmの降雨までは床上浸水等を可能な限り防止。そのために、浸透ますの設置などの流域対策（5mm相当分）及び河川・下水道施設（流下施設、貯留施設）の整備（50mm相当分）を推進
- ② 避難方策の強化等により、既往最大降雨などが降った場合でも生命安全を確保

【長期見通し（おおむね30年後）（都内全域において）】

- ① おおむね時間60mmの降雨までは浸水を解消。おおむね時間75mmの降雨までは床上浸水等を可能な限り防止。そのために、浸透ますの設置などの流域対策（約10mm相当分）及び河川・下水道施設（流下施設）の整備（50mm相当分）を推進。さらに、深刻な浸水被害の発生が予想される場所に河川・下水道施設（貯留施設）の整備を適切に進めるとともに、家づくり・まちづくり対策（15mm分）を促進
- ② 避難方策の強化等により、既往最大降雨などが降った場合でも生命安全を確保

平成26年6月には、近年の降雨特性や被害の発生状況、「東京都内の中小河川における今後の整備のあり方について」の提言などを踏まえ、東京都豪雨対策基本方針の改定を行った。

【平成26年6月の主な改定内容】

頻発する局地的集中豪雨に対し、降雨特性、浸水実績、費用対効果等の検討を踏まえ、ハード・ソフト両面からの取組の方向性を明らかにした。

- ① 基本的な考え方

今後の豪雨対策においては、おおむね30年後を目標に年超過確率1/20（区部時間75mm、多摩部時間65mm）の降雨に対し床上浸水等の防止を目指し、河川整備や下水道整備、流域対策を進めることに加え、目標を超える降雨に対しても生命安全の確保を目指し、浸水被害を最小限にとどめる減災対策を推進する。

- ② 対策強化流域、対策強化地区の設定

豪雨や水害の発生頻度などを踏まえ、対策強化流域、対策強化地区を設定する。これら

の流域・地区では、河川、下水道の整備水準のレベルアップを図り、目標降雨に対して浸水被害の防止を目指す。

※ 対策強化流域として神田川流域、対策強化地区の地下街対策地区として、新宿駅が選定されている。

③ 家づくり、まちづくり、避難方策の強化

大規模地下街の浸水対策計画の充実、豪雨災害に関する情報の提供、災害発生時の体制の整備等により、避難方策を強化する。

第2部 水害予防計画

第1章 豪雨対策

区内には、荒川水系1級河川として、神田川、妙正寺川の2河川があり、その総延長は、8,816mとなっている。河川等の改修は、かなり進んでいるが、豪雨時には流域内の雨量を流下しきれず、所々で浸水被害を及ぼす危険性は残されている。

本章においては、この河川の改修状況、今後の計画や調節池の整備状況とともに、内水排除施設としての下水道施設の整備状況と計画、また雨水の一時的な貯留や地下浸透施設についての施策をとりあげることとした。

第1節 河川の整備

1 区の河川の現状

(令和4年3月現在)

河川名	神田川	妙正寺川
延長	6,404m	2,412m

2 神田川の整備状況及び今後の整備計画

神田川については、平成26年6月の「東京都豪雨対策基本方針（改定）」に基づき、時間降雨50mm対応から時間降雨75mm対応に引き上げ、対策を進めることになった。また、平成30年3月に現在の整備目標や対策目標などを踏まえて「神田川流域豪雨対策計画」が改定された。

名称	改修（整備）区間	改修（整備）状況
水道橋分水路	区間：水道橋下流 ～白鳥橋上流 延長：1,640m	神田川沿いの放射7号線（目白通り）及び環状2号線（外濠通り）の路面下に、暗渠を2連建設して神田川のバイパスとする工事で、昭和61年度に完成している。 なお、船河原橋下流～白鳥橋上流間の左岸は、旧大曲分水路として昭和46年度に完成している。
江戸川橋分水路	区間：船河原橋上流 ～江戸川橋上流 （右岸側） 延長：1,644m	都道放射7号線の路面下に暗渠を2連設置したもので、地下鉄の新設工事とあわせて施工され、昭和52年度に完成している。
高田馬場分水路	区間：高戸橋上流 ～新堀橋上流 延長：1,460m	都道放射7号線の路面下等に暗渠を2連設置し、妙正寺川の流水を全量取り入れるとともに、神田川の流水の一部及び落合水再生センターの下水処理水を取り入れるもので、昭和57年度に完成している。

第1章 豪雨対策
第1節 河川の整備

第3編 風水害対策計画
第1部 総則

第3編 風水害対策計画
第2部 水害予防計画

第1章 豪雨対策

第3編 風水害対策計画
第3部 水害応急対策計画

第3編 風水害対策計画
第4部 水害復旧計画

名称	整備区間	整備状況
神田川本川	区間:船河原橋～江戸川橋 延長:1,700m	水道橋分水路及び江戸川橋分水路をバイパスとして有する本川の整備は、平成3年度より工事に着手しており、令和5年度現在も工事施工中である。
	区間:源水橋～清水川橋 延長:600m	平成2年5月に事業承認を受け工事に着手、これまでに源水橋から神高橋、及び西武新宿線鉄橋の区間は完成している。引き続き上流の整備に向けて調整を進めており、今後は JR 山手線鉄橋部から清水川橋の区間について工事を予定している。

3 妙正寺川の整備状況及び今後の整備計画

妙正寺川についても、神田川と同様に時間降雨50mm 対応から時間降雨75mm 対応に引き上げ、対策を進めることになった。

名称	整備区間	整備状況
妙正寺川本川	区間:水車橋上流 ～下田橋 延長:1,200m	平成5年7月に事業承認を受け、工事に着手、平成21年度の西武新宿線の架け替え工事の完成を持って護岸整備が完了した。
	区間:落合調節池 ～環七地下調節池 延長:3,900m	上記区間と重複する本区間については、平成17年9月の大きな水害により河川激甚災害対策特別緊急事業の採択を受けて整備を行い、平成22年度に完成している。

河川整備状況については、「河川整備及び下水道整備の状況図」のとおり。

4 調節池の整備状況

洪水による下流部への危険度増大を防止するため、流水の一部を一時的に貯留し、浸水被害を防ぐための施設として、調節池の整備を進めている。

名称	整備場所	整備概要及び状況
妙正寺川 第一調節池	新宿区西落合二丁目及び 中野区松が丘一丁目	堀込式 最大貯留量 30,000m ³ 昭和61年度完成
妙正寺川 第二調節池	中野区松が丘一丁目	地下箱式 最大貯留量 100,000m ³ 平成7年度完成
落合調節池	新宿区中井一丁目	地下箱式 最大貯留量 50,000m ³ 平成7年度完成
上高田調節池	中野区上高田五丁目	地下箱式 最大貯留量 160,000m ³ 平成9年度完成
西落合調節池	新宿区西落合二丁目	地下箱式 最大貯留量 100,000m ³ (計画中)
神田川・環状七号線 地下調節池 (第一期)	自 杉並区和泉一丁目 至 杉並区梅里一丁目	地下トンネル式 最大貯留量 240,000m ³ 延長2.0km 内径12.5m 平成9年4月から取水開始 平成10年度完成
神田川・環状七号線 地下調節池 (第二期)	自 杉並区梅里一丁目 至 中野区野方五丁目	地下トンネル式 最大貯留量 300,000m ³ 延長2.5km 内径 12.5m 平成17年9月から取水開始 平成20年3月に妙正寺川取水施設が完成し、全ての施設が完成。
鷺宮調節池	中野区白鷺一丁目	堀込式 最大貯留量 35,000m ³ 平成25年度完成
善福寺川調節池	杉並区成田西一丁目	地下箱式 最大貯留量 35,000m ³ 平成29年度完成
環状七号線 地下広域調節池	自 中野区野方五丁目 至 練馬区高松三丁目	地下トンネル式 最大貯留量 681,000m ³ 延長5.4km 内径 12.5m 令和10年度完成予定 平成30年度完成の白子川地下調節池（最大貯留量212,000m ³ 、延長3.2km、内径10.0m）と平成19年度完成の環状七号線地下調節池（最大貯留量540,000m ³ 、延長4.5km、内径12.5m）とを連結し、最大貯留量1,433,000m ³ の地下広域調節池が誕生する。 この地下広域調節池は、時間最大雨量75mmに対応するとともに、洪水の一部を流入させて貯留する「調節池」機能を神田川、石神井川及び白子川の流域間で相互に融通して活用することにより、近年頻発する集中豪雨による水害の軽減を図る。
下高井戸調節池	杉並区下高井戸二丁目	地下箱式 最大貯留量 30,000m ³ 令和6年度完成予定

調節池の整備状況については、「河川整備及び下水道整備の状況図」のとおり。

第2節 雨水流出抑制施設

水害対策として、河川や下水道など治水施設の整備を促進するとともに、流域から河川や下水道に流出する雨水量を抑制する工夫も重要な対策である。区では、このような総合的な治水対策の一環として、区所管の公共施設に雨水流出抑制施設の設置を実施し、さらに区以外の公共施設及び民間施設に対しても設置の指導を行っている。

1 抑制対策の方法

- (1) 貯留方式－敷地の周囲を囲ったり、屋上の利用、貯留槽の設置等により、雨水を一時貯留してゆっくり流出させる方法。
- (2) 浸透方式－雨水浸透ますや浸透管、透水性舗装等により、雨水を地下に浸透させる方法。

2 対象施設及び実施状況

(1) 区の施設

施設名	整備概要
道路（区道）	過去に水害のあった地区の区道及び交通量の少ない区道を対象として透水性舗装等の整備を実施している。
公園	区立公園及び児童遊園を対象として新設又は、改修を行う際に浸透施設等の整備を実施している。
区立小・中学校	区立小中学校を対象として新設又は、改修を行う際に浸透施設や貯留槽等の整備を実施している。
その他（特別出張所等区所管施設）	特別出張所など区所管施設の新設や改修を行う際に浸透施設や貯留槽等の整備を実施している。

(2) 区以外の公共施設

国、都、公社その他公共公益的団体が所轄する施設に、雨水流出抑制施設を整備し、水害の防止を図っている。

(3) 民間施設

敷地面積250㎡以上の民間施設に雨水流出抑制施設の設置を指導し、水害の防止を図っている。

第3節 下水道の整備

1 区の下水道施設の現況

区内は、下水道完備地域であり、その規模は、次のとおりである。

(令和2年3月31日現在)

幹線	枝線
34,622m	457,317m

2 下水道施設の整備状況及び事業計画

区では、区内全域にわたり下水道が整備されているが、一部地域では、なお内水氾濫の危険が去っていない。

下水道の雨水対策は、おおむね30年後の浸水被害解消を目標に、1時間50mm降雨に対応する下水道施設を整備している。

なお、雨水ますの増設、改善については、各道路管理者が実施している。

(1) 下水道幹線施設等

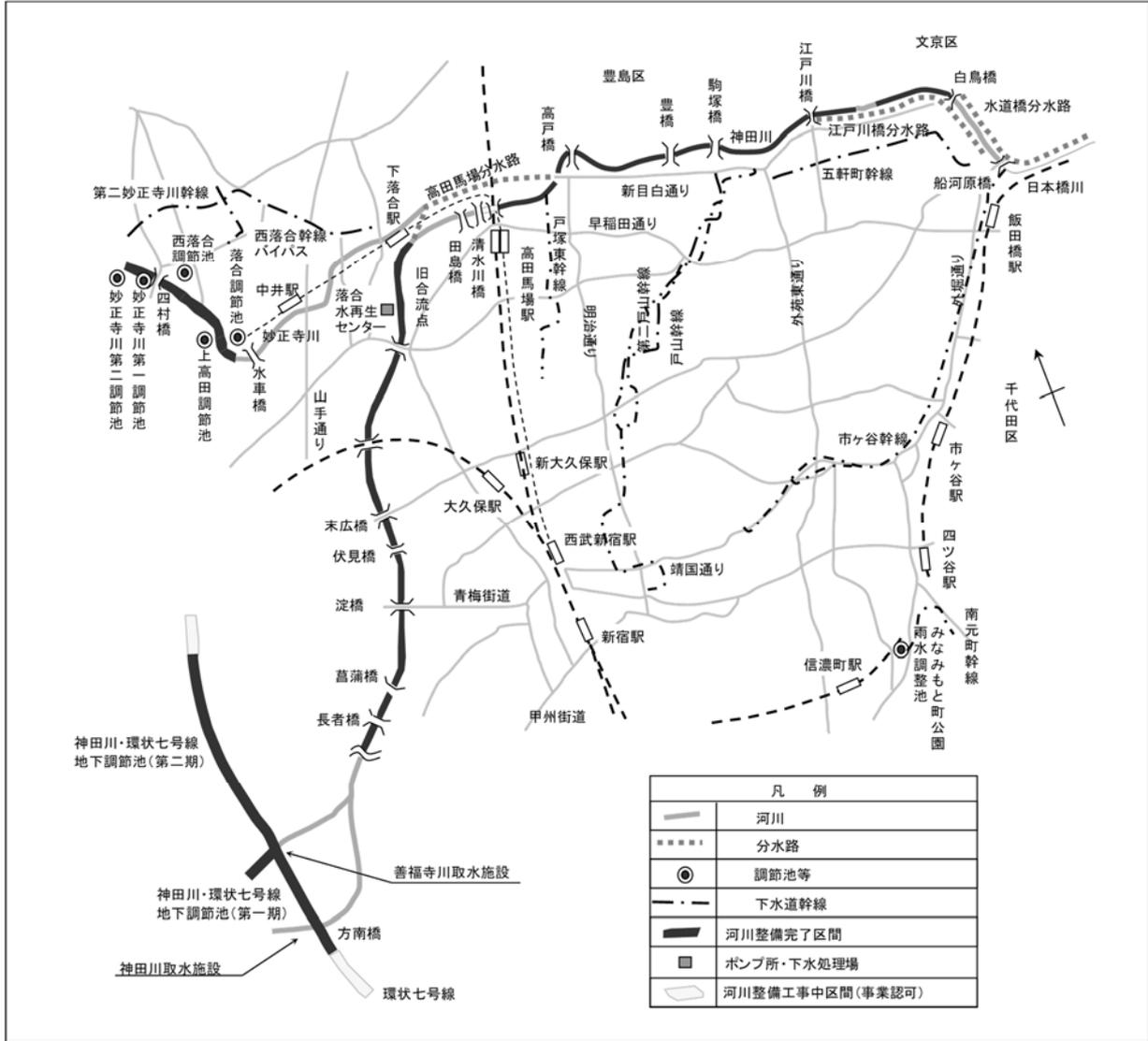
集中豪雨時に、一時的に下水道管に流れ込んでくる雨水を効率良く処理するため、都では、浸水被害の状況を踏まえ、下水道の整備を進めている。

名称	整備区間	整備概要及び状況
第二戸山幹線	延長:3,320m 内径:2.2~3.5m	下水道幹線で、既設の戸山幹線と同一の排水区域であって、特に歌舞伎町一・二丁目、新宿六・七丁目、戸山一・二・三丁目、馬場下町等の内水を都道環状5号線(明治通り)及び戸山ハイツ等の路面下を通して神田川に排水するもので、昭和57年1月に都市計画決定され、供用開始している。
みなみもと町公園 雨水調節池	新宿区南元町20	最大貯留量13,000m ³ で平成5年度に完成している。雨天時には四谷幹線よりピーク時雨水の一部を貯留している。
南元町幹線	延長:1,250m 内径:2.8m	南元町、若葉一~三丁目、須賀町、信濃町、左門町、四谷二・三丁目を対象流域とした幹線の整備により、既設の下水道施設の能力を補うもので、供用開始している。
戸山幹線 市ヶ谷幹線	—	区内に整備されている既設の幹線の中で、老朽化が著しいものから順次、内面被覆等による補修を再構築整備として実施している。

※ 内水排除施設整備状況については、「河川整備及び下水道整備の状況図」のとおり。

第1章 豪雨対策
第3節 下水道の整備

【河川整備及び下水道整備の状況図】



第3編 風水害対策計画
第1部 総則

第3編 風水害対策計画
第2部 水害予防計画

第1章 豪雨対策

第3編 風水害対策計画
第3部 水害応急対策計画

第3編 風水害対策計画
第4部 水害復旧計画

第4節 区民への洪水情報の提供

1 雨量・気象情報等の即時伝達

浸水の危険が予想される際に、迅速かつ的確に判断を下せるよう、都は、区市町村はもとより、特に甚大な被害が想定される鉄道・地下街等、不特定多数が往来する大規模地下空間の管理者等に、雨量・気象情報を提供する。

(1) 各管理者の役割

河川管理者（都）	降雨情報や河川の水位に関する情報を提供
下水道管理者（都）	降雨情報や下水道管きょ内水位に関する情報を提供
水防管理者（区）	住民からの通報や気象情報の問合せの窓口を充実
地下空間管理者	地下街の店舗などに対して、気象情報等を提供し、注意を喚起するとともに、地下にいる人々の避難誘導などを行う。

(2) インターネット等を活用した都民への情報提供

都建設局は、都内の中小河川の水位や降雨の状況、河川監視画像、指定河川の洪水予報、土砂災害警戒情報、水位周知河川の氾濫危険情報など、水防災総合情報システムからの情報をホームページに掲載している。

また、同様の情報をスマートデバイス向けページにも掲載し、位置情報を活用し利便性を高めるとともに、英語・中国語・韓国語でも配信している。

都下水道局は、下水道光ファイバーケーブルを活用して、下水道管きょ内の水位情報を区などに迅速に提供している。

また、レーダー雨量計システムからの降雨情報を「東京アメッシュ」としてホームページに掲載するとともに、GPS機能による現在地表示が可能なスマートフォン版を配信することなどにより、きめ細やかな降雨情報を、リアルタイムで配信している。

気象庁では、中小河川の洪水危険度を伝える「洪水警報の危険度分布」（洪水キキクル）を平成29年度から、水管理・国土保全局では、国管理河川について、きめ細かな越水・溢水リスクを伝える「国管理河川の洪水の危険度分布」（水害リスクライン）を令和2年度から運用し、それぞれのホームページから提供している。令和5年2月から、これらの情報を気象庁ホームページの洪水キキクルのページで一体的に表示する取組を開始し、地域の洪水の危険度を一元的に提供している。

第5節 水位・雨量観測システム（テレメータ）及び水位警報（サイレン）装置の整備

都は、平成3年度から水害による被害を軽減するため、「東京都水防災総合情報システム」を運用している。このシステムは、河川等の水防上必要な地点に設置された水位観測局（テレメータ）や雨量観測局（テレメータ）等からのデータを収集し、コンピュータ処理化することによって、水防に関する情報を迅速かつ確に水防関係機関等に提供するものである。

区では、区の水防上特に重要であるこれらの河川水位・雨量等のテレメータ情報に、都独自の情報以外に区が保有している水位・雨量のデータも取り込み、リアルタイムで収集、配信することが可能となっている。平成17年度からは、さらに改善を加え、河川の水位現況をモニターするカメラや警戒情報を音声で放送するスピーカースystem等を付け加えた。また、平成18年度に水車橋（中井 1-13）に水位観測局（テレメータ）を追加し落合公園、落合第五小学校屋上に警報用スピーカを設置した。

この水位観測局において河川等の水量が一定の水位（氾濫注意水位・氾濫危険水位）に達した場合、河川流域住民へ河川等水量の警戒・危険状態を知らせるため、区では、河川流域各所に水位警報（サイレン）装置を設置している。

水位・雨量観測システム（テレメータ）及び水位警報（サイレン）装置等の整備状況は、次のとおりである。なお、区が保有している水位・雨量のデータについては、区ホームページで公開されている。

1 水位観測局（テレメータ）及び水位警報（サイレン）装置設置位置

(1) 河川

河川名	観測所名（設置位置）	管理者	水位警報（サイレン）装置設置場所
神田川	1 白鳥橋(中之橋上流護岸) 新宿区新小川町7-17	新宿区	(1) 新小川公園 新小川町3 (2) 東五軒町ことぶき館・児童館 東五軒町5-24 (3) 江戸川小学校 水道町1-28 (4) 区道36-870 新小川町5-2
	2 一休橋(一休橋上流護岸) 文京区関口2-25	〃	(1) 佐藤商店前区道 山吹町350 (2) ミカド薬局前区道 早稲田鶴巻町308
	3 戸田平橋(戸田平橋下流護岸) 新宿区高田馬場2-11	〃	(1) 戸田平橋脇 高田馬場2-11 (2) 警視庁戸塚寮脇 高田馬場2-5-27
	4 田島橋(田島橋上流護岸) 新宿区高田馬場3-8	都建設局 (三建)	(1) 新宿区立下落合図書館 下落合1-9-8 (2) 宮田橋公園 高田馬場3-8 (3) 三建旧第三工区 下落合1-3-20
	5 南小滝橋(南小滝橋上流護岸) 新宿区北新宿4-37	新宿区	(1) 神田上水公園(大東橋下流) 北新宿4-35 (2) 〃 (亀齢橋下流) 北新宿4-9 (3) 万亀橋上流 北新宿3-39-1 (4) 北新宿公園 北新宿3-20
	6 相生橋(相生橋下流護岸) 新宿区西新宿5-14	〃	(1) 栄橋 北新宿2-18 (2) 相生橋上流 西新宿5-15-7 (3) 駐車場前区道 西新宿5-18

河川名	観測所名（設置位置）	管理者	水位警報（サイレン）装置設置場所	
妙正寺川	7 昭和橋(昭和橋上流護岸) 新宿区中落合1-6	新宿区	(1) 昭和橋上流 (2) 落合橋上流	中落合1-6-22 中落合1-1-29
	8 水車橋局 新宿区中井1-13	新宿区	(1) 落合公園 (2) 落合第五小学校	中井1-14 上落合3-1-6
	9 落合上（落合調節池） 新宿区中井1-14	都建設局 （三建）	—	
	10 上高田上 中野区上高田5-6	都建設局 （三建）	—	
	11 西落合(西落合公園) 新宿区西落合2-19	新宿区	(1) 西落合公園	西落合2-19
	12 妙正寺川 (妙正寺川第一調節池) 中野区松が丘1-33	〃	—	

(2) 調節池

河川名	観測所名	管理者	水位警報（サイレン）装置設置場所	
妙正寺川	1 妙正寺上 (妙正寺川第一調節池中間) 中野区松が丘1-33	新宿区	(1) 妙正寺川公園	西落合2-20-11
	2 妙正寺二上 (妙正寺川第二調節池) 中野区松が丘1-33	都建設局 （三建）		

神田川・妙正寺川の水位警報（サイレン）装置設置位置は、水位警報装置設置箇所のとおり。

2 水位警報装置（サイレン）の吹鳴方法

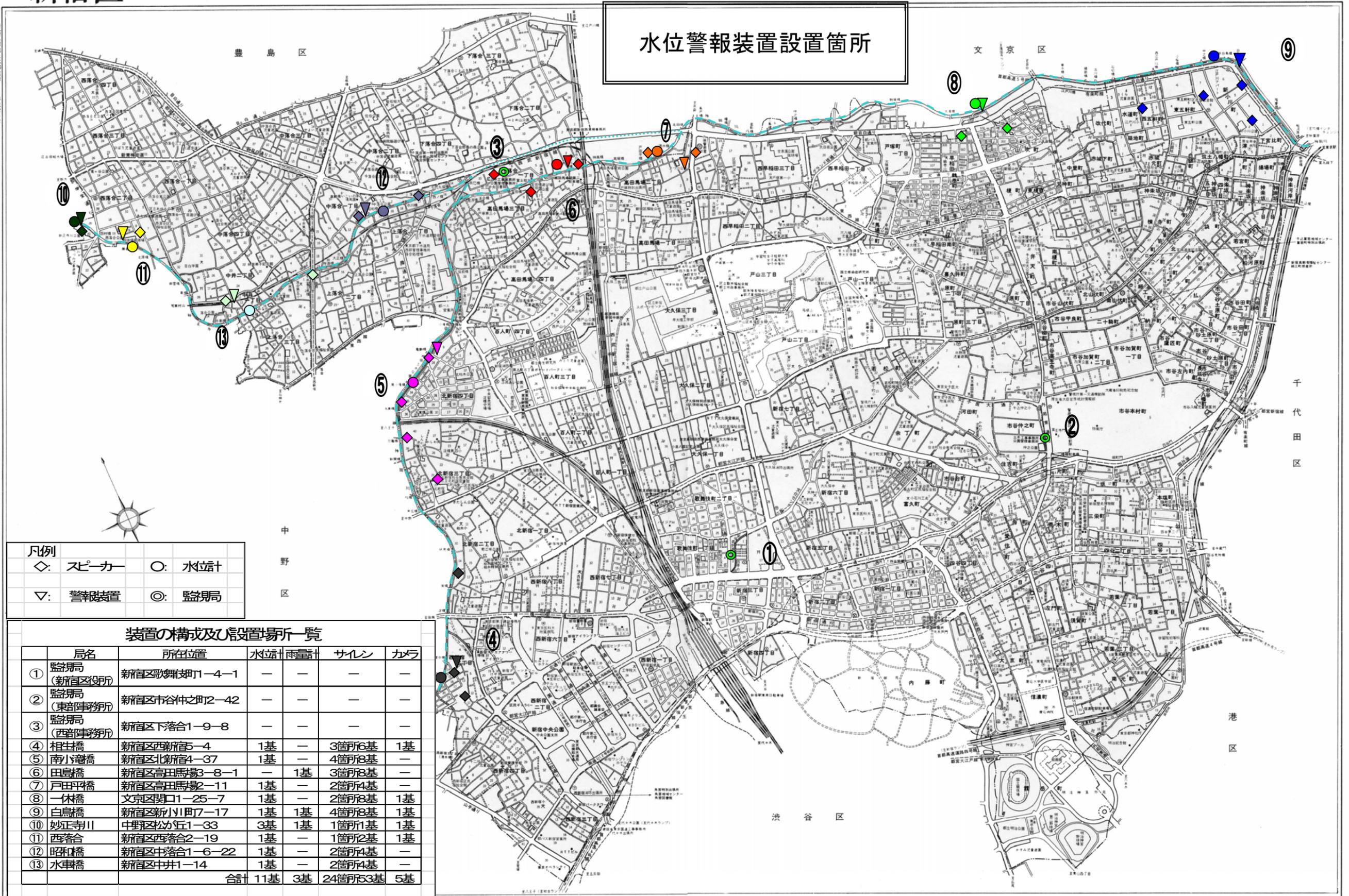
種類	吹鳴方法
はんらん注意吹鳴	チャイム 「こちらは、新宿区です。ただいま川の水が増えておりますのでご注意ください。」2回 チャイム 擬似音 20秒（10秒休止） ○—○ 6回 30分後水位が低下しない場合再吹鳴
はんらん危険吹鳴	チャイム 「こちらは、新宿区です。ただいま川の水が溢れるおそれが発生しました。」2回 チャイム 擬似音 10秒（10秒休止） ○—○ 6回 30分後水位が低下しない場合再吹鳴

3 雨量計設置位置

No	局名	設置場所	管理者
1	田島橋	下落合1-3	新宿区
2	白鳥橋	水道町1-28（区立江戸川小学校内）	新宿区
3	妙正寺川	西落合2-20-1（区立妙正寺川公園内）	新宿区
4	新宿区役所	歌舞伎町1-4-1	第三建設事務所
5	落合第一特別出張所	下落合4-6-7	新宿区
6	区立防災センター	市谷仲之町2-42	新宿区

新宿区

水位警報装置設置箇所



凡例

◇	スピーカー	○	水位計
▽	警報装置	◎	監視局

装置の構成及び設置場所一覧

局名	所在位置	水位計	雨量計	サイレン	カメラ
① 監視局 (新宿区役所)	新宿区歌舞伎町1-4-1	—	—	—	—
② 監視局 (東部事務所)	新宿区市谷仲之町2-42	—	—	—	—
③ 監視局 (西部事務所)	新宿区下落合1-9-8	—	—	—	—
④ 相生橋	新宿区西新宿5-4	1基	—	3箇所6基	1基
⑤ 南小滝橋	新宿区北新宿4-37	1基	—	4箇所8基	—
⑥ 田島橋	新宿区高田馬場3-8-1	—	1基	3箇所8基	—
⑦ 戸田平橋	新宿区高田馬場2-11	1基	—	2箇所4基	—
⑧ 一休橋	文京区関口1-25-7	1基	—	2箇所8基	1基
⑨ 白鳥橋	新宿区新小川町7-17	1基	1基	4箇所8基	1基
⑩ 妙正寺川	中野区妙正寺川1-33	3基	1基	1箇所1基	1基
⑪ 西落合	新宿区西落合2-19	1基	—	1箇所2基	1基
⑫ 昭和三橋	新宿区中落合1-6-22	1基	—	2箇所4基	—
⑬ 水車橋	新宿区中井1-14	1基	—	2箇所4基	—
合計		11基	3基	24箇所53基	5基

不詳掲載

第6節 浸水想定区域の指定及び水深の公表

1 浸水実績図の公表

区内の浸水実績図を公表しており、区役所窓口若しくは都建設局のホームページで閲覧が可能である。

(http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jigyo/river/suishin/suigai_kiroku/kako.html)

2 浸水予想区域図・洪水浸水想定区域図の作成・公表

都は、平成27年度の水防法改正を受け、「想定しうる最大規模の降雨」を想定した改定図（想定最大規模降雨版）への更新を行い、平成30年3月に「神田川流域浸水予想区域図」、「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図」を公表した。

さらに、平成30年12月には「城南地区河川流域浸水予想区域図」が、令和3年3月には「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」が公表され、対象降雨を想定最大規模降雨へ変更した。

3 高潮浸水想定区域図の作成・公表

都は、平成27年度の水防法改正を受け、平成30年3月に「想定しうる最大規模の高潮による氾濫」を想定した「高潮浸水想定区域図」を公表した。

4 洪水ハザードマップの作成・公表

(1) 新宿区洪水ハザードマップの作成・公表

ア 区の大部分は神田川流域であるが、想定最大規模の雨が降った場合には、「神田川流域浸水予想区域図」、「城南地区河川流域浸水予想区域図」並びに「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」によれば、河川・下水道の整備能力をはるかに超え、区内各所で著しい浸水被害の発生が予想される。

イ 区は、住民の生命・身体及び財産を守るために、平成14年の出水期に合わせ、新宿区洪水ハザードマップを作成し、公表した。

平成31年1月には、「神田川流域浸水予想区域図」、「荒川水系神田川、善福寺川、妙正寺川洪水浸水想定区域図」、「高潮浸水想定区域図」を反映させ、新宿区洪水ハザードマップを作成し、公表した。

さらに、令和3年8月には「城南地区河川流域浸水予想区域図」、「隅田川及び新河岸川流域浸水予想区域図」が反映された新宿区洪水ハザードマップに更新した。

(2) 新宿区洪水ハザードマップに掲載する主な内容

- ア 浸水予想区域、洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域
- イ 浸水深
- ウ 水害時の避難所
- エ 避難時の注意事項
- オ 防災関係機関 等

5 建築物に関する周知・届出

- (1) 建築指導課等の関係窓口では、地下室の浸水危険を一般に周知するチラシの窓口配布を行っている。
- (2) 平成21年4月1日に「新宿区地下室等の設置をする建築物への浸水対策の実施に関する指導要綱」を定めた。その内容は、新宿区洪水ハザードマップに表示された「浸水した場合に想定される水深0.1メートル以上の区域」で地下室等を有する建築物を建築しようとする場合には、建築主は浸水対策上必要な措置を講じ、区長に浸水対策に係る届出をすることとし、建築主に注意喚起を行っている。

第7節 洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域における避難体制確保

区は、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、水防法第15条に基づき、洪水浸水想定区域内の地下街等及び高齢者等が利用する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対して、洪水予報等を伝達してきた。

その後、災害対策基本法の改正に伴い、令和4年4月13日に、区内の一部地域が高潮浸水想定区域の指定を受けたことから、区は、高潮浸水想定区域内の地下街等及び高齢者等が利用する要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対しても洪水予報等を伝達していく。

なお、地下街等、要配慮者利用施設、大規模工場等における避難体制等は次のとおりである。

(1) 地下街等における避難体制

ア 地下街等の範囲

水防法第15条に基づき、洪水浸水想定区域内及び高潮浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められる地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）の範囲は、別冊資料編「(11-6) 洪水浸水想定区域内及び高潮浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地（水防法第15条関係）」(P.449)に定める。

イ 避難確保・浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置

前記アに該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、水防法第15条の2に基づき、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため、次に掲げる事項が義務づけられている。

- (ア) 単独で又は共同しての避難確保・浸水防止計画の作成
- (イ) 避難確保・浸水防止計画の区長への報告
- (ウ) 避難確保・浸水防止計画の公表
- (エ) 避難確保・浸水防止計画に基づく訓練の実施
- (オ) 自衛水防組織の設置
- (カ) 自衛水防組織の構成員及びその他事項の区長への報告

ウ 洪水予報等の伝達体制の整備

区は、前記アに該当し、本計画に名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、新宿区防災気象情報メール等により以下の情報を伝達する。

- (ア) 大雨警報 洪水警報 高潮警報
- (イ) 特別警報
- (ウ) 神田川・妙正寺川洪水予報
- (エ) 河川水位情報
- (オ) 避難指示等
- (カ) その他、浸水対策上、有効な情報等

第1章 豪雨対策

第7節 洪水浸水想定区域及び高潮浸水想定区域における避難体制確保

(2) 要配慮者利用施設における避難体制

ア 要配慮者利用施設の範囲

水防法第15条に基づき、洪水浸水想定区域内及び高潮浸水想定区域内において、施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められる要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の範囲は、別冊資料編「(11-6)洪水浸水想定区域内及び高潮浸水想定区域内における地下街等及び要配慮者利用施設の名称及び所在地（水防法第15条関係）」(P.449)に定める。

イ 避難確保計画の作成、訓練の実施及び報告、自衛水防組織の設置

前記アに該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、水防法15条の3に基づき、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げる事項について義務等が課せられている。

- (ア) 避難確保計画の作成（義務）
- (イ) 避難確保計画に基づく訓練の実施（義務）
- (ウ) 避難確保計画に基づく訓練結果の報告（義務）
- (エ) 自衛水防組織の設置（努力義務）

※ 避難確保計画を作成し、又は自衛水防組織を設置した時は、遅滞なく当該計画又は当該自衛水防組織の構成員及びその他事項を区長に報告しなければならない。

ウ 洪水予報等の伝達体制の整備

区は、前記アに該当し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対し、新宿区防災気象情報メール等により以下の情報を伝達する。

- (ア) 大雨警報 洪水警報 高潮警報
- (イ) 特別警報
- (ウ) 神田川・妙正寺川洪水予報
- (エ) 河川水位情報
- (オ) 避難指示等
- (カ) その他、浸水対策上、有効な情報等

(3) 大規模工場等における警戒体制（当区内なし）

ア 大規模工場等の範囲

大規模工場等の範囲の設定については、水防法の内容を踏まえ、今後必要な措置を検討する。

イ 浸水防止計画の作成、訓練の実施及び自衛水防組織の設置

大規模工場等の範囲に該当し、施設の所有者又は管理者から申出により、本計画に施設の名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者には、水防法第15条の4に基づき、当該大規模工場等の洪水時等の浸水に防止を図るため、次に掲げる事項について努力義務が課せられている。

- (ア) 浸水防止計画の作成

(イ) 浸水防止計画に基づく訓練の実施

(ウ) 自衛水防組織の設置

※ 浸水防止計画を作成し、又は自衛水防組織を設置した時は、遅滞なく当該計画又は当該自衛水防組織の構成員及びその他事項を区長に報告しなければならない。

ウ 洪水予報等の伝達体制の整備

区は、大規模工場等の範囲に該当し、本計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者、自衛水防組織が設置された場合はその構成員に対し、新宿区防災気象情報メール等により以下の情報を伝達する。

(ア) 大雨警報 洪水警報 高潮警報

(イ) 特別警報

(ウ) 神田川・妙正寺川洪水予報

(エ) 河川水位情報

(オ) 避難指示等

(カ) その他、浸水対策上、有効な情報等

第2章 崖・擁壁等の崩壊対策

第1節 崖・擁壁の安全化

「第2編 震災対策計画 第1部 第3章 第5節 1-9 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止」(P.76)を準用する。

第2節 急傾斜地等の安全化

「第2編 震災対策計画 第1部 第3章 第5節 1-9 崖・擁壁・ブロック塀等の崩壊防止」(P.76)を準用する。

第3章 土砂災害対策

区は、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（以下、「土砂災害防止法」という。）に基づき、土砂災害警戒区域等の危険性周知、警戒避難体制の整備および安全化の促進を行う。

第1節 土砂災害防止法

土砂災害防止法は土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、避難体制の整備を図るとともに、著しい土砂災害が発生するおそれがある区域において住宅等の新規立地の抑制等のソフト対策を推進しようとするものである。

第2節 土砂災害警戒区域等の指定

平成26年8月広島市で発生した土砂災害を受けて、平成26年11月に土砂災害防止法が改正され、平成27年1月に施行された。このことにより、都道府県は、土砂災害防止対策に必要な基礎調査結果の公表が義務付けられた。これを受けて都は、平成28年9月に区内の自然斜面における基礎調査結果を公表し、平成29年3月、土砂災害警戒区域20か所（内、土砂災害特別警戒区域14か所）を指定した。その後、都は、平成31年3月に区内の人工斜面における基礎調査結果を公表し、令和元年9月、土砂災害警戒区域35か所（内、土砂災害特別警戒区域24か所）を指定した。

その後、斜面地の対策工事の完了にあわせ、都は指定区域の全域解除等を行っている。令和5年6月現在、自然斜面において土砂災害警戒区域19か所（内、土砂災害特別警戒区域13か所）、人工斜面において土砂災害警戒区域35か所（内、土砂災害特別警戒区域21か所）となっている。

第3節 土砂災害の危険性周知

土砂災害ハザードマップを土砂災害警戒区域等の住民に戸別配布することにより、土砂災害の危険性や土砂災害警戒区域、避難所等を周知するとともに、土砂災害からの的確な避難行動をとるための知識を普及する。

第4節 警戒避難体制の整備

1 情報の収集・伝達

気象庁が発表する気象情報（大雨注意報、大雨警報、大雨特別警報、アメダスの雨量、降水短時間予報、大雨による土砂災害発生の危険度を伝える土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布））、土砂災害警戒情報及び警戒判定メッシュ情報を収集する。また、令和2年7月から、区市町村による避難指示等避難情報の速やかな発令に繋げるため、都から自治体の長及び防災担当部署への土砂災害警戒情報のメール配信（ホットメール）の運用が開始された。さらに、土砂災害の前兆現象を把握するため、職員の巡回監視を行うとともに、特別出張所、消防署、警察署及び消防団等関係機関から情報を収集する。

第3章 土砂災害対策

第4節 警戒避難体制の整備

避難指示等の発令や避難所の開設状況等、避難に関する情報を警戒区域等の住民へ確実に伝達するため、区ホームページ、防災行政無線、区防災気象情報メール、緊急速報メール（エリアメール）、X（旧Twitter）等のSNS、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車による広報など、多様な手段を用いる。

※土砂災害警戒情報については「第3部 第2章 第1節 4 土砂災害警戒情報」（P.425）参照

2 避難指示等の発令

土砂災害警戒情報が発表された場合、ただちに避難指示等を発令することを基本とする。ただし、警戒区域の地理的状況が異なるため、土砂災害警戒情報を補足する情報（土砂災害警戒判定メッシュ情報等）を活用し、地域特性を踏まえた避難指示等の発令の判断基準とする。また、発令は警戒区域ごとに個別に区域を明示して行う。

3 避難所の開設・運営

区は、避難指示等を発令するにあたり、水害時の避難所の指定に準じ、地域センター及び区立小・中学校等（一部の学校を除く）区施設を避難所として開設し、避難誘導を行う。

※避難体制については、「第3部 第7章 避難」（P.439）参照

4 要配慮者への支援

在宅の要配慮者については、災害時要援護者名簿及び防災気象情報メールへの登録を勧奨し、避難情報を要配慮者や避難支援者に伝達する。また、要配慮者利用施設等に対しては、避難指示等が発令された場合に要配慮者の避難が円滑に行われるよう、介護サービス事業者、医療事業者に対し避難体制に関する周知を図るなど、土砂災害に対する防災意識の向上を図る。

(1) 要配慮者利用施設における警戒避難体制

ア 要配慮者利用施設の範囲

土砂災害防止法第8条に基づき、土砂災害警戒区域内において、施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められる要配慮者利用施設（主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する施設）の範囲は、別冊資料編「(11-7) 土砂災害警戒区域内における要配慮者利用施設の名称及び所在地（土砂災害防止法第8条関係）」（P.452）に定める。

イ 避難確保計画の作成、訓練の実施

前記アに該当し、本計画に施設の名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者には、土砂災害防止法8条の2に基づき、当該要配慮者利用施設の利用者の土砂災害時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、次に掲げる事項について義務等が課せられている。

(ア) 避難確保計画の作成（義務）

(イ) 避難確保計画に基づく訓練の実施（義務）

(ウ) 避難確保計画に基づく訓練結果の報告（義務）

※ 避難確保計画を作成した時は、遅滞なく当該計画その他事項を区長に報告しなければならない。

ウ 土砂災害警戒情報等の伝達体制の整備

区は、前記アに該当し、本計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、新宿区防災気象情報メール等により以下の情報を伝達する。

- (ア) 大雨警報 洪水警報 高潮警報
- (イ) 特別警報
- (ウ) 土砂災害警戒情報
- (エ) 避難指示等
- (オ) その他、浸水対策上、有効な情報等

5 防災意識の向上

住民説明会や防災訓練等の機会に、土砂災害警戒区域や避難についての説明を行い、防災意識の向上を図る。

第5節 擁壁等の安全化促進

擁壁等の安全化を促進するため、土砂災害警戒区域内の土地、建物の所有者等に対し、土砂災害アドバイザーの派遣を行い、急傾斜地対策の幅広い相談に応じるとともに、がけ等の上下隣接関係者の合意形成に関する助言等を行う。

また、擁壁等の安全化対策工事について、従来の助成対象である築造工事に加え、令和5年4月より、土砂災害特別警戒区域の指定解除が見込まれる土砂災害対策工事に対しても、工事費の一部助成を行っている。

第4章 都市施設対策

道路、鉄道などの交通施設や電気、ガス、水道、通信などの生活関連施設は、都市機能や区民の生活を維持していく上で不可欠なものである。

このため、これらの施設についても災害が起こった際に被害の軽減を図るため、安全化が重要な課題となっている。

第1節 交通施設の安全化

1 道路及び橋りょう施設

道路及び橋りょうは、災害時において、避難及び応急対策活動を実施する上で不可欠である。

このため、各道路管理者は、耐震対策をはじめ、防災施設の整備を図ってきたところであるが、今後も道路施設の安全化を推進する。

(1) 道路及び橋りょうの現況

- ア 区内一般道路（国道・都道・区道）
- イ 区内の自動車専用道路（首都高速道路）
- ウ 区内の橋りょう

区内の道路及び橋りょうの現況については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第5節 1-1 道路及び橋りょう施設」（P.99）を準用する。

(2) 道路等の安全化対策

機関名	安全化対策等
区	透水性舗装、排水性舗装及び雨水浸透ますを整備し、雨水の貯留・浸透により浸透被害の低減を図っている。また、電線類を地下に埋設し電柱を撤去することにより、風水害による電線の垂れ下がりや電柱倒壊のない災害に強いまちづくりを進めている。
警察署	交通信号施設 風水害による交通信号等の施設の被害を防止し、交通の安全を確保するため、次の要領により整備を行う。 1 交通信号機用制御装置内への浸水を防護するため、その取り付け位置を必要に応じて見直す。 2 表示板等、風圧を受けるおそれがある施設の取り付けは、必要最小限度とする。 3 信号施設の維持管理の適正を期するため、年2回の定期点検及び風水害発生直後の特別点検を実施する。
首都高	「第2編 震災対策計画」を準用する。

2 鉄道施設

区内には、日本一の乗降客数を誇る新宿ターミナル駅を中心に多数の鉄道路線が通っており、万一、鉄道事故が発生した場合の影響力は、極めて大きい。

このため、各鉄道機関は、従来から施設の強化や防災設備の増強を進めてきたところであるが、今後とも施設等の改良整備を推進し、人命の安全確保を図るものとする。

(1) 鉄道施設の現況

ア 新宿区内の路線

イ 新宿区内の駅舎

区内の鉄道施設の現況については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第5節 1-2 鉄道施設」(P.102)を準用する。

(2) 鉄道施設の安全化対策

機関名	安全化対策等
都交通局	1 浸水防止対策 都営地下鉄における浸水対策として駅出入口、エレベーター出入口、換気塔（搬入口等）には、止水板等を整備し、浸水のおそれのあるときは、これを設置する。 2 電源設備 3 照明設備 4 中央防災室・駅防災管理室 } 「第2編 震災対策計画」を参照のこと。
JR 東日本	1 区内における施設の風水害に対する補強工事はほぼ完了している。 2 防災対策として、震災時の帰宅困難者のための非常用発電機長時間化の対応を進めている。
京 王	1 風水害防止のため、土留壁、法面防護、排水溝等防災に関する措置を講じている。 2 地下線区の浸水防止のために各駅出入口は地上歩道面より一段高くするとともに止水板及び強制排水装置を整備している。 3 低地など出水が予想される箇所には排水孔を整備するとともに、雨量計を設置するなどの対策を進めている。
西 武	1 区内においては、風水害に対する改良及び補強工事は、ほぼ完了しているが、設備の改善に努めていく。 2 風水害防止のため、風速計を全線13箇所（区内1箇所）、雨量計を全線15箇所（区内設置箇所無）に設置している。
小田急	1 区内における施設物の風水害に対する強度調査及び改良、補強工事は、ほぼ完了しているが周辺状況の変化及び老朽化等を考慮し、必要に応じ調査及び改良工事を実施する。 2 風水害防止のため、沿線に雨量計、河川水位計及び風速計を設置して災害予知に努めるほか、防災用資機材を配備している。
東京地下鉄	1 風の影響を受けやすい橋りょう等には、風速計を設置し、風速に応じて列車の運転を規制する。 2 駅出入口には、止水板等を整備し、浸水のおそれのあるときは、これを設置する。 3 路面等の換気口には、浸水防止機を整備し、浸水のおそれのあるときは、これを作動させる。

第2節 生活関連施設の安全化

区民の生活を維持していく上で電気、ガス、水道、通信などの生活関連施設は、まさにライフライン（生命線）と呼ぶべき重要な機能を果たすものである。

災害により、これらの施設に被害が生じた場合、日常生活ばかりでなく、救助活動や復旧活動に大きな支障をきたす。

本節においては、水害時においても生活関連施設がその機能を十分に発揮し、社会全体に与える影響を最小限に止めるための安全化対策について定める。

1 電力施設

電力施設の防災対策として、浸水対策、強風対策を実施する。

(1) 浸水対策

機関名	安全化対策等
変電設備	浸・冠水のおそれのある箇所は、床面のかさ上げ、窓の改造、防水扉の取付、ケーブルダクト密閉化等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では屋内機器のかさ上げを実施する。 また、屋外機器は基本的にかさ上げを行うが、かさ上げ困難なものは、防水・耐水構造化、又は防水壁等を組み合わせて対処する。
地中送配電設備	地中埋設設備については、浸水対策を施している。

(2) 強風対策

各施設とも計画設計時に建築基準法及び電気設備に関する技術基準等による風害対策を十分考慮するとともに既設設備の弱体箇所は、補強等により対処する。

2 ガス施設

「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第5節 2-4 ガス施設〔東京ガスグループ〕」(P.108)を準用する。

なお、報道等で予め被害が懸念される超大型台風等が接近する場合、臨時体制を設置し、浸水リスクが高いと判断される場合、地区整圧器の停止措置などの対応を実施する。

3 水道施設

発災時における効果的な応急対策のため、職員の活動態勢、政策連携団体との協力態勢、復旧活動に従事する民間事業者及び復旧用材料の確保等について、機動性及び実効性を重視した体制を整備する。これらの水道施設の確保に必要な事項については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第5節 2-1 水道施設」(P.106)を準用する。

(1) 復旧活動

ア 取水・導水施設の被害については最優先で復旧を行い、浄水施設の被害については、速やかに復旧活動を実施する。

イ 管路の被害については、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、段階的に復旧作業を進める。

(2) 応急給水活動

建物や水道施設の被害状況などを踏まえ、適時適切に応急給水計画を策定し、区との役割分担に基づいた段階的な応急給水を実施する。

4 通信施設

災害時における通信の途絶は、災害応急対策活動に支障をきたすとともに情報の不足からパニックを生じるなど、社会的影響は大きい。

このため、浸水のおそれのある地域では、耐水構造化、また、暴風に対しては、耐風構造化についての設計標準を定め、設計にこれを織り込み、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策を確立するものとする。

これらの通信施設の確保に必要な事項については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第5節 2-5 通信施設〔NTT東日本〕」（P.108）を準用する。

第5章 防災行動力の向上

近年、台風や大雨による洪水などの浸水被害は、河川改修をはじめとする治水対策により減少している一方、都市化の進展により、区内各所で局地的に起こるいわゆる都市型水害による被害が増加している。

被害の未然防止や軽減を図るため、日ごろから地震同様、水害に対する十分な備えをしておくことが必要である。

災害から区民の生命、身体及び財産を守るためには、区をはじめとする防災機関の防災対策だけでは十分でなく、区民一人ひとりが災害に対する生活環境への配慮と発災時の適切な対応がとれるよう、水害を防ぐための資器材の整備及び防災行動力の向上を図ることが必要である。

そこで、区及び防災機関は、自らの防災力の向上を図るとともに、区民に対し、防災意識の普及・啓発に努めるものとする。

第1節 自助による区民の防災力の向上

- (1) 「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとる。
- (2) 早期避難の重要性を理解しておく。
- (3) 日頃から天気予報や気象情報などに関心を持ち、よく出される気象注意報等や、被害状況などを覚えておく。
- (4) 区等で作成するハザードマップなどで自分の住む地域の地理的特徴や住宅の条件等を把握し、適切な対応を講じる。
- (5) 水、食料、衣料品、携帯ラジオなど非常持出用品の準備をしておく。
- (6) 買い物や片付けなど日頃の暮らしの中でできる災害への備えを実施する。
- (7) 災害による道路寸断等で孤立する可能性に備えて、普段から備蓄を心掛ける。
- (8) 台風などが近づいたときの予防対策や、避難時の家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- (9) 風水害の予報が出た場合、安全な場所にいる際は避難所に行く必要がなく、むやみな外出を控えたり、又は危険が想定されれば事前に安全な親戚・知人宅等に避難するなど、必要な対策を講じる。
- (10) 「東京マイ・タイムライン」等を活用し、避難先・経路や避難のタイミング等、あらかじめ風水害時の防災行動を決めておく。
- (11) 都や国がインターネットや携帯電話で配信する、雨量、河川水位情報を確認する。
- (12) 気象情報や区の避難情報等をこまめに確認し、適切な避難行動をとる。
- (13) 区や都が行う防災訓練や防災事業に積極的に参加する。
- (14) 町会・自治会などが行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- (15) 水の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まりなどを取り除くなどの対策を協力して行う。
- (16) 高齢者や障害者等は差し支えがない限り、「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）」に登録し、円滑かつ迅速な避難に備える。

第2節 防災意識の啓発

1 防災広報の充実

各防災機関の広報は、次のとおりとする。

機関名	事業内容
区	<p>1 印刷物等による広報</p> <p>(1) 新宿区広報 毎年、水害対策関係記事を記載し水災知識の普及を図る。</p> <p>(2) 啓発用パンフレット 「災害に備えて」を作成し、配付する。</p> <p>(3) 浸水実績図の公表</p> <p>(4) 地下室の浸水危険を一般に周知するチラシの窓口配付</p> <p>(5) 新宿区洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップの作成・配布</p> <p>※ ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4までに「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。</p> <p>2 その他の広報活動については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 2-1 防災広報の充実」(P.39)を参照のこと。</p>
都	<p>1 東京都水防災総合情報システムで収集した雨量、河川水位観測情報をインターネット、携帯電話にリアルタイムに提供している</p> <p>2 都市型水害対策(水害にそなえて)や過去の水害記録、パンフレット等をホームページで提供している。</p> <p>3 防災ブック(東京防災、東京くらし防災等)、風水害の脅威を疑似体験することにより早期避難の重要性を学ぶVR動画の配信、児童向けの防災コーナーの設置、防災機関と連携した普及イベント等による啓発</p> <p>4 河川の状況をわかりやすく提供するため、YouTubeを活用した動画配信を実施している。</p>
警察署	<p>パンフレット、デジタルサイネージ、災害対策課X(旧Twitter)、ホームページ等を利用し、防災の意識の普及啓発を図る。</p>
消防署	<p>1 チラシ、小冊子等広報印刷物、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS及び報道機関への情報提供を通じて、防災知識、応急救護知識の普及を図る。</p> <p>2 消防団、災害時支援ボランティア、女性防火組織、消防少年団等の活動紹介及び加入促進を図る。</p> <p>3 都民防災教育センターにおける、風水害に関する知識の普及及び暴風雨の疑似体験を通じて、防災行動力の向上を図る。</p> <p>4 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発を図る。</p>
東京電力	<p>1 電気事故防止のための広報 災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故や電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し次の事項を中心に広報活動を行う。</p> <p>(1) 無断昇柱、無断工事をしないこと。</p> <p>(2) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等設備の異常を発見した場合は、速やかに東京電力パワーグリッド株式会社に通報すること。</p> <p>(3) 切れた電線には絶対にさわらないこと。</p> <p>(4) 浸水、雨漏りなどにより冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため使用しないこと。</p> <p>(5) 漏電による事故を防ぐための漏電遮断器の取付を推進する。</p> <p>(6) 屋外に避難するときは、ブレーカー又は安全器を必ず切ること。</p> <p>(7) 電気器具を再使用する時は、ガス漏れや器具の安全を確認すること。</p>

	<p>(8) その他事故防止のため留意すべき事項。</p> <p>2 広報の方法 電気事故防止PRについては、常日頃からテレビ、ラジオ（ラジオ・ライフラインネットワーク）、新聞等の報道機関を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。</p>
--	---

その他の機関については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 2-1 防災広報の充実」（P.39）を準用する。

2 防災教育の充実

防災教育の充実は「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 2-2 防災教育の充実」（P.43）を準用する。

第3節 防災訓練の強化

災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各種訓練を実施する。

1 防災訓練

区及び各防災関係機関の実施する防災訓練については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 3 防災訓練の強化」（P.45）を参照のこと。

2 非常通信訓練

機関名	内容
都総務局	<p>都の地域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における迅速かつ正確な情報連絡体制の確立を図るため、防災機関相互において実施する「東京都災害通信訓練」の一環として年1回、「風水害通信訓練」を実施している。</p> <p>1 訓練の内容</p> <p>(1) 警報、注意報及び台風情報等の気象情報の伝達</p> <p>(2) 区及び関係機関の被害・措置状況及び活動体制等の情報収集</p> <p>(3) 都本部の設置等の伝達</p> <p>(4) 被害状況の把握及び復旧見込みの確認</p> <p>(5) 収集情報の整理、記録、集計、対応措置の決定</p> <p>(6) 救助要請の受信及び救助の要請</p> <p>(7) その他</p> <p>2 区及び各防災関係機関の訓練</p> <p>当該訓練に併せて情報連絡訓練及び対応措置の確認を実施する。</p>

3 水防訓練

機関名	内容
区	関係防災機関と協力又は協働し水防訓練を実施するよう努める。
消防署	風水害の災害に際し、水防部隊の合理的運用と適正かつ能率的な水防活動を行うため、関係防災機関と協力又は協働し水防訓練を実施する。 1 参加機関 消防署、消防団、区等 2 訓練項目 次の全部又は一部を訓練統裁者が選択して実施する。 (1) 部隊編成訓練 (2) 水防工法訓練 (3) 情報通信訓練 (4) 救助・救急訓練 (5) 本部運営訓練 (6) その他水害時の活動に必要な訓練 3 実施時期 年1回以上実施する。

4 警備訓練

機関名	内容
警察署	風水害に関する災害警備訓練を実施し、災害時における警備態勢の確立と事案対処処理能力の向上を図る。 1 訓練項目 (1) 救助活動要領 (2) 救命索操作要領 (3) 舟艇操作(船外機操法を含む。) (4) 水防工法 (5) 埋没者発掘要領 (6) 簡易架橋 (7) 避難誘導 (8) 交通規制 (9) 照明資器材の操作要領 (10) 災害重機の操作要領 (11) 広報活動 (12) 通信訓練 2 実施時期及び場所 実施時期は、原則として5月以降10月までとする。場所は、その都度定める。

第4節 防災区民組織等の強化

区には、「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識の下、町会・自治会を母体とした住民の自主防災組織である防災区民組織が結成され、水害に備えて、地域での防災活動に取り組んでいる。区では、これらの防災区民組織に対する助成等の支援を行い、地域防災コミュニティづくりを進めるとともに、区内には中高層の集合住宅が多いことから、個々の集合住宅においても防災行動力が向上するように働きかけている。

また、各消防署は区と連携し、都市型水害等を想定した各種防災訓練の指導を実施するとともに、リーダー養成講習会の実施、防災講習会、座談会、映画会の開催等の各種防災訓練技術指導を通じて防災区民組織の活性化に努める。

防災区民組織の強化については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 4 防災区民組織等の強化」(P. 49)を参照のこと。

第5節 要配慮者の安全確保

1 地域における安全体制の確保

要配慮者の安全確保については、近隣住民や防災区民組織による協力、連携の体制を平常時から確保しておくことが必要である。水害時において周囲の状況変化に的確で安全な避難行動をとることが困難である要配慮者の安全を確保するため、地域が一体となった協力体制づくりを推進する。

2 社会福祉施設等の安全対策

社会福祉施設等においては、水害時に消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等がきわめて重要であることから、施設関係者だけではなく周辺地域の協力が不可欠である。このため、社会福祉施設等の安全対策として次の対策に努める。

- ア 施設と周辺地域の事業所、町会・自治会等との間及び施設相互間の災害時応援協定等の締結促進
- イ 各施設の自衛消防訓練等の機会を捉えて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実指導に努める。
- ウ 水防法第15条の3及び土砂災害防止法第8条の2の規定により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設について、水防法及び土砂災害防止法で義務付けられた施設の避難確保計画の作成促進のための指導・助言の実施

第6節 事業所による自助・共助の強化

1 事業所の役割

災害時の企業の役割（生命の安全確保、二次災害の防止、帰宅困難者対策、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。また、区では、広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災区民組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

- (1) 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用物品等の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
- (2) 災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、災害応急対策等に係る車両・資器材等の水没回避等の事前対策の推進
- (3) 組織力を活用した地域活動への参加、防災区民組織等との協力、帰宅困難者対策の確立など地域社会の安全性向上対策
- (4) 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- (5) 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成

2 自衛消防力の強化

消防署では、事業所の管理者等に対して、自衛消防活動中核要員等の選任及び配置について指導している。防火防災に関する有資格者を中心とした自衛消防訓練を定期的実施するようにし

ている。

(1) 防火管理者の選任を要する事業所

防火管理者の選任を要する事業所では、消防計画に基づく自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

(2) 自衛消防組織の設置義務のある事業所

消防法第8条の2の5により一定規模以上の事業所は、自衛消防組織の設置が義務づけられている。

この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

(3) 防災管理者の選任を要する事業所

消防法第36条により防災に関する消防計画に基づき自衛消防隊の編成、避難訓練の実施などが規定されている。

この規定に基づき設置された自衛消防組織が災害発生時に効果的な対応ができるように組織行動力の育成を推進する。

(4) 自衛消防活動中核要員の配置義務のある事業所

一定規模以上の事業所は、都の火災予防条例第55条の5の規定により、自衛消防技術認定証を有する者を配置することが義務付けられている。

平常時には一定の知識及び技術を持つ自衛消防活動中核要員を中心とした自衛消防訓練の指導を推進する。

(5) 防火管理者及び防災管理者の選任を要しない事業所

都の火災予防条例第55条の4の規定により、自衛消防活動を効果的に行うため自衛消防の組織を編成し、自衛消防隊の訓練等の指導を推進する。

第7節 救出・救護能力の向上

1 消防団の救出・救護活動能力の向上

消防署は、応急手当普及員の養成など、教育訓練の充実を図る。

災害時に、消防署所及び消防団に配置されている資器材を有効に活用し、消防職員との連携による救出・救護活動体制の充実を図る。

2 区民の救出・救助活動能力の向上

消防署は、災害時に、区民自らが、適切な応急手当を行える能力を身につけられるよう、応急救護知識及び技術を普及する。

事業所における応急手当の指導者を養成することにより、自主救護能力の向上を積極的に図る。一定の応急手当技能を有する区民に対してその技能を認定する。

3 事業所の救出・救護活動能力の向上

(1) 救出活動技術の普及啓発

消防署は、事業所の実態に応じ、組織、資器材を有効に活用した活動が行えるように訓練を通じて自衛消防隊その他の従業員等の活動技術の向上を推進する。

第5章 防災行動力の向上
第8節 区民・行政・事業所等の連携

第3編
第1部
総則
風水害対策計画

(2) 応急救護知識の普及及び技術の向上

消防署は、火災予防条例第55条の5に基づき、自衛消防活動中核要員を中心に、事業所の従業員に対し、上級救命講習等の受講の促進を図る。

応急救護知識及び技術を有する者を中心とした訓練を推進することで応急救護能力の向上を図る。

第3編
第2部
風水害予防計画

第8節 区民・行政・事業所等の連携

従来の行政、企業（事業所）、区民、地域コミュニティ、ボランティア等が個別に実施していた対策の垣根を取り払い、平常時から相互に連携協力しあうネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。

区及び関係防災機関は、地域の防災区民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置や情報連絡体制の確保など、協力体制の推進を図るとともに、地域住民が主体となった合同防災訓練の充実を図る。

住民等から地区防災計画の提案があった際は、必要があると認められれば区地域防災計画の中に位置付ける。

第5章
防災行動力の向上

第3編
第3部
風水害対策計画
水害応急対策計画

第3編
第4部
風水害対策計画
水害復旧計画

第9節 地域、防災機関等と学校の連携による防災教育の推進

- (1) 区は、児童・生徒の発達段階に応じた防災活動について普及啓発を推進する。
- (2) 区及び各防災機関は、防災教育の充実を図ることにより、住民の防災意識の向上を図る。

機関名	内容
区	<ul style="list-style-type: none"> 1 防災セミナーや各種講演会等を開催し、住民の防災知識の向上を図る。 2 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援
都	<ul style="list-style-type: none"> 1 都民、防災区民組織のリーダー、事業所防災担当者などを対象に、防災シンポジウム・防災セミナー、各種講演会等を開催し、防災知識の向上と防災意識の高揚を図る。 2 都は、広域的な立場から都内全域を対象としたリーダー研修を実施し、座学のみならず実技を取り入れた実践的な内容とする。区市町村で行うリーダー研修は、地域特性を踏まえた内容とする。 3 区市町村の防災担当職員を対象に毎年研修会を実施して、知識の付与・意識の高揚を図る。
消防署 (東京消防庁)	<p>過去の消防活動や経験や教訓、全国で発生した災害の課題や教訓等を踏まえ、風水害から都民が自らの生命・身体・財産を確実に守ることができるようさまざまな普及啓発を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 区市町村等と連携し、ハザードマップ等の地域の防災対策に関する情報を提供することを通じて、風水害に備えることの重要性等を普及啓発する。 2 都総務局と連携し、東京マイ・タイムラインの普及啓発を行う。 3 家庭で比較的簡単に入手できる物品を利用した、応急的な簡易水防工法等の防災教育を実施する。 4 都民防災教育センターにおいて防災知識の普及啓発を図るとともに、風水害コーナーで災害疑似体験訓練を行う。 5 児童・生徒に対し発達段階に応じた総合防災教育を実施し、防災意識の向上と、災害に対し自らと家族や地域を守る力の向上を図る。 6 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成指導を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。

- (3) 消防署（東京消防庁）は、学校と連携し、児童・生徒の発達段階に応じて、各種災害に対する防災意識及び防災行動力の向上を目的とした総合防災教育を実施する。
- (4) 消防署（東京消防庁）は「防火防災診断」（要配慮者宅を中心に各家庭を訪問し、住宅の防火防災上の安全性の確認や住宅用防災機器等の設置等の指導助言を行うこと）を実施する。
- (5) 気象庁は、学校安全の推進に関する計画（平成24年4月27日閣議決定）等を受けて各学校が行う学校安全計画や危険等発生時対処要領（学校防災マニュアル）等見直しへの助言、防災訓練への参画、委員会等への参加などの協力を求められた場合は、積極的に対応する。

第6章 ボランティア等との連携・協働

「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 6 ボランティア」（P.55）を準用する。

第3部 水害応急対策計画

第1章 応急活動態勢

気象状況等により、浸水被害が発生するおそれがある場合、その被害の軽減を図るため、各水防機関は、都水防計画に従い水防活動態勢を確立するとともに、水害に即応できる体制を確保している。

第1節 区の水防態勢

台風・集中豪雨等に伴う洪水・浸水等により被害が発生するおそれがあるとき、水害の予防及び迅速かつ的確な応急活動を実施するために水防態勢をとることとする。

1 水害態勢

区は、気象状況等に応じ、情報連絡態勢、警戒態勢及び出動態勢（第一次、第二次）の各態勢をとるものとするほか、区長は、水防法第9条に基づく態勢をとることができる。

各態勢の内容については、以下の表に記載するとおりである。

(1) 情報連絡態勢

項目	内容
時期	雷、大雨もしくは洪水に関する気象注意報が発令され、降雨量や雲の動きから今後更に気象情報の収集及び注意が必要な場合、もしくは台風の接近に伴い情報連絡が必要な場合、又はその他の状況により副区長が必要と認めたととき。
活動	1 気象情報・災害情報の収集伝達 2 警戒態勢（水害対策室設置）の検討 3 警戒態勢要員に対する待機等の連絡
設置機関 (構成員)	水害等連絡会（大雨・洪水注意報が発令又は台風接近時に設置。） (副区長、危機管理担当部長、総務部長、みどり土木部長、都市計画部長、危機管理課長、副参事（地域防災担当）、副参事（安全・安心対策担当）、副参事（防火防災対策担当）、区政情報課長、総務課長、施設課長、地域コミュニティ課長、地域福祉課長、子ども家庭課長、道路課長、環境対策課長、都市計画課長、教育調整課長)
要員 (連絡員)	危機管理課職員、区政情報課職員、総務課職員、道路課職員 (警戒態勢要員は、自宅待機)
連絡体制	1 勤務時間内に発せられた時 庁内放送・電話等により態勢要員に伝達する。 2 夜間・休日等の勤務時間外に発せられた時 水害対策連絡網により各要員に伝達する。

(2) 警戒態勢

項目	内容
時期	雷に関する気象注意報もしくは大雨又は洪水に関する気象警報が発令され、短時間に相当量の降雨が予想される場合、もしくは台風の接近に伴い警戒が必要な場合、又はその他の状況により副区長が必要と認めたとき。
活動	1 情報の収集伝達 2 河川の監視、雨水ますのごみの除去、土のうの整備 3 区民に対する警戒広報、気象情報広報等 4 第一次出動配備態勢要員に対する待機等の連絡
設置機関 (構成員)	水害等対策室 (水害等連絡会構成員、健康政策課長)
要員 (連絡員)	情報連絡態勢構成員、地域コミュニティ課職員、特別出張所職員、地域福祉課職員、健康政策課職員、みどり土木部職員
連絡体制	1 勤務時間内に発せられた時 庁内放送・電話等により職員に伝達する。 2 夜間・休日等の勤務時間外に発せられた時 水害対策連絡網により職員に伝達する。

(3) 第一次出動態勢

項目	内容
時期	被害が発生するおそれがあり、もしくは現実に被害が発生した場合又はその他の状況により、本部長が必要であると認めたとき。
活動	1 災害対策各部による応急対策活動 2 第二次出動配備態勢要員に対する待機等の連絡
設置機関 (構成員)	災害対策本部 (本部長室) 本部長：区長 副本部長：副区長、教育長 本部長員：危機管理担当部長、総務部長、健康部長、健康部副部長、みどり土木部長、危機管理課長、副参事(地域防災担当)、副参事(安全・安心対策担当)、副参事(防火防災対策担当)、区政情報課長、総務課長、健康政策課長、道路課長 (災害対策部) 災対総務部、災対地域部、災対福祉部、災対健康部、災対土木部
要員	第一次出動配備態勢要員 (夜間：第二次出動配備態勢要員は、自宅待機)
連絡体制	1 勤務時間内に発せられた時 庁内放送・電話等により職員に伝達する。 2 夜間・休日等の勤務時間外に発せられた時 水害対策連絡網により職員に伝達する。

第1章 応急活動態勢

第1節 区の水防態勢

第3編
第1部
総則
風水害対策計画

第3編
第2部
水害予防計画

(4) 第二次出動態勢

項目	内容
時期	被害が発生し、被害が拡大するおそれがある場合、もしくは区内の広範囲にわたって特別警戒が必要な場合又はその他の状況により、本部長が必要であると認めたとき。
活動	1 拡大した水害に対する災害対策各部による応急対策活動 2 全職員に対する待機等の連絡
設置機関 (構成員)	災害対策本部
要員	第二次出動配備態勢要員（夜間：態勢要員以外の職員自宅待機）
連絡体制	1 勤務時間内に発せられた時 庁内放送・電話等により職員に伝達する。 2 夜間・休日等の勤務時間外に発せられた時 水害対策連絡網により職員に伝達する。

(5) 配備態勢の拡大

全職員のおおむね1/2程度を限度として出動となる。

第3編
第3部
水害応急対策計画

第1章
応急活動態勢

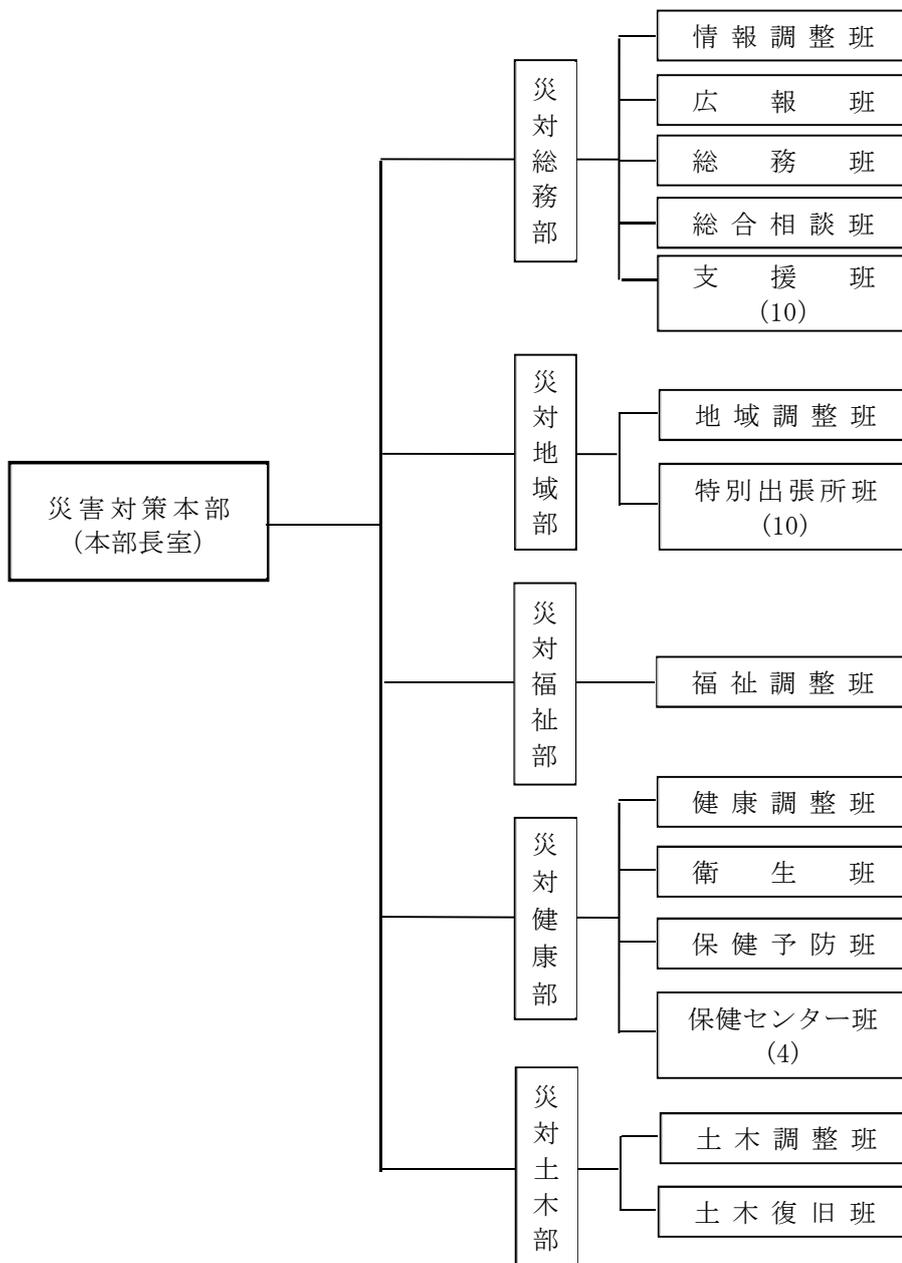
第3編
第4部
水害復旧計画

2 水害時（震災時以外）に設置される組織

区の水防態勢は、災対総務部を中心とした情報収集伝達活動態勢、災対土木部を主体とした、河川、下水道、護岸等の水防活動態勢及び災対各部からなる住民被害対応等の活動態勢から成っている。

本部長は、災害状況その他により必要があると認めるときは、特定の部に対してのみ配備態勢の指令を発し、又は特定の部に対して種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

なお、区本部の設置及び廃止、職員の配置及び服務、本部長室の運営、本部の財務、災害対策の実施については、「新宿区災害対策本部運営要綱」の定めるところによる。



第3編
第1部
総則
風水害対策計画

第3編
第2部
水害予防計画

第3編
第3部
水害応急対策計画

第1章
応急活動態勢

第3編
第4部
水害復旧計画

3 現地連絡態勢

(1) 現地連絡所の開設

水害等により被害が発生した場合、もしくは被害が発生すると見込まれた場合、各特別出張所班は、現地連絡所を開設し現地パトロール及び情報収集を行う。

現地連絡所の設置場所は、各特別出張所又は、必要に応じて現地に開設する。

(2) パトロール要員

第一次出動態勢要員をもって編成し、各支援班の班長が責任者となる。

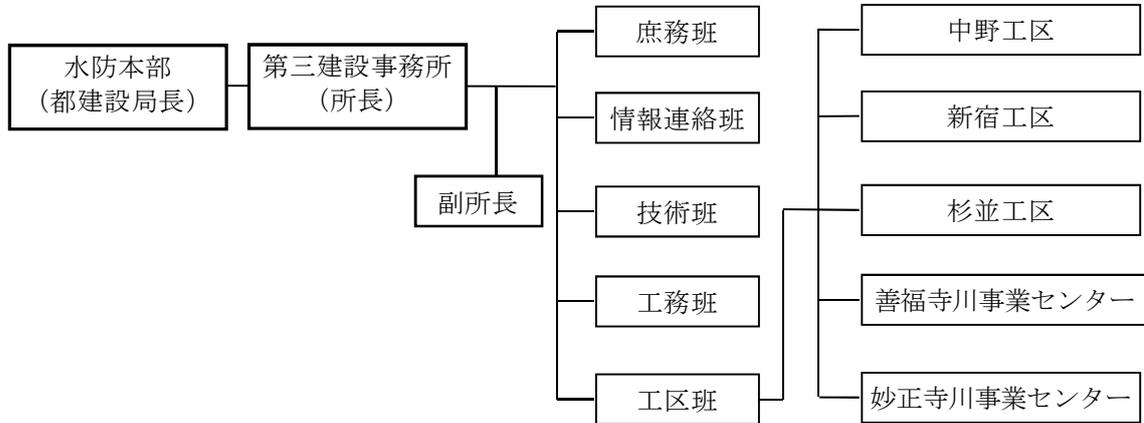
(3) 役割

被災地域及び被災予想地域の現地状況調査並びに区民状況の把握。

第2節 東京都建設局第三建設事務所の水防態勢

1 組織態勢

水防組織は次のとおりである。



2 態勢の指示

都建設局長（水防本部長）は、水防態勢の基準をもとに指示する。

種類	基準及び内容	人員
連絡態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡、及び事態に応じた配置態勢の指示連絡を行う態勢 1 水防活動用注意報が発表されたとき 2 国管理・都管理・都県境の県管理河川の水防警報河川に水防警報（待機又は準備）が発表されたとき	若干名
警戒配備態勢	主に以下のいずれかの場合に該当し、気象・雨量・水位等の情報の収集・連絡に加えて、水防資器材の点検等を行い、直ちに水防活動に対応できる態勢 1 東京地方に水防活動用警報が発表されたとき 2 国管理・都管理の洪水予報河川に、氾濫警戒情報・氾濫危険情報が発表されたとき	水防要員のおおむね1/15
第1非常配備態勢	局地的な水害が発生するおそれがあるとき、又は、発生したとき	水防要員のおおむね1/10
第2非常配備態勢	複数の区域で水害が発生するおそれがあるとき、又は、発生したとき	水防要員のおおむね1/5
第3非常配備態勢	大規模な水害が発生するおそれがあるとき、又は、発生したとき	水防要員のおおむね1/3
第4非常配備態勢	都内全域にわたり水害が発生するおそれがあるとき、又は、発生したとき	水防要員全員

水防要員は、異常気象が発生した時、もしくは発生が予想される場合には、気象情報に注意し事態に即応した水防態勢ができるよう留意するものとする。

第3節 消防署の水防態勢

署及び消防団（以下「消防機関」という。）は、署水防計画に基づき、次の水防態勢により水防活動にあたる。

1 活動拠点

区内3消防署、6消防出張所を活動拠点とする。

2 水防態勢

気象情報、その他により水害が予想されるときは、水防態勢を発令して、関係機関と連絡をとり情報収集、分析を行い、水害に備える。また、必要に応じて車両等により地域の降雨、浸水状況等を調査するとともに、広報を行う。

3 水防非常配備態勢

気象情報、その他により被害の発生が予想され、もしくは発生したときには、その被害予測に応じ、水防第1非常配備態勢から水防第4非常配備態勢を発令し、水防部隊を編成する。

第4節 警察署の水防態勢

関係警察署長は、現場警備本部を設置して、水災地域の人命救助等及び水防活動にあたるほか、周辺地域の交通規制を行う。

第5節 集中豪雨等への対応

1 気象情報の早期収集

(1) 気象庁防災機関向け専用電話（ホットライン）

ア 気象庁東京管区气象台では、大雨時等において都及び区市町村における避難指示等の判断等の防災対策を支援するため、都及び区市町村と気象庁を結ぶ24時間対応可能な防災機関向けの電話回線（以下「ホットライン」という。）を設置し、運用している。

イ 区は、大雨時等に避難指示等の判断や防災体制の検討等を行う際などに、気象庁大気海洋部等に対し、直接、気象状況とその見通しを照会する。

ウ 気象庁東京管区气象台は、既に警報等で十分警戒を呼びかけている状況下において、さらに災害の危険性が切迫している場合など、都及び区市町村に対し直接厳重な警戒を呼びかける。また、災害状況等の照会、気象状況についての連絡を都及び区市町村に対し、直接実施する場合がある。

エ ホットラインにより得られた情報や判断について、都が必要と認める場合には区市町村、関係機関等へ提供することとなっている。

2 風水害初動対応マニュアルによる活動

(1) 都は、台風や集中豪雨等において、都総務局が取るべき情報収集態勢、各機関等との連携内容、都民への情報発信等を取りまとめた風水害初動対応マニュアルにより、初動態勢

の迅速な確立を目指している。区は、このマニュアルを参考に初動態勢の強化を図る。

(2) このマニュアルでは、風水害のおそれが生じた際の対応手順を整理している。具体的な内容は以下のとおりである。

- ア 各種システムの立ち上げ
- イ 関係機関からの気象情報や水位情報等の収集
- ウ 区市町村や各関係機関との情報連絡対応
- エ 警視庁や東京消防庁からの被災情報の収集
- オ X (旧 Twitter) 等による都民への情報発信
- カ 被害が生じた場合の体制構築 等

3 区市町村等との確実な情報の共有

(1) 都は特別警報、警報、重要な注意報、災害原因に関する重要な情報について関係機関等から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに関係のある区市町村等に通報する。

また、区市町村に派遣する連絡員を通じて、相互に情報を共有する。

(2) 大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときは、気象庁と都は共同して土砂災害警戒情報を作成、発表し、区等へ伝達する。

(3) これらの具体的な伝達系統図は「第3部 第2章 第1節 1 気象情報」を参照(P.420)。

(4) 通報、伝達された情報は、区長の避難指示等の判断及び区民の自主避難の参考になるものであるため、確実に区へ伝達されるとともに、都、区及び関係防災機関との間で情報共有されることが重要である。しかし、担当者不在時又は夜間など情報が発信される時間によっては、情報共有を迅速に図ることが困難なケースが想定される。平成25年に発生した大島町での土砂災害の教訓を踏まえ、都と区長等との間にホットラインを構築し、緊急時の連絡体制を確保した。

(5) また、都は、土砂災害警戒情報及び河川に関する氾濫危険情報を、事前に登録した防災担当者に自動でメール送信できるシステムを整備・運用する。

4 同一河川・圏域・流域の区市町村における情報の共有

(1) 情報の共有の必要性

中小河川の同一流域区市町村では、集中豪雨による河川の増水や氾濫がほとんど同時又はわずかな時間差で起こる可能性が高いため、都は、同一河川・圏域・流域の範囲を定め、一斉同報ファックスなどにより、区市町村の避難指示等に有用な情報を提供することとなっている。

区では、都から提供される気象情報、水位情報等に留意するとともに、豪雨となる前から同一河川・圏域・流域内の区市町村と連携し、必要な情報(避難指示等の必要性の判断、発令の有無、河川や降雨の現況など)の共有を図るものとする。

(2) 同一河川・圏域・流域の設定

新宿区における同一河川・圏域・流域は、下記の3流域である。

- ア 神田川流域
- イ 城南地区河川流域

ウ 隅田川及び新河岸川流域

(3) 情報の内容

ア 都は、同一河川・圏域・流域内の区市町村に対して、必要に応じて、次のような情報を提供する。

- (ア) 同一河川・圏域・流域の区市町村が発令した避難指示等
- (イ) 同一河川・圏域・流域の区市町村からの浸水状況報告等
- (ウ) 避難が必要な区域
- (エ) 同一河川・圏域・流域の水位・雨量状況
- (オ) その他

イ なお、洪水予報河川・水防警報河川・水位周知河川など既存の伝達系統による情報提供は、従来どおりである。

5 竜巻等の激しい突風の発生するおそれがある時の情報の共有

(1) 気象庁は、必要に応じて、次のような情報を提供する。

ア 予告的な気象情報

低気圧の発達などにより災害に結びつく気象現象が予想される場合、半日～1日程度前に「大雨と雷及び突風に関する東京都気象情報」などの標題で予告的な気象情報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、「竜巻などの激しい突風」と明記して注意を呼びかける。

イ 雷注意報

積乱雲に伴う激しい現象（落雷、ひょう、急な強い雨、突風など）の発生により被害が予想される数時間前に雷注意報を発表する。このとき、竜巻などの激しい突風の発生が予想される場合には、注意報本文の付加事項に「竜巻」と明記して特段の注意を呼びかける。

ウ 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、東京地方、伊豆諸島北部、伊豆諸島南部の区域単位で発表される。

なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。

また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が各区域単位で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。

エ 竜巻発生確度ナウキャスト

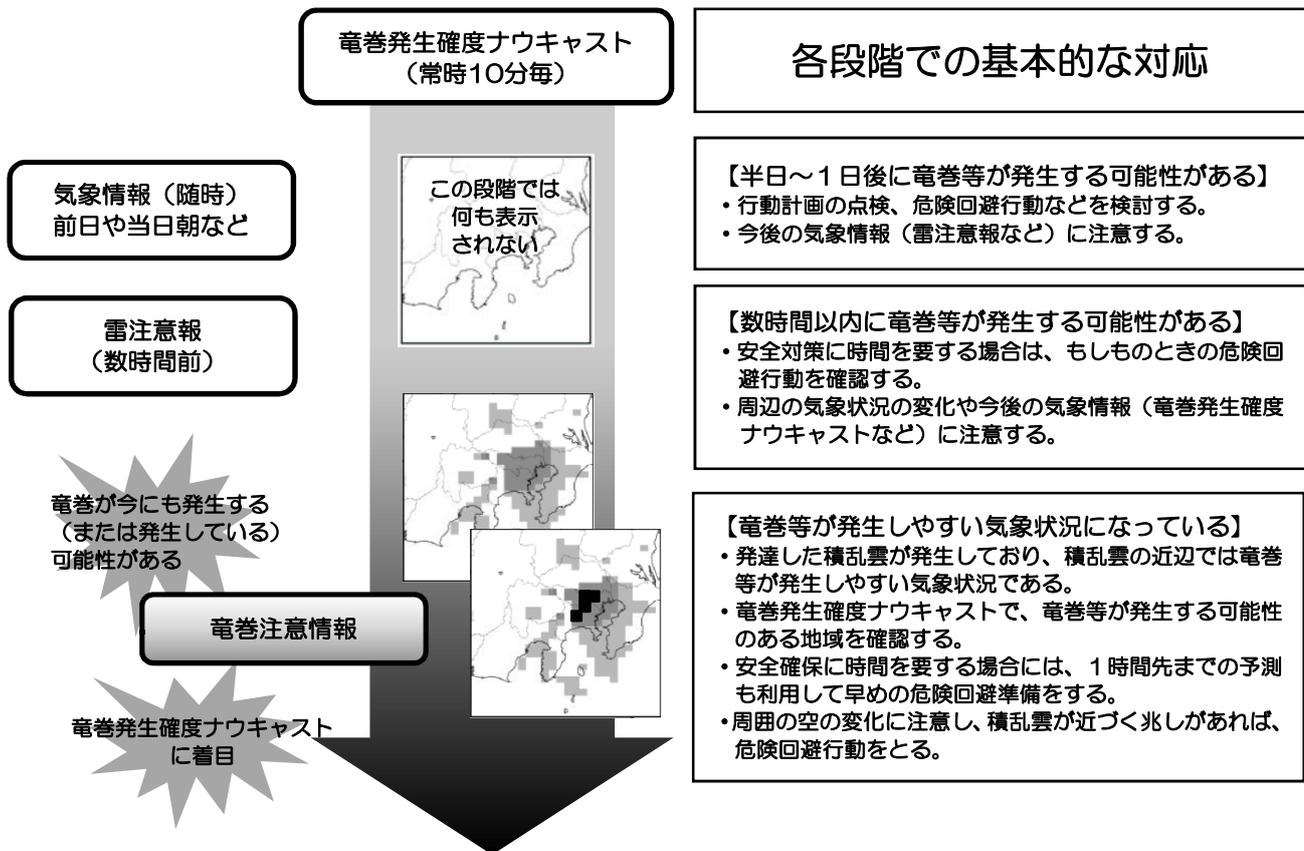
気象ドップラーレーダーの観測などを利用して、竜巻などの激しい突風の可能性のある地域を分布図（10km 格子単位）で表し、その1時間後までの移動を予測する。竜巻発生確度ナウキャストは、平常時を含めて常時10分毎に発表される。

(2) 都内に竜巻注意情報が発表された際の情報伝達

ア 気象庁は、気象庁防災業務計画に基づき情報を専用通信施設等により、都総合防災部等関係機関、日本放送協会（NHK）等報道機関へ伝達する。

イ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から地域防災計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨警報の伝達に準じる。

<竜巻など激しい突風に対する段階的な情報の発表（気象庁ホームページより）>



(3) 激しい突風をもたらす竜巻などの現象は、発現時間が短く、発現場所も極めて狭い範囲に限られている。一方、この情報は比較的広い範囲を対象に発表するので、竜巻注意情報が発表された地域でも必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。

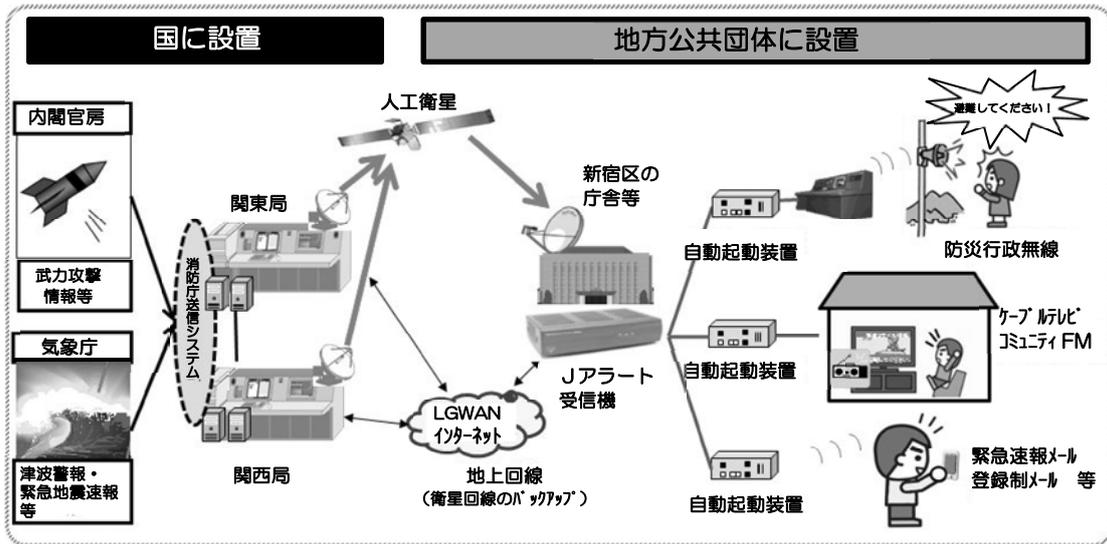
したがって、竜巻注意情報が発表された場合には、まず簡単にできる対応として、周囲の空の状況に注意を払う。さらに、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起るなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合には、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる。また、人が大勢集まる屋外行事や高所作業のように、避難に時間がかかると予想される場合には、気象情報や雷注意報にも留意し早めの避難開始を心がける。

竜巻注意情報が発表された場合、竜巻発生確度ナウキャストを見れば危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況を把握することができる。雷注意報や竜巻注意情報と竜巻発生確度ナウキャストとを組み合わせる利用することが効果的である。

(4) 区は、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁などとも連携の上、気象情報

に十分留意し、竜巻等突風災害に係る対応についての住民に対する周知、啓発等に努める。
(5) 区は、気象庁から全国瞬時警報システム（J-ALERT）により送信されている竜巻注意情報について、区市町村の判断に応じ、防災行政無線等を起動する等の措置を行うものとする。

【J-ALERT システムの構成図】



（参照：総務省消防庁ホームページ「全国瞬時警報システム（J-ALERT）の概要」より）

6 線状降水帯に関する気象情報の共有

(1) 気象庁は、必要に応じて、次のような情報を提供する。

ア 線状降水帯による大雨の半日程度前からの呼びかけ

「顕著な大雨に関する気象情報」の発表基準を満たすような線状降水帯による大雨の可能性が高いことが予想された場合に、半日程度前から、気象情報において、「線状降水帯」というキーワードを使って呼びかける。

この呼びかけは、警戒レベル相当情報を補足する解説情報として発表する。

イ 顕著な大雨に関する気象情報

顕著な大雨に関する気象情報は、大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で実際に降り続けている状況を「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

この情報は警戒レベル相当情報を補足する情報であり、警戒レベル4相当以上の状況で発表される。

【顕著な大雨に関する気象情報の発表基準】

現在、10分先、20分先、30分先のいずれかにおいて、以下の基準をすべて満たす場合に発表。

- 1 前3時間積算降水量（5 km メッシュ）が100mm 以上の分布域の面積が500km² 以上
- 2 1の形状が線状（長軸・短軸比2.5以上）

- 3 1の領域内の前3時間積算降水量最大値が150mm以上
 - 4 1の領域内の土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）において土砂災害警戒情報の基準を超過（かつ大雨特別警報の土壌雨量指数基準値への到達割合8割以上）又は洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）において警報基準を大きく超過した基準を超過
- ※ 情報を発表してから3時間以上経過後に発表基準を満たしている場合は再発表するほか、3時間未満であっても対象区域に変化があった場合は再発表する。

第2章 情報の収集・伝達

第1節 気象情報等及び通信連絡

気象状況により、浸水等の被害が発生するおそれがある場合は、各水防関係機関は、的確な情報の把握に努めるとともに、相互の連絡、指示、通報又は伝達が迅速かつ円滑に行われるよう、情報の目的、性質、伝達の系統、方法等について精通し、効果的な水防活動に努めるものとする。

1 気象情報

気象庁が水防活動用に行う気象等の注意報・警報は、次のとおりである。

(1) 種類と発表基準

新宿区について定められた基準に到達することが予想される場合に発表される。

【気象情報発表基準値（新宿区）（令和5年6月8日現在）】

種類		発表基準		
注意報	大雨注意報	風雨、大雨によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う。		
		表面雨量指数基準（浸水害）	土壌雨量指数基準（土砂災害）	
		11	117	
注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う。		
		流域雨量指数基準	複合基準※	指定河川洪水予報による基準
		神田川流域=17.7 妙正寺川流域=9.9	神田川流域= (5, 17.7) 妙正寺川流域= (5, 9.9)	—
警報	大雨警報	暴風雨、大雨等によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う。		
		表面雨量指数基準（浸水害）	土壌雨量指数基準（土砂災害）	
		19	138	
	警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う。	
流域雨量指数基準			複合基準※	指定河川洪水予報による基準
—			神田川流域= (8, 19.7) 妙正寺川流域= (8, 11.1)	神田川 [番屋橋・和田見橋・南小滝橋・飯田橋] 妙正寺川 [鷺盛橋・千歳橋]
記録的短時間大雨情報	大雨警報発表中に、現在の降雨がその地域にとって土砂災害や浸水害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表する。			
	1時間雨量	100mm		

※（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表す。

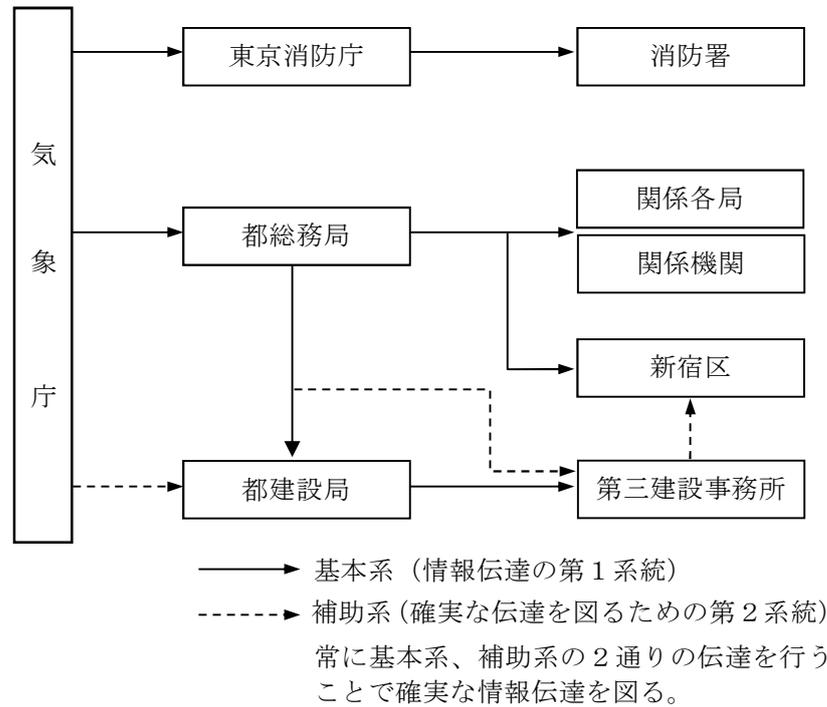
<参考>

表面雨量指数：短時間強雨による浸水危険度の高まりを把握するための指標で、降った雨が地中に浸み込まずに、地表面にどれだけ溜まっているかを示す指数。地面の被覆状況や地質、地形勾配などを考慮して1 km メッシュごとに出力する。

土壌雨量指数：降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5 km 四方の領域ごとに算出する。

(2) 気象情報伝達



(3) 災害予警報等の伝達

東京消防庁は、都総務局、気象庁、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自らその発表を知ったときは、ただちに、消防署、消防分署及び消防出張所に一斉通報し、各消防署等は、管内住民に周知する。

都は、災害が差し迫った場合で、緊急性又は危険度が非常に高い場合においては、通常の通信連絡に加え、区長とのホットラインを活用する。また、洪水予報河川及び水位周知河川の流域の市区を対象に、避難情報の発令の目安となる氾濫危険情報を、複数の首長及び防災担当者に直接メールを送るホットメールの取組を平成30年6月より運用開始したほか、土砂災害警戒情報の発表・解除に関するホットメールの取組を令和2年7月31日より運用開始した。

2 神田川洪水予報

雨量・水位情報をもとに1時間後までの水位を予測し、神田川が溢れるおそれがあるときに、気象庁と都は共同で、神田川洪水予報を発表する。

(1) 種類と発表基準

種類	基準地点	発表基準
神田川氾濫危険情報	番屋橋 和田見橋 南小滝橋	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
神田川氾濫注意情報 解除	飯田橋	全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれなくなったとき

(2) 洪水予報区間

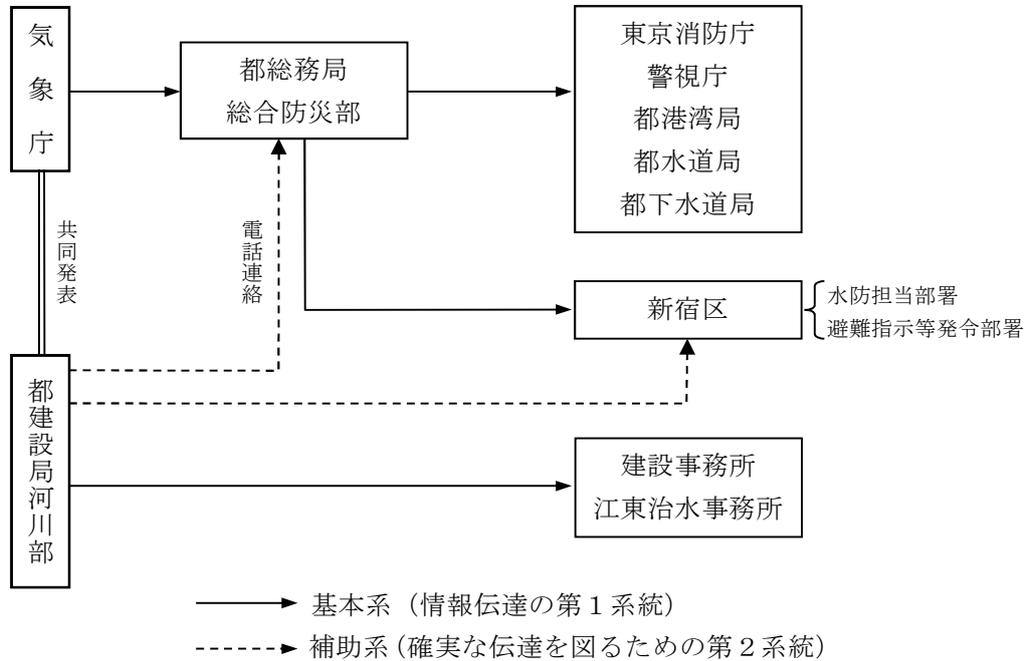
河川名 (発表単位)	洪水予報区間	受け持ち区間 (ブロック)	基準点 (水位観測所)
神田川	左岸：三鷹市井の頭3丁目 (井の頭池) ～台東区柳橋1丁目 (隅田川合流点) 右岸：三鷹市井の頭3丁目 (井の頭池) ～中央区東日本橋2丁目 (隅田川合流点)	左岸：三鷹市井の頭3丁目(井の頭池)～杉並区和泉4丁目(方南橋) 右岸：三鷹市井の頭3丁目(井の頭池)～杉並区和泉4丁目(方南橋)	番屋橋
		左岸：杉並区和泉4丁目(方南橋)～中野区中野本町5丁目(中野新橋) 右岸：杉並区和泉4丁目(方南橋)～中野区弥生町2丁目(中野新橋)	和田見橋
		左岸：中野区中野本町5丁目(中野新橋)～豊島区高田3丁目(高田橋) 右岸：中野区弥生町2丁目(中野新橋)～豊島区高田3丁目(高田橋)	南小滝橋
		左岸：豊島区高田3丁目(高田橋)～台東区柳橋1丁目(隅田川合流点) 右岸：豊島区高田3丁目(高田橋)～中央区東日本橋2丁目(隅田川合流点)	飯田橋

(3) 洪水予報河川発表基準水位

単位：A.P.

河川名 (発表単位)	基準点 (水位観測所)	所在地	水防団待 機水位 (指定水位)	氾濫注意 水位 (警戒水位)	氾濫危険 水位	氾濫発生 水位
神田川	番屋橋	杉並区和泉	—	—	34.10m	34.93m
	和田見橋	中野区弥生町	—	—	29.72m	30.59m
	南小滝橋	新宿区北新宿	—	—	17.96m	20.10m
	飯田橋	文京区後楽	—	—	3.67m	5.27m

(4) 洪水予報伝達



※洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて区民に伝達
 ※総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

第3編
第1部
総則
風水害対策計画

第3編
第2部
水害予防計画

第3編
第3部
水害応急対策計画

第2章
情報の収集・伝達

第3編
第4部
水害復旧計画

3 妙正寺川洪水予報

雨量・水位情報をもとに1時間後までの水位を予測し、妙正寺川が溢れるおそれがあるときに、気象庁と都は共同で、妙正寺川洪水予報を発表する。

(1) 種類と発表基準

種類	基準地点	発表基準
妙正寺川氾濫警戒危険情報	鷺盛橋 千歳橋	基準地点のいずれか1地点の水位が、概ね1時間以内に氾濫発生水位に到達することが見込まれる場合、あるいは氾濫危険水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれる場合に発表する。
妙正寺川氾濫注意情報解除		全ての基準地点の水位が、氾濫危険水位を下回り、洪水のおそれがなくなったとき

(2) 洪水予報区間

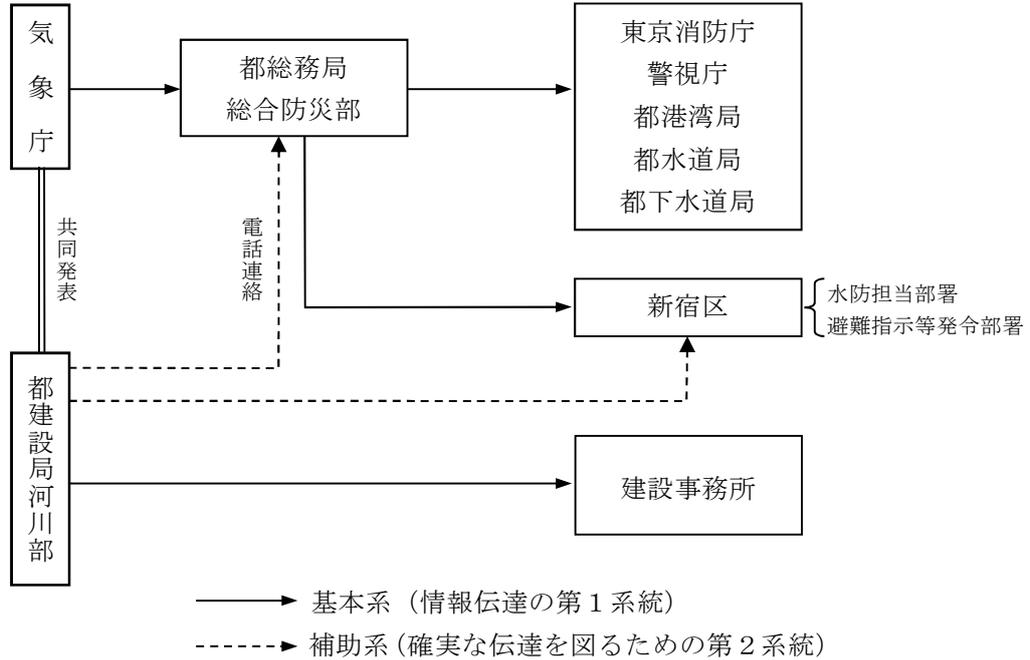
河川名 (発表単位)	洪水予報区間	受け持ち区間 (ブロック)	基準点 (水位観測所)
妙正寺川	左岸：杉並区清水3丁目 (妙正寺池) ～新宿区下落合1丁目 (神田川合流点) 右岸：杉並区清水3丁目 (妙正寺池) ～新宿区下落合1丁目 (神田川合流点)	左岸：杉並区清水3丁目(妙正寺池)～中野区野方5丁目(新昭栄橋) 右岸：杉並区清水3丁目(妙正寺池)～中野区野方5丁目(新昭栄橋)	鷺盛橋
		左岸：中野区野方5丁目(新昭栄橋)～新宿区下落合1丁目(神田川合流点) 右岸：中野区野方5丁目(新昭栄橋)～新宿区下落合1丁目(神田川合流点)	千歳橋

(3) 洪水予報河川発表基準水位

単位：A.P.

河川名 (発表単位)	基準点 (水位観測所)	所在地	水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	氾濫危険水位	氾濫発生水位
妙正寺川	鷺盛橋	中野区大和町	—	—	35.60m	37.19m
	千歳橋	中野区沼袋	—	—	33.14m	34.73m

(4) 洪水予報伝達



※洪水予報は、気象庁から報道機関、区を通じて区民に伝達
 ※総合防災部からの伝達が途絶した場合、建設事務所は河川部の指示により管内の区市町村に情報伝達する。

4 土砂災害警戒情報

都は、次のとおり、土砂災害警戒情報の発表基準を作成し、気象庁と共同して発表するための情報伝達体制を整備し、平成20年2月1日に発表を開始した。

(1) 土砂災害警戒情報の目的

都と気象庁が共同で発表する情報で、大雨警報発表中に、大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、区市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう区市町村ごとに発表する。

(2) 土砂災害警戒情報の基本的な考え方

区市町村や住民等に必要な防災情報を効果的に提供し、迅速かつ適切な防災対応を支援していくために、土砂災害防止法に基づき、大雨警報に伴って、都が区市町村等へ通知する「予想される土砂災害等の事態とこれに対してとるべき措置」と、気象庁が行う大雨警報が発表されている際の土砂災害のおそれについての解説とを1つに統合した情報として、都と気象庁が共同して作成・発表する情報である。

ア 発表対象地域を設定する際は、土砂災害防止法に基づく避難指示等の権限者である区市町村長を利用者として考える。

イ 住民の自主避難の判断等にも利用できるよう留意する。

ウ 伝達は、発表者（都及び気象庁）から水防計画で定めた伝達経路により行うものとする。指定公共機関及び指定地方公共機関への情報伝達に関しては、大雨情報の伝達に準ずる。

エ 大雨による土砂災害発生の危険度を降雨に基づいて判断して、土砂災害に対する警戒及び警戒解除について作成・発表するものである。また、大雨警報を受けての情報であ

第3編
第1部
総則
風水害対策計画

第3編
第2部
水害予防計画
風水害対策計画

第3編
第3部
水害応急対策計画
風水害対策計画

第2章
情報の収集・伝達

第3編
第4部
水害復旧計画
風水害対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第1節 気象情報等及び通信連絡

ることから、大雨警報発表後に発表する。

オ 区市町村の防災上の判断を迅速かつ的確に支援するため、分かりやすい文章と図を組み合わせた情報として作成する。

カ 土砂災害に対する事前の対応に資するため、土砂災害の危険度に対する判断には気象庁が提供する降雨予測と土壌雨量指数を利用する。

キ 局地的な降雨による土砂災害を防ぐためには、精密な実況雨量を把握する必要がある。そのため、気象庁のデータに加えて東京アメッシュの雨量情報を活用する。

ク 国土交通省、気象庁及び都は、区市町村をはじめとする関係機関、住民の防災対応に活用されるよう、土砂災害警戒情報の目的及び内容等について、連携して広報活動に努める。

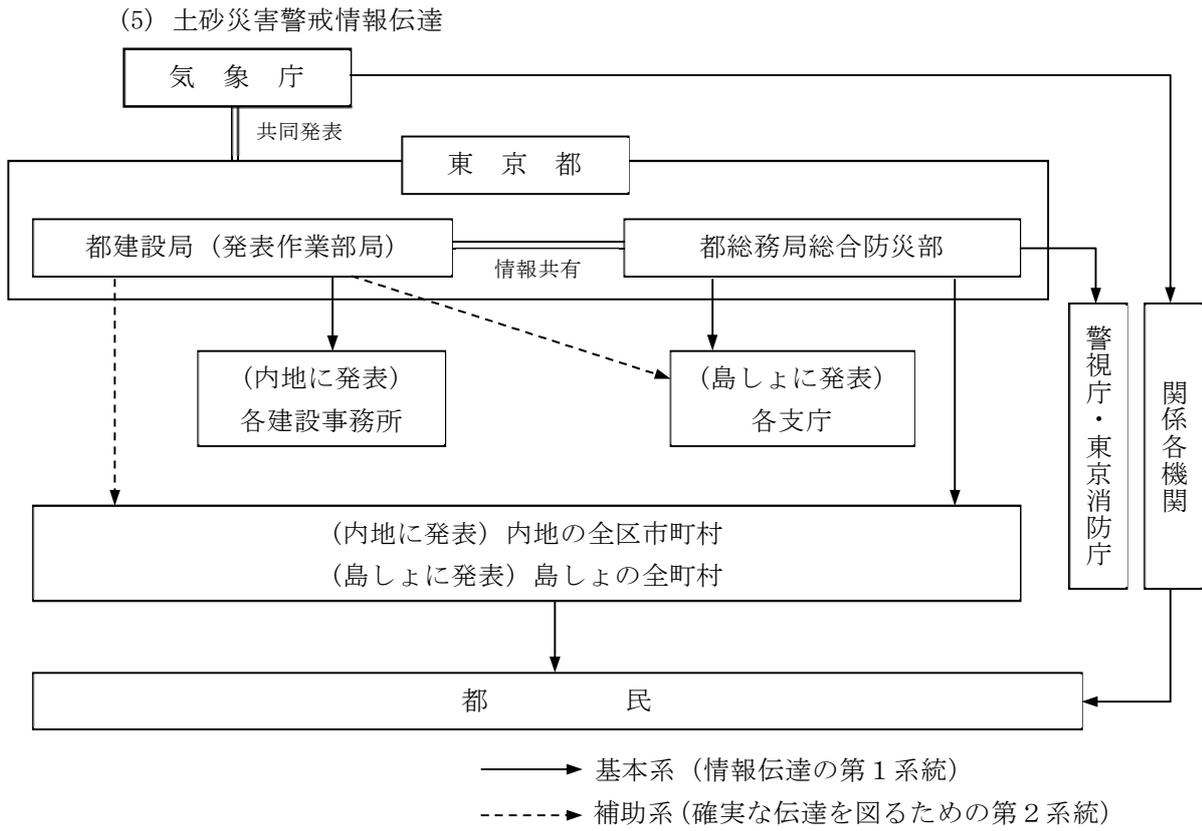
ケ 今後、新たにデータや知見が得られた時は、土砂災害警戒情報の発表の判断に用いる指標・基準の見直しを適宜行う。

(3) 情報の特徴および利用にあたっての留意事項

大雨による土砂災害発生の危険度を、降雨量と土壌雨量指数に基づいて判断し発表するもので、個々の急傾斜地等における植生・地質・風化の程度等の特性や地下水の流動率を反映したものではない。したがって、情報の利用にあたっては、個別の災害発生個所・時間・規模等を詳細に特定するものではないことに留意する必要がある。また、情報の発表対象とする土砂災害は、技術的に予知・予測が可能である表層崩壊等による土砂災害のうち土石流や集中的に発生する急傾斜地の崩壊とし、技術的に予知・予測が困難である斜面の深層崩壊、山体の崩壊、地すべり等については、発表対象とするものではないことに留意する。そのため、区市町村等が行う避難指示等の発令に当たっては、情報を参考にしつつ、周辺の溪流・斜面の状況や気象状況等も合わせて総合的に判断する必要がある。

(4) 情報の発表基準

都と気象庁は共同して、発表のタイミング、発表頻度等を検討し、利用者の意向を考慮の上、情報の警戒基準・警戒解除基準を作成・決定し、これを用いて情報の発表を行う。



第3編 風水害対策計画
第1部 総則

第3編 風水害対策計画
第2部 水害予防計画

第3編 風水害対策計画
第3部 水害応急対策計画

第2章 情報の収集・伝達

第3編 風水害対策計画
第4部 水害復旧計画

5 特別警報

特別警報が発表された場合、尋常でない大雨やそれに伴う洪水等が予想されており、重大な災害が起こる可能性が非常に高くなっているため、ただちに身を守るための行動を開始する必要がある。

(1) 種類と発表基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、暴風が吹くと予想される場合
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高潮になると予想される場合
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により、高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により、雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
津波	高いところで3メートルを超える津波が予想される場合 (大津波警報を特別警報に位置づける)
火山噴火	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が予想される場合 (噴火警報(噴火警戒レベル4以上)及び噴火警報(居住地域)を特別警報に位置づける)
地震 (地震動)	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合 (緊急地震速報(震度6弱以上)を特別警報に位置づける)

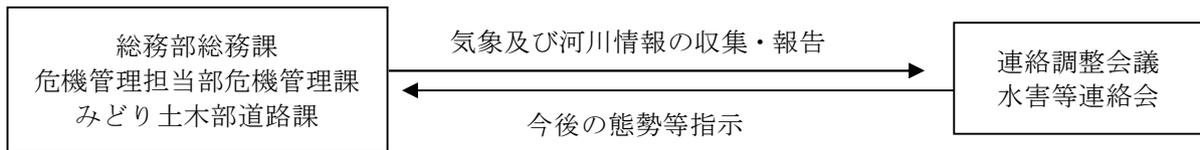
(2) 特別警報伝達

特別警報が発令された場合、直ちに区民に周知するため、区は、防災行政無線、新宿区公式ホームページ、新宿区防災気象情報メール、フェイスブック、X(旧Twitter)、エリアメール等による伝達体制を整備する。

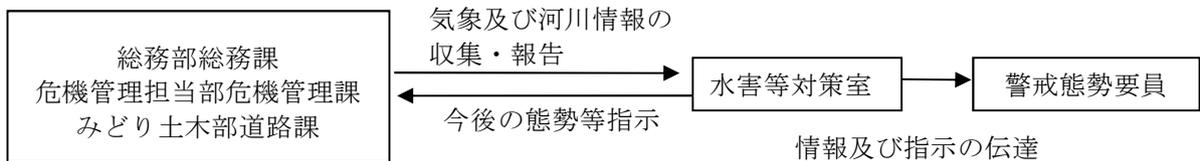
第2節 区の情報連絡系統

水害時の情報連絡態勢は、以下のとおりである。なお、その他の事項については、「第2編 震災対策計画 第1部 第6章 第6節 具体的な取組（応急対策）」（P.190）を準用する。

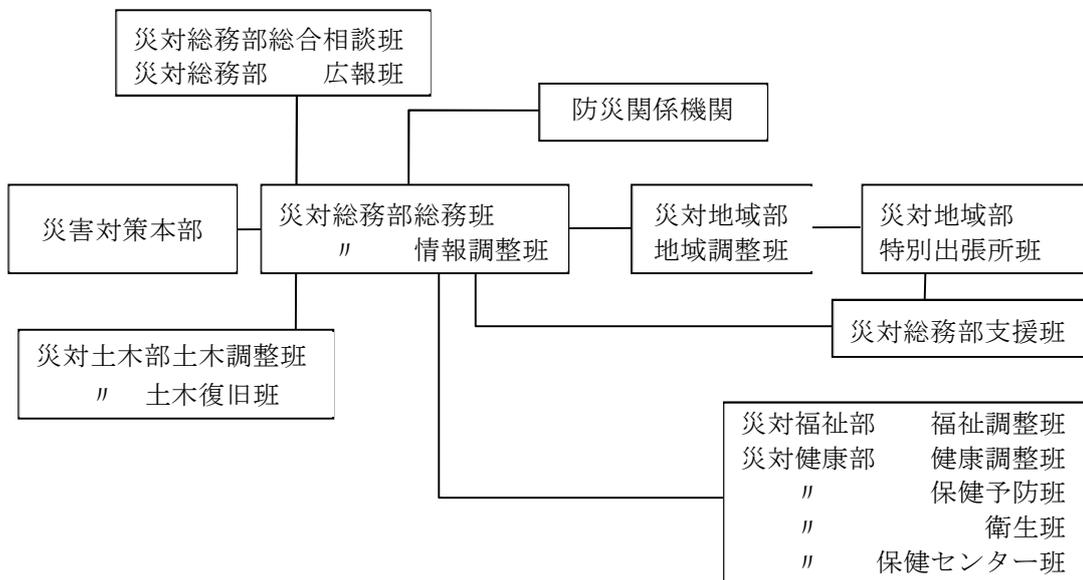
1 情報連絡態勢時の情報連絡系統



2 警戒態勢時の情報連絡系統



3 第一次及び第二次出動態勢時の情報連絡系統



4 各機関の報告体制

各消防署、消防団が行っている消防活動及び救急救助活動について、諸情報を収集し、これをとりまとめ区に通報するとともに関係機関との相互の情報交換を図る。

また、主な収集事項は、災害発生状況及び消防活動の状況、要救護情報及び医療活動情報、その他災害活動上必要ある事項とする。

第3節 通信施設の利用

1 通信施設の整備及び運用

区では、地域住民への情報連絡のために固定の同報系や移動系の防災行政無線を整備している。また、電気・ガス事業者や交通機関などの生活関連機関との間の情報連絡のため、防災無線の整備を進めている。

2 電気通信設備の優先利用（電話、電報の優先利用）

通信事業者は、公共の利益のために緊急に通信することを要する通話及び電報の確保については、それぞれ「非常又は緊急通話」、「非常又は緊急電報」として取り扱い、他の通話、電報に優先して接続又は配達する。

3 非常無線通信の利用（電波法第52条第4号に定める非常通信）

各防災機関は、それぞれの有線通信系が被災により不通となった場合又は利用することが著しく困難な場合は、関係機関の無線局を利用し、災害に関する通信の確保を図る。

4 総務省消防防災無線及び地域情報通信ネットワークの利用

他の自治体との相互応援協定に基づく応援依頼や災害対策活動を行う上で、通信が必要な場合は、区は、消防防災無線（総務省消防庁所管）等を利用して通信する。

5 防災相互通信用無線の利用

防災対策に係る行政機関、公共機関、地方公共団体等の団体相互間で防災活動を迅速に実施するために、これらの機関相互間で通信が必要な場合は、防災相互通信無線（※）を活用する。

※ 防災相互通信用無線は、消防・警察・海上保安庁などの間で災害現場で直接交信し情報交換・作業打ち合わせを行い、円滑に防災活動を行うための移動無線通信である。

6 全国瞬時警報システムの利用

区は、全国瞬時警報システム（J-ALERT）から送信された地震や津波警報等の情報を活用する。

7 災害用伝言ダイヤル等の利用促進

区は、災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）などの利用促進を図るよう区民に周知する。

第4節 被害状況等の調査及び報告

水害時の区内の被害状況及び被災者の実態について把握することは、各種応急対策の実施に不可欠である。

1 区の被害状況調査

区内の被害状況や被災者情報に関しては、次のような態勢で調査し、区本部に報告する。

なお、区本部における調査及び情報収集態勢その他については、「第2編 震災対策計画 第1部 第6章 第6節 具体的な取組（応急対策）」（P.190）を準用する。

(1) 浸水状況等の連絡（情報連絡及び警戒態勢時）

危機管理課は、浸水状況の把握に努め、消防署等から浸水等の情報を得たときは、速やかに関係部課所に連絡する。

また、各部課所も現場において、浸水等の直接情報を得たときは、速やかに危機管理課に連絡する。

(2) 現況調査（第一次出動態勢時）

ア 被害がでていない場合

特別出張所班は、現地連絡所を原則として特別出張所に設置し、支援班は、浸水予想地域の巡回を行う。

イ 被害がでた場合

特別出張所班及び支援班は、浸水地域の分布状況把握のための現況調査・とりまとめを行う。

特別出張所班は、現況調査の結果、得られた情報を災害情報支援システムを通じて災対総務部情報調整班に報告する。

ただし、災害情報支援システムの通信障害等により、入力できない場合は、他の方法により報告する。

(3) 被害状況調査

浸水等による被害がでた場合、その状況に応じ、特別出張所班及び支援班は、水が引いた後、調査班を構成し、「被害世帯調査票」に基づき個別訪問による被害状況調査を行う。

特別出張所班は、「被災世帯調査票」をもとに「被災世帯調査総括表（被災者名簿）」及び「被災状況報告書」を作成し、災対総務部情報調整班へ報告する。

2 被害程度の認定

風水害による被害程度の認定については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 3 住家被害認定調査」（P.327）を準用して行う。

3 都災害対策本部への被害状況等の報告

被害状況等の都災対本部への報告については、「第2編 震災対策計画 第1部 第6章 第6節 2-3 被害状況等の調査及び報告」（P.195）を準用して行う。

4 水防活動等に関する情報伝達及び報告

東京都水防計画（本冊第8章及び資料編9.1～9.7）に従う。

第5節 広報及び広聴活動

水害時には、区民に対し速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を防止し適切な判断による行動がとれるようにすることが必要である。

1 区の広報活動

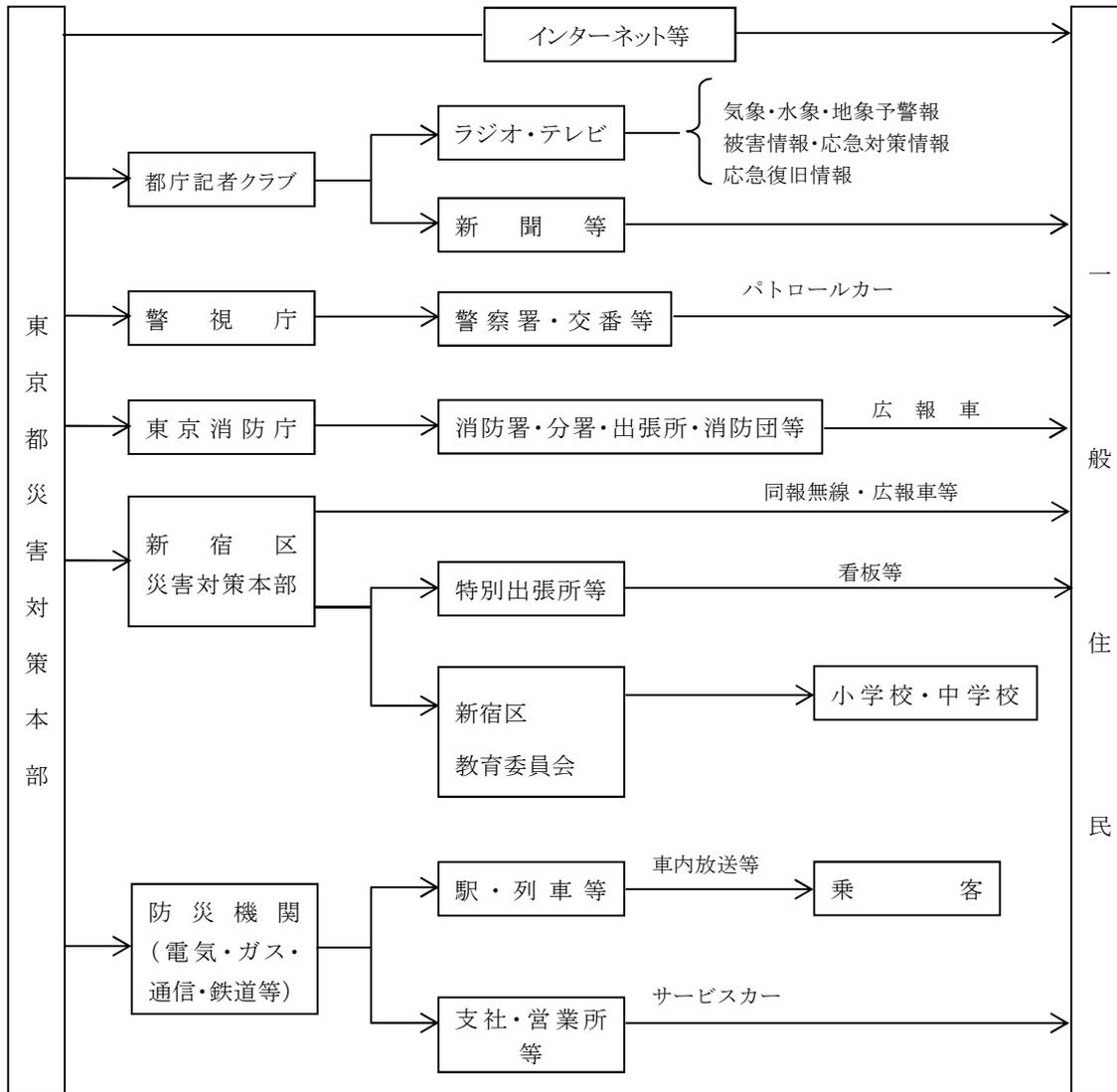
機関名	内容
区	1 広報活動 (1) 広報内容 ア 気象及び水位の状況 イ 風水害及び土砂災害に関する情報 ウ 避難情報 エ 避難所の開設状況 (2) 広報手段 ア テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 イ 広報車の巡回 ウ 防災行政無線、ホームページ、防災気象情報メール、エリアメール、SNS 等 2 広聴活動 区民からの問い合わせに対応する。

2 防災関係機関の広報活動

機関名	内容
消防署	1 広報活動 (1) 広報内容 災害に関する情報を収集し、関係機関と協力して次の事項に重点をおき、適時的確な広報活動を実施する。 ア 気象及び水位の状況 イ 風水害及び土砂災害に関する情報 ウ 被災者の安否情報 エ 水防活動状況 オ 救出救護及び要配慮者への支援の呼びかけ (2) 広報手段 ア テレビ、ラジオ等の報道機関を介しての情報提供 イ 消防車両の巡回 ウ デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS エ 消防団員及び災害時支援ボランティアを介しての情報提供 2 広聴活動 (1) 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内に当たる。 (2) 区民からの電子メールによる問合せに対応する。

その他の機関については、「第2編 震災対策計画 第1部 第6章 第6節 3-3 防災関係機関の広報活動」(P.202)及び「3-4 広聴活動」(P.206)を準用する。

【広報活動】



第3編 風水害対策計画
第1部 総則

第3編 風水害対策計画
第2部 水害予防計画

第3編 風水害対策計画
第3部 水害応急対策計画

第3章 相互応援協力・派遣要請

第3編 風水害対策計画
第4部 水害復旧計画

第3章 相互応援協力・派遣要請

区の区域に災害が発生した場合、区及び各防災関係機関は、あらかじめ定める所掌事務又は業務に従って応急対策を実施するが、その災害の状況に応じて他の機関の協力を求め、災害対策の円滑な実施を期することが必要である。

防災関係機関、都、他区市町村、区民及び民間団体との相互協力体制等については、「第2編 震災対策計画 第1部 第5章 第5節 4 相互応援協力等」(P. 155)及び「第6節 3 相互応援協力」(P. 170)を準用する。

第4章 災害救助法の適用

災害救助法による救助は、災害に対して飲料水、食料、医療等の応急的、一時的救助を行うことによって、被災者の生活の保護と社会秩序の保全を目的として実施するものである。

災害救助法の適用については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 10 災害救助法の適用」(P. 338)を準用する。

第5章 水防機関の活動

第1節 区の水防活動

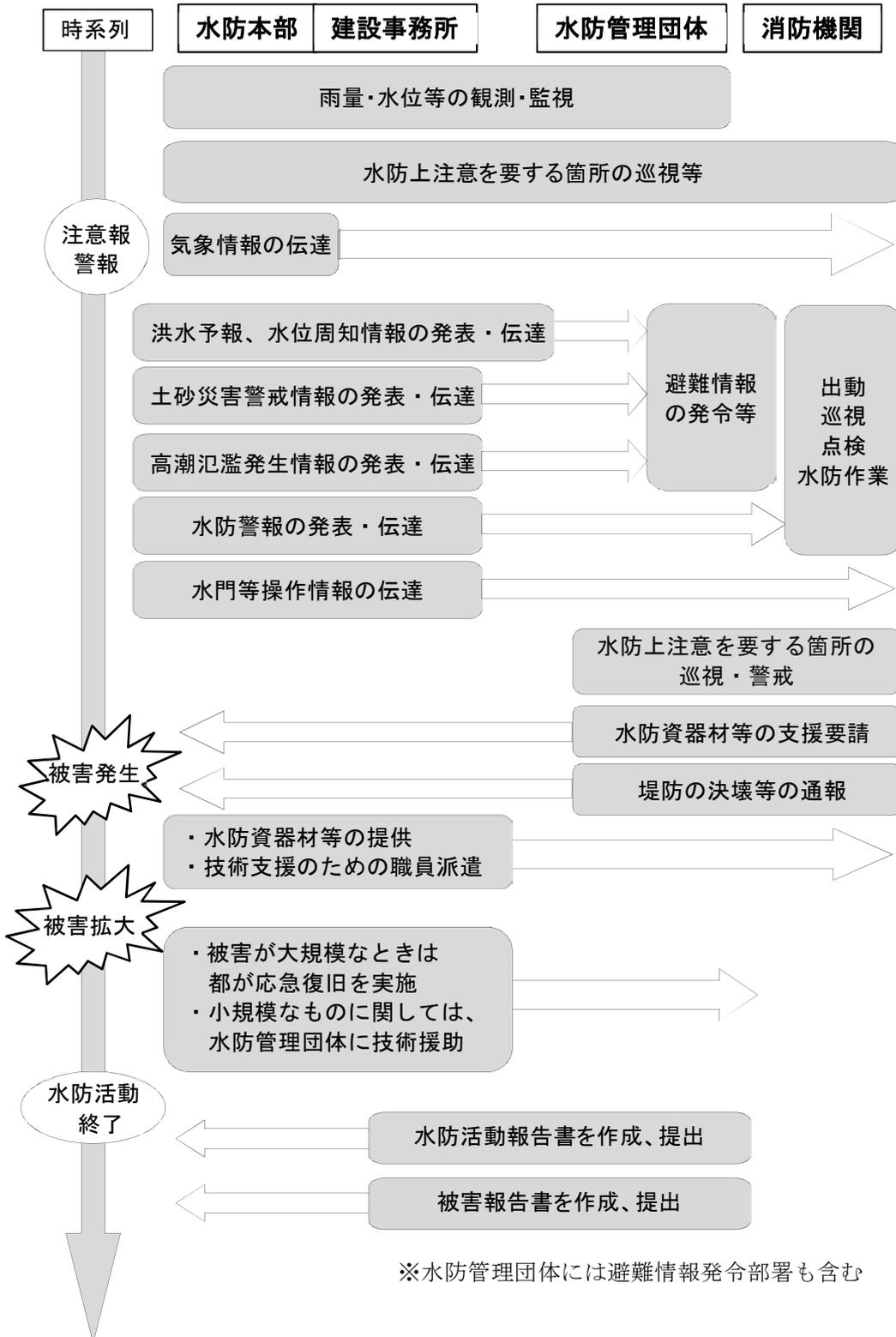
区は、水防管理団体（区長は、水防管理者）として、河川、堤防等の巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは、その管理者に連絡して必要な措置を求める。

また、気象状況等により水害、土砂災害のおそれのあるときは、直ちに事態に即応した配備態勢をとるとともにおおむね次の水防活動を行うものとする。

- (1) 気象状況及び水位に応じて河川等の監視警戒を行い、異常を発見したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに、事態に即応した措置をとる。
- (2) 水防作業に必要な技術上の指導を行う。
- (3) 水防作業に必要な資器材の調達を行う。
- (4) 次の場合には、直ちに消防機関に対し、出動することを要請する。この場合は、直ちに都建設局（都水防本部）及び都本部に報告するものとする。
 - ア 水位が、氾濫注意水位に達し、危険のおそれがあるとき。
 - イ その他水防上必要と認めるとき。
- (5) 水防のためやむを得ない必要があるときは、その区域内に居住する者又は現場にある者をして、作業に従事させることができる。
- (6) 護岸その他の施設が決壊又はこれに準じる事態が発生したときは、直ちに関係機関に通知すること。決壊したときは、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。
- (7) 浸水による著しい危険が切迫しているときは、必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示する。この場合、遅滞なく所轄警察署長に、その旨を通知しなければならない。
- (8) 水防のため必要があると認めるときは、現場の秩序又は保全維持のため、警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。
- (9) 水防のため緊急の必要があるときは、他の水防管理者に対し、応援を求めることができる。応援のため派遣された者は、区の所轄の下に行動をする。
- (10) 水防のため緊急の必要があるときは、都知事に対し、自衛隊の派遣を要請することができる。

第2節 東京都建設局第三建設事務所の水防活動

第三建設事務所は、都建設局（水防本部）からの指示又は、所長が必要と認めたときは、直ちに事態に即応した対応をとるとともに、区を行う水防が十分に行われるように、以下の水防活動を行う。



第3編 風水害対策計画
第1部 総則

第3編 風水害対策計画
第2部 水害予防計画

第3編 風水害対策計画
第3部 水害応急対策計画

第5章 水防機関の活動

第3編 風水害対策計画
第4部 水害復旧計画

第3節 消防機関の水防活動

消防機関は、浸水や内水氾濫等による水害が発生する危険があるとき及び水害が発生したときは、単独又は区その他の防災機関と連携し、次により水防活動を実施する。

- (1) 東京消防庁は、管内における水防管理者との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、各水防管理団体に対し、必要な要員を派遣する。
- (2) 河川、堤防等を随時巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちにその管理者に連絡して必要な措置を求める。
- (3) 水防上緊急の必要がある場所においては、消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外のものに対して、その区域への立入を禁止し、もしくは制限し、又はその区域から退去を命ずる。
- (4) 消防機関の長は、水防のため止むを得ない必要がある時は、その区域に居住する者又は水防の現場にある者を水防に従事させる。
- (5) 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、消防機関の長は、ただちに関係者に通報するとともに、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。
- (6) 消防機関の長は水防管理者から出動の要請を受けたとき又は自ら水防作業の必要を知ったときは、直ちに出勤し、水防作業を行う。
- (7) 決壊の通報及びその後の措置として、事態が発生した場合は、ただちに関係機関へ通報し、相互に情報交換するとともにできる限り氾濫による被害が発生しないよう努める。

第4節 水防工法

水防工法は、現場の状況、工作物の構造及び使用材料等を考慮して、次の工法を単独又は併用して実施する。

1 積土のう	越水防止
2 月の輪	濁水からの堤体防護及び堤体損害時の応急措置
3 裏法積土のう	越水防止
4 薄銅板土留	越水防止
5 木流し	堤体崩落の拡大防止
6 築回し	堤体の強化
7 蓆張り	堤体崩落の拡大防止
8 折返し	きれつによる堤体弱化的防止
9 五徳縫い	堤体弱化的防止
10 川倉	堤体崩落の拡大防止及び水制
11 矢板締切り	堤体決壊箇所の応急措置
12 連結水のう	越水防止
13 ベニヤ板工法	人孔噴出防止
14 鋼板工法	人孔噴出防止
15 防水シート工法	地下入口等への浸水防止
16 マンホール等噴出防止工法	人孔噴出防止

第5節 水防設備及び備蓄資材

区は、その管内における水防施設及び資材を準備しておく。また、資材を確保するため、最寄りの資材業者を常時調査し、緊急の補給に備えておくものとする。

都は、区の行う水防作業に対し、効果的な援助が行えるよう資材の準備に努める。

区及び都第三建設事務所の水防用倉庫及び備蓄資材は、下記のとおり。

1 区

倉庫

名称 及び所在地	排水ポンプ (65mm)	土のう	つる はし	掛矢	ショベル	ロープ	発電機	一輪 台車	シート	鉄線
	(台)	(袋)	(丁)	(本)	(丁)	(m)	(台)	(台)	(㎡)	(kg)
東部工事事務所 市谷仲之町2-42	4	1,300	6	5	18	1,100	5	10	870	175
西部工事事務所 下落合1-9-8	3	500	2	2	8	100	5	3	58	50
柏木倉庫 北新宿4-36-6	0	2,800	10	10	30	2,300	0	7	1,108	275

水防用土砂採取所

採取場所	所在地	採取可能量
区立西戸山公園（3号地）	百人町4-1	60m ³

2 東京都建設局第三建設事務所

倉庫〔連絡先 工事第二課工務担当(電話)3387-5137〕

倉庫名及び所在地	土のう 類 (袋)	大型 土のう (袋)	水のう (袋)	土のう 留抗 (本)	軽量 鋼板 (枚)	シート (㎡)	鉄線 (kg)	杭 (本)	縄 (m)	ショ ベル (丁)	つる はし (丁)
向陽橋 (杉並区永福3-1-1)	13,000	90	400	3,090	130	6,080	300	360	7,300	145	78
新道橋 (中野区沼袋3-1-4)	3,350	100	100	2,990	30	2,268	0	0	5,800	52	10
計	16,350	190	500	6,080	160	8,348	300	360	13,100	197	88

倉庫名及び所在地	掛矢 (丁)	鋸 (丁)	鉋 (丁)	番線カッター (丁)	もっこ (枚)	一輪車 (台)	面積 (㎡)
向陽橋 (杉並区永福3-1-1)	14	15	7	4	10	4	46.2
新道橋 (中野区沼袋3-1-4)	11	0	0	2	0	5	30.0
計	25	15	7	6	10	9	76.2

第6章 警備・交通規制

水害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、さまざまな社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測される。

このため、住民の生命の安全確保、各種犯罪の予防・取り締まり、交通秩序の維持等について万全を期することが必要である。

第1節 警備

1 警備態勢

警視庁は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害応急活動の推進に寄与するとともに、災害の発生が予想される場合は、各級警備本部を設置するなど早期に警備体制を確立して、災害情報の伝達、避難の指示、警告等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。

2 警備活動

水害発生時における警備活動は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 河川及びその他危険箇所の警戒
- (2) 災害地における災害関係の情報収集
- (3) 警戒区域の設定
- (4) 被災者の救出、救護
- (5) 避難者の誘導
- (6) 危険物の保安
- (7) 交通秩序の確保
- (8) 犯罪の予防及び取り締まり
- (9) 行方不明者の調査
- (10) 遺体の調査等及び検視

第2節 道路交通規制

1 交通秩序の維持

被災地及びその周辺は交通の混乱を生じ、かつ危険箇所が多いので、速やかに危険箇所を表示し、局地的な通行禁止、一方通行、う回等適切な交通規制を行い、交通秩序の維持に努める。

2 交通の確保

交通の障害となっている倒壊樹木、漂流物、垂下電線等の除去及び道路、橋りょう等の応急補修並びに排水等の応急対策については、関係機関に連絡し、復旧の促進を図る。

第7章 避難

水害時には、浸水やがけ崩れ、土砂災害等の発生により、住民の避難を要する地域が発生することが予想されるため、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策を講じる必要がある。

第1節 避難体制の整備、避難情報の一般基準・発令など

1 避難体制の整備

- (1) 区は、避難住民の安全を保持するため、災害時に事態の推移に即応した適切な措置を講じる。措置内容はおおむね次のとおりとする。
 - ア 情報伝達手段を確保し、適宜正確な情報を提供するとともに適切な指示を行う。
 - イ 傷病者に対し救急医療を施すため、医療救護所及び医師、看護師等を確保する。
 - ウ 避難期間に応じて、水、食料及び救急物資の手配を行うとともに、その配給方法等を定め、平等かつ能率的な配給を実施する。
 - エ 避難解除となった場合の避難者の帰宅行動又は避難所への移動を安全かつ円滑に誘導する。
- (2) 地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。
- (3) 避難の指示を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難の方法を想定しておく。
- (4) 効率的・効果的な避難を実現するため、避難所などの役割、安全な避難方法について、都と連携を図りながら周知していく。
- (5) 都と連携して65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者や18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に東京消防庁等に通報できるシステムの整備を進める。
- (6) 災害時において、被災者の他地区への移送等、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と協定等を締結し、協力体制の確立を図る。
- (7) 警視庁は、災害が発生するおそれがある場合には、区に協力し早期に避難の指示、指導を行い、要配慮者（高齢者・障害者・難病患者・妊産婦・乳幼児等）に対し、自主的にあらかじめ指定された施設に避難させるか、安全地域の親戚、知人宅へ自主的に避難するよう指導する。
- (8) 区は、気象情報などを総合的に判断し、必要に応じて自主避難所を開設する。

2 避難情報の一般基準・発令など

(1) 一般基準

避難、立ち退きの指示などの基準は、原則として次のような場合に発する。

- ア 河川が避難判断水位あるいは氾濫危険水位を突破し、洪水のおそれがあるとき。
- イ 避難の必要が予想される各種気象警報や土砂災害警戒情報が発せられたとき。
- ウ 河川の上流が被害を受け、下流域に危険があるとき。
- エ 地すべり、山崩れ及び土石流等により著しい危険が切迫しているとき。
- オ 短時間かつ局地的な集中豪雨等により、低所、地下空間等への急激な浸水危険があるとき。
- カ その他、住民の生命又は身体を災害から保護するため、必要と認められるとき。

(2) 発令及び伝達、通報

- ア 区長は、区域内において危険が切迫した場合には、地元警察署長及び消防署長に連絡の上、要避難地域及び避難先を定めて指示するとともに、速やかに都本部に報告する。
- イ 人の生命身体を保護するため必要があると認めるとき、区長は警戒区域を設定し、当該区域への立入りを制限もしくは禁止し、又は退去を命ずる。
- ウ 内閣府が策定した「避難情報に関するガイドライン」に基づき要配慮者に対する避難情報を発令する。
- エ 警察官は、急を要する場合において、区長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるとき、又は区長から要求があった場合、避難のための立ち退きを指示することができる。この場合、警察官は、直ちに区長に通報する。

(3) 警戒レベルの導入

平成31年3月より意識の徹底や災害リスクと住民の取るべき避難行動の理解促進を図るため、災害発生の恐れの高まりに応じ、住民の避難行動等を支援するため「警戒レベル」が導入された。

区は、危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、区民の積極的な避難行動の喚起に努める。

【避難指示等一覧】

措置		根拠	役割
高齢者等避難		(災害対策基本法)	区長
避難指示等	・避難のための立ち退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第60条第1項及び第3項	区長
	(区市町村長が指示できない、若しくは求めるとき) ・避難のための立ち退きの指示 ・屋内での待避等の安全確保措置の指示	災害対策基本法 第61条第1項	警察官及び海上保安官
	避難のための立ち退きの指示	水防法第29条 水防法第29条 地すべり等防止法 第25条	水防管理者 知事及びその命を受けた職員

※ 水防法第29条に基づき、水防管理者として洪水津波等によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められる場合、避難の指示をすることができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

【避難情報・警戒レベル・居住者等がとるべき行動等の関係】

警戒レベル	避難情報等	状況	居住者等がとるべき行動等
5	緊急安全確保 (区長が発令)	災害発生又は切迫 (必ず発令される情報ではない)	《命の危険 直ちに安全確保！》 指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らない。
4	避難指示 (区長が発令)	災害のおそれ高い	《危険な場所から全員避難》 危険な場所から全員避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。
3	高齢者等避難 (区長が発令)	災害のおそれあり	《危険な場所から高齢者等は避難》 ・高齢者等※は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及びその人の避難を支援する者 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
2	大雨・洪水注意報 (気象庁が発表)	気象状況悪化	《自らの避難行動を確認》 ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、指定緊急避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認。
1	早期注意情報 (気象庁が発表)	今後気象状況悪化のおそれ	《災害への心構えを高める》 防災気象情報等の最新情報に注意する等、災害への心構えを高める。

第3編
第1部
総則
風水害対策計画

第3編
第2部
水害予防計画

第3編
第3部
水害応急対策計画

第7章
避難

第3編
第4部
水害復旧計画

(4) 屋内での避難等の安全確保措置

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は「避難のための立ち退き」の指示のみでなく、「屋内での待避等の安全確保措置」も住民に対し指示できるようになった（第60条第1項及び第3項）。

これは、災害によっては屋外を移動して避難所等へ避難する途上で被災することも考えられ、それよりも自宅等の屋内に留まったり、建物の上階へ移動（垂直避難）したりするほうが安全な場合もありうることから、新たに位置付けられたものである。

また、「避難情報に関するガイドライン」では、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則であるとされており、立ち退き避難をすることがかえって命に危険を及ぼしかねないと判断する場合には、屋内安全確保（屋内のより安全な場所への移動）を行うことが避難者に求められる。

避難情報と取るべき避難行動については、高齢者や子どもにも解りやすく伝えられるような表現を工夫して周知する。

(5) 避難指示等に係る助言

平成25年6月の災害対策基本法の改正により、区長は、避難指示等に当たって国（指定行政機関の長・指定地方行政機関の長）又は都知事に対して助言を求めることができるようになり、助言を求められた国又は都知事は所掌事務に関して技術的に可能な範囲で必要な助言をしなければならないと規定された（第61条の2）。

(6) 平常時から地域又は町会（自治会）単位に、避難時における集団の形成や自主統制の状況について、地域の実情を把握するよう努める。

第2節 避難誘導

浸水やがけ崩れ、土砂災害等のおそれがあり、生命に危険が及ぶと認められ、避難指示等が発せられた場合、区は、警察署及び消防署の協力を得て、次により避難者を避難所に誘導する。

1 事前の取り組み

機関名	内容
区	<p>1 防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、避難情報やとるべき避難行動等について住民等に周知徹底を図るための措置を講じるものとする。なお、防災マップの作成に当たっては住民も参加する等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進をはかるよう努める。</p> <p>2 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難等について、国〔国土交通省、気象庁等〕、都及び水防管理者の協力を得つつ、豪雨、洪水、土砂災害、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアルを作成する。特に、土砂災害については、危険な急傾斜地から離れる方向に速やかに避難する訓練を行うなど、実践的な避難訓練の実施等による住民の意識啓発に努める。なお、避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等もありうることから、「屋内安全確保」の安全確保措置を講ずべきことにも留意する。</p> <p>3 気象警報、避難指示等を住民に周知することにより、迅速・的確な避難行動に結びつけるよう、伝達内容等についてあらかじめ検討しておく。</p> <p>4 洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報、洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。また、避難指示等の発</p>

機関名	内容
	<p>令対象区域については、命を脅かす洪水等のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定する。</p> <p>5 土砂災害に対する住民の警戒避難体制として、土砂災害警戒情報が発表された場合に直ちに避難指示等を発令することを基本とした具体的な避難指示等の発令基準を設定する。</p> <p>6 避難指示の発令の際には、避難所等を開放していることが望ましいが、避難のためのリードタイムが少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難指示を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。</p> <p>7 避難行動要支援者を速やかに避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア等の多様な主体の協力を得ながら、平常時より、避難行動要支援者に関する情報の把握及び関係者との共有に努めるとともに、情報伝達体制の整備、避難支援計画の策定、避難誘導体制の整備、避難訓練の実施を図る。</p>

第3編
第1部
総則
風水害対策計画

第3編
第2部
水害予防計画

2 避難誘導

機関名	内容
区	<p>1 避難指示等を行ういとまがない場合の住民の避難について、あらかじめ地域の実情や発災時の状況に応じた避難方法を想定しておく。</p> <p>2 避難指示等が出された場合、地元警察署及び消防署の協力を得て、地域又は町会（自治会）、事業所単位に避難者を集合させるなどした後、防災区民組織の班長、事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、あらかじめ指定してある避難所等に誘導する。</p> <p>3 避難所等の運用は、原則として所在の区が行う。</p> <p>4 高齢者や障害者、外国人等の要配慮者については、防災担当部局と福祉担当部局等との連携の下、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら適切に避難誘導し、安否確認を行う。</p> <p>5 避難所の開設状況について、広報車の巡回、防災行政無線、ホームページ等を用いて区民への広報活動を行う。</p>
警察署	<p>1 警察署は誘導経路を事前に調査検討して、その安全を確認しておき、誘導する場合には危険箇所を標示、なわ張り等をするほか、要所に誘導員を配置するなど事故防止に努める。また、夜間の場合には、照明器具を活用し、浸水場所等には、必要によりロープ等の資材を配置し、安全を期するものとする。</p> <p>2 地域住民、事業所従業員等で、町会等の役員及び事業所の責任者等のリーダーを中心にした集団単位で、指定された避難所等に避難させる。この場合、要配慮者は優先して避難させる。</p> <p>3 避難所等では、所要の警戒員を配置し、関係防災機関と緊密に連絡を取り、被害情報の収集並びに広報活動、行方不明者等の把握及び危険と認められた場合の再避難の措置等を講じ、秩序維持に努める。</p>
消防署	<p>1 高齢者等避難、避難指示が発令された場合には、災害の規模、気象状況、災害拡大の経路、道路橋りょうの状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区や関係機関に通報するとともに避難経路の安全確保に努める。</p> <p>2 高齢者等避難、避難指示等がなされた場合は、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により高齢者等避難又は指示等を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。</p>

第3編
第3部
水害応急対策計画

第7章
避難

第3編
第4部
水害復旧計画

3 安全な避難方法の確保

- (1) 区は、浸水からの安全な避難を行うため、住民が理解し、誤解を招かない伝達内容をマニュアル等で定める。
- (2) 急激な増水などが予想され、高層ビル等への一時的な避難が必要となる地区において、避難の必要な住民と避難を受け入れるビル等の所有者・管理者との協定締結を推進する。

第3節 避難所の設置

洪水やがけ崩れ、土砂災害等が発生し又は発生するおそれがあり、当該地域住民を避難させる必要があると認めるとき、区長は警察署長及び消防署長と協議して、避難指示等を発令するとともに、河川の状況、水防上注意を要する箇所、浸水想定区域等を勘案し、避難所を開設する。

避難した避難者等のうち、住居等を失い、引き続き宿舍や給食等の救援を要する者については、避難所に収容保護する。

消防署は、避難所における消防設備等の維持管理状況等を確認するとともに、防火対策の策定等による避難所運営を支援する。

1 避難所の開設場所等

- (1) 避難所は、原則として地域センター（戸塚地域センターを除く）及び区立小・中学校等（一部の学校を除く）の区施設とする。
- (2) 区長は、避難所を開設する必要があると認めるときは、災対福祉部に対して開設を指示する。
- (3) 区長は、避難所を開設したときは、開設状況を速やかに都福祉局、警察署及び消防署等関係機関に連絡する。

第4節 避難所の管理運営

風水害時における避難所の管理運営及び他地区等への移送については、「第2編 震災対策計画 第1部 第9章 第6節 6-5 避難所の管理運営方法」（P.282）及び「6-6 避難者の他地区への移送」（P.284）を準用する。

なお、震災直後にあっては、防災区民組織等の地域住民が中心となって運営するのに対して、風水害においては、気象情報等を基に区職員が中心に避難所の運営を担う。

第5節 要配慮者の安全確保

風水害時における要配慮者の安全確保については、「第2編 震災対策計画 第1部 第9章 第5節 4 要配慮者等の安全確保」（P.265）及び「第2部 第5章 第5節 要配慮者の安全確保」（P.404）を準用する。

第6節 広域避難

日本では、昭和9年（1934年）9月21日に上陸した室戸台風（上陸時中心気圧911hPa）、昭和34年（1959年）9月26日に上陸した伊勢湾台風（上陸時中心気圧929hPa）など、勢力の強い台風の上陸による大規模な被害の記録があるほか、昭和22年（1947年）9月のカスリーン台風では、上陸しないにもかかわらず、停滞した前線が台風によって刺激され、記録的な雨量によって利根川が決壊するなどの被害が出た。このように大規模な台風の上陸、若しくは台風接近に伴う前線の刺激による豪雨の危険性は、今後も十分に想定される。

そこで、本節では、住民の生命を最優先に守る取組の一つとして、自治体の枠を越えた広域的な避難について記載する。

1 首都圏における大規模水害広域避難検討会

平成27年9月関東・東北豪雨では、河川の大規模氾濫によって多数の逃げ遅れが生じ、的確な避難情報の発令や広域避難体制の整備の必要性といった課題が明らかになった。

中央防災会議では、平成27年10月に「水害時の避難・応急対策検討ワーキンググループ」を設置し、平成28年3月「水害時における避難・応急対策の今後の在り方」について報告し、広域避難が課題であると記載した。

これを受けて、中央防災会議において、平成28年9月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」を設置し、広域避難計画策定の基本的な考え方について、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられ、大規模・広域避難の全体像や広域避難計画を策定するための具体的な手順等が示された。

本報告を踏まえ、国と都は首都圏における大規模水害時の大規模・広域避難の実装に向け、特に、行政機関等の関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担のあり方について検討することを目的とし、「首都圏における大規模水害広域避難検討会」（以下、検討会と称する）を平成30年6月に設置した。

令和元年10月に台風第19号（東日本台風）が発生し、広域避難の課題が顕在化した。そこで、検討会では、台風第19号で顕在化した課題を踏まえ、現時点での広域避難に関する関係機関の連携・役割分担あり方を整理し、令和4年3月に「広域避難計画策定支援ガイドライン」を取りまとめた。

今後は、浸水しない建物上層階への避難（垂直避難）など、現実的な複数の避難行動を組み合わせさせた住民避難についても、関係機関と連携しながら広域避難対策の検討を行っていく。

区としては、広域避難を伴うような大規模な水害が予想される場合には、都、関係自治体等と緊密に連携し、避難住民の安全確保に協力していく。

2 広域避難体制の整備

- (1) 大規模水害が住民生活に与える影響をホームページ、ハザードマップ、SNS等を活用し、住民にわかりやすく周知することで、自主避難を含む事前避難の重要性の普及啓発に努める。
- (2) 区は住民に対し、居住地勢等の周知・啓発により、避難行動への意識づけに努める。

- (3) 広域避難に係る避難指示等の発令タイミングについては、本章第1節にて区で作成することとしている避難指示等の判断基準等も踏まえ、安全に広域避難を行うための基準等について、国や都と連携して検討・整備する。あわせて自区域の避難対象者や避難対象地域の設定を行うなど、避難方針の策定を推進する。
- (4) 区市町村間において、事前に避難所の確保・指定、運営方法等に関する役割分担を定めた協定を締結するなどし、広域避難の実施に向けた仕組み作りを進める。
- (5) 広域的な避難を行うためには、避難行動に支援が必要な者の事前の把握及び優先的な避難の実施が必要であることから、災害対策基本法の改正により区長に作成が義務付けられた「避難行動要支援者名簿」を活用するなどし、避難対策を強化する。

3 大規模水害時に使用可能な避難所の確保

- (1) 区は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の区市町村からの被災住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
- (2) 住民の安全な避難誘導を実施するため、河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、低地帯又は堤防近接地域など、水害の危険性が高い場所の把握を進める。
- (3) 避難所について、既存の指定箇所の使用可能性や自区域内の避難者収容人員数の把握などを進め、必要に応じて新たに避難所を確保する。あわせて関係自治体等との連携を図りながら、自区域外での避難受入先の情報について住民への周知・啓発に努める。
- (4) 河川管理者が公表する浸水想定区域図又は浸水予想区域図を参考に、浸水危険性のある備蓄場所の把握を進め、必要に応じて想定される浸水深より高い場所に移動するなどの措置を講じる。

4 避難誘導

- (1) 区長は、大規模水害などの災害が発生するおそれがあり、当該区域内で区民を避難させることが困難なときは、都本部に対して、他の区市町村の区域への避難の要請（広域避難要請）を行う。なお、区長が直接、広域避難について相互応援協定等の締結先区市町村や他の区市町村に要請等をした場合、その旨を都本部へ報告する。
- (2) 避難者の受入先及び避難手段が確定した後、区長は必要に応じて、当該区域内の警察署に避難誘導の協力要請を行った後、区民へ避難に関する情報の発信を行う。
- (3) 区長は、災害発生までのリードタイムを考慮して、避難指示等の発令を行う。
- (4) 避難の実施方法としては以下のとおり。
 - ア 要配慮者や低地等に居住する住民については優先的に避難させる。
 - イ 風水害時に使用可能な自区域内の避難所へ避難させる。
 - ウ 風水害時に使用可能な都内の他区市町村の避難所へ避難させる。
 - エ 他県に近接する地域等では、受入れの調整がついた他県の避難所へ避難させる。
 - オ 必要に応じ、近隣の高い建物等への移動、建物内の安全な場所での待避など、災害対策基本法第60条第3項に基づく「屋内での待避等の安全確保措置」の指示を行う。

- (5) 交通機関が運行可能な状況では、住民へ避難先を案内の上、原則として鉄道等公共交通機関により各自で避難するよう求める。要配慮者等、自力で区域外への避難が困難な住民の避難については、そのほか適切な手段を検討する。
- (6) 東京消防庁は、高齢者等避難、避難指示がなされた場合には、災害の規模、道路橋りよりの状況及び消防部隊の運用等を勘案し、避難に関する必要な情報を区市町村、関係機関に通報する。また、災害状況及び消防力の余力に応じ、広報車等の活用により避難指示等を伝達し、関係機関と協力して住民等が安全で速やかな避難ができるよう、必要な措置をとる。

5 避難所の開設・運営

- (1) 要請側区市町村は、避難所の開設に向けた調整等を行う。
- (2) 避難所の運営は原則として要請側区市町村が行い、受入側区市町村は積極的にその開設・運営に協力する。
- (3) その他区市町村は、「東京都地域防災計画 風水害編 第6章 第4節の「避難所の指定、開設・管理運営」」で区が行う業務として掲げた対策を講じる。

第8章 飲料水・食料・生活必需品等の供給

風水害時における飲料水・食料・生活必需品等の供給については、「第2編 震災対策計画 第1部 第10章 第6節 1 飲料水・食料等の配給」(P.298)を準用する。

第3編
第1部
風水害対策計画
総則

第3編
第2部
風水害対策計画
水害予防計画

第3編
第3部
風水害対策計画
水害応急対策計画

第8章
飲料水・食料・生活必需品等の供給

第3編
第4部
風水害対策計画
水害復旧計画

第9章 救助・救急対策

水害時においては、救助・救急事象の発生が予想されることから、関係機関との協力体制を確保し、迅速かつ的確な救助・救急活動の万全を期することが必要である。

第1節 救助・救急体制

機関名	内容
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 出水によるでき水者、家屋の倒壊、がけ崩れ等による埋没者その他負傷者の救出・救助に重点をおいて救助活動を行う。 2 負傷者は、速やかに医療機関等に引き継ぐ。 3 漂流者を発見したときには、舟艇、ロープ、救命索等を有効に活用して迅速に救助活動を行い、必要に応じて本部にヘリコプターを要請する。 4 救出救助にあたっては、都や消防署等との関係機関と積極的に協力し、負傷者の救出・救助の万全を期する。
消防署 (東京消防庁)	<ol style="list-style-type: none"> 1 区本部との情報共有と意思決定の迅速化を図るため、必要な要員を当該本部に派遣するとともに、各種災害に対応した資器材を活用し、組織的な活動を行う。 2 救助活動に建設資器材等が必要な場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調整を図り、効果的な活動を行う。 3 救急活動に当たっては、消防団等との協力により現場救護所を設置し、行政機関、医療関係機関等と連携し、高度救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。 4 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。傷病者の搬送を効率的に行うため、「広域災害・救急医療情報システム」等を活用し、医療情報収集体制を強化する。また、東京民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会等と連携し、多数傷病者の搬送補完体制の確立を図る。 5 被災直後（初動期）の救助救出に伴う医療救護活動については、必要に応じて東京 DMAT と連携して行う。

第10章 医療・救援・救護

災害時において被害を最小限に抑え、被災者の生命及び安全を確保するとともに人心の安定を図るためには、迅速に医療・救援・救護活動を実施することが重要である。

第1節 医療救護対策

風水害時における被災者への医療救護対策及び活動については、「第2編 震災対策計画 第1部 第7章 第6節 1－2 医療救護」(P. 219)を準用する。

第2節 防疫・保健衛生対策

風水害時における防疫対策及び被災者の保健衛生対策及び活動については、「第2編 震災対策計画 第1部 第7章 第6節 1－5 保健衛生体制」(P. 224)及び「1－6 防疫」(P. 225)を準用する。

第3節 応急給水〔区・水道局〕

災害時の応急給水は、役割分担に基づき都水道局及び区が実施する。

災害時において飲料水の供給が停止又は汚染した場合、分画化未実施の浄水場（所）・給水所等においては都水道局が応急給水資器材を設置し、区が住民へ応急給水を行う。分画化実施後の浄水場（所）・給水所及び応急給水槽においては、区が応急給水資器材の設置及び住民への応急給水を行う。

また、後方医療施設等から応急給水の要請があった場合、区関係部署は、都へ応急給水の要請を行い、都は水道局給水の依頼を水道局へ行い新宿営業所等が必要に応じて車両による応急給水を実施する。

第4節 その他の応急対策

上記以外の風水害時における被災者への応急対策及び活動については、「第2編 震災対策計画 第1部 第7章 第6節 1 救助・救急医療活動」（P.218）を準用する。

第11章 緊急輸送

災害応急対策の実施に必要な人員及び物資の輸送は、災害対策活動の基幹となるものであり、車両等を迅速かつ円滑に調達しなければならない。また、風水害時の緊急輸送については、通行路の確保に対する活動が必要となる。

風水害時における緊急輸送については、「第2編 震災対策計画 第1部 第10章 第6節 2 緊急輸送」（P.306）を準用する。

第12章 ごみ・し尿・災害廃棄物処理等

被災地での道路障害等により一時的に通常の状態によるごみ処理や、し尿の収集が困難となることが予想される。排出されたごみ等が無秩序に放置されると、地域の環境衛生に重大な影響を及ぼすのみならず、復旧の障害ともなる。

風水害時におけるこれらの対策については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 6 トイレの確保及びし尿処理」（P.330）、「7 ごみ処理」（P.332）、「8 災害廃棄物処理」（P.332）を準用する。

第13章 行方不明者の捜索、遺体の取扱い

風水害時における行方不明者の捜索及び遺体の収容、検死・身元確認、火葬等の対策については、「第2編 震災対策計画 第1部 第7章 第6節 2 行方不明者の捜索・遺体の取扱い」（P.227）を準用する。

第14章 応急住宅対策

第1節 被災宅地の危険度判定

風水害時における被災宅地の危険度判定については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 2 被災宅地の応急危険度判定」(P.325)を準用する。

第2節 家屋・住家被害状況調査等

風水害時における家屋・住家被害状況調査等については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 3 住家被害認定調査」(P.327)を準用する。

第3節 被災住宅の応急修理

風水害時における被災住宅の応急修理については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第7節 1-1 被災住宅の応急修理」(P.341)を準用する。

第4節 応急仮設住宅の供給

風水害時における応急仮設住宅の供給については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第7節 1-2 応急仮設住宅」(P.342)を準用する。

第15章 応急教育・応急保育

第1節 応急教育・応急保育

風水害時における応急教育や応急保育の実施については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 9 応急教育・応急保育」(P.335)を準用する。

第2節 教材、学用品の支給等

区教育委員会事務局学校運営課は、被害状況調査等の情報を災対総務部情報調整班より受け、被災世帯の学童・児童に対し学用品等の支給を速やかに行う。

上記以外の風水害時におけるこれらの対策については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 9-2 教材、学用品の調達及び支給」(P.336)を準用する。

第16章 義援金品の取扱い

風水害時における義援金品の受付・募集と管理・配分については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第7節 2-2 義援金の募集・受付・配分」(P.345)を準用する。

第17章 都市施設の応急・復旧対策

道路、鉄道などの交通施設や電気、ガス、水道、通信などの生活関連施設が、風水害により損壊した場合、その後の救援救護活動等に重大な支障を及ぼすおそれがある。

これらの都市施設が被災した場合は、速やかに応急措置を講じ、円滑な応急対策活動ができるよう努めなければならない。

第1節 交通施設の対策

1 道路及び橋りょう施設

道路及び橋りょう施設対策については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第6節 2-1 道路及び橋りょう」(P.121)を準用する。ただし、雪害時には、迅速な道路啓開活動の実施など、除雪体制の充実を図る。

2 鉄道施設

機関名	応急・復旧対策等			
都交通局	1 運行基準			
		強風	大雨	濃霧・吹雪等
	地下鉄	風速が毎秒25m以上に達し、危険と認められる場合、運転を一時見合わせる。(但し、区内に地上区間の該当無し)	ずい道内浸水の場合状況に応じて運転を中止する。	視界不良の場合注意運転を行う。(但し、区内に地上区間の該当無し)
	都電	暴風雨・雪又は、特に天候険悪の場合には、その警戒を厳にすることとし、運転に危険を生ずるおそれのあるとき又は、風速毎秒25m以上になると認めるときは、その状況を考慮して運転を一時中止する。		視界不良の場合注意運転を行う。
	都バス	橋りょう堤防上、がけ道及び曲がり道等の通行に注意し、徐行する。		視界不良の場合注意運転を行う。
	2 応急・復旧			
	台風、豪雨等により被害が発生した場合、被害の程度に応じて、被災現場等に事故対策本部及び事故復旧本部を設置し、旅客の安全確保及び輸送の早期回復に努める。			
	3 情報連絡体制			
		内容		
	地下鉄	1 関係事業所は、規定の連絡系統により相互に連絡し、二次災害の防止応急対策の実施等協力して処置にあたる。 2 通信設備としては、運転指令電話、事業電話、列車無線電話、保安電話、沿線電話等があり、災害状況の把握、情報連絡、復旧作業で対応する。		
都電	1 営業所は、無線機を搭載した巡回自動車の出動を要請し、災害状況の把握及び連絡の保持に努める。 2 通信設備としては、電車無線、軌道内保安電話等があり、災害状況の把握、情報連絡及び復旧作業等に対応する。			

第3編
第1部
総則
風水害対策計画

第3編
第2部
風水害対策計画
水害予防計画

第3編
第3部
風水害対策計画
水害応急対策計画

第17章
都市施設の応急・復旧対策

第3編
第4部
風水害対策計画
水害復旧計画

第17章 都市施設の応急・復旧対策

第1節 交通施設の対策

第3編 風水害対策計画
第1部 総則

第3編 風水害対策計画
第2部 水害予防計画

第3編 風水害対策計画
第3部 水害応急対策計画

第17章 都市施設の応急・復旧対策

第3編 風水害対策計画
第4部 水害復旧計画

機関名	応急・復旧対策等
都交通局 (つづき)	<p>4 浸水時等の対応</p> <p>(1) 集中豪雨や強風等に対しては、必要に応じて、運転規制を行う。</p> <p>(2) 地下鉄駅出入口は、止水板等により浸水を防止する。</p> <p>(3) 通風口は、浸水防止機、土のう等で閉鎖する。</p> <p>(4) 車両は、浸水のおそれのない箇所に退避させる。</p> <p>5 復旧対策</p> <p>(1) 復旧体制</p> <p>ア 動員体制 規定の緊急時の動員体制により、災害の規模に応じた職員を動員し、場合によっては請負業者の応援を得て、復旧体制を整える。</p> <p>イ 被害状況調査 応急対策の実施後、速やかに被災の規模、程度について調査及び確認を行い、復旧計画に支障のないようその復旧体制を整える。</p> <p>(2) 復旧対策</p> <p>ア 復旧は、排水、不良障害物除去、埋没、決壊等からくる二次災害の防止を最優先とし、早期に旅客の安全、列車運行の正常化を確保するため、機能、形態において被災前の状態に復することを第一の目標とする。</p> <p>イ 被災施設の復旧については、工務事務所長、各保線管理所長、電気総合管理所長及び各電気管理所長は、早急に被災状況を確認し、都交通局長へ報告するとともに、比較的軽微な損傷については、各事業所の保存する応急資材をもって直ちに復旧に努める。損傷の大きい場合は、建設工務部又は車両電気部ごとに工事費を算出、資材を調達し、迅速に復旧に努める。</p>
JR 東日本	<p>1 運行基準 降雨、降雪、強風等により災害の発生が予想される場合は、運転規制を行う必要がある区間の運転規制基準及び運転規制方法をあらかじめ定めて、運転中止の手配をとり、輸送の安全を確保する。</p> <p>2 活動体制 現地に現地対策本部を設け、応急対策の実施、関係現業機関の指揮、情報の収集、報告、応援の要請、外部機関との連絡対応にあたる。</p> <p>3 情報連絡体制 通常の風水害に対しては、鉄道電話、公衆電話、乗務員無線、携帯無線機等及び、情報通信機器の活用を図る。</p> <p>4 浸水時等の対応「第2部 第4章 第1節 2 (2) 鉄道施設の安全化対策」 (P. 397) を参照。</p> <p>5 復旧対策 路線及び電気施設の被害に対しては、輸送の重要度の高い線区から重点的に復旧作業を行うものとし、首都圏本部は、事故復旧作業計画に基づき、これに必要な次の対策を実施する。</p> <p>(1) 社員の応急業務分担</p> <p>(2) 応急工事用の労務の調達</p> <p>(3) 応急工事用の機器の運用及び調達</p> <p>(4) 応急工事用の機材の準備及び調達</p>

機関名	応急・復旧対策等
京王	<p>1 運行基準 運輸指令所長は、強風及び降雨等により、被害の発生が予想される場合は、運転の中止または速度規制を指令する。 (1) 京王線で風速19m/s以上、井の頭線で風速15m/s以上を観測したときは、速度45km/h以下の注意運転を指令する。 (2) 京王線で風速25m/s以上、井の頭線で風速21m/s以上を観測したときは、当該区間を通過する全列車に対して、直ちに停止を指令する。 (3) 雨量が1時間に40mm、または降り始めてからの連続雨量が200mmに達したときは、観測した雨量計に対応する区間を走行する全列車に対して、速度45km/h以下の注意運転を指令する。 (4) 雨量が1時間に60mm、または降り始めてからの連続雨量が280mmに達したときは、観測した雨量計に対応する区間を走行する全列車に対して、直ちに最寄り駅停車を指令する。</p> <p>2 活動体制 台風等の異常気象による災害に対しては、被害を最小限に留め、輸送の安全を確保することを第一とし、災害対策本部を設置し、速やかに被害の復旧にあたる。</p> <p>3 情報連絡体制 現地との間で鉄道電話による有線連絡をとるほか、各短波無線基地局と移動局間で無線による連絡指示を行う。 また、異常時に備え、沿線300m間隔に沿線電話機を設置して、迅速な情報連絡を図っている。</p> <p>4 浸水時等の対応 被害の予想される地点には、状況に則して巡回員を派遣し、現状の把握につとめ、人的災害を防止する。 浸水防止対策は次による。 (1) 浸水防止の土のう配備 (2) 止水板による浸水の防止</p> <p>5 復旧対策 あらかじめ規定している事故連絡体制に従い、情報の授受を行うとともに、発生した災害の規模に応じて従業員を動員し、速やかに対応する体制をとる。</p>
西武	<p>1 運行基準 運転司令は、天候の状態に常に注意し、風雨が激しくなったときは、次のような指示を行う。 (1) 風速が毎秒20m以上になったと認められるか豪雨のおそれがあるときは、暴風雨警報を指令する。なお、風速が毎秒20m以上になったと認めたときは、毎時55km以下で注意運転するよう指令する。 (2) 風速が毎秒25m以上になったと認めたときは、毎時25km以下で注意運転するよう指令する。 (3) 風速が毎秒30m以上になったと認めたときは、列車運転の一時中止を指令する。</p> <p>2 活動体制 災害が発生した場合、その状況により本社に災害対策本部を、また、災害発生地には、現地復旧部を設置する。</p> <p>3 情報連絡体制 指令電話、鉄道電話、列車無線及びNTT加入電話により、必要な連絡を図る。</p> <p>4 復旧対策 運輸部、電気部、工務部及び車両部においては、それぞれの内規により、災害に即応可能な人員及び資材の手配を行う。</p>

第3編
第1部
総則
風水害対策計画

第3編
第2部
水害予防計画
風水害対策計画

第3編
第3部
水害応急対策計画
風水害対策計画

第17章
旧対策
都市施設の応急・復

第3編
第4部
水害復旧計画
風水害対策計画

第17章 都市施設の応急・復旧対策

第1節 交通施設の対策

第3編 風水害対策計画
第1部 総則

第3編 風水害対策計画
第2部 水害予防計画

第3編 風水害対策計画
第3部 水害応急対策計画

第17章 都市施設の応急・復旧対策

第3編 風水害対策計画
第4部 水害復旧計画

機関名	応急・復旧対策等
小田急	<p>1 運行基準</p> <p>(1) 降雨量が規制値を超えた場合は以下の運転規制を実施する。</p> <p>① 時間雨量が40mm以上、または連続雨量が300mm以上に達したときは当該区間の列車に対して速度規制を実施する。</p> <p>② 時間雨量が40mm以上、且つ連続雨量が300mm以上に達したときは当該区間の運転を見合わせる。</p> <p>③ 時間雨量が80mm以上となったときは当該区間の運転を見合わせる。</p> <p>(2) 風速が規制値を超えた場合は以下の運転規制を実施する。</p> <p>① 風速が25m/s以上となったときは当該区間の列車に対して速度規制を実施する。(ただし、橋りょう等の要注意箇所については風速が20m/s以上で速度規制を実施する)</p> <p>② 風速が30m/s以上となったときは運転を見合わせる。</p> <p>2 警戒体制</p> <p>台風・豪雨等により災害の発生が予想される場合又は災害が発生した場合、輸送の安全確保及び早期復旧を図るため、警戒本部を設置し、情報収集にあたりとともに適切な措置を講じる。</p> <p>3 情報連絡体制</p> <p>列車無線等の各種通信設備を利用し、災害情報、応急活動の連絡指示を行う。</p> <p>4 浸水時の対応</p> <p>(1) 浸水等の災害発生が予想される場合は、警備指定区域を重点にあらかじめ要員資機材を配備して警戒体制を厳重にする。</p> <p>(2) 浸水等により、路線、その他の施設に被害が生じ、列車の運行が危険であると認めた場合は、列車の運行を中止するとともに、状況に応じた措置をとる。</p> <p>(3) 旅客に対しては、事故の状況、復旧見込、振替、代替輸送等の案内を徹底する。</p> <p>5 復旧対策</p> <p>速やかに被害原因等の調査を行ったうえ、本復旧計画をたて、これに基づいて資材要員を確保し、状況に応じ、外部業者への応援要請を行う等適切に対処して早期復旧に努める。</p>
東京地下鉄	<p>1 運行基準</p> <p>(1) 地上区間において、風速が毎秒25m以上（東西線は、毎秒20m以上）になったときには、列車の運転を休止する。なお、濃霧又は吹雪に遭遇した場合で、進路の見通しが距離50m以下となったときは、列車の運転を休止する。(但し、区内で地上区間に該当する区間無し)</p> <p>(2) 出水又は、浸水等によりレールが冠水したときは、列車の運転を休止する。</p> <p>2 活動体制</p> <p>本社に対策本部を、現地に現地対策本部を設置し、人命救助及び避難誘導、二次災害及び付帯事故の防止、被害者への対応等を重点として行動する。</p> <p>3 情報連絡体制</p> <p>(1) 気象庁、都その他関係機関と密接な連絡をとり、情報収集伝達を行う。</p> <p>(2) 通信連絡は、列車無線装置、指令電話、鉄道電話及びNTT加入電話等を活用する。</p> <p>4 浸水時の対応</p> <p>(1) トンネル内に浸水した場合は、排水ポンプにより排水する。</p> <p>(2) 駅構内放送、車内放送、掲示板その他の方法により適切に広報活動を行う。</p> <p>5 復旧対策</p> <p>被害状況、工事の難易度及び運転開始による効果の大きさを勘案し、復旧工事の計画を策定する。</p>

第2節 生活関連施設の対策

生活関連施設の対策は「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第6節 3 生活関連施設の応急対策」(P.133)を準用する。

第18章 激甚災害の指定

風水害時における激甚災害の基準及び指定手続き等については、「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 11 激甚災害の指定」(P.339)を準用する。

第3編
第1部
風水害対策計画
総則

第3編
第2部
風水害対策計画
水害予防計画

第3編
第3部
風水害対策計画
水害応急対策計画

第18章
激甚災害の指定

第3編
第4部
風水害対策計画
水害復旧計画

第4部 水害復旧計画

第1章 民生安定のための緊急計画

「第2編 震災対策計画 第2部 災害復興計画」(P.355)を準用する。

第2章 罹災証明の発行

「第2編 震災対策計画 第1部 第12章 第6節 4 罹災証明書の交付」(P.328)を準用する。

※ただし、風水害の際の罹災証明発行所管については、以下のとおりとなる。

区本部が設置されている場合は、災対地域部の特別出張所班と地域調整班が発行し、設置されていない場合は、各特別出張所と地域振興部地域コミュニティ課が発行する。

第4編 大規模事故等対策計画

第1部 計画の前提条件

第1章 計画の前提

災害対策基本法では、自然災害の他に大規模な火災もしくは爆発その他の大規模な事故による被害についても災害として定義している。

近年の都市における市街地の高度・重層利用、交通体系の高度・複雑化及び危険物施設の増大などにより、当区をとりまく防災上の問題の多様化している。

区内においては、建築物の不燃化の進展により延焼火災の危険性は徐々に減りつつあるものの、まだ広範囲の木造密集地域が存在する。また、高層ビルや大規模な地下街では、万一出火した場合の危険性は極めて高い。さらに、交通・ライフライン関連施設や区内各所に点在する危険物施設などは、万一事故が発生した場合には多大な被害を与える危険性をはらんでいる。

一方、平成13年9月1日に発生した歌舞伎町の雑居ビル火災のような繁華街での出火も懸念されており、さらに、米国での同時多発テロのような事件も、政治・経済の中核が多数存在し、膨大な昼間人口を擁する新宿区にとっては、決して無関係ではない。国は、テロ事件による災害に対しても、災害対策基本法の適用を排除しないとする方針を明らかにしている。

なお、区の地域において発生した事案がテロ等によるもので、政府による事態認定^{※1}が行われた場合は「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年法律第112号）（以下、「国民保護法^{※2}」という。）に基づく対応となるが、事態認定に至るまでの初動及び事態認定に至らないようなテロ等による事案は、本計画に基づき対応する。

区及び各防災機関は、これらの社会状況の変化及び近年の大規模事故等の現状を前提として対策を定めることが必要である。

※1 事態認定とは、政府が定める対処基本方針又は緊急対処事態対処方針の中で、武力攻撃やテロなどの事案を、「武力攻撃事態」、「武力攻撃予測事態」又は「緊急対処事態」として認定すること。

- ・武力攻撃事態…武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態
- ・武力攻撃予測事態…武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態
- ・緊急対処事態…武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なもの

※2 国民保護法は、武力攻撃事態等において、武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小にするための、国・地方公共団体等の責務、避難・救援・武力攻撃災害への対処等の措置が規定されている。

第2部 大規模事故等予防計画

第1章 火災の予防

1 防火思想の普及の徹底

(1) 区民に対する防災指導

ア パンフレット、ポスター、デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS 等各種の媒体を用いて、防火思想の普及を図る。

イ 出火防止、初期消火及び応急救護要領について教育、訓練を実施し、区民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

ウ 都民防災教育センターを活用し、区民の防火意識と防災行動力の向上を図る。

(2) 事業所の防火管理及び防災管理指導

ア 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における防火管理及び防災管理体制の充実強化を図る。

イ 統括防火管理者、統括防災管理者、防火管理者、防災管理者、防火管理技能者、火元責任者その他の防火管理及び防災管理業務に従事する者に対して、自衛消防に係る指導を行うことにより、事業所の防災行動力を向上させる。

(3) 防災知識の普及

ア デジタルサイネージ、ホームページ、アプリ、SNS 等を活用して、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。

イ 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。

ウ チラシ、回覧板等の広報印刷物を利用し、事前広報の実施及び防災知識・応急救護知識の普及を図る。

エ 各消防署単位で防火、防災に関する映画やスライド等により防災知識・応急救護知識を普及する。

オ 不特定多数を収容する施設、大規模な危険物製造所等に対する講習会・研究会の実施、また、消防テレホンサービス、消防相談所を通じて防災知識・応急救護知識の向上に努める。

カ 各報道機関等に対し、防災対策、災害時の心構え等について、随時、発表及び資料提供を行い、防災知識・応急救護知識の普及を図る。

(4) 防災教育の充実

ア 児童・生徒を対象として「はたらく消防の写生会」等の開催を通じて、防火・防災思想の普及を図るとともに、地域住民に対しては、町会・自治会等を単位とした講演会、座談会、映画会等を開催し防災意識の啓発を図る。

イ 幼児期から社会人までの体系的な防災教育を推進することにより、各種災害に対する児童・生徒等の自らの防災行動力を高めるとともに、家庭や地域の防災行動力の向上及び将来における防災活動の担い手の確保につなげていく。

ウ 地域住民や事業所を対象として、救命講習の受講を促進し、応急救護技術の普及を図るとともに、事業所における応急手当の指導員を養成することにより、自主救護能力の向上を図る。

エ 女性防火組織、消防少年団、幼年消防クラブの育成を通じ、防災意識と防災行動力の向上を図る。

オ 都民・防災区民組織のリーダー及び事業所の防災担当を対象とした防火・防災に関する知識の習得や実践的な訓練ができる都民防災教育センターの活用及び整備を図る。

カ ホームページ上に公開している電子学習室を有効に活用し、防災知識・応急救護知識の向上を図る。

2 火災予防査察

消防法第4条又は第16条の5の規定に基づき、消防対象物又は危険物貯蔵所等に立ち入り、その位置、構造、設備、及び管理の状況並びに危険物の貯蔵、取扱状況について、検査や質問等を行い火災予防上の欠陥事項があれば関係者に指摘し、是正指導を徹底する。

3 市街地等の不燃化

消防は建築物の新築又は増改築等に係る消防同意事務等において不燃化の指導を行う。

4 一般建築物等の防火対策

消防署は一般建築物等の防火対策を以下のとおり行う。

- (1) 建築物の位置、構造及び設備は建築基準法関係法令、消防用設備等は消防法関係法令に基づき、それぞれ定められた技術上の基準に適合した状態に施工及び維持管理するよう指導する。
- (2) 建築物に対して、火災予防査察を実施する。
- (3) 火災の発生を受けて消防法、建築基準法及び火災予防条例の改正が行われた場合、それぞれ定められた基準に適合させるなど、防火上の観点から必要な指導を行う。

第2章 市街地の安全化

区には、高層ビル群や大規模な地下街・繁華街が存在し、また災害に対して多くの危険性を内包する木造密集市街地も多く残っており、火気を多く使う繁華街等では出火危険度が高く、木造密集市街地では広範囲な延焼火災の危険性が高いと言える。

特に、区内に多く存在する繁華街の雑居ビルについては、様々な業態のテナントが混在し、営業時間、経営態様、権利関係等も多様・複雑化しており、行政サイドだけではなく、ビル所有者でさえ実態を把握することが困難な場合がある。また、消防法をはじめとする各種の法規制が遵守されていない傾向性もある。このような雑居ビルで、火災・爆発等が発生すれば、人命に及ぶ大惨事が引き起こされる可能性が極めて高い。

平成13年9月1日に発生した歌舞伎町一丁目の雑居ビル火災においては、焼損面積は160㎡と少ないにもかかわらず、東京消防庁管内で戦後最大となった44名もの人命が奪われた。さらに平成13年10月29日に起こった歌舞伎町二丁目の火災では、2名が死亡している。

このような災害を未然に防止し、市街地の安全を確保するために、区・警察・消防は相互に連携し、ビル所有者・使用者に対して、消防法、建築基準法、食衛法、風適法、屋外広告物条例等の法規制の遵守を徹底させる。

なお、東京消防庁は歌舞伎町一丁目の雑居ビル火災を契機として、「小規模雑居ビルの火災安全対策検討委員会」を設置し、平成13年11月19日に提言をまとめた。この中では、現行制度の抜本的見直しを前提として、

- (1) 二方向避難施設の確保
- (2) 管理権原者の明確化
- (3) 事前連絡なしの査察の実施
- (4) 階段・通路等における放置・存置物の除去に関する消防吏員の命令措置権限の強化
- (5) 火災危険度の高い対象物の公示・表示等

を検討すべき対策としている。

区としても、この提言を踏まえ、自立と助け合いの精神に基づき、誰もが安心して暮らすことのできるまち、訪れる人にとっても心から愛着の持てるまち新宿を、区民、事業者及び区が一体となって創造していくため、平成15年6月に「新宿区民の安全・安心の推進に関する条例」を定めた。

条例の制定に先立ち、平成14年には、生活安全や防火・防災、雑居ビルの安全における区及び警察、消防間の連携強化を図るため、「新宿区安全・安心推進協議会」及び「雑居ビル安全対策推進部会」を設置した。令和元年からは、新たに町会、商店会、学校等の地域団体が協議会に参加し、より地域が一体となり、実効性のある対策を検討していく協議会へと発展を遂げている。

第3章 高層建築物及び地下街の安全化

現在、区内には、地上100m以上の高層建築物が51棟（令和5年6月現在）ある。これらの高層建築物については、関係法令に基づき設計段階から安全確保に対する対策が求められ、指導されている。しかし、構造上の特殊性から火災などの事故発生時にパニックが起こったり、避難誘導や消防活動などが極めて困難であると予想される。

また、地下街も新宿駅周辺に4箇所あるが、その空間の閉鎖性により同様の事態が考えられる。

このことから、高層建築物及び地下街についての安全化（防火）対策が必要となる。

機関名	防火対策等
警察署	「第2編 震災対策計画 第1部 第3章 第5節 1-10 高層建築物及び地下街等の安全化」(P.78)の定めるところによる。
消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 人命危険を考慮し、出火防止、初期消火及び避難計画等について防火対策の強化を図るとともに、内装並びに収容物の不燃化を徹底し、出火防止・延焼拡大防止を図るよう指導する。 2 超高層建築物等において火災等の災害が発生した場合、消防活動の困難性が予想されることから、屋上に航空消防活動を確保するための緊急離発着場等の設置指導を行う。 3 この種の対象物の立入検査にあたっては、前記第1章第1節第2項「火災予防査察」によるほか、避難対策及び火気管理等を重点にその特性に応じた指導を行う。 4 地下街、超高層ビルの特性に応じた実効性のある訓練の実施、防火施設・避難階段の適正な維持管理、実態に即した消防計画の樹立等、防火管理及び防災管理業務の執行体制の充実強化について指導する。 5 大規模事故発生時において、情報連絡、避難誘導、初期消火等の活動が効果的に行われるよう、自衛消防隊の活動能力の向上を図るとともに、防災センターの機能の充実、さらに、ガスの漏洩による事故を防止するため、関係施設・設備の点検、整備及び初期措置について必要な指導を行う。
東京ガスグループ	<ol style="list-style-type: none"> 1 高層ビル 東京消防庁の指導指針に基づき、グレードの高い安全システムを設置している他、ガス配管、ガス栓、接続具、機器のすべてに耐震性のある設計と固定を施している。 また、震度5程度以上の地震が発生した場合には、各テナント・住戸に設置されたマイコンメーターがガスをストップする他、被害が予想される場合は、遠隔操作で緊急遮断弁を止め、住棟全体へのガス供給を停止する。 2 地下街 消防法及びガス事業法によって保安対策が強化されており、以下の3つのシステムを組み合わせた総合ガス安全システムを確立している。 (1) ガス漏れを起こさない強固な接続具 (2) ガス漏れをすばやく発見する都市ガス警報システム (3) 緊急時にガスを瞬時にストップする緊急ガス遮断システム さらに、都市ガス警報システムと緊急ガス遮断システムは、防災センターと信号線で結ばれ、ビル全体で集中的に監視されている。 また、特定地下街には、非常時の迅速な連絡を図るため、専用電話回線を設置している。

第4編
第1部
大規模事故等対策計画
計画の前提条件

第4編
第2部
大規模事故等予防計画

第3章
高層建築物及び地下街
の安全化

第4編
第3部
大規模事故等
緊急対策計画

第4章 危険物施設等の安全化

石油類、LPガス・塩素等の高圧ガス、毒物・劇物及び放射性物質等は、燃料、冷凍、医療、教育及び研究の分野に幅広く利用されている。これらの取扱施設等については、それぞれの関係法令により取締まり、指導が行われている。危険物施設等の安全化については、「第2編 震災対策計画 第1部 第3章 第5節 2 危険物等の安全化」(P.81)を準用するほか、次による。

1 危険物施設等の安全化

機関名	保安対策
消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 通常時から危険物流出等の事故原因を究明し、改修指導及び類似事故の発生防止を図ることにより危険物施設の健全性を確保し、大規模事故への進展を防止する。 2 他都道府県において危険物流出等の大規模事故が発生した際は、その原因等を踏まえた危険物事業所への指導を行うなど、類似事故の発生防止のための措置を講じる。 3 消防署は、次の事項について積極的に指導する。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 危険物事業所の自主保安体制の強化を図り、事故の未然防止と災害発生時の被害の軽減を図るため、大規模危険物施設における防災資機材の備蓄及び訓練の実施並びに危険物事業所間相互の応援組織の育成・充実を推進すること。 (2) 危険物施設の位置、構造等の安全化を図るため、設置許可等に当たって十分な用地を確保させること。 4 大規模危険物施設における火災、危険物流出事故等に対処するため、東京消防庁の指導により、東京危険物災害相互応援協議会が設置されており、同協議会傘下の事業所に対し、事業所間における相互応援体制の強化及び防災資器材の整備充実を図るよう引き続き指導する。

2 規制及び立入検査

対象施設	内容
石油類施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 消防法令に基づき、貯蔵し、又は取り扱う危険物の種類・数量及び施設の態様に応じ、位置、構造、設備に関する規制と、危険物の貯蔵・取扱い及び運搬に関する規制を行い、安全化を図る。 また、事故の未然防止と災害対応力の強化等を図るため、自主保安管理等に係る指導を推進する。 2 「第2部 第1章 第1節 2 火災予防査察」(P.461)による火災予防査察を行う。
高圧ガス施設 火薬類施設 毒・劇物施設 放射線等 使用施設 都市ガス施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 「第2部 第1章 第1節 2 火災予防査察」(P.461)による火災予防査察を行う。

3 危険物等の輸送の安全化

石油類、高圧ガスを大量に輸送する車両に等の危険物の輸送は、タンクローリーやトラック等による自動車輸送、貨車による鉄道輸送等により行われている。

消防署は、タンクローリーは、走行中のもの及び常置場所におけるものについて、「第2部 第1章 第1節 2 火災予防査察」(P.461)による立入検査を行う。

石油元売各社に対し、下記事項について指導する。

- (1) 危険物輸送の動態に対応した輸送手段についての保安基準の遵守
- (2) 種類別の危険度を考慮した輸送手段についての保安基準の遵守
- (3) 安全度の高い輸送手段への移行

4 応急対策資器材の整備

消防署は、応急対策資器材として以下の整備を行っている。

- (1) 毒・劇物、放射線対策として防護服、空気呼吸器、防毒マスク、各種測定資器材、除染資器材を整備している。

第5章 都市施設の安全化

日本一の乗降客数を誇る新宿ターミナル駅には、各種路線が集中し、また、区内各所の鉄道駅施設を接点として鉄道路線が網の目のように区内全域に広がっている。これらの交通機関は、高速で多数の人々を反復して輸送するという性格上、万一事故が発生した場合には、多くの人の生命、身体に係わる事態の招来が予想される。また、道路施設についても同様のことが言える。

さらに区内各所で頻繁に見られる地下工事現場等においても事故が発生した場合、その中にいる人はもちろん、周辺への影響も大きく、多数の人命に係わる被害が発生するおそれがある。

これら都市施設の大規模事故を防止するため、以下に各機関の保安対策について示す。

第1節 鉄道施設

列車の衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全及び輸送の確保を図るため、関係機関は、次の保安対策を行う。

機関名	保安対策等
都交通局	<p>鉄道輸送における安全の確保を図るため、人的、物的の両面において取扱いに関する多角的な保安対策を講じ、列車衝突、列車火災等の重大事故の発生を未然防止する。</p> <p>1 保安対策 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車制御装置、自動列車停止装置、自動列車運転装置、列車集中制御装置、列車無線電話、放送装置、消火設備、脱線防止ガード等を整備して、列車運転の安全を期する。</p> <p>2 設備及び規定等の整備 保安設備その他の設備に対して、検査、保守等を行い、機能の保持に努めるとともに運転取扱いに関する規定等の整備を図り、安全の確保を図る。</p>
JR 東日本	<p>事故災害を予防し、人命の安全、輸送を確保するため、下記の通り車両の安全や地上施設の改良整備の推進を図るとともに、列車を安全運行できるように列車の運行にかかわる社員に対して、継続的な安全教育を実施する。</p> <p>1 車両や線路などの検査基準及び関係法令に基づく定期又は随時保守点検を実施する。</p> <p>2 橋りょうや停車場、建物なども保守点検を継続的に実施すると共に、耐震性の確保を図る。</p> <p>3 信号装置、連動装置、転てつ装置、自動列車制御装置、自動列車停止装置、自動列車運転装置、踏切障害物検知装置、放送装置、消火設備等の保安設備の整備及び改良を推進する。</p>
京王	<p>列車衝突、脱線等の鉄道事故を防止し、人命の安全と輸送の確保を図るため、踏切道の立体化を進めているほか、次の保安装置を設置し、事故の未然防止に努めている。</p> <p>1 列車運行管理システム 2 列車無線装置 3 自動列車停止装置 4 踏切障害物検知装置、踏切支障報知装</p>

2 地下工事

区内各所で行われている地下工事現場で、万一、事故が発生した場合には、周辺への被害も多大なものとなることが予想される。このような大惨事を未然に防止するために各関係機関では、地下工事を実施する際の保安対策を以下のとおり実施している。

(1) ライフライン施設工事

機関名	保安対策等
都水道局	<p>1 安全管理体制</p> <p>(1) 工事担当課長は、所管工事の安全管理に関し、総括してその任に当たる。</p> <p>(2) 工事担当課長は、工事現場について直接又は現場ごとに指定した職員を通じて現場の保安対策を掌握し、必要に応じて上司に報告しその指示を受ける。</p> <p>(3) 責任者は所管事業所の工事担当課長とし、監督員は工事担当課長の指揮を受けて保安対策等の業務を担当する。</p> <p>(4) 各事業所の夜間における職員の参集については、別に定める「職員の非常配備態勢、非常参集に関する要領」により行う。</p> <p>(5) 毎月1回、工事を所管する事業所において工事安全連絡会を開催し、安全意識の高揚を図る。</p> <p>2 安全対策（事故防止対策）</p> <p>(1) 大規模工事現場の掘削構内には非常警報装置を設けるとともに、工事現場、詰所等相互間の通報設備を設置する。</p> <p>(2) 大規模工事現場、詰所等には消火器を配置するとともに、地下埋設物の表示及び通路、非常口等の標識類は常時点検整備しておく。</p> <p>(3) 工事現場は、監督員又は請負業者が毎日巡回点検するほか、必要に応じ他の埋設物の管理者に指示、立会、点検を要請する。</p> <p>(4) 工事現場には、舗装材料、土留材、支保工材等の応急資器材を常備する。</p> <p>(5) 請負工事の関係者に対し、自主的に安全管理の徹底を図るよう指導する。</p>
都下水道局	<p>1 安全管理対策</p> <p>(1) 事故防止対策の計画立案、発生した事故の原因調査と対策の検討、安全パトロールの実施等を行うため、局発注工事において事故予防対策方針の策定等を行う「事故予防対策会議」及び工事を所管する事務所ごとに「下水道工事事故防止対策協議会」を設置するとともに、各事務所において、水再生センター、工事主管係、出張所等による「地区協議会」を設置する。</p> <p>(2) 「事故予防対策会議」と「下水道工事事故防止対策協議会」の連絡調整を密にし、局内の事故予防対策に迅速かつ一体的に取り組むため、各部（所）の事故予防担当で構成する「事故予防担当者会」を設置する。</p> <p>(3) 工事中は、万一の事故に備え、緊急時における連絡先、人員召集及び資機材調達等必要な体制を受注者により整備する。</p> <p>(4) 工事現場が隣接又は同一場所において別途工事がある場合には、受注者間で安全施工に関する緊密な情報交換を行うとともに、非常時における臨機の措置を定める等の連絡調整を行うための、関係者による工事関係者連絡会議を開催する。</p> <p>2 安全対策（事故防止対策）</p> <p>(1) 「労働安全衛生法」、「建設工事公衆災害防止対策要綱」などの法令及び工事仕様書に基づき、安全管理を行う。</p> <p>(2) 発注意図の理解及び当局と受注者双方の安全意識を統一するため、工事毎に設置する安全施工検討会において、「現場の特殊性」、「危険因子の分析と対応」、「安全状態の確認」等を具体的に検討し、その内容を施工計画に反映させる。</p> <p>(3) 工事中は安全巡視により、工事区域及びその周辺の監視を行い、安全を確保する。</p> <p>(4) 工事施工箇所地下埋設物件が予想される場合は、当該物件の位置、深さを調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>(5) 掘削内に他の埋設物が露出した場合は、関係する管理者と協議し、必要な</p>

機関名	保安対策等
	<p>防護及び表示を行うとともに、工事関係者に工事中の注意事項及び緊急対策を周知する。</p> <p>(6) 坑内に有毒ガスが発生するおそれがある場合は、労働安全衛生規則に基づき、濃度の判定等を実施し、適切な対策を図る。</p>
東京電力	<p>1 安全管理対策の確立</p> <p>(1) 安全管理組織</p> <p>ア 本社（東京電力ホールディングス）に安全推進室・内部監査室を設け、各面にわたり安全の確保、推進を図っている。</p> <p>イ 本社各部、各店所、建設所等に専任の安全品質担当を設け、安全の確保、事故の防止に専念させている。</p> <p>ウ 大規模工事については、送変電建設センターを設置し、集中管理と綿密な事故の防止を図っている。</p> <p>(2) 現場責任者</p> <p>ア 担当管理職を責任者にするとともに、工事ごとに担当監理員を選定し、適正円滑な工事の施工と安全の確保にあたらせている。</p> <p>イ 協力会社に対しては、責任者として現場代理人を届出させるとともに、工事の規模等を勘案して必要と認めるときは、災害の防止に関する一切の事項を管理する災害防止責任者を選定させる。</p> <p>(3) 社内に「グループ非常災害対策規定」を制定し、緊急時の具体的措置を定め、速やかな初期対応と災害の拡大防止を図るとともに、緊急時の基本連絡ルートを定めている。</p> <p>(4) 万一事故が発生した場合の応動体制について、次のとおり社内規程・要領・仕様書類を定め、万全を期している。</p> <p>ア グループ非常災害対策規程</p> <p>イ 地中送電線路電気工事安全仕様書</p> <p>ウ 土木工事共通仕様書</p> <p>エ 地中送電設備工事監理マニュアル</p> <p>オ 配電工事監理業務マニュアル</p> <p>カ 配電工事仕様書 等</p> <p>2 安全対策（事故防止対策）</p> <p>事故防止に対する対策については、以下の事項を考慮のうえ工事の施工を実施する。</p> <p>(1) 各施工工事に係る安全対策</p> <p>(2) 他の地下埋設物管理者との協定等</p> <p>(3) 他の工事との連絡・調整</p> <p>(4) 各種標識、ガス検知器等の設置</p> <p>(5) 工事現場の巡回・点検</p> <p>(6) 工事従事者に対する安全教育</p>
東京ガスグループ	<p>1 保安管理体制</p> <p>(1) 導管を管理する事業所には、ガス事業法により保安統括者、保安主任者を置いている。</p> <p>(2) 工事については、監督者を定めるとともに、現場ごとに責任者を置き、導管に関する工事の実施にあたらせる。</p> <p>(3) 非常事態に際しては、直ちに緊急出動し保安措置にあたる。</p> <p>また、災害の程度等に応じ、第1から第3までの特別組織を編成する。</p> <p>2 地下工事の保安対策</p> <p>(1) 工事の施工にあたっては、請負者に対し関係法規、許可条件、打合せ事項等を遵守し、標識類、安全柵等の施設を準備するよう指示するとともに、東京ガスグループにおいても管理・監督及び検査を行う。</p> <p>(2) 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議等において、十分な打合せを行い、現場でも相互に連絡を密にし、協議して工事にあたる。</p>

第4編
第1部 大規模事故等対策計画
計画の前提条件

第4編
第2部 大規模事故等予防計画

第5章 都市施設の安全化

第4編
第3部 大規模事故等緊急対策計画

第5章 都市施設の安全化
第2節 トンネル（道路）、地下工事

第4編 大規模事故等対策計画
第1部 計画の前提条件

第4編 大規模事故等対策計画
第2部 大規模事故等予防計画

第5章 都市施設の安全化

第4編 大規模事故等対策計画
第3部 大規模事故等応急対策計画

機関名	保安対策等
	<p>(3) 緊急時には、ガスライト24に連絡し、緊急車等を出動させて、付近住民への広報活動を行う。</p> <p>(4) 工事現場に必要な標識類を設置するほか、溶接及び既設管の切断に際しては消火器を準備する。特に既設管の切断にあたっては、ガス検知器により可燃性ガスの検知を行うほか、送風マスクを携行させる。</p> <p>(5) 導管工事の安全、適正化のため、請負者の工事の巡回・点検を行い、指示事項が遵守されていない場合は、中止又は改善措置をとる。</p>
NTT 東日本	<p>1 安全管理体制</p> <p>(1) 安全管理組織 下記の目的達成のための安全衛生協議会を設け、工事実施上の安全指導を行う。</p> <p>ア 工事従事者全てに関わる労働災害、疾病並びに交通事故を予防する。</p> <p>イ 第三者の生命及び財産に対する危険と障害を予防する。</p> <p>ウ 各種公共施設への損傷と都市災害などの事故・災害を予防する。</p> <p>エ 災害発生時の緊急連絡措置、応急復旧体制確立等、二次災害拡大を予防する。</p> <p>オ 工事実施の過程で作業環境、機械設備、施設及び作業行動から一切の危険を取り除き、安全で健康的な職場環境を作り出す。</p> <p>(2) 現場責任者等の指定 請負業者の現場代理人を工事に関する現場責任者としているほか、安全責任者及び安全専任者を選定し、現場指導を行っている。</p> <p>2 安全対策</p> <p>(1) 地下埋設管理者との協定等</p> <p>(2) 他の埋設管理者との連絡協調体制</p> <p>(3) 沿道住民等への非常警報装置の設置</p> <p>(4) 消火器、ガス検知器等の防災用具、各種標識類の設置</p> <p>(5) 工事現場の巡回、点検</p> <p>(6) 応急用資器材の確保</p> <p>(7) 従業者に対する安全教育</p>

(2) 地下鉄道工事

機関名	保安対策等
都交通局	<p>1 安全管理体制</p> <p>(1) 請負業者の現場代理人に、現場における工事の施工に関する指揮をさせる。</p> <p>(2) 非常事態に備え、緊急連絡表を整備して現場作業所に表示する。</p> <p>2 安全対策（事故防止対策）</p> <p>1 請負業者の施工にあたっては、道路法、道路交通法、その他官公署等からの命令事項等を遵守するよう義務づけ、局においても監督を行う。</p> <p>2 地下埋設物については、取扱い、防護、復旧方法等につき、各管理者と協定又は承認書を取り交わし、安全を確保する。</p> <p>また、工事にあたっては試掘を行って位置を確認するとともに、各管理者の立会いを求める等の措置を講ずる。</p> <p>3 競合工事については、道路調整会議、企業者間の打合せ会議等において、十分な打合せを行い、施工中にも連絡を密にし協調を図る。</p> <p>4 現場内には、工事に必要な標識の設置はもとより、酸素及びアセチレン等の危険器具類の管理、点検励行等を請負業者に義務付けて指導する。</p> <p>5 定期的な工事現場の安全点検巡回を実施する。</p> <p>6 現場付近の応急措置等に必要な資材等を現場近くに確保、準備させ緊急時に備える。</p> <p>7 緊急時は、緊急連絡網に従って、交通管理者、道路管理者及び埋設物管理者</p>

機関名	保安対策等
	<p>等へ緊急連絡するとともに、現場内の作業員に早急に避難を呼びかけ、付近住民まで影響が懸念される場合は、速やかに避難場所まで誘導する。</p>
JR 東日本	<p>1 安全管理体制の確保</p> <p>(1) 安全管理組織</p> <p>(2) 現場責任者の指定</p> <p>(3) 非常事態における緊急措置全般にわたる分担区分の確立、動員計画</p> <p>(4) その他</p> <p>2 安全対策（事故防止対策）</p> <p>安全対策として、以下の事故防止対策を実施している。</p> <p>(1) 各施工工事に係る安全対策、防護工法は、各埋設物管理者と協定あるいは協議を行い又は施工承認を得る。また、施工にあたっては、関係の埋設物管理者の現場立会い並びに巡回を要請し、工事の安全を図る。</p> <p>(2) ガス会社とは基本協定を締結し、その他の埋設物管理者とは、必要の都度、密接に協議を行う。</p> <p>(3) 工事の内容等により、同時施工や受委託施工の協定を行うほか、区域外の工事現場とも事故防止対策等について資料交換を行い、常に連絡協調を図る。</p> <p>(4) 現場従業員、沿線住民に対し、異常事態の迅速な通報を行うため、警報装置（定置式拡声器、サイレン、ベル、携帯マイク等）を備える。また、工事現場等には、緊急通報用の電話機を指定しておく。</p> <p>(5) 消火器等の防災用具、その他各種標識類の設置を行う。</p> <p>(6) 工事現場の巡回・点検等を行う。</p> <p>(7) 現場付近に応急処置に必要な資材等を準備するとともに、場所、数量を明示し、定期的に点検確認する。</p> <p>(8) 工事従事者に対する安全教育を行う。</p>
東京地下鉄	<p>1 安全管理体制の確保</p> <p>(1) 安全管理組織の確立 各工事事務所内に統括安全管理者、安全管理者、安全担当者を指定し、安全管理体制を確立する。</p> <p>(2) 現場責任者の指定 東京地下鉄側は工事事務所長、工事請負者側は現場代理人とする。</p> <p>(3) 請負者に対し事故未然防止、事故発生時の被害拡大防止を義務付ける。</p> <p>(4) 事故、災害及び不測の異常事態の体制は、事故・災害等対策規程及び改良建設部事故・災害等取扱内規による。</p> <p>2 安全対策（事故防止対策）</p> <p>(1) 防護方法等</p> <p>ア 各埋設物管理者との協定、施工承認</p> <p>イ 各埋設物管理者の現場立会い及び巡回の依頼</p> <p>(2) 他の工事施工との連絡協調体制</p> <p>ア 内容、規模等により同時施工、受委託施工の協定の締結</p> <p>イ 現場区域外での競合工事の十分な打合せ、連絡調整</p> <p>(3) 異常事態の迅速な通報</p> <p>ア 現場作業員及び沿線住民に異常事態を通報するための非常警報装置の設置</p> <p>イ 現場及び現場事務所間の緊急通報専用電話の設置</p> <p>(4) 防災用具及び標識の設置 消火器、ガス検知器等の防災器具や工事に必要な標識類を設置</p> <p>(5) 現場巡回、点検</p> <p>ア 請負現場責任者の現場巡回、点検の常時実施</p> <p>イ 監督員及び関係社員による</p> <p>(6) 緊急時の応急資機材の確保及び所在・数量を工事関係者に対して周知徹底</p> <p>(7) 東京地下鉄、請負者による安全管理研究会の随時実施、作業前の綿密な打合せ及び安全教育の実施</p>

第4編
第1部
大規模事故等対策計画
計画の前提条件

第4編
第2部
大規模事故等予防計画

第5章
都市施設の安全化

第4編
第3部
大規模事故等応急対策計画

(3) 地下工事（地下埋設物を含む）の火災予防対策等

機関名	保安対策等
警察署	1 掘削を伴う路上工事の道路使用許可（協議）の際には、ガス管等が埋設されている可能性があることを念頭に、事故発生時の措置について指導する。 2 地下埋設道路における工事については、随時、工事現場の視察パトロールを実施し、許可（協議）条件が守られているか、事故発生の場合の措置等の対策が講じられているかどうかについて調査し、必要な指導取り締まりを行う。 3 地下埋設道路において大規模工事が行われた場合は、関係機関と協力し、住民に対し事故発生時の措置について指導を行う。
消防署	1 地下街工事、地下鉄工事、各種管路の埋設による大規模なずい道工事及び圧気を用いる工事を行う場合は、当該工事関係者に対し、工事概要、設計図書、防火管理等についての資料を提出させ、出火防止、初期消火、避難、救助等必要な対策について指導する。 2 上記について、特に必要があると認められるとき、又は、工事関係者から要請があった場合は、現場確認を行い危険性の排除に努めるとともに、工事現場構内の実態を把握し、災害活動時の障害要因を排除する。

第3節 CBRNE災害

東京消防庁は、各種防護服、測定器、大型除染設備、テロ災害対応資器材等を整備し、CBRNE災害対応の充実強化を図っている。

※ CBRNE（シーバーン）とは、化学（chemical）・生物（biological）・放射性物質（radiological）・核（nuclear）・爆発物（explosive）をいう。これらによって発生した災害を、CBRNE災害という。

第3部 大規模事故等応急対策計画

第1章 応急活動態勢

区の地域で大規模な火災、又は不測の事故等の局地的な災害が発生した場合には、区及び防災機関は相互に協力体制をとり、災害対策本部を設置するなど、災害地周辺への拡大防止及び救援救護活動が的確かつ迅速に実施できるような態勢を確立する必要がある。

第1節 区の活動態勢

新宿区のような大都市においては、大火災、鉄道・地下工事等の事故、危険物の漏えい又は爆発といった大規模事故等による災害の発生しうる可能性は高いと予想される。

このような局地的な災害が区の地域に発生した場合、区は、各関係機関からの通報や区機関による情報収集活動を行い、その災害の規模及び状況に応じて、区本部の設置、災害現場近くの特別出張所への現地連絡所の設置、医療救護活動の支援、住民への避難指示等及び避難所の開設等の災害対策活動を実施する。

大規模事故等発生時における区の活動態勢については、「第3編 風水害対策計画 第3部 第1章 応急活動態勢」(P.408)を準用する。

第2章 情報の収集・伝達

区の地域で大規模な事故が発生した場合、被害の拡大を防止し、的確かつ迅速な対応を行っていくためには、まず第一に被災状況等正確な情報を収集する必要がある。

第1節 区の情報連絡態勢

区では、各関係機関からの通報や事故の情報を入手するとともに、被災現場近くの特別出張所に現地連絡所を設置し、被害状況の把握及び情報連絡に努める。

また、必要がある場合については、関係機関と協力し、周辺への広報を行い、区民等の安全を図る。

区の情報連絡及び被害状況等の調査及び報告態勢については、「第3編 風水害対策計画 第3部 第2章 情報の収集・伝達」による(P.420)。

第2節 関係機関の情報連絡態勢

各関係機関が行う事故発生時の通報、被害状況調査報告等の情報連絡については、以下のとおりである。

1 警察署及び消防署

機関名	内容
警察署	関係警察署は、事故発生時において、当該事故等に関する情報を警視庁に連絡する。警視庁は、直ちにその旨と被害状況をとりまとめ、事故等の状況が著しく大規模で、総合的な応急対策が必要であると判断したときは、関係機関と相互の情報交換を図る。
消防署	事故が発生した場合、その規模、内容等により、事故等の状況が著しく大規模で総合的な応急対策が必要と判断したときは、直ちに関係機関に連絡するとともに相互の情報交換を図る。

2 生活関連機関

機関名	内容
都水道局	局施設に事故が発生した場合は、事故等の処置、手順等を定めた連絡システムに基づき、情報の収集、伝達を行う。
都下水道局	局施設に事故が発生した場合は、その種類・規模により、緊急連絡体制をとり、警察署、消防署及びその他関係機関へ通報連絡する。
東京ガスグループ	1 社内の連絡体制 ガス施設に事故が発生した場合は、あらかじめ定められた連絡体制により、社内への通報連絡を行う。 2 警察、消防機関への連絡体制 ガス漏えい等の事故の情報を入手した場合は、状況に応じて直ちに警察署及び消防署へ連絡する。

3 鉄道機関

機関名	内容
都交通局	1 大規模事故が発生した場合、関係係員は直ちに処置にあたるとともに、その状況を総合指令所その他必要箇所に報告する。 2 総合指令所は、事故状況の把握に努めるとともに、随時、駅その他関係事業所に事故状況、復旧状況等を連絡し、必要に応じて指示を行い、復旧に努める。 3 都総務局、監督官庁、報道機関に対しては、情報を収集、整理のうえ担当課が通報する。
JR東日本	事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかにあらかじめ定められた情報システムにより、関係箇所への通報、連絡を行う。
京王	事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかに定められた事故・災害発生時の連絡体制により関係箇所への報告を行う。
西武	事故が発生したとき、又は事故の通報を受けたときは、直ちに事故速報システムにより関係箇所へ報告する。 他の交通機関へ著しく影響を及ぼすおそれのあるときは、他の交通機関に通報する。
小田急	大規模事故発生時には、概ね次の内容による情報を収集し、必要に応じて、警察署、消防署、医療機関等の関係機関へ通報する。 (1) 災害の種類、被害場所、発生時刻 (2) 被害の状況、復旧の見込み (3) 列車の運行状況、駅、車内の混雑状況 (4) 振替、代替輸送の手配
東京地下鉄	事故が発生したとき、又は事故の速報を受けたときは、速やかに定められた通報連絡システムにより、関係箇所への通報、連絡を行う。

2 関係機関の広聴

機関名	内容
消防署	1 災害の規模に応じて、消防庁舎その他必要な場所に消防相談所を開設し、各種相談、説明、案内にあたる。 2 都民からの電子メールによる問い合わせに対応する。

第3章 消防活動

第1節 活動方針

大規模な事故等が発生した場合において、それらの事象から生命、身体及び財産を保護するため、関係機関と連携の下、東京消防庁の機能を十分に発揮して消防部隊等を運用し、災害等による被害の軽減を図るとともに、人命救助及び救急活動を実施する。

第2節 活動態勢

1 本部の構成

東京消防庁に災害活動組織の総括として警防本部を、消防方面本部ごとに方面隊本部を、消防署ごとに署隊本部を置く。

2 部隊の運用等

東京消防庁は、地下街及び高層ビル等における火災に対しては、個別に計画を作成し、災害の様相及び規模により特別な消防部隊を運用し、火災等に対処している。

また、東京消防庁は、大規模な火災、テロ災害、事故、自然災害等により、多数の要救助者や傷者が発生している場合において、各出場計画等の運用では対応に混乱、遅延、支障等が発生し、迅速な救出救助体制や搬送体制を構築する必要があるとき、救助に関する高度な知識と専門技術を有し、特殊な装備を駆使する特別救助隊、化学機動中隊及び消防救助機動部隊等の特別な消防部隊を運用し、あらゆる災害に対応する。

第4章 危険物事故の応急対策

区内には、石油等の危険物の貯蔵所・取扱所等が379施設ある（令和2年3月現在）。また、高圧ガス製造所等の危険物施設についても約600施設以上ある。これらの施設については、関係法令等に基づき安全化対策がとられているが、万一、大規模な事故が発生した場合、従業員はもとより、周辺の住民等に対しても大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、被災者の救助や災害拡大防止等の応急措置を迅速かつ的確に実施し、被害を最小限に止めることが必要である。

第1節 石油类等危険物施設の応急対策

機関名	内容
消防署	<p>関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じるよう指導する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 危険物の流出、爆発等のおそれがある作業や移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置 2 混触発火等による火災の防止措置と初期消火及びタンクの破壊等による流出、異常反応、広域拡散等の防止措置と応急対策 3 災害発生時の自主防災活動組織の活動要領の制定 4 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民等に対する人命安全措置及び防災機関との連携活動

第2節 火薬類施設の応急対策

機関名	内容
消防署	<p>火災が発生し、火薬類等に引火爆発の危険のおそれがある場合は、関係機関と連携し、施設責任者に対し次の措置を実施させる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 延焼防止、火薬類の搬出及び関係者以外の立入禁止措置 2 前記措置の余裕がない場合は、爆発被害の及ぶ危険区域を設定し、立入禁止区域内からの緊急避難を行う。

第3節 高圧ガス施設の応急対策

機関名	内容
警察署	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガス漏れ等事故が発生した場合、関係機関と連絡通報を行う。 2 区市町村長が避難の指示をすることができないと認めた時又は区市町村長から要求があった時は、避難の指示を行う。 3 避難区域内への車両の交通規制を行う。 4 避難路の確保及び避難誘導を行う。
消防署	<ol style="list-style-type: none"> 1 ガスの拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 2 災害時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との間に必要な情報連絡を行う。 <p>これらの施設に対する災害応急対策は「第3部 第3章 消防活動」(P.476)により対処する。</p>

第4節 毒物・劇物施設等の応急対策

機関名	内容
消防署	1 有毒物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 2 事故等の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との情報連絡を行う。 これらの施設に対する災害応急対策は「第3部 第3章 消防活動」(P.476)により対処する。

第5節 放射線施設の応急対策

事故により、放射性同位元素（RI）又は放射線発生装置に起因する放射線障害が発生するおそれがある場合、又は放射線障害が発生した場合は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」に基づき、放射性同位元素使用者等は、直ちに応急の対策を講じ、原子力規制委員会に報告を行うこととされており、また、原子力規制委員会は、必要があると認めるときは、放射線障害を防止するために必要な措置を講じることを命じることができる。関係機関の応急対策は、次のとおりである。

機関名	内容
区	1 放射線量や放射性物質の測定・検査と、内容・結果の公表 2 必要に応じ住民に対する避難の指示等の措置を実施 3 健康相談に関する窓口の設置 4 外部被ばく線量等の測定 5 必要に応じて除染等の対策を実施 6 風評被害等への対策
消防署	1 有害物質等の拡散が急速で、人命危険が著しく切迫しているときは避難の指示等を行う。 2 事故時の広報活動及び警戒区域に対する規制を行う。 3 関係機関との情報連絡を行う。 これらの施設に対する災害応急対策は「第3部 第3章 消防活動」(P.476)により対処する。

第6節 危険物等輸送車両の応急対策

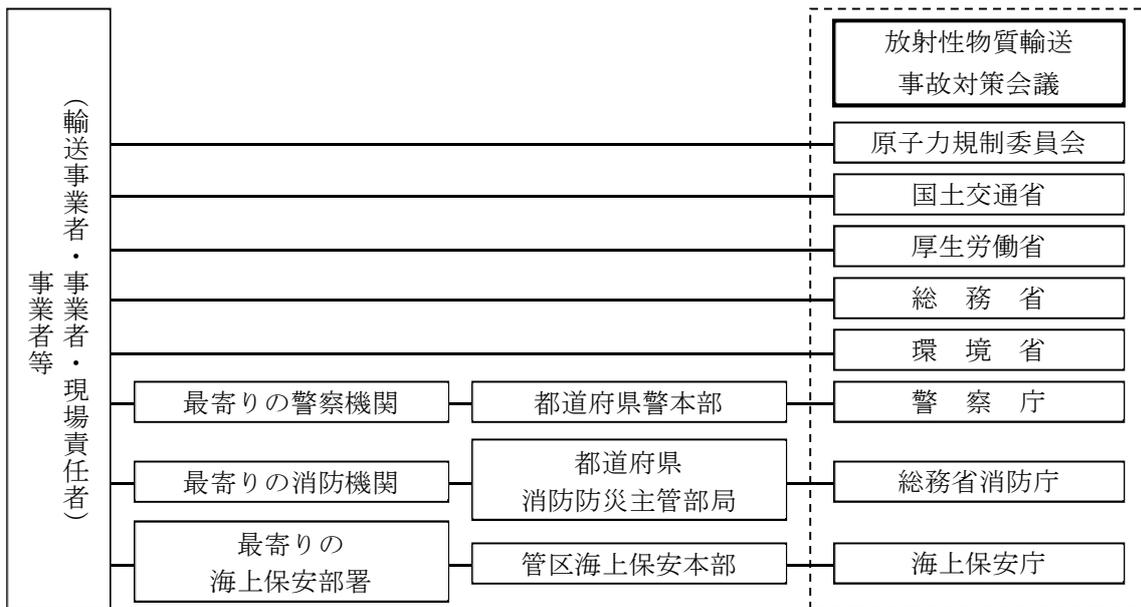
1 高圧ガス等輸送車両の応急対策

機関名	内容
警察署	1 施設管理者に対し、保安施設、応急資器材等を整備充実させるための効果的な活動を推進する。 2 移動可能なものは、周囲の状況により安全な場所へ移動させる。 3 輸送中の車両については、安全な場所に誘導して退避させる。
消防署	交通規制等について関係機関と密接な情報連絡を行うとともに、災害応急対策については、前章「消防活動」により対処する。

2 核燃料物質輸送車両の応急対策

核燃料物質の輸送中に、万一事故が発生した場合のため、国の関係省庁からなる「放射性物質安全輸送連絡会」（昭和58年11月10日設置）において次のような核燃料物質輸送事故時の安全対策がとられるようになっている。

(1) 事故時の連絡体制



第4章 危険物事故の応急対策
第6節 危険物等輸送車両の応急対策

(2) 事故時の対応措置

機関名	内容
国の省庁 (原子力規制委員会) (国土交通省) (厚生労働省) (総務省) (環境省) (警察庁) (総務省消防庁) (海上保安庁)	1 放射性物質輸送事故対策会議の開催 核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、速やかに関係省庁による「放射性物質輸送事故対策会議」を開催し、次の事項に関し、連絡・調整を行う。 (1) 事故情報の収集・整理及び分析 (2) 関係省庁の講ずべき措置 (3) 係官及び専門家の現地派遣 (4) 対外発表 (5) その他必要な事項 2 派遣係官及び専門家の対応 関係省庁は、核燃料物質の輸送中に事故が発生した場合、現地に係官及び専門家を派遣する。係官は、事故の状況把握に努め、警察官又は、消防吏員に対する助言を行うとともに、関係省庁との連携を密にしつつ、事業者等に対する指示等必要な措置を実施する。専門家は、関係省庁の求めに応じて、必要な助言を行う。
警察署	事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに状況に応じて原子力業者その他関係機関と協力して、人命救助、交通規制等必要な措置を講じる。
消防署	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局防災部等に通報するとともに、事故の状況把握に努め、事故の状況に応じて、火災の消火及び延焼の防止、警戒区域の設定、救助並びに救急等に関する必要な措置を実施する。
都総務局	事故の通報を受けた東京消防庁は、直ちにその旨を都総務局防災部等に通報するとともに、都総務局は都の窓口として、直ちに区をはじめとする関係機関に連絡するとともに、国とも連絡を密にし、専門家の派遣要請や区民の避難など必要な措置を講じる。
区	関係機関と連絡を密にし、必要に応じ、区民に対する避難の指示等の措置を実施する。

第4編 大規模事故等対策計画
第1部 計画の前提条件

第4編 大規模事故等対策計画
第2部 大規模事故等予防計画

第4編 大規模事故等対策計画
第3部 大規模事故等応急対策計画

第4章 危険物事故の応急対策

第5章 大規模事故対策

大規模事故が発生した場合、人命救助や被害の軽減を図るため応急対策が重要となってくる。

第1節 鉄道事故

機関名	応急対策等												
都交通局	<p>1 事故発生時の対応 地下高速電車の事故及び災害が発生した場合、又は、発生が予想される場合、地下高速電車運転取扱実施基準、事故災害取扱要綱及び関係示達等により処理する。</p> <p>2 事故対策本部の活動方針 事故が発生した場合、又は、発生が予想される場合における旅客及び輸送の安全確保を図るため、情報の収集・伝達及び指揮命令を確立し、その円滑な取り扱いにより輸送の早期回復及び損害の拡大防止に努める。</p> <p>[事故対策本部の組織及び任務]</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">組織</th> <th>任務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本部長</td> <td>局長又は局長が命じた者</td> <td>事故対策本部の業務を総括する。</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>関係部の部長</td> <td>本部長に事故等あるときは、これに代わる。</td> </tr> <tr> <td>班長</td> <td>関係部の課長で本部長が命じた者</td> <td>事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業状況等を打合せ、業務を掌理するとともに班員を指導監督する。</td> </tr> </tbody> </table>	組織		任務	本部長	局長又は局長が命じた者	事故対策本部の業務を総括する。	副本部長	関係部の部長	本部長に事故等あるときは、これに代わる。	班長	関係部の課長で本部長が命じた者	事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業状況等を打合せ、業務を掌理するとともに班員を指導監督する。
組織		任務											
本部長	局長又は局長が命じた者	事故対策本部の業務を総括する。											
副本部長	関係部の部長	本部長に事故等あるときは、これに代わる。											
班長	関係部の課長で本部長が命じた者	事故復旧本部の指揮者、副指揮者と復旧作業状況等を打合せ、業務を掌理するとともに班員を指導監督する。											
JR 東日本	<p>事故等の発生に敏速かつ適切に対処するため、次の事項について、あらかじめ計画し訓練を実施するなど、常に即応できる救命救助及び復旧体制を整備している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 応急処置方法 2 情報の伝達方法 3 事故復旧対策本部の設置方法 4 非常招集の範囲及び方法 5 救援車の配備、復旧用具の整備及び方法 												
京王	<p>大規模事故が発生した場合は、速やかに事故対策本部を設置するとともに、予め定められている事故連絡体制、動員体制に基づき、人命尊重を第一に、被害を最小限に食い止めるよう努力する。</p> <p>速やかに事故状況を把握し、最も安全な方法によって乗客の誘導を行い、死傷者がある場合は、迅速に救出するとともに輸送（代替、振替を含む）の確立を図る。</p> <p>なお、事故発生時に、復旧の迅速を期するため、平素から応急資材の整備及び緊急自動車の配備を行っている。</p>												
西武	<p>事故が発生した場合は、死傷者の救護を最優先に行うとともに、続発事故の防止に万全の措置をとる。</p> <p>救急措置及び復旧については、迅速且つ的確に対処し、必要を認めたときは本社に「災害対策本部」、事故現場に「現地復旧部」を設置して応急活動にあたる。</p>												
小田急	<p>事故が発生した場合は、人命財産の安全を第一として、負傷者の救助、併発事故防止等の応急措置をとるとともに早期復旧に努め、必要と認めたときは、現地に「現場対策本部」を、本社に「事故対策本部」を設置して応急活動にあたる。</p>												
東京地下鉄	<p>大規模事故が発生した場合、本社に対策本部を、現地に現地対策本部を設置し、旅客の安全確保を第一の使命として、人命救助及び避難誘導、二次災害及び付帯事故の防止、被害者への対応等を重点として行動する。</p>												

第4編
第1部
大規模事故等対策計画
計画の前提条件

第4編
第2部
大規模事故等対策計画
予防計画

第4編
第3部
大規模事故等
応急対策計画

第5章
大規模事故対策

第2節 道路・橋りょう・トンネル事故

機関名	応急対策等
消防署	必要に応じて、東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第3節 ガス事故

機関名	応急対策等
東京ガスグループ	<p>1 通報連絡等 通報の責任者は、当該工事現場の現場責任者とし、事故の内容に応じてガスライト24、支店並びに警察、消防、道路管理者及び沿道住民等に連絡する。連絡の内容は、事故の状況・発生場所その他必要事項とする。なお、区には支店により所定の内容にて報告する。</p> <p>2 非常災害対策組織 ガス導管等の事故発生時の体制は、あらかじめ定められた非常災害対策組織による。なお、ガス導管等の緊急事故に対しては、初動措置を迅速かつ的確に実施し、二次災害の防止に対処するため、ガスライト24では、24時間緊急出動体制を確立している。</p> <p>3 事故時の応急措置 (1) 消防署又は、警察署と密接な連携を保ちつつ、現場の状況に応じて次の措置をとる。 ア 人身事故が発生したときは、直ちに医師又は消防署に連絡し、適切措置をとる。 イ ガス漏えい箇所付近では火気の使用を禁止し、関係者以外の者が立ち入らないような措置をとる。 ウ 状況に応じ、メーターガス栓、遮断装置等によりガスの供給を遮断する。 エ 状況に応じ、マンホール開放を行った場合は、通行者に対する安全誘導を行う。 オ 状況に応じ、区へ報告するとともに、個別訪問、拡声器等により付近住民等に対する広報活動を行う。 (2) 事故の状況に応じ、応援の依頼又は特別出動の要請を行う。 (3) 復旧のための調査、連絡、修理等を行う。</p>
消防署	必要に応じて、東京 DMAT と連携して、救出救助活動及び救急活動を行う。

第4節 航空機事故（市街地）

機関名	応急対策等
消防署	東京消防庁の大規模災害出場計画、危険物火災出場計画、救急特別出場計画等の対応により対応する。

第6章 訓練及び防災知識の普及

大規模な事故災害においては、防災機関や事業者、住民が事故発生時に連携し、迅速かつ的確な防災行動をとる必要がある。防災訓練の充実や防災知識の普及については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 具体的な取組（予防対策）」(P. 38) 及び「第3編 風水害対策計画 第2部 第5章 第3節 防災訓練の強化」(P. 402) を準用する。

第7章 地域防災力の向上

都民、事業所等は「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する普段の備えを進めるとともに災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。平成17年に発生した JR 福知山線脱線事故においては、地元企業が救出搬送に大きく貢献した。この教訓を生かし、大規模事故においても事業所・都民との連携を図る。

地域防災力の向上は、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 具体的な取組（予防対策）」(P. 38) 及び「第3編 風水害対策計画 第2部 第5章 第1節 自助による区民の防災力向上」(P. 400) を準用する。

第8章 ボランティア等との連携・協働

大規模災害において被災者に対する効果的な救援活動や流出油等への対応のための活動を実現するために、ボランティアやNPO等との連携を図る。ボランティア等との連携・協働については、「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 6 ボランティア」(P. 55) を準用する。

第9章 警備・交通規制

大規模事故が発生し、又は発生するおそれがあるときは、さまざまな社会的混乱及び道路交通の混乱の発生が予測される。このため、住民の生命の安全確保、各種犯罪の予防、取り締まり、交通秩序の維持等について万全を期することが必要である。警備、交通規制等については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第6節 具体的な取組（応急対策）」(P. 111) 及び「第3編 風水害対策計画 第3部 第6章 警備・交通規制」(P. 438) を準用する。

第10章 避難

火災、危険物の漏えい及び大爆発等の大規模事故時には、付近の住民の避難が必要となる。このため、被災者の生命、身体の安全確保等について適切な避難対策を講じる必要がある。避難については、「第2編 震災対策計画 第1部 第9章 避難者対策」(P. 257) 及び「第3編 風水害対策計画 第3部 第7章 避難」(P. 439) を準用する。

第11章 その他の応急対策

大規模事故発生時において被害を最小限に抑え、被災者の生命及び安全を確保するとともに人心の安定を図るためには、迅速に救援・救護活動を実施することが重要である。その他の大規模事故に対する応急対策については、「第2編 震災対策計画」及び「第3編 風水害対策計画」を準用する。

第5編 富士山噴火降灰対策計画

第1部 総則

第1章 計画の前提

富士山は、宝永4年（1707年）の宝永噴火から約300年が経過し、平成12年（2000年）10月から12月まで及び翌年4月から5月までの間にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が観測されたことから、改めて活火山であることが認識された。

噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ様々な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成13年（2001年）7月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立（後に東京都も参加）され、火山防災対策の確立のため、平成16年（2004年）6月に富士山ハザードマップが作成された。

ハザードマップの作成においては、過去5600年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。

富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震（地殻変動）、津波、空振及び火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石

平成16年（2004年）6月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、関係する県及び市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成17年（2005年）9月に「富士山火山広域防災対策」として取りまとめられ、中央防災会議に報告された。

影響が広範囲に及ぶ大規模な噴火の対策については、平成20年（2008年）3月の「噴火時等の避難に係る火山防災体制の指針」において、今後の課題として指摘された。これを受け、平成24年（2012年）3月の「火山防災対策の推進に係る検討会とりまとめ」において検討課題の提起がなされ、平成25年（2013年）5月の「大規模火山災害対策への提言」において、大規模火山災害への備えの現状の課題と、国と地方公共団体が取り組むべき事項が示された。

このうち、警戒避難体制の整備や火山専門家の知見の活用や育成については、平成26年（2014年）に発生した御嶽山の噴火災害を受けて改正された活動火山対策特別措置法にその趣旨が反映され、法改正以降の取組みの中で対策が進められているが、降灰対策については課題として残されていた。

このため、大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方を検討するため、平成30年（2018年）8月に中央防災会議防災対策実行会議に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が設置された。同ワーキングが令和2年（2020年）4月に公表した降灰シミュレーションによれば、新宿区付近においても累積で10cm弱の降灰被害が予想されており、区内で様々な被害や影響が生じるおそれがあるため、富士山降灰対策について本計画に基づき対応する。

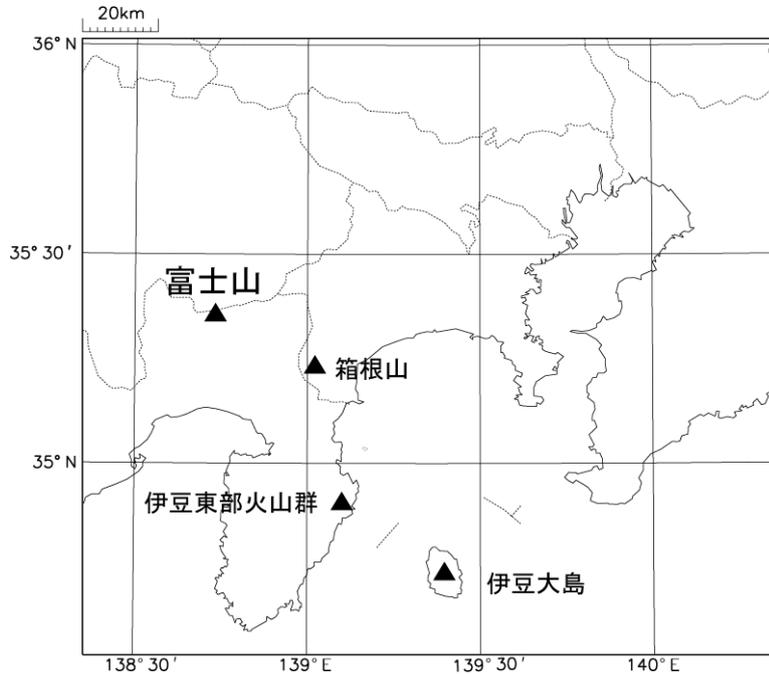
第2章 富士山の現況

1 富士山の概要

富士山は、我が国に111存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。

標高は3,776mで我が国の最高峰であり、山体の体積は約500km³で我が国の陸域で最大の火山である。

都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約47km、新宿区の都庁まで約95km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約115kmとなっている。



2 富士山の活動史

富士山は今から約70万年から20万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約5600年前に現在の円錐形の火山体が形成されたと考えられている。

それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

(1) 富士山の噴火年代区分

富士山の火山防災対策を検討するにあたっては、富士山がどのような噴火を繰り返してきた火山であるかを認識しておく必要がある。

近年の研究における富士山の噴火年代区分は、約17000年前頃に始まる溶岩大量流出を境に、それ以前を星山期（約10万年前～約17000年前）、それ以後を富士宮期（約17000年前～約8000年前）と須走期（約8000年前以降）としている。須走期は、火山活動の低下を示す富士黒土層を形成した須走－a（約8000年前～約5600年前）、山頂及び山腹からの溶岩流出により今見られる円錐形の火山体が形成された須走－b（約5600年前～約3500年前）、山頂及び山腹での爆発的噴火が卓越した須走－c（約3500年前～約2300年前）及び山腹割れ目噴火が繰り返された須走－d（約2300年前以降）に分けられている。

【富士山の噴火年代区分】

年代区分	時期	主な噴火口の位置	噴火の傾向
星山期	約10万年前 ～約17000年前	—	爆発的噴火 複数回の山体崩壊
富士宮期	約17000年前 ～約8000年前	—	溶岩の大量流出
須走期	須走－a期	約8000年前 ～約5600年前	(静穏期) 小規模な火砕物の噴出 (富士黒土層の主要部分形成)
	須走－b期	約5600年前 ～約3500年前	山頂と山腹 溶岩の流出、火砕流の発生 (現在の円錐形の火山体の形成)
	須走－c期	約3500年前 ～約2300年前	山頂と山腹 爆発的噴火、火砕流の発生 山体崩壊
	須走－d期	約2300年前～現在	山腹 溶岩の流出 爆発的噴火（宝永噴火）

(2) 歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707年の宝永噴火を最後に、これまでの約300年間、富士山は静かな状態が続いている。

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781年（天応元年）	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800～802年（延暦19～21年）	大量の降灰、噴石	延暦（エンリヤク）噴火
864～866年（貞観6～7年）	溶岩流出（青木ヶ原溶岩）。溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観（ジョウガン）噴火
937年（承平7年）	噴火	
999年（長保元年）	噴火	
1033年（長元6年）	溶岩流が山麓に達した。	

年代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
1083年（永保3年）	爆発的な噴火	
1511年（永正8年）	噴火	
1560年（永録3年）	噴火	
1707年（宝永4年）	噴火前日から地震群発、12月16日から2週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永（ホウエイ）噴火

(3) 最近の活動

平成12年（2000年）10月から12月まで及び翌年4月から5月までの間にかけて、富士山直下の深さ15km付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

3 富士山における噴火の特徴

これまでに分かっている富士山の噴火の主な特徴は、次のとおり。

- (1) 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- (2) 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- (3) 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約2200年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- (4) 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも781年以降10回の噴火が確認されている。

第3章 噴火による被害想定

第1節 被害想定

(1) 噴火の規模及び被害の概要

本計画では、富士山ハザードマップ検討委員会報告書における被害想定及び大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループにおけるモデルケースを、降灰における対策計画の基礎とする。

ア 富士山ハザードマップ検討委員会報告書における被害想定

国が設置した富士山ハザードマップ検討委員会は、平成16年（2004年）6月に「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」において、富士山噴火における被害想定を公表した。本報告書は、令和3年3月に改定されているが、降灰の可能性マップについては、平成16年版報告書からの再掲となっている。

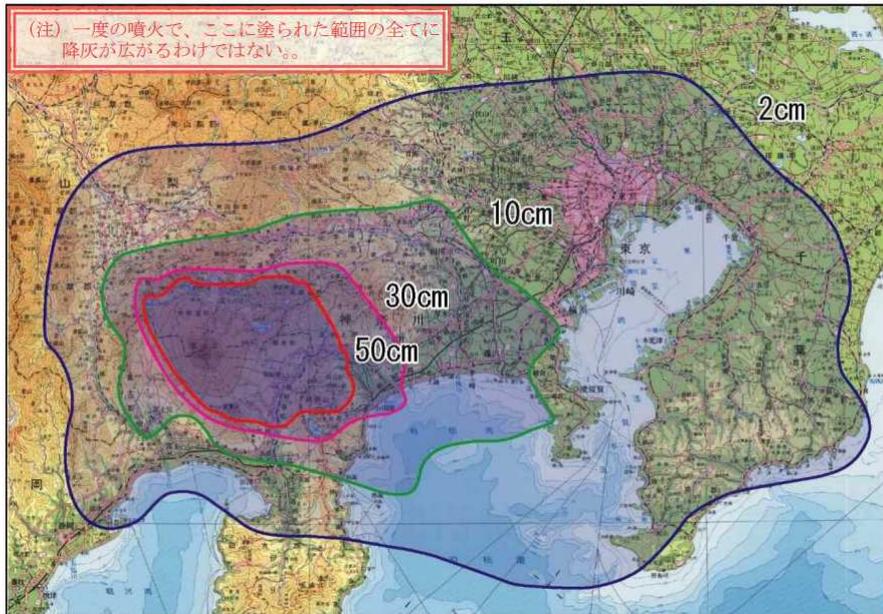
報告書では、都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害想定がなされている。

なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。

噴火の規模及び被害の概要は次のとおり。

	内容	
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	①梅雨期 ②その他の時期
被害の原因	降灰	
被害の範囲	都内全域	
被害の程度	八王子市及び町田市の一部	10cm程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり)	2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

【降灰の可能性マップ（平成16年版報告書から再掲）】



（富士山火山ハザードマップ検討委員会（改定版）報告書（令和3年3月））

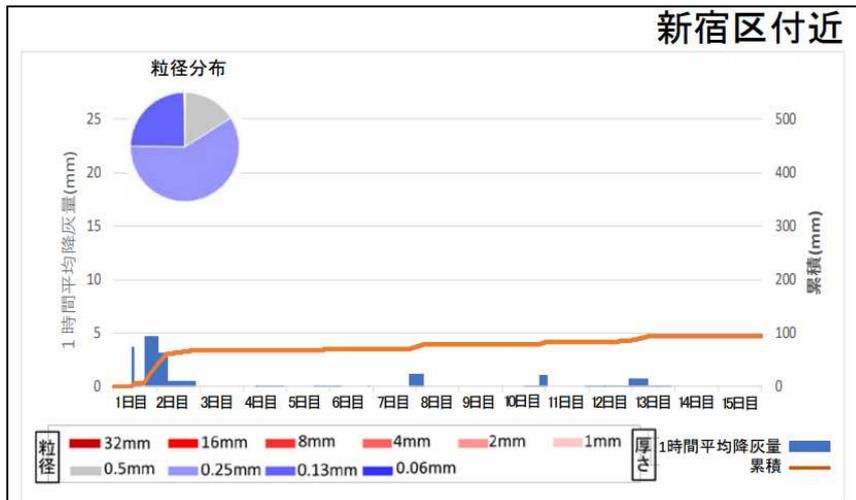
イ 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループにおけるモデルケース

国が設置した大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループは、令和2年（2020年）4月に「大規模噴火時の広域降灰対策について 首都圏における降灰の影響と対策 ～富士山噴火をモデルケースに～」において、富士山噴火におけるモデルケースを公表した。

報告書では、宝永噴火の規模・噴出率における降灰分布のシミュレーションを行っており、新宿区では、西南西風が卓越した場合において10cm程度の降灰となっている。ただし、本報告書で計算した降灰分布は、対策を検討するためのモデルケースであり、将来の富士山噴火時の降灰分布の予測ではないことに留意する必要がある。

降灰の状況は次のとおり。

【新宿区における降灰の状況（西南西風が卓越した場合）】



（大規模噴火時の広域降灰対策について 首都圏における降灰の影響と対策 ～富士山噴火をモデルケースに～（令和2年4月））

第2節 火山灰による被害

(1) 火山灰の特徴

- ア 火山灰とは火山岩が粉々になった細かい粒子（直径2mm以下のもの）のことである。
- イ 火山灰が生じるのは、火山が爆発するときや高温の岩なだれが火山の山腹を流れおちるとき、赤熱した液状の溶岩がしぶきになって飛び散るときなどである。
- ウ 火山灰の外見は、火山のタイプや噴火の仕方によって異なり、明るい灰色から黒色のものまで様々である。
- エ 空中を浮遊する火山灰は太陽光をさえぎり、視界を悪くする。そのため、昼間なのに真っ暗になるということもある。

(2) 健康被害

ア 呼吸器系の影響

噴火によっては、火山灰粒子が非常に細かく、呼吸によって肺の奥深くにまで入ることもある。

大量の火山灰にさらされると、健康な人でも咳の増加や炎症等を伴う胸の不快感を感じる。一般的な急性（短期間）の症状は次のとおり。

- ・鼻の炎症と鼻水
- ・のどの炎症と痛み。乾いた咳を伴うこともある。
- ・呼吸器系の基礎疾患がある人は、火山灰を浴びた後、数日続く気管支のひどい炎症（空せき、たん、ぜーぜーとした呼吸、息切れ）を引き起こす可能性がある。
- ・ぜんそくまたは気管支炎の患者における気道の刺激
- ・息苦しくなる。

イ 目の症状

火山灰のかけらによって、目に痛みを伴う角膜のひっかき傷や結膜炎が生じる。コンタクトレンズ着用者は、特にこの問題が大きい。一般的な症状は以下のとおり。

- ・目の異物感
- ・目の痛み、かゆみ、充血
- ・ねばねばした目やに、涙

ウ 皮膚への刺激

火山灰が酸性の被膜に覆われている場合、皮膚に炎症を起こす場合がある。その他、皮膚に痛みや腫れ、ひっかき傷からの二次感染等が起きる場合がある。

(3) 交通被害

- ア 空中を浮遊する火山灰によって視界が悪くなり、交通事故が起きやすくなる。
- イ 火山灰が薄く積もった路面は、湿っていても乾いていても非常に滑りやすく、ブレーキが利きにくくなる。
- ウ 火山灰が厚く積もると道路が通行不能になる。

第3章 噴火による被害想定

第2節 火山灰による被害

(4) ライフライン被害

降灰によって停電が起きる可能性がある。また、湿った火山灰には導電性があるので、電源供給装置等を使用する場合等に、感電する可能性がある。

(5) 建物被害

火山灰の重みによって屋根が崩落することがある。特に、屋根を清掃する際に人の重みが加わり、崩落する危険性が高い。

(6) 給水被害

ア 水の汚濁や給水装置の遮断・破損が起きる可能性がある。

イ 小規模でふたのない給水施設は特に火山灰に弱く、少量の火山灰でも給水に支障をきたす。

ウ 火山灰が給水施設に入った場合、有毒である危険性は低いですが、酸性度が強くなったり、塩素による殺菌効果が弱くなる可能性がある。

エ 清掃用の水需要が増加して、水不足になる可能性がある。

第2部 災害予防計画

第1章 各防災機関の予防業務及び役割

富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。本章では、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を策定する。

予防計画の実行にあたっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の区民活動団体、防災区民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等のつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、都とともにこれらの進め方について検討していく。

第2章 火山観測

【富士山における国の火山観測体制】

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関
・地震計 6	・地震計 8	・地震計 6	国土地理院及び海上保安庁が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。
・GNSS 3	・傾斜計 1	・傾斜計 6	
・空振計 2	・歪計 1	・雨量計 4	
・傾斜計 2	・体積温度計 1	・気圧計 4	
・監視カメラ 1	・全磁力 1	・GNSS 6	

【気象庁の実施する火山観測】

区分	内容
震動観測	地震計により、火山、その周辺に発生する火山性地震及び火山性微動を観測する。
地殻変動観測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。 また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。
その他の観測	磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。また、噴気地帯等の噴気温度、ガス等を定期的に観測する。

第3章 区民等の防災行動力の向上

1 災害に強い社会づくり

区民、防災区民組織等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、区民、ボランティア団体等との相互連携及び相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

(1) 区民の役割

- ア 日頃から報道機関、都、区等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。また、自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。
- イ マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- ウ 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- エ 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰注意報等の情報を確認する。

(2) 防災区民組織等の役割

- ア 降灰被害に関する知識の普及、避難時の注意事項の周知等の徹底
- イ 情報伝達、避難等の各種訓練の実施
- ウ 非常食の備蓄

(3) 事業所の役割

- ア 社屋内外の安全確保、防災資器材、食料等の備蓄等、従業員及び来客の安全確保に努める。
- イ 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定や早期復旧につながる。そのため防災計画、事業継続計画（BCP）、非常用マニュアル等の整備等、事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検及び見直しの実施に努める。
- ウ 事業所の持つ資源及び特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティア、防災区民組織等との協力など地域社会の安全性の向上に努める。
- エ 事業所の自衛消防隊の活動能力の充実及び強化
降灰被害を想定した自衛消防隊の活動能力の充実及び強化を図る。

2 ボランティア等との連携

「第2編 震災対策計画 第1部 第2章 第5節 6 ボランティア」（P.55）を準用する。

3 要配慮者の安全確保

「第2編 震災対策計画 第1部 第9章 第5節 4 要配慮者等の安全確保」（P.265）を準用する。

第3部 災害応急・復旧対策計画

第1章 応急活動体制

区は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、都、他の区市町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体、区民等と連携して、災害応急対策の実施に努める。

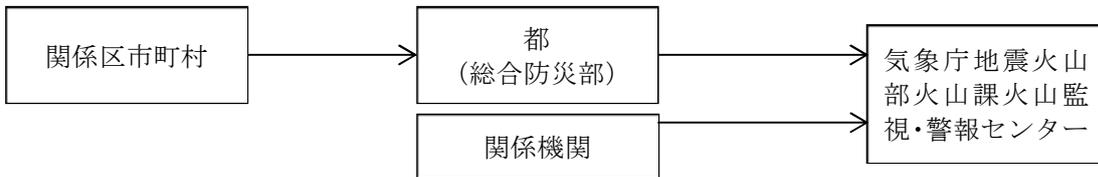
区の活動体制については、「第2編 震災対策計画 第1部 第5章 第6節 1 区の応急活動態勢」(P.159)を準用する。

第2章 情報の収集・伝達

1 火山（降灰）情報

区内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターに集約される。区は国や都と連携して、情報収集に努める。

【降灰の情報連絡】



降灰調査項目は、以下のとおりとする。

【調査項目】

- (1) 降灰の有無及び堆積の状況
- (2) 時刻及び降灰の強さ
- (3) 構成粒子の大きさ
- (4) 構成粒子の種類、特徴等
- (5) 堆積物の採取
- (6) 写真撮影
- (7) 降灰量及び降灰の厚さ（可能な場合）

【降灰の強さ（火山観測指針 気象庁（1999）を一部改変）】

階級	解説
1	降っているのがようやくわかる程度
2	降っているのが明確にわかり、10～20分で地上を薄く覆う程度
3	降灰のため山は見え、10～20分で厚さ1mm以上積もる程度

都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センターで取りまとめ、「富士山の火山活動解説資料」として公表される。

2 降灰予報

気象庁は平成20年より降灰予報の発表を開始した。

平成27年3月に量の予測を含めた降灰予報を開始し、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な情報を発表することとした。

また、活動が活発化している火山では、噴火が発生した場合、降灰の範囲を事前情報として発表するとともに、噴火直後には、風に流される小さな噴石が降る範囲についても速報する。

気象庁は、以下の3種類の降灰予報を提供する。

(1) 降灰予報（定時）

噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表

噴火の発生に関わらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表

18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲及び小さな噴石の落下範囲を提供

(2) 降灰予報（速報）

噴火が発生した火山に対して、直ちに発表

発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供

(3) 降灰予報（詳細）

噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表

降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20分から30分程度で発表

噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を、市区町村を明示して提供

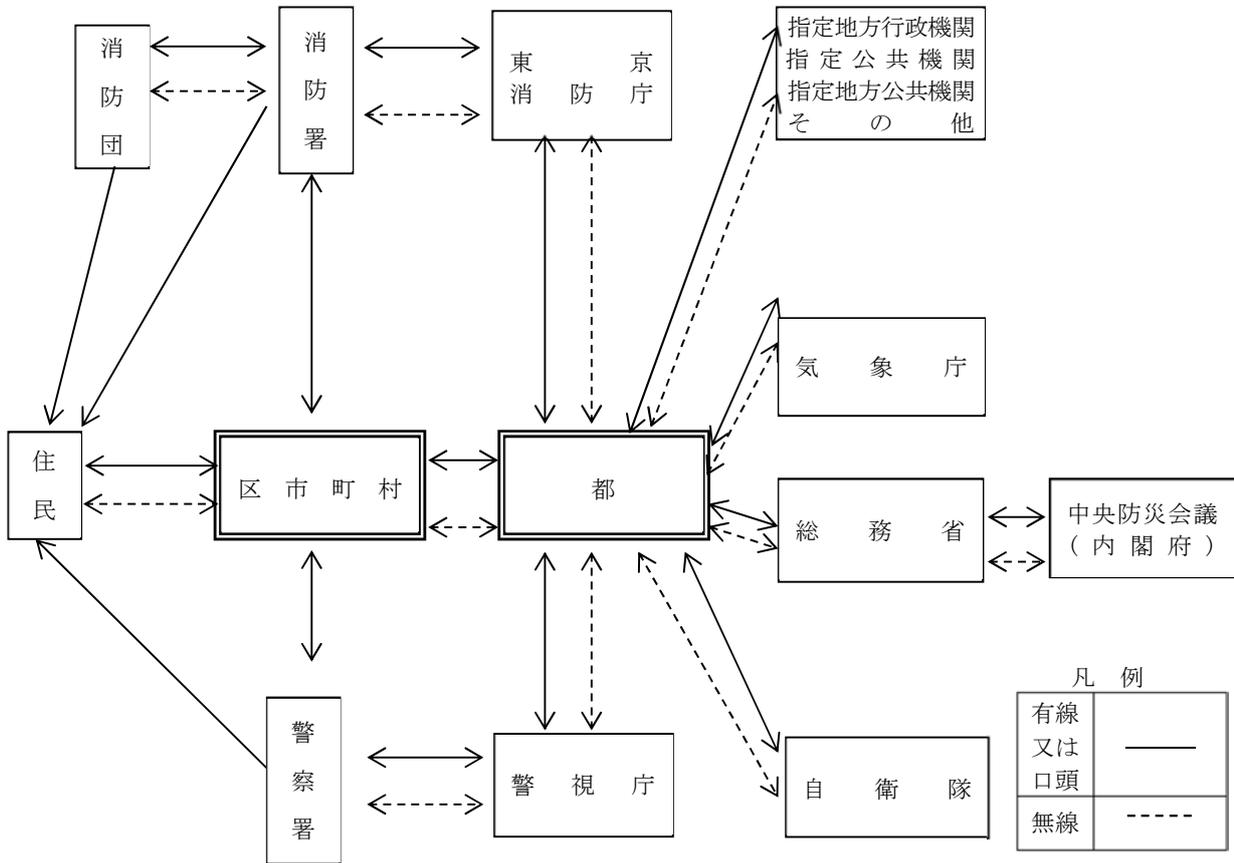
【降灰量階級及び降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1mm 以上 1 mm 未満
少量	0.1mm 未満

3 情報連絡体制

富士山の噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集にあたる。

富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れは、次のとおりである。



4 被害状況等の調査報告

被害状況の迅速、的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、資器材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。

区及び防災関係機関は、降灰による被害の発生に際して、速やかに、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、都等に報告する。

5 災害時の広報

災害時の広報は、「第2編 震災対策計画 第1部 第6章 第6節 3 広報及び広聴活動」(P.200)を準用する。また、消防署の広報は次のとおり。

機関名	内容
消防署	<p>1 火山活動においては、消防方面本部、消防署から災害に関する情報を収集及び分析し、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、積極的な広報活動を実施する。</p> <p>(1) 出火防止対策</p> <p>(2) 降灰による健康被害防止</p> <p>(3) 噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供</p> <p>(4) その他必要な事項</p> <p>2 広報は、報道機関の活用をはじめ、消防車両による巡回広報、印刷物の配布、ホームページ及びSNSを活用して行う。</p>

第3章 応援協力・派遣要請

降灰により被害を受け又は受けるおそれがある場合、各防災機関及び住民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援及び救護に務め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。

必要により、他の機関に対応措置に関し応援要請を行う場合は、「第2編 震災対策計画 第1部 第5章 第5節 4 相互応援協力等」(P.155)に準じて行うものとする。

第4章 警備・交通規制

降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。

1 警備

警備については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第6節 1 警備・交通規制」(P.111)を準用する。

2 交通規制

降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要である。

本項においては、警視庁が実施する交通規制について定める。

(1) 交通情報の収集と交通統制

降灰の範囲、規模等の具体的な交通情報の収集に努めるとともに、交通障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事（都本部長）に通報する。

(2) 交通規制

広域的な降灰による被害発生時には、道路交通法第4条第1項に基づく、東京都公安委員会の決定により必要な措置を講ずる。隣接県に通じる国道その他の幹線道路については、関係県警察本部と連携を密にし、整合性のある速度規制等を実施して、交通秩序の維持に努める。

被災地及びその周辺を管轄する警察署長（高速道路交通警察隊長）は、道路交通法第5条第1項に基づき、被災地及びその周辺道路における危険防止、交通の安全及び円滑を図るため、通行禁止、一方通行等の交通規制を実施する。

第5章 避難等

避難については、「第2編 震災対策計画 第1部 第9章 第6節 具体的な取組（応急対策）」（P.270）を準用する。

第6章 救援・救護

救援・救護については、「第2編 震災対策計画 第1部 第7章 第6節 具体的な取組（応急対策）」（P.218）を準用する。

第7章 交通機関の応急・復旧対策

1 道路

降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

2 鉄道

降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

第8章 ライフライン等の応急・復旧対策

ライフライン等の応急・復旧対策については、「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第6節 3 生活関連施設の応急対策」（P.133）を準用する。

第9章 宅地等の降灰対策

1 宅地等の降灰除去

火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び区民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。

このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す

必要がある。

そのため、各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。

宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、区は国や都と連携して対応する。

各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内容
区	<ul style="list-style-type: none"> ○ 宅地の降灰について、以下の対策を行う。 <ul style="list-style-type: none"> 1 降灰予報及びその他火山情報の把握 2 宅地の降灰運搬 3 収集した降灰の処分 4 測定 5 被害額の算定及び報告
都都市整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 降灰予報及びその他火山情報火山情報の把握、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行う。
国土交通省 都市・地域整備局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都及び区市町村からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

第10章 火山灰の収集及び処分

1 火山灰の収集・運搬

- (1) 火山灰の収集は、原則として、土地所有者又は管理者が行うものとする。
- (2) 火山灰の運搬は、一般廃棄物とは別に行い、飛散しないように努めるものとする。
- (3) 宅地等に降った火山灰の運搬については、区は国や都と連携し行うものとする。
- (4) 宅地以外に降った火山灰の収集及び運搬については、各施設管理者が行うものとする。

2 火山灰の除去・処分

国が、平成25年(2013年)5月に公表した「大規模火山災害対策への提言」によると、「国は、都市に多量の火山灰が堆積する時に、降灰除去機材の確保、優先的に除灰する道路や施設の選定、除灰作業への機材や人員の投入などを施設管理者や関係機関と速やかに調整する仕組みを構築すべきである。」とされている。

また、「国、地方公共団体は、大規模な降灰に備えて火山灰処分場の確保や降灰除去機材の調達などを検討する火山防災協議会を超えるより広域な枠組みを検討すべきである。」とされている。

都は、国に対し、富士山等の大規模噴火による大量の降灰に備え、火山灰の除去・処分方法について明確な指針を示すとともに、降灰による都市基盤への影響について、的確な調査研究の実施及び具体的な対策の検討を行うことを引き続き要望していくことから、区はこの方針に従うものとする。

第6編 南海トラフ地震等防災対策計画

第1部 対策の考え方

第6編では、南海トラフ巨大地震など南海トラフ沿い等で発生する大規模な海溝型地震への対策を定める。

1 南海トラフ地震等防災対策（第2部）

都地域防災計画（令和5年5月修正）では、南海トラフ地震等防災対策について、令和4年5月公表の「首都直下地震等による東京の被害想定」等で明らかになった南海トラフ巨大地震等が引き起こす島しょ部における津波への対策を中心に定めている。

「首都直下地震等による東京の被害想定」では、島しょ部で最大28mの大津波が襲来し、多大な被害をもたらす想定結果となっており、島しょ部の全町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（以下「特別措置法」という。）第3条で指定された南海トラフ地震特別防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されている。しかし、区部・多摩地区の震度は、ごく一部で震度6弱となるものの、ほとんどの地域で5強以下とされ、建物被害・人的被害、ライフラインの被害は限定的とされており、区の想定震度は、5弱あるいは5強であり、特別措置法での推進地域には指定されていない。

そのため、区の南海トラフ地震等防災対策については、「第2編 震災対策計画」を準用するものとする。

2 東海地震事前対策（第3部）

第3部において、東海地震の警戒宣言時等に関する事前対策を定めるものとし、その目的及び基本的な考え方は、「第3部 第1章 事前対策の目的等」（P.509）で定める。

第2部 南海トラフ地震等防災対策

令和4年5月に都防災会議が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」における南海トラフ巨大地震による区部や多摩地域の最大震度や津波などの想定は、「第2編 震災対策計画」において対策の指標としている都心南部直下地震及び多摩東部直下地震よりも小さいため、区における対策は、「第2編 震災対策計画」に記載されている対策を推進していくこととする。

【南海トラフ地震に関連する情報及び区の対策】

南海トラフ地震とは、駿河湾から遠州灘、熊野灘、紀伊半島の南側の海域及び土佐湾を経て日向灘沖までのフィリピン海プレートとユーラシアプレートの境界を震源とする大規模な地震である。

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード6.8以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する（この二つの情報をあわせて「南海トラフ地震に関連する情報」と呼ぶ。）。

南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まった旨の情報が発表された場合には、国は地方自治体に対して防災対応について指示や呼びかけを行い、国民に対してその旨周知することとしている。

そのため、区では国から防災対応について指示や呼びかけがあった場合、区民に対して速やかに周知する。

また、南海トラフ地震に関連する情報の発表時および南海トラフ地震等による島しょ町村の被災時において、区が都から避難者の受入を指示された場合に備え、避難所等における避難者の受入体制の整備に努める。受け入れた避難者の避難所等の運営は、原則として区が行い、移送元島しょ町村は運営に積極的に協力することとする。

【南海トラフ地震に関連する情報の種類と発表条件】

- (1) 「南海トラフ地震臨時情報」又は「南海トラフ地震関連解説情報」の情報名で発表
- (2) 「南海トラフ地震臨時情報」には、情報の受け手が防災対応をイメージし、適切に実施できるよう、防災対応等を示すキーワードを情報名に付記
- (3) 「南海トラフ地震関連解説情報」では、「南海トラフ地震臨時情報」発表後の地震活動や地殻変動の状況等及び「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における評価結果について発表

情報名	発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ○ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く。） <p>※ 既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合があります。</p>

【「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードとキーワードを付記する条件】

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で発表

発表時間	キーワード	各キーワードを付記する条件
地震発生等から5～30分後	調査中	<p>次のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内（※1）でマグニチュード6.8以上（※2）の地震（※3）が発生 ○ 1カ所以上のひずみ計での有意な変化（※4）と共に、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化（※4）が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべり（※5）が発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○ その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
地震発生等から最短で2時間後	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ○ 想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード（※6）8.0以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ○ 監視領域内において、モーメントマグニチュード7.0以上の地震（※3）が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合を除く。） ○ 想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ○（巨大地震警戒）又は（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※1 南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲
 ※2 モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードで6.8以上の地震から調査を開始する。
 ※3 太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除く。

※4 気象庁では、ひずみ計で観測された地殻変動の変動量の大きさを異常レベルを1～3として、異常監視を行っている。レベル値は数字が大きい程異常の程度が高いことを示し、平常時のデータのゆらぎの変化速度(24時間など、一定時間でのひずみ変化量)についての出現頻度に関する調査に基づき、観測点毎(体積ひずみ計)、成分毎(多成分ひずみ計)に設定されている。

具体的には、

レベル1：平常時のデータのゆらぎの中の1年に1～2回現れる程度の値に設定

レベル2：レベル1の1.5～1.8倍に設定

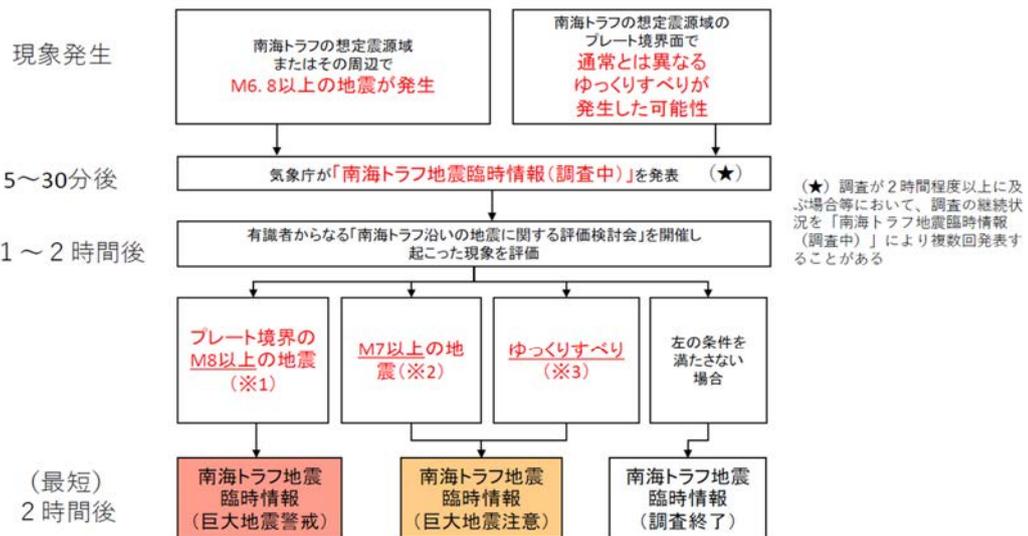
レベル3：レベル1の2倍に設定

「有意な変化」とは上記レベル3の変化を、「関係すると思われる変化」は上記の「有意な変化」と同時期に周辺の観測点で観測されたレベル1以上の変化を意味する。

※5 ひずみ観測において捉えられる、従来から観測されている短期的ゆっくりすべりとは異なる、プレート境界におけるゆっくりすべりを意味する。南海トラフのプレート境界深部(30～40km)では数か月から1年程度の間隔で、数日～1週間程度かけてゆっくりとすべる現象が繰り返し発生しており、東海地域、紀伊半島、四国地方のひずみ計でこれらに伴う変化が観測されている。このような従来から観測されているものとは異なる場所でゆっくりすべりが観測された場合や、同じような場所であっても、変化の速さや規模が大きいなど発生様式が従来から観測されているものとは異なるゆっくりすべりが観測された場合には、プレートの固着状況に変化があった可能性が考えられることから、南海トラフ地震との関連性についての調査を開始する。なお、数か月から数年間継続するようなゆっくりすべり(長期的ゆっくりすべり)の場合はその変化速度が小さく、短期的にプレート境界の固着状態が変化するようなものではないことから、本ケースの対象としない。

※6 断層のずれの規模(ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ)をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、このマグニチュードを求めるには若干時間を要するため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

【南海トラフ地震臨時情報発表までの流れ】



※内閣府「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン【第1版】」の図に加筆・修正

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

(資料) 気象庁「南海トラフ地震臨時情報」等の提供開始について(令和元年5月31日)

第3部 東海地震事前対策

第1章 事前対策の目的等

第1節 対策の目的

東海地震事前対策は、東海地震に関する予知情報等が発令された場合に、区、都及び各防災機関が一体となって地震被害の発生防止又は被害の軽減を図ろうとするものである。

この対策は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条に基づき都防災会議が策定する地震防災強化計画を中心とするが、都地域防災計画において、地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）に指定されていない地域における応急対策及びその他の予防対策についても必要な事項が定められている。

- (1) この対策は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止し又は軽減するため、都内全域を対象とし、区、都及び防災機関等のとるべき事前対策の基本的事項を定める。
- (2) 区及び防災機関等は、この対策に基づいてそれぞれ必要な具体的計画等を定め、事前対策を実施するものとする。

第2節 基本的考え方

本計画は次の考え方を基本に策定したものである。

- (1) 東海地震とは、南海トラフ巨大地震の発生が想定される区域の中で、静岡県中部から遠州灘周辺を震源域とし、いつ発生してもおかしくないと考えられているマグニチュード8クラスの巨大地震で、これまでの研究及び観測体制の構築から唯一予知の可能性のある地震とされていた。

しかし、中央防災会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討ワーキンググループ」報告（平成29年9月）で、現在の科学技術では、確度の高い地震の予測はできないとされたことから、平成29年11月1日から南海トラフ全域を対象として、異常な現象が発生した場合や地震発生可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に「南海トラフ地震に関連する情報」が気象庁から発表される運用に転換されている。（従前は、前兆的な「ゆっくりすべり」を監視し、通常とは異なる変化が観測された場合に「東海地震に関連する情報」が気象庁から発表されていた。）

そのため、南海トラフ沿いにおける地震に対する区の防災対応は第6編第2部における南海トラフ地震等防災対策に基づくものとする。なお、この章では、大震法が廃止されていない状況を踏まえ、東海地震の発生前に、被害の防止や軽減を図るための事前対策をまとめたものである。

- (2) 東海地震発生の際、区部においては震度5弱（地域によって5強）程度とされていることから、警戒宣言が発せられた場合においても、都市機能を極力平常どおり維持することを基本としつつ、
 - ア 警戒宣言・地震予知情報に伴う社会的混乱の発生を防止するための対応措置
 - イ 東海地震による被害を最小限に止めるための防災措置を講じることにより、区民の生命、身体及び財産の安全を確保することを目的に対策を講じる。

- (3) 原則として、警戒宣言が発せられたときから地震が発生又は警戒解除宣言が発せられるまでの間における対策を定めたものであるが、警戒宣言発令前における東海地震注意情報発表時やこれに基づき政府が準備行動等を開始した場合に実施すべき対策も盛り込む。
- (4) 東京都震災対策条例（平成12年東京都条例第202号）に基づき、事業所に来所する顧客等の安全確保、周辺住民等と連携した災害活動、防災機関への被害状況の報告等、自助・共助の考え方が住民意識のなかにより浸透するための支援策等を講じる。
- (5) この対策に記載のない東海地震の事前対策については、新宿区地域防災計画震災対策計画の「震災予防計画」及び「震災応急対策計画」で対処するものとする。
- (6) 本計画における事前対策は、次の事項に留意し、策定した。
- ア 警戒宣言が発せられた日及び翌日以降の対応措置は特に区分しないことを原則としたが、学校、鉄道対策等区分が必要な対策については、個別の対応をとることとする。
- イ 警戒宣言が発せられた時点には、地震発生の可能性があるため、人命の安全の確保を第一に優先するものとし、次いで防災上の対策の優先度を配慮する。
- ウ 都及び他区並びに防災関係機関と関連を有する対策については、事前に調整を図るものとする。

第3節 前提条件

本計画策定にあたっては、次の前提条件をおいた。

- (1) 東海地震が発生した場合、新宿区の予想震度は震度5弱程度（ただし、中小河川沿い及び人工改変地の盛土部分は震度5強）である。
- (2) 警戒宣言が発せられる時刻により、人々の行動とそれに伴う対応措置は大きく様相が異なることが予想される。このため、本計画においては、警戒宣言が発せられた時刻は原則として、最も混乱の発生が予想される平日の昼間（午前10時～午後2時）と想定する。
- (3) ただし、各機関において対策遂行上、特に考慮すべき時刻があれば、それにも対応するものとする。

第2章 区及び防災機関の役割

区及び防災機関の役割は、「第2編 震災対策計画 第1部 第1章 第2節 区及び防災機関の役割」（P.27）に定めるところによるが、東海地震事前対策に係る役割については、本章以下の各事項において定める。

第3章 事前の備え

第1節 区民・事業所等のとるべき措置

東海地震は、現時点において、その発生を予知し得る唯一の地震とされている。そして、地震予知情報、注意情報の発表、警戒宣言の発令等の際に、国・都・区をはじめとする各防災機関が一体となって、被害の軽減と社会的混乱の防止が図られるよう、事前にその対策を定め、施策の推進を図るものである。

しかし、これらの機関の行う防災活動のみで被害軽減や社会的混乱防止を図ることには、限界がある。

区民、防災区民組織及び事業所が、それぞれの立場で防災活動を行い、その活動と行政とが連携をとることによって、はじめて防災活動は総合力を発揮し得るものである。その意味から、区民又はその家族が自らを守る「自助」、近隣との地域コミュニケーションによる「共助」の二つの理念を、区民一人ひとりが理解したうえで、区民、防災区民組織及び事業所が、日頃から災害に対する備えをしておくことが必要である。

ここでは、区民、防災区民組織及び事業所が、平時から警戒宣言が発せられたときにとるべき行動基準を示すものとする。

1 区民のとるべき措置

(1) 平時

- ア 東海地震の発災に備え、危険箇所を点検・把握し、避難方法についても確認しておく。
 - イ 消火器具など防災用品を準備しておく。
 - ウ 家具類の転倒、落下、移動防止や窓ガラス等の飛散防止を図っておく。
 - (ア) 窓ガラスに飛散防止フィルムを貼る等
 - エ ブロック塀の点検補修など、家の外部についても安全対策を図っておく。
 - オ 飲料水（1人1日分の最低必要量3ℓ）、食料を3日分程度の備蓄、医薬品、携帯ラジオなど非常持出用品を準備、地域内の災害時給水ステーション（給水拠点）を確認しておく。
 - カ 家族で対応措置を話し合っておく。
 - (ア) 注意情報発表時、警戒宣言発令時、地震発生時における役割分担、避難や連絡方法などをあらかじめ決めておく。
 - (イ) 警戒宣言発令時には、電話がかかりにくくなるので、安否確認方法など警戒宣言発令時の行動を家族とよく相談しておく。
 - キ 防災訓練や防災事業へ参加する。都、区、消防署、防災区民組織が行う防災訓練や防災事業へ積極的に参加し、防災に対する知識、行動力を高める。
 - ク 避難行動要支援者等は差し支えない限り、「災害時要援護者名簿（申請方式名簿）」に登録し、円滑かつ迅速な避難に備える。
- (2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
- ア テレビ、ラジオ等の情報に注意する。
 - イ 家族で避難、連絡方法など行動予定を確認する。

第3章 事前の備え

第1節 区民・事業所等のとるべき措置

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第3章 事前の備え

- ウ 電話の使用を自粛する。
- エ 自動車の利用を自粛する。
- (3) 警戒宣言が発せられた時から発災まで
 - ア 情報の把握を行う。
 - (7) 区等の防災信号（サイレン）を聞いたときは、直ちにテレビ、ラジオのスイッチを入れ、情報を入手する。
 - (イ) 都、区、警察、消防等防災機関の情報に注意する。
 - (ロ) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、隣近所に知らせ合う。
 - イ 火気の使用に注意する。
 - (7) ガス等の火気器具類の使用は最小限に止め、いつでも消火できるようにする。
 - (イ) ガスメーターコックの位置を確認する（避難するときは、ガスメーターコック及び元栓を閉める。）。
 - (ロ) 使用中の電気器具（テレビ、ラジオ等を除く。）のコンセントを抜くとともに、安全器又はブレーカーの位置を確認する（避難するときは、ブレーカーを遮断する。）。
 - (エ) LPガスボンベの固定装置を点検する（避難するときは、LPガスボンベの元栓を閉める。）。
 - (オ) 危険物類の安全防護装置を点検する。
 - ウ 消火器の置き場所、消火用水等を確認するとともに、浴槽等に水を溜めておく。
 - エ テレビや家具類の転倒、落下、移動防止装置を点検し、棚の上の重い物や危険物を降ろす。
 - オ ブロック塀等を点検し、危険箇所はロープを張るなど、人が近づかないように措置をとる。
 - カ 窓ガラス等の飛散防止を図る。
 - (7) 窓ガラスに荷造用粘着テープ等を貼る。
 - (イ) 窓の近辺においてあるもの（ベランダの植木鉢等）を片付ける。
 - キ 飲料水、生活用水等の汲み置きをする。
 - ク 食料、医薬品、防災用品を確認するとともに、すぐに持ち出せるよう取りまとめておく（非常持出品の準備）。
 - ケ 防災素材で、なるべく動きやすい服装にする。
 - コ 電話の使用を自粛する。特に、役所や放送局、鉄道会社、学校等への電話による問合せを控える。
 - サ 自家用車等の利用を自粛する。
 - (7) 路外に駐車中の車両は、できる限り使用しない。
 - (イ) 路上に駐車中の車両は、速やかに空き地や駐車場に移す。
 - (ロ) 走行中の自家用車は、目的地まで走行したら、以後は車を使わない。
 - シ 幼児、児童の行動に注意する。
 - (7) 幼児、児童は、狭い路地やブロック塀などの付近に近づかないようにする。
 - (イ) 幼児、児童、生徒が登園、登校している場合には、園、学校との事前の取り決めに基づいて引き取りに行く。
 - ス 冷静に行動し、不要不急の外出、旅行は見合わせる。

- セ エレベーターの使用は避ける。
- ソ 近隣相互間の防災対策を再確認する。
- タ 不要な預貯金の引出しを自粛する。
- チ 買い急ぎをしない。

2 防災区民組織のとるべき措置

(1) 平時

- ア 東海地震の発災に備え、危険箇所を点検・把握するとともに、避難方法についても地域住民等に周知しておく。
- イ 情報の収集、伝達体制を確立する。
 - (ア) 区及び防災機関から出された情報を、正確かつ迅速に地域住民に伝達する体制を確立する。
 - (イ) 地区ごとに、収集伝達すべき情報を定めておく。
- ウ 防災に関する知識の普及や出火防止の徹底を図る。
- エ 初期消火、救出・救護、避難など各種訓練を実施する。
- オ 消火、救助、炊き出し資器材等の整備・保守及び非常食の備蓄を図る。
- カ 地域内の要配慮者の把握に努め、災害時の支援体制を整えておく。
- キ 行政、地域内事業所等との連携・協力について検討・推進する。

(2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで

- ア テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手するよう努める。
- イ 地区内住民に必要な措置及び冷静な行動を呼び掛ける。

(3) 警戒宣言が発せられた時から発災まで

- ア 区等からの情報を地区内住民に伝達する。
- イ 防災区民組織本部を設置し、それぞれの任務を確認する。
- ウ 地区内住民にとるべき措置を呼び掛ける。
- エ 軽可搬消防ポンプ、燃料等の点検整備を行い、出動態勢の準備を行う。
- オ 街頭設置の消火器の点検、消火用水の確保を行う。
- カ 要配慮者の安全に配慮する。
- キ がけ地、ブロック塀等の付近で遊んでいる幼児、児童等を安全な場所に避難させる。
- ク 救急医薬品等を点検する。
- ケ 食料、飲料水及び炊き出し用品等の確保並びに調達方法の確認を行う。

(4) その他

防災区民組織が結成されていない地域においては、町会、自治会組織等が前記に準じた行動を行う。

3 事業所のとるべき措置

(1) 平時

- ア 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等の作成
- イ 従業員等に対する防災教育の実施
- ウ 自衛消防訓練の実施

第3章 事前の備え

第1節 区民・事業所等のとるべき措置

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第3章 事前の備え

- エ 情報の収集・伝達体制の確立
 - オ 事業所の耐震性の確保及び施設内の安全対策
 - カ 水・食料・医薬品その他必需品の備蓄
- (2) 注意情報発表時から警戒宣言が発せられるまで
- ア テレビ、ラジオ等により正確な情報を入手する。
 - イ 自衛消防組織等自主防災体制を確認する。
 - ウ 地震防災応急計画、消防計画、事業所防災計画等に基づき警戒宣言時のとるべき措置を確認又は準備する。
 - エ その他状況により、必要な防災措置を行う。
- (3) 警戒宣言が発せられた時から発災まで
- ア 自衛消防組織等の編制、防災要員の動員及び配備等の警戒体制を確立する。
 - イ テレビ、ラジオ等より必要な情報を適宜入手し、顧客、従業員等に迅速かつ正確に伝達する。百貨店等不特定多数の者を収容する施設においては、顧客等の混乱防止に留意する。
 - ウ 指示、案内等にあたっては、予想震度、施設の立地条件、耐震性、利用状況等により施設ごとに判断し、顧客、従業員等が適正な行動等がとれるようにする。この場合、要配慮者の安全に留意する。
 - エ 区民生活の確保と混乱防止のため、各事業所は極力営業を継続するものとし、特に食料品等生活関連物資を販売（取扱）する事業所（施設）については原則として営業を継続する。ただし、不特定多数の者を収容する劇場、映画館及び高層ビル・地下街等の店舗にあつては混乱防止のため原則として営業の中止又は自粛を検討する。
 - オ 火気使用設備、器具等地震発生により出火のおそれがある機器は、原則として使用を中止し、やむを得ず使用する場合は最小限とし、かつ必要な安全装置を講じる。また、薬品等の混触発火及び危険物等の流出防止のための措置を講じる。
 - カ 建築物の防火又は避難上重要な施設及び消防用設備等を点検し、使用準備（消火用水を含む。）等の保安措置を講じる。
 - キ 商品、設備器具及び窓ガラス等の転倒・落下・移動・破損防止措置を講じる。
 - ク 不要不急の電話（携帯電話を含む。）の使用を中止するとともに、特に都・区・警察・消防・放送局・鉄道等に対する問合せを控える。
 - ケ バス、タクシー、生活物資輸送車等を除き、非常時に必要でない車両の使用はできる限り制限する。
 - コ 救助、救急資機材及び飲料水、非常食料、医薬品、照明器具等応急対策の実施に必要な資器材を配備する。
 - サ 建築工事、ずい道工事、金属溶融作業又は高速回転機械の運転等地震発生により危険が予想される作業は原則として中止し、応急補強等必要な措置を講じる。
 - シ 一般事業者の従業者は極力平常どおりの勤務とするが、特に退社させる必要がある場合、従業者数、最寄り駅及び路上の混雑状況、警戒宣言が発せられた時刻等を考慮し、安全を確認したうえで時差退社させるものとする。ただし、近距離通勤者にあつては徒歩等によるものとし、原則として交通機関は利用しない。

第2節 広報及び教育

地震予知を前提とした東海地震に適切に対処するためには、区民が地震に関する知識を習得するとともに、理解を一層深める必要がある。

区民が東海地震に対して的確な行動がとれるように、地震に対する情報提供等を行い、防災対応について、広報、教育、意識啓発及び指導を行うものとする。

1 広 報

地震予知を防災に正しく生かすため、平時から警戒宣言の内容、東京の予想震度、警戒宣言時にとられる防災措置の内容等を広報し、社会的混乱の防止と発災に伴う被害の軽減を図る。

(1) 広報の基本的流れは、

- ア 平時
 - イ 東海地震注意情報の発表から警戒宣言が発せられるまで
 - ウ 警戒宣言が発せられた時から発災まで
 - エ 注意情報が解除された時
- の四段階に区分し広報する。また、地震の発生に備えて危険箇所の点検や家具類の転倒・落下・移動防止など安全対策とともに住民の不安解消のための広報活動を中心に行う。

(2) 広報内容は下記の事項について実施する。

- ア 東海地震についての教育、啓発及び指導
 - イ 東海地震に関連する調査情報（臨時）、注意情報についての広報
 - ウ 注意情報発表時から警戒宣言の発令、発災までの情報提供や防災措置、各種規制の内容の広報
 - エ 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意事項の広報
 - オ 東京の予想震度、被害程度、津波の高さ及び津波の到達時間
 - カ 区民のとるべき措置
 - キ 事業所のとるべき措置
 - ク 住民の不安解消のため警戒宣言時に防災機関が行う措置
 - ケ 気象庁が東海地震注意情報の解除に係る情報を発表し、政府が東海地震の発生のおそれなくなったと認めた場合の準備体制の解除を発表する広報
主な例を示すと次のとおりである。
- (ア) 帰宅ラッシュに伴う駅等の混乱防止のための広報
 - ア) 電車の運行計画及び混乱発生時の規制内容
 - イ) 警戒宣言時の時差退社の協力及び優先乗車の方法
 - ウ) その他防災上必要な事項
 - (イ) 道路交通の混乱防止のための広報
 - ア) 警戒宣言時の交通規制の内容
 - イ) 自動車利用の自粛の呼び掛け
 - ウ) その他防災上必要な事項
 - (ウ) 電話の異常ふくそうによる混乱防止のための広報
 - ア) 警戒宣言時等の異常時電話利用の自粛
 - イ) 回線のふくそうと規制の内容
 - ウ) 災害用伝言サービス等のサービス提供開始

第3章 事前の備え

第2節 広報及び教育

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

- (エ) 買い急ぎによる混乱防止のための広報
 - ア) 生活関連物資取扱店の営業
 - イ) 生活物資の流通状況と買い急ぎの自粛
- (オ) 預貯金引き出しなどによる混乱防止のための広報
 - 金融機関の営業状況と急いで引き出しをする必要のないこと
- (カ) その他の広報
 - 電気、ガス等の使用上の注意

(3) 広報の方法

- ア 広報紙「広報しんじゅく」、冊子「災害に備えて」等の印刷物を通じて周知を図るとともに、講演会・説明会等のあらゆる機会をとらえて防災思想の普及を図る。
- イ 新宿区の特性である繁華街等の浮動人口に対する広報及び主要駅周辺の混乱防止のための広報については、今後警察署等関係機関と協議・検討を重ね確立する。
- ウ その他、各事業所等においてはその実態に応じて実施する。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

2 教育指導

(1) 園児・児童・生徒等に対する教育

区立幼稚園及び小・中・特別支援学校の園児・児童・生徒に対する地震防災教育は、新宿区教育委員会編「新宿区立学校危機管理マニュアル」に定める「防災教育」や都が作成した「防災ノート～災害と安全～」等を活用して教育する。

(2) 自動車運転者に対する教育

交通安全教育（自転車講習、一般運転者講習会等）を利用して受講者に対する震災映画の上映、震災パンフレット等の配付により、教育指導を行う。

(3) 防災区民組織の育成・指導

警戒宣言が発せられた場合に最も重要なことは、防災関係機関と地域住民とが冷静かつ一体的に行動することである。

このため、区及び防災関係機関は、日ごろから区民の防災意識に支えられた、自主的組織である防災区民組織の育成強化を図るとともに、訓練、リーダー養成講座等を通じて防災区民組織の連携を密にし、地震に対処する体制の整備に努めるものとする。

また、防災区民組織を特別出張所管内ごとに結集した各地域防災協議会において、区、防災関係機関及び防災区民組織相互間で地震の備えについての情報交換を行っていく。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第3章 事前の備え

第3節 事業所に対する指導

警戒宣言が発せられた場合の混乱防止等については、事業所の果たす役割が非常に大きい。
このため、消防署は各事業所に対し、消防計画等の作成等の指導を行う。

1 対象事業所

- (1) 消防法及び東京都火災予防条例により消防計画等、全体についての消防計画を作成することとされている事業所
- (2) 東京都震災対策条例により事業所防災計画を作成することとされている事業所
- (3) 危険物施設のうち、消防法により予防規程を作成することとされている事業所

2 事業所指導の内容

- (1) 消防計画・全体についての消防計画に定める事項
 - ア 警戒宣言発令時の対応措置に関すること。
 - イ 火を使用する設備、器具の点検及び安全装置に関すること。
 - ウ 危険物、毒物、劇物、高圧ガス等の貯蔵及び取り扱い場所の点検並びに転倒又は落下による漏洩及び流出防止措置に関すること。
 - エ 従業員等その他事業所における帰宅困難者に対する情報提供、保護支援、混乱防止対策等に関すること。
 - オ 自衛消防の組織に関すること。
 - カ 火災、地震その他の災害が発生した場合における消火活動、通報連絡及び避難誘導に関すること。
 - キ 消防設備の点検・整備に関すること。
 - ク 防火・防災管理上必要な教育に関すること。
 - ケ 消火避難及び通報訓練の定期的な実施に関すること。
- (2) 予防規程（危険物施設）に定める事項（石油コンビナート等災害防止法に基づく特定事業所を除く。）
 - ア 施設の安全を確保するための操業の制限、停止、その他措置に関すること。
 - イ 休日、夜間等における従業員の参集、連絡に関すること。
 - ウ 危険物等の流出拡散防止のための設備、資機材の点検、配置、その他の措置に関すること。
 - エ 危険物貯蔵タンク等の液面管理に関すること。
 - オ 危険物等に係る施設の安全を確保するための緊急遮断装置等の点検に関すること。
 - カ 火気の使用制限、禁止等出火防止のための措置に関すること。
 - キ 消火のための設備装置の点検、その他の措置に関すること。
 - ク 警戒宣言に関する教育・訓練に関すること。
 - ケ タンクローリー等による危険物輸送の安全対策に関すること。
 - コ 地域住民に対する広報に関すること。
 - サ その他地震防災上必要な措置に関すること。

第3章 事前の備え
第3節 事業所に対する指導

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

(3) 指導方法

- ア 防災指導等印刷物による指導
- イ 講習会、講演会、その他各種集会による指導
- ウ 各種業界、団体等の自主防災研修による指導
- エ その他、立入検査等消防行政執行時における指導

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第3章 事前の備え

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

気象庁が常時監視している地震予知観測データに異常が認められた場合、それが大地震の前ぶれかどうかについて、地震防災対策強化地域判定会（以下「判定会」という。）が開催され、大規模な地震に結び付くかどうか分析が行われることになっている。

警戒宣言に伴う対応措置の実施については、原則として宣言が発せられた後に行うことになるが、本章においては、判定会招集に伴う社会的混乱を防止する観点から必要に応じ実施すべき措置について定める。

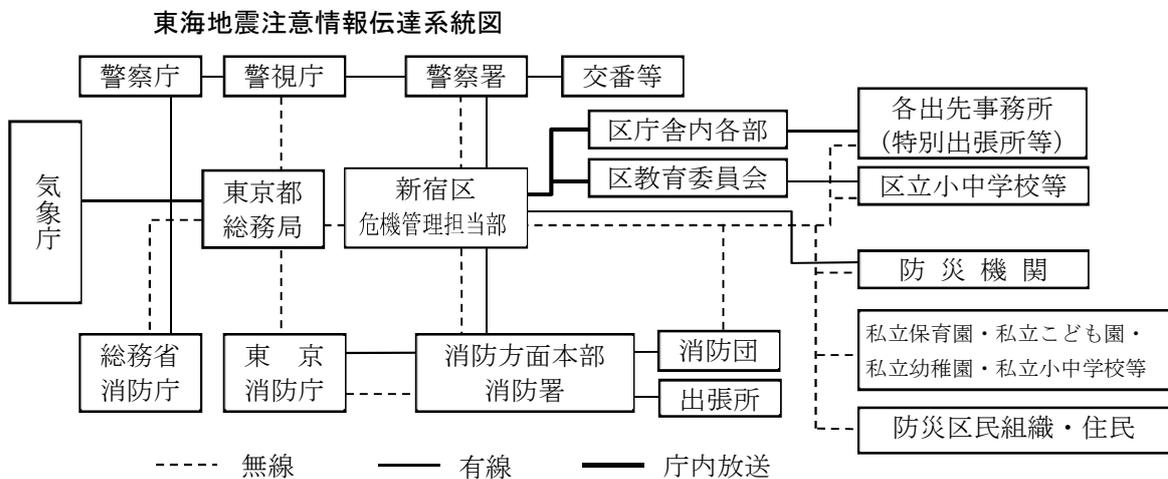
第1節 東海地震注意情報の伝達

東海地震注意情報が発表された場合、各防災機関は速やかに警戒宣言に備え、活動準備態勢に入る必要がある。

このため、ここでは東海地震注意情報の伝達に関し必要な事項を定める。

1 伝達系統

東海地震注意情報の伝達経路及び伝達方法は次のとおりとする。なお、各機関内部の伝達系統については、各々の機関で定めておくものとする。各機関は、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報の共有を図る。



※ 保育園、子ども園、幼稚園、学校、防災区民組織及び住民等に対する伝達は、原則として報道機関の報道開始後に行うものとする。

2 区の伝達体制

- (1) 区は、都総務局から東海地震注意情報の通報を受けたときは、直ちに庁内放送、有線電話、防災行政無線により、区各部・教育委員会事務局及び防災機関に伝達する。また、区内にある社会福祉施設に対しても、各所管課を通じて伝達する。
- (2) 夜間、休日等勤務時間外に東海地震注意情報の通報を受けたときは、警戒待機従事者があらかじめ定められた経路で伝達を行うものとする。
- (3) 区各部は、区から東海地震注意情報の通報を受けたときは、電話連絡網を活用し、直ちに部内各課及び出先事業所に伝達するとともに、特に所管業務上伝達が必要な関係機関に

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

対し周知する。

3 伝達事項

- (1) 区及び各防災関係機関は、東海地震注意情報を伝達するほか、必要な活動態勢及び緊急措置をとることを併せて伝達する。
- (2) 東海地震注意情報が発表され判定会が開催され、その結果地震発生につながらないと判定された場合は、その判定結果並びに活動態勢及び緊急措置を解除するよう速やかに伝達する。

第2節 活動態勢

東海地震注意情報の通報を受けた場合、区及び各防災機関は、災害対策本部等の設置準備のための必要な態勢をとるとともに、社会的混乱の発生に備え必要な防災態勢をとるものとする。

機関名	内容
区	1 区本部の設置準備 東海地震注意情報を受けた場合、直ちに区本部の設置準備に入る。 2 職員の参集 職員の参集は、区本部長室の構成員の属する部の職員の内からあらかじめ指定する。なお、動員伝達は連絡網に指示するものとするが、伝達がない場合でも、ラジオ、テレビ等で東海地震注意情報の発表を知ったときは、直ちに参集するものとする。 3 東海地震注意情報発表後の所掌事務 区本部が設置されるまでの間、危機管理課が各部課及び防災機関の協力を得て、次の所掌事務を行う。 (1) 東海地震注意情報、東海地震予知情報その他防災上必要な情報の収集伝達 (2) 社会的混乱防止のための広報 (3) 都及び防災機関との連絡調整
都建設局 第三建設 事務所	1 職員の参集 知事の指示に従いあらかじめ定めた伝達経路により職員を参集させる。 なお、東海地震注意情報発表の通知を受けたときの態勢は、第2非常配備態勢である。 2 態勢 第2非常配備態勢は、局地災害に直ちに対処できる態勢で、かつ社会的混乱の防止、情報の収集連絡及び広報活動に対処できる態勢とする。
都水道局	1 準備態勢の発令 東海地震注意情報を受けた場合は、第1非常配備要員により情報連絡態勢をとる。なお、夜間、休日等に情報が発表された場合、職員は情報の種別に応じて所属に参集し、活動に従事する。 2 態勢 第1非常配備要員により、迅速かつ的確な情報収集を実施し、情報を共有する。

機関名	内容
都下水道局	1 職員の参集 東海地震注意情報を受けたときの態勢は、あらかじめ定められた非常配備体制の種別に伴い指定された職員は参集する。 2 態勢 東海地震注意情報を受けた場合は、あらかじめ定められた非常配備体制に基づき要員を確保する。
警察署	1 警備本部の設置 東海地震注意情報が発表された時点で、次により、速やかに各級警備本部を設置し、指揮態勢を確立する。 (1) 方面警備本部 第四方面本部長は、第四方面警備本部を設置し、方面区内の警備指揮にあたる。 (2) 現場警備本部 各警察署長は、現場警備本部を設置し、管内の警備指揮にあたる。 2 警備要員の参集 警備要員は、東海地震注意情報発表に伴う総員招集の発令を受けたとき、又は東海地震注意情報が発表されたことを知ったときは、自所属に参集する。
消防署	東京消防庁は、東海地震注意情報を受けた場合、震災態勢又は震災非常配備態勢を発令し、次の対応を行う。 1 震災態勢 (1) 情報収集体制を強化 (2) 震災対策資器材の準備 2 震災非常配備態勢 主に次の対策をとる。 (1) 全消防職員及び全消防団員の非常招集 (2) 震災消防活動部隊の編成 (3) 関係防災機関への職員の派遣 (4) 救急医療情報の収集体制の強化 (5) 救助・救急資機(器)材の準備 (6) 情報受信体制の強化 (7) 高所見張員の派遣 (8) 出火防止、初期消火等の広報の準備 (9) その他消防活動上必要な情報の収集
NTT 東日本	1 東海地震注意情報を受けたときは、災害対策本部要員を非常収集し、待機態勢をとる。 2 防災関係機関等の重要通信を確保するため、次の初動措置等を実施する態勢をとる。 (1) 通話量等通信そ通状況の監視 (2) 電力機器通信設備の運転状況の監視 (3) ふくそう発生時の重要通信確保のための規制措置等 (4) 電話利用自粛等の広報活動
首都高	東海地震注意情報に接したときは、緊急体制をとり、あらかじめ指定された職員の参集を行い、緊急災害対策本部を設置する。
JR 東日本	1 東海地震注意情報の通報を受けたときは、地震防災対策本部を設置する。 2 非常参集者をあらかじめ定めておくとともに、地震防災対策に係る本部要員及び応急対策従事員を非常招集する。
京王	1 東海地震注意情報の通報を受けたときは、あらかじめ定めてある関係者の非常招集伝達を行う。 2 災害対策本部を設置する。
西武	次の場合、災害対策本部を設置する。 1 災害により会社の事業全般に重大な被害がおよぶと判断したとき。 2 東海地震に地震防災対策強化地域に関する警戒宣言が発令されたとき。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第3節 混乱防止措置

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

機関名	内容
小田急	1 本社内に対策本部を設置する。 2 要員を非常招集する。 3 強化地域内の列車の運転を中止する。
東京地下鉄	1 東海地震注意情報の通報を受けた場合は、第1種非常態勢を発令する。 2 前項の場合、対策本部を設置する。 3 非常招集要員を招集する。
その他の機関	東海地震注意情報の通報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとる。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第3節 混乱防止措置

東海地震注意情報の発表により種々の混乱の発生のおそれがあるとき、又は混乱が発生した場合、これらの混乱等を防止するための各防災機関の対応は次のとおりである。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

機関名	内容
区	対応措置の内容 1 混乱防止に必要な情報の収集伝達 2 各防災機関が実施する混乱防止措置の連絡調整及び実施の推進 3 区民等からの照会に対しては、正確な情報を提供し、住民の冷静な対応を喚起する。 4 施設利用者に対して、職員は冷静な対応に努めるとともに正確な情報を提供し、冷静な対応を要請する。 5 その他の必要事項
警察署	主要駅等の警備 東海地震注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて、正確な情報の収集に努め、混乱が予想される駅及び混乱が発生した駅に部隊を配備する。
NTT 東日本	報道に伴い区民及び事業所等による通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。この場合においては防災関係機関の重要な通話を確保することを基本に、次により措置する。 1 防災関係機関等の非常・緊急扱い電報及び非常・緊急扱い電話は最優先に確保する。 2 電話が著しくかかりにくくなった場合は一般の通話の利用制限を行う。 3 一般の通話の利用制限を行った場合でも、防災関係機関等及び街頭公衆電話（緑色、グレー）からの通話は確保する。
都交通局	主要駅（ターミナル、連絡駅等）において特に混乱が予想される場合は、次の措置を講じ、旅客の安全を図る。 1 警察署の協力を得て警備体制を確立する。 2 状況により駅出入口の使用制限を実施する。
JR 東日本	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じ、列車の運転計画を報道する。 2 首都圏本部社員を派遣するなど、駅旅客対応要員の増強を図る。 3 旅客の安全と混乱防止のため、次の措置をとる。 (1) 状況に応じて適切な放送の実施及びデジタルサイネージによる情報提供を行い、旅客の鎮静化に努める。 (2) 階段止め、改札止め等の入場制限の実施と併せて、状況判断を早めに行って、旅客のう回誘導、一方通行等を実施する。 (3) 状況により、警察官の警備の応援を要請する。

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置
第3節 混乱防止措置

機関名	内容
京王	1 テレビ・ラジオ等の報道機関を通じて、列車運行計画及び現状等を速報する。 2 旅客の安全確保を図るため、次の措置を行う。 (1) 状況を把握し、適切な放送を行い旅客の鎮静化に努める。 (2) 必要に応じ、通路の確保のための一方通行実施、乗車券の発売制限及び入場制限等を的確に行う。 (3) 必要に応じ警察官の出動要請を行う。
西武	警戒宣言が発せられた後の運行計画については、各部報道機関・駅構内の掲示板・社内掲示・放送等により予め利用者に周知させるとともに、時差退社および近距離通勤者等への徒歩帰宅を呼び掛け、混乱防止に協力を要請する。 係員は、冷静に旅客に対応して旅客の混乱を防止するとともに、円滑な輸送を行うために掲示・放送等を活用して正確な情報を提供することに努める。
小田急	1 状況に応じ警察官の派遣を要請する。 2 旅客に対し正確な情報提供と混乱静止に努め、冷静に対応する。
東京地下鉄	「駅混乱防止要項」により次の項目を実施し、旅客の混乱を防止する。 1 駅構内放送で地震情報を伝達する。 2 職員の非常招集。 3 警察官の派遣要請。 4 必要に応じ、通路確保のための一方通行、階段規制、入場制限等を的確に行う。
その他の機関	東海地震注意情報の通報を受けた場合、各防災機関は要員を非常招集し、待機態勢をとる。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第4章 東海地震注意情報発表から警戒宣言が発せられるまでの対応措置

第5章 警戒宣言時の対応措置

内閣総理大臣から警戒宣言が発せられた場合、地震防災対策強化地域においては、地震防災応急対策を実施することになっている。新宿区の場合は、地震対策強化地域ではないが、東海地震が発生したときは震度5弱が予想されるため、警戒宣言が発せられた場合には社会的混乱の発生が懸念される。

このため、本章においては、警戒態勢が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき対応措置について定めるものとする。

第1節 活動体制

1 区の活動体制

(1) 区本部の設置

区長は、警戒宣言が発せられ、災害が発生するおそれがあると認められる場合は、災害対策基本法第23条の2の規定に基づき、区本部を設置する。

(2) 区本部の設置場所

区本部は、区役所本庁舎に設置する。

(3) 区本部の組織

区本部の組織は、災害対策本部条例及び同規則の定めるところによる。

(4) 区本部の所掌事務

ア 警戒宣言、東海地震予知情報及び各種情報の収集、伝達

イ 社会的混乱の発生防止及び混乱回避策等の決定

ウ 生活物資等の確保及び調達準備体制の決定

エ 防災機関に係る連絡調整

オ 住民への情報提供

(5) 配備態勢

全職員態勢とする。

2 区の業務の対応及び措置

(1) 行事、会議の中止

区が主催又は共催する行事及び会議は、警戒宣言が発せられた場合、実施中又は予定をしているものを含め、即時に中止又は延期とする。

(2) 区の施設を使用している集会等

民間団体等が区の施設を使用している場合は、ただちに警戒宣言の内容を主催者に伝達し、中止又は自粛を要請する。

その後の措置は原則として主催者との協議により決定する。

3 防災機関等の活動体制（消防機関を除く）

機関名	内容
都建設局 第三建設 事務所	警戒宣言が発せられた時から、地震が発生するまで又は警戒解除宣言が発せられるまでの間、知事の指令に従い第2非常配備態勢に入る。 所掌事務 1 警戒宣言、東海地震予知情報及び各種情報の収集、伝達 2 所管工事現場の警戒、注意箇所の予防措置 3 防災用備蓄資器材の点検、確認 4 関係防災機関との連絡調整
都水道局	南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、情報連絡態勢等の体制をとる。 なお、夜間、休日等に情報が発表された場合、職員は情報の種別に応じて、対応する。
都下水道局	1 都本部の非常配備態勢に基づき職員を配置し、下水道施設の保全に努める。 2 下水道施設の被害に対し、迅速に対応できる資機材の確保に努める。
警察署	1 東海地震注意情報発表時に設置した現場警備本部を引き続き運営して、次の措置をとり、管内の警備事案に対処する。 (1) 情報収集活動 (2) 広報・広聴活動 (3) 交通対策 (4) 混乱防止対策 (5) 各種犯罪の予防及び検挙 (6) 危険物に対する保安措置 (7) 関係機関との相互協力 (8) その他必要な警察措置 2 要員の確保 (1) 警戒宣言発令の連絡を受けたときは、直ちに全職員に伝達する。 (2) あらかじめ指定された者を除き、全職員を動員する。 3 住民・運転者等への伝達 区と協力し、パトロールカー等警察車両による防災信号（サイレンの吹鳴）、警察署庁舎及び各交番等への「警戒宣言発令中」の垂幕掲示、拡声器等により住民、自動車運転手等に伝達する。
東京電力	1 非常態勢の発令 東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられた場合は、あらかじめ定めた態勢区分を発令し、非常災害対策本部・支部を設置する。 2 要員の確保 対策要員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときは、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに東京総支社に参集する。
東京ガス グループ	1 非常災害対策支部の設置 警戒宣言が発せられた場合、速やかに非常災害対策本部を設置し、必要な指示命令を行う。 2 要員の確保 あらかじめ策定してある非常災害処置要領に基づく必要な保安要員を確保し、警戒態勢の万全を図る。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

第5章 警戒宣言時の対応措置

第1節 活動体制

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

機関名	内容
NTT 東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害対策本部の設置 警戒宣言が発せられた場合、支店は、ただちに災害対策本部を設置するとともに、災害対策本部要員を招集する。 2 要員の確保 発災に備え準備警戒業務を実施する要員の確保をする。 3 防災措置の実施 発災に備え、次のとおり準備警戒業務を実施する。 4 災害対策用器機の点検整備 通信設備が被災した場合に、迅速に応急措置を実施し、通信を確保するよう、次の災害対策用器機等の点検整備を行うほか、出動態勢を整える。 (1) 災害対策用無線電話及び情報連絡回線等 (2) 予備電源設備等 (3) 応急復旧用ケーブル等各種資機材 (4) 工事用車両等 5 工事中施設の保安措置 警戒宣言が発せられた場合、原則として一切の仕事を中止し、次の事項を確認する。 (1) 工事中施設の安全措置 (2) 現用施設への波及防止 (3) 可動物品の固定等転倒防止 (4) 可燃物、危険物の安全措置 (5) 工事中断後の各種保安対策
首都高	<p>警戒宣言が発令されたときは、非常体制をとり、速やかな役職員の参集、非常災害対策本部の設置をはじめ、緊急点検体制の確認、災害応急復旧用資機材等の確保等の必要な措置を講じ、災害発生に備える。</p>
JR 東日本	<ol style="list-style-type: none"> 1 注意情報に伴う対策本部を継続するとともに次による。 (1) 強化区域内の列車を安全な場所に停車させる。 (2) 区域外影響では列車の運転速度を規制する。 2 列車の停止が長時間に及ぶ場合は、自治体との協力により、利用者の避難誘導を行う。
京王	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震災害警戒本部又は災害対策本部の設置 2 列車の運行調整 3 混乱防止措置 4 施設の緊急点検及び応急補強 5 情報の収集及び伝達等の体制 6 非常召集、自衛消防隊等の準備態勢 7 関係自治体、警察署、消防署、医療機関等と緊密な連携体制を構え、適切な処置を施す。
西武 小田急	<ol style="list-style-type: none"> 1 対策本部の設置 2 情報の収集伝達 3 列車の運行調整 4 旅客の混乱防止 5 工事箇所、危険物への安全措置 6 関係自治体、警察署、消防署、医療機関との情報交換 7 所属員の非常召集と協力会社への応援要請

機関名	内容
東京地下鉄	1 対策本部の設置。 2 警戒宣言発令当日の列車運行は、注意運転とする。 3 警戒宣言の内容が、数時間後の地震発生予告の場合には、列車運転を休止する。 4 救助・救急資機材、非常用品、広報・誘導用器具等の準備をする。 5 換気口を閉鎖する。 6 施工中の工事を中止し、工事現場の応急補強を行うとともに、必要により巡回警備を行う。 7 駅構内放送、車内放送、掲示等により広報活動を行う。 (1) 警戒宣言時の列車運行方針。 (2) 地下鉄の安全対策及び防災施設等。 (3) 時差退社、近距離通勤者等の徒歩帰宅の呼び掛け。 (4) 混乱防止のための改札規制、一方通行等の旅客整理、誘導方法。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

4 相互協力

警戒宣言において単一の防災機関のみでは防災活動が十分行われな場合もあるので、各防災機関は平素から関係機関と十分協議し、社会的混乱の防止と被害の発生を防止するための相互協力体制を確立しておくものとする。

なお、必要により、他の機関に対応措置に関し応援要請を行う場合は、「第2編 震災対策計画 第5章 第5節 4 相互応援協力等」(P.155)に準じて行うものとする。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

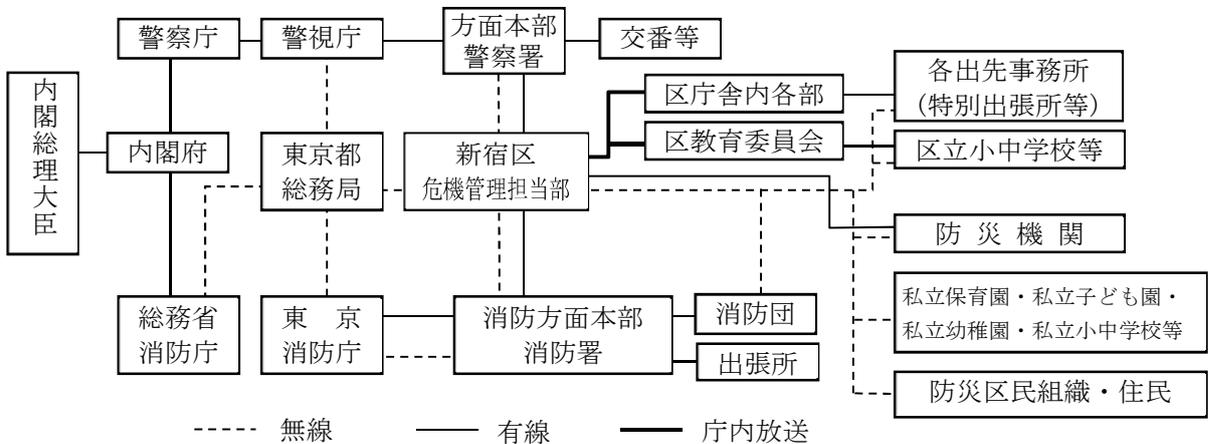
第2節 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達

警戒宣言に伴う対応措置を円滑に実施するためには、各防災機関が警戒宣言及び東海地震予知情報を迅速かつ的確に伝達するとともに、住民に対する広報を緊急に実施することが必要である。

1 警戒宣言等の伝達

(1) 伝達系統

ア 警戒宣言及び東海地震予知情報等の伝達経路及び伝達手段は次のとおりである。

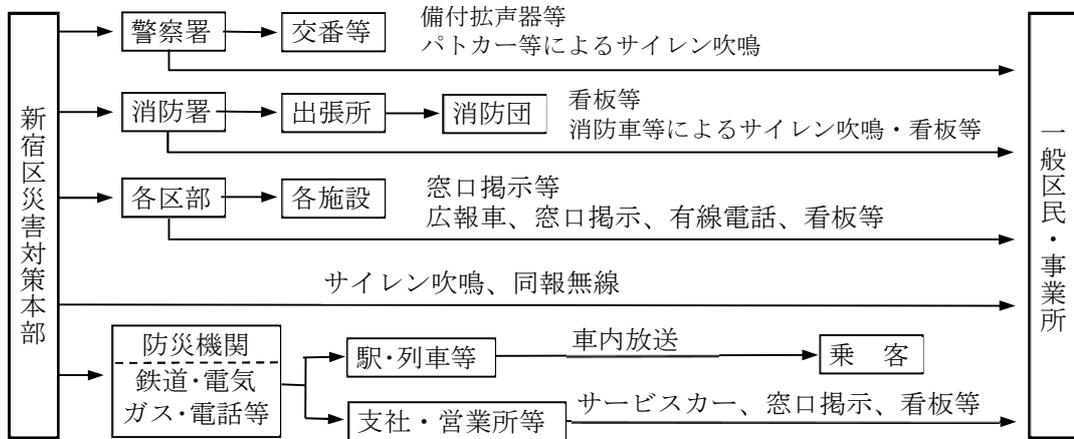


第5章 警戒宣言時の対応措置
第2節 警戒宣言、東海地震予知情報等の伝達

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

イ 一般区民に対する警戒宣言の伝達経路及び伝達手段は次のとおりである。

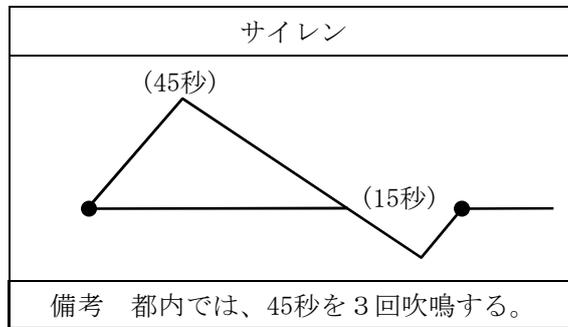


(2) 伝達態勢

ア 区は都総務局から、警戒宣言及び東海地震予知情報等について通報を受けたときは、直ちにその旨を区各部・教育委員会・防災機関に、庁内放送・有線電話・防災行政無線により伝達する。

イ 区は一般住民、事業所等に対して、同報無線によるサイレン吹鳴及び音声、広報車により、警戒宣言が発せられたことを伝達する。

防災信号（サイレン）の吹鳴パターン



(3) 伝達事項

警戒宣言が発せられた際に伝達する事項は、次のとおりとする。

- ア 警戒宣言の内容
- イ 東京での予想震度
- ウ 防災対策の実施の徹底
- エ その他特に必要な事項

2 警戒宣言時の広報

警戒宣言が発せられた場合、駅や道路での帰宅ラッシュ、電話の異常輻輳等による混乱の発生が懸念される。

これらに対処するため、区は防災機関と密接な連携をとり、都が実施する広域広報のほか、各機関の所掌に応じた広報をあらゆる手段を用いて実施する。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

(1) 区の広報

区は、警戒宣言が発せられたときは、各防災関係機関と密接な連絡を図り、次の事項を中心に広報活動を行う。

特に、重要となる広報は、あらかじめ広報案文を定めておくものとする。

ア 広報項目

(ア) 警戒宣言の内容の周知徹底

(イ) 地域に密着した各種情報の提供と的確かつ冷静な対応の呼び掛け

(ウ) 区民及び事業所のとるべき防災措置の呼び掛け

(エ) 避難が必要な地域住民に対する避難の呼び掛け

イ 広報の実施方法

新宿区防災行政無線、広報車及び防災区民組織等を通じて広報活動を行うものとする。

(2) 各防災機関の広報

ア 広報項目

住民及び施設利用者に対する広報項目は、区に準じて行うものとする。

(ア) 住民及び施設利用者に対する警戒宣言内容の周知徹底

(イ) 各防災機関の措置状況並びに住民及び施設利用者に対する協力要請

イ 広報の実施方法

(ア) 各機関は広報責任者、従業員、顧客、区民等に対する情報伝達を具体的に定めておくものとする。

(イ) この場合、情報伝達に伴う従業員、顧客等の動揺、混乱を防止することに特に留意し、施設等の実態にあった伝達方法を工夫するものとする。

(ウ) 顧客等への伝達は、反復継続して行うものとする。

(エ) 広報文はあらかじめ定めておくものとする。

第3節 消防・危険物対策

1 消防対策

東京消防庁は、東海地震注意情報発表時から引き続き震災態勢又は震災非常配備態勢下にあ
り、次の対策をとる。

○ 震災態勢

- ・ 情報収集体制の強化
- ・ 震災対策資器材の準備

○ 震災非常配備態勢

- ・ 全消防職員及び全消防団員の非常招集
- ・ 活動部隊の編成
- ・ 関係防災機関への職員の派遣
- ・ 救急医療情報の収集体制の強化
- ・ 救助・救急資機材の強化
- ・ 情報受信体制の強化
- ・ 高所見張員の派遣

第5章 警戒宣言時の対応措置
第3節 消防・危険物対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

- ・ 出火防止、初期消火等の広報の準備
- ・ その他消防活動上必要な情報の収集

発災後、他の道府県から緊急消防援助隊を受入れることになった場合に備え、総務省消防庁及び東京消防庁は、連携を図り、受入れ態勢を確保するように努めるものとする。

また、区民や事業者に対して、次に示す内容の呼び掛けを行う。

対象	事項	内容
区民	情報の把握	テレビ、ラジオや消防、警察、区からの情報に注意
	出火防止	火気器具類の使用の制限、周囲の整理・整とんの確認及び危険物類の安全確認
	初期消火	消火器、消火用水等の確認
	危害防止	1 家具類、ガラス等の安全確保 2 ブロック塀、門柱、看板等の倒壊、落下防止装置
事業所		警戒宣言時は、事業所に対して、事業所間における通信連絡手段を活用し、消防計画等にあらかじめ定められている警戒宣言発令時の対応措置に基づき、速やかに対応を図るよう呼び掛けを行う。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

2 危険物対策

機関名	内容
警察署	<p>1 危険物輸送 警戒宣言が発せられた場合、危険物に対する被害発生を防止するため、次の対策を推進する。</p> <p>(1) 危険物取扱業者に対する製造、取扱い及び運搬の抑制についての協力要請</p> <p>(2) 危険物及び保管施設に対する警戒強化</p>
消防署	<p>1 石油類等危険物の取扱施設 危険物施設に対する指導に基づく防災措置を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。</p> <p>(1) 操業の停止又は、制限</p> <p>(2) 流出拡散防止資機（器）材の点検及び配置</p> <p>(3) 緊急遮断装置の点検及び確認</p> <p>(4) 火気使用の制限又は禁止</p> <p>(5) 消防用設備等の点検確認等</p> <p>2 化学薬品等取扱施設 学校、病院、研究所の事業者に対して、消防計画による対応を実施させるほか、次の措置を実施するよう指導する。</p> <p>(1) 転倒、落下、流出拡散防止等の措置</p> <p>(2) 引火、混合混蝕等による出火防止措置</p> <p>(3) 化学薬品の取扱いの中止又は制限</p> <p>(4) 火気使用の中止又は制限</p> <p>(5) 消防用設備等の点検、確認</p> <p>3 危険物輸送 消防法に定める危険物を運搬する車両及びタンクローリーを所有する事業所に対して、災害防止の観点から次の措置を実施するよう指導する。</p> <p>(1) 出荷及び受入れの停止又は制限</p> <p>(2) 輸送途中車両における応急措置の徹底等</p>

第5章 警戒宣言時の対応措置

第4節 警備、交通対策、公共輸送対策

1 警備対策

(1) 警備部隊の配備

混乱のおそれのある駅、ターミナル、地下街、主要交差点等の実態を考慮し、必要により、部隊を要点等に配備する。

(2) 治安維持活動

通常業務の処理のほか、次の点に重点を置き、住民に不安を与える事案及び混乱等を初期段階で防止する。

ア 都内の実態把握に努める。

イ 正確な情報の収集及び伝達を図り、住民の不安要素を解消する。

ウ 不法事案の予防及び取り締まりを実施する。

2 交通対策

(1) 交通対策の基本

警戒宣言発令時における交通対策は、道路交通の混乱及び交通事故の発生を防止し、関係防災機関等が実施する地震防災応急対策に伴う緊急通行車両の円滑な通行を図るとともに、地震が発生した場合の交通対策を迅速に行うため、次の措置を講じる。

基本方針	1 都内の車両の走行は、できる限り抑制する。 2 強化地域方向へ向かう車両の走行は、できる限り制限する。 3 非強化地域方面から流入する車両の走行は、できる限り抑制する。 4 緊急交通路は、優先的にその機能を確保する。
------	--

(2) 運転者等のとるべき措置

運転者等のとるべき措置を次のように定め、広く周知徹底を図る。

ア 走行中の車両

(ア) 警戒宣言が発せられた事を知ったときは、慌てることなく低速度（走行速度を高速道路は時速40km、一般道路（首都高速道路を含む。）は20kmに減速）で走行すること。

(イ) カーラジオ等で地震情報等を継続して聴取し、その情報に応じて行動すること。

(ウ) 目的地まで走行したら、以後は車両を使用しないこと。

(エ) バス、タクシー及び都民生活上走行が必要とされる車両はあらかじめ定められている計画等に従って、安全な方法で走行すること。

(オ) 危険物等を運搬中の車両は、あらかじめ定められている安全対策を速やかに実行すること。

(カ) 現場警察官の指示に従うこと。

(キ) 車を置いて避難するときは、道路外の場所に移動しておくこと。やむを得ず路上において避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを止め、エンジンキーを付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと。

イ 駐車中の車両

(ア) 路外に駐車中の車両は、警戒宣言が発せられた後はできる限り使用しないこと。

(イ) 路上に駐車中は、速やかに駐車場、空地などに移動すること。やむを得ずそのまま

第5章 警戒宣言時の対応措置

第4節 警備、交通対策、公共輸送対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

路上において避難する時は、交差点を避け、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは、つけたままとし、窓を閉め、ドアはロックしないこと。この場合、貴重品は車内に残さないこと。

ウ 車両による避難の禁止

警戒宣言が発せられた後は、避難のために車両を使用しないこと。

(3) 交通規制

ア 警戒宣言が発令された場合は、次の規制を行う。

(7) 都県境

ア) 神奈川県又は山梨県との都県境においては、流出する車両については原則として制限を行い、都内に流入する車両については混乱が生じない限り規制は行わない。

イ) 埼玉県又は千葉県から都内に流入する車両については抑制し、流出する車両については規制しない。

(イ) 環状七号線の内側の道路

都心に向かう車両は極力制限する。

(ウ) 緊急交通路

緊急交通路14路線（第一京浜、第二京浜、中原街道、目黒通り、甲州街道、川越街道、高島通り、中山道、北本通り、日光街道、水戸街道、蔵前橋通り、京葉道路及び東京環状線（国道16号線））については、必要に応じ通行を制限する。

(エ) 首都高速道路

状況により車両の流入を制限する。

イ 現場警備本部長等は、状況に応じて、交通規制の見直しに配慮する。

(4) 交通対策の実施

警戒宣言発令後、速やかに警察官を主要交差点等に配備し、かつ、必要により交通検問所を設置する。

(5) 緊急通行車両等の確認等

「第2編 震災対策計画 第1部 第4章 第6節 1 警備・交通規制」(P.111)を参照。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

3 道路管理者のとるべき措置

機関名	内容
区	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、緊急道路障害物除去路線を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路等の緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中断して安全対策を確立し緊急車両等の通行確保を図る。
第三建設事務所	1 危険箇所の点検 警戒宣言が発せられた際には、避難道路、緊急道路障害物除去路線を重点に、地震発生時に交通の障害となるおそれのある道路の損傷等について、緊急特別点検を実施する。 2 工事中の道路についての安全対策 緊急時に即応できるように、原則として、工事を中断して安全対策を確立し緊急車両等の通行確保を図る。
首都高	警戒宣言が発令されたときは、次の対策を行う。 1 道路パトロール等により道路状況及び道路施設の点検を行うとともに、必要に応じ、占用許可を与えた者に対し、占用物件の整備等の必要な要請を行う。 2 警察が実施する交通規制に協力するとともに、規制状況等について必要な広報を道路利用者に対して行う。 3 無線設備、路面排水ポンプ設備、非常用電源設備及びトンネル防災設備等の点検を行う。 4 工事中の構造物、建築物等については安全管理を徹底し、工事中の箇所については工事中断の措置をとり、必要となる補強その他の保全措置に努める。また、隣接施設等に対し被害が波及することのないよう安全上必要な措置を講じる。

4 鉄道対策

(1) 情報伝達

警戒宣言の前の段階では、旅客に対して、警戒宣言発令時の運行措置についての情報提供及び不要不急の旅行や出張を控えるよう、駅放送及び車内放送により要請する。

警戒宣言及び東海地震予知情報が出された際は、各鉄道機関はあらかじめ定めたルートで、無線、電話、放送等により、列車及び駅ならびに乗客等に伝達する。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

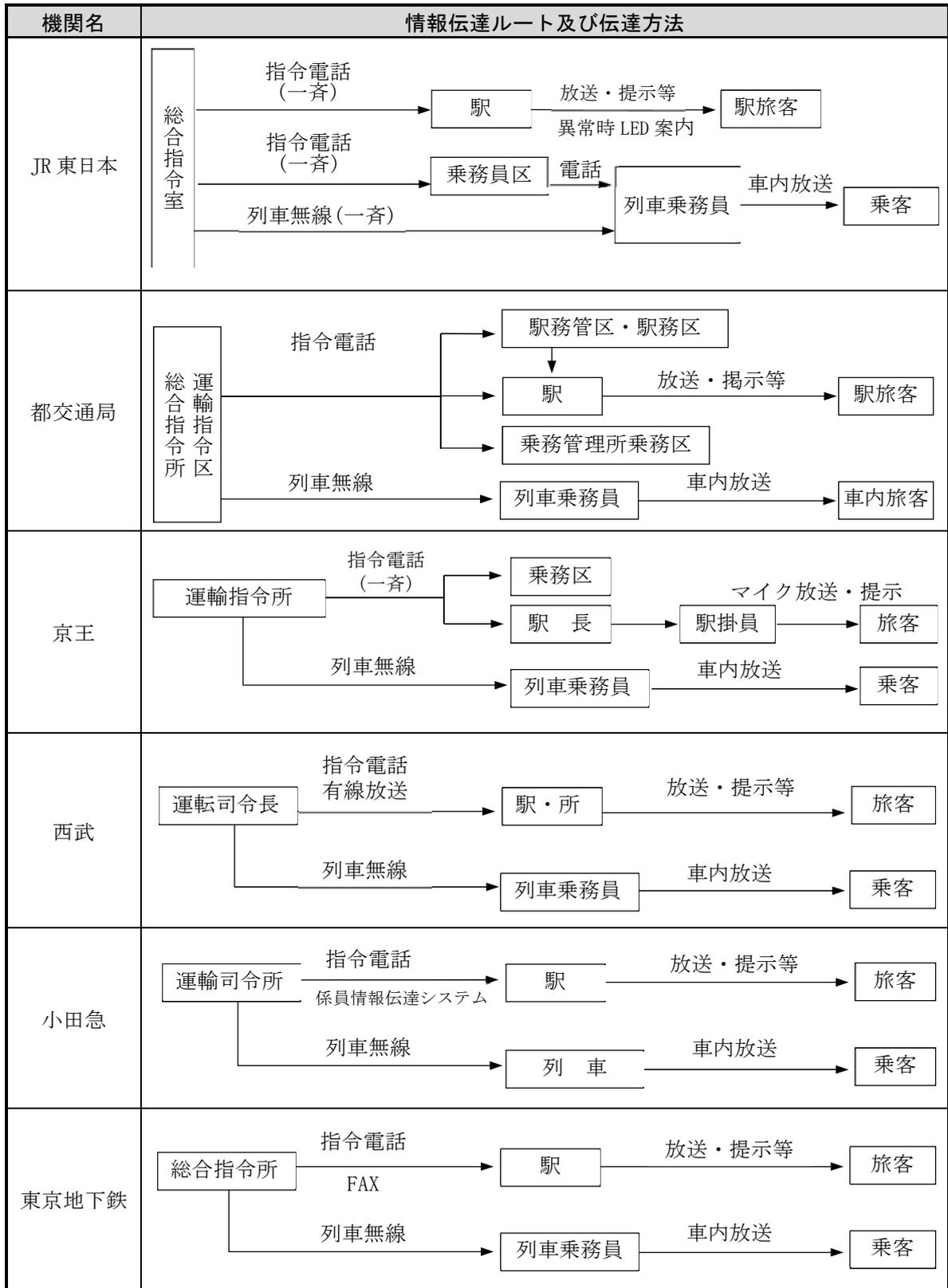
第5章 警戒宣言時の対応措置
第4節 警備、交通対策、公共輸送対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置



(2) 列車運行措置

ア JR東日本

巨大地震警戒対応及び巨大地震注意対応を取る必要がある間は、大きな揺れが到達する前に列車を停車させることを基本とする。また大きな揺れが到達する前に列車を停車させることができるよう最高速度を抑制して運転を行うこととする。

最高速度を抑制する区間

中央線 大月～茅野

東海道線 相模貨物ターミナル～来宮

伊東線 熱海～伊東

イ 都交通局及び民鉄各社

(7) 運行方針

防災関係機関、報道機関及びJR各社との協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運転を行う。

(1) 運行措置

機関名	警戒宣言当日	翌日以降
都交通局 京王 西武 東京地下鉄	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、これに伴う列車の遅延は、運転整理により対応するため、一部列車の間引き運転等が生じ、輸送力は平常ダイヤより減少する。	情報の内容に応じて、運行計画を決定する。 なお、運転速度、本数を制限した場合、輸送力は大幅に減少する。
小田急	警戒宣言が発せられたときは、強化地域内である相武台前～小田原間、藤沢～片瀬江ノ島間は列車の運転を中止する。強化地域外の区間では速度を低下させて運転を再開する。	運転速度、本数、区間等が制限されるため、輸送力は大幅に減少する。

第6編
対策計画
第1部
南海トラフ地震等防災
対策の考え方

第6編
対策計画
第2部
南海トラフ地震等防災
対策

第6編
対策計画
第3部
南海トラフ地震等防災
東海地震事前対策

第5章
警戒宣言時の対応措置

第5章 警戒宣言時の対応措置
第4節 警備、交通対策、公共輸送対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

(3) 乗客集中防止対策

警戒宣言が発せられた場合、乗客が一度に駅に集中し、大混乱が発生することが予想される。この場合、混乱による被害が発生するとともに、列車の運行に支障を及ぼす事が考えられる。このため、各機関において、乗客の集中を防止するため次の措置をとる。

機関名	内容
JR 東日本 都交通局 西武 小田急 東京地下鉄 東京消防庁	<ol style="list-style-type: none"> 1 平常時から、運転計画の概要、旅客見合せ、時差退社についての広報を行う。 2 警戒宣言時に、報道機関を通じ正確な運転状況等を報道するとともに時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅の呼び掛けを行う。 3 駅において、放送・掲示、ホームページ等により運転状況を旅客に周知するとともに、時差退社及び近距離通勤者の徒歩帰宅を呼び掛け、協力を要請する。 4 消防署は、平常時から、各事業所に対して、営業方針や任務分担による出社の判断、帰宅困難者となる従業員等の対策について指導を行う。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

(4) 主要駅での対応

警戒宣言が発せられた場合、ターミナル駅等での主要駅において旅客の混乱を防止するため、各機関において次の措置をとる。

機関名	内容
JR 東日本 都交通局 西武 小田急 東京地下鉄	<ol style="list-style-type: none"> 1 適切な放送を実施して、旅客の鎮静化に努める。 2 状況により、階段止め、改札止め等、入場制限を実施するとともに、旅客のう回誘導、一方通行等を早めに行う。 3 混雑の予想される主要駅には、状況に応じ応援要員を派遣するなどの措置を行う。 4 状況により、警察官の応援を要請。 5 状況により、乗車券の発売を制限又は中止。

(5) 主要駅等の警備

警視庁は、注意情報の発表後は、あらゆる手段を用いて正確な情報の収集に努め、混乱発生が予想され又は混乱が発生した駅等については、部隊を配備する。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

5 バス、タクシー等対策

都の計画に基づき、次の措置をとる。

(1) 情報伝達

乗務員は、防災信号（サイレン）、ラジオ及び警察官等から、警戒宣言が発せられたことを知ったときは、直ちに旅客に伝達する。

(2) 運行措置

機関名	内容
一般社団法人 東京バス協会	<p>1 路線バス</p> <p>(1) 運行方針 防災関係機関の協力のもとに地域の実情に応じた、可能な限りの運行を行う。</p> <p>(2) 運行計画</p> <p>ア 警戒宣言が発せられたときは、減速走行（一般道路20km/h、高速道40km/h）を行う。</p> <p>イ 減速走行及び交通渋滞等により、タイヤが遅延した場合、その状況に応じて運行本数削減の措置をとる。</p> <p>ウ 危険箇所等を通る路線については、運転中止、折返し、う回等事故防止のため適切な措置をとる。</p> <p>エ 翌日以降については、上記ア～ウにより運行するが、交通状況の変化に応じた措置をとる。</p> <p>オ 道路交通の混乱や旅客の集中による混乱等により通行が困難となった場合は、運行を中止する場合がある。</p> <p>2 貸切バス 貸切バスについては、必要やむを得ないものを除き運行を中止するが、この場合において、旅客の利便と安全について十分配慮するものとする。</p>
一般社団法人 東京ハイヤー・ タクシー協会	<p>タクシー・ハイヤーは、防災関係機関の協力のもとに、地域の実情に応じた可能な限りの運行を行う。</p> <p>この場合、減速走行（一般道路20km/h、高速道路40km/h）を行う。</p>

(3) 混乱防止措置

ア 旅客の集中防止

旅客の集中による混乱を防止するため、区、警察署、消防署、各鉄道機関及びバス会社等は、時差退社並びに近距離通勤者の徒歩帰宅等の徹底について区民及び事業所に対する広報及び指導を行う。

イ バスターミナル、タクシー乗り場等の混乱防止

関係機関が協力して、バスターミナル、タクシー乗り場等における旅客の混乱防止に当たる。

第5節 学校・病院・福祉施設等対策

1 学校等対策

区立の幼稚園及び小・中・特別支援学校における対策は、新宿区教育委員会編「新宿区立学校危機管理マニュアル」に定めるところにより実施する。その概要は次のとおりである。

なお、区内の私立学校については、東京都地域防災計画の定めるところにより、あらかじめ各学校において対策を定めておくよう指導する。

(1) 在 校（園）時

東海地震注意情報又は警戒宣言の発令を受信したときは、直ちに臨時職員会議を招集して教職員に伝達し、学級会、学年集会又は全校集会を通して、対応措置を明確にする。なお、注意情報が発令された時は、幼稚園は臨時休園、学校は災対教育部の指示によるものとし、警戒宣言が発令された時は、幼稚園、学校ともに臨時休業とする。

帰宅に際しては、保護者又は保護者の委任した代理人に引き渡すこととし、スクールバス利用（特別支援学校）の場合は、保護者と事前に定めた地点で引き渡す。

(2) 登下校（園）時

ア 登校前に東海地震注意情報発令の報道があった場合は、判定会の結論がでるまで自宅待機させる。

イ 登校途中で警戒宣言が発せられたときは、そのまま登校させる。すでに登校している場合は、児童・生徒は保護者又は保護者の委任した代理人に引き渡し、帰宅させる。引き渡しができない園児・児童・生徒については引き渡しまで学校（園）で保護する。

ウ 下校途中で警戒宣言が発せられたときは、直ちに帰宅させる。まだ在校中の場合、園児、児童・生徒は保護者又は保護者の委任した代理人に引き渡し、帰宅させる。引き渡しができない園児・児童・生徒については引き渡しまで学校（園）で保護する。交通機関利用の児童・生徒で、駅などが混乱し、その利用が困難と思われるときは、学校（園）に引き返すよう事前に指導しておく。

電話連絡網、緊急メール、学校ホームページのほか、災害時に回線がつながりにくい状況を想定し、災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の各種メディアを使用した児童・生徒及び保護者双方の安否確認手段を複数用意し、学校と保護者との連絡手段を確保するとともに、それらの手段もあらかじめ保護者に周知徹底しておく。

(3) 校外指導時

事前に移動経路上や現地にある一時集合場所、避難場所、避難所等の確認を確実に行うとともに、発災時における児童・生徒の安全確保対策について実施計画に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図る。

ア 宿泊を伴う場合

東海地震注意情報発令の報道があった場合、可能な限り帰校（園）することを原則とするが、交通機関等の混乱で不可能な場合は、待機し地元の官公署の指示を受ける。また、引率教員で、臨時防災対策組織を作り、諸活動を行う。

イ 往路、復路又は日帰りの場合

東海地震注意情報発令の報道があった時点で、交通機関の手配などを行い直ちに帰校（園）する。交通機関が利用不可能な場合は、地元の官公署の指示を受ける。

(4) その他の対策

あらかじめ校内組織の中で警戒宣言に伴う防災組織を設定しておき、活動を開始する。

2 病院・診療所

(1) 診療態勢

ア 病院及び診療所の外来診療は、医療機関の状況に応じ可能な限り平常通りの診療を行う。

イ 入院患者については、担当医師の判断により希望すれば退院の許可を与える。

なお、手術、検査については、医師が状況に応じて適切に対処するものとする。

(2) 防災措置

病院及び診療所には、医薬品類等危険なものがあるので、点検、防災措置を講じる。

3 福祉施設等

(1) 利用者等の扱い

ア 利用者等は、名簿を確認の上、保護者・家族等身元引受人に引き渡す。

なお、警戒宣言が解除されるまでの間は、保護者・家族等身元引受人において保護するように依頼する。

イ 引き取りのない利用者、又は身体が不自由で急な移動が困難な利用者等については、施設等で保護する。

ウ 通園・通所時間中の場合は、通園・通所経路に沿って利用者等を探索し保護する。

(2) 防災措置

ア 施設設備の点検

イ ライフラインの確認

ウ 落下、倒壊等の危険箇所の確認及び防止

エ 食料、飲料水、ミルク等の確保

オ 医薬品の確保

(3) その他

ア 利用者等の引き渡しに際しては、避難所等に関する情報をできるだけ提供し、安全確保に配慮する。

イ 職員・利用者・保護者等の防災教育を行う。

第5章 警戒宣言時の対応措置
第5節 学校・病院・福祉施設等対策

(4) 区の施設における施策

区の福祉施設及び区民施設等における対策は、次のとおりである。

施設	対応措置
保育園 子ども園	発令時をもって閉園とする。 1 園児は保護者又は代替保護者に引き渡す。 2 引き渡しができない園児については園で保護する。 3 園外保育時に発せられた場合は直ちに帰園するが、帰園が不可能な場合は最寄りの公共施設の指揮下に入る。
子ども総合センター 子ども家庭支援センター 児童館	発令時をもって閉館とする。 1 一般利用児は、安全が確認され、かつ自宅で適切に保護されることが確認された場合は帰宅させる。 2 学童クラブ・一時保育利用児は、保護者又は代替保護者に引き渡す。引き渡しができない利用児は館で保護し、保護者の引取りを待つ。 3 発達支援利用児は、直ちに保護者へ連絡するとともにバスコース等、通常的手段で帰宅させる。保護者と連絡がとれない者は、所内で保護し保護者の引取りを待つ。 4 各種活動で所外にいるときは、近接地の場合は直ちに帰所し、遠距離の場合は最寄りの警察署・消防署等の指示に従う。
薬王寺地域ささえあい館 シニア活動館 地域交流館	発令時をもって閉館とする。 1 利用者は帰宅させる。 2 帰宅の不可能な場合は館で保護する。
高齢者在宅 サービスセンター	発令時をもって閉館とする。 1 家族等に連絡し、帰宅可能な利用者は帰宅させる。 2 送迎バス利用者は、送迎バスで帰宅させる。 3 家族等への連絡がつかない者については、センターで保護し、家族等の引き取りを待つ。 4 センター外（バスハイク等）で警戒宣言が発せられた場合は直ちに帰館するが、帰館が不可能な場合は最寄りの公共施設の指揮下に入る。
あゆみの家 新宿生活実習所 障害者福祉センター	発令時をもって閉所とする。 1 会議室等の利用者は帰宅させる。 2 利用者は、直ちに保護者へ連絡するとともにバスコース等、通常的手段で帰宅させる。 3 保護者と連絡がとれない者は、所内で保護し、保護者の引取りを待つ。 4 所外にいるときは、近接地の場合は直ちに帰所し、遠距離の場合は最寄りの警察署・消防署等の指示に従う。
高田馬場福祉作業所 新宿福祉作業所	発令時をもって閉所とする。 1 利用者は、直ちに保護者へ連絡し、自宅が安全で帰宅可能な者（近距離徒歩通所者）は帰宅させる。 2 保護者と連絡がとれない者は、所内で保護し、保護者の引き取りを待つ。 3 所外にいるときは、近接地の場合は直ちに帰所し、遠距離の場合は最寄りの警察署・消防署等の指示に従う。
障害者生活支援センター	発令時をもって閉所とする。（通所事業） 1 会議室等の利用者は帰宅させる。 2 通所利用者は、自宅が安全な者は帰宅させる。 3 所外にいるときは、近接地の場合は直ちに帰所し、遠距離の場合は最寄りの警察署・消防署等の指示に従う。

福祉施設

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

施設		対応措置
教育施設	図書館 新宿歴史博物館 林芙美子記念館	発令時をもって閉館とする。 1 利用者は帰宅させる。
	女神湖高原学園	発令時に直ちに休園とする。 1 利用者については、数時間から数日後に発災するとの情報であれば宿泊を延長し待機する。警戒解除宣言又は発災後、交通機関の状況を確認し帰宅させる。
区民施設	生涯学習館 区民ギャラリー 佐伯祐三アトリエ記念館 中村彝アトリエ記念館 漱石山房記念館	発令時をもって閉館とする。 1 利用者は帰宅させる。
	新宿コズミックセンター 新宿スポーツセンター 大久保スポーツプラザ 四谷スポーツスクエア 公園内運動施設 (野球場、庭球場、 運動広場)	発令時にただちに閉館とはしないが、利用者に中止又は自粛するよう要請し、その後の措置は原則として主催者との協議により決定する。
	地域センター 元気館	発令時に直ちに休館とはしないが、集会等を中止又は自粛するよう要請し、その後の措置は原則として主催者との協議により決定する。
	区民保養所 区民健康村	発令時に直ちに休館する。 1 宿泊者については、数時間から数日後に発災するとの情報であれば、宿泊を延長し待機する。警戒解除宣言又は発災後、交通機関の状況を確認し帰宅させる。
	新宿文化センター 区民ホール	発令時をもって施設利用を中止する。 1 翌日以降も同様とする。 2 利用中止後の処置は、原則として各主催者との協議により退館を行う。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

第5章 警戒宣言時の対応措置

第6節 百貨店・劇場・高層ビル・地下街等対策

百貨店・劇場・高層ビル・地下街等、不特定多数が利用する施設については、「東京都地域防災計画（震災編）第4部 南海トラフ地震等防災対策 第5章 東海地震事前対策 第6節 警戒宣言時の応急活動体制」に定めるところにより措置するほか、新宿区の特殊性を加味して、次の対策についても推進する。

1 百貨店

顧客への警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。

2 劇場・映画館等

- (1) 火気使用の中止又は制限をさせる。
- (2) 消防用設備等の点検及び確認を行うよう指導する。
- (3) 避難施設の確認を行うよう指導する。

- (4) 救急措置に必要な資材の準備を行うよう指導する。
- (5) 混乱防止の観点から営業を中止又は自粛するよう要請する。ただし、駅等の混乱状況によっては弾力的に運用する。
- (6) 施設利用者へは警戒宣言の情報を適切な方法で伝達し、混乱を防止するため、従業員による適切な誘導を行うよう指導する。

3 高層ビル

- (1) 高層ビル店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の中止又は自粛を要請する。また一般事務所については、努めて平常通り営業を継続するよう指導する。
- (2) 店舗等の利用者に対しては、ブロックごとに必要な情報を伝達するとともに時間差を設けて誘導するよう指導する。なお、従業員等の退社は利用客の退館後とし、新宿駅周辺の状況に留意しながら、時間差退社を行うよう指導する。
- (3) エレベーターは運転を中止し、避難時に階段を利用するよう指導する。
- (4) 新宿新都心開発協議会（SKK）会員相互並びに周辺高層ビル間との連絡を密にして、新宿駅周辺の混乱防止を図るため総合的な事前計画に基づく措置を講じるよう指導する。
- (5) 火気使用の中止又は制限をさせる。
- (6) 消防用設備等の点検及び確認を行うよう指導する。
- (7) 避難施設の確認を行うよう指導する。
- (8) 救急措置に必要な資材の準備を行うよう指導する。

4 地下街

- (1) 地下商店街店舗については、混乱防止及び出火防止の観点から営業の中止又は自粛を要請する。
- (2) 店舗等の利用者に対しては、必要な情報を伝達するとともに、従業員により安全な場所へ誘導するよう指導する。
- (3) 新宿地下街等共同防火管理協議会（地下防）会員相互の連絡を密にして、新宿駅周辺の地下街における混乱防止を図るため総合的な事前計画に基づく措置を講じるよう指導する。
- (4) 火気使用の中止又は制限をさせる。
- (5) 消防用設備等の点検及び確認を行うよう指導する。
- (6) 避難施設の確認を行うよう指導する。
- (7) 救急措置に必要な資材の準備を行うよう指導する。

第7節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

1 電力

(1) 電力の供給

警戒宣言が発せられた場合においても電力の供給は継続する。

(2) 人員、資機材の点検確保

ア 要員の確保

対策要員は、東海地震注意情報あるいは警戒宣言が発せられたことを知ったときには、関係箇所からの呼集を待つことなく速やかに新宿支社に参集する。

イ 資機材の確保

(ア) 調達

支部長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により可及的速やかに東京総支社に参集する。

ア) 現地調達

イ) 支部相互の流用

ウ) 他電力会社等からの融通

(イ) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、原則としてあらかじめ調達契約をしている請負会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

(ウ) 復旧資材置場等の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、区本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(3) その他

仕掛り中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全および設備保全上の応急措置を速やかに実施する。この場合において地震発生の危険性に鑑み、作業上の安全に十分配慮する。

2 ガス

(1) ガスの供給

警戒宣言が発せられた場合においても、原則としてガスの製造・供給はそのまま継続することとし地震発生時の二次災害の防止又は軽減を図るための応急措置を、迅速かつ的確に講じ得る全社態勢を確立する。

(2) 避難等の要請

本社、事務所等の見学者、訪問者等に対して、警戒宣言が発せられた旨を伝達し、避難、帰宅等を要請する。

(3) 工事等の中断

工事中又は作業中のガス工作物等については、状況に応じて保安措置を講じた上、工事又は作業を中断する。

(4) 人員、資機材の点検確保

ア 人員の確保と配備

第5章 警戒宣言時の対応措置

第7節 電気、ガス、上下水道、電話、通信対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第1部 対策の考え方

勤務時間内、時間外及び休日における、あらかじめ定められた動員計画に基づき、保安要員を確保し、警戒態勢を確保する。

イ 資機材の点検・確保

保安通信設備の健全性確認並びに保安電源設備の燃料残量確認及び確保並びに復旧工事用資機材の点検整備を行う。

(5) 警戒宣言時の需要家に対する広報の内容等

ア 広報の内容

(7) 不使用ガス栓の閉止の確認

(4) 地震発生時のマイコンメータ自動停止、身の安全の確保

(5) 地震がおさまった後のマイコンメータ復帰操作

イ 広報の方法

(7) 広報車等により、広報内容を直接需要家に呼び掛ける。

(4) テレビ、ラジオ等の報道機関に対し、広報内容の報道を要請する。

(5) 区とも必要に応じて連携を図る。

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第2部 南海トラフ地震等防災
対策

第6編 南海トラフ地震等防災
対策計画
第3部 東海地震事前対策

3 上水道

(1) 水道水の供給

警戒宣言発令中においても、都水道局により水道水は平常どおり供給する。また、発災に備えて飲料水を確保することなど、次の内容の広報を行う。

ア 当座の飲料水の汲み置き

イ 地震発生後の避難に当たっての注意事項

ウ 地震発生後の広報等の実施方法

エ 地震発生後における住民への注意事項

(2) 人員、資器材の点検確保態勢

警戒宣言が発せられた場合は、直ちに、発災に備えて給水対策本部を設置し、各事業所における情報連絡、広報、水道施設の保安点検の強化及び応急資器材の点検整備等の実施に万全を期するとともに、震災発生時には速やかに応急対策活動に移行できる態勢を確立する。

(3) 施設等の保安措置

ア 浄水場（所）、給水所等は、くみおきに対処しうるよう送配水圧を調整する。

イ 警戒宣言が発せられた後の施設の保安点検は、あらかじめ定められた警戒宣言時保安点検要領に従い実施する。

ウ 工事現場においては、工事を一時中止して安全措置を講じる。また、掘削を伴う工事で速やかに安全強化措置がとれないものは、原則として埋戻しを行う。

4 下水道

警戒宣言が発せられた場合、都下水道局は下水の処理は継続し、次のとおり対処する。

(1) 危険物に対する保安措置

ア 警戒宣言が発せられた場合、直ちに関連する作業を中止し、次の措置を講じるとともに、火気厳禁等の指令及び関係者以外を近づけないようにする。

第5章 警戒宣言時の対応措置

(ア) 配管等の損傷により、危険物が漏洩した場合は、貯蔵タンク、サービスタンク等の元バルブを閉める。

(イ) タンクローリーからの貯蔵タンクへの荷卸し中の場合は、即時、荷卸し作業を中止する。

イ 水再生センターは、3交替勤務体制により措置しているが、警戒宣言が発せられた場合は、第2非常配備態勢要員を配置し、保安の徹底に努める。

(2) 施設等の保安措置

ア 施設の被害を最小限にとどめ、汚水、雨水の排除に支障のないよう排水能力の確保に万全を期すために、次の施設について、巡視・点検の強化及び整備を行う。

(ア) 管渠施設

(イ) 水再生センター施設

イ 工事現場においては、工事を即時中断し、現場の保安態勢を確認の上、応急資機材の状況把握と準備を行う。

5 電話・通信

(1) 警戒宣言時の輻輳防止措置

東海地震注意情報発令の報道直後から、防災関係機関等の情報連絡及び区民等による家族間等の通話が集中的に発生し、電話が著しくかかりにくくなることが予想される。

この場合において、防災機関等の重要通話の優先確保とともに、一般通話を可能な限り確保することを基本に、NTT 東日本は次のとおり必要な措置を行う。

ア 確保する業務

(ア) 防災関係機関等の災害時優先電話からのダイヤル通話

(イ) 街頭公衆電話（緑色、グレー）からの通話

(ウ) 非常・緊急扱い通話（交換手扱いの通話）

(エ) 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）等の提供準備

イ 可能な限りにおいて取扱う業務

(ア) 一般加入電話からのダイヤル通話

(イ) 一般電報の発信及び電話による配達

(ウ) 防災関係機関等からの緊急な要請への対応

1) 故障修理

2) 臨時電話、臨時専用線等の開通

〔注〕ただし、避難命令発令下においては実施しない業務がある。

(2) 広報措置の実施

東海地震注意情報発令の報道開始後及び警戒宣言時、一般の利用者に対し、ラジオ、テレビ、及び地域の広報活動等により、次のとおり広報を実施する。

(ア) 通信の疎通状況及び利用制限等の措置並びに代替となる通信手段

（自動通話に関するもののほか、手動扱いの通話、番号案内業務を含む。）

(イ) 電報の受付及び配達状況

(ウ) 加入電話等の開通、移転等の工事及び故障修理等の実施状況

(エ) お客様に対し協力を要請する事項（災害用伝言サービスの準備状況を含む。）

(オ) その他必要とする事項

(3) 防災措置の実施

警戒宣言発令時の防災措置は、以下のとおり実施する。

- (ア) 警戒宣言等情報の伝達と周知
- (イ) 情報連絡室若しくは地震災害警戒本部の設置
- (ウ) 地震防災対策に係る各種情報の収集と伝達
- (エ) 災害対策用機器の点検、整備及び非常配備
- (オ) 応急復旧態勢確立のための諸措置（要員、資材、物資、災対機器及び車両等の確保並びに輸送に関する確認と手配等）
- (カ) グループ会社等の応援に関する確認と手配
- (キ) 電気通信設備等の巡視点検
- (ク) 工事中の電気通信設備等に対する安全措置
- (ケ) その他発災に備えた諸措置（重要書類の非常持出し、広報、その他）等

第8節 生活物資対策

1 営業の確保

食料及び生活必需品を取扱う百貨店、スーパーマーケット、小売店、生活協同組合等については、極力営業を継続するよう要請する。

2 区民等に対する広報

区民等に対しては、生活必需品取扱店では営業を継続していること、及び買い急ぎ、買いだめをしないこと等を、同報無線、広報車その他の手段により周知を図る。

第9節 金融対策

関係機関（関東財務局、日本銀行、都）の指導方針に基づき、各金融機関に対し、次の措置をとるよう協力依頼するとともに、区民に対して広報を行う。

1 金融機関の対応措置

- (1) 原則として平常通り営業する。やむをえず業務の一部を中止する場合においても普通預金の払戻し業務については、できるだけ継続する。
- (2) 店頭の顧客に対しては、警戒宣言が発せられたことを伝達するとともに、店頭はその旨を掲出する。
- (3) 店頭の顧客及び従業員の安全の確保に十分に配慮する。

2 区民に対する広報

区内の各金融機関は原則として平常通り営業する旨、日常から周知を図る。

第10節 避難対策

東海地震が発生した場合、区の予想震度は5弱と予想されるので、原則として避難の必要はない。しかし、崖、擁壁等の危険性のある地域については、各関係機関と連絡を密にし対処していくものとする。

第11節 救援・救護対策

1 給水態勢

区及び都水道局は、相互に密接な連絡をとり、発災後の応急給水が必要となることを考慮して給水用資器材の点検整備を行う。

2 食料等の配付態勢

- (1) 区は、発災後に被災者に対して食料等の配付が必要となることを考慮して、備蓄物資の輸送配分を行うための準備態勢をとる。
- (2) 区は、備蓄物資等の輸送を確保するため、庁有車を待機させるとともに、関係業界に協力を要請する。
- (3) 救援物資の即時調達態勢を確保するため、関係業者に協力を要請する。

3 医療救護態勢

区は、各保健センターに地域保健調整本部を設置する。

区は「災害時の医療救護活動についての協定」に基づき、医師会に対し、医療救護班の派遣準備を要請する。

令和5年度修正（第30次修正）

新宿区地域防災計画

本 冊

＊

発 行：新宿区防災会議事務局（新宿区危機管理担当部危機管理課）

〒160-8484 東京都新宿区歌舞伎町1-4-1

電話：03-3209-1111(代表)

FAX：03-3209-4069

e-mail：bosai@city.shinjuku.lg.jp

ホームページ：http://www.city.shinjuku.lg.jp/

＊

令和●年●月

印刷物作成番号

()